

平成23年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成23年 2 月 15 日 開会

平成23年 3 月 29 日 閉会

43日間

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	9
1. 開会日に応招した議員	11

○第1号（2月15日）

1. 開会年月日時	13
1. 議事日程	13
1. 本日の会議に付した事件	13
1. 出席議員	15
1. 説明のため出席した者の職、氏名	15
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	16
1. 開 会	16
1. 諸般の報告	16
1. 日程第1 議席の変更	16
1. 日程第2 会議録署名議員の指名	16
1. 日程第3 常任委員の所属変更の件	16
1. 日程第4 議会運営委員の変更の件	17
1. 日程第5 議会運営委員辞任の件	17
1. 日程追加 議会運営委員選任の件	17
1. 日程第6 特別委員辞任の件	17
1. 日程追加 特別委員選任の件	17
1. 日程第7 会期の決定	18
1. 日程第8 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第36号議案まで	18
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	18
1. 人事委員会（仲吉朝信君）の意見	23
1. 日程第9 陳情第6号の4、第7号、第9号及び第15号の付託の件	23
1. 委員会付託	23
1. 休会の議決	24
1. 散 会	24

○第2号（2月22日）

1. 開議年月日時	27
1. 議事日程	27
1. 本日の会議に付した事件	27
1. 出席議員	27
1. 欠席議員	27
1. 説明のため出席した者の職、氏名	27
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	28
1. 開 議	28
1. 諸般の報告	28
1. 日程第1 代表質問	28
新垣 哲司君	28

池間 淳君	39
座喜味一幸君	52
1. 散 会	66

○第3号（2月23日）

1. 開議年月日時	69
1. 議事日程	69
1. 本日の会議に付した事件	69
1. 出席議員	69
1. 欠席議員	69
1. 説明のため出席した者の職、氏名	69
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	70
1. 開 議	70
1. 日程第1 代表質問	70
崎山 嗣幸君	70
仲宗根 悟君	82
糸洲 朝則君	95
上原 章君	103
1. 散 会	114

○第4号（2月24日）

1. 開議年月日時	117
1. 議事日程	117
1. 本日の会議に付した事件	117
1. 出席議員	118
1. 欠席議員	118
1. 説明のため出席した者の職、氏名	118
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	119
1. 開 議	119
1. 諸般の報告	119
1. 一括議題 { 日程第1 議員提出議案第1号 新たな沖縄振興のための法制度の 創設を求める意見書 日程第2 議員提出議案第2号 「新たな沖縄振興のための制度提 言」の中に法制度を盛り込むこと を求める決議 }	119
1. 当銘 勝雄君の提案理由説明	119
1. 採 決	120
1. 議員派遣	120
1. 一括議題 { 日程第3 議員提出議案第3号 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート 降下訓練に関する意見書 日程第4 議員提出議案第4号 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート 降下訓練に関する抗議決議 }	120
1. 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明	120
1. 採 決	120

西銘 純恵さん	254
照屋 大河君	264
仲村 未央さん	271
渡久地 修君	279
上里 直司君	289
嘉陽 宗儀君	299
1. 散 会	308

○第7号（3月1日）

1. 開議年月日時	311
1. 議事日程	311
1. 本日の会議に付した事件	311
1. 出席議員	313
1. 欠席議員	313
1. 説明のため出席した者の職、氏名	313
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	313
1. 開 議	314
1. 諸般の報告	314
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から 乙第36号議案まで }	314
1. 一般質問・質疑	314
山内 末子さん	314
平良 昭一君	325
玉城 満君	336
當間 盛夫君	345
金城 勉君	356
當山 眞市君	364
仲田 弘毅君	372
1. 散 会	381

○第8号（3月2日）

1. 開議年月日時	383
1. 議事日程	383
1. 本日の会議に付した事件	383
1. 出席議員	385
1. 説明のため出席した者の職、氏名	385
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	386
1. 開 議	386
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から 乙第36号議案まで }	386
1. 一般質問・質疑	386
島袋 大君	386

翁長 政俊君	395
吉田 勝廣君	404
吉元 義彦君	414
桑江朝千夫君	419
嶺井 光君	426
中川 京貴君	433
佐喜真 淳君	443
1. 日程第3 乙第32号議案及び甲第26号議案の撤回の件	452
1. 知事（仲井眞弘多君）の撤回の理由の説明	452
1. 採 決	453
1. 予算特別委員会の設置	453
1. 予算特別委員会委員の選任	453
1. 委員会付託	453
1. 休会の議決	453
1. 散 会	453

○第9号（3月8日）

1. 開議年月日時	455
1. 議事日程	455
1. 本日の会議に付した事件	455
1. 出席議員	456
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	456
1. 開 議	456
1. 諸般の報告	456
1. 日程追加 議員提出議案第5号 ケビン・メア米 국무省日本部長の発言に対する抗議決議	457
1. 池間 淳君の提案理由説明	457
1. 採 決	457
1. 議員派遣	457
1. 日程第1 乙第10号議案、乙第11号議案、乙第14号議案及び乙第17号議案	457
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	458
1. 採 決	459
1. 日程第2 乙第9号議案	459
1. 委員長報告（土木文化環境委員長）	459
1. 採 決	460
1. 日程第3 乙第25号議案	460
1. 委員長報告（経済労働委員長）	460
1. 採 決	461
1. 日程第4 乙第26号議案	461
1. 委員長報告（土木文化環境委員長）	461
1. 採 決	462
1. 日程第5 甲第24号議案、甲第25号議案及び甲第27号議案から甲第36号議案まで	462
1. 委員長報告（予算特別委員長）	462
1. 甲第24号議案及び甲第31号議案に対する修正の動議の提出	464
1. 前田 政明君の提出理由説明	464
1. 討 論	466

西銘 純恵さん	466
新垣 良俊君	467
1. 採 決	468
1. 日程第6 陳情第18号、第37号、第38号の2及び第39号から第41号までの付託の件	468
1. 委員会付託	468
1. 休会の議決	468
1. 散 会	468

○第10号（3月29日）

1. 開議年月日時	471
1. 議事日程	471
1. 本日の会議に付した事件	472
1. 出席議員	474
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	475
1. 開 議	475
1. 黙 禱（東北地方太平洋沖地震）	475
1. 諸般の報告	475
1. 日程第1 乙第1号議案から乙第8号議案まで及び乙第24号議案	475
1. 委員長報告（総務企画委員長）	475
1. 採 決	478
1. 日程第2 乙第18号議案及び乙第19号議案	478
1. 委員長報告（経済労働委員長）	478
1. 採 決	479
1. 日程第3 乙第12号議案、乙第13号議案、乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第22号議案	479
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	479
1. 討 論	481
玉城ノブ子さん	481
佐喜真 淳君	482
1. 採 決	482
1. 日程第4 乙第20号議案及び乙第21号議案	482
1. 委員長報告（土木文化環境委員長）	483
1. 採 決	483
1. 日程第5 議員提出議案第6号 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例	483
1. 大城 一馬君の提案理由説明	483
1. 採 決	484
1. 日程第6 乙第27号議案、乙第29号議案から乙第31号議案まで及び乙第34号議案から 乙第36号議案まで	484
1. 委員長報告（総務企画委員長）	484
1. 採 決	485
1. 日程第7 乙第28号議案	486
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	486
1. 採 決	486
1. 日程第8 乙第33号議案	486
1. 委員長報告（土木文化環境委員長）	487
1. 採 決	487

1. 日程第9 甲第1号議案から甲第23号議案まで	487
1. 委員長報告（予算特別委員長）	487
1. 討 論	491
新垣 良俊君	491
奥平 一夫君	492
西銘 純恵さん	493
池間 淳君	496
崎山 嗣幸君	496
照屋 守之君	497
前田 政明君	500
山内 末子さん	501
赤嶺 昇君	503
嘉陽 宗儀君	504
金城 勉君	506
仲村 未央さん	507
赤嶺 昇君	508
1. 採 決	509
1. 一括議題 { 日程第10 議員提出議案第7号 東北地方太平洋沖地震被害に対する 支援体制の整備等を求める意見書 日程第11 議員提出議案第8号 東北地方太平洋沖地震被害に対する 支援決議 }	510
1. 當間 盛夫君の提案理由説明	510
1. 採 決	510
1. 一括議題 { 日程第12 議員提出議案第9号 北方領土問題の早期解決を求める意見書 日程第13 議員提出議案第10号 離島の保全・支援等に関する意見書 }	510
1. 當間 盛夫君の提案理由説明	511
1. 採 決	511
1. 一括議題 { 日程第14 議員提出議案第11号 嘉手納飛行場より南の米軍基地の 返還に関する意見書 日程第15 議員提出議案第12号 嘉手納飛行場より南の米軍基地の 返還に関する決議 }	511
1. 渡嘉敷喜代子さんの提案理由説明	511
1. 採 決	512
1. 日程第16 陳情平成20年第175号、陳情第6号、第16号、第27号及び第49号	512
1. 委員長報告（総務企画委員長）	512
1. 採 決	512
1. 日程第17 陳情第2号、第29号及び第30号	512
1. 委員長報告（経済労働委員長）	512
1. 採 決	512
1. 日程第18 陳情平成22年第28号、同第29号、陳情第10号、第17号、第34号及び第36号	512
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	512
1. 採 決	513
1. 日程第19 閉会中の継続審査の件	513
1. 採 決	513
1. 閉 会	513

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	515
1. 議員提出議案	615
1. 諸般の報告	629
1. 議案付託表	631
1. 委員会審査報告書	633
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	649
1. 予算特別委員名簿	665
1. 変更議席表	667
1. 請願・陳情文書表	669
1. 議案等処理一覧表	703
1. 議案の撤回	705

平成23年第2回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期43日間 自 平成23年2月15日
至 平成23年3月29日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	2月15日	火	本 会 議 (議席の変更) (会議録署名議員の指名) (常任委員の所属変更の件) (議会運営委員の変更の件) (議会運営委員辞任の件) (特別委員辞任の件) (会期の決定) (知事提出議案の説明)	請願・陳情付託
2	16日	水	議案研究	
3	17日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4	18日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5	19日	土	休 会	
6	20日	日	休 会	
7	21日	月	議案研究	
8	22日	火	本 会 議（代表質問）	
9	23日	水	本 会 議（代表質問）	
10	24日	木	本 会 議（代表質問）	
11	25日	金	本 会 議（一般質問）	
12	26日	土	休 会	
13	27日	日	休 会	
14	28日	月	本 会 議（一般質問）	
15	3月1日	火	本 会 議（一般質問）	
16	2日	水	本 会 議（一般質問） (予算特別委員会設置)	議案付託
17	3日	木	委 員 会（補正予算審査）	請願・陳情提出期限 (特別委)
18	4日	金	委 員 会（補正予算・先議案件審査）	
19	5日	土	休 会	
20	6日	日	休 会	
21	7日	月	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
22	8日	火	本 会 議（補正予算・先議案件委員長報告、採決）	請願・陳情付託（特別委）
23	9日	水	委 員 会（予算特別委員会）	
24	10日	木	委 員 会（予算特別委員会）	
25	11日	金	委 員 会（予算特別委員会）	
26	12日	土	休 会	
27	13日	日	休 会	
28	14日	月	委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情提出期限 (常任委)
29	15日	火	委 員 会（予算特別委員会）	
30	16日	水	委 員 会（予算特別委員会）	
31	17日	木	委 員 会（予算特別委員会）	請願・陳情付託（常任委）
32	18日	金	委 員 会（予算特別委員会）	
33	19日	土	休 会	
34	20日	日	休 会	
35	21日	月	休 会	春分の日
36	22日	火	委 員 会（常任委員会）	
37	23日	水	委 員 会（常任委員会）	
38	24日	木	委 員 会（常任委員会）	
39	25日	金	委 員 会（特別委員会）	
40	26日	土	休 会	
41	27日	日	休 会	
42	28日	月	議案整理 委 員 会（議会運営委員会）	
43	29日	火	本 会 議（委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

高 嶺 善 伸 君
 玉 城 義 和 君
 上 原 章 君
 島 袋 大 君
 中 川 京 貴 君
 桑 江 朝千夫 君
 平 良 昭 一 君
 仲 村 未 央 さん
 照 屋 大 河 君
 渡久地 修 君
 瑞慶覧 功 君
 山 内 末 子 さん
 上 里 直 司 君
 吉 田 勝 廣 君
 當 山 眞 市 君
 吉 元 義 彦 君
 座喜味 一 幸 君
 佐喜真 淳 君
 玉 城 満 君
 仲宗根 悟 君
 崎 山 嗣 幸 君
 西 銘 純 恵 さん
 新 垣 清 涼 君
 新 垣 安 弘 君

前 島 明 男 君
 新 垣 良 俊 君
 仲 田 弘 毅 君
 照 屋 守 之 君
 辻 野 ヒロ子 さん
 嶺 井 光 君
 赤 嶺 昇 君
 当 銘 勝 雄 君
 渡嘉敷 喜代子 さん
 前 田 政 明 君
 玉 城 ノブ子 さん
 奥 平 一 夫 君
 比 嘉 京 子 さん
 金 城 勉 君
 糸 洲 朝 則 君
 翁 長 政 俊 君
 浦 崎 唯 昭 君
 池 間 淳 君
 新 垣 哲 司 君
 具 志 孝 助 君
 當 間 盛 夫 君
 新 里 米 吉 君
 嘉 陽 宗 儀 君
 大 城 一 馬 君

平成23年 2月15日

平成23年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成23年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第1号）

平成23年2月15日（火曜日）午前10時1分開会

議 事 日 程 第1号

平成23年2月15日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 常任委員の所属変更の件
- 第4 議会運営委員の変更の件
- 第5 議会運営委員辞任の件
- 第6 特別委員辞任の件
- 第7 会期の決定
- 第8 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第36号議案まで（知事説明）
- 第9 陳情第6号の4、第7号、第9号及び第15号の付託の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 常任委員の所属変更の件
- 日程第4 議会運営委員の変更の件
- 日程第5 議会運営委員辞任の件
- 日程追加 議会運営委員選任の件
- 日程第6 特別委員辞任の件
- 日程追加 特別委員選任の件
- 日程第7 会期の決定
- 日程第8 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第36号議案まで
 - 甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計予算
 - 甲第2号議案 平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
 - 甲第3号議案 平成23年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
 - 甲第4号議案 平成23年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
 - 甲第5号議案 平成23年度沖縄県下地島空港特別会計予算
 - 甲第6号議案 平成23年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
 - 甲第7号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計予算
 - 甲第8号議案 平成23年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
 - 甲第9号議案 平成23年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
 - 甲第10号議案 平成23年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
 - 甲第11号議案 平成23年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
 - 甲第12号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
 - 甲第13号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
 - 甲第14号議案 平成23年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
 - 甲第15号議案 平成23年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

甲第16号議案	平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
甲第17号議案	平成23年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
甲第18号議案	平成23年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
甲第19号議案	平成23年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
甲第20号議案	平成23年度沖縄県公債管理特別会計予算
甲第21号議案	平成23年度沖縄県病院事業会計予算
甲第22号議案	平成23年度沖縄県水道事業会計予算
甲第23号議案	平成23年度沖縄県工業用水道事業会計予算
甲第24号議案	平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）
甲第25号議案	平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
甲第26号議案	平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
甲第27号議案	平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）
甲第28号議案	平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第3号）
甲第29号議案	平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
甲第30号議案	平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
甲第31号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
甲第32号議案	平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第2号）
甲第33号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
甲第34号議案	平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第35号議案	平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
甲第36号議案	平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）
乙第1号議案	沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第2号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第3号議案	沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
乙第9号議案	沖縄県新しい公共支援事業基金条例
乙第10号議案	沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第11号議案	沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例
乙第12号議案	沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第13号議案	沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
乙第14号議案	沖縄県ワクチン接種促進基金条例
乙第15号議案	沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案	沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例
乙第19号議案	沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第22号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

乙第23号議案 沖縄県暴力団排除条例
 乙第24号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
 乙第25号議案 土地の処分について
 乙第26号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
 乙第27号議案 交通事故に関する和解等について
 乙第28号議案 交通事故に関する和解等について
 乙第29号議案 配当異議請求事件の和解について
 乙第30号議案 配当異議請求事件の和解について
 乙第31号議案 配当異議請求事件の和解について
 乙第32号議案 訴えの提起について
 乙第33号議案 訴えの提起について
 乙第34号議案 包括外部監査契約の締結について
 乙第35号議案 副知事の選任について
 乙第36号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第9 陳情第6号の4、第7号、第9号及び第15号の付託の件

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸	君	24番	前島明男	君
副議長	玉城義和	君	25番	新垣良俊	君
1番	上原章	君	26番	仲田弘毅	君
2番	島袋大	君	27番	照屋守之	君
3番	中川京貴	君	28番	辻野ヒロ子	さん
4番	桑江朝千夫	君	29番	嶺井光	君
5番	平良昭一	君	30番	赤嶺昇	君
6番	仲村未央	さん	31番	当銘勝雄	君
7番	照屋大河	君	32番	渡嘉敷喜代子	さん
8番	渡久地修	君	33番	前田政明	君
9番	瑞慶覧功	君	34番	玉城ノブ子	さん
10番	山内末子	さん	35番	奥平一夫	君
11番	上里直司	君	36番	比嘉京子	さん
12番	吉田勝廣	君	37番	金城勉	君
13番	當山眞市	君	38番	糸洲朝則	君
14番	吉元義彦	君	39番	翁長政俊	君
15番	座喜味一幸	君	40番	浦崎唯昭	君
16番	佐喜真淳	君	41番	池間淳	君
17番	玉城満	君	42番	新垣哲司	君
18番	仲宗根悟	君	43番	具志孝助	君
19番	崎山嗣幸	君	44番	當間盛夫	君
20番	西銘純恵	さん	46番	新里米吉	君
21番	新垣清涼	君	47番	嘉陽宗儀	君
23番	新垣安弘	君	48番	大城一馬	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君	知事公室長	又吉	進	君
副知事	安里カツ子	さん	総務部長	兼島	規	君
副知事	上原良幸	君	企画部長	川上	好久	君

文化環境部長	下 地 寛 君
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君
企業局長	宮 城 嗣 三 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君
会計管理者	米 蔵 博 美 さん
知事公室 秘書広報統括監	饒平名 知 成 君
総務部 財政統括監	新 垣 郁 男 君

教育委員会 委員長	中 野 吉三郎 君
教 育 長	金 武 正八郎 君
公安委員会委員	幸 喜 徳 子 さん
警 察 本 部 長	村 田 隆 君
労働委員会会長	比 嘉 正 幸 君
人 事 委 員 会 長	仲 吉 朝 信 君
委 員 会 長	
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
次 長	新 城 博 君	主 査	仲宗根 章 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君		
副 参 事 兼 課 長 補 佐	平 田 善 則 君		

○議長（高嶺善伸君） ただいまより平成23年第2回
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きま
す。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案72
件並びに今期定例会提出予算説明書、積算内訳書、平
成23年1月末現在の平成22年度一般会計予算執行状況
報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出
がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特
別委員会に付託すべき陳情を除く陳情15件は、お手元
に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員
会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた公安委員会委員長
翁長良盛君は、別用務のため本日、22日、24日、28日
及び3月1日の会議に出席できない旨の届け出があり
ましたので、その代理として本日及び22日の会議に公
安委員会委員幸喜徳子さん、24日、28日及び3月1日
の会議に同委員会委員安里昌利君の出席を求めまし
た。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
より御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 議席の変更を行いま
す。

新会派の結成に伴い、会議規則第4条第3項の規定
により議席の一部をお手元に配付の変更議席表のと
おりそれぞれ変更いたします。

〔変更議席表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条
の規定により

29番 嶺 井 光 君 及び

36番 比 嘉 京 子 さん

を指名いたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 常任委員の所属変
更の件を議題といたします。

本件については、新会派の結成に伴い各派の所属議
員数に異動があるため常任委員の各派割り当て数を変
更する必要があります。

また、総務企画委員の崎山嗣幸君から土木文化環境
委員に、土木文化環境委員の高嶺善伸君から総務企画
委員に、それぞれ都合により委員会の所属を変更され

たい旨の申し出があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により、総務企画委員の玉城義和君を経済労働委員に、経済労働委員の上里直司君を総務企画委員に、また、総務企画委員の崎山嗣幸君を土木文化環境委員に、土木文化環境委員の高嶺善伸君を総務企画委員にそれぞれ委員会の所属を変更いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 議会運営委員の変更の件を議題といたします。

本件については、新会派の結成に伴い各派の所属議員数に異動があるため議会運営委員の各派割り当て数を変更する必要があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第4条第2項の規定により議会運営委員の當山眞市君を玉城義和君に変更いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 議会運営委員辞任の件を議題といたします。

1月13日、前田政明君から、都合により議会運営委員を辞任したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

前田政明君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、前田政明君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま前田政明君の議会運営委員の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、議会運営委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 議会運営委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により嘉陽宗儀君を指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に嘉陽宗儀君を選任することに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 日程第6 特別委員辞任の件を議題といたします。

2月4日、山内末子さんから米軍基地関係特別委員を、玉城義和君から沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員をそれぞれ都合により辞任したい旨の願ひ出がありました。

お諮りいたします。

山内末子さん及び玉城義和君の特別委員の辞任をそれぞれ許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、山内末子さん及び玉城義和君の特別委員の辞任をそれぞれ許可することに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

米軍基地関係特別委員の山内末子さん及び沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員の玉城義和君の辞任が許可されたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、特別委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、特別委員選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

-----◆・・・◆-----

○議長（高嶺善伸君） 特別委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により米軍基地関係特別委員に玉城義和君を、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員に山内末子さんをそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、米軍基地関係特別委員に玉城義和君を、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員に山内末子さんをそれぞれ選任することに決定いたしました。

—————◆・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 日程第7 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月29日までの43日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月29日までの43日間と決定いたしました。

—————◆・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 甲第1号議案から甲第36号議案まで及び乙第1号議案から乙第36号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

—————

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

—————

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成23年第2回沖縄県議会の開会に当たり、まず県政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに県民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年3月、私たち県民が未来に向け確かな足取りで歩んでいくことができるよう、新たな沖縄の創造に向けた指針となります「沖縄21世紀ビジョン」を策定いたしました。

本ビジョンには、沖縄がその地域的・歴史的、そして文化的特性を最大限に生かして、我が国の経済成長の原動力となり、アジアから世界へ、交流や貢献を通じて発展していく将来像が描かれております。平成23年度は、この将来像の実現に向けた取り組みの礎をつ

くり上げる重要な年となっております。

私は、このビジョンの実現に誠心誠意取り組みますとともに、未来を担う子や孫たちが夢と誇りを持てる沖縄をつくっていくため、県民の皆様と心をつなげて県政運営に全力を尽くしてまいり所存でございます。

さて、国際社会は、経済のグローバル化や情報通信の高度化、そして環境・エネルギー・食料問題等に直面する一方で、朝鮮半島情勢や尖閣諸島問題など平和的共存を実現する上での不安定要因も抱えております。

我が国においても、人口減少や少子・高齢化という急激な社会構造の変化に加え、経済成長力の鈍化、国と地方のあり方の見直しなどの課題が山積し、それを乗り越えていくための変革の時代を迎えております。

国内経済においては、海外経済の改善や各種の政策効果等を背景に持ち直しが期待される一方、デフレ状態はなお続き、また、失業率が高水準にあるなど、先行き不透明感はいまだ払拭されておられません。

一方、沖縄県経済は、雇用情勢は総じて厳しい状況にあるものの、就業者数が好調に増加していることや企業倒産件数が過去最小ペースで推移していること、また、観光が回復基調にあり景気回復をリードしていること等、改善の動きが広がりつつあります。この動きを持続させていくためにあらゆる産業の振興が重要であります。

政府は、景気の先行き悪化懸念を踏まえ、平成22年度補正予算により雇用や地域活性化等の経済対策に取り組むとともに、平成23年度は「新成長戦略」の展開を図り、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるとしております。

本県におきましても、政府の政策に連動し迅速かつ的確に経済対策を推進するほか、活力ある地域経済社会の形成に向け、あらゆる分野で振興施策の展開を図ってまいります。あわせて、沖縄の優位性を生かした産業分野を成長のエンジンとして組み込み、本県の経済発展につなげるよう取り組んでまいります。

沖縄振興計画の期間も残すところ1年余となり、平成23年度は、中長期的視点に立って沖縄の一層の発展に資する新たな振興の方向性を定めなければならないと考えております。このため、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向け、各種施策を盛り込んだ基本計画の策定に取り組み、今後の振興の道筋を示したいと考えております。

国へ要望してきました沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律及び駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の

制定につきましては、昨年末に開催されました沖縄政策協議会の振興部会におきまして、国は新法制定の意向を表明いたしております。現在、法案策定に向けまして国との調整作業を進めているところでございます。

今後ともあらゆる場を活用し、産業振興に向けた新たな制度の創設や財源の確保、過重な米軍基地負担の軽減などを国に求めていくとともに、沖縄の優位性を生かした自立型経済の構築を図り、「豊かで生活に不安のない美ら島おきなわ」の実現に努めてまいり所存でございます。

平成23年度内閣府沖縄関係予算案は、国の厳しい財政状況の中、前年度比で0.1%増の約2301億円が確保されております。自立型経済の構築に向け、効果的な諸施策が盛り込まれております。本県の振興に配慮がなされたものとなっております。

沖縄振興の趣旨を踏まえた「沖縄振興自主戦略交付金（仮称）」が措置されたことはまことに意義深いことであり、引き続き平成24年度以降の新たな沖縄振興に向け、沖縄県が求める形の「沖縄振興一括交付金（仮称）」の実現を国に求めています。

平成23年度の施策の展開につきましては、沖縄振興計画の総仕上げとともに、今後の沖縄振興をも見据えた施策を推進してまいります。

産業振興につきましては、まず国際物流拠点の形成及び臨空・臨海型産業の集積に向け、那覇空港、那覇港を中心とする国際物流経済特区の創設を国に求めています。

次に、「国際観光都市おきなわ」の形成に向け、国際路線の新設及び拡充に取り組むほか、ユネスコの無形文化遺産に登録されました組踊や空手を初めとする地域の文化資源やスポーツ、そして再生医療を初めとする医療及び健康保養サービス等を活用し、付加価値の高い観光産業の確立を図ってまいります。

また、県民所得をおおむね全国中位とすることを目標に、情報通信産業、農林水産業、商工業などあらゆる産業を積極的に支援するとともに、企業誘致の推進及び「みんなでグッジョブ運動」の拡充・強化等により就業の場の創出と雇用の拡大を図り、失業率の全国平均化に取り組んでまいります。

さらに、沖縄科学技術大学院大学の平成24年度の開学に向けた周辺整備や、研究機関やベンチャー企業等が集積する知的・産業クラスターの形成に取り組んでまいります。

加えて、自然科学、人文・社会科学の分野を超えた研究交流を支援するとともに、既存企業の生産技術の

高度化や経営・サービスの向上に取り組んでまいります。

このほか、本県の有する広大な海域、そして陸域に分布するエネルギー資源等を活用した新たな産業創出の可能性について検討してまいります。

離島・過疎地域の振興につきましては、航空運賃の低減や情報通信基盤の高度化等地域の活性化に向け総合的な振興を図り、ユニバーサルサービスの確保と定住条件の整備を推進してまいります。

あわせて、自然環境と社会経済活動が調和した環境共生型社会の構築、そして社会基盤の整備による快適で潤いのある暮らしと、県民だれもが生き生きと暮らせる健康福祉社会の実現、沖縄の未来を担う多様な人材の育成に向けた教育と文化の振興に取り組んでまいります。

米軍基地問題につきましては、日米共同発表の見直し、普天間飛行場の県外移設を求めるとともに、事件・事故の防止や日米地位協定の抜本的な見直し、嘉手納飛行場等における実効性のある航空機騒音対策等、基地から派生する諸問題の解決促進を日米両政府に対し引き続き強く求めています。

また、基地問題にとどまらず、災害対策等を含む総合安全保障について調査研究を実施する体制整備についても検討いたします。

県政の執行体制につきましては、平成24年度以降の新たな振興策の円滑な推進に向け、より効率的な体制を確保するため、部局の再編を初めとする段階的な組織改編を実施いたします。

一方、本県の財政は、継続的に多額の収支不足が見込まれており、今後も諸施策を着実に実施するため、新沖縄県行財政改革プランに基づき県民とともにさらなる改革に取り組んでまいり所存でございます。

続いて、平成23年度における施策の概要について御説明申し上げます。

第1は、自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保についてであります。

質の高い観光・リゾート地の形成について申し上げます。

観光・リゾート産業につきましては、引き続き入域観光客数1000万人、うち外国人観光客数100万人を目指しさらなる誘客に取り組んでまいります。

外国人観光客の誘客については、北京を初めとする路線誘致に向けたチャーター便支援や多言語情報案内の整備など、国際観光地としての基盤づくりを推進します。

また、各種イベントの実施やMICEを推進すると

ともに、スポーツ・エコ・医療ツーリズム等多彩な観光メニューの展開を図ります。

さらに、文化・芸能等の観光資源としての活用や、自然環境の保全に配慮した観光地づくり、多様な機能を備えた統合リゾート施設の整備に向けた検討を進め、新たな沖縄観光の魅力の創出を図ります。

未来をひらく情報通信関連産業の振興について申し上げます。

情報通信関連企業の集積を図るため、G I Xの構築や通信コストの低減化、県外からの業務受注拡大支援及び人材育成の強化を図るとともに、I T津梁パークの整備を推進してまいります。

地域特性を生かした農林水産業の振興について申し上げます。

農林水産業につきましては、園芸作物や畜産等の戦略品目による拠点産地の形成やさとうきび等の安定的な生産供給体制の構築を図り、おきなわブランドの確立に向けた取り組みを強化いたします。

また、実践研修を通じた支援を行うなど多様な担い手の育成確保に努めるとともに、つくり育てる漁業を促進してまいります。

さらに、農林水産物の加工製品の開発や販売促進、環境保全型農業の推進、耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。

このほか、平成24年度に開催されます「全国豊かな海づくり大会」の開催に向け取り組んでまいります。

次に、地域を支える産業の育成と創出について申し上げます。

中小企業支援につきましては、県融資制度を拡充するとともに、新商品の開発や新サービスの提供に取り組む企業を支援してまいります。

また、バイオ、I T、環境関連産業への投資事業や研究開発補助を実施するとともに、多様な文化資源を活用したコンテンツ制作等を支援いたします。

さらに、那覇空港を拠点とする国際物流ハブ機能の活用等によりまして、国内外での県産品の販路拡大や臨空・臨港型産業の集積を推進いたします。

企業誘致につきましては、立地企業への物流コストの助成拡充等、特別自由貿易地域を含めた魅力ある投資環境づくりを強化し、企業訪問等のトップセールスを積極的に展開いたします。

また、金融人材の育成支援や特区制度の周知により金融特区への企業集積を図ります。

次に、雇用の安定と職業能力の開発について申し上げます。

厳しい雇用情勢に機敏に対応するため、沖縄県緊急

雇用創出事業臨時特例基金等を活用し雇用対策事業を各方面で強力に推進してまいります。

また、「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグジョブ運動）」を拡充強化するとともに、新規学卒者等の若年者への就職支援を強化いたします。

さらに、多様な職業訓練や子育て中の女性への就職講座の実施等、一層の雇用創出・拡大に取り組んでまいります。

第2は、米軍基地問題の解決促進、跡地対策及び戦後処理問題の解決促進等についてであります。

まず、日米共同発表の見直し及び普天間飛行場の県外移設等について申し上げます。

日米両政府は、昨年5月の日米共同発表において、普天間飛行場代替施設を「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」としておりますが、県としては、県内移設は事実上不可能ではないかと考えており、引き続き政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むよう強く求めてまいります。

あわせて、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去及び騒音の軽減についても取り組むよう求めてまいります。

在沖海兵隊のグアム移転や嘉手納以南の施設・区域の返還等については、沖縄の基地負担の軽減及び振興・発展を図る上で重要であり、確実に実現される必要があります。

そのため、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう日米両政府に強く求めてまいります。

次に、日米地位協定の見直しの実現等について申し上げます。

日米地位協定につきましては、昨年7月、渉外知事会として日米両政府に対し地位協定の見直しに加え、環境特別協定の締結について求めたところでございます。

国は、「日米地位協定の改定を提起する」としており、県といたしましては、今後とも引き続き渉外知事会と連携をし、協定の見直しに取り組むよう強く働きかけてまいります。

次に、駐留軍用地跡地の利用促進について申し上げます。

駐留軍用地跡地の利用促進につきましては、跡地利用に関する現行法制度が平成23年度末に失効することから、昨年9月に原状回復措置の徹底や地権者負担軽減等を盛り込んだ新たな法律の制定について国に要望をし、現在、法案策定に向け国との調整作業を進めて

いるところでございます。

今後の跡地利用については、沖縄全体の振興に資するよう新たな公共交通システムや大規模公園の整備、そして産業振興拠点の形成等について検討してまいります。

旧軍飛行場用地問題の解決促進について申し上げます。

旧軍飛行場用地問題につきましては、各地主会や関係市町村と調整を進め、特定地域特別振興事業を実施し解決を図っていきます。

不発弾処理及び遺骨収集等について申し上げます。

不発弾処理につきましては、国の責務により事業を拡充強化していくことを求めるとともに、国・市町村、警察、地域と連携をし、早期処理及び事故の未然防止に取り組みます。

また、国による遺骨収集を促進するため、戦没者の遺骨収集に関する情報センター（仮称）を設置し、遺骨情報の一元化を図ってまいります。

第3は、科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成についてであります。

科学技術の振興について申し上げます。

沖縄科学技術大学院大学の開学に向け、大学や研究機関、ベンチャー企業等が集積する知的・産業クラスターの形成を促進するとともに、大学院大学の周辺整備に取り組みます。

また、科学・技術の集積による地域の活性化を図るため、再生医療技術の研究開発、おきなわブランドの確立に向けた農水産物の新品種育成及び高付加価値化、既存企業の生産技術の高度化等を推進してまいります。

さらに、水産海洋研究センター、森林資源研究センターの移転整備を進め、効率的な試験研究体制の確立を図ります。

国際交流・協力拠点の形成について申し上げます。

国際交流・協力拠点の形成につきましては、10月に開催されます「第5回世界のウチナーンチュ大会」の成功に向けた取り組みや国際化に対応する環境づくりを推進するとともに、平和発信事業の充実を図ってまいります。

第4は、離島・過疎地域の振興についてでございます。

離島・過疎地域につきましては、本島と同じようなユニバーサルサービスとして交通・医療・教育・文化等の分野における定住条件の整備や地域産業の振興等総合的な振興策を展開いたします。

定住条件の整備につきましては、航空路・航路の確

保及び運賃の低減に取り組むほか、新石垣空港及び伊良部架橋の建設を推進いたします。

また、南北大東地区での海底光ケーブル敷設及び地上デジタル放送用中継局整備を進めるとともに、情報格差の是正や教育・医療等への活用を図るため情報通信基盤の高度化を推進いたします。

さらに、県立宮古病院の改築や医療従事者の安定的確保及び救急搬送体制の強化により離島医療体制の充実を図るとともに、水道の広域化を進めてまいります。

地域産業の振興につきましては、特産品の開発や販売促進に向けた支援を行うとともに、地域間交流の促進や観光商品の開発等をより一層進めてまいります。

次に第5は、環境共生型社会の形成についてでございます。

低炭素社会への転換と自然環境保全及び創造に向けた取り組みについて申し上げます。

低炭素社会への転換を図り、環境保全と経済発展が両立する社会を実現するため、沖縄版グリーンニューディールを推進してまいります。

また、建物の省エネ化やエコドライブの普及・促進を初めとする地球温暖化対策、島しょ型スマートグリッドモデル地域の形成に向けた実証実験等を実施します。

さらに、公共関与産業廃棄物最終処分場の整備や新たな資源循環システムの構築に取り組むとともに、総合的な赤土等流出防止対策、サンゴ礁の保全再生等を推進してまいります。

次に、快適で潤いのある生活環境基盤の整備と県土保全について申し上げます。

快適な都市空間を形成するため、旭橋駅周辺地区及び農連市場地区の市街地再開発事業を推進します。

あわせて、沖縄らしい風景づくりや全島緑化を促進するとともに、公営住宅や県営公園の整備、電線類地中化等に取り組んでまいります。

また、増大する都市部の水需要に対応するため新石川浄水場の運用を開始するとともに、地上デジタル放送への移行に伴い、住民税非課税世帯に対し受信機購入費用を支援いたします。

県土保全については、国場川等の整備、中城村・北中城村の地すべり対策等を推進するとともに、警戒避難体制の整備促進に取り組みます。

第6は、健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保についてであります。

健やかで生き生きと暮らせる社会の形成について申し上げます。

子供が健やかに生まれ育つ社会の形成に向け、安心子ども基金等を活用した保育所整備により待機児童ゼロを目指すとともに、認可外保育施設入所児童の処遇向上を図ります。

また、コザ児童相談所一時保護所の整備を初めとする児童虐待防止対策に取り組みます。

さらに、障害者の就労支援を強化するとともに、高齢者の認知症対策や福祉サービス利用者の権利擁護、福祉人材の養成・定着を促進してまいります。

このほか、ひとり親家庭の自立支援、配偶者等からの暴力被害者支援を推進します。

安心して暮らせる保健医療の充実について申し上げます。

健康・長寿社会の実現に向け健康づくり運動を推進するとともに、医療従事者を養成・確保し、地域医療の質の向上と医療体制の充実に努めてまいります。

県立病院に関しては、平成23年度は「県立病院経営再建計画」の期間の最終年度となることから、救命救急医療、離島医療、高度・特殊医療等を効率的かつ安定的に提供できるよう運営の抜本的な改善に向け取り組みを強化いたします。

また、関係機関との連携によります総合的な自殺対策や食品の安全確保に向けた取り組みを推進いたします。

安全・安心な地域社会づくりについて申し上げます。

犯罪の起きにくい社会の実現に向け関係機関と連携をし、歓楽街の環境浄化や暴力団対策、犯罪被害者の支援、各種相談への的確な対応等総合的な治安対策を推進するとともに、「ちゅらさん運動」の一層の定着を図ります。

また、消費者被害防止の取り組みや飲酒運転根絶等の交通安全対策を推進いたします。

さて、第7番目は、多様な人材の育成と文化の振興についてであります。

学校教育の充実について申し上げます。

学校教育については、確かな学力や豊かな心、そして健やかな体等、「生きる力」をバランスよくはぐくむ教育の充実を図ります。

また、家庭や地域社会と連携をした基本的な生活習慣の形成、キャリア教育の充実を図り、次世代を担う創造性・国際性に富む人材の育成に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

健全でたくましい青少年の育成のため、社会奉仕や自然体験等の活動や安全・安心な居場所づくりを推進

するとともに、いじめ・暴力行為等の未然防止に向けた取り組みを強化いたします。

また、学校、警察、地域の連携により少年の飲酒や深夜徘徊の防止、非行少年の立ち直り支援等の非行防止対策を推進いたします

文化とスポーツの振興について申し上げます。

まず文化の振興につきましては、伝統文化の保存・継承に努めるとともに、県民の多様な文化・芸術活動や文化活用型ビジネスの創出を促進いたします。

また、伝統文化や空手等の発信拠点の整備に向け取り組みますとともに、引き続き沖縄国際アジア音楽祭を開催し、音楽産業の振興を図ります。

さらに、県立芸術大学のあり方の検討を踏まえ、人材育成の基盤強化を図ってまいります。

スポーツの振興につきましては、競技力の向上や県民の参加機会の提供に努めるとともに、健康増進を目的としたものからプロスポーツに至るまで、スポーツ関連産業の振興に努めてまいります。

また、Jリーグの公式戦やサッカーキャンプの誘致に向けた施設整備に取り組んでまいります。

さて、第8番目は、持続的発展を支える基盤づくりについて申し上げます。

道路につきましては、那覇空港自動車道や沖縄西海岸道路、南部東道路等の整備を促進いたします。

港湾につきましては、中城湾港や本部港等の整備を推進するとともに、那覇港と那覇空港のアクセス強化のため沈埋トンネルの早期供用を促進いたします。

空港につきましては、那覇空港の滑走路増設及び新国際旅客ターミナルの早期整備に取り組みます。

都市モノレールについては、需要喚起策に取り組むとともに、首里駅から沖縄自動車道までの延長整備を推進いたします。

あわせて、沖縄県総合交通体系基本計画の策定に向け取り組むとともに、南北を縦貫する鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入について検討してまいります。

また、交通需要マネジメント施策等を推進し、交通渋滞の緩和や公共交通の利便性の向上に取り組んでまいります。

さて、第9番目は、行財政改革の推進についてであります。

厳しい財政状況の中、少子・高齢化社会の進展や政府の地域主権・地方分権改革の推進等、沖縄県を取り巻く社会情勢に適切に対応する必要があります。

このため、平成22年度から平成25年度を期間とする「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき「県民視点に

よる事業棚卸し」を実施するなど、強力に行財政改革を推進してまいります。

以上、平成23年度における施策の概要について申し上げます。

次に、甲第1号議案から甲第36号議案までの予算議案について御説明申し上げます。

現下の地方財政は、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移するなど厳しい状況でございます。

本県財政においても歳入面では自主財源の割合が低く、地方交付税等に依存した構造であり、歳出面では人件費等の義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっております。

このため、平成23年度は、「新沖縄県行財政改革プラン」の着実な推進に努めるとともに、予算編成におきましてもこれまで以上に事業の取捨選択を徹底し、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効果的に配分することを基本といたしました。

また、本県を取り巻く社会経済情勢を踏まえ、産業の振興や雇用・景気対策など県民生活の安定が図られるよう必要な措置に努めたところでございます。

その結果、平成23年度予算は、

一般会計において	6081億8900万円
特別会計において	965億4762万2000円
企業会計において	887億2780万円

の規模となっております。

また、平成22年度予算につきましては、国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」対応経費等を盛り込んだ一般会計補正予算及び10件の特別会計補正予算並びに病院事業会計補正予算及び水道事業会計補正予算を計上いたしております。この分につきましては先議案件として御審議を賜りますようお願いいたします。

次に、予算以外の議案といたしましては、条例議案が「沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例」外23件、議決議案が「土地の処分について」外9件、同意議案が「副知事の選任について」外1件を提案いたしております。

なお、乙第9号議案から乙第11号議案、乙第14号議案、乙第17号議案、乙第25号議案及び乙第26号議案、乙第32号議案につきましては、先議案件として御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今回提案いたしました議案の説明といたします。

何とぞ慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い

申し上げます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 仲吉朝信君登壇〕

○人事委員会委員長（仲吉朝信君） おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、時間外勤務、代休時間について、年次休暇等と同じように職員が給与を受けながら職員団体のためその業務を行うこと等ができる期間とするため所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第2号議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、社会情勢の変化や業務内容の特殊性等を勘案し、外国勤務手当を新設するほか、手当の一部について支給要件や支給額を改めるなどの見直しを行うものであり、適当であると考えます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 陳情第6号の4、第7号、第9号及び第15号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情4件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明2月16日から21日までの6日間
休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明2月16日から21日までの6日間休会とす
ることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全
部終了いたしました。

次会は、2月22日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子

平成23年 2 月22日

平成23年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成23年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成23年2月22日（火曜日）午前10時3分開議

議事日程第2号

平成23年2月22日（火曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（46名）

議長	高嶺善伸	君	24番	前島明男	君
副議長	玉城義和	君	25番	新垣良俊	君
1番	上原章	君	26番	仲田弘毅	君
3番	中川京貴	君	27番	照屋守之	君
4番	桑江朝千夫	君	28番	辻野ヒロ子	さん
5番	平良昭一	君	29番	嶺井光	君
6番	仲村未央	さん	30番	赤嶺昇	君
7番	照屋大河	君	31番	当銘勝雄	君
8番	渡久地修	君	32番	渡嘉敷喜代子	さん
9番	瑞慶覧功	君	33番	前田政明	君
10番	山内末子	さん	34番	玉城ノブ子	さん
11番	上里直司	君	35番	奥平一夫	君
12番	吉田勝廣	君	36番	比嘉京子	さん
13番	當山眞市	君	37番	金城勉	君
14番	吉元義彦	君	38番	糸洲朝則	君
15番	座喜味一幸	君	39番	翁長政俊	君
16番	佐喜真淳	君	40番	浦崎唯昭	君
17番	玉城満	君	41番	池間淳	君
18番	仲宗根悟	君	42番	新垣哲司	君
19番	崎山嗣幸	君	43番	具志孝助	君
20番	西銘純恵	さん	44番	當間盛夫	君
21番	新垣清涼	君	47番	嘉陽宗儀	君
23番	新垣安弘	君	48番	大城一馬	君

欠席議員（2名）

2番	島袋大	君	46番	新里米吉	君
----	-----	---	-----	------	---

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君	知事公室長	又吉進	君
副知事	上原良幸	君	総務部長	兼島規	君

企画部長	川上 好 久 君
文化環境部長	下 地 寛 君
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君
企業局長	宮 城 嗣 三 君
病院事業局長	伊 江 朝 次 君
会計管理者	米 蔵 博 美 さん
知事公室 秘書広報統括監	饒平名 知 成 君
総務部 財政統括監	新 垣 郁 男 君

教育委員会 委員長	中 野 吉三郎 君
教 育 長	金 武 正八郎 君
公安委員会委員	幸 喜 徳 子 さん
警察本部長	村 田 隆 君
労働委員会 事務局長	平 良 宗 秀 君
人事委員会 事務局長	岩 井 健 一 君
代表監査委員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
次 長	新 城 博 君	主 査	仲宗根 章 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君		
副参事兼 課長補佐	平 田 善 則 君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた副知事安里カツ子さんは、任期満了のため2月18日をもって副知事を退任いたしました。

また、人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため本日から25日まで及び28日から3月2日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長岩井健一君の出席を求めました。

また、労働委員会会長比嘉正幸君は、所用のため本日から25日まで及び28日から3月2日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として労働委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

○議長（高嶺善伸君） この際、念のため申し上げます。

本日から25日まで及び28日から3月2日までの7日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 代表質問を行います。

す。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 自由民主党を代表いたしまして代表質問を行います。

質問する前に所見を述べさせていただきたいと思えます。

去る1月26日から29日まで沖縄県議会の議会運営委員会は、北海道議会と岩手県議会に視察・勉強会に参加しました。その内容といたしましては、先に議会の基本条例ができていうことで、私たちは大城一馬委員長ほか委員の皆さん、そして職員の皆さん一緒になってこの改革に向けてのことを3泊4日で参ったわけでございます。

こうして見ますと、やはり岩手のほうにおいてもこのように立派なスクリーンがございまして、沖縄県議会のほうにおいても立派にできました。やはりこの十八、九年前に建てられたこの県議会、立派なものでございますが、どうも傍聴席から議員が非常に見えにくい、あわせてまた拡声器の聞こえが悪いということでこのように大改革をしたのも、やはりこれも県議会の基本条例の一步ではないかとそういうふうに思っているところでございます。2年ぐらいかかっているということでありますので、本議会においてもやはりみんなの意見を集約して一日でも早く議会の条例が制定で

きるようにやっていけばいいなとこういうふう
に思っております。

それでは代表質問をさせていただきます。

普天間飛行場移設問題について。

去る12月22日に開かれた全国知事会において仲井眞知事は、我が国の安全保障とそれに深く関連する基地問題のすべてを国民が自分の問題として受けとめるような意識と覚悟が必要と述べ、全国の知事に対し普天間飛行場の県外への移設の実現に向け協力を要請いたしました。日米安保、日米同盟が重要というなら米軍基地は全国で負担すべきであるというのが仲井眞知事の主張であります。さらに、沖縄の置かれた現実に同情してくださることはありがたいが、そこでとまっては事態は改善しない。それぞれの地域で自分たちでできることは何かを考えてほしいと異例とも言える厳しい注文をつけております。しかしながら、仲井眞知事の思いにこたえ得るような反応は全国の知事からはなかったようであります。

民主党政権は、普天間飛行場の辺野古移設に向け仲井眞知事の理解を得ようと懸命になっておりますが、一方で前原大臣は普天間飛行場の危険の除去は緊急を要するとの認識を示し、その対策として、学校など周辺施設の移転を県が要望すれば政府として対応する旨の発言をしております。その発言を北澤防衛大臣は否定をしておりますが、前原大臣の発言の真意がどこにあるのか懸念されるものであります。また、普天間問題や日米関係を担当する米政府高官は普天間移設に期限は設けないと明言をしておりますが、その裏には普天間飛行場移設が実現をしなければ普天間をそのまま残すとの意思表示であることは明白であります。

このような状況にあって、本県にとって最も懸念されるのが普天間飛行場の現状固定化という最悪のシナリオであります。県においては、普天間を現状固定化をさせないための取り組みと移設問題とは別に、普天間の危険性の除去を早急に図る努力が求められております。しかし、このような普天間飛行場をめぐる沖縄の不安定要因をつくった鳩山前首相は地元のマスコミのインタビューに答え「最低でも県外」との発言をしたことは、当初から何らかの見通しがあって発言したのではなく、また県外移設については官僚に県外は無理との思いが蔓延し、県外で動かなかったと述べております。さらに驚いたことに、海兵隊の抑止力について、辺野古への回帰の理由として理屈づけで方便であったことを認めていることであります。政治主導を声高に言っていたのは民主党政権であり、鳩山前総理であります。みずから政治主導の破綻を認めるに等し

い今回の発言は、県民にとって到底容認できるものではありません。

そこで伺います。

(1)、報道によると、鳩山前首相は「最低でも県外」との発言は見通しがあつての発言ではなかったこと、また、県外移設という考えが閣僚や官僚になかったこと、海兵隊の抑止力発言は理屈づけで方便であったことなど移設交渉について語っている。今の段階でこのような発言をすること自体無責任きわまりないことと考えるが、知事の見解を伺いたい。

(2)、知事は、全国知事会で米軍基地問題を全国の問題として受けとめるような要望をした。各県知事の反応について仲井眞知事の感想と今後の取り組みについて伺いたい。

(3)、前原外務大臣は、普天間飛行場の危険性の除去対策として、学校など周辺施設の移転を県が要望すれば政府として対応する旨の発言をしているが、その真意と県の見解を伺いたい。

(4)、普天間の危険性の除去は喫緊の課題であり、移設問題とは別に早期に解決を図る必要がある。県の取り組みの状況と今後の見通しについて伺いたい。

(5)、県外移設を求める県と辺野古移設を容認した日米両政府の対立や地元名護市の反対姿勢の状況から、移設問題の解決は膠着状態に陥るおそれがあり、普天間の現状固定化が懸念される。県の認識を伺いたい。

(6)、県は、県外移設要求の実現に向け、行動計画（アクションプログラム）の策定を進めているが、計画の概要と行動目標について伺いたい。

(7)、沖縄防衛局が名護市辺野古の陸海域での現況調査を名護市が許可しなかったことに対し、行政不服審査法に基づく異議申し立てを行ったことの適法性について伺いたい。

大きな2、返還軍用地の跡地利用について。

県は、嘉手納飛行場以南の米軍基地の返還に備え、今後の跡地利用施策の展開方策に関する検討委員会において現行の法制度にかわる新たな法制度として駐留軍用地跡地利用推進法の制定を求めました。嘉手納以南の予定返還基地は、実に新都心の約6倍で1500ヘクタール以上と予想されており、これほどの大規模返還跡地の利用については、現行の軍転特措法と沖縄法第7章に基づく支援策だけでは到底対応ができないことは明白であります。返還跡地の利用については、環境汚染や埋蔵文化財の調査、区画の整理など膨大な事業を実施する必要がある、新たな法制度のねらいは国の責任を明確にすることで短期間で集中的に事業が展開できることにあります。また同時に、地主に対する給

付金の支給期限の延長や上限額の廃止が必要であります。自立経済の構築を目指す本県においては、返還軍用地跡地利用を21世紀ビジョンの基本計画に反映し、一体となった利用計画を図ることが重要であります。2014年までに移設を完了するとした当初計画が事実上難しくなった状況において、パッケージとされる嘉手納以南の大規模基地については移設問題とは切り離し、基地返還の先行きと新たな法制度の制定を国に対して求めるべきであると考えます。

そこで伺います。

(1)、駐留軍用地跡地に関する新たな法制度、駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定について、事業の実施主体を国の責務とする恒久法に対する政府の反応と今後の協議の見通しについて伺いたい。

(2)、現行の法制度との違いや恒久法とする基本的な考え方、新たに盛り込む制度や施策について伺いたい。

(3)、移設問題とは切り離して、嘉手納以南の大規模基地返還要求と新たな法律の制定を強力に要請すべきと考えるが、県のを伺いたい。

(4)、中南部都市圏跡地（仮称）の指定を検討しているが、事業主体はどうなるか。国を想定するのか伺いたい。

3、基地問題について。

(1)、基地負担の軽減について。

県警のまとめによりますと、1995年の10・21県民大会以降、米軍人や軍属等による犯罪摘発人員は一時期減少したものの摘発件数は依然として後を絶たず、米軍の綱紀粛正は何ら効果がないことが明らかとなっております。政府や米軍は、事件が起こるたびに再発防止を約束するが、米軍に有利な現在の日米地位協定の抜本的な見直しを行わない限り効果的な再発防止は図れないことは明らかであります。また、米軍基地が過度に集中する本県においては、米軍機による日常的な騒音被害もふえております。嘉手納飛行場や普天間飛行場での米軍機のエンジン調整や離発着による爆音は周辺住民の我慢の限界を超え、その被害は深刻であります。さらに、基地が存在しない市町村においても米軍戦闘機やヘリコプターが昼夜を分かたず上空を飛び回ることにより騒音や住民の苦情がふえているのであります。

このような中、県や地元の強い反対を無視して嘉手納飛行場で米軍によるパラシュート降下訓練が実施されました。民主党政権は、沖縄の基地負担の軽減に向け米側と交渉を進め、確実に成果を上げると説明しておりますが、今回の訓練を容認したことは民主党政権

の限界を示したものであります。米政府は沖縄の負担軽減に真剣に向き合い、県民の声を真摯に受けとめるべきであります。

そこで伺います。

ア、米軍による事件・事故防止対策や日米地位協定の見直しについて、1期4年の経験を踏まえ今後の日米両政府に対する対応について伺いたい。

イ、沖縄政策協議会の環境問題での基地立ち入りに関する作業部会において、米軍基地から派生する環境問題についてどのような議論や検討がなされているか伺いたい。

ウ、菅首相は、衆議院本会議で日米地位協定の見直しについて、米軍普天間飛行場移設問題などの進展を踏まえて検討すると答弁している。これは普天間と地位協定とのリンクにつながるが民主党の公約に反する発言ではないか、県の見解を伺いたい。

エ、嘉手納基地に所属するF15戦闘機が支援機を含め20機が米領グアムへ一部訓練を移転することで日米が合意をしたようだが、県が求めている基地負担の軽減につながるか伺いたい。

オ、嘉手納飛行場で米軍によるパラシュート降下訓練が実施された。沖縄の負担軽減に努めていると述べている民主党政権の説明と矛盾しないか、県の認識を伺いたい。

カ、不発弾処理に関する処理補償について、国の責任において全額国庫による処理補償の恒久法が必要と考えるが、県のを伺いたい。

キ、米軍に対する思いやり予算の削減について、基地従業員の身分、給与等への影響はないか伺いたい。

(2)、東村高江ヘリパッド移設工事について。

東村の高江における米軍ヘリパッド建設工事について、SACOに基づく北部訓練場の返還は米軍基地の整理縮小を推進する上で重要と考えるが、報道によれば工事をめぐり反対派と沖縄防衛局との間でトラブルが生じているとのこととあります。これらの工事は地元住民の理解なく進めるべきではないと考えます。

そこで伺います。

ア、県として現状をどのように把握しているか。

イ、これまで地元の声を聞いているか。

ウ 同問題に対する県の基本的な考えをお聞きしたい。

(3)、米軍基地航空機騒音実態調査事業について。

次年度の新規事業で「米軍基地航空機騒音実態調査」が計上されているが、嘉手納飛行場の騒音対策は県民の生活環境を考える上で極めて重要であると考えます。

そこで質問をいたします。

ア、嘉手納飛行場の航空機騒音の実態について。

イ、平成23年度に予定している米軍基地航空機騒音実態調査事業の内容について。

ウ、調査を踏まえてどのように対策強化を行うか。

エ、実効性のある航空機騒音対策を講じるよう国へ働きかけるべきではないか。

大きな4、那覇空港滑走路の拡張整備について。

那覇空港の滑走路拡張整備事業は、国と県で構成する那覇空港滑走路増設関係者連絡調整会において、2020年の滑走路増設に合わせ、整備予定地周辺のボーリング調査や埋め立て海域周辺の環境影響調査に係る一連の手続に入ることを確認されております。会合では、沖縄総合事務局内に環境問題で学識者からの助言を受ける委員会の設置も決めたようであり、本県の長年の課題であった那覇空港の2本目の滑走路の建設が実現に向け本格的に動き出しました。

那覇空港は、年々増加する観光客や貨物輸送の航空機依存が高まり、滑走路一本の空港としては利用度は国内2番目となっており、需給が逼迫に近い状態にあります。また、県が進める観光客1000万人の誘致や国際航空貨物物流拠点の形成を図る上で滑走路の増設は必要不可欠であります。国の財政が厳しい中、県においても2020年完成に向け、着実に計画が実行されるよう国との綿密な連携が必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、滑走路増設に向け、今後の作業工程についてアセスメントから完成までのスケジュールについて伺いたい。

(2)、国際貨物便の着陸料・航空援助施設利用料の低減で那覇空港の国際競争力をどのように高め、県経済の振興に生かしていくか、県の戦略を伺いたい。

(3)、海外からの観光客誘致を進める上で、国際旅客便への軽減措置が必要であるが、政府の対応と今後の見通しについて伺いたい。

(4)、ANAの沖縄ハブネットワーク事業を生かした那覇空港の物流拠点整備と沖縄産品の貨物量の取り扱い拡充について、県の基本方針を伺いたい。

(5)、香港を会場に県主催の「沖縄国際航空物流ハブ1周年周知イベント in 香港」が開催されたが、そのねらいと今後の事業効果について伺います。

5、生活環境基盤の整備について。

沖縄関係の国直轄の公共事業費は年々減額されてきており、10年前の2001年度の5000億円余から3000億円余に約4割も減少しております。民主党政権になり、公共事業費の削減は事業仕分けで加速しており、今

後、本県においても公共事業費減で県内建設業の苦悩が続くものと思われております。公共事業費の削減は国道の維持管理にも影響を及ぼしています。政府の事業仕分けにより、国道の維持管理費が削減され、国道の中央分離帯や歩道の雑草が伸び放題となり、運転時に対向車が見えにくいことや観光面からのマイナスなど問題であります。

このように国の公共事業費の大幅な削減が行われ、新規事業や継続事業の停滞を余儀なくされていることから、地方に大きな影響を与えております。

そこでお尋ねをします。

(1)、新たな沖振法等の制定に向け、今後の整備すべき社会資本、生活環境基盤について県の考え方を教えてください。

(2)、県経済の活性化を図るため、西海岸道路や那覇空港自動車道等を含めた道路網整備計画について、県の事業計画を伺いたい。

(3)、沖縄の自然環境を生かしたまちづくりは、全県電線類地中化と連動した取り組みが必要と考えるが、県の取り組み状況と基本的な考え方を伺いたい。

(4)、政府は、国発注公共工事の地方中小建設業者への受注機会の増大を図る考えのようであるが、資格要件緩和など契約方式について伺います。

(5)、「一島一森づくり」活動による全県緑化の進捗状況と今後の活動計画について伺います。

6、鉄軌道の導入について。

本県における鉄軌道の導入について、県として初めて導入の可能性調査が行われた。調査は、本島名護市から糸満市までを縦貫する鉄軌道として、鉄道やLRT（路面電車）、モノレール等の機能性を比較検討しており、本県の陸上交通のあり方を根本から変える新たな交通システムを構築するものであります。

本県は、鉄道がない上に本島の主要地域を米軍基地が占めていることから、地域の分断や交通網の構築に支障があるなど旧国鉄の恩恵を受けていた本土とは大きな違いがあります。このため、本県の政治的・歴史的経緯等から、戦後補償の一環として鉄軌道の導入を国の責任で行うことを求めるのは当然と考えるものであります。しかし、現在本土における地方路線は軒並み不採算に陥り、路線廃止に歯どめがかからず苦しい経営が続いており、そのような状況で新たな鉄軌道の導入を図るのは極めて厳しいと言わなければなりません。その上、経済の停滞から抜け出せず財政悪化に悩む政府は、社会基盤インフラ整備費の削減を強めており、そのような中で事業の具体化に向けた予算確保は極めて難しいと思われま

本県においては、那覇市内の一部を運行するモノレールを除き、公共交通の主力を担う路線バスは、中南部都市部への車の乗り入れによる慢性的な渋滞の影響を受け、定時・定速の公共交通としての役割を果たせないままです。経済の自立に向けた産業の振興や県内外からの企業の誘致を促進する上で、定時・定速に運行できる交通手段の確保を求める社会的な要請は確実に増してくると思います。県は、本県の歴史的経緯や県民の願望を受けとめ、実現のための戦略的取り組み体制を構築すべきと思います。

そこで伺います。

(1)、本県における鉄軌道導入について、鉄道やLRT（路面電車）が比較検討されているが、北部と中南部の拠点都市間の連結や費用対効果、環境問題、交通渋滞の緩和等の条件から何が適しているのか、県の基本的方針を伺いたい。

(2)、本県は、戦後、鉄道の恩恵を受けていない唯一の県であり、鉄軌道の導入については、戦後補償の一環として国の責任による全面支援が必要である。県の考え方を伺います。

(3)、「沖縄21世紀ビジョン」で、南北を縦断する鉄軌道などの新たな公共交通システムの導入を示しているが、既存の路線バスへの影響の回避と鉄軌道、バス等全体含めた交通体系をどのように描くのか県の考え方を伺います。

(4)、鉄軌道の導入により本県における慢性的な交通渋滞の緩和が期待されるが、中南部都市圏における自動車利用交通量の減少は鉄道やLRTでどのような違いがあるか。また、車依存からの脱却は可能となるか考えを伺います。

7番目、中城湾港泡瀬地区埋め立てについて。

県下第二の都市と言われる沖縄市は、那覇一極集中の経済の波に押され、今や衰退の一途をたどっており、多くの商店が店を閉ざし、かつてのにぎわいを失ったままです。このため、沖縄市にとって東部海浜開発は空洞化が進む中心市街地を活性化し、沖縄市経済の復活と若者を中心とした雇用創出を図るため経済団体や多くの市民から期待されている事業であります。今後は、国からの正式な報告を受け、所要の手続を経て事業再開が可能となります。

そこで伺います。

(1)、政府は、沖縄市がまとめた泡瀬沖合埋立事業（東部海浜開発事業）の事業再開の方針を固め、事業再開の前提として県と市に対し条件をつけたようですが、その内容と県と市のそれぞれの対応を伺います。

(2)、県地方港湾審議会は、中城湾港計画の土地利用

など計画変更について原案どおり議決した。変更の内容と今後の事業再開に向けた取り組みを伺います。

8番目、最後になりますが、カジノ導入について。

カジノ合法化を目指す超党派の74人の議員が参加した「国際観光産業振興議員連盟」は、カジノ合法の法制化に向け民主党の原案をもとに検討を進め、議員立法による早期の成立を目指すとしております。そして当面の設立先は国内2カ所に絞り、最大10カ所として段階的に実施をするとしており、当面の設立先としては海外からの旅行者の玄関口である東京都と、振興策の重要な柱にあり得るとして沖縄県が有力とされております。しかし、北海道や大阪を初め各自治体も意欲を示しており、国会での議論が始まれば誘致合戦が激化すると言われております。本県においてもカジノ・エンターテインメント導入に向けた検討作業が進められており、昨年3月には、カジノ・エンターテインメント検討委員会による検討結果が県に提出されております。観光が主産業である本県においては、カジノが本県経済に及ぼす影響の大きさから経済界を中心に期待が高まっております。県は、十分適切な情報開示を行い、県民の意見の集約やコンセンサスを得る努力が求められております。

そこで伺います。

(1)、県は、カジノ・エンターテインメント導入に当たって本格的な導入に向けた検討はどの段階にあるか。

(2)、超党派国会議員によるカジノ合法化に向けた検討が始まっている。民主党案によれば、当面2カ所、最大10カ所として段階的に実施をするとしている。本県も有力とされているが、県の対応を伺いたい。

(3)、カジノ・エンターテインメント導入により、観光産業のさらなる飛躍や雇用の場の創出が期待ができる反面、沖縄観光のイメージに負の影響を与えないか、県の考え方を伺いたい。

以上で質問を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

新垣哲司議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、鳩山前総理の発言についての御質問にお答えいたします。

鳩山前総理の発言につきましては、直接お聞きしたわけではありませんが、報道のとおりとすれば、「方便」という言葉は理解しがたい表現であると言わざるを得ません。当時から政府に対しましては、頭越して

はなく、地元の理解と協力を得なければ進められませんよということを申し上げてまいりました。そして、これは県として繰り返し申し上げてきたところでございます。そしてその後は、県民の納得のいく説明や解決策を示すようにということを再三これも政府に対し申し上げ、現在の状況は遺憾であるというのを言っ
てまいりました。

そういう中で納得のいく説明を得られなかったということでございますが、この「方便」という発言をめぐりいろいろな説明といいますが、これはあくまで私の推測でございますが、そういう中で逆にこれは納得のいく説明がなかなかできにくいということを表現したものではないかというふうに推測いたします。極めて遺憾としか言いようがございません。

次に、同じく普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、全国知事会での発言といえますか話、提起についてという御質問にお答えいたします。

私は、昨年5月及び12月の全国知事会におきまして、沖縄の過重な基地負担の現状を訴えるとともに、我が国の安全保障とそれに深く関連する基地の問題をすべての国民が自分の問題として受けとめるような意識と覚悟が必要であり、国民全体の問題として共有していただくよう訴えてまいりました。これにつきまして山口県知事からは、沖縄の実情は理解できるが、山口県はこれ以上の負担を受け入れることは困難である旨の発言がございました。

私としましては、全国の知事が参集する場において沖縄の基地問題について発言できたことはそれなりに意義があったものと考えております。

今後も、我が国の外交・防衛のあり方を含め、沖縄の負担軽減に向けた国民的な議論が深まるよう、全国知事会を初めあらゆる機会を通じて訴えてまいりたいと考えているところでございます。

同じく普天間関係の御質問の中で、危険性除去の取り組み状況等についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、駐留部隊の移駐や訓練の縮小、そして分散移転など、普天間飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図ることを政府に求めてまいりました。また、去る1月に開催されました米軍基地負担軽減部会におきましても、政府に対し危険性除去の具体的な取り組みについて地元の要望を聞いていただきたい旨、求めたところでございます。

県としましては、引き続き軍転協とも連携をし、普天間飛行場の危険性の除去について具体的な方策の提案、そして実施に向けさらに検討を加速させるよう政

府に強く求めていきたいと考えております。

同じく普天間飛行場に係る問題の中で、普天間飛行場の現状固定化についての御質問にお答えいたします。

この問題の原点は、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、これでございます。同飛行場が現状のまま固定化されることは決してあってはならないと考えており、引き続き政府に対し同飛行場の県外移設及び早期返還を強く求めてまいりたいと考えております。

次に、同じく普天間飛行場に係る御質問の中で、普天間飛行場の県外移設に向けた取り組み概要と目標についての御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談などあらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解していただく必要があると考えております。平成23年度には世論を喚起するための広報活動などを積極的に展開してまいり
予定でございます。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解していただくためあらゆる方策を検討し実施していく予定
でございます。

次に、2番目の返還軍用地の跡地利用についての御質問の中で、駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）に対する政府の反応と今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

跡地利用に関する新たな法律の制定につきましては、昨年9月に沖縄及び北方担当大臣、そして防衛大臣、内閣官房長官及び民主党幹事長あて要請を行いました。そして大臣等からは前向きに検討していきたいとの回答をいただいたところでございます。現在、制度の細部につきまして国との協議を行っているところであります。県の要請しました内容が新たな法律に盛り込まれるよう鋭意取り組んでいるところであり、議会の御協力も得て実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、3番目の基地問題についての御質問の中で、事件・事故や日米地位協定の見直しに対する今後の日米両政府への対応についてという御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、軍転協や渉外知事会等とも連携をし、訪米を含むあらゆる機会を通じて事件・事故を初めとする基地負担の軽減を求めてまいりました。昨年9月には、沖縄政策協議会のもとに米軍基地負担軽減部会が設置され、沖縄の基地負担の軽減に向けた

議論が行われているところであります。去る1月25日に開催されました第2回基地負担軽減部会におきまして、事件・事故等再発防止対策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講じるよう求めたところでございます。

日米地位協定につきましては、政府が「日米地位協定の改定を提起する」としていることから、早急に方針等を明示し見直し作業に着手するよう求めたところでございます。

県としましては、県民が実感できる負担軽減が図られるよう、今後とも基地負担軽減部会を含め、日米両政府に対し粘り強く働きかけてまいる所存でございます。

次に、同じく基地問題の御質問の中で、米軍基地航空機騒音実態調査についての御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場においては、配備機種や飛行経路の変化及び外来機の飛来等によりまして環境基準の類型指定当てはめ地域外からの騒音苦情の増加や、防音工事助成対象地域拡大について要請等が寄せられております。

米軍基地航空機騒音実態調査は、うるま市、西原町、那覇市など調査対象地域を拡大をして航空機騒音の実態を把握することにより、客観的な調査結果に基づいて環境基準の類型指定当てはめ地域の見直し、そして防音工事助成対象地域拡大要請の基礎資料を得ることを目的といたしているところでございます。

次に、同じく基地問題の中で、調査を踏まえた対策についての御質問にお答えいたします。

県としましては、調査結果を踏まえ、第1に、広範囲に米軍機に係る航空機騒音の影響が認められた場合は、航空機騒音に係る環境基準の類型指定当てはめ地域の拡大に向けた見直し作業を行い、県民の生活環境の保全に向けてその改善策を強く求めてまいる考えでございます。第2に、防音工事対象地域拡大要請等の基礎資料として活用することを考えております。

次は、第4の御質問の中で、那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問の中で、国際物流と経済振興に関する戦略いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

着陸料及び航行援助施設利用料の低減は、物流コストの軽減及び物流ネットワークの拡充等、那覇空港の国際競争力を高めるものでございます。さらに、県としましては、国際物流経済特区制度の創設等により国際物流拠点を形成し、臨空・臨港型産業の集積等、新規産業の振興を図っていきたいと考えておりま

す。また、農水産業や製造業等の課題でありました物流ルートの不備や割高な物流コストの改善によりまして海外への販路開拓など地域産業の活性化が図られるものと考えているところでございます。

次に、同じく那覇空港に係る御質問の中で、沖縄ハブを生かした物流拠点の整備等についての御質問にお答えいたします。

中国、香港、韓国等の東アジア諸国は、近年急速に経済発展し、製造、消費及び流通の一大拠点として成長いたしております。

県といたしましては、全日空さんの高速物流ネットワークを活用してこれら東アジア諸国の需要を取り込み、那覇空港を核とする国際物流拠点の形成を図りますとともに、農水産品や加工食品を初めとする県産品の海外での販路拡大を支援していきたいと考えております。

現在、県産品のアジアへの浸透、そしてブランド確立及び販路拡大に向けた事業等を展開いたしております。航空物流を利用した県産品の輸出量は約20倍に拡大するなど一定の成果は出始めておりますが、今後とも引き続き成果を拡大すべく取り組んでまいりたいと考えております。

同じく第4の那覇空港に係る御質問の中で、航空物流ハブ1周年イベントのねらいに関する御質問にお答えいたします。

県では、アジアにおける沖縄の知名度の向上及びブランドの確立等を図ることを目的に、沖縄航空物流ハブ1周年イベントといたしまして、第1に、沖縄国際航空物流ハブの活用促進及び臨空型企業の誘致を目的といたしましたセミナー、第2に、県内生産者と海外バイヤーとの商談会、第3に、外国人観光客の誘客に向けた現地旅行関係者との商談会などを開催するとともに、屋外広告や新聞・雑誌等のメディアミックスによりまして沖縄PRのためのプロモーションを大々的に展開いたしているところでございます。本事業の実施によりまして、香港の各種メディアに沖縄関連情報が幅広く取り上げられたほか、香港を中心とする海外の企業から、沖縄県産品の販売や沖縄観光の拡大に向けた取り組みの提案、そして沖縄の物流関連施設の視察依頼などが多数寄せられるといった効果が出てきております。

次に、第5番目として、生活環境基盤の整備の御質問の中で、全県緑化の進捗状況と今後の活動計画いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

全島緑化県民運動につきましては、市町村、そして各種団体等で構成されます沖縄県全島緑化県民運動推

進会議を推進母体として、「一島一森づくり」をスローガンに全島緑化に取り組んでいるところでございます。

具体的には、沖縄県植樹祭、そして緑の育樹祭に加えまして、市町村、企業、学校等が主体となった住民参加型の花と緑の植樹活動を県内の約230カ所で実施しているところでございます。また、年間を通して開花リレーマップや花木類の栽培マニュアルを発行するとともに、地域の緑化に対する指導や助言を行う地域推進リーダーの配置など、各種緑化施策を推進いたしております。特に、平成23年度からは、第1に、グリーンコミュニティー支援事業によります花と緑の名所づくり、第2に、桜の一斉開花技術の普及や品種の組み合わせによります桜の名所づくり、そして第3に、インターネットを活用いたしました名木と花見情報の発信などの事業を展開し、「365日花と緑と香りいっぱいの美ら島沖縄づくり」を推進いたしております。

次に、7番目の中城湾港泡瀬地区に係る御質問の中で、港湾計画変更の内容と事業再開に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

中城湾港泡瀬地区の港湾計画につきましては、昨年12月に沖縄県地方港湾審議会の答申を受け、去る1月に国土交通大臣へ提出し、現在、国において審査しているところでございます。

主な変更内容は、宿泊施設用地などの各種施設の土地利用規模の変更、そして大型旅客船対応から小型旅客船対応になるなどの港湾施設の変更等でございます。

県といたしましては、今年度じゅうに港湾計画の変更を行い、その後、埋立免許等の変更手続を進め、来年度に工事再開できるよう努めてまいる所存でございます。

次に、8番目のカジノに係る御質問の中で、県のカジノ・エンターテインメント導入検討の段階についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、カジノ・エンターテインメントをめぐる最近の動向等を踏まえ、平成20年度に作成いたしました沖縄統合リゾートモデルの事業規模や経済効果の再構築に取り組んでおります。また、昨年、カジノを含む統合リゾートを導入したシンガポールのカジノ導入後の効果や影響等につきまして調査を行っているほか、神奈川県や和歌山県と共同で、地方にとって望ましいカジノ制度についての研究会を開催いたしております。先日、沖縄県経済団体会議から「カジノ誘致促進について」要請を受けたところであります。現在、

関係者との意見交換を行っております。しかし、県民からは慎重にすべきとの意見や反対する意見もあることから、懸念事項に対する自治体としての対策等につきましても研究等を行っているところでございます。

次に、同じくカジノに係る御質問の中で、国会議員によるカジノ合法化に向けた検討で沖縄県も有力とされていることについてという御質問にお答えいたします。

現在、国際観光の振興や地域経済の活性化を図る観点から、大阪府、神奈川県、千葉県など多くの自治体においてカジノ・エンターテインメントの導入に向けた取り組みが活発となっております。超党派の国会議員連盟におきまして検討されております「カジノを合法化する法律案」において、当初は導入地域が2カ所とされており、沖縄も有力視されているとの情報もございます。

沖縄県といたしましては、カジノ導入に伴う効果や課題について慎重に検討を行い、県民のコンセンサスを前提としてカジノ・エンターテインメントの導入に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場移設問題につきまして、前原外務大臣の発言についてお答えいたします。

前原外務大臣の発言につきましては、新聞報道等により承知しておりますが、普天間飛行場周辺施設の移転につきましては、地元宜野湾市から県に対する申し入れ等がなく、検討する段階にありません。

県としましては、一日も早い普天間飛行場の危険性除去を図るためあらゆる方策を検討することは必要と考えております。

次に、名護市での現況調査に係る異議申し立てについての御質問にお答えいたします。

今回の現況調査に係る異議申し立てにつきましては、沖縄防衛局と名護市の両当事者間で行われている行政不服申し立て手続であり、県としてはその適法性について見解を述べる立場にはありませんが、今後とも重大な関心を持ってその推移を注視していきたいと考えております。

いずれにしましても、県としましては、県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、返還軍用地の跡地利用についての質問の中で、嘉手納以南の返還についての御質問にお答えいたします。

「再編実施のための日米のロードマップ」や日米共同発表で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、沖縄の振興・発展のための貴重な空間であり、確実に実現される必要があります。そのため、県としては、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、日米両政府に強く求めているところであります。

次に、基地問題についての御質問の中で、環境問題に関する作業部会における議論や検討についての御質問にお答えいたします。

去る1月25日に開催された第2回米軍基地負担軽減部会において政府側から、環境に関する合意について議論する日米作業部会を昨年12月に設置した旨の報告がありました。また、2月7日には同作業部会の初会合が開かれ、今後、環境関連事故の際や返還前の環境調査のための米軍施設・区域への立ち入りについて検討が行われるとのこととあります。

次に、普天間問題と地位協定見直しのリンクについてお答えいたします。

県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、日米地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、平成12年以降、11項目にわたる見直しを要請しているところであります。

政府は、「日米地位協定の改定を提起する」としており、日米地位協定の見直しについては、普天間飛行場移設問題にかかわりなく検討されるべきものであると考えております。

次に、グアムへの航空機訓練移転についてお答えいたします。

去る1月20日、防衛省から、日米合同委員会において、航空機訓練移転のグアム等への拡充について合意がなされた旨の発表がありました。嘉手納飛行場においては、現在も米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機の飛来等により依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

今回示された訓練移転の拡充については負担軽減につながるか、今後、地元市町村とも連携し十分に精査していきたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についての御質問にお答えいたします。

県は、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、

これまで米軍を初め関係機関に対し、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の中止を強く要請してきました。それにもかかわらず米軍が同訓練を実施したことは、周辺住民を初め県民に大きな不安を与えるものであり、まことに遺憾であります。

県としましては、パラシュート降下訓練はSA CO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後とも、嘉手納飛行場において実施することがないよう、日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に、不発弾処理補償の恒久法についての御質問にお答えいたします。

不発弾の処理につきましては、公共工事等で国庫補助による不発弾探査事業が行われており、不発弾の補償につきましては基金を創設し、被害者や被害施設等へ支出する等対応してきたところであります。

県内には今なお多くの不発弾が埋没しており、そのすべてを処理するためには長期間を要することから、新たな沖縄振興に関する要望として、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度創設を国に対し求めているところであります。

県としましては、この中で法制度のあり方も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、東村高江ヘリパッドについての御質問の中で、3の(2)のア、3の(2)のイ、3の(2)のウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

知事は、平成19年3月及び平成22年6月に現地を視察し、東村長や高江区長から意見を伺っております。その後、随時、現地に職員を派遣し、同じく東村や高江区等から事情を聞いております。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SA CO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SA COの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

国においては、市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮するべきであると考えております。

次に、実効性のある航空機騒音対策を国に求めることについてお答えいたします。

県は、これまであらゆる機会を通じ航空機騒音の軽減を日米両政府に対して要請してきており、去る2月7日から9日にかけて、軍転協を通じ航空機騒音規制措置の厳格な運用や騒音対策の強化・拡充等、航空機騒音の軽減について日米両政府に対し求めたところで

あります。また、沖縄政策協議会のもとに設置された米軍基地負担軽減部会においても、航空機騒音の軽減に向けた具体的な取り組みを求めているところであります。

これに対し、政府から、嘉手納飛行場の航空機訓練移転の拡充が示されたところであり、県としては、その効果を見きわめるとともに、今後ともあらゆる機会を通じ航空機騒音の軽減を日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 返還軍用地の跡地利用についての御質問の中で、恒久法の基本的考えと新たな制度についてお答えいたします。

県におきましては、跡地利用に係る取り組みは今後長期にわたることが予想されることから、新たな法律はすべての基地跡地の整備が終了するまでの恒久法としているものであります。

新たな制度としましては、沖縄振興費と別枠での予算確保と行財政上のさまざまな制度・施策の実施、中南部都市圏の跡地における国の責務による事業実施主体の確立と国費による事業実施、地主への給付金支給期間の延長、汚染等の原状回復措置の徹底などを盛り込んでおります。

同じく返還軍用地に関連をいたしまして、移設問題と新たな法律の制定についてお答えいたします。

跡地利用に関する新たな法律につきましては、現行法制度である軍転特措法及び沖振法が平成24年3月末に期限切れを迎えることから、国に制定を求めているものであり、普天間飛行場の移設問題とはリンクしないものであります。県としましては、今後も国に対し新たな法律の制定を強く求めてまいりたいと考えております。

同じく返還軍用地に関連をして、中南部都市圏広域跡地の事業主体についてお答えいたします。

今回の法制度提案の基本的な考え方においては、嘉手納飛行場より南の各返還跡地は、広域的な観点から一体的な整備を行う必要があり、「中南部都市圏広域跡地」として一括して指定するものとしております。

当該指定を受けた跡地につきましては、国が事業主体を確立し、県及び市町村が策定する跡地利用計画に基づく基盤整備事業等を行うものとしております。

次に、那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問の中で、那覇空港滑走路増設のスケジュールについてお答えします。

国は、これまでの構想段階、施設計画段階を経て今年度からは事業化に向けた環境アセスメント等の手続に着手しております。事業着手までに実施される環境アセスメント等の関係手続はおおむね3年程度要するとされ、滑走路増設の概算工期は約7年と見込まれております。

県としては一日も早い供用開始を目指し、国と連携・協力して同事業を推進するとともに、引き続き必要な予算の確保及び工期の短縮等を要請していきたいと考えております。

同じく那覇空港滑走路に関連をしまして、国際旅客便の公租公課の軽減措置の見通しについてお答えします。

県では、国際航空ネットワークの拡充を図るため、那覇空港における国際線旅客便の着陸料及び航行援助施設利用料の軽減措置を政府に対して要望しているところではありますが、現時点ではまだ実現に至っておりません。しかしながら、外国人観光客の誘客は本県にとって重要な課題と認識しておりますので、政府に対しては今後とも沖縄県における観光・リゾート産業の重要性等を説明し、実現に向けて粘り強く要望してまいりたいと考えております。

次に、鉄軌道の導入についての御質問の中で、本県に適している新たな公共交通システムについてお答えいたします。

国内におけるLRTのサービス水準は、所要時間から計算した表定速度において時速10キロから15キロ程度で、バスと同等以下となり、長距離の公共交通基幹軸としての役割を果たすには厳しい面があると考えております。また、LRTについては、導入のために車線減少が生じ、自動車交通への影響が大きくなる可能性があります。一方、鉄道においては投資額は膨大になりますが、那覇市から沖縄市を25分程度、名護市とも1時間程度で連結ができるなど速達性が高く、昨年度の調査においては、鉄道のほうが長距離運行に適したシステムと評価したところであります。

同じく鉄軌道に関連をしまして、国の責任による全面支援についてお答えいたします。

他の都道府県では戦後まもなく焼失した鉄道が国により復旧されたにもかかわらず、沖縄戦で壊滅した沖縄県営鉄道は復旧が行われず、本県は基幹的な公共交通として鉄道を有さない唯一の県となっております。北部圏域を含めた沖縄本島の均衡ある発展のためには、鉄道等を含む基幹的な公共交通システムの整備が必要ですが、その整備には膨大な費用が発生することから、特例的な制度の提言・要望を行っている

ところであります。

同じく鉄軌道に関連をいたしまして、鉄軌道やバス等を含めた交通体系についてお答えいたします。

広域移動を支える新たな公共交通システムとして、鉄軌道を導入する場合には、既存の公共交通手段としての役割分担を踏まえ、効果的・体系的な公共交通ネットワークを構築する必要があると考えております。

同じく鉄軌道に関連をしまして、鉄道及びLRTの自動車交通量に与える影響についてお答えします。

自動車交通量に与える影響は、大量輸送が可能で速達性にすぐれている鉄道がLRTに比べ有利と考えられますが、効率的な公共交通システムを確立する観点からは、中心市街地の活性化、公共交通や自転車、徒歩を中心としたまちづくりの推進、バスやモノレールの利便性向上、県民意識の変化を促すことなど、さまざまな施策を効果的に推進することが必要であると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 基地問題についての中、思いやり予算の削減と基地従業員の身分・給与等への影響についての御質問にお答えします。

新たな在日米軍駐留軍経費負担に関する特別協定は、平成23年度から平成27年度の期間となっております。同特別協定では、在日米軍駐留軍駐留経費負担全体の水準については現行の水準を維持するものとなっていることから、基地従業員の身分・給与等への影響はないものと思われま

す。カジノ導入についての中、カジノ・エンターテインメント導入による沖縄観光のイメージへの影響についての御質問にお答えします。

現在、沖縄県が検討しているカジノ・エンターテインメントは、観光客の多様なニーズにこたえる観光資源としてカジノのみならずホテル、コンベンション、ショービジネス、音楽・演劇ライブなど多様な機能を備えた統合リゾート施設であり、沖縄観光の魅力を高める施設であると考えております。

カジノ導入に伴い、治安の悪化や地域に与える悪影響などの沖縄観光に対するイメージの影響を懸念する意見もありますが、公的機関等による厳格な管理体制を構築し十分な対策を講じればこうした懸念事項を抑制することが可能であると認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 基地問題についての御質問の中で、嘉手納飛行場の航空機騒音の実態についてお答えいたします。

県では、昭和63年に嘉手納飛行場周辺地域について航空機騒音に係る環境基準の類型指定を行い、関係市町と連携して、嘉手納飛行場周辺の15測定局で航空機騒音の常時監視・測定を実施しております。平成21年度の測定結果では、環境基準評価指標のW値、いわゆるうるささ指数で見ますと、嘉手納飛行場周辺では最高が北谷町砂辺局で87を示すなど、15測定局中9局で環境基準を超過しております。現在の15測定局で測定を開始した平成16年以降9測定局で環境基準を超える状況が続いており、訓練の一部移転は実施されているものの、相次ぐ外来機の飛来などにより、航空機騒音に関しては、目に見える形で負担軽減につながっていない状況にあります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 生活環境基盤の整備についての御質問で、今後、整備すべき社会資本と生活環境基盤についてお答えいたします。

沖縄県の社会資本整備については、沖縄振興計画に基づき自立型経済の構築や持続的発展を支える基盤づくりなどの施策を推進するとともに、公園や住宅等の生活環境基盤の整備に取り組んできたところであります。現在策定中の「沖縄21世紀ビジョン」基本計画においても、引き続き産業振興と国際交流拠点の形成を支援する空港・港湾の整備、都市部の交通渋滞の緩和を図るための総合的な交通体系の整備などを推進するとともに、新たに沖縄らしい風景、まちづくりのための公園整備や無電柱化等を推進していきたいと考えております。

同じく生活環境基盤の整備についての御質問で、道路網整備の事業計画についてお答えいたします。

県内の道路網計画は、沖縄本島を南北に走る沖縄自動車道や沖縄西海岸道路等の縦軸幹線と、これらを東西に結ぶ浦添西原線等の横軸幹線で構成される道路網をはしご道路と位置づけ、整備に取り組んでおります。国直轄事業である沖縄西海岸道路の沈埋トンネルを含む那覇西道路は、ことし7月ごろの供用開始を予定しており、那覇空港自動車道小禄道路は平成23年度の新規事業化が決定しております。また、県事業の南部東道路については、平成23年度から実施設計や用地調査など本格的に事業着手いたします。今後とも交通

渋滞の緩和と地域経済の活性化を図るため、はしご道路の構築に鋭意取り組んでまいります。

同じく生活環境基盤の整備についての御質問で、まちづくりと電線類地中化の連動についてお答えいたします。

まちづくりにおいては、安全で快適な歩行空間の確保や防災対策、景観向上の観点から電線類の地中化が重要と考えております。その取り組み状況については、平成3年度から平成20年度までに約73キロメートル完了しており、現在、龍潭線、豊見城中央線等で整備を進めているところであります。今後とも国や電線管理者等の関係機関と連携を図りながら電線類の地中化等を推進し、良好な都市空間の形成に努めていきたいと考えております。

同じく生活環境基盤の整備についての御質問で、国発注工事の地方中小建設業者への発注の拡大についてお答えいたします。

建設産業の再生方策を検討する国土交通省の有識者会議「建設産業戦略会議」は、「建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針」を公表しております。これによりますと、地域の建設業者は雇用を支えるだけでなく災害対応等を担っているが、公共事業費の削減で経営環境が悪化し、建設企業の存続を図ることが困難となっている状況であり、その対策の一つとして、地域要件を設けた地域維持型契約方式の導入を検討しており、今後、建設業界等との調整を行い、入札制度等の改正を実施していくとのことであります。

本県としまして、引き続き国発注工事の県内企業への優先発注について要請を行い、受注機会の拡大に努めていきたいと考えております。

次に、中城湾港泡瀬地区埋め立てについての御質問で、事業再開の前提条件の内容と県と市の対応についてお答えいたします。

沖縄市の土地利用計画見直し案については、昨年8月に沖縄市長が担当大臣に説明を行ったところ、大臣から、手がたい需要予測や施設規模、相応の開発効果等について分析されていることが評価されました。その際、計画を実現するために4点について留意するよう発言があり、その内容は、1点目は、海外客の取り込みを含めた観光客の誘致、宿泊需要の開拓方策や目玉となる企業の呼び込み、多様な客層誘致によるリスクの分散、2点目は、民間企業の進出可能性をより高めていくための投資環境整備、3点目は、金融スポンサーとオペレーターが連携して全体の開発を主導・コーディネートするような方法、あるいは企画コンペ

の導入、4点目は、行革努力の継続と地方税収の推移に十分留意した財政運営であります。これに対し、沖縄市長からは、大臣のコメントをしっかり受けとめ東部海浜開発事業の事業主体として計画の実現に向けて全力を挙げて取り組む旨の発言があったと聞いております。

県としまして、早期の工事再開に努め、本計画の実現に向けて国や市と協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き代表質問を行います。

池間 淳君。

〔池間 淳君登壇〕

○池間 淳君 皆さん、こんにちは。

浦添市選出の池間淳です。

きょうは自由民主党を代表いたしまして質問を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

いよいよ仲井真知事の2期目の本格的な予算のスタートであります。知事、おめでとうございます。この予算は、昨年の選挙で県民と約束した公約実現に向けた強い取り組みが感じられ、高く評価するものであります。

ところで、最近、公約はマニフェストと読まず、「詐欺フェスト」というふうな読まれ方がよくありますが、沖縄県にはこういうことがないようにぜひよろしくお願いいたしますと思います。

県民から仲井真知事を選んでよかったと言われるように、我々自由民主党も知事公約実現のために強力にバックアップすることを表明いたしまして、次の質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、安保研究機関の設立構想について。

民主党政権の誕生後、普天間飛行場移設問題をめぐり日米関係に大きな亀裂が生じたことは、日本を取り巻く周辺諸国、特に東アジア情勢に与えた影響はこれまでになく大きいものがあります。

その間、中国による領海侵犯、尖閣諸島沖での漁船衝突事件やソ連時代にもなかったロシア大統領や閣僚による北方領土視察が強行され、これらの一連の出来事は日本外交に深刻な打撃を与えております。これらは明らかに日米関係の悪化を見越し、その間隙を縫って起こしたものであることは明らかであります。

中国による尖閣での衝突事件やロシアの北方領土視察を目の当たりにし、ようやく民主党政権も日米同盟の重要性に気づき、米国との関係修復に懸命となっており、国民にとっては日米同盟の存在を再認識する機会となったようであります。

日本の安全保障は、日米安保、日米同盟が基軸となっていることに疑いはありませんが、その日米安保、日米同盟の安定を保障しているのが沖縄の米軍基地の存在であります。

沖縄は国土面積のわずか0.6%にしかすぎませんが、全国にある在日米軍専用施設の74.3%が沖縄に集中しており、その規模は県土面積の10.2%を占めております。このため、米軍基地から派生する事件・事故や騒音被害など、県民は負担過重の状態にあり、生活環境への影響も一向に解消されておられません。

そのような中、仲井真知事は、本県の基地問題の最大の課題である普天間飛行場の移設問題について、県外移設を実現するには米軍や自衛隊などの日本の防衛システムや具体的な基地のあり方についての議論が必要との認識を示しました。これは、沖縄の基地問題を含めた議論ができる安保研究機関の設立の検討を念頭に置いたものと理解するものであります。

沖縄に存在する米軍基地面積2万3301ヘクタールのうち、わずか481ヘクタールの普天間飛行場を他の46都道府県の何カ所かで引き受けてほしいとの県の要求は決して理不尽ではないと思います。現在の沖縄だけに日米安保、日米同盟の負担を強いる状況は一時も早く解消すべきであり、安保研究機関における議論の構築に期待するものであります。

そこで伺います。

ア、民主党政権のもと日米関係が悪化したことで、中国、ロシア外交に大きな影響を及ぼしております。我が国の安全保障の基軸である日米同盟の揺らぎが背景にあると言われるが、沖縄の米軍基地のあり方を含め知事の安全保障に対する基本的な考えを伺います。

イ、県は、沖縄の米軍基地問題を含めた日本の安全保障問題全般を議論する安保研究機関の設置を検討しているようですが、そのねらいと研究機関の位置づけについての基本的考えを伺います。

ウ、外交・安全保障は国の専管事項と言われますが、県の安保研究機関における議論を国の施策にどのように反映させますか、県の考えを伺います。

2、県経済の振興について。

(1)、新たな沖縄振興策について。

政府は去る12月27日、沖縄政策協議会の沖縄振興部会を開催し、2011年度末で期限切れとなる現在の沖縄

振興特別措置法にかわる新たな沖縄振興に関する法律を制定することを決定しております。新たな法律の制定は県が強く求めていたもので、政府の考えが示されたことで一つの壁を越え、今後は現行の10年間の適用期間のあり方、県が求める税制上の優遇措置など一国二制度的取り扱いを含め政府との協議が課題となるものと思われます。

新たな振興法や沖振計は、これまでの国による4次にわたる振興計画のあり方の反省から、県主導で国の関与を排除し、制度の創設が必要であると考えます。

復帰後約40年にわたる沖縄振興が推進されましたが、社会資本の整備や県民所得の向上、雇用環境の改善、離島の振興、そして基地跡地利用など、なお解決すべき課題が山積しております。経済の自立を目指す本県にとってこれらの課題解決は必要条件であり、新たな沖縄振興のための法律の制定を必要とする理由もそこにあるのであります。

また、沖縄振興を図る上で障害となるのは、本島中心部に位置する米軍基地の存在であります。そのため新たな沖振法の制定に際しましては、今後返還が予定される基地に、特に嘉手納以南の大規模基地の返還を想定した跡地利用のあり方を明確にすることは必要不可欠であると思います。

そのような中、在沖米軍用地が近年、県外在住者に売買される事例が増加しているとの報道があります。地主が県外に散在すると、返還された後の利用計画に支障が出るのが懸念されます。軍用地が投資の対象となるなど、基地の負担に苦しむ県民にとって理解に苦しむところであります。

沖縄振興の集大成とも言える沖縄の将来像を描く「沖縄21世紀ビジョン」は、自立経済を構築した沖縄の姿勢を描くものであり、その中に新たな沖振法や沖振計の精神を織り込むことが必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、沖縄政策協議会の沖縄振興部会で新たな沖縄振興に関する法律を制定することが決まり、県においてもその必要性、制度提言をまとめました。今後の政府との協議をどのように進めるか伺います。

イ、新たな沖縄振興に関する法制度は、現行の高率補助分の確保、雇用・産業・環境などに係る税制の優遇措置、新設など一国二制度の制度創設が必須条件であると考えますが、現行の全国一律の法体系による仕組みの壁をいかに乗り越えていくか伺います。

ウ、県は、沖縄振興計画にかわる新たな計画として県主導で策定する「沖縄21世紀ビジョン」基本計画の策定を進めておりますが、理論武装を含め政府との協

議・調整の状況について伺います。

エ、「沖縄21世紀ビジョン」基本計画は、計画期間を10年ごとの前・後期に分けた20年の期間とする案のようですが、新たに制定する沖縄法の期間との整合性は図られるか伺います。

オ、我が自民党の沖縄振興に関する特別委員会は、新たな沖縄振興策についての取りまとめを進めておりますが、県としても自民党の振興策を積極的に活用する必要がありますと考えますが、県の考えを伺います。

カ、報道によりますと、在沖米軍用地が県外在住者に購入される事例がふえており、投資の対象になっているようですが、返還後の跡地利用への支障が懸念されます。県の認識を伺います。

(2)、2011年度の予算について。

ア、仲井真知事2期目のスタートの予算となりますが、2011年度予算編成の基本方針と公約に掲げた施策の実現について伺います。

イ、3年連続の増額予算となりましたが、その要因と基金の状況、県債の割合について伺います。

ウ、政府が沖縄振興予算で計上した2011年度一括交付金321億円について、県予算にどのように反映されておりますか。また、今回の沖縄振興自主戦略交付金（仮称）の仕組みについても伺います。

エ、県は、沖縄担当部局予算公共事業関係費を含めた沖縄予算全体の一括交付金化を求めているが、政府の厚い壁をどのように乗り越えるか、今後の見通しについて伺います。

3、農林水産業の振興について。

(1)、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）参加問題について。

去る1月29日、那覇市新都心公園において環太平洋連携協定交渉への参加に反対する県民大会が開かれました。大会には県内農林水産業団体や製造業、運送業、消費者団体など約5400人が参加し、県内農水産業や離島経済を守るためＴＰＰ参加に強く反対を決議しております。

環太平洋連携協定への参加をめぐり国内議論が高まりを見せておりますが、菅首相は、年明け以降、ＴＰＰなど貿易自由化の実現に向け積極姿勢を示しております。

去る1日付の年頭所感で菅首相は、政権が目指す国づくりの第一の理念に「平成の開国」を掲げ、ＴＰＰや欧州連合、韓国との経済連携の協議を一気に前進させるとしており、1月14日発足した菅改造内閣はそれを裏づけた陣容となっております。

ＴＰＰは、アジア・太平洋地域の9カ国の締結を目

指しており、締結されれば関税を10年以内に完全撤廃することが原則となっております。日本は、米などの重要品目の関税や米国牛肉の輸入など、国内農業に深刻な影響を与えることは避けられないと考えます。しかし、ＴＰＰをめぐっては国内で賛否が分かれており、経済界は参加を求めておりますが、農業団体は参加に強く反対しております。本県は、さとうきび生産が基幹産業となっており、県内農家数の約7割を占め、全耕作面積は5割を占めております。ＴＰＰ参加は本県農業に壊滅的被害を与えることから、県内経済団体はその対応に苦慮しているようであります。政府のＴＰＰ参加の最終判断は6月ごろが一つのめどと言われ、予断を許さない情勢であります。県においては、本県農水産業の保護を図る観点から、迅速・的確な対応が必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、米国やオーストラリアなど9カ国とのＴＰＰ、欧州連合や韓国とのＥＰＡなど、政府は日本のＴＰＰ等への参加について協議を進めておりますが、経済界と農水産業団体の間でも意見が相反しております。県のこの問題に対する基本姿勢について伺います。

イ、環太平洋連携協定交渉への参加に反対する県民大会が開かれ、県内農水産業や離島経済を守るためＴＰＰ参加反対を決議いたしました。ＴＰＰへ参加した場合の本県農水産業に与える影響を県はどのように推計しておりますか伺います。

ウ、政府のＴＰＰ参加の最終判断が6月ごろにも示されると言われております。農業団体等と連携した参加反対やさとうきびなど重要品目除外の要請活動の展開に向けた取り組みを伺います。

エ、本県離島は、狭隘な耕地面積や気候的不利性から生産不利地域にあり、台風や干ばつに耐え得るさとうきびや畜産が経済を支えております。ＴＰＰ参加は離島社会の崩壊につながると考えますが、県の認識を伺います。

(2)、県内農水産業の振興について。

本県農業は、耕地面積の狭隘性、気候的不利性のほか本土市場から遠隔地にあり、その上多くの離島を抱えていることから、農水産物の県外への輸送は総じてコスト高にならざるを得ないのが現状であります。そのため、いかに輸送コストの低減を図れるかは、本県のブランド品が他県産地との競争を乗り越え、本土市場での地位を確立し得るかの最大の課題であります。

近年、本県の主要農産品は他県との競争が激しくなっておりますが、特に県産ゴーヤーは本県のブランド品として本土市場で最も人気があり、おきなわブラ

ンドとして知名度も高く県外出荷も伸びておりますが、沖縄総合事務局の調査によりますと、2009年の県内生産販売額は17億円で、前年比15%減と大幅に下落しているようであります。

本県は、本土と陸続きになっていないことから、県外出荷は輸送手段が航空か船舶に限られ、どうしても輸送コストは割高となり、県外産地との競合になれば不利にならざるを得ないのであります。そのため、県においては、輸送手段の改善のため、鹿児島県並みの利用料金体系が実現している電話や郵便小包と同様なユニバーサルサービスとして、農林水産物についても鹿児島県並みの輸送コストとする制度の創設を必要としております。

民主党政権は、農家への戸別所得補償制度を実施しており、来年度予算で補償制度の拡大を図るとしているようではありますが、農家が求めているのはこのようなばらまきではないと考えております。

そこで知事、次の質問をいたします。

ア、2009年の県内農業生産額は30年ぶりに900億円を割り込み減少したようではありますが、その要因と農業生産の拡大、経営安定に向けた県の取り組みを伺います。

イ、県産ゴーヤーなど、近年他県産地との競合の影響もあり県外出荷が減少しているようではありますが、ゴーヤーを初め本場おきなわブランド製品の知名度アップや競争力強化、市場開拓・販路拡大の取り組みについて伺います。

ウ、耕作放棄地の解消に向け、圃場やかんがい施設の整備など農業・農村整備計画と解決すべき課題について伺います。

エ、水産業の安定のため漁礁・漁港等の整備の推進と、つくり育てる漁業の振興を図るため、県はどのように取り組んでいるか伺います。

オ、宮崎県で確認された鳥インフルエンザが急速に国内各地に感染拡大しているのを受け、政府は全国養鶏場一斉点検を各県に指示しました。本県における防疫体制はどうなっておりますか。県内養鶏場関係者の鳥インフルエンザ対策は万全になされておりますか伺います。

カ、水産海洋研究センターの糸満市への移転が決定いたしました。完成時期と総事業費について御説明願います。

4、教育・文化の振興について。

教育長は、本議会が最終議会となるようではありますが、教育行政どうも御苦労さまでございました。これから教育長を退かれてもぜひ県民の一人として、これ

まで培われた識見、このノウハウはぜひ自分一人のものとして、県民全体に貢献できるように頑張っていたきたいというふうに思います。

(1)、教育環境の改善について。

教育庁は、教員定数に対する本教員の割合を上げ全国に近づけるため、今後5年から7年は採用枠を広げる計画のようであります。また、本県は30人学級を小学校1・2年生で実施しておりますが、今後順次拡大していくこととしており、その観点からも本教員の計画的増員は必要不可欠であると思えます。

小中学生の学力テストで全国最下位の状況にある本県は、学力向上に向けた取り組みを進めておりますが、そのためには学年ごと、教科ごとに生徒一人一人にきめ細かい指導が必要であり、また、これまでの「ゆとり教育」からカリキュラムをふやした新学習指導要領が始まることで臨時教員に頼った人事体制からの脱却が必要であると考えます。

また、総合的な学力向上対策を効果的に推進するには、教師の指導力の向上を図り、小学校低学年における徹底した基礎学力を強化することが必要であると考えます。そのために臨時教員の割合を減らし、身分の心配もなく授業のための教材研究に専念できる教育環境の整備が求められていると考えます。

そのような中、小学校1・2年生の35人学級導入を進めていた政府は、1年生だけで実施するとの方針を決定したようであります。

文部科学省は、当初、きめ細かい教育指導につながるとして2011年度から8年間で小中学校を対象に段階的に実施するとしておりましたが、財務省の少人数化と学力向上とは必ずしも因果関係はないとの主張に押し切られ、1年生だけの実施となったようであります。

教育の基本方針を決める立場にある政府に対しては、学校が本来目的とする教育の理念に基づく児童生徒に対するきめ細かい指導ができる環境整備に努めることが求められていると考えるものでありますが、次の質問を行います。

ア、文部科学省は、2011年度から35人学級を小学1年生について実施するとしておりますが、この検討結果は本県における今後の少人数学級計画に影響するのか。また、今後中学校を含めた拡大計画をどのように進められるか伺います。

イ、国際的に活躍できる人材育成に向けた外国語教育の充実と海外への県内留学生派遣の拡大をどのように図っていくか伺います。

ウ、県内小中学生の学力向上を図るには、小学校低

学年における徹底した基礎学力の強化と教師の指導力の向上が必要と考えますが、教育庁が取り組んでいる対策を伺います。

議長、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○池間 淳君 エ、正教員の割合が全国一低い状況を改善するため、2011年度の教員採用は小学校で2010年度の2倍以上、中学校で約3倍の採用を計画しているようですが、これにより、待機者の割合と待機年数はどのように改善されますか伺います。

オ、大幅採用増により新学習指導要領への対応や初任者研修で学校現場への負担が大きくなると言われますが、教育庁の対応方針について伺います。

カ、沖縄戦の影響で義務教育を受けられなかった人たちが学ぶ珊瑚舎スコーレに対する国の支援について、教育庁の国への要請を含めた対応を伺います。

(2)、文化・スポーツの振興について。

沖縄はかつて琉球王国として独自外交を展開し、アジア諸国との交流や貿易を通して独自の文化を形成してまいりました。琉球文化は中国から多くの影響を受けたと言われ、その後、薩摩の支配に属したことにより大和文化のよさも取り入れ、独自の文化を築いてきたと言われております。

しかし、長い歴史の中で内容が変容したり消滅したのも多く、また、今日の高度経済社会にあって価値観の違いや時代の要請などから異なるとらえ方をされているものもあります。沖縄に限らず、文化の継承の重要性が言われる社会にあって、みずからの地域の文化の価値を認識し、これを現代が受け継ぎ後世に継承することは我々の務めであると考えます。本県は郷土意識が強く、自分たちの文化に対する誇りや意識は他県に比べても高いと言われており、組踊や琉球舞踊、三味線、沖縄芝居など各地域において盛んであり、昔ながらの形で伝承されてきております。

県においても、伝統文化の継承や後継者育成に努めながら、県立芸術大学において沖縄の豊かな芸術文化の伝統を受け継ぐ教育を通して新しい創造的文化技術の形成・発展を担い、国際的に活躍する人材を生み出すとしております。また、琉球舞踊の継承を図り若手舞踊家の育成と発表の場を提供することを目的に、県かりゆし芸能公演を県立郷土劇場で開催しておりました。その劇場も老朽化のため2009年3月で閉鎖となったことで、舞踊団体や沖縄芝居の劇団などから公演数

の減少を懸念する声も聞かれます。国立劇場おきなわや多目的ホールなどの借用も考えられますが、安価の利用ができた県立郷土劇場と比べ団体の経済的負担は大きく、観客にも入場料の負担が大きいと言われております。県財政の厳しい状況からなかなか難しい問題ではありますが、沖縄伝統芸能や伝統文化の継承を図ることも重要と考えます。

また、本県は野球、サッカー、ゴルフなど世界で活躍するプロスポーツ選手を輩出するなど人材の宝庫でもあると考えます。国内唯一の亜熱帯気候で年じゅうスポーツができることで、プロ野球を中心にキャンプ地としても定着をしております。本県経済の柱である観光の振興を図るためにもあらゆるスポーツが楽しめる環境づくりが必要であり、各種スポーツ施設の整備や競技力の向上に向けた取り組みが必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、本県の伝統文化の継承・発展を図るための取り組み状況と、伝統文化の後継者育成の状況と成果を伺います。

イ、琉球舞踊や沖縄芝居など伝統芸能に対する県の支援の現状と、伝統芸能や伝統文化等の発信拠点の整備として「郷土芸能会館」、「空手道会館」の建設についての取り組み状況を伺います。

ウ、国立劇場おきなわの活用の現状と県内文化団体等の利用が容易になるような対策、使用料の低減について県の考え、取り組みを伺います。

エ、プロサッカー公式戦が開催できる公式サッカー場の整備について県の考えを伺います。

5、県内産業の振興について。

本県は、中小企業の割合が90%以上を占める産業構造となっており、県産業の牽引は観光産業が担っておりますが、産業振興を重点課題とする本県にとって観光産業に続く産業の柱づくりは喫緊の課題であると思っております。

総務省の情報通信白書によりますと、情報通信関連産業の経済全体への寄与率は、直近5年間で34%にも及んでいるということでもあります。そのため、本県は、情報通信関連産業を戦略産業として位置づけ、IT津梁パーク整備事業として情報通信産業振興の拠点形成を目指しております。その結果、2010年における本県の情報通信関連産業の立地集積数は200社、雇用者数は3万3000人余に達するなど大きな成果を上げております。

本県は、震度5以上の地震がなく、国内で万が一地震などにより情報通信システムに被害が出た場合で

も、本県でバックアップシステムが機能する有利さがあるということが立地集積が進む理由に挙げられています。そして、I T津梁パークの中核施設の建設も進み、既に高度ソフトウェア開発事業、人材育成事業も展開されており、完成時には8000人の雇用効果も見込まれています。

このように本県は、立地環境の有利さを最大限生かし、情報通信関連産業の立地を積極的に進めておりますが、本県は本土経済圏から遠く離れ、地理的条件による物流・輸送コスト高という不利性や県内市場の狭隘性など、また、企業自体の基盤の脆弱さなどにより雇用効果の高い製造業の立地が進まないことも背景にあるのではないかと考えます。県内産業の振興なくして本県の経済の自立はあり得ないと思います。県内における各種企業の経営基盤の強化と競争力のある産業育成が急務であると考えますが、次の質問を行います。

(1)、県内産業の活性化や雇用効果の大きい金型産業など物づくり製造業の育成・振興に向けた県の取り組みを伺います。

(2)、産学官の協働した健康・バイオ関連産業の振興と本県における立地拠点の整備状況はどうなっておりますか伺います。

(3)、国際物流拠点と科学技術研究拠点の形成による新産業の創出について、県の基本的考えと具体的施策の展開をどのように進めるか伺います。

(4)、県が整備を進めているアジアI T研修センターは、I T津梁パークへ整備することが決まったようですが、事業内容と県内産業への波及効果について伺います。

6、企業誘致の推進について。

経済のグローバル化が進展する中で、本県の中小企業を取り巻く環境も厳しさを増してきており、狭隘な市場で生き抜いてきた中小企業が今後も持続的な経営の維持や発展を図るには、時代に合った経営革新への取り組みが不可欠であると思います。そのため、積極的に国内外からの企業を誘致し、産業の活性化を図ることにより県内企業への波及効果と企業競争力の向上が期待されるものと考えます。

このため、県においては、企業誘致を促進するため特別自由貿易地域や金融業務特別地区の整備を進め、個別企業訪問やセミナーも開催され、知事によるトップセールスも実施されております。御苦労さまでございます。また、企業の立地・進出を促進するためには工場用に対する土地や建物、設備などの投資、物流の負担の軽減を図るための助成や支援を行い、企業集積

の効果を上げております。

本県における企業誘致を促進するためには、東アジアに位置するという地理的な優位性を生かし、我が国の不利性であるアジア地域との航空・船舶の国際物流の割高感の解消が不可欠であると考えます。そのため、一国二制度の法制度の整備と物流ネットワークの構築が必要であります。

そして金融業務特別地区においては、立地基盤の整備や国際的な専門知識を有する金融人材の育成を図るほか、新たなビジネス事業化に向けた取り組みが重要になってくると考えます。

そこで伺います。

(1)、特別自由貿易地域や金融業務特別地区などを活用した本県への企業誘致の主な実績と今後の事業展開を伺います。

(2)、県内産業の基盤強化と経済の振興を図るには、県外資本の投資を積極的に進める必要があると思いますが、県の戦略と具体的取り組みについて伺います。

(3)、企業誘致を進める上で、誘致する企業などへの法人税・関税などさらなる優遇減税を実施し、攻めの誘致活動を展開する必要があると考えますが、県の取り組み状況を伺います。

(4)、沖縄中南圏域産業活性化協議会設置の目的と参加団体、具体的に展開する事業内容と国の支援の見通しについて伺います。

どうぞよろしくお願いいたします。再質問がないように知事、教育長、よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 池間淳議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、安全保障に対する基本的な考え方いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく経済が発展してきていることや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解をいたしております。

しかしながら、在日米軍基地の大部分を占める沖縄の米軍基地が果たしている役割や必要性を初め安全保障について、国民全体で十分な議論がなされてきたとは言えないと認識いたしております。

今後も日米安全保障体制が安定的に維持されるためには沖縄の社会的安定が必要であり、そのためには沖

縄島の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて重要であると考えております。

次に、県経済の振興に係る御質問の中で、新たな法律の政府との協議状況についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、昨年12月27日に開催されました沖縄政策協議会の振興部会におきまして「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）」を提出いたしました。これに対し、官房長官よりその場で関係閣僚へ新しい制度の検討を行うよう指示が出されたところでございます。このことを受け、現在は関係府省実務者連絡会議、沖縄政策協議会幹事会など事務レベルで要望内容の検討作業が進められているところでございます。

今後は、県民の皆様を初め県議会、そして市町村、関係団体等から寄せられた御意見の趣旨を沖縄県の案に可能な限り反映させ、本年夏ごろをめどに新たな法律の骨格を固めるよう関係府省との調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

同じく県経済の振興に係る御質問の中で、全国一律の法体系による仕組みの壁をいかにして乗り越えるのかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興の成果により社会資本の整備や産業振興の面で着実な進展が見られる一方、沖縄は種々の特殊事情から県民所得及び雇用の問題、そして離島振興、基地、交通体系などの重要課題を今なお抱えております。したがって、離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、豊かな若年労働力、そして東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限発揮できる施策を展開するため、国の責務において全国一律とは異なる新たな法制度等の仕組みの構築が必要であることを政府に対して十分説明してまいる必要がございます。

沖縄県といたしましては、今後とも県議会、そして市町村、関係団体等の御協力を得ながら沖縄政策協議会等の場も活用しつつ、21世紀ビジョンで描いた将来像の実現に資する新たな法律の制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく県経済の振興に係る御質問の中で、「沖縄21世紀ビジョン」基本計画の策定に当たっての政府との協議・調整についての御質問にお答えいたします。

復帰後38年が経過し、沖縄をめぐる情勢は国と地方の役割の見直し、そして一括交付金化などの地域主権改革、加えてグローバル経済の進展など大きな時代の節目にあります。沖縄県は、このような時代変化を踏まえ、県民とともに初めての基本構想であります「沖

縄21世紀ビジョン」を策定いたしました。今後、この21世紀ビジョンの実現のため新たな時代にふさわしい県民主体の計画を策定する必要があることから、「沖縄21世紀ビジョン」基本計画は県計画として策定をし、この計画に対し新たな法律により支援する仕組みを国に求めてまいりたいと考えているわけでございます。

同じく県経済の振興に係る御質問の中で、自民党が取りまとめた新たな沖縄振興策の活用についての御質問にお答えいたします。

自由民主党沖縄振興特別委員会が先ごろ取りまとめた中間報告には、沖縄特区の導入、そして物流産業の育成と付加価値向上、そして伝統的文化の発展支援など、沖縄の実情を踏まえた示唆に富んだ内容が幾つも含まれております。

沖縄県といたしましては、この報告を活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく県経済に係る御質問の中で、予算編成の基本方針と公約の実現についての御質問にお答えいたします。

平成23年度は、沖縄振興計画の最終年度であり、総仕上げの年となることから、これまでの成果を踏まえ、沖縄の将来像を展望しつつ、残された課題への対応と、さらなる発展に向けた取り組みを力強く推進していく必要がございます。特に、産業振興、雇用創出、医療・福祉の拡充及び離島振興等の推進は、県政の重要課題として全力を挙げて取り組むことといたしております。また、平成23年度は私の2期目のスタートとなります予算となることから、公約の実現に向けて必要な施策に予算を計上したところであります。

主な分野についてその概要を申し上げます。

まず産業の振興と経済の活性化についてですが、これはIT津梁パーク内に研修センターを整備する事業や沖縄国際航空物流ハブの活用推進を図る事業、そして大消費地において県産農産物のトップセールスを行う事業などがございます。そして国際的な観光・リゾート地の形成について申し上げますと、国際線の定期便やチャーター便への支援や外国人観光客の受け入れ環境の強化などがございます。そして雇用の安定と生活の安心について申し上げますと、職場訓練や合同就職面接会の開催、そして新規学卒者への個別支援の実施などについて所要額を措置したところでございます。

また、基地問題解決について申し上げますと、安全保障に関する研究や普天間飛行場移設問題の解決促進を図るための取り組みを行う事業などがございます。

そして離島振興について申し上げますと、まず航空運賃を低減化する社会実験を行う事業のほかに、新石垣空港や伊良部架橋の建設の推進などがあります。

次に、保健医療の充実と健康福祉社会の実現について申し上げますと、医師等の研修を行うシミュレーションセンターの整備、そして認可外保育施設の給食費等の支援拡充、そして保育所の整備などについて所要額を措置したところでございます。

次に、自然環境の保全と循環型社会の形成について申し上げますと、海岸漂着ごみの処理対策やサンゴ礁の保全・再生方策の検討を行う事業などがございます。また、国際交流・協力の推進について申し上げますと、第5回世界のウチナーンチュ大会の開催や、沖縄科学技術大学院大学を核とする知的クラスター形成に向けた共同研究施設の整備などにつきまして所要額を措置したところでございます。さらに、人材育成と文化・スポーツの振興について申し上げますと、まずグローバルな産業人材を育成するための事業のほかに、文化発信交流拠点の環境整備調査や空手道会館の整備調査、そしてJリーグ規格スタジアムの整備基礎調査など、これらにつきまして所要額を措置したところでございます。

次に、同じく県経済に係る御質問の中で、一括交付金の今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、政府が一括交付金を導入するとしていることを踏まえ、昨年5月以降、高率補助制度にかわる沖縄振興一括交付金制度の創設を政府に要望しております。今後も引き続き沖縄政策協議会における議論や関係府省、そして市町村等との調整を進め、沖縄県の要望が実現されるよう、県議会からの御支援をいただきつつ取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林水産業に係る御質問の中で、TPP交渉参加に関する県の基本姿勢についての御質問にお答えいたします。

農林水産業は、重要な産業という側面だけでなく、文化等の多面的な機能の保持という面でも極めて大切な産業でございます。一方で、資源の乏しい我が国は、通商貿易国家として成り立っている面もございます。したがって、どちらか一方だけをとるということは、我が国の持続的発展は困難であり、両立を図る道を探ることが極めて重要であると考えております。

今般のTPPにつきましては、原則として全品目についての関税を撤廃することを目指したものでござい

ます。このため、我が国や沖縄県の農林水産業に深刻な影響を及ぼすことが懸念されておりますが、このことに対する対応策も打ち出されておられません。このような状況において、沖縄県といたしましては、農業分野の懸念について、今後とも国に対して強く訴えとともに、国民の合意が得られるまで、拙速に判断することなく丁寧に議論を尽くすことなどを求めていると考えております。

次に、同じく農林水産業に係る御質問の中で、県内の鳥インフルエンザ対策いかんという御質問にお答えいたします。

高病原性鳥インフルエンザは、平成22年11月29日に鳥根県で確認されて以降、全国的に感染が拡大し、これまで7県で19例発生いたしております。このため、沖縄県では、高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策として、第1に、防鳥ネットの整備、第2に、鶏舎などの消毒、第3に、異常家禽の早期通報などにつきまして新聞広告や各地域での説明会等によりまして周知徹底を図っているところであります。また、すべての養鶏農家に消石灰を無償配布し、緊急消毒を実施するとともに、毎月20日を「消毒の日」と定め、家畜伝染病の侵入防止等の強化を図っているところでございます。さらに、平成23年1月28日に沖縄県危機管理対策本部会議を開催し、高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策に係る危機管理体制を強化しているところでございます。

次に、教育・文化の振興に係る御質問の中で、外国語教育の充実及び留学生派遣の拡大についての御質問にお答えいたします。

世界に開かれた交流と共生の島を目指す沖縄県におきまして、世界を結ぶかけ橋となるグローバルに活躍できる人材を育成することは極めて重要であると考えております。

沖縄県では、児童生徒の国際性や語学力を高めるために、外国語指導助手等の強化など初等・中等教育段階における英語や中国語等の外国語教育の充実に努めるとともに、アジアを初めとする諸外国との教育交流の拡充を図っております。また、万国津梁の精神を持つ人材の育成を図るため、国際性に富む人材育成留学制度の創設に向けまして取り組んでいるところでございます。アジアを初めとする諸外国への留学生派遣の拡充を図ってまいり所存でございます。

同じく教育・文化の振興に係る御質問の中で、伝統芸能に対する県の支援及び郷土芸能会館についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、県民や来県者への伝統芸能の鑑賞機会

の提供と、新進舞踊家等の育成を図ることを目的に、伝統芸能公演を平成21年度より実施いたしております。本年度は、国立劇場おきなわなどで琉球舞踊や沖縄芝居等15公演を行うほか、離島地域における重要無形文化財保持者等によります公演を伊平屋村、そして石垣市、与那国町で開催いたしているところでございます。

伝統芸能拠点の整備につきましては、平成23年度におきまして、関係団体、そして専門家等の意見を聞きながら、伝統芸能の拠点となる施設整備に向けた調査検討を行い、基本的なコンセプト、そして運営計画等を含めた基本構想の策定に取り組んでいきたいと考えております。

次に、県内産業の振興に係る御質問の中で、アジアIT研修センターの事業内容と波及効果はどうかという御質問にお答えいたします。

アジアIT研修センターの整備事業は、IT津梁パークの新たな機能として、先端のIT環境を備えた研修施設を整備するものであります。平成24年度中の供用開始を目指しているところでございます。

同センターにおきましては、県内の高度なIT技術者を育成するとともに、アジアの企業と共同で行うOJT研修を通して、アジア諸国とのかけ橋となる高度なIT人材の育成を図ってまいりたいと考えてございます。このアジアIT研修センターの活用によりまして、県内IT関連産業の高度化を図り、受注機会の拡大を目指すとともに、アジア市場への進出を促進するなど、国内外から新たなIT企業の集積を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、企業誘致に係る御質問の中で、企業誘致活動に関する県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、これまで特別自由貿易地域制度、そして情報通信産業特別地区及び金融業務特別地区などの経済特区制度を活用し、企業誘致活動を展開してきたところでございます。現在、これらの制度の拡充を図るとともに、新たに国際物流経済特区等の創設を国に要望しているところでございます。具体的な要望内容いたしましては、立地企業の法人税を全額免除することや、関税制度の規制緩和のほか、航空機や船舶の公租公課の軽減措置など、画期的な優遇措置の拡充を図ることといたしております。今後このような新たな制度を活用し、近隣アジア諸国、そして地域と肩を並べる地域を目指し、沖縄県に多くの企業が立地することができるよう、全力で取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、安保研究機関のねらいと位置づけについてお答えいたします。

米軍基地問題は、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要があります。そのため、日米の国防・安全保障政策や今後の国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた県としての考え方を取りまとめ、問題提起をしていくことが重要であります。

御質問の安全保障研究機関につきましては、今後、県庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、組織のあり方も含め、調査検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、安保研究機関の議論を国の政策にどう反映させるかについての御質問にお答えいたします。

県としましては、安全保障に関する研究・検討を進める中でなされた議論については、世論を喚起するための広報活動や、知事訪米事業等により、日米両国における理解を深めることで、沖縄の基地負担の軽減が図られるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 県経済の振興についての御質問の中で、基本計画と新たな法律の期間との整合性についてお答えいたします。

沖縄県は、21世紀ビジョンで県民とともに描いた「安全・安心」、「産業・雇用」などの5つの将来像の実現と、基地跡地、離島などの4つの固有課題の解決を図るための基本計画の策定を進めております。新たな法律においては、「交通コスト低減制度」、「新たな子育て支援制度」や「国際物流経済特区」など、21世紀ビジョンで描いた20年後の将来像の実現に向けた取り組みを支援する制度等の仕組みを計画とそごのないように盛り込んでまいりたいと考えております。

同じく県経済に関連をして、県外在住者の軍用地購入による跡地利用への影響についてお答えいたします。

本県の米軍基地は民有地の占める割合が高く、返還後の基地跡地利用は地権者の理解と協力が不可欠であ

ります。県外在住者の地権者がふえると、跡地利用についての合意形成が時間を要し、跡地整備がおくれる等の影響が出てくる可能性があると考えております。

次に、農林水産業の振興についての御質問の中で、水産海洋研究センター移転整備の完成時期及び総事業費についてお答えいたします。

水産海洋研究センターの移転整備については、現在、用地取得及び設計に取り組んでおり、平成23年度に建設工事着手、平成25年度には供用開始をする計画としております。事業費については、用地取得、建設工事及び設計等を含めておおむね18億円となっております。

次に、県内産業の振興についての御質問の中で、国際物流拠点の形成による新産業の創出についてお答えいたします。

県としては、成長著しい東アジアの中心に位置する本県の地理的優位性と全日空の国際航空物流ハブを生かして、本県に国際物流拠点を形成し、観光・リゾート産業及び情報・通信産業に続く第3のリーディング産業として、臨空・臨港型産業の集積を図っていきたいと考えております。その実現に向けて、現在、国内はもとより競合する近隣アジア諸国にまさるビジネス環境の整備を図るため、国際物流機能の向上及び企業の立地促進に係る税制及び財政措置等の優遇制度を盛り込んだ国際物流経済特区の創設を国に対し要望しているところであります。

同じく県内産業の振興についての御質問の中で、科学技術研究拠点形成による新産業の創出についてお答えいたします。

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン」を踏まえ、沖縄科学技術大学院大学を核に知的・産業クラスターの形成を推進し、医療・健康分野などで新たな産業の創出を図ることとしております。具体的には、平成22年度から実施している知的・産業クラスターの形成に向けた事業で、県内外の研究機関や企業が沖縄の生物資源活用促進のための共同研究を行い、創薬や機能性食品の開発など新産業の創出に取り組んでおります。また、新たな科学技術振興制度の創設に向けて、研究開発投資に係る減免措置などの税の特例や、外国人研究者の入国・在留申請の優先処理の規制緩和などを検討しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 県経済の振興についての御質問のうち、当初予算増額の要因と基金、県債の状

況についてお答えいたします。

平成23年度一般会計当初予算額は6082億円で、対前年度比27億円、0.5%の増となっており、3年連続の増額となっております。その要因といたしましては、歳出において生活保護費などの社会保障関係費が増となっていること、また、国の経済対策関連基金を活用した保育所の整備や、ワクチン接種緊急促進事業の実施などにより、投資的経費の単独事業や補助費等が増となったことなどによるものであります。

次に、基金の状況であります。平成23年度当初予算においては、収支不足に対して、財政調整基金など主要4基金からの取り崩し等で対応したところであります。その結果、平成23年度末の主要4基金の残高は、約440億円となる見込みであります。また、県債につきましては、地方交付税の代替的措置である臨時財政対策債が大幅に縮減される見込みであることなどにより、対前年度比22%の減、歳入総額に占める割合は10.9%となっております。

次に、沖縄振興自主戦略交付金の県予算への反映等についてお答えいたします。

沖縄振興自主戦略交付金は、沖縄振興開発事業費の投資補助金の一部を一括交付金化したものであります。これまでに国から示された内容によりますと、その対象となる事業は、一括交付金化された補助事業の範囲内に限られることから、県としましては用途の自由度の拡大を求めているところであります。このため、県の平成23年度当初予算においては、継続事業費等が円滑に実施できるよう当該交付金321億円のうち、約9割に相当する290億円を土木関連、農林水産関連事業などに計上し、残りの1割については当初予算への計上を保留しているところであります。計上を保留している約31億円につきましては、今後、国との調整を経た上で補正予算で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興の中で、TPP参加が本県農水産業に与える影響、要請活動等の取り組み、離島社会への影響について、関連しますので一括してお答えいたします。

TPP（環太平洋経済連携協定）は、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出るのが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸

念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。特に、離島においては、さとうきびや肉用牛の占める割合が大きいことから、離島地域の農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されます。そのため、県では、国民の食料安全保障の確保と国内農業への影響などの観点から、TPP交渉に参加しないよう適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう万全の対策について、農業団体等と連携して国に対して強く要請したところでございます。また、県内では、去る1月29日に「TPP交渉への参加に反対する沖縄県民大会」が開催されたほか、JA沖縄中央会による「TPP交渉参加反対署名活動」などの取り組みも実施されているところであります。

今後ともTPP交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいります。

次に、農業生産額の減少要因と農業生産拡大の取り組みについてお答えします。

県産農産物については、近年、生産量は増加傾向にあります。2009年の農業生産額は892億円となり、2008年に比較して28億円の減少となっております。生産額の減少の主な要因といたしましては、農産物の輸入自由化や、近年の景気低迷等により農産物価格が低下傾向にあります。特に、経済情勢等の影響を受けやすい花卉や果実、肉用牛などについては産出額が伸び悩んでおります。このため、県といたしましては、農産物の生産額拡大と農家経営の安定を図るため、亜熱帯・島嶼性に適合した農林水産業の基盤整備、おきなわブランドの確立と拠点産地の育成による生産供給体制の強化、亜熱帯地域の特性を生かしたオリジナル品種の育成や、高品質生産技術の開発、経営感覚にすぐれた認定農業者や、多様な担い手の育成確保などに取り組んでいるところであります。また、今後の農水産業の振興につきましては、生産基盤の整備に加えて輸送コスト低減対策、担い手対策などを強化する必要があると考えております。

次に、おきなわブランド製品の市場開拓、販路拡大の取り組みについてお答えします。

県では、市場競争力を強化するため、市場や消費者から信頼される定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地を形成するとともに、市場・量販店等を中心に販路拡大に努め、おきなわブランドの確立に取り組んでいるところでございます。具体的には、ゴーヤーやマンゴーなどの消費拡大を図るため、首都圏において市場・量販店等から一般消費者までを対象に、おきな

わブランドをPRするトップセールスを実施しております。また、シークワサーなどの県産農産物の販路拡大を図るため、県外大手飲料メーカー等を対象に、県内産地への招聘や商談会の開催などを実施しております。さらに、平成23年度は、東京・大阪の市場・量販店等を対象にしたトップセールスや、量販店等において試食・レシピ紹介を行うインショップ事業の実施、JA等県内事業者等と連携した県産農産物の海外販売促進など新たな販路拡大に努めてまいります。

次に、耕作放棄地の解消についてお答えします。

平成21年度における耕作放棄地面積は2693ヘクタールで、全耕地面積3万9100ヘクタールの6.9%となっています。耕作放棄地の課題といたしましては、農家の高齢化や後継者不足、傾斜地や排水不良など圃場条件が悪いこと、所有者などの合意形成が必要であることなどがあります。このため、県といたしましては、耕作放棄地の再生利用を図るため、平成22年11月までに沖縄県耕作放棄地対策協議会や28市町村で地域協議会を設置しております。平成20年度から耕作放棄地対策事業により再生作業、土壌改良、営農定着等を支援し、平成21年度までに約73ヘクタールが再生されております。平成22年度は、地域協議会において耕作放棄地の出し手・受け手間の調整を図り、約110ヘクタールの再生作業のほか、土壌改良、営農定着等を支援する計画となっております。今後、平成23年度を目途に、農業上重要な地域を中心に350ヘクタールの耕作放棄地の再生を行い、担い手への農地利用集積を進めていくこととしております。

次に、魚礁・漁港の整備やつくり育てる漁業の振興についてお答えします。

県においては、水産業の振興を図るため、魚礁・漁港の整備を計画的に進めるとともに、熱帯性の温暖な海域条件を生かして、モズク、クルマエビ、海ブドウ及びヤイトハタなどの養殖業を推進しております。

魚礁の整備については、平成21年度末までに沈設魚礁を258カ所、浮き魚礁を63基設置しており、浮き魚礁については平成23年度までにさらに12基を設置することとしております。また、漁港の整備については、88港で整備を進めており、平成23年度までに亜熱帯地域の特性対策である防暑施設を46港、防風施設を15港、浮き桟橋施設を32港整備することとしております。養殖業の振興については、魚類種苗生産技術の開発、モズクの生産安定技術の普及指導と消費拡大、ハタ類の防疫体制の強化と魚病対策、海ブドウの衛生及び品質基準の作成などによりブランド化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育・文化の振興についての御質問で、今後の少人数学級の計画についてお答えいたします。

文部科学省においては、平成23年度から小学校1年生について35人学級を制度化することとしております。また、小学校2年生から6年生及び中学校については、学級編制の標準を順次に改定することについて検討を行うこととしております。現在、本県の小学校1・2年生で加配定数を活用し、30人学級を実施している少人数学級につきましては、平成23年度においても引き続き実施してまいりたいと思います。

今後の小学校、中学校への少人数学級に関する計画については、国の35人学級の動向や全国の実施状況等を踏まえ取り組んでまいります。

次に、小学校低学年における基礎学力の強化等についてお答えいたします。

小学校の低学年は、学びに向かう力や基本的な生活習慣などの学びの基礎をはぐくみ、学習意欲を高める重要な時期であり、児童生徒の健やかな成長を支援するとともに、教師の指導力の向上も欠かせないものと考えております。

県教育委員会としましては、児童一人一人の状況に応じたきめ細かな指導を充実させるため、小学校低学年で少人数学級編制を実施するとともに、話す・聞く態度などの学習規律の確立や知的好奇心や探究心をはぐくむ読書活動の充実、幼稚園で身につけたことを小学校へ円滑につなぐための幼小連携の強化などを推進しております。また、児童生徒一人一人が学ぶことを楽しみ、学ぶ意欲を高める「わかる授業」を構築するため、各学校での校内研究を支援するとともに、初任者研修や10年経験者研修を初め各種研修会を充実させることで教師の指導力の向上に努めております。

次に、教員採用における待機者と待機年数についてお答えいたします。

公立小中学校の採用者数につきましては、小学校は平成22年度に109名、平成23年度は250名を予定しており、141名の増となっております。中学校は平成22年度に41名、平成23年度は108名を予定して67名の増となっております。また、小学校では平成22年度の待機者は168名で60.6%、平成23年度の待機者は13名で4.9%となっております。中学校では、平成22年度の待機者は110名で72.8%、平成23年度の待機者は36名で25.0%となっております。待機年数については、校

種や教科によっても状況は違いますが、これまで1年ないし4年であったことが次年度からほとんどの教科において改善がなされるものと思っております。

県教育委員会としましては、今後も待機年数等の改善に向けて取り組んでまいります。

次に、初任者研修の対応についてお答えいたします。

平成23年度には、小中学校の教員の大幅な採用増により初任者の数がふえるとともに、初任者研修を実施する学校数がふえることとなります。県教育委員会としましては、学校で実施する初任者研修の一層の充実と効率化を図るため、研修の方法や内容等について見直しを行い、関係市町村教育委員会や学校に周知をいたしました。また、対象となる学校に初任者研修に必要な加配教員及び非常勤講師を配置し、初任者研修の円滑な実施と充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、戦中戦後の混乱期で義務教育を受けられなかった方々への支援についてお答えをいたします。

珊瑚舎スコーレは、戦中戦後の混乱期に義務教育を受けることができなかった方々に対し、学びの場を提供しており、重要な役割を果たしていると考えております。

県教育委員会としましては、そのような方々へ学ぶ機会を提供することは、「教育を受ける権利」、「学習権の保障」という観点からも大切なことと認識をしております。現在、沖縄特別振興対策調整費を活用した「戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業」として約1200万円を県の平成23年度当初予算に計上し、国への交付申請に向けて調整を行っているところであります。事業内容としましては、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者の実態を把握し、対象となる方々へ学習希望調査を行うことと、現在、学んでいる方々へ学習の機会を提供するものであります。なお、学習機会の提供に係る支援につきましては、民間の関係機関を対象に公募し、委託する予定としております。

次に、本県の伝統文化の継承・発展の取り組み等についてお答えいたします。

沖縄県には、組踊などの伝統芸能、宮古のクイチャーなどの民俗芸能、紅型などの工芸技術に代表されますように、多彩で豊かな伝統文化が継承されております。伝統文化の継承・発展を図るために、貴重な伝統文化については特に無形文化財として指定し、その保存・継承や公開活用のための事業に取り組んでおります。現在、国及び県・市町村指定の文化財は、芸

能や工芸などの無形文化財31件、民俗芸能などの無形民俗文化財200件の総計231件となっております。特に、芸能や工芸技術の保存・継承には後継者の育成が必要であり、国や県の補助により伝承者養成事業や公開事業の実施・支援を行っております。伝承者養成事業では研修発表会や講習会などを開催し、平成21年度では、芸能関係の7事業で808名、工芸技術関係の12事業で182名が受講しており、そのわざや芸の研さんと継承に努めているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも伝承者養成や公開活用を通して、伝統文化の保存・継承並びに発展を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国立劇場おきなわの活用の現状等についてお答えいたします。

国立劇場おきなわは、国の重要無形文化財「組踊」を中心とする沖縄伝統芸能の保存振興を図るとともに、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となることを目的として設置されました。

国立劇場おきなわでは、沖縄伝統芸能公演等を開催する自主公演事業の実施、貸し劇場として県内文化団体による古典音楽や舞踊、演劇、民謡などの公演等を実施し、年間約5万5000人の入場者があり、一般県民の皆様にご利用されているところであります。こうした県内文化団体や県民による国立劇場おきなわの活用は、伝統芸能や伝統文化の振興に大きく寄与するものであり、広報普及による利活用の促進を図っております。国立劇場おきなわは、独立行政法人日本芸術文化振興会から財団法人国立劇場おきなわ運営財団が委託を受け、独立採算で管理運営されております。

県教育委員会としましては、今後、県内文化団体や県民の利用が活発かつ容易になるよう、使用料の低減も含め、同財団と情報交換をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 教育・文化の振興についての中の、「空手道会館」についての御質問にお答えします。

沖縄が誇る文化の一つであり、世界じゅうに愛好家を有する空手について、県としては有効な観光資源としてさらなる活用を図っていききたいと考えております。そのため、平成23年度において「空手道会館」建設に向けた調査を実施することとしており、観光資源としての活用のみならず空手の持続的な発展基盤の構築に必要な機能や、それを実現する空間のあり方等に

ついて検討していきたいと考えております。

同じく教育・文化の振興の中の、公式サッカー場の整備についての御質問にお答えします。

プロサッカーの公式戦が開催可能なサッカー場の整備については、現在、沖縄県総合運動公園陸上競技場をJ2規格適合施設とするための改修に向けて取り組んでいるところであります。また、J1規格に適合したサッカー場については、次年度、スポーツ振興や地域活性化の観点から求められる機能や健全な運営を実現するために必要な施設のあり方について、基礎的な調査検討を実施することとしております。

県内産業の振興についての中で、物づくり製造業の育成・振興に向けた取り組みについての御質問にお答えします。

物づくり産業を下支えする金型産業の振興・集積に向けては、平成22年7月に沖縄特別自由貿易地域に素形材産業向け賃貸工場を整備するとともに、金型技術研究センターを併設し、大学や周辺市町村等とも連携して、金型技術の研究開発や人材育成に取り組んでいるところであります。その結果、本土の大手金型企業など3社が賃貸工場に入居するなど企業の立地が順調に推移し、県内企業との連携も始まっております。

県としましては、物づくり産業を振興していくため、製品の研究開発支援や国内外市場への販路開拓、経営革新、金融支援などを実施しているところであります。

同じく県内産業の振興についての中で、健康・バイオ関連産業の振興と立地拠点の整備状況についての御質問にお答えします。

健康・バイオ関連産業の振興を図るための主な事業としては、大学の研究機関と連携したバイオベンチャー企業に対する研究開発支援を行う「おきなわ新産業創出投資事業」やコーディネーター人材を養成する新産業創出人材育成事業を実施しております。また、立地拠点の整備状況については、うるま市にある沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターを中心に、精密機器や実証機器など研究環境を整備しております。同センターには、モズクやウコンなどを活用した機能性食品開発や創薬研究を行う企業など現在11社が入居し、バイオ関連企業の集積拠点となっております。

今後は、さらなる健康・バイオ関連産業の振興を図るため、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学などと連携した産学官による研究開発や事業化の促進を図ってまいります。

企業誘致の推進についての中の、特区制度等を活用

した企業誘致の実績と今後の事業展開についての御質問にお答えします。

特区制度等を活用した本県への企業誘致の実績として、製造業等は平成23年1月現在で40社、雇用646名、情報・金融関連産業は平成22年1月現在で202社、雇用1万8075名、合計242社の立地と1万8721名の雇用創出となっております。

今後の事業展開としましては、IT津梁パーク整備など情報・金融関連産業の振興を初め製造業を下支える金型産業の集積など、引き続き企業ニーズに沿った魅力ある投資環境の整備に努めてまいります。また、成長著しい中国市場なども視野に、国内外でのトップセールスによる企業誘致セミナーでのPR等を通して積極的な企業誘致活動に取り組んでまいります。

同じく企業誘致の推進の中で、県外資本の投資促進に向けた県の戦略と具体的取り組みについての御質問にお答えします。

県内の観光・リゾート、情報通信、製造・運輸業、健康・バイオなどの産業分野へ県外資本の投資を呼び込むためには、税制上の優遇措置や規制緩和などの制度の導入や拠点施設の整備など戦略的な投資誘導施策を行う必要があります。そのため、新たな沖縄振興に向けた制度においては、特別自由貿易地域制度、情報通信産業特別地区及び金融業務特別地区といったこれまでの特区制度の強化・拡充に加えて、産業振興地域制度や再生可能エネルギーなどの導入を支援する制度、沖縄の文化を活用した産業の振興を図る新たな制度等の創設に向け国に要望しているところであります。また、那覇空港や那覇港を基軸とする国際物流拠点の形成や国際情報通信ハブ機能の強化など、投資環境の整備に取り組んでいるところであります。

同じく企業誘致の推進についての中で、沖縄中南圏域産業活性化協議会についての御質問にお答えします。

沖縄中南圏域産業活性化協議会は、企業立地促進法に基づき地域における産業集積の形成と活性化を目的として昨年12月2日に設立されました。参加団体は、沖縄県のほか那覇市、豊見城市、宜野湾市など11市町村と、琉球大学、沖縄県産業振興公社など6つの関係団体となっております。

同協議会では、集積を目指す産業分野として、観光関連産業や情報通信関連産業を初め地域特性を生かした地域資源等活用関連産業や那覇空港などの交通インフラを活用した物流関連産業を掲げております。産業集積に向けた具体的な事業内容については、今後検討

を進めることとしております。

国からの支援としては、企業への低利融資制度や優遇税制のほか、協議会が実施する人材育成事業や産業ネットワーク形成事業への補助金等が活用できる見通しとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 こんにちは。

自民党の代表質問をさせていただきます。

さて、その前に、この国政、非常に混沌としておりまして、もう全国、今の支持率20%ということで18、20%を切っておりまして、まさにこの政権担当能力が疑われているということでございます。これは私たち沖縄県民にとっても非常に不幸なことでありまして、この普天間の移設問題、そして突然に降ってわいたようなこの現場、離島の実態を知らないTPPへの参加加盟の話等々ありまして、基地では県民をあと、そしてTPPでは不安に陥れているというのが今の政権ではないのかなというふうに思います。

その中でも私も地方県議会におきまして、行政力そしてその政治力、リーダーシップを含めた総合力にたけた仲井眞弘多を圧倒的な大差で当選させたこと、県民にとってこれからの将来は非常に明るいものだというふうに思っております。おめでとうございます。

中でも私、離島におきまして、知事が東西1000キロ、南北400キロにおけるこの沖縄の海洋空間の活用、そして離島の底力を今こそ上げていけば、もっともっと沖縄の経済の力、非常につくぞという離島振興に関する今回の新振興計画の見直しの中でもやっぱり離島振興をしっかりと骨組みを立てておりまして、この選挙の中におきましても現在でもこの離島の根本的な問題であった流通、そして交通費の問題、これを今、各地域でその中間報告をして説明をしているわけですが、離島からはこの問題、今まで踏み込めなかった問題をしっかりと通していただきたいという熱い熱いメッセージが届いているわけでございます。知事、しっかりとこの離島の問題、取り組んでいただきたいものだというふうに思っております。

通告によりまして質問をさせていただきますが、まず観光振興についてでございます。

県の発表によりますと、本県の観光客数は10カ月連続で増加しており、一時の不況を完全に脱したようであります。内訳を見ますと、国内からの観光客は、景気低迷などで手控えていた旅行需要が景気が回復傾向にあることで増加しておりますが、逆に外国観光客は

減少しているようであります。その要因は、大型クルーズ船の寄港がなかったことが影響しているということであります。本県は、海外からの観光客誘致を進めており、特に中国や上海などの富裕層を中心とした観光客誘致は、県観光関連産業の活性化を図る上で喫緊の課題であります。県においては、直行便が就航している台湾や韓国、中国、香港などを重点市場として誘客活動を展開しているほか、地理的にも近く人口や経済規模も大きい中国を観光客が最も期待ができる地域として幅広い新たな市場開拓を進めております。また、海外観光客誘致活動の拠点となる県海外事務所の活用を図りながら、経済成長が著しいASEANを初め欧米などから観光担当者を招聘し、商談会を実施するなど、海外観光客の誘致を進めておりますが、クルーズ船寄港に向けた思い切った対策が必要であると考えます。

一方、本県観光にとって大きな追い風が吹くと思われるのがプロ野球キャンプであります。本県にはセ・パ両リーグ合わせて10球団がキャンプ入りしております。ことしは初めて巨人軍が沖縄キャンプを行うほか、日ハムに入団した斎藤佑樹投手、日本一になったロッテなど、これまでにない県外からのツアーは好調で、地元の活性化に大きく貢献しているようであります。

そこで伺います。

(1)、海外観光客誘致に向け、受け入れ体制の整備や中国・台湾便等国際路線の新設・拡充を図るための取り組みと解決すべき課題等について伺いたい。

(2)、沖縄観光リゾート特区創設について、特区制度の内容と国内外からの観光客誘致にどのようにつなげていくか伺います。

(3)、本県が国際的なMICEの開催地として国内外から評価を得るため整備すべき課題は何か。また、受け入れ等環境整備の取り組み状況を伺います。

(4)、高齢化や健康志向の向上に伴い健診を受けながら観光を楽しむ「医療ツーリズム」がふえているが、県の誘致に向けた取り組み状況を伺います。

(5)、海外からのクルーズ船寄港をめぐり国内各地で争奪戦が激しさを増しているようだが、誘致には魅力ある観光施設づくりが必要であります。県の基本方針を伺います。

(6)、2011年度ビジットおきなわで入域観光客650万人の目標値を設定したが、目標達成に向け取り組むべき課題等について伺います。

次に、観光消費額についてです。

県が発表した2009年度の観光収入調査によれば、収

入総額は3778億円で、前年比12.1%、520億円の減となっており、累計を始めた2006年度以降最大の下げ幅となったということでもあります。また、観光客1人当たりの県内消費額は、前年比8.4%減の6万6400円で、2001年度から続いていた7万円台を下回ったとしており、大きな懸念材料であります。

要因は、2008年9月の世界的金融経済不況が長引き、景気の悪化による近場観光へのシフトや円高による海外旅行人気など、本県への観光客が大きく減少したようであります。しかし、ここに来て本県観光も持ち直し、観光客数も増加傾向を示しており、旅行需要の回復が明らかに見られます。いずれにしても県は、観光収入や消費額の減少の綿密な原因分析と効果的な増収対策を強力に進める必要があります。今回の調査で、消費額の内訳項目すべて減少しており、特に金額の大きい宿泊費や交通費、土産費が10%前後も減少していることは今後懸念されることと考えます。

沖縄公庫の調査でも2009年度の県内ホテル稼働率は、シティーホテルで前年比5ポイント減の67.6%、リゾートホテルで5.8ポイント減の67.5%と過去7年で最も低い稼働率となったとしており、観光収入や消費額の落ち込みを示しております。県には外的な要因で観光客が落ち込んでも観光収入に影響しない沖縄型高付加価値観光を目指した思い切った発想の転換が必要と思うのであります。そのため、県においては知事を先頭に成長著しい東南アジアや特に中国、香港からの観光客誘致を促進するため、沖縄売り込みのトップセールスを展開し、航空便の増便など一定の成果も上がっているようであります。その一方で、受け入れ体制で多くの課題も出ております。早急な対応が求められます。

そこで伺います。

(1)、2009年度の観光収入は前年比12.1%減の最大の下げ幅となったが、その要因をどのように分析しているか。また、今後の増収対策はどうするか。

(2)、観光客1人当たりの県内消費額は、前年比8.4%も減少している。消費額の内訳項目すべてが減少し、特に金額の大きい宿泊費、交通費、土産費がいずれも10%前後減少している。県はどのように認識しているか。

(3)、観光は本県の基幹産業であり、景気の好不況などの外的要因に左右されない産業づくりが求められます。観光客のニーズにこたえ消費を促す戦略的対策を含め県の基本認識を伺いたい。

次に、離島観光の推進についてです。

去る4月26日、就任後初めて来県した溝畑宏観光庁

長官は、我が国における外国人観光客誘致の重要性を指摘し、国として中国からの訪日観光の個人旅行用ビザの発給基準の緩和や、中国、韓国、台湾からの誘客強化を進めることを強調しています。本県も海外からの観光客の誘致が喫緊の課題であり、国の政策といかに連携し取り入れていくかが重要であります。

海洋性リゾート観光地として、本県はハワイや中国の海南島、韓国の済州島と競合しておりますが、海洋性観光資源として本県の特異性は群を抜いており、文化的に培われた県民のホスピタリティは最大の魅力であります。本県は離島県として多くの離島を抱えておりますが、離島はそれぞれが島独自の魅力と特異性を持っており、周辺離島間を結んだ観光ルートを確立することにより、離島観光の優位性が高まるものと考えます。

観光立県としての本県は、将来目標を観光客1000万人、観光収入1兆円を目指し、国内外で誘客活動を展開しておりますが、その主眼は本島観光にあり、離島観光をメーンにした誘客キャンペーンはほとんどなされていなかったのが現状と言えます。本県観光のさらなる底上げを図るために、離島観光の活性化が重要となると考えます。2010年度の「ビジットおきなわ計画」は、入域観光客数600万人に設定する一方で、沖縄インバウンド強化年と位置づけ、特に中国、香港、台湾、韓国を重点地区として海外からの誘客を強化するとしております。離島観光についても、「ビジットおきなわ計画」で強化年に位置づけた取り組みが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、県内でのリゾート婚が減少しているが、離島の魅力を生かし、離島にシフトしたリゾートウェディング挙式の誘致活動について県の考えを伺います。

(2)、企業・団体の会議や報償旅行などのMICE観光について、離島への誘致と受け入れ体制の整備について伺います。

(3)、離島観光の振興を図るためスポーツ観光の推進が必要であるが、特にランニング、サイクリングなどの「するスポーツ」の誘致の可能性について伺います。

4、福祉問題についてです。

(1)、地域医療の充実強化について。

全国的に医師不足が社会問題化しておりますが、その現状を把握するため、厚生労働省が全国の医療機関を対象に行った調査によりますと、全国で約2万4000人が不足しているということであり、この調査は、都市部と地方とで医師の偏在が明らかになり、診

療科ごとの格差も浮かび上がっております。

一方、地域によって医師が偏在している理由として、国が平成16年に始めた新医師臨床研修制度の影響により、新人医師が研修先を自由に選べるようになったことで、教育内容のよい都市部の一般病院に集中し、地域の系列病院に医師を派遣していた大学病院が人手不足に陥り、医師を引き揚げた結果、地方の病院が壊滅的な打撃を受けたと分析しており、現在の医師不足の原因を国自身がつくったことを認めた形となっております。また、看護師や保健師、助産師などの看護職員の需給見通しについては、2015年には看護師の需要は約150万人に達し、約1万5000人が不足するとしており、沖縄県は200人が不足するとしております。

このように離島県で本土と遠隔地にある本県は、都市部と比べ医師の確保が難しい状況にあります。厚労省は、病院内保育所の整備など、女性医師の働きやすい環境づくりや看護学校の男性の割合をふやすことが必要であるとしております。

神奈川県の大和市立病院では、医師不足から平成19年にはお産を制限し、その翌年には小児科の新規入院患者の受け入れ休止を余儀なくされた状況にあったようです。そこで、子育て中の医師が働きやすいよう週3日ないし4日の短時間正規雇用を導入したほか、非常勤医師の採用により正規雇用医師の当直回数を削減、また、病院内の託児施設で24時間保育の実施、勤務手当など処遇の改善などの対策を講じた結果、医師が現場に戻ってきたということでもあります。

本県は、県立病院が地域医療を担っている状況にあり、特に産婦人科や小児科医師不足が地域住民に与える影響は大きいものがあります。

自民党会派は、県立病院の地域医療充実を図る上で医師をしっかりと確保し、看護師を増員し、7対1看護体制を導入するよう知事に申し入れ、実現に前向きな回答をいただいたところであります。

県においては、大和病院の例を参考に思い切った対策を講じることが必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、全国的な医師不足が懸念される中、都市部と地方との医師の偏在が指摘されているが、全国との比較で本県の医師の充足数と診療科ごとの不足数について伺います。

イ、県立北部病院の産婦人科医師が1人対応になったようだが、安心して出産ができる環境づくりに向けた県の取り組みはどうなっているか伺います。

ウ、厚生労働省の看護師や助産師等看護職員の需給

見通しによれば、本県は2015年には看護職員が200人不足するとしているが、県の見通しはどうか伺います。

エ、県内一般病院の看護師は、過酷な時間外勤務が常態化しており深刻な状態にあるようだが、官・民が連携した地域医療体制の構築へ向けた取り組みについて県の考えを伺います。

オ、県は、県立病院の看護師などを増員し7対1看護体制を導入する方針のようだが、増員予定数と病院ごとの配置数、予算措置について伺います。

カ、浦添看護学校の民間移譲に対する支援策として、修学資金の大幅拡充や看護師養成・確保などが必要と考えるが、県はどのように対応するか伺います。

キ、ことしに入り県内の病院が消防からの救急搬送受け入れに応じられないケースが増加しているというが、その原因は何か。また、県の救急医療体制に問題があるのではないかと伺います。

(2)、地域福祉の充実についてです。

内閣府が発表した初めての国民の「幸福度」意識調査によりますと、自分を幸せと感じている人の割合は、30代が61%と高くなっておりますが、年齢とともに低下し、40代と50代は55%、60代は51%、70歳以上では44%と最も低くなっております。

今回の調査で政府として考えなければならないのは、70歳以上の高齢者の6割近くが自分を幸福とは思っていないと回答していることであります。幸福度を高めるにはどうするかについての回答は、安心できる年金制度の構築や安心して子供を産み育てることのできる社会の実現、雇用や住まいの安定確保などを政府に求めています。

核家族の浸透により孤立する高齢者の現実や都市と地方の格差の広がりという日本社会の構造的問題、加えて景気悪化による派遣切りなど、雇用不安、社会問題化した年金問題など、今日の日本が抱える社会状況が調査結果となってあらわれたのでしょうか。この現実、全国で生活保護を受ける世帯が増加していることにもあらわれており、本県においても増加傾向に歯どめがかからず、復帰後最多となっております。

このような状況は、障害者の社会参加にも影響を与えており、障害のある人が地域の中で自立した生活ができるよう社会の仕組みづくりが必要であります。

そこで伺います。

ア、地域において高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備と自立していくための支援策について、基本方針と具体的施策を伺います。

イ、65歳以上の高齢者に占めるひとり暮らしの割合

が年々増加し、特に男性のひとり暮らしが急増しております。本県の状況とひとり暮らし高齢者に対する対策はどのように行われているか。

ウ、「美らしま障害者プラン」に基づき実施している障害者の地域居住や社会参加に対する支援について、これまでの実績と今後の取り組みについて伺います。

エ、障害者の権利条例の制定について、県の基本的考え方と他県の状況を伺います。

オ、高齢者支援など住民の生活全般にわたる相談に応じる民生・児童委員の担い手が不足しているようだが、応募が減少している要因と人材育成に向けた取り組みを伺います。

カ、報道によれば、県生活衛生同業組合連合会は県から会計事務など改善指導を受けているが、県が調査で問題としたのは何か。また、土地取引で法的に問題となる事例はなかったか伺います。

5、子育て支援についてです。

(1)、子育てセーフティネットの整備について。

本県は、1974年以来、連続して全国一の出生率を守っております。しかしながら、全国平均7割程度の県民所得と産業構造の脆弱さということもあり、失業率の高さや離婚率の高さなど、安心して子供を産み育てることのできる環境とは言いがたいのが現状であります。子供の多さは当然に保育の需要が増しますが、保育所の設置が追いつかず、それをカバーしているのが認可外保育所です。全国的に問題となっている待機児童については、本県は東京都や神奈川県という大都市に次いで1888人と高い状況にあります。また、認可外保育所に入所している児童数は1万7000人余と全国一であり、その数は認可保育所に匹敵するほどであります。このように本県における認可外保育所の認可化や待機児童の解消は喫緊の課題であります。本県は共働きが多い反面、ひとり親も多く、夜間保育や休日保育など保育環境の拡充が求められており、学童保育が全国が約8割が公設であるのに対し、本県は9割以上が民営であることもそのような事情が反映しているのかもしれません。

このように、本県における子育て環境の整備や安心・安全な社会づくりについて、対策が追いついていないのが現実であります。政府は、待機児童ゼロ特命チームを設置し、待機児童解消策の基本構想を策定し、認可外保育所への補助金を盛り込むなど施策を進めるとしておりますが、本県は他県とは異なる特殊事情のもとで保育所設置がなされてきた歴史的経緯があり、全国一律ではなく本県の事情に配慮した解消策が

必要であると考えます。

県においては、子供たちが地域とつながった伸び伸びと育つ新たな社会システムとしての「子育てセーフティネット」の整備に取り組んでいただきたいと思いますのであります。

そこで伺います。

ア、育児相談や地域の子育て支援、学童保育の充実を図るための「子育てセーフティネット」の整備について、県の基本方針と具体的な取り組みを伺います。

イ、全国知事会が共同提案した福祉施設などの最低基準見直しに関する「義務付け・枠付けの見直し」のための構造特区について、国の回答はどうなったか伺います。

ウ、提案事項の保育所に係る保育所の人員・設備・運営基準等の権限、施設の設置認可・指導監督権限を保育の実施主体である市町村に移譲すると小規模自治体に負担を強いることとなるか伺います。

エ、共働きが多い本県において保育の延長や休日保育、夜間保育などの拡充強化が必要であるが、県が実施する特別保育事業の取り組み状況について伺います。

オ、保育所の基準設定を全国一律でなく権限を市町村に移譲することについて厚労省が反対しているようだが、待機児童ゼロを目指す観点から県の見解を伺います。

カ、認可外保育所の認可化の進捗状況と給食費等支援の拡充について伺います。

(2)、児童福祉の充実についてです。

我が国における少子・高齢化は、世界に類を見ない速さで進んでおり、政府は少子・高齢化対策として出生率の向上に取り組んでおりますが、効果的な対策を打ち出せず苦慮しているのが現状であります。その傾向は本県も例外ではありません。

少子化の主たる要因として、婚姻率の低下、晩婚化や未婚の増加などが指摘されており、現状のままで推移すれば少子化の進行をとめることは難しいと言われております。本県は、若者を中心に県内就業者の比率が全国一高く、親兄弟や親戚・親族等が近くにおり、また、隣近所との結びつきから子供をサポートする地域のセーフティーネットなど、子育て環境のよさがあると言われる反面、共働きが多いという社会状況や核家族化の進行による問題も表面化しているようであります。

核家族化の進行は、家庭における子育ての不安感、負担感を増大させ、本県のよさである親族間の結びつきが薄れ、子育ての孤立化を招くこととなり、地域と

しての子育ての支援機能も低下しております。特に本県は、全国平均7割程度の県民所得にあり、さらに全国一高い失業率や全国一の離婚率という現実があり、雇用情勢の厳しい中で子育てに苦しむひとり親家族もふえているのであります。

このような社会状況にあって、子育て支援の一層の拡充が求められており、子供たちが安心・安全にできる児童福祉の充実が必要不可欠であります。そのため、行政、学校、地域が連携し、一体となった子育て支援ネットワークの構築が必要であると考えます。

そこで伺います。

ア、子供や障害者、お年寄りが集う多機能支援センターについて、設置に向けた取り組みと市町村との連携、役割分担について伺います。

イ、経済的な理由で十分な教育が受けられない家庭への教育支援について、現在の取り組み状況と今後拡充が必要な分野は何か伺います。

ウ、育児や介護の支援に係るファミリー・サポート・センターについて、現在の活動状況と増設の必要性について県の考えを伺います。

6、雇用失業問題についてです。

政府の調査によれば、全国のこし卒業予定の就職希望の就職内定率は、大学生は68.8%と過去最低となり、高校生は70.6%で前年よりやや持ち直したようであります。本県は、12月現在で大学生が30.3%、高校生が49.9%と前年より上昇しておりますが、いずれも全国最下位で依然厳しい状況が続いております。

本県が深刻なのは、県外就職に大きく依存する雇用環境から、これまで新卒者の就職を引っ張っていた県外の落ち込みが大きく、全体の数字を引き下げる結果となったことであり、来春にかけて伸びが期待できるか懸念されているところであります。

県においては、完全失業率の全国平均化を目指していることから、これまで一定の効果を上げている「みんなでグッジョブ運動」の一層の拡充と県内企業に対するプラス1人採用の実施を強力に進めることが必要であります。その上で雇用のミスマッチの解消に向け、新たな雇用の場の開拓や医療・介護など人手不足と言われる職場への職業訓練の実施など、効果的な取り組みが必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、本県のこし卒業予定の大学生・高校生の就職内定率は全国最低の状況にあるが、新規学卒者プラス1人採用に向けた企業、学校、ハローワークの一体的取り組みについて伺います。

(2)、雇用環境の改善のため、医療や介護関連等新た

な職場開拓と雇用のミスマッチ改善に向けた職業訓練の状況を伺います。

(3)、フリーターなどの非正規社員の職業訓練を行うジョブカード制度について、本県における利用状況と効果について伺います。

(4)、県が検討を進めている沖縄雇用対策基金について、制度の概要について伺います。

次に7、離島・過疎地域の振興についてです。

少子・高齢化社会の到来で65歳以上の高齢者が大半を占めるいわゆる「限界集落」の増加が大きな問題となっておりますが、本県は離島県で、その上多くの小規模離島を抱えていることから、集落の消滅の危機にさらされているところも少なくありません。

本県の離島は、島独特の伝統文化や芸能が盛んであり、島おこしや芸能祭りを行っているところもあり、特に宮古・八重山においては、伝統芸能の宝庫として県内外から注目されております。しかしながら、多くを占める小規模な離島では産業基盤が脆弱であり、若者の島外への流出が慢性化し、島の人口のほとんどがお年寄りという状況にあります。そのため、地域の行事についてもお年寄りのほぼ全員が参加して伝統を守っているというのが現実のようであります。子供のいる家庭が年々少なくなり、小中学校の存立も危ぶまれる状況であると言われ、地域の危機感は深刻であります。

離島・過疎問題は、小規模離島が多い本県においては最も深刻な問題であり、県における的確・迅速な対策が求められます。

そこで伺います。

(1)、仲井真知事2期目の離島振興・過疎地域の活性化に向けた取り組みの基本方針と重点的に取り組むべき施策について伺います。

(2)、離島地域の魅力や特色を生かした農水産品のブランド化に向けた取り組みと、地域のやる気をどのように引き出していくか伺います。

(3)、島おこしなど地域の活性化を図るには、それぞれの離島が持つ文化や伝統芸能を生かし、若者が住みよい環境の整備が必要であるが、県の考えを伺います。

(4)、離島振興を図る上で離島航空路線や離島船舶路線の確保と支援及び運賃の低減を図る必要があります。県の取り組みの現状を伺います。

(5)、離島・僻地支援のための離島児童生徒支援センターの設置に向けた県の取り組み状況について伺います。

8、行財政改革の推進についてです。

県は、行財政改革の一層の推進を図るため、2010年から2013年を期間とする「新沖縄県行財政改革プラン」を打ち出し、4年間で約155億円の財政効果を見込んでいるようであります。2006年から2009年の間、実施した県の行財政改革プランは、事務事業の見直しや定員・給与の削減など、歳出抑制を図ることにより約452億円の効果を上げたようであります。県財政の現状は依然として厳しい状況にあります。

県の事業から100事業、130億円を抽出し、県民の視点で本当に必要な事業であるかどうかを外部の有識者に判断してもらう事業棚卸しを初めて実施するなど、新たな取り組みも進め一定の効果を上げております。行財政改革の必要性は、県職員の共有するところではあります。職員みずから従来から続けてきた事業を廃止するなどの決断をするのはなかなか難しく限界もあることから、外部の判断を導入することは重要であり、社会的な要請でもあります。

本県は、財政依存型の経済構造や高失業率の定着など構造的課題を抱えており、活力ある地域社会を築く上で大きな悩みとなっております。加えて、少子・高齢化の進行や国境の垣根を越えた情報の国際化は、地域社会情勢にも大きな影響を与え、地方の経済社会も急速に変化を見せております。本県においても、県民の行政に対する期待や要求が高まる一方、行政を見る目も厳しくなっております。このような情勢に対応するため、一層の事業の効率化、県単補助金等のあり方、職員定数の見直し、新税の導入など大胆な改革を進め、行政体制の整備と財政基盤の確立を図る必要があります。

仲井真知事は2期目の県政運営に当たり、「文化観光スポーツ部」の設置に続き、2011年度に向けて県組織編成の検討も進めているようであります。県行財政改革の目標を達成するには、何よりも改革を進める立場にある職員がいかに当事者意識を持ち得るにかかっていると考えます。知事を先頭に全庁が一丸となった取り組みが必要であります。

そこで伺います。

(1)、県は、「文化観光スポーツ部」の設置に続き2011年度に向けての県組織編成の検討を進めているようであるが、そのねらいと行政効果をどのように見込んでいるか。

(2)、県が実施している定員管理の適正化と定数見直しの基本方針について伺います。また、新たな組織改編と定員適正管理との整合性をどのように図っていくか伺います。

(3)、県が実施した事業棚卸しで「不要」や「要改

善」、「民間譲渡」と判断された事業について、県としての最終的な検討結果についてお伺いいたします。

以上、質問をいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの座喜味一幸君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時45分休憩

午後4時7分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の座喜味一幸君の質問に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 座喜味一幸議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、観光振興に係る御質問の中で、外国人観光客に係る受け入れ体制の御質問にお答えいたします。

沖縄県では、外国人観光客の受け入れ体制の整備のために、国際化に対応できる観光人材の育成、そしてITを活用した情報提供やコールセンターによりますサポート、そして多言語表記の観光案内板の設置などを行っているところでございます。国際路線の新設やそして拡充については、北京やアジア主要都市との路線開設に向けた航空会社へのセールスやチャーター便に対する支援などを行い、那覇及び宮古そして石垣空港への就航を促進するとともに、国際線に係る着陸料などの軽減措置の実現に向けまして取り組んでいるところでございます。

県としましては、課題となっております国際線旅客ターミナルの早期整備や観光施設における受け入れ体制の強化、そして外国人向けの新たな旅行メニューの開発などに取り組み、そして観光客1000万人の実現に向け努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく観光振興に係る御質問の中で、沖縄観光・リゾート特区の内容と観光客誘致についての御質問にお答えいたします。

私は、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる世界水準の観光・リゾート地の形成に向けまして観光施設を強化するため、新たに沖縄観光・リゾート特区の創設を要望していきたいと考えております。具体的には、「国際観光推進制度」におきまして、航空燃料税の免除やビザ制度の要件緩和、そして文化・スポーツ施設の整備に対する財政的支援などを盛り込んでおります。ま

た、「環境共生型観光推進制度」におきまして自然環境に配慮した観光事業者等に対する財政的支援などを盛り込んでおります。そのほか、「沖縄型特定免税店制度」の拡充もあわせ要望しております。

県といたしましては、これらの制度を活用することによりまして、国内外の航空路線の拡充や、医療・文化・スポーツ観光などの新たな魅力を創出し、観光客の誘客強化を図ってまいる考えでございます。

次に、福祉問題に係る御質問の中で、看護師養成そして確保対策などについての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、今後も看護師の需要の増大が見込まれております。このため、県としましては、沖縄県看護師等修学資金貸与条例を改正するとともに、同資金の拡充によりまして急性期病院等の看護師確保を支援してまいる所存でございます。また、新看護研修センターの整備、看護大学における専門性の高い看護師の養成、民間養成校への運営費の支援、離職防止対策等を実施し、県内全体の看護師の養成・確保対策を充実してまいります。

次に、子育て支援に係る御質問の中で、「子育てセーフティネット」の整備に係る県の基本方針と具体的取り組みについてという御質問にお答えいたします。

沖縄県では、21世紀を担う子供たちが健やかに生まれ育ち、そして豊かな可能性が発揮できる社会の実現に向け、各種子育て支援事業の実施による「子育てセーフティネット」の整備に取り組んでおります。具体的には、待機児童解消のための保育所の整備を進めるとともに、「地域子育て支援拠点事業」や「放課後児童クラブ」の設置促進等に取り組んでまいります。また、市町村やNPO等子育て支援関係団体と連携を図りながら、子育て支援の情報を共有できるネットワークづくりを進めていきたいと考えております。

同じく子育て支援に係る御質問の中で、認可外保育施設の認可化の進捗状況と給食費等支援の拡充についての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設につきましては、平成19年度から21年度までの間に13施設を認可化し、790人の定員増を図っております。平成22年度は、保育所入所待機児童対策特別事業基金及び安心こども基金を活用し、13施設の認可化で約900人の定員増を図る予定でございます。

認可外保育施設への給食費支援につきましては、入所児童の一層の処遇向上のために、平成23年度当初予算案におきまして新すこやか保育事業を拡充しており

ます。その拡充内容は、新たにおかず及びおやつ代も対象とすることなどによりまして児童1日当たりの助成単価40円を77円に拡充する予定であります。さらに、ゼロ歳児への離乳食についても新規に助成すること等によりまして前年度と比べ約5600万円の増となります。

沖縄県としましては、今回の助成拡充の効果が児童の処遇向上につながることを期待いたしているところでございます。

次に、離島・過疎地域の振興に係る御質問の中で、離島・過疎地域の振興についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の離島・過疎地域は、地理的そして自然的条件等の不利性を有し、若年者の流出や高齢化の進行等による地域活力の低下が懸念される一方、豊かな自然や個性ある文化などさまざまな魅力を有しております。

このような離島・過疎地域の現状を踏まえ、本島と同じようなユニバーサルサービスとして、交通・生活コスト、そして生活環境基盤、教育、医療の分野における定住条件の整備や、地域産業の振興等総合的な振興策を展開いたします。具体的には、住民の交通コストや生活コストの低減、そして水道・廃棄物処理の広域化、生徒の高校進学に係る負担の軽減、そして医師の確保、含みつ糖生産者への支援等につきまして、現在、国に対して新たな制度の構築を要望しているところでございます。

同じく離島・過疎地域に係る御質問の中で、離島路線の確保及び運賃低減についての御質問にお答えいたします。

県は、国や市町村と協力し、離島住民の生活に必要な路線につきまして、事業者の欠損額を補助し、その確保に努めております。また、航空運賃につきましては県管理空港の着陸料の軽減措置によりまして離島割引運賃制度が実施されているほか、平成22年10月から中核病院や高校のない小規模離島を対象に運賃を低減する実証実験を実施しているところでございます。広大な海域に散在する沖縄県の離島の定住条件を改善し振興を図るためには、離島住民の交通コストの軽減及び路線の確保維持、そして改善は重要な課題であると認識いたしております。現在、国に対し、新たな制度の構築を要求しているところでございます。

次に、行財政改革の推進に係る御質問の中で、今後の組織編成のねらいと行政効果についての御質問にお答えいたします。

県の組織につきましては、文化及びスポーツの振興

と観光施策の連携を目的に、平成23年度に「文化観光スポーツ部」を設置することといたしております。また、今後の県政の執行体制については、「沖縄21世紀ビジョン」基本計画や沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律に基づく施策などを踏まえまして、沖縄振興のための事業を効果的かつ効率的に実施するための組織編成を検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光振興についての中、M I C Eの課題、取り組み状況についての御質問にお答えします。

沖縄県では、M I C Eを付加価値の高い旅行と位置づけ、誘致及び受け入れに取り組んでいるところでございます。沖縄は国内においてはM I C E開催地として一定の知名度があり、特色ある素材や豊かなりリゾート環境及び受け入れ体制などは開催団体から高く評価されております。一方、課題としては国際的な知名度向上、海外からのアクセスの改善、外国語対応の強化等があると認識しております。

県としては、引き続き国内外でのプロモーションを実施して、M I C E開催地沖縄の知名度向上に努めるとともに、人材育成などに取り組み、きめ細かな受け入れ体制を充実させていきたいと考えております。

同じく観光振興について、医療ツーリズムの取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄県としては、医療ツーリズムについて本県の地域特性を生かせる高付加価値で長期滞在型の新たな観光メニューと認識しております。そのため、今年度は、沖縄に適合した医療ツーリズムのあり方を検討するため、国内外の医療ツーリズムの動向や先進地の取り組み等の調査・分析を行っております。その中で、医療ツーリズムに関するセミナーを開催したほか、民間事業者による中国からの検診ツアーの実施についても支援しております。次年度においては、モニターツアーを拡充しながら、県外・海外でのプロモーションの推進や受け入れ体制の構築・高度化を図っていききたいと考えており、県内医療環境にも配慮しつつ新たな観光資源としての展開を図ってまいります。

同じく観光振興についての中、クルーズ誘致のための基本方針についての御質問にお答えします。

海外からのクルーズ船誘致については、特に中国を拠点とする東アジア航路において九州地区の自治体等を中心に、熱心な誘致活動を展開しており、競争は激

化しております。沖縄には亜熱帯海洋性気候の豊かな自然環境、歴史的文化資源を生かした多様な観光メニューなど他県にはない魅力があり、こうした沖縄ならではの魅力を積極的にPRする必要があると考えております。

県としては、海外でのクルーズ商談会や船社訪問等を通じてPR活動を行うとともに、各地域のさらなる魅力づくりに向けて地元自治体と協力し取り組んでまいりたいと考えております。

同じく観光振興についての中で、入域観光客650万人の達成に向けて取り組むべき課題についての御質問にお答えします。

入域観光客数650万人の目標を達成するためには、外国人観光客の誘致強化や国内の新規市場の開拓、リピーターのニーズにこたえる新たな観光メニューの開発などが必要であると考えております。具体的な課題としては、外国人観光客の誘致強化については、中国・台湾など重点地域の航空路線やクルーズ船の拡充に加え、欧米、ロシア、東南アジアなどからの市場開拓が課題と考えております。また、外国人観光客に対応する観光ガイドの育成や観光案内サインの多言語化など、受け入れ体制の強化も課題となっております。そのほか、国内市場の開拓やリピーター対策については、離島観光の誘致強化や、伝統文化・スポーツ等を活用した新たな観光メニューの開発促進が課題と考えております。

次に、観光消費額についての中で、観光収入の減少要因と今後の対策についての御質問にお答えします。

2009年度の観光収入は約3778億円で、対前年度比マイナス12.1%と減少しております。その要因としては、新型インフルエンザの流行などの影響による観光客数の減少と、長引く景気低迷による個人消費の停滞や旅行商品の低価格化などの影響によるものと認識しております。

沖縄県としましては、観光収入の引き上げに向け、国内の観光客の誘致に取り組むとともに、アジアの富裕層の誘致や、欧米・ロシアなど新たな海外市場での誘致活動を強化してまいります。また、MICEや離島観光の推進、医療・スポーツ・文化などと連携した付加価値の高い新たな観光メニューの開発などに取り組んでまいります。

同じく観光消費額についての中の、観光客1人当たりの消費額減少に対する認識についての御質問にお答えします。

2009年度の観光客1人当たりの消費額は、対前年度比で宿泊費がマイナス11.9%、交通費はマイナス

9.3%、お土産費はマイナス9.6%と減少しております。

沖縄県としましては、宿泊費及び交通費の減少については、長引く景気低迷による個人消費の停滞や旅行商品の低価格化などが影響したものと考えております。また、土産費の減少については、リピーターの増加や消費者の節約志向などが反映されたものと考えております。

同じく観光消費額について、景気の好不況などの外的要因に左右されない産業づくりについての御質問にお答えします。

現在の沖縄観光は、観光客全体に占める国内客の比率が約96%となっていることや、観光客の中心層が30代から50代の現役世代であることなどから、国内景気の動向を反映しやすい構造となっていると考えられます。

沖縄県としましては、ダイビング目的などのリピーターの確保や、国内のシニア層の開拓、中国など増加する外国人観光客の誘致強化に努め、市場の分散化を図ってまいりたいと考えております。また、医療、文化、スポーツなどを活用した新たな観光メニューの開発を促進するとともに、農林水産業や製造業、情報通信産業など他産業との連携強化を図り、沖縄観光の安定的発展に取り組んでまいりたいと考えております。

離島観光の推進についての中の、離島でのリゾートウエディング誘致活動についての御質問にお答えします。

沖縄県では、離島を含めた沖縄リゾートウエディングの魅力情報を発信し、県外・海外からの沖縄リゾートウエディングの誘致に取り組んでおります。具体的には、マスメディアを活用した広報宣伝活動、旅行会社を対象とした現地研修支援、ウエディングイベントへの出展等に取り組み、平成20年は過去最高の9001組を達成し、うち宮古・石垣など離島での実施は615組となりました。平成21年の挙式組数は8046組に減少しましたが、離島での実施は、施設の拡充や誘致の強化により755組となり、23%の増加となりました。

沖縄県としましては、今後とも離島資源の活用など、沖縄ならではの魅力を生かした沖縄リゾートウエディングの誘致活動に積極的に取り組んでまいります。

同じく離島観光の推進についての中の、MICEの離島での誘致及び受け入れについての御質問にお答えします。

離島地域は、沖縄の中でも豊かな自然、文化に恵まれた地域であり、県としてもこれらの優位性を生かし

たMICE誘致を推進しております。現在ではまだ離島地域での開催件数は多くないものの、特色ある素材を生かしたMICEが開催されております。県としては、今後も各地域と連携して情報発信に取り組み、離島におけるMICEの誘致に努めるとともに、受け入れ体制の強化を促進していきたいと考えております。

同じく離島観光の推進について、離島でのスポーツ観光についての御質問にお答えします。

沖縄県としては、スポーツ観光について、本県の地域特性を生かせる長期滞在型の新たな観光メニューと認識しております。また、従来より宮古島や石垣島でのトライアスロンや多くの離島で開催されるマラソン大会は、島外・県外から多数のアスリートが参加しており、スポーツ観光は離島の振興に大きく寄与していると考えております。

県では、今年度、沖縄に適合したスポーツ観光のあり方を公募による実証事業も行いながら調査検討しているところであります。実証事業としては、サッカーキャンプ誘致や、ランニング・サイクリングの大会開催などを支援しており、宮古島や古宇利島でのマラソンイベントについても支援しております。

県としては、現在検討中のあり方調査の結果を踏まえ、離島の特性の活用も含めて本県の多様な地域でのスポーツ観光の振興を図っていききたいと考えております。

次に、子育て支援の中の、ファミリー・サポート・センターの現在の活動状況と増設の必要性についての御質問にお答えします。

ファミリー・サポート・センターは、現在、県内に15市町、13カ所に設置されており、今年4月には新たに南城市と粟国村で設置される予定です。同センターの平成22年12月末の会員数は1万580人、平成21年度の活動件数は3万4481件となっております。同センターの会員数及び活動件数はともに年々増加し、ニーズは拡大傾向にあり、次世代育成にも有効であることから、増設の必要性はあると考えております。

県としては、今後も同センター未設置の町村に対しては設置を促していきたいと考えております。

雇用失業問題についての中で、関係機関が一体となった新規学卒者採用に向けた取り組みについての御質問にお答えします。

ことし卒業予定の新規学卒者の平成23年1月末時点の就職内定率は、高校生が55.6%、大学生が39.5%となっており、昨年度よりは若干改善しているものの、県外求人が減少するなど、厳しい状況が続くものと考えております。

このような状況を乗り切るため、昨年6月に沖縄労働局や沖縄県教育委員会などと合同で、経済団体に対して新規学卒予定者の採用枠の拡大などを要請しております。また、昨年9月に、経済団体、行政機関等の関係機関で組織する「新規学卒者就職応援本部」を新たに設置し、本県の新規学卒者の就職支援に取り組んでいるところであります。さらに、沖縄県が主体となって就職支援の専門家を高校、大学へ配置し、未内定の生徒・学生が就職するまで個別に密着して支援する事業や、県外就職を支援するため県外の求人企業約100社を一堂に集めた面接会を開催するなど、関係機関と連携して新規学卒者などの就職支援に全力で取り組んでいるところであります。

同じく雇用失業問題について、医療や介護関連等の新たな職場開拓とミスマッチ改善に向けた職業訓練についての御質問にお答えします。

沖縄県では、地域ごとに求人企業と求職者のマッチング機会をきめ細かく支援するため、今年度から求人開拓とあわせて20回の合同企業説明会・面接会を実施しているところであります。特に、人材不足の状況にある医療・福祉・介護等の分野は重点的に取り組んでおります。また、本県では、医療や介護、IT分野を含めた多様な職業訓練を実施しております。次年度は、さらに雇用吸収力を有する当該分野を中心に委託訓練を大幅に拡充する予定であり、ミスマッチが生じないよう職業能力の開発に努めてまいります。

同じく雇用失業問題について、ジョブ・カード制度の利用状況と効果についての御質問にお答えします。

ジョブ・カード制度は、フリーターなどの正社員経験の少ない求職者が職歴や学歴を記入した「ジョブ・カード」を活用し、キャリア相談や職業訓練を受け、正社員への就職活動に役立てるもので、平成20年度から厚生労働省の事業として始まりました。

同制度の円滑な推進を図るため、那覇商工会議所に「沖縄県地域ジョブ・カードセンター」が設置されております。同センターによりますと、ジョブ・カードの取得者は、平成21年4月末で1750名、平成22年4月末現在で7609名、平成22年12月末では1万184名となり、毎年ふえ続け着実な広がりを見せております。

沖縄県としましても、同制度は若年者等の雇用改善につながるものと期待されることから、今後とも関係団体と連携し、同制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

同じく雇用失業問題について、沖縄雇用対策基金の概要についての御質問にお答えします。

沖縄県は、雇用情勢に係る特殊性等を考慮し、地域

の実情に応じて、機動的かつ中長期的な雇用対策に取り組むことができる仕組みとして、「沖縄雇用対策基金」（仮称）を要望しております。この基金は、一応主に4つの分野がありまして、まずキャリア教育の充実、企業等の雇用環境の改善、沖縄型就職基礎訓練、地域における就業意識支援環境づくりの4つを柱に、特に必要性の高い事業に重点的・戦略的に取り組み、本県の雇用情勢の抜本的な改善を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉問題についての御質問の中の、医師の充足数についてお答えいたします。

厚生労働省が平成22年6月1日現在で行った「必要医師数実態調査」によれば、本県の医療機関においてはあと323人の医師が必要と回答しております。現員医師数に対する必要医師数の割合は、沖縄県が1.18倍で、全国平均が1.14倍となっており、おおむね同様な数値となっております。診療科ごとには一般内科40人、産科29人、小児科20人、脳神経外科19人が現員医師数に加え必要と回答しております。これらの診療科について全国と比較しますと、産婦人科と脳神経外科が全国平均よりも多くの医師を必要としております。

県におきましては、県立病院の臨床研修事業及び医師修学資金等貸与事業等により各診療科の専門医を養成しているところであります。

同じく福祉問題の中の、本県の看護職員需給見通しについてお答えいたします。

沖縄県の看護師養成数については、名桜大学看護学部の創設、ぐしかわ看護専門学校の開校、那覇看護専門学校や浦添看護学校の3年課程の新設等により大幅に増加しております。このことから、第六次看護職員需給見通しにおいては約700人の不足となっておりますが、第七次においては平成27年に約200人の不足になる見込みであります。

県としては、引き続き離職防止対策や潜在看護師の復職支援等看護師の養成・確保対策を充実していきます。

次に、看護師の時間外勤務状況についてお答えします。

沖縄県看護協会の調査によりますと、県内の交代制勤務の看護師においては、休暇等の代替要員の不足や新人看護師のふなれを主な要因として時間外勤務が発生しているとしております。

県としては、看護協会と連携し、ナースセンターにおける代替要員の紹介事業に加え、今年度からの新規事業として各病院が行う新人看護師研修事業や潜在看護師の再就職支援事業に対して補助するなど医療機関の看護師確保を支援しております。

また、各保健所においては、毎年人員の配置状況及び看護師等の健康管理体制を確認し、必要に応じて管理者に対し注意喚起を行っております。

同じく福祉問題についての御質問の中の、救急医療体制についてお答えいたします。

昨年末ごろから沖縄本島南部地域において救急搬送件数が増加するとともに各救急病院が満床状態となり、救急搬送受け入れの厳しい状況が発生しました。その要因は、気候の急激な変化の中で発熱などによる高齢者の救急搬送件数が増加したものと考えております。

県におきましては、このような状況を受け、これまで3回の緊急会議を開催し、救急病院間の空きベッド情報の共有化を図ることにいたしました。また、救急病院以外の各医療機関に対し軽症患者の受け入れを依頼するとともに、マスコミを通じて県民に対し手洗い、うがいの励行、かかりつけ医の受診を呼びかけました。

なお、受け入れが厳しい状況の中でも、医療機関の努力によって最終的にはすべての救急患者を受け入れており、現状においては各救急病院とも平常に戻りつつあります。

福祉問題についての御質問の中の、高齢者が地域において安心して暮らしていくための支援策についてお答えします。

高齢者が住みなれた地域において安心して暮らしていくためには、高齢者の暮らしを支える地域づくりや高齢者の生活支援・介護支援体制の充実、高齢者の多様な住まい方の支援等が重要と考えております。

高齢者の地域での暮らしと自立を支えるための支援としては、民生委員等による訪問活動のほかに、老人クラブ活動の一環として友愛訪問活動等が行われております。また、市町村の地域包括支援センターにおいては、高齢者本人や家族からの各種相談を幅広く受け付け、包括的な支援を行っております。

県としては、今後とも市町村と連携し、高齢者への施策に対して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

同じく福祉問題についての中の、ひとり暮らし高齢者の状況とその対策についてお答えします。

国立社会保障・人口問題研究所の公表によると、平

成22年の本県の高齢単独世帯は4万281世帯で、男性が1万3297世帯、女性が2万6984世帯となっており、平成17年と比べると男性は23.5%、女性は13.3%増となっております。

ひとり暮らし高齢者への対策としては、市町村における「福祉電話」の設置や「配食サービス」、民生委員による「訪問相談」等が行われております。また、地域包括支援センターにおいては、高齢者本人や家族からの相談に応じ必要なサービスにつなげております。

県としては、今後とも市町村等が実施するひとり暮らし高齢者への施策に対して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、沖縄県障害者基本計画の実績と今後の取り組みについてお答えします。

県では、「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」を策定し、障害者施策に取り組んでおります。

これまでの実績としましては、平成19年度と比較して平成21年度で障害者福祉施設から地域生活移行に伴うグループホーム等への居住者数は165人増加しております。また、福祉施設から一般就労への年間移行者数は43人増加しております。

県としましては、今後とも障害者に対する地域生活や社会活動参加等の支援をさらに強化し、共生社会の実現を図ってまいります。

次に、障害者の権利条例の制定及び他県の状況についてお答えします。

沖縄県では、障害者が真に地域社会の一員として平等に暮らし、自立し安心して生活することができるように障害者の権利擁護を推進するため、第3次沖縄県障害者基本計画に基づき障害者施策に取り組んでおります。

障害者の権利条例の制定につきましては、国における障害者基本法等の改正動向を踏まえ、当事者団体等との意見交換を行い取り組んでまいります。

また、他県の状況としましては、平成18年の千葉県を初めに北海道、岩手県が条例を制定しております。

次に、民生・児童委員の減少の要因と人材育成の取り組みについてお答えします。

本県における平成23年2月1日現在の民生児童委員数は、定数2322人に対して委嘱数が2055人で、充足率は88.5%となっております。定数確保の課題としては、民生委員・児童委員の役割や活動内容が十分理解されていないことや、地域住民の生活様態の変化やプライバシー保護意識の高まりによる活動の困難性等が

挙げられております。

県においては、民生委員の定着や資質の向上のために、改選時における新任研修や地区ごとの現任研修、主任児童委員の専門研修を実施するとともに、活動内容を広く県民に理解してもらうための広報啓発を実施しているところであります。

県としましては、引き続き市町村と連携して担い手確保に努めてまいります。

次に、社団法人沖縄県生活衛生同業組合連合会の検査結果と土地取引の問題についてお答えします。

県では、関係法令に基づき、平成22年12月9日に社団法人沖縄県生活衛生同業組合連合会の立入検査を実施したところです。検査の結果につきましては、同連合会が公益事業をほとんど実施していないこと、法人として整備すべき規則、規程等を作成していないこと、事務局長及び職員を配置していないこと、短期資金借入時に契約書類を交わしていないこと、長期借入金の確実な返済計画が作成されていないことなどの問題点が確認されたことから、改善点として指摘しております。

土地取引につきましては、取引方法が法令に抵触するかどうか今回の検査の中では確認できませんでした。ただし同土地については、売却先からの代金支払いが約1年前から滞っており、適切に処理するよう指導しております。

次に、子育て支援についての御質問の中の、全国知事会が共同提案した構造改革特区の国の回答についてお答えします。

各都道府県が国に提案した子育て支援に係る構造改革特区の要望については、保育所及び家庭的保育事業の施設基準緩和、保育所給食の外部搬入緩和となっておりますが、いずれも国は対応できないと回答しております。施設基準緩和に対する回答としては、「全国一律の最低基準を維持することが望ましく、特区制度により各自治体に最低基準設定の権限を与えることは適切でない」としております。また、3歳未満児の保育所給食の外部搬入については、公立保育所においては特区として継続し、私立保育所については、現段階では特区制度による取り組みは適切でないと回答しております。

同じく子育て支援の御質問の中の、特区提案に係る保育所設置認可等の市町村への権限移譲についてお答えします。5の(1)のウと5の(1)のオは関連しますので一括してお答えいたします。

保育所の指導監督権限や最低基準の設定を市町村へゆだねることについて、国は、市町村において財政規

模や人員が十分でない場合も多く、特に小規模自治体においては財政的・人材的に多大な負担を強いることなどから、現段階において特区制度による取り組みを行うことは適切でないとしております。

県としましては、保育サービスの提供に当たっては、保育の実施主体である市町村が地域の実情や関係者の意見を踏まえ、保育所の基準設定、設置認可、指導監督を一体として行うことが望ましいと考えております。しかしながら、沖縄県は小規模な自治体が多いことから、段階的な実施を含め検討が必要であると考えております。

次に、特別保育事業の取り組み状況についてお答えします。

特別保育事業につきましては、本県の増加する多様な保育需要に適切に対応するため、平成23年度当初予算案において、前年度に比べ約1億5700万円の大幅な増額を図っております。主な増額の理由としては、新規保育所開園に伴い、延長保育促進事業等で実施予定箇所数が増加することや県補助基準額を国の補助基準額に引き上げたことによるものであります。

県としましては、今後とも市町村と連携し、地域に合った子育て支援を推進してまいります。

同じく子育て支援についての御質問の中の、多機能支援センターの設置についてお答えいたします。

県では、小規模な離島地域において、高齢者、障害者等必要とするすべての人が利用できる多機能型施設の整備・運営について、新たな沖縄振興に向けた制度提言として国に要望しております。それぞれの地域の状況が異なるため、現在、当該離島町村と十分な連携を図りつつ、事業の運営方法等のシミュレーションに取り組んでいるところであります。

同じく子育て支援についての御質問の中の、経済的な理由で十分な教育が受けられない家庭への支援についてお答えいたします。

県では、生活保護世帯の子供に対して学級費や教材費などの教育扶助等を行っているほか、沖縄県社会福祉協議会において、生活福祉資金制度の中の教育支援資金等の貸し付けを行うことにより低所得世帯等への経済的支援を行っているところです。

また、母子寡婦福祉資金貸付事業においては、就学支度資金として小学校、中学校等への入学の際に必要な経費を貸し付けているほか、修学資金として高校、大学、専門学校等に就学するために必要な経費を貸し付けています。

今後とも、教育庁等関係機関とも連携を図りながら、支援を必要とする家庭への周知等を図ってまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 福祉問題についての御質問の中で、北部病院産婦人科についてお答えいたします。

北部病院産婦人科は、医師不足のため、ハイリスク妊婦の中部地区への搬送など診療制限を行っているところであります。現在の医師1名では、診療体制と勤務負担の面から大変厳しい状況にあると認識しております。そのため、病院事業局としては、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業による医師招聘など、あらゆる手段を講じて医師確保に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

次に、7対1看護体制導入による増員数、配置数及び予算措置についてお答えいたします。

7対1看護体制については、平成22年5月から南部医療センター・こども医療センターで実施しております。今回、中部病院に7対1看護体制を導入するため、93名の看護師を増員し配置することとしております。北部病院、宮古病院及び八重山病院での7対1看護体制の導入については、中部病院等での実施状況を踏まえ検討していきたいと考えております。

7対1看護体制導入による入院収益の増と看護師増員に係る必要な人件費については、平成23年度当初予算において予算計上しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは子育て支援についての御質問で、教育支援の取り組み状況等についてお答えいたします。

教育の機会均等を図るため、経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対しては、市町村が学用品費などを援助する就学援助事業を行っております。

就学援助事業は、市町村においてそれぞれの実情に応じて実施されているものと認識しておりますが、県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし、就学援助事業の適切な実施を促しております。

また、県立高等学校においては授業料の無償化を実施するとともに、経済的理由等により就学が困難な生徒に対して奨学金の貸与も行っております。奨学生の採用につきましては、二次募集の実施や緊急採用制度

を活用するなど、保護者の経済状況等の急変にも対応しているところです。さらに、平成21年度から沖縄県高校生修学支援基金を活用して予算を拡充し、約400名の奨学生の増員を図りました。

就学援助や奨学金制度の充実につながる十分な財源措置については、全国都道府県教育長協議会等を通じ、今後とも引き続き国へ要請してまいります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問で、「離島児童・生徒支援センター」の設置についてお答えいたします。

これまで離島町村や沖縄県離島振興会等から学生寮を備えた離島会館や合同寄宿舎等について要請があり、県教育委員会では関係部局や関係団体等と情報交換を行い検討を重ねてまいりました。今回、「新たな沖縄振興のための制度提言」の中で、寄宿舎と宿泊施設等を備えた複合施設である「離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）」の設置を国へ要望しているところであります。

同センターは、那覇近郊に設置し、沖縄県の全離島関係市町村が合同で管理運営する施設として、離島に住む児童生徒の沖縄本島内での生活や行動の拠点を指すものであります。具体的には、離島・僻地出身の高校生や専門学校生の寄宿舎として、また、文化系・体育系の各種大会における小学生・中学生・高校生の宿泊施設等、多様なニーズにこたえられる複合施設であります。

県教育委員会としましては、沖縄県の離島・僻地の振興に寄与し、どこに居住しているかにかかわらず公平に教育の機会が享受できるよう、その実現に向けて関係団体等の協力も得ながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 離島・過疎地域の振興の中で、離島農水産業の振興とブランド化についてお答えします。

離島地域の農水産業は、さとうきび、肉用牛を中心として、マンゴーやモズクなど多様な生産が行われております。

県といたしましては、地下ダム等の農業用水源の確保、かんがい施設の整備により離島地域の温暖な地域特性を生かして魅力ある農業振興を進めているところであります。

具体的には、低コストハウスなど生産施設の導入による付加価値の高いマンゴー、トウガン、ゴーヤーな

ど園芸作物の生産拡大、宮古牛や石垣牛など地域内における繁殖・肥育一貫経営の推進によるブランド牛の作出、ヤイトハタ種苗の安定生産やモズク養殖などつくり育てる漁業の推進、機能性に富むボタンボウフウや月桃などの利用による地域の特産品の開発など、ブランド化に向けて取り組んでいるところでございます。

今後とも、離島の地域特性を生かした農水産物のブランド化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島地域の活性化策についてお答えします。

沖縄県の離島地域は、個性ある伝統文化や豊かな自然などさまざまな地域資源を有しており、これらを再評価して生かすことが離島の活性化を図る上で重要であると考えております。このため、県においては、「自然・伝統文化を活かした交流促進事業」や専門家を活用し支援を行う「離島活性化総合支援モデル事業」等により、文化や伝統芸能などの地域資源を活用した交流の促進や特産品の開発支援等に取り組んでいるところです。

県としては、引き続き地域資源を生かした離島振興策により離島の産業振興や雇用の創出を図り、若者が離島に住み続けられるような環境整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 行財政改革の推進に関する御質問のうち、定員管理の基本方針と今後の組織改編との整合性についてお答えいたします。

定員管理につきましては、事務事業や組織の見直しなどにより職員定員を計画的に管理し、その適正化を図ることを基本方針としており、現在、平成22年3月に策定した「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき定員適正化に取り組んでいるところであります。

今後の組織編成に際しても、社会経済情勢の変化や複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応するとともに、定員の適正管理との整合性を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、事業棚卸しの最終的な検討結果についてお答えいたします。

本年度実施した事業棚卸しの委員評価は、「不要」

が7事業、「要改善」が82事業、「民間譲渡」が3事業であります。その評価を踏まえ、庁内で見直しによる影響等さまざまな観点から検討・調整を重ねた結果、「不要」と判断された事業を「廃止」、「再構築」と整理して取りまとめたところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 答弁ありがとうございました。

2点だけちょっとお伺いをいたしたいと思います。

1つは、離島・僻地支援のための「離島児童・生徒支援センター」の件、教育長から丁寧に答弁がありましたが、沖縄本島の離島、先島を含めて、これは非常に長年の懸案だったというふうに思っております。今度の「新たな沖縄振興のための制度提言」の中でしっかりとした位置づけがされているんですが、これは1つは、児童生徒ということもさることながら、かつて離島フェアであれば離島の県産品等も含めて非常に盛会に行事をやっている。しかし、離島市町村から見ると、沖縄におけるアンテナショップ的な、あるいは情報の窓口がない等々の要望がありまして、できましたらこの児童生徒を含めた、離島の産業振興も含めた、もう少し多機能的な、場合によっては離島のアンテナショップ等々もできるような、常時離島の文化芸能、産品が展示・公開できるような多機能的なところまで踏み込んだ制度提言をしていただけないか。

それから、その制度提言の待ちじゃなくして、もうちょっと知事、離島振興の底力を早目に効果を出していくという意味においても早目の検討が必要ではないか、そういう前向きな検討がいただければと思います。

もう1点は、離島航路、航空運賃の話なんです、今度の離島で説明会等々して、観光振興する上、あるいは農業振興を図る上でも、この交通費・物流費、地域住民から非常に熱い熱い要望があるわけでございます。ぜひこの件に関しましては、新たな振興の制度提言の中でしっかりと実現に向けて取り組んでいただければなというふうに思っておりますが、まず制度提言ということで、今現在いろんなシミュレーションをしていると思いますが、例えば、この離島における飛行機賃の話でございしますが、どういうところを

どにこの離島の航空運賃を低減しようとしているのか、もしその目安、それから主要路線における大幅な低減と言っている、この大幅という航空運賃等のめど、シミュレーションの額等がおおむねでも回答いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時13分休憩

午後5時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 再質問にお答えいたします。

1点目は、「離島児童・生徒支援センター」の中で、離島の物販、それから芸能を含めた総合的な機能を持たさないかというふうな質問がございました。

これにつきましては、実は別途、離島特産品販売開発支援事業ということで、離島の特産品を国際通り等で一堂に集めて販売の促進を図る事業を今やっております。将来的にこの事業の成果も含めながら、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

あともう1点は、離島の交通の改善ということで、どういうふうなシミュレーションを考えているかというふうなことでございました。

今般、県が提案をしている離島の交通コストの低減の仕組みとしては、沖縄離島住民移動交付金というふうなものを国のほうに要望してございます。これは、離島住民の移動に係る航路、それから航空路の運賃を鉄道運賃並みの料金を基準にしながら交付金制度を創設できないかというふうなことで、今国のほうに調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明23日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後5時17分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子

平成23年 2月23日

平成23年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成23年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成23年2月23日（水曜日）午前10時2分開議

議事日程第3号

平成23年2月23日（水曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸	君	24番	前島明男	君
副議長	玉城義和	君	25番	新垣良俊	君
1番	上原章	君	26番	仲田弘毅	君
2番	島袋大	君	27番	照屋守之	君
3番	中川京貴	君	28番	辻野ヒロ子	さん
4番	桑江朝千夫	君	29番	嶺井光	君
5番	平良昭一	君	30番	赤嶺昇	君
6番	仲村未央	さん	31番	当銘勝雄	君
7番	照屋大河	君	32番	渡嘉敷喜代子	さん
8番	渡久地修	君	33番	前田政明	君
9番	瑞慶覧功	君	34番	玉城ノブ子	さん
10番	山内末子	さん	35番	奥平一夫	君
11番	上里直司	君	36番	比嘉京子	さん
12番	吉田勝廣	君	37番	金城勉	君
13番	當山眞市	君	38番	糸洲朝則	君
14番	吉元義彦	君	39番	翁長政俊	君
15番	座喜味一幸	君	40番	浦崎唯昭	君
16番	佐喜真淳	君	41番	池間淳	君
17番	玉城満	君	42番	新垣哲司	君
18番	仲宗根悟	君	43番	具志孝助	君
19番	崎山嗣幸	君	44番	當間盛夫	君
20番	西銘純恵	さん	47番	嘉陽宗儀	君
21番	新垣清涼	君	48番	大城一馬	君
23番	新垣安弘	君			

欠席議員（1名）

46番 新里米吉 君

説明のため出席した者の職、氏名

知事 仲井眞弘多 君 副知事 上原良幸 君

知事公室長	又吉進君
総務部長	兼島規君
企画部長	川上好久君
文化環境部長	下地寛君
福祉保健部長	奥村啓子さん
農林水産部長	比嘉俊昭君
観光商工部長	勝目和夫君
土木建築部長	仲田文昭君
企業局長	宮城嗣三君
病院事業局長	伊江朝次君
会計管理者	米蔵博美さん
知事公室秘書	饒平名知成君

総務部	新垣郁男君
財政統括監	
教育委員	中野吉三郎君
教育委員	金武正八郎君
公安委員	翁長良盛君
警察本部長	村田隆君
労働委員	平良宗秀君
事務局	
人事委員	岩井健一君
事務局	
代表監査委員	又吉春三君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長	龍野博基君	主査	佐久田隆君
次長	新城博君	主査	仲宗根章君
参事兼議事課長	嘉陽安昭君		
副参事兼課長補佐	平田善則君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第１ 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 皆さん、おはようございます。

きょうは小学校の皆さんも傍聴しているようでありますので緊張しますが、頑張らせていただきます。

では皆さん、質問に入ります前に所見を申し上げたいと思います。

私は、那覇港管理組合の議員も務めておりますけれども、役職上めったに発言をする機会がありませんので、県に関する所見を一言申し上げたいと思います。

那覇港は、沖縄県の物流の拠点として沖縄振興計画にも位置づけられておりますが、外貿コンテナ取扱量は平成21年は約8万TEUで、平成15年に策定されました港湾計画における那覇港全体の外貿コンテナ貨物取扱量の平成20年代後半の設定値60万TEUにはほど遠く、港湾計画の見直しが議論をされております。

那覇港の活性化は、県の産業振興と密接に関連しておりまして、県内の産業を活発にさせ県外へ物流を搬出することで片荷運送を解消し、海外から船舶を呼び込むことになると思います。国際クルーズ船バースの

完成や沈埋トンネルが7月ごろの開通も予定をされ、明るい兆しも見られております。県のなお一層の御尽力に私は期待をしたいというふうに思います。

次に、せんだってフィンランドに視察に行かれた文教厚生委員会の報告会を聞かせていただきました。280名余の参加者の前で同僚議員がパワーポイントを使いながら懸命に真剣なまなざしで語る姿勢に私は感動いたしました。学力世界一の国の姿を一端でも学ぶ機会がつくられたことは大きな意義があると私は思いました。制度の違いはあれ、教師の質の高さは、忙殺する煩雑な業務はきちんと専門家を置いて担わせることから実現するというを私は実感しました。何より子供たちを学校に行かせるのが義務ではなくて、学ぶ環境を整えることが義務だとのことは教育の基本が貫かれているということを感じました。議会の視察を県民に返していく、この取り組みは極めて大切なことだということを実感しました。

では早速、代表質問に入らせていただきます。

知事の政治姿勢について伺います。

(1)、鳩山前首相が普天間飛行場の「県外移設」断念の理由に挙げた在沖海兵隊の抑止力は後づけだったことが明らかになりました。「抑止力は方便」だったことを鳩山前首相みずから認めたのであります。これにより菅首相が引き継いだ日米合意は、根拠や正当性を失い、県民を再び欺く民主党政権へ県民の怒りはお

さまりません。知事の見解を伺います。

(2)番目、稲嶺名護市長は、2010年の予算編成では公約どおり「海にも山にも基地はつくらせない」として新規の再編交付金を予算化しませんでした。政府は、島袋前市長時代の2009年度（繰越分）、2010年度（継続分）を不交付としました。環境アセス終了後になって稲嶺市長が基地建設を拒否したことを理由に不交付を決定したのであります。そうするなら、当然環境アセスも白紙に戻すべきであります。ところが、防衛省は2011年度予算で再編交付金を計上し、名護市に翻意を迫ってきております。しかし、稲嶺市長は基地容認への方針転換を「期待をしているなら大きな勘違いだ」として、政府の理不尽な圧力には屈しない断固たる意思の表明をしております。知事の所見を伺います。

(3)番目、防衛局は、名護市が辺野古の海域での現況調査を許可しなかったことを理由に行政不服審査法に基づく異議を申し立てました。稲嶺市長は、代替施設建設を前提とした調査には協力できないとして不許可にしました。政府は、今新たに違法確認訴訟制度の創設を検討し、法律の一部改正をしようとしております。国の言うことを聞かなければ地方自治体を法律で締めつけようとする行為は、みずから地方自治を破壊するようなものであります。知事の所見を伺います。

(4)番目、防衛局は北部を管轄する金武防衛事務所があるにもかかわらず、あえて辺野古に名護事務所を建設することの目的、役割、組織体制は何か疑問であります。知事の所見を伺います。

(5)番目、社会民主党全国連合は、2011年度予算案に米軍普天間飛行場の辺野古移設関連予算の削除を求めています。県外移設を主張する仲井真知事はこの政府予算案にどう対処するか所見を伺います。

(6)番目、知事は普天間飛行場の県外移設に向けたアクションプログラムを策定するとのことだが、その内容を伺います。

(7)番目、知事は、県外移設への政策転換は政権交代や名護市長選の敗北等を理由にしておりましたが、同時に、県議会決議や県民大会がその背景にあり、その力が大きく県民世論を県外移設へと流れをつくったと私は思います。県民の力が知事を方針転換させたと思いますが、知事の考えはどうか所見を伺います。

(8)番目、知事の公約でありました普天間飛行場の3年めどの閉鎖は実現できませんでした。知事は再び危険性の除去を具体的に提言、実施をしていくということをしているが、今回は閉鎖のめどは示さないのか、知事の所見を伺います。

(9)番目、知事は訪米を予定しているようでありますが、その目的と時期はいつか伺います。

(10)番目、辺野古移設と嘉手納以南の返還とのパッケージ論をどう切り離していくのか、その道筋を伺います。

(11)番目、2012年、普天間基地へ配備をされるとされておりますMV22オスプレイは墜落欠陥機であり、強く反対の意思表示をすべきではないか伺います。

(12)番目、防衛局は東村高江で中断をしていたヘリパッド建設の工事を再開をし、昨年12月には、住民団体のテント上空で米軍ヘリがホバリングを行いテントを一部損壊をさせました。現在は、防衛局職員、工事業者により強行に工事作業を開始をし、反対する住民とトラブルが生じております。ヤンバルの自然を壊すな、騒音や墜落の危険性があるヘリパッドの基地をつくるななどと叫ぶのは安心な生活を望む住民の当然の権利であります。県は、不測の事態を避けるためにも施設局へ工事の中断を求めるべきではないか、知事の所見を伺います。

(13)番目、牧港補給基地内の退役軍人用クラブハウスの老朽化に伴う代替施設の建設は、何の根拠もありません。牧港補給基地の早期返還を求めるべきではないか、知事の所見を伺います。

(14)番目、カジノ導入は犯罪の温床となり、青少年へ悪影響を及ぼし反対であります。知事は、再選後の記者とのインタビューで「いずれ断念したほうがいい」と答えているが、その真意を伺います。

(15)番目、政府は社会保険の安定財源を確保するため再び消費税の増税を打ち出しました。沖縄県は特に失業率は高く、県民所得は低く、生活に及ぼす影響は大きいと思います。知事の所見を伺います。

大きな2番目、農林水産業の振興と育成について伺います。

(1)、菅首相は、環太平洋連携協定（TPP）に強い意欲を示し、6月に交渉参加の是非を判断すると言われております。TPPは、農産物や工業製品などすべての品目に関税100%撤廃することになります。県内でも安価な輸入品が出回り、農産物などは壊滅的な打撃を受けるとされております。農林水産や食品加工など関連産業を含めると約1420億円の影響があると試算をされております。さきの県民大会でも示されており、政府に対してTPP交渉に参加しないよう強い働きかけが必要ではないか、知事の所見を伺います。

(2)番目、県水産研究センターの新たな移転整備は、栽培漁業や海洋深層水の研究と技術開発との連携も図られます。その整備計画の進捗状況を伺います。

(3)番目、海ブドウ、モズク等養殖事業は着実に生産を伸ばしております。技術指導、品質管理、衛生管理、販路拡大等県の支援、対応を伺います。

(4)番目、那覇空港の滑走路増設は大規模な埋め立てを伴います。周辺海域のサンゴ礁や海草藻場の保全措置はどのように考えているか伺います。

3番、雇用対策について伺います。

(1)、県内の完全失業率は、常に7%から8%を推移し、全国の約2倍であります。最悪の状況であります。知事は企業誘致や雇用創出の成果を強調しておりますが、全国平均の4%台の実効性は見えておりません。特に、若年層の失業率は15%を超え、若者の将来を悲観をさせております。新年度は若年層の就職支援に新規事業が盛り込まれておりますが、その具体的な内容と意気込みを伺います。

(2)番目、自治体の職場では民間委託、指定管理者制度が導入され、職員の定数削減が実施をされ非正規職員が増大をしております。賃金の格差は著しく、官製ワーキングプアがつくり出されております。当局のワーキングプアに対する認識とその対策を伺います。

(3)番、公契約条例の制定は、労働者の最低賃金と公共事業の品質を担保する意義があります。政令都市の川崎市等は実施をしておりますが、県当局は検討しないのか伺います。

4番、指定管理者制度について伺います。

指定管理者制度は、住民福祉を増進する目的でもって公の施設を民間事業者等のノウハウを活用して住民サービス向上を図るものであります。その制度の導入以降、さまざまな留意事項が発生していることを総務省みずから認めております。コストカット主義偏重、労働法令の遵守や雇用労働条件、情報管理体制等であり、検証が求められております。県の指定管理者の施設総数、出向職員数、天下り職員の数、平均賃金、社保の有無など実態を伺います。

5番、浄水場の委託化について伺います。

企業局は、中長期組織ビジョンに基づいて全浄水場の夜間・休日の委託化を進めております。新年度は、新石川浄水場の夜間・休日の民間委託化が予定をされております。県民の命の水を安全で安定的に水道用水の供給体制を確立することが大きな使命であります。公益性から考えて直営堅持すべきではないか伺います。

6番、消防の広域化について伺います。

消防の広域化は、浦添市、うるま市、宮古島市等が不参加を表明をしており、多くの課題と問題点を抱えていると思います。その大きな要因は何か伺います。

7番、離島振興について伺います。

島嶼県沖縄では、離島の振興策は極めて重要な施策であります。では、次のことを具体的に伺います。

(1)、医師不足や急患搬送への対応策を伺います。

(2)番、航空運賃の低減化の取り組みを伺います。

(3)番、離島の農産物、水産物の「地域ブランド」化への支援策を伺います。

(4)番、那覇・宮古・八重山間の客船航路の復活への対策を伺います。

8番、公共交通について伺います。

那覇市の都市交通協議会では、次世代路面電車導入など新たな公共交通バスモデル実証実験を行うとしております。路線は、新都心から真玉橋を結ぶ約8キロメートルの区間であります。渋滞解消とモノレールとの結節点に有効になるか試されております。県の公共交通対策とどのような関係があるのか。また、この事業の概要と所見を求めます。

9番、育児休業制度について伺います。

人事院が非常勤職員にも育休を認めるよう国に働きかけたことをきっかけに、地方公務員の育休法案が国会で可決をされました。京都市などは、一般職員との均衡を考慮するとの理由で非常勤職員も対象にしております。県当局も次世代育成の観点から検討する時期に来ていると思いますがどうか伺います。

以上であります。再質問を行いたいと思います。よろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

崎山議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、鳩山前総理の発言についての御質問にお答えいたします。

鳩山前総理の発言につきましては、直接お聞きしたわけではありませんが、報道のとおりとすれば、「方便」という言葉は理解しがたい表現と言わざるを得ません。

県は、政府に対し、頭越しではなく、地元の理解と協力を得なければならないことや、県民の納得のいく説明や解決策を示すよう繰り返し申し上げてきましたが、今回の鳩山前総理の一連の発言は、県民の納得のいく説明とはとても言いがたく、まことに遺憾であると考えているところでございます。

知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場県外移設に向けた取り組み内容についての御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機

会を通して普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解していただく必要があると考えております。平成23年度には、世論を喚起するための広報活動などを積極的に進めてまいりたいと考えております。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解していただくため、あらゆる方策を検討し実施してまいりたいと考えております。

同じく政治姿勢の中で、県民世論と県外移設についての御質問にお答えいたします。

私は、名護市長選挙や県議会の意見書議決、そして県民大会などの諸状況を踏まえると、県内移設は事実上不可能と考え、日米共同発表の見直し、そして普天間飛行場の県外移設を求めているものであり、今後ともその実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の閉鎖状態のめどについてという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、一日も早く実現するよう、政府に対し具体的な方策の提案、そして実施を強く求めていきたいと考えております。

知事の政治姿勢の中で、知事の訪米に係る御質問にお答えいたします。

私は、これまで2度の訪米を行い、沖縄の実情を訴えてまいりました。平成21年9月以降の県内の諸状況、そして米軍基地負担軽減部会の開催、さらに軍転協の要請等を踏まえ、改めて訪米の時期及び活動内容等について検討することといたしております。米国政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え、理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であり、来年度、効果的な訪米が実施できるよう検討していきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、再選後のカジノ導入断念を示唆する新聞報道の真意についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

カジノは日本では合法化されておませんが、世界120カ国以上で既に合法化され、観光振興や地域の活性化、そして雇用の創出、税収の確保など、経済的波及効果の面で多くのメリットがあると思います。現在、超党派の国会議員の議員連盟において、国際観光の振興や地域経済の活性化を図るため、「カジノを合法化する法律」の制定に向けて検討が進められ

ております。しかし、県民からは賛成の意見がある一方で、慎重にすべきとの意見や反対する意見があることから、カジノ導入に伴う効果や課題について慎重に検討を行い、県民のコンセンサスを前提として、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、雇用対策に係る御質問の中で、若年層の就職支援の具体的な内容についての御質問にお答えいたします。

若年者の就職支援につきましては、沖縄県キャリアセンターを中心に、若年者の職業観の形成から就職まで一貫して支援するための取り組みを行っているところであります。新年度の新規事業としましては、若年者の就職支援を強化するために6カ月間の職場訓練や求人企業を集めました合同面接会を開催する事業を実施する予定といたしております。また、新規学卒者等の厳しい雇用環境を踏まえ、就職支援の専門家を高校などへ配置し、未内定の新規学卒者を就職するまで個別に支援する事業を実施する予定であります。さらに、既卒者を対象に、県外求人企業を一堂に集めた合同面接会を開催する予定でもあります。

沖縄県としましては、将来のある若年者の雇用対策は重要であると無論考えております。このことから、今後ともきめ細かな就職支援に全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、離島振興に係る御質問の中で、離島の航空運賃低減についての御質問にお答えいたします。

航空運賃につきましては、県管理空港の着陸料の軽減措置により離島割引運賃制度が実施されているほか、平成22年10月から中核病院や高校のない小規模離島を対象に運賃を引き下げる実証実験を実施しているところでございます。広大な海域に散在する沖縄県の離島の定住条件を改善し振興を図るためには、離島住民の交通コストの軽減及び路線の確保維持、そして改善は重要な課題であると認識いたしております。現在、国に対して新たな制度の構築を要請しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢の中で、名護市の再編交付金への対応についてお答えいたします。

今回、名護市に再編交付金を交付しないことが決定されたことについて、北澤防衛大臣は、米軍再編特別措置法の趣旨に基づいた判断であると説明しておりま

す。県としましては、基地問題と地域の振興はリンクすべきでない認識しております。いずれにしても、政府においては、北部地域の振興について、地元の意向を踏まえ、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、国等による違法確認訴訟制度の創設についてお答えいたします。

政府は「地方自治法の一部を改正する法律案」の中に「国等による違法確認訴訟制度」の創設を盛り込むことを検討しているとのことですが、具体的な内容については政府から示されておりません。

県としましては、引き続き普天間飛行場移設問題への影響等を含め情報収集に努めるなど、適切に対応したいと考えております。

次に、名護防衛事務所についてにお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、名護防衛事務所は、キャンプ・シュワブを含む北部地域における基地行政業務に適切に対応できる体制を整備するため設置を予定しているとのことですが、政府は、普天間飛行場移設問題を日米共同発表に沿って解決するとしておりますが、名護防衛事務所との関連については具体的な説明は受けておりません。

いずれにしても、県としましては、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することは、平成21年9月以降の県内の諸状況を踏まえると極めて困難であるとの認識に変わりはありません。

次に、普天間飛行場の移設に関する政府予算についての御質問にお答えいたします。

政府の平成23年度予算案につきましては、現在、国会において審議されているところであり、県としてはその状況を注視していきたいと考えております。いずれにしても、県としましては、県内移設は事実上不可能と考えており、引き続き政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むよう強く求めてまいります。

次に、パッケージを切り離す道筋についてとの御質問にお答えいたします。

県としましては、「再編実施のための日米のロードマップ」や日米共同発表で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等につきましては、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施される必要があると考えております。菅総理を初め関係閣僚が沖縄を訪れるたびに、このことについては知事から直接申し上げており、去る

1月20日には文書にて北澤防衛大臣に要請を行いました。軍転協としても2月7日から9日にかけて日米両政府に対し要請をしたところであり、今後も地元市町村と連携をとりながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、オスプレイについての御質問にお答えいたします。

県は、昨年9月に公表された2011会計年度海兵隊航空計画において、MV22オスプレイが普天間飛行場のCH46と代替更新することが記述されていることは承知しております。政府は、昨年10月、照屋寛徳議員の質問主意書に対して、「将来において沖縄にMV22が配備される可能性があることは認識しているが、海兵隊航空計画は米国国防省として正式に承認した計画ではなく、MV22オスプレイの沖縄への配備については現時点で確定しているわけではないと承知している。」と答弁しております。また、県が2月に外務省沖縄事務所に対し問い合わせをしたところ、同様の回答でありました。県は、去る2月7日から9日までの軍転協の要請において、MV22オスプレイの配備の有無を含め、政府は県民に十分な説明を行うよう強く求めたところであります。

次に、高江ヘリパッドについての御質問にお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。県としましては、随時、現地に職員を派遣し、状況の確認を行っておりますが、改めて去る2月14日、国においては市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮し、安全に万全を期すよう申し入れを行ったところであります。

今後とも東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、牧港補給地区の早期返還についてお答えいたします。

退役軍人用クラブハウスの建てかえについては、日米合同委員会で合意され、浦添市と米軍の間で調整が進められていることから、浦添市の意向を尊重すべきであると考えております。県としましては、牧港補給地区を初め「再編実施のための日米のロードマップ」や日米共同発表で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等につきましては、パッケージ論

にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、日米両政府に強く求めているところであります。

次に、消防広域化の御質問の中で、消防広域化の課題と問題点についてお答えいたします。

平成22年4月に全市町村が参加して発足した「沖縄県消防広域化等研究協議会」において、消防広域化の方向性について協議がなされてきました。平成23年度からは新たに推進協議会が設置され、消防広域化の具体的な協議に入る予定ですが、浦添市、うるま市、宮古島市は、同協議会については参加しないことを表明しております。不参加の理由としては、将来の財政負担増加への懸念や、離島のメリットが少ないことなどを挙げております。

県としましては、各市町村の実情に応じた広域化のあり方について関係機関と調整を図り、全市町村が消防広域化に参加できるよう調整をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢に関する質問のうち、消費税率の引き上げについてお答えいたします。

消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引に税を課すもので、他の税に比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で安定的な歳入確保のためその役割は重要と考えております。一方で、低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであります。現在、消費税については、引き上げの是非、社会保障との関連、国と地方との配分、低所得者層の負担軽減などさまざまな観点から国において議論されているところであり、県といたしましては、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

雇用対策に関する質問のうち、ワーキングプアに対する認識についてお答えいたします。

知事部局における過去5年間の賃金職員、嘱託職員等の非常勤の職員数は、減少傾向で推移しているところであります。

県における賃金職員は補助的・定型的な業務に、嘱託職員は特定の知識・技能を生かした職務に従事しており、正規職員の業務を代替しているものではありません。また、非常勤職員の給与につきましては、従事する業務を踏まえた上で、給与条例等の関係法令に従い、常勤職員との均衡を勘案して定めており、適切で

あると考えております。

県の行政事務を円滑に実施するためには、常勤職員と非常勤職員がそれぞれの役割を分担しながら業務を推進していく必要があると考えております。

次に、指定管理者制度に関する質問で、指定管理の施設総数、派遣職員数等の実態についてお答えいたします。

現在、指定管理を導入している施設は35施設あり、うち5団体へ31名の県職員が派遣されております。また、指定管理者に在籍している元県職員は11名であります。平均賃金につきましては、各指定管理者における雇用形態、勤務条件等が異なることから算出は困難であります。社会保険はほぼすべての団体が加入しております。

次に、育児休業制度に関する質問で、非常勤職員の育児休業制度についてお答えいたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、再任用短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員が新たに対象となったところでありますが、臨時的任用職員や賃金職員については対象になっておりません。

県としましては、法の趣旨や他都道府県の改正状況等を踏まえ、今回の法改正により対象となった職員への育児休業の適用について検討してみたいです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興と育成についての中で、T P P交渉への対応についてお答えいたします。

T P Pは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出ることが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出ることが懸念されております。そのため、県では、国民の食料安全保障の確保と国内農業への影響などの観点から、T P P交渉に参加しないよう適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について農業団体等と連携し、国に対して強く要請したところであります。また、県内では、去る1月29日に「T P P交渉への参加に反対する沖縄県民大会」が開催されたほか、J A沖縄中央会による「T P P交渉参加反対署名活動」などの取り組みも実施されているところであります。

今後とも、T P P交渉等の動向や、国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

次に、海ブドウ、モズクなどの養殖業に対する県の支援についてお答えします。

沖縄県においては、熱帯性の温暖な海域に囲まれた立地条件を生かし、海ブドウ、モズク及びヤイトハタなどの養殖が各地域で行われております。県では、海ブドウ、モズクなどの養殖業の振興を図るため、海ブドウの衛生及び品質基準の作成、モズクの異物選別技術の向上、首都圏におけるモズク、海ブドウなどのトップセールスなどに取り組んでいるところであります。平成23年度は、新たに県産海ブドウのブランド普及と販路開拓、モズクの有効成分を活用した化粧品や飼料などの開発、ヤイトハタの魚病対策強化による生産の拡大などの取り組みを行い、養殖業の振興を図ってまいります。

次に、離島振興についての中で、離島農水産物のブランド化支援についてお答えいたします。

離島地域の農水産業は、さとうきび、肉用牛を中心として、マンゴーやモズクなど多様な生産が行われています。県といたしましては、地下ダム等の農業用水源の確保、圃場、かんがい施設や漁港等の整備により、離島地域の温暖な地域特性を生かした農水産業の振興を図っているところであります。具体的には、低コストハウスなど生産施設の導入による付加価値の高いマンゴー、トウガン、ゴーヤーなど園芸作物の生産拡大、宮古牛や石垣牛など地域内における繁殖・肥育一貫経営の推進によるブランド牛の作出、ヤイトハタ種苗の安定生産やモズク養殖などつくり育てる漁業の推進、機能性に富むボタンボウフウや月桃などの利用による地域の特産品開発などブランド化に取り組んでいるところであります。

今後とも離島の地域特性を生かした農水産物のブランド化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 農林水産業の振興と育成についての御質問の中で、水産海洋研究センターの移転整備計画と進捗状況についてお答えいたします。

水産海洋研究センターは、糸満市西崎の現施設が老朽化したため、糸満市喜屋武地区に移転整備することとしております。水産海洋研究センターの整備計画については、用地面積約2ヘクタール、施設面積約5600平方メートル、事業費は用地取得、建設工事及び設計等を含めておおむね18億円となっております。現在、用地取得及び設計に取り組んでおり、平成23年度に建設工事着手、平成25年度には供用開始をする計画とし

ております。

同じく農林水産業の振興に関連をして、那覇空港の埋め立てに伴う環境保全措置についてお答えします。

県は、増設滑走路の早期供用を国へ求めています。が、あわせて環境の保全は重要であると考えております。国は今年度より環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手續に着手しており、今後、おおむね3年の間に建設予定地周辺の環境の現況調査を行い、当該事業が環境に及ぼす影響やそれを踏まえた保全措置等の検討を行うこととなっております。また、その結果については県民へ公開され、だれでも意見を出すことができることとなっております。

県としては、環境アセスメントを進める中で可能な限り環境への影響を低減するよう努める必要があると考えており、その旨国へ申し入れております。

次に、離島振興についての御質問の中で、先島航路の復活についてお答えいたします。

島嶼県沖縄においては、海上輸送航路の維持確保は県民生活の安定や産業振興の面から欠くことのできない重要な課題であると認識しております。しかしながら、先島航路の再開については採算性や事業主体等の問題があり、具体的な対応策を示すことが困難な状況にあります。そのような中、関係機関と調整を図ってきたところ、身体的理由により飛行機に搭乗できない住民等については、平成23年1月10日から琉球海運の先島航路の貨物船内にある船室の一部を活用し輸送できるようになったところです。

次に、公共交通についての御質問の中で、那覇市のバスモデル実証実験についてお答えします。

那覇市の取り組みは、需要動向を勘案しながら次世代型路面電車を目指すものでありますが、当面はバス専用レーンの拡充やデザイン性・環境性に配慮したバス車両の導入などを段階的に進め、市民の意識醸成を図りながら公共交通への転換を図る施策と聞いております。那覇市の事業は、県が目指している低炭素社会の実現及び高齢化社会への対応に沿ったものであります。

県としては、これら各地域におけるさまざまな取り組みや考え方も参考にしながら、効果的・体系的な公共交通ネットワークについて検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 雇用対策についての中、公契約条例の制定の検討についての御質問にお

答えます。

公契約条例については、他都道府県でも制定されていないことから、県としましては、国の「公契約に関する基本法」への取り組みや他県の動向も見守りつつ対応してまいりたいと考えております。

なお、ことし4月に施行される川崎市の公契約条例は、警備、施設維持管理、清掃などの業務委託契約や公共事業を対象とし、労働者の範囲に「一人親方」を含めるなどの内容となっていることから、契約のあり方や課題について関係する県各担当部局において研究や取り組みがなされているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企業局長。

〔企業局長 宮城嗣三君登壇〕

○企業局長（宮城嗣三君） 浄水場の委託化についての御質問にお答えします。

企業局では、将来の厳しい経営環境を見据え、中長期組織ビジョン等に基づき経営の効率化による経営基盤の強化を図るため、外部委託したほうがより効率的な事業運営が期待できる業務について、水道用水供給事業の安全性・安定性を考慮しつつ、平成22年度から平成30年度にかけて浄水場の民間委託を計画的に実施することとしており、平成23年度から新石川浄水場の民間委託を予定しております。

浄水場の民間委託につきましては、平日夜間と土・日、休日の運転管理業務のみを委託し、平日の昼間の運転管理業務及び施設の維持管理、水質管理等の業務についてはこれまでどおり企業局の職員が行うこととしております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 離島振興についての御質問の中の、医師不足及び急患搬送の対応策についてお答えいたします。

県におきましては、離島における医師確保を推進するために自治医大への学生の送り出し、県立病院の後期臨床研修における専門医養成、医師修学資金貸与事業及び離島・へき地ドクターバンク等支援事業を実施しております。また、離島からの急患空輸については、昼間の沖縄本島周辺についてはドクターヘリ、夜間や遠距離にある離島については自衛隊ヘリ、宮古島、石垣島周辺離島に関しては第11管区海上保安庁のヘリで搬送しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では、再質問をしたいと思います。

知事の政治姿勢についての(1)番目の、鳩山前首相の「抑止力は方便」の件であります。知事の答弁では、「方便」は理解しがたい、納得できる説明にならない、遺憾であるということだったと思います。知事はそれは言うておりますが、海兵隊の抑止力は否定をしていないということなのか。この考え方は鳩山前首相と一緒になのか、それを伺いたいというふうに思います。

知事はマスコミのコメントの中においても、考えて言葉を使ってほしいので困ったとかコメントをしておりますが、このことについての「方便」発言は無責任きわまる発言だと私は思いますが、本質は海兵隊の抑止力の根拠をみずから虚構だったということを暴露したことに私は意味があると思います。

菅総理は2月16日の国会での予算委員会でも、表現も問題がありみずからの認識と違うと言っておりますが、菅総理は、この論拠が崩れているにもかかわらず抑止力を正当化したのかどうかということで私は疑問であります。知事の所見もあわせてこの点を伺います。

それから、稲嶺名護市長への米軍再編交付金の件であります。公室長の考え方ではリンクすべきではないということだけで答えておりましたが、あからさまな政府のあめとむちの手法で兵糧攻めをするという攻撃に対して毅然とした稲嶺市長の態度を私は県民が誇りとすると思いますけれども、知事も県内は困難になったということの消極的な立場ではなくて、稲嶺市長と連携をとるという意味ではきっぱりと県内移設反対を言い切ったほうがいいのではないかと思います。この答弁を再度お願いします。

それから、行政不服審査法に基づく異議申し立ての件であります。公室長は具体的な内容はわからないと言っておりましたけれども、これは明らかに名護市に対する不服申し立ては法律の趣旨をねじ曲げて、法律の一部改正までするものではないかと私は思っています。これは民主党政権が掲げる地域主権、これをみずから否定をして地元の頭越しに強権的な発動することではないかと思いますが、具体的に知事の見解を改めて伺います。

それから、(6)番目の知事の県外移設のアクションプログラムの行動計画の件であります。知事は23年度は広く全国民に理解を求めていくために世論喚起をしていくということを話しておりますが、この中身は先ほどもありましたが、安全保障等のシンポジウムとか研究機関のような感じがありまして、やっぱり知事

は県外移設をしっかりと公約としておりますので、これを実現しなければならないと思います。政府は、この県外・国外への移設をほとんど検討している様子は私は感じません。そうなればこの壁は相当高い壁が私は立ちはだかっていると思いますが、これは知事はこの壁を取り除くためには大きな政治的な課題をしっかりと県民世論を盛り上げて政府に迫っていかなければ県外移設は難しいと思います。政府はあめとむちを使いながら沖縄に容認させようという立場をとってきておりますので、しっかりと私たちは県内移設はノーだということを突きつけていく中で、知事が先頭に立って県民世論を盛り上げていくという意味では、私は今回は知事が県民大会を先導して開催をして、県外移設を求めていくための大会をすべきではないかと思いますが、見解をお願いします。

それから、(9)番目の知事の訪米でありますけれども、知事は2度にわたって訪米をして基地の負担軽減を訴えてきたということの話がありましたが、今回は情勢あるいは米軍の負担軽減協議会、軍転協の中で時期も検討していくということを言っておりますが、これは政府、議会に実情を訴えるということになっております。従来の米軍再編の推進の立場ではなくて、知事の公約であります県外移設を求めていくという違った立場でとっていくのか、この訪米のスタンス、この中身を聞かせてもらいたいと思います。

それから、(11)番のオスプレイの見解であります。これは国の動向を見守りながら、聞いたら正式にこれは確定してないということで話がありましたが、このオスプレイの件は御承知のようにもう開発当初からこれは墜落事故が相次いで、海兵隊員ですら20名も亡くなったり、昨年もアフガンで墜落をして、米国では各都市で騒音の苦情で訓練が中止をされているということがわかりながら普天間基地に配備をされるということについて、何も想定されてないということで消極的な意思じゃなくて、こういった欠陥機を普天間基地の今の危険な状況に配備されるという状況があるにもかかわらずこれを言及しないということは、私はこの問題は消極的だと思いますが、しっかりと今のうちにオスプレイの欠陥機反対であるということの知事は表明をすべきではないか。これの答弁を再度お願いしたいと思います。

それから、(12)番目のヘリパッドの件であります。知事は視察にも行ったと。それから職員も派遣をしているということを言っておりますが、SACOの実施を図るために負担軽減を図っていくために容認の立場であるということでありましたけれども、このヘリ

パッドの件は御承知のように普天間基地と関連をすることでありまして、普天間基地の県外移設を主張しておりますので、このヘリパッドの着陸帯は不要ではないかと私は思いますが、そうであるならば、県外移設と同時にこのヘリパッド基地の建設にも明確に反対するのが道理ではないかと思いますが、改めて答弁を聞かせてもらいたいと思います。

それから(13)番目、キャンプ・キンザーの件であります。浦添市長と一緒にあるという答弁でありましたけれども、先ほどからありますように、パッケージを切り離していくということで返還すべきところを求めていくということありますから、キャンプ・キンザーの全面返還を求めていくということの中において、この自治体の予算を使って退役軍人用の施設を建設をするということについては、私は問題があるということ指摘をしておりましたし、また、米国は沖縄が居心地がよくてパラダイスのようなものだということを述べております。早急にそういった意味ではそういう意識をやっぱり与えたいけないと思いますので、しっかりとキャンプ・キンザーの返還を求めるべきではないかと思いますが。

また、これに類似する形でこのキャンプ・キンザー内の米軍郵便局の立ち退き料として13億も県に要求しているということを聞いておりますが、これは事実かどうか、知事のほうから答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、雇用対策のワーキングプアの件であります。総務部長の答弁では、県はこの非正規職員は減少傾向であり適切であるということを答えておりました。これは総務大臣が会見で、官製ワーキングプアをつくり出している実態に対して反省を込めて、これからそういったことの反省と自覚を促しながら、企業に対して新規採用しろとか言いながら、自分たちは非正規雇用を使っているということについて、総務大臣がこれを反省をしているんですね。そういった意味では県も同様な実態が起こっているということからするならば、格差の拡大とかあるいはみずから非正規雇用をつくり出したことに関して、定数削減、人員削減に総務大臣みずから警鐘を鳴らしておりますので、この見解をあわせて伺いたいと思います。

それから、浄水場の委託化についてであります。企業局長の答弁の中では22年から30年、それから23年は石川浄水場ということで、休日・夜間の効率化を図るために委託をするという話をしておりました。

この問題は御承知のように、この県民の命の水である浄水場の管理運転は重要であるだろうと私は思いま

すが、民間委託をした北海道の北見市の例であります
が、浄水場の運転管理を民間委託をしたら、これが5
万9000世帯に大規模な断水事故を起こしたというこ
とで問題になっておりました。これはどういうことかと
いいますと、民間委託の中で責任者の体制がない中
において、濁度が2000以上上昇しても対応できな
かったということが発生したようではありますが、こ
れも安易に効率化、経費節減を名目に運転技術、そ
れから管理監督放棄をして委託化に安易に走り出す
と、私たち県民の命がやっぱり危険な状態になるとい
うことを物語ったと思いますが、こういった危険性へ
の状況から勘案すると、委託化に対することについ
て、慎重にこの石川浄水場の件については考えるべき
ではないかと思いますが、このことについて再度答
弁を求めたいと思います。

それから、6番目の消防の広域化についてであり
ますが、部長の答弁によりますと、財政負担、離島
のメリットということの観点からこの問題が起こっ
ているということで話をしておりましたが、今、広
域化の基本的な指針というのか問題点として、これ
の1点目に、現行以上の住民サービスを低下させ
ない、2番目は、負担金は現行の消防費を基準と
する、3番目、消防力、人員、施設、車両、機
械の現行維持、それから今言った負担金と消防力
は5年をめどに精査検証するというのが基本方針
だと聞いておりますが、この基本方針はこの広域
化に向かってしっかり担保がされてないのか。そ
れがされてないために浦添市、うるま市、宮古島
市が懸念を表明して参加しないと言っているのか
、その辺を再度答弁をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時5分休憩

午前11時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の再質問に答
弁させていただきます。

まず第1に、前の鳩山総理の発言の中での海兵
隊の抑止力という点で、海兵隊に抑止力はあるのか
、どう思うのかというのを私にお聞きになったん
だということで答弁させていただきますが、海兵隊
は四軍といいますが、米軍の一つとして抑止力は
それなりに持っているのではないかと私は思いま
すが、ただ、この抑止力はいろんな専門家の見
方、議論、そして定義もあるようですので、それ
よりもこの抑止力という言葉

「方便」として使ったという点がいかななものか
という感じは持っております。

そして、私が県外へと言っているのは、この抑
止力論というよりもむしろ米軍基地負担の国内に
おける公平さを確保する上でも県外をしっかりと
実現すべきだろうと申し上げているわけでござい
ます。

次に、稲嶺名護市長さんの政府によるあめと
むちのような仕打ちに対して毅然たる態度はすば
らしい、したがって県知事もきちっと一緒になっ
て対応したかどうかという御趣旨の御質問だと理
解して申し上げますと、これがあめとむちなのか
どうかは私は何とも申し上げられません。しかしな
がら、国は国の対応をし、市は市としてきちっと
対応されているというふうに理解はいたしており
ます。

4番目の県外移設についてのお話で、政府の壁
も高いと、したがって県民世論をまとめて今度は
知事が主催して県民大会を開いたらどうかという
お話。

おっしゃるように、確かに日米両政府とももう
辺野古へという回帰と負担軽減の幾つかを提案し
、そこら辺でとまっておりますから、県外移設とい
うことに対しては壁も厚く高さも高いというのは
ひしひしと感じております。これをどう乗り越え
るのかという点についてはこれからいろんなこと
を展開していかないといけないと思いますし、議
員の御提案もそれはそれとして受け取らせてい
ただきたいと思います。

次に、訪米のスタンスですが、無論これは県
外移設についてを求めるために参ろうと考えてい
るわけでございます。

次に、6番目のオスプレイ、これは知事公室
長からお答えさせていただきます。

その他の御質問につきましては、部局長等から
答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 議員御質問の行
政不服審査法といわゆる地方自治法の一部を改
正する法律案の関連につきましてお答えいたし
ます。

名護市につきましては、名護市が申請した諸
調査につきましては、防衛局が行政不服審査法
等に基づきまして名護市に対して不服申し立て
をしているということとは承知しております。

御質問の「地方自治法の一部を改正する法律
案」との関連でございますけれども、現在、総務
省から県に対して入った情報によりますと、同法
の改正といいますのは「地方議会制度」の改正
でありますとか、あるいは「議会と長の関係」
でありますとか、「住民投票

制度の創設」等多岐にわたっておりまして、その中に「国等による違法確認訴訟制度の創設」といったものが盛り込まれているようでございます。

いずれにしても、法律の条文等もまだ見えていない中で、県としましてはしっかりとこの内容については注視してまいりたいと。また、名護市の不服申し立ての関係等につきましてもしっかりと情報を収集してまいりたいと考えております。

次に、オスプレイの問題でございますが、MV22オスプレイが米本土で開発時期に事故を起こし、あるいは昨年、議員が御指摘のようにアフガニスタンで事故を起こしたことにつきましては承知しております。現在、こういった情報に基づきましてやはり県民に不安があるということは認識しておりまして、現在の理解の範囲ではこれは反対せざるを得ないと考えております。そのためにも政府は、沖縄県、県民に対してしっかりと説明をする必要があり、それを求めているところでございます。

次に、高江のヘリパッドの問題でございますけれども、普天間代替施設の移設問題とヘリパッドの建設というものの関連というのは明らかにされておられません。高江のヘリパッドにつきましては、御承知のように北部訓練場の過半の返還計画に基づきまして移設予定地に所在するヘリパッドを残余の施設に移設するという計画でございまして、この件につきましては従前から県は住民生活あるいは環境への配慮を強く求めているところでございます。引き続きこのような観点から政府に対して住民生活、自然環境への配慮を強く求めていきたいと考えております。

次に、キャンプ・キンザーの問題ですけれども、キャンプ・キンザーにつきましては、いわゆる米軍再編のロードマップに嘉手納飛行場より南の施設の返還として明記されているものでございまして、これはしっかりと実施される必要があると考えております。また、その諸施設の代替施設等の建築等につきましては、これは先ほど来申し上げておりますように、浦添市と防衛局の間で一定の話し合いが行われているということでございますので、これを尊重しつつ見守ってまいりたいと考えております。

次に、消防広域化の問題でございますが、消防広域化につきましては、財政負担等指針に基づく担保があるのかという御質問でございましたが、この消防広域化の協議会というのは、まず1点目としまして、市町村の自主性に基づいて自主的にその議論をしているところでございます。その中で昨年5月に先ほど議員が御指摘されました財政上の問題、5年間負担金を増額

しないでありますとか、機械・機材の現行維持あるいは消防力の強化といった指針につきましては一定の担保が得られていると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） ワーキングプアに関する再質問にお答えいたします。

総務大臣の発言は、昨年末の指定管理者制度の運用について、総務省が留意点を通知した際に対するの発言だと理解しております。

総務大臣はアウトソーシング、指定管理者を進めるに当たって、定数削減を主として目的とした結果、非正規職員数を増加した団体があるのではないかと。そういう団体があるのであれば、業務と職員数のバランスをみずから考えて定数管理をしてほしいという意味で述べたと理解しております。

本県は、先ほど答弁しましたように指定管理者制度導入以降、非正規職員の職員を増加しておりません。今後とも業務と職員数のバランスを考えて業務を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企業局長。

〔企業局長 宮城嗣三君登壇〕

○企業局長（宮城嗣三君） それでは崎山議員の再質問にお答えいたします。

民間委託に伴う安全性の確保についてお答えをいたします。

浄水場の民間委託に伴う安定性・安全性の確保につきましては、受託者に対しまして、会社及び配置技術者について類似業務の経験及び資格を有することを条件とするなど入札参加基準を厳しくするとともに、運転管理マニュアル等の各種業務マニュアルの整備や業務習熟訓練等を行うことにより受託者の技術力の向上の確保を図っております。

また、委託時間帯における緊急を要するトラブル発生等に対しましては、緊急連絡網の整備により企業局職員が迅速にフォローできる体制を構築するなどの対策を講じているところでございます。

また、企業局全体で約16万立方メートルの原水調整池容量があります。約9時間分の原水を確保できることや、企業局全体で約36万立方メートルの配水池容量

があり、約21時間分の水道水を確保できるなど、非常時における水道用水の安定供給体制を整備しているところでございます

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） キャンプ・キンザー内の郵便局の補償についての再質問にお答えいたします。

県道浦添西原線の港川道路の新設に伴いまして、郵便局が移転することになっておりますが、その補償として13億円の要求があるかどうかについては、その事実はございません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 では再々質問をさせていただきます。

1点目の、鳩山前首相の海兵隊の抑止力は方便だったことの話であります。知事は先ほどの答弁でも四軍は抑止力を持っているということを言っているように受けとめましたけれども、この問題は四軍の問題だけではなくて、日米合意をして辺野古に移設した理由として鳩山前首相はこの海兵隊は抑止力があるからそこに持ってきたと、せざるを得なかったという理由を言っているんであって、このことがとってつけた理由だったというのが鳩山前首相が言っている方便だったというんですね。

この問題の本質は、海兵隊の抑止力がないということ。鳩山前首相が認めたことに本質があるんですよ。これは、そうすると引き継いでいる菅首相も日米合意、辺野古移設の理由が破綻をしているんですよ。このことが今大きく問われているんですね。だから知事は、今言ったように四軍はあると言っているんで、聞いているのは、海兵隊は海外などで救出の任務としてやっていること自体が何ら抑止力にならないんじゃないかということを言っているんであって、知事はこの海兵隊の抑止力はどう思っているのかということについてしっかり答えてもらいたいの。私は、これが一点なんですね。そういうことじゃないと、知事は鳩山前首相と一緒にいるということになりますよということになるんです。それを明確にしないと、方便だともみずから語っているわけだから、これは本人が引っ繰り返しているわけだから、知事はしっかりと海兵隊は抑止力にならないということを明確にしないと同じになりますよ、鳩山前首相と。だから、菅首相はこれは違うと言っているんですよ。鳩山さんのと自分は違うと言っているんで、菅首相は多分に抑止力はあると

言っているのかなと私は思うんですが、これはどう思うかということも知事に私は聞いているんです。もうこれは明確にしたほうがこれからの対応としていいんじゃないかと思っていますので、明解にしてもらいたいと思います。

それから、知事の県外移設に向けての行動計画でありますけれども、皆さん、先ほど知事の答弁でもあるように、やはり県外移設とこれは従来知事が公約をしている、取り組んだとか、芽出しをしたとか、頑張ったからということで、これが許される話ではないですね。知事は県外移設を公約にしっかりした以上、みずからの政治責任においてこの普天間基地を県外に実現させていくという県民との約束があるわけですよ。そういったことからするならば、日米両政府、厚い壁があると。政府も何ら県外は考えていないと、辺野古ありきだと。先ほど私が言ったように、名護市にあめとむちを使ってここに受け入れさせようとしていると。そういったことに対して知事は、県外だと言っている。ここをしっかりと知事が県民世論を盛り上げていくという意味では、先ほども知事が先頭に立って県民大会をやったらどうかと、これぐらいやらないと日米両政府は動かないです。知事はその辺に対する決意を持って行動計画をつくらないと、ただ研究機関とか、安全保障シンポジウムじゃ済みません、これは。全日本国民に訴えていくならば、沖縄県民が総立ち上がりをしていく、私は知事の責任があるんじゃないかと言っているんです。そのことについて、知事は行動計画をつくるのであるならば、県民世論を盛り上げて日米両政府に当たっていく、その重大な決意を改めて示すべきではないかと私は問うているんです。このことをぜひ知事から、再度力強い決意を私は求めたいと思います。

それからオスプレイの件については、反対せざるを得ないということの答弁だったと思いますから、しっかりこれからそういう態度で臨んでもらいたいというふうに思います。

この答弁よろしく申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 崎山議員の再々質問に答弁させていただきます。

まずこの海兵隊の抑止力論ですが、ちょっとまだ私

の御質問の受けとめ方に従ってお話したいと思うんですが、まず第1に、鳩山さんが「方便」という言葉を使ったからといって彼が断定的に海兵隊に抑止力があるとかないかははっきり言ったかどうかは定かではありません。ですから、これは「方便」だと言ったことから演繹していくと、ないというふう聞こえるというふうにも思いますが、鳩山総理が断定的にそう言ったかどうかは私のほうではよく知りません。

第2に、さらにこの菅総理が抑止力があるというふうに言われたということで、これについて仲井眞はどう思うのかという御質問については、これは菅さんのこれも私は正確には聞いておりませんが、ただ一般論として軍隊そのものは大きな抑止力、概念の中では当然のこととして抑止力と呼ぶべきものはそれなりに持っているとは私は思っております。

それから次に、県外へということは仲井眞はもっと腹を決めて県民世論を喚起してしっかり当たらないとだめだと。

ですから先ほど申し上げましたように、政府の壁も高く厚いし、それは申し上げるまでもなくよく感じております。しっかりと取り組んでまいります。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 県民の皆さん、こんにちは。

議席18番、社民・護憲ネット、仲宗根悟であります。

会派を代表いたしまして、2月定例会、予算議会において行政一般について質問を行います。

ことは、例年になくプロ野球が燃えて、この沖縄のキャンプ地、実はきのうも私家族連れまして――私は議会ですけれども――家族のほうはキャンプ地をめぐる非常に興奮をしたと、スタープレーヤーを目の当たりにしながら非常に興奮したと。毎晩のようにワイドショーやあるいはニュースなどから、キャンプを取り上げる番組が続いて、この温暖な沖縄が全国に発信をしていくという意味では、私たちも観光、これを契機にどんどんどんどん来ていただきたいなというような希望の話で本当は締めくりたかったんですけども、やはりこのことは申し上げなければいけない、この国の政権の変節ぶりであります。また、怒りを乗り越えてあきらめるばかりであります。沖縄を愚弄する発言が閣僚からどんどんどんどん飛び出してまいりました。基地負担に感謝、あるいはしんしゃく、「甘受」に続き、「方便」発言であります。無責任にもほどがあります。「方便」で片づけられて沖縄の将来が決定づけられてしまっただけのものではない

というふうに思っています。こうした発言は、やはり沖縄に関する知識が乏しいのかなと思ったりもするんですが、この基地問題の諸相も知らないゆえに発する本音を露呈したものだというふうに言えます。余りにも理不尽であります。希望から失望への責任は大きい。沖縄からすべての米軍基地を撤去せよの県民の怒りは、もうすぐそこまで来ていることをこの政権は知るべきであろうと思いながら、質問に入りたいというふうに思います。

まず最初に、1、新たな沖縄振興法の政府への提言に関してであります。

沖縄振興計画が大きな節目を迎え、次年度が最終年度であります。これまでの振興計画を検証し、現振興計画にかわる新たな振興計画をどう構築するか、そして豊かで活力あふれる沖縄県をどう描き実現するか、県民全体で英知を結集し実りある成果を得たい振興計画でなければならないというふうに思います。そのためにもこれまでの本県の置かれた地理的・歴史的背景、基地の過重負担などをあわせ持って考えても国の役割、この国の責任を明確に求め、完成しなければならないものだというふうに考え、以下質問を行います。

(1)、2011年度で沖縄振興特別措置法の期限が切れるが、現行の沖振法にかわる新たな振興法に求める制度の特徴は何か。

(2)、新たな制度を求めるに当たっては、本県がこれまで実現できなかった自立経済に向け大きな飛躍を打ち出していくものであり、しっかりと国の責任においてなすべきと明確に位置づけるよう臨むべきであります。県の見解を伺います。

(3)、軍用地の跡地利用は最重要であります。その手法や期限といった枠組みをどう位置づけるかの法制度は絶対不可欠であります。どう取り組むのか伺います。

(4)、昨年策定した21世紀ビジョンを実現するために、各分野での課題をどのように盛り込んでいくか伺います。

(5)、制度の内容は市町村や関係団体への説明は行ったのか。その際、意見や要望等はどのようなものであったのか。そしてまたどう反映するか伺います。

次に2番目ですが、爆音が激化する米軍嘉手納基地の運用に関してであります。

米軍嘉手納基地所属の米戦闘機F15、訓練移転中も含め外来機などの飛来に負担軽減の実態が見えてきません。騒音被害は増すばかりであります。基地周辺自治体と交わした騒音防止協定は、なし崩し状態であり

ます。その上、パラシュート降下訓練をも強行してきました。こうした嘉手納基地の航空機の騒音被害、基地の運用のあり方などを問う第3次嘉手納爆音訴訟の提訴に向け、周辺住民2万2000人余りが今準備を進めています。周辺市町村の15人に1人が参加したことになります。基地を提供しながらやりたい放題の米軍に口を挟まぬ日本政府に対する我慢の限界を超えたあかしであり、過重負担を追わせ続けられている県民の怒りであります。

米軍嘉手納基地の運用について、以下質問を行います。

(1)、負担軽減は名ばかり、米海兵隊岩国基地所属のF A18ホーネット戦闘攻撃機や米アラスカ州アイルセン基地所属のF16戦闘機やF22戦闘機など外来機が飛来し、騒音の激化に住民の被害は深刻である。被害実態をどう把握しているか。また、どのような対策をなし、政府はどのような対応をしているか伺います。

(2)、騒音防止協定は形骸化をしています。協定遵守及び負担軽減を迫るべきであります。沖縄政策協議会負担軽減部会での嘉手納基地に関してどういうことを求めたか伺います。

(3)、米軍嘉手納基地の周辺住民が米軍機の騒音による精神的苦痛などを訴え、米軍機の夜間・早朝の飛行をとめようと提訴に向け準備を進めている第3次嘉手納爆音訴訟は、原告数が2万2000人を超えることが確実となった。その背景にあるのは、過去2回の高裁判決で違法認定された騒音が一向に改善されず、騒音防止協定の実効性がない現状への怒りのあかしである。県の見解を伺います。

(4)、2月16日、周辺自治体・住民の抗議にもかかわらずパラシュート降下訓練を強行した。基地使用に関する日米合意（S A C O合意）を全く無視した行為であり、断じて許されない。またこのことは07年に外務省と例外措置を設け、県、当該市町村にも説明もないまま約束を取り交わしたとする報道があった。事実であれば言語道断である。そのことも含め見解を伺います。

3番目に、地域を支える産業の育成と創出に関してお聞きをいたします。

自立経済の構築には、仕事づくり、働く場の創設などが重要な一つだと認識をしております。本県の企業誘致の取り組みには、企業が腰を据え、仕事のしやすい魅力のある条件でなければなりません。また、中小企業はこれまで本県の経済発展に大きく貢献してきました。もともと足腰が弱い上に経済不況の影響をもろに受けやすい中小企業の支援のあり方も再検討が必

要ではないかと思えます。また、中小企業の活路の一つである県産品の販路開拓、物流対策事業は中国への市場開拓へは大きく展開をでき、戦略であると思えます。多くの企業の参加の機会を創設すべきでありまして、また本県の歴史・風土から織りなす伝統工芸は、観光や民俗学習にもその役割は大きいものがあります。先人たちの自然と共存しながら、伝え受け継がれてきた伝統工芸をさらに発展の道筋にするには、後継者の育成や販路の確保が求められます。

これらの施策について、以下お聞きをいたします。

(1)、企業立地促進の施策を伺います。

(2)、知的所有権、産業財産権等の情報提供及び有効活用の促進、取得支援の具体的施策について伺います。

(3)、販路開拓と物流対策は県産品の中国市場拡大ではマーケティング調査、プロモーション事業は大きな戦略だと感じます。参加する企業や販売店の拡大などが望まれると思うが、具体的な施策を伺いたいと思います。

(4)、県単融資事業についてであります。中小企業の事業活動に必要な資金の円滑化を図り、県内中小企業の振興に寄与すると事業の目的は述べていますが、毎年のように執行率が悪い、法令、条件、規則等のハードルが高いのかどうか、どこに原因があるのか、融資制度要綱の見直しも必要ではないのか伺います。

(5)、本県伝統工芸産業の育成について、現状、後継者育成対策、販路の拡大などの支援策はどのように行われているか伺います。

4番目の観光振興に関してお聞きをいたします。

本県観光は、製造業や農林水産業など、他産業への波及効果は大きい総合産業であり、押しも押されぬリーディング産業であります。しかしながら、近年は景気低迷や円高の影響で国内や海外リゾート地との競合する中で、新たな沖縄観光の魅力づくり、誘客プロモーションの展開が求められようかと思えます。

その施策についてお聞きをいたします。

(1)、2011年度「ビジットおきなわ計画」案をまとめたとしているが、その概要について伺いたいと思います。

(2)、観光客650万人を目標としているが、量より質との声もあるようだがどうか伺いたいと思います。

(3)、観光客にまた来たいと思ってもらえるような取り組みは、受け入れ体制の充実を図り満足度の向上の施策も大事だと思うが、どのような取り組みで臨むか伺います。

(4)、外国人観光客入域者が増加傾向であり喜ばしい

ところであるが、国内広域連携との関連によるものなのか、あるいは県独自によるものなのか伺います。

(5)、沖縄本島・離島間の修学旅行について、運賃やコストの面がかなりの壁となって実現に厳しいようですが、修学旅行の助成支援の方法はないか伺います。

5番目の医療福祉に関してお聞きをいたします。

病院事業においては、平成21年度から平成23年度までの3年間を「経営再建期間」と位置づけ、「経営再建計画」を策定し、国の公立病院特例債の活用、一般会計からの支援強化、経営努力等によって各病院の経営改善がなされ、良好に推移していることは評価するものでありますが、しかし、産婦人科や小児科など医師不足の不安要因は依然解消されていない状況であり、医師や看護師等の過重勤務が懸念をされます。本県の地域医療を担っている県立病院の果たす役割は大きく、患者や利用者の視点に立った医療の確保をどのように保つのかお聞きをいたします。

(1)、行革プランで23年度までを「経営再建期間」とした。独法化も含めて検討するとしたが、23年度ではどのように対応をするのか伺います。

(2)、県立病院の医師不足は慢性的な課題である。医師確保に向けての取り組み状況を伺う。

(3)、こども医療センターの7対1の看護体制が実施され、離職者も減っていると聞きます。どう評価しているか伺います。

(4)、県立中部病院での7対1の看護体制が実施されるが、患者や利用者の視点に立った医療が保たれるためには何名の定数増が必要か。

(5)、県内の救急病院がベッド満床などを理由に消防からの救急搬送受け入れ要請を拒否するケースが急増していると聞きますが、その実態と対策について伺います。

(6)、消防からの救急搬送要請拒否をなくするには、利用する県民の意識改革も必要だと思うがどうか伺いたいと思います。

(7)は、障害者権利条例の制定についてであります。

障害の有無にかかわらずすべての人の尊厳が保たれる社会づくりの促進に関する条例、障害者権利条例制定について県の見解を伺います。

(8)、以下は高齢者福祉についてお聞きしますが、高齢者を取り巻く状況には数多くの課題があります。今なお孤独死を遂げる実態が挙げられます。人生の終えんをだれからもみとられることなく閉じていくのは余りにもわびしいことであります。死後かなりの日数を経てからしか気づかないといった地域の希薄さも指摘をされます。そうならないような人と人が支え合う

地域づくり、高齢者が安心して暮らせる環境づくりが望まれます。また、介護を必要とされたとき、必要な介護が受けられる施設の充実も図らなければなりません。

高齢者福祉対策について、以下伺います。

(8)番、健康福祉社会の実現に向け、高齢者が楽しく愉快地安心して生活できるシステムを再構築するしていますが、具体的な方策を伺いたい。

(9)、人と人とのつながり、ともに支え合うユイマール社会の構築に向けての施策の展開はどのようなものか、効果的な事例が行われているのか伺います。

(10)、地域密着型介護老人福祉施設の整備状況について、介護保険制度が目指すものは、いつまでも元気で暮らし、たとえ介護を必要とすることになっても住みながら地域で尊厳を保持してその人らしく暮らすことができるような地域を構築していくものであると考えます。介護を必要としている人が入所できるよう施設の充実整備が必要であります。この整備状況について伺いたい。

6番目、教育行政に関してお聞きをいたします。

学校経営においては、時代や時折々の求めに即した経営環境を整え、望ましい教育環境づくりは行政の最大の責務であります。本県の教員定数内の正規教員率の問題、地域運営校等対応が求められてまいります。また、新石垣空港建設予定地で発見されました古代の人骨は、学術的には大きな価値があるとしています。これらの施策についてお聞きをいたします。

(1)、教員定数内の正規教員率が沖縄県は83.1%で全国平均の93.7%より10ポイント以上で、臨時教員の割合が全国の中で高い。県教育庁は、定数内の臨時の数字を本務採用に進める方針であるが、具体的な施策について伺います。

(2)、コミュニティースクールについて、この制度は住民が参加する学校運営協議会が授業内容や教員人事を承認し、地域の特性を生かした学校づくりをするのがねらいとしています。どのような見解か伺いたいと思います。

(3)、約2万年前の人骨が発見されました新石垣空港建設予定地の「白保竿根田原洞穴」では、今度は2000年前から4000年前の人骨が新たに発見されたとしています。どう評価しているか伺います。

(4)は、少々訂正をお願いしたいと思います。「同じ層で」とくだりがございますが、「層」を消していただきたいと思います。同じ場所、洞窟により各時期の違う化石の発見はどのように評価されるのか伺いたいと思います。

環境行政に関してお聞きをいたします。

豊かな自然環境、地域環境の保全、持続可能な循環型社会の実現は環境への負荷を低減することにあります。一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化やリサイクルに関する県民意識の高揚を図ることも重要であります。本県の目指す環境共生型社会の構築に向けた施策を伺います。

(1)、本県のごみの再資源化の取り組み状況、リサイクル率はどのようにになっているか伺います。

(2)、生ごみ、剪定木などの肥料として土に返す、地力アップにもつながり、農産物の生産性向上が図られます。その取り組みについて伺います。

(3)、海岸漂着ごみの現状とその対策について伺います。

8番目、警察行政に関してお聞きをいたします。

政府広報や行政広報、ラジオ、テレビ、新聞などの呼びかけなどにもかかわらず、一向になくなることがない詐欺行為。次から次へと手を変え品を変えと巧みに人の心をもてあそび、お金をだまし取る、卑劣きわまる詐欺の犯罪。また、警察はもちろん行政、地域のこれもまた呼びかけにも馬耳東風のごとき改善されない飲酒運転、この不名誉の記録更新には心を痛める県民も少なくないはずです。

これらの対策について、以下伺いたいと思います。

(1)、オレオレ詐欺、架空請求などの振り込め詐欺が後を絶たない。最近では銀行員を装い、直接出向き、キャッシュカードをだまし取り現金を引き下ろす犯行が増加しているとのことですが、本県の現状と対策について伺います。

(2)、飲酒運転根絶条例を制定したにもかかわらず、人身事故発生件数に占める飲酒絡みの構成率が全国ワーストを更新したと伝えられた。いま一度の県民ぐるみの運動の取り組みが必要である。対策について伺います。

9番目の平和行政に関してお聞きをいたします。

(1)、平和を祈る歌「さとうきび畑」の歌碑建立についてであります。

「ざわわ、ざわわ」の歌詞で知られる「さとうきび畑」の歌は、1967年に沖縄県で誕生をいたしました。作者故寺島尚彦さんは、沖縄のさとうきびの土の下にいま埋もれたままの戦没者たちの魂に揺り動かされるようにこの作品を書き上げたとしています。彼の意を継ぎ、非戦の誓いを胸に全国各地でコンサート活動を展開していくとのことであります。平和への祈りを沖縄からとわに発信し続けるために「さとうきび畑」の歌の碑を、去る大戦の米軍上陸の地、読谷村に建立

するプロジェクトが挙がっています。県の見解を伺いたい。

(2)、戦争遺跡の保存・活用についてであります。

県内には整備されず放置されたままの戦争遺跡が数多くあります。これらを整備し、戦争の悲惨さを後世へ語り継ぐものとして、また学習の場としての保存・活用がされるべきです。その施策についてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの仲宗根悟君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の仲宗根悟君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根悟議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、新たな沖縄振興法の政府への提言についてという御質問の中で、新たな振興法に求める制度の特徴と国の責任の位置づけについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。1の(1)と(2)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

21世紀ビジョンにおける議論や沖縄振興計画総点検結果で示された成果と課題を踏まえて離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、そして若年者の比率が高い潜在力、成長著しい東アジアの中心に位置する優位性などを最大限発揮することにより、自立型経済の構築や県民福祉の向上が図られる制度が必要と考えております。

このため、競争力の高い税制優遇による経済特区、そして離島定住支援、また交通・物流コストの抜本的軽減など沖縄県の地域特性を踏まえた特徴的な制度を検討しているところでございます。あわせて、これらの施策につきましては、沖縄の持つ歴史的、地理的、そして自然的、社会的な特殊事情を踏まえまして、沖縄振興に関する国の役割ないし責務として対応することを求めてまいりたいと考えております。

次に、地域を支援する産業の育成に係る御質問の中で、企業誘致の施策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、経済特区における税制優遇措置等の活

用を初め情報通信関連産業の集積拠点としてのIT津梁パーク事業や初期投資軽減のための賃貸工場の整備など多くの県独自の支援事業も実施し、計画的な企業誘致を進めているところでございます。また、精力的に企業訪問や各種企業誘致セミナーを実施してきた結果、約10年で242社の立地と1万8712名の雇用創出につながっているところでございます。この実績をさらに伸ばせるように、引き続き企業ニーズに沿った魅力ある投資環境の整備と国内外へのPRを強力に進めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興に係る御質問の中で、2011年度「ビジットおきなわ計画」の概要についての御質問にお答えいたします。

2011年度の「ビジットおきなわ計画」では、入域観光客数650万人、うち外国人40万人、観光客1人当たりの県内消費額7万円、観光収入4550億円を目標値として設定することを検討いたしております。

具体的には、「外国人観光客誘致の強化」、そして「付加価値の高い旅行の促進」、そして「新規市場の開拓」、「受入体制強化による満足度の向上」の4つを基本的戦略として目標の実現に取り組んでまいります。特に、外国人観光客の増加に向けて航空会社へのトップセールスやチャーター便に対する支援などを実施するとともに、欧米、ロシア、そして東南アジアなどの新規市場における誘客活動を強化してまいり所存でございます。

次に、医療福祉に係る御質問の中で、平成23年度の県立病院改革への対応についての御質問にお答えいたします。

平成23年度においては、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、平成22年度における経営再建計画に沿った経営全般にわたる改革の取り組みの成果を引き続き検証することといたしております。

なお、病院事業の経営形態につきましては、経営再建検証委員会により平成23年度決算の検証結果も参考にして最終的に判断することといたしております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興法の政府への提言についての御質問の中で、跡地利用に関する新たな法制度についてお答えいたします。

県の求める跡地利用に関する新たな法律におきましては、沖縄振興費と別枠での予算確保と行財政上のさ

まざまな制度・施策の実施、中南部都市圏の跡地における国の責務による事業実施主体の確立と国費による事業実施、地主への給付金支給期間の延長などのほか、早期の跡地整備を図るために、返還前からの基地立入調査の実施や汚染等の原状回復措置の徹底等の制度を盛り込んでおります。現在、制度の細部について国との協議を行っているところでありますが、県の要請した内容が新たな法律に盛り込まれるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

同じく新たな沖縄振興法に関連をして、21世紀ビジョンの各分野での課題についてお答えします。

新たな法律に盛り込むべき制度の検討に当たっては、21世紀ビジョンにおける議論や沖縄振興計画総点検の成果と課題を踏まえて、県民が求める5つの目標分野ごとに政策課題を整理するとともに、基地跡地や離島など国の責務に基づく解決が必要な4つの固有課題についても明らかにしたところであります。このことを踏まえ、各分野ごとの制度内容を例示しますと、自然・環境・文化に関しては、「自然環境の保全・再生支援制度」や「沖縄文化振興及び産業創出・育成制度」、安全・安心については、「新たな子育て支援制度」、産業・雇用においては、「国際観光推進制度」、新たなリーディング産業育成に向けた「国際物流経済特区」、「沖縄型雇用促進税制」、人材育成に関しては、「国際性に富む人材育成留学制度」などについて現在検討・調整を進めているところであります。

同じく新たな沖縄振興法に関連をして、新たな制度に関する市町村等への説明状況等についてお答えします。

新たな制度につきましては、昨年12月に取りまとめた「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）概要」をもとに、県内すべての圏域での意見交換会の開催や県ホームページへの掲載等により周知と意見募集を図ってまいりました。その結果、市町村や経済団体等から産業振興、子育て・福祉・医療、離島振興などの分野において多数の御意見が寄せられております。寄せられた御意見につきましては、制度案の内容の検討作業を進める中でその趣旨が可能な限り反映されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 嘉手納基地の運用についての御質問の中で、嘉手納における騒音被害実態の把握、対策、政府の対応についてお答えいたします。

県は、関係市町村と連携し、毎年度嘉手納飛行場周辺における航空機騒音調査を実施し、その実態を把握しているところでございます。平成21年度の測定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺の15測定地点中9地点でうるささ指数が国が定める環境基準値を超過しております。

県は、これまで嘉手納飛行場周辺における航空機騒音の軽減について、機会あるごとに日米両政府に対し強く要請してきており、去る2月7日から9日にかけて軍転協を通じ航空機騒音規制措置の厳格な運用などによる航空機騒音の軽減を日米両政府に対し求めたところであります。

去る1月20日、防衛省から日米合同委員会において、航空機訓練移転のグアム等への拡充について合意がなされた旨の発表がありました。今回示された訓練移転の拡充につきましては、負担軽減につながるか、今後地元市町村とも連携し十分に精査していきたいと考えております。

次に、騒音防止協定の遵守及び負担軽減を迫ることと負担軽減部会での要求についてお答えいたします。

県は、昨年9月に開催された第1回米軍基地負担軽減部会において、航空機騒音に対する具体的かつ実効性のある対応策、住宅防音工事の対象区域の拡大などを求めました。また、去る1月25日に開催された第2回負担軽減部会においては、航空機訓練移転のグアム等への拡充について具体的かつ実効性のある訓練移転となるよう求めたところであります。

県としては、今後ともあらゆる機会を通じ、航空機騒音の軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、第3次嘉手納爆音訴訟についてお答えいたします。

嘉手納飛行場周辺における航空機騒音をめぐっては、これまで2次にわたる訴訟において騒音被害を認める司法判断が下されております。今回、新たに嘉手納飛行場の航空機騒音に関する訴訟が提起されることについては報道により承知しておりますが、依然として目に見える形での負担軽減が図られているとは言えない嘉手納飛行場の厳しい騒音実態を示すものであると認識しております。

次に、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

県は、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、米軍を初め関係機関に対し嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練の中止を強く要請してきました。それにもかかわらず米軍が同訓練を実施したことは、周

辺住民を初め県民に多大な不安を与えるものであり、まことに遺憾であります。

県としては、パラシュート降下訓練は、S A C O最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後とも嘉手納飛行場において実施することがないように日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 地域を支える産業の育成と創出についての中、産業財産権の情報提供、有効活用及び取得支援の具体的施策についての御質問にお答えします。

特許や商標等の産業財産権の活用につきましては、中小企業等の競争力強化や地域産業の活性化につながるため、沖縄県では産業財産権の創造・保護・活用に向けた総合的な支援を行っております。

具体的には、社団法人発明協会沖縄県支部に設置しております沖縄県知的所有権センターに専門アドバイザーを配置し、特許情報の利活用や技術移転等に関する支援を行っております。また、産業財産権に関する講習会を実施するとともに、産業まつりにおいてすぐれた発明等を表彰することにより産業財産権制度の普及啓発に努めております。

同じく地域を支える産業の育成と創出についての中、県産品の中国市場拡大に向けた施策についての御質問にお答えします。

県産品の中国市場拡大を図るため、これまで沖縄県では物産展や商談会などへの取り組みを通じて中国市場を目指す企業を支援しております。また、平成22年度から中国においてテスト販売を中心とするマーケティング調査やバイヤー招聘を実施するとともに、県産品の販売促進プロモーションを展開し、県内企業が中国市場を開拓する上での指針となる戦略を取りまとめる「県産品中国市場拡大戦略構築事業」を実施しております。本年度のテスト販売では、深圳と上海において現地の輸入卸問屋や高級スーパー3社との連携を図りながら、黒糖やレトルト食品などの県産品を店頭において中国の消費者にアピールしてまいります。なお、平成23年度は対象地域を広州、北京、成都、マカオに広げテスト販売店舗をふやしていくとともに、中国市場を目指す県内企業に広く呼びかけ、参加企業を拡大して実施していく予定であります。

同じく地域を支える産業の育成と創出についての中、県融資制度執行率低下の原因等についての御質問

にお答えします。

最近の県融資制度の執行率の低下については、金融円滑化法や景気対応緊急保証制度の効果により、全国と同様に県内中小企業者の資金需要が大分落ちついてきたことがその要因となっております。そのほか、中小企業セーフティネット資金等の融資枠が一定程度確保されていることも要因として考えられます。

県融資制度の利用促進に当たっては、今後とも中小企業者に対し各資金の周知を図るとともに、資金ニーズを踏まえた融資期間の延長や融資条件の緩和を含め、融資制度要綱の見直しを図っていきたいと考えております。

同じく地域を支える産業の育成と創出についての中の、伝統工芸産業の現状と支援策についての御質問にお答えします。

本県伝統工芸産業の現状は、全国的な需要の低迷、県外や海外からの安価な類似工芸品の流入、産地における生産従事者の高齢化など厳しい状況にあります。

本県工芸産業の生産額は、昭和57年度の57億5500万円をピークとして、その後増減を繰り返しながら、平成21年度は41億1000万円となっております。

後継者育成対策については、産地組合が実施する後継者育成事業に対して助成を行うとともに、工芸技術支援センターにおいても研修事業を実施し、これまで3684人を育成し、その中から伝統工芸士など本県工芸産業を担う多くの人材が生まれております。

また、販路の拡大については、市町村、産地組合と連携し、沖縄工芸ふれあい広場を開催するとともに、首都圏や県外での展示会支援などを実施し、県産工芸品の宣伝普及に努めております。

観光振興についての中、沖縄観光の量と質についての御質問にお答えします。

沖縄観光の持続的な発展には、入域観光客数の増加と付加価値の高い旅行の促進や人材育成の強化などによる質の向上が重要と考えております。

平成23年度の「ビジットおきなわ計画」では、外国人観光客の誘致強化に向けて取り組むとともに、全国エイサー大会などのイベントを拡充し、新たな市場の開拓に努めてまいります。また、MICEの誘致強化や医療・文化・スポーツ等を活用した新たな観光メニューの創出に取り組み、付加価値の高い旅行を促進してまいります。さらに、外国人観光客に対応できる観光ガイドの育成や観光案内サインの拡充等に取り組み、安全・安心な沖縄観光を確立してまいります。これらの施策の展開により量的な確保を図りつつ質の高い観光地の形成に向けて取り組み、目標の達成に向け

て努力してまいりたいと考えております。

同じく観光振興について、観光客の満足度向上に向けた受け入れ体制の充実についての質問にお答えします。

沖縄観光の満足度を高めるためには、空港、港湾、道路等の交通インフラ、さらには沖縄らしい景観、観光施設等の受け入れ基盤の整備はもとより、観光客を心よく迎える県民のホスピタリティーの向上や観光に携わる者の接客・接客体制の充実が重要と考えております。

このため、関係部局と連携した受け入れ基盤の整備とあわせて「めんそーれ沖縄県民運動」の推進、「観光人材育成センター」を活用した研修の実施、観光タクシー乗務員認定制度の推進及び小学校における観光教育教材による観光教育の推進等を行っております。また、ITを活用した外国人観光客への情報提供やコールセンターによるサポート、多言語表記の観光案内板の設置などを行っております。各種アンケート調査なども参考にして、今後とも観光客の満足度向上のため、受け入れ体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく観光振興について、外国人観光客誘致についての御質問にお答えします。

外国人観光客の誘致については、財団法人沖縄県産業振興公社及び沖縄観光コンベンションビューローの海外事務所などの活用を図るとともに、日本政府観光局と連携しながら、基本的には県独自で取り組んできたところであります。しかしながら、昨年の上海万博においては九州7県と連携して観光PRを行ったところであり、今後とも県独自による取り組みを基本にしながら、ビジット・ジャパン事業での広域連携や他府県との共同プロモーションの実施についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは観光振興についての御質問で、沖縄本島と離島間の修学旅行についてお答えをいたします。

小中学校の修学旅行は、県の「公立小学校・中学校の修学旅行実施基準」に基づき実施されております。本島から離島への修学旅行については保護者の負担となりますが、「要保護」、「準要保護」世帯の児童生徒へは旅費のほとんどが支給されます。また、離島から本島への修学旅行については、「へき地児童生徒援助費等補助金」の「高度へき地修学旅行費」によって

旅費のほとんどが支給されます。

県教育委員会としましては、本島内の児童生徒が離島の豊かな自然やすばらしい文化に触れる機会が持てるよう奨励するとともに、どのような支援ができるかも含めて市町村教育委員会等と情報交換をしてみたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、臨時教員の本務採用の方針についてお答えいたします。

文部科学省が公表した「公立小・中学校の正規教員の割合」については、全国平均が93.7%に対し、沖縄県では83.1%と全国平均と10%以上の差があります。

臨時的任用教員の割合が高い要因につきましては、学級担任等の基本的な教職員定数とは別に習熟度別指導等で特例的に措置されている加配定数について、沖縄県では臨時的任用教員で対応しているためと考えております。加配定数については、文部科学省の裁量によって決定されており、また、年度ごとに変動するため、臨時的任用教員で対応してきたところであります。

今後は、正式任用教員で対応できるよう努めていきたいと考えております。

採用者数については、小学校が平成22年度は109名、平成23年度は250名の予定で141名の増、中学校が平成22年度は41名、平成23年度は108名の予定で67名の増となっております。

今後については、児童生徒数の増減等に伴う教職員定数や退職者の数、定数改善計画などの国の動向、他県の状況等を踏まえながら、当分の間、平成23年度と同程度の採用数となるよう、臨時的任用教員の割合の改善に向けて年次的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ・スクール制度への見解についてお答えいたします。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、学校、家庭、地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことをねらいとしております。

平成22年4月現在、全国では31都府県629校が指定を受けており、校種別の内訳及び実施率は幼稚園が36園で0.3%、小学校428校で1.9%、中学校157校で1.5%、高等学校3校で0.1%、特別支援学校5校で0.5%となっております。このうち、指定の多い教育委員会は、京都市162校、岡山市80校、出雲市49校となっております。

県教育委員会としましては、学校、家庭、地域社会が一体となってよりよい教育、望ましい教育の実現に

向けて取り組むことは重要であり、その制度の導入については、学校運営に係る選択肢の一つであると考えております。実施に当たっては、国や他都道府県の動向を注視するとともに、学校、保護者、地域で制度の理解を深め、そのニーズやコンセンサス等を踏まえ、学校や市町村教育委員会の要請に基づき適切に対応していきたいと考えております。

次に、新たに発見された人骨及び各時期の化石発見の評価について一括してお答えいたします。

白保竿根田原洞穴から出土した人骨は、骨から直接に年代を測定した結果、約2万年前の国内最古の人骨であることが確認され注目されました。さらに、今回の発掘調査により新たに2000年から4000年前の人骨が、約2万年前の人骨が見つかった地層よりも上に堆積した地層から発見されました。そのことは、同じ場所に時代を超えて長い期間にわたり人が住んでいたことを裏づけるものであり、本洞窟及び周辺環境が人間の居住空間として適していたことを物語っております。このような異なる時期の人骨や土器などさまざまな遺物が出土する遺跡は非常にまれであり、考古学、人類学などの分野において極めて高い学術的な価値を有しています。

白保竿根田原洞穴遺跡は、石垣島の歴史はもとより、我が国の人類史研究の上からも大変重要な遺跡であると考えております。

次に、平和行政についての御質問で、戦争遺跡の保存・活用等についてお答えいたします。

戦争遺跡は、沖縄戦の実相を語り伝えるものであることから、その保存・活用を図り、後世に継承することは大変重要なことであります。現在、南城市糸数のアブチラガマ、南風原町の陸軍病院壕、読谷村のチビチリガマなど10数カ所が県内外の小・中・高校生の平和学習の場として活用されております。

県立埋蔵文化財センターにおいては、平成22年度から5カ年計画で主要な戦争遺跡の確認調査を実施し、文化財指定に向けて取り組んでいるところであります。

県教育委員会としましては、戦争遺跡の文化財指定に向けて市町村教育委員会と連携するとともに、戦争の悲惨さ、命のとうとさ等を学び、国際社会の平和に寄与できる人づくりの場として保存・活用等が図られるよう努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療福祉についての

御質問の中で、医師確保の取り組みについてお答えいたします。

病院事業局では、臨床研修による医師養成、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業による医師招聘など、あらゆる手段を講じて医師の確保に努めているところであります。

次に、7対1看護体制実施の評価についてお答えいたします。

南部医療センター・こども医療センターでは、7対1看護体制が実施された結果、一人一人の患者のケアに当たる時間がふえたこと、1人当たりの夜勤回数が減少したこと、新人の指導、サポートに当たる時間がふえたこと、患者からはナースコールの対応が早くなったなど評価する声が上がっています。

また、普通退職者数、離職率については、平成20年度は47名で12%、平成21年度は23名で5.6%、平成22年度見込み数は20名で4.2%と減少してきております。

次に、中部病院の7対1看護体制の実施による増員数についてお答えいたします。

急性期の患者に対する看護の質の向上や患者家族への手厚い看護サービスの提供が図られることから、中部病院で看護師93名を増員し、7対1看護体制を実施するものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療福祉についての御質問の中の、救急搬送受け入れの実態及びその対策についてお答えいたします。

昨年末ごろから沖縄本島南部地域において救急搬送件数が増加するとともに、各救急病院が満床状態となり、救急搬送受け入れの厳しい状況が発生しました。その要因は、気候の急激な変化の中で、発熱などによる高齢者の救急搬送件数が増加したものと考えております。

県におきましては、このような状況を受け、これまで3回の緊急会議を開催し、救急病院間の空きベッド情報の共有化を図ることにいたしました。また、救急病院以外の各医療機関に対し軽症患者の受け入れを依頼するとともに、マスコミを通じて県民に対し「手洗い、うがいの励行」、「かかりつけ医の受診」を呼びかけました。

なお、受け入れが厳しい状況下の中でも、医療機関の努力によって最終的にはすべての救急患者を受け入

れており、現状においては各救急病院とも平常に戻りつつあります。

次に、県民の意識改革についてお答えします。

救急搬送においては軽症患者の搬送も多く見受けられます。このことから県におきましては、安易な救急車の使用を控えるなど適正な救急の活用について普及啓発を行っていきたいと考えております。さらに、日ごろからの体調管理等注意喚起を促すとともに、かかりつけ医の活用推進を呼びかけていきたいと考えております。

次に、障害者の権利条例の制定についてお答えします。

沖縄県では、障害者が真に地域社会の一員として平等に暮らし、自立し安心して生活することができるように障害者の権利擁護を推進するため、第3次沖縄県障害者基本計画に基づき障害者施策に取り組んでおります。

障害者の権利条例の制定につきましては、国における障害者基本法等の改正動向を踏まえ、当事者団体等との意見交換を行い取り組んでまいります。

次に、高齢者が楽しく愉快に安心して生活できるシステムについてお答えします。

沖縄県では、「高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が健やかで生き生きと住みなれた地域で暮らし続けることを支援する施策・事業を実施しております。

具体的には、地域包括支援センターを中核とする介護予防と健康づくりの推進のほか、多様な住まい方の支援、高齢者虐待防止を含む権利擁護及び社会参加の促進としてかりゆし長寿大学校事業やねんりんピック選手等派遣事業などに取り組んでおります。

県としては、平成23年度に同計画の見直しを行うこととしており、今後とも市町村や関係機関等と連携しながら、高齢者が健やかで生き生きと暮らしていくための条件整備に努めてまいります。

次に、ともに支え合うユイマール社会の構築に向けての施策の展開と効果的事例についてお答えします。

近年、少子・高齢化、生活様態の多様化などにより地域住民のつながりの希薄化が進んでおり、地域におけるきずなの再生は喫緊の課題であると認識しております。これらの課題については、市町村や社会福祉協議会、自治会など住民に身近な団体が主体となり、支え合い体制を構築していくことが重要であると考えます。

県においては、それらの担い手を育成するための人材育成や民生委員・児童委員の活動を支援しているところであり、また、地域の支え合い活動を強化する観

点から、平成23年度において、きずな再生に取り組む民間団体等に対し助成することとしております。効果的な事例としましては、高齢者の孤立化を防ぐため、自治会や地域の社会福祉協議会を拠点とした触れ合い活動、配食サービス、買い物支援などがあります。

次に、地域密着型介護老人福祉施設の整備状況についてお答えします。

施設の整備については、第4期沖縄県介護保険事業支援計画において、5施設141床を整備することとしております。現在、1施設29床が整備されており、残り4施設112床については平成23年度末までに整備されることとなっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 環境行政の御質問の中で、ごみの再資源化の取り組み状況及びリサイクル率についてお答えいたします。

本県における廃棄物の再資源化については、一般廃棄物は、市町村において資源ごみの分別回収や剪定木等の堆肥化などの取り組みが行われております。また、産業廃棄物については、産業廃棄物リサイクル施設の整備促進を図るための補助制度を平成18年度に設けるとともに、リサイクル製品の利用拡大など再資源化の推進に取り組んでいるところであります。しかしながら、本県のリサイクル率については、第二期沖縄県廃棄物処理計画の目標値と平成21年度の実績――速報値でございますが――を比較しますと、一般廃棄物の目標値22%に対し実績は13.7%、産業廃棄物は目標値50%に対し48.8%となっており、いずれも目標値を達成できていない状況にあります。県としましては、今後ともより一層のリサイクル率の向上のための取り組みを強化していきたいと考えております。

同じく環境行政に関連して、海岸漂着物の現状と対策についてお答えいたします。

県内の海岸には、国内外からの発泡スチロールや漁具、流木等が漂着し、自然環境や海岸景観の悪化を招き、その量は平成21年度の調査で約8600立方メートルとなっております。そのため県では、国の地域グリーンニューディール基金を活用し、沖縄県海岸漂着物対策事業を実施しており、平成21年度に「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、県内のほぼ全域を回収事業の対象となる重点対策区域として指定しております。本年度は、同計画に基づき、漂着状況の詳細調査などを実施するとともに、まず石垣市、宮古島市及び多良間村の海岸において回収を実施いたします。さら

に平成23年度には、残る重点対策区域の回収処理等を早期に実施することとしております。

次に、平和行政についての御質問の中で、「さとうきび畑」歌碑建立についてお答えいたします。

沖縄県民は、さきの大戦で悲惨な地上戦の体験を通して命と平和のとうとさを肌身で感じており、世界の恒久平和を心から望んでおります。このようなことから、沖縄県としましては、平和の礎、沖縄県平和祈念資料館及び沖縄平和賞などを通して、平和を希求する沖縄県民の心を県内外へ発信しております。

米軍の沖縄本島上陸が始まった読谷村に、平和への祈りが込められた歌「さとうきび畑」の歌碑が建立されることは、大変意義深いものであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 環境行政の中で、生ごみや剪定木などの堆肥化の取り組みについてお答えします。

県内の生ごみや剪定木等を原料とした特殊肥料の生産実績は、平成21年度で1479トンとなっております。

農地の地力向上を図るためには、堆肥等の有機質資材を投入し、土壌の団粒化や有用微生物の増加などを促進することが重要であります。そのため、県としては、家畜排せつ物に生ごみや剪定木等を加え堆肥化を促進するため、県内各地において畜産経営環境整備事業等により堆肥生産施設の整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 皆さん、こんにちは。

2月8日付で警察本部長に就任いたしました村田でございます。

安全・安心な沖縄の実現に向け、微力ながら全力で治安の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではお尋ねのありました本県における振り込め詐欺の現状と対策についてお答えいたします。

初めに、振り込め詐欺の現状についてお答えいたします。

本県におきましては、銀行員や警察官を装った受け取り型・手交型の手口によるオレオレ詐欺の発生はありません。振り込め詐欺の平成22年12月末現在の認知状況につきましては、認知件数12件、被害総額約526

万円であり、対前年比では認知件数マイナス41件、被害総額マイナス約1421万円と減少しております。

次に、被害防止のための対策についてお答えいたします。

県警察におきましては、振り込め詐欺の被害を防止するため、巡回連絡や防犯講話を初め防犯チラシの配布など、あらゆる警察活動を通じた広報啓発活動、警察本部に開設してある振り込め詐欺受信専用メールを活用した振り込め詐欺関連情報の集約・分析及び検挙、犯人グループの摘発や預貯金通帳、携帯電話の不正譲渡等の取り締まりなどに取り組んでいるところであります。

また、金融機関等関係機関・団体と連携いたしまして、窓口やＡＴＭ周辺での警戒強化や声かけなどによる注意の喚起、ＡＴＭ画面への注意喚起メッセージの表示、被害金額を最小限に抑えるためのＡＴＭ利用限度額引き下げの呼びかけ、振り込め詐欺被害防止のための「のぼり旗」の掲示やＤＶＤの放映、テレビ・ラジオ放送による注意喚起などにも取り組んでいるところであります。

昨年の発生状況につきましては、大幅に減少するなど一定の成果があらわれておりますが、県警察といたしましては今後とも銀行、郵便局、県民生活センター、防犯ボランティア等関係機関・団体と連携・協力するとともに、振り込め詐欺に対する県民の抵抗力や警戒心を高めるため、官民一体となった被害防止対策を推進していく所存であります。

次に、飲酒絡みの交通事故の発生状況と県民ぐるみの飲酒運転根絶対策についてお答えいたします。

初めに、飲酒絡みの交通事故の発生状況は、平成22年中の飲酒絡みの人身事故の発生件数が154件で、前年に比べ29件増加し、全人身事故に占める割合は2.37%で、平成2年から21年連続全国ワーストワンとなっております。飲酒絡みの死亡事故の発生件数は8件で、前年に比べ5件減少し、全死亡事故に占める割合は17.02%で平成7年から15年続いていた全国ワーストワンを昨年は脱しております。

次に、県民ぐるみの飲酒運転根絶対策の取り組みにつきましては、各自治体、地域の事業所、ボランティア等の関係機関・団体と連携して、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づく毎月1日の「飲酒運転の根絶運動の日」の取り組み、祭り、各種イベント会場や大型ショッピングセンター等多数の市民が集まる場所におけるチラシ配布やパネル展示活動、事業所等に対する「飲酒運転根絶活動マニュアル」を活用した飲酒運転根絶対策、大型ボードを活用した街頭での広報活動な

どの取り組みを実施しておりますほか、自治会、老人会や中小事業所等に警察官が出向いての交通安全教育、自治体、事業所、飲食店等と連携した「ハンドルキーパー運動」や各家庭での「飲んだらむカエル（迎える）運動」の促進、事業所等における就業前のアルコールチェックや飲酒運転根絶宣言書提出の促進、マスコミ等各種広報媒体を活用した広報啓発活動などを推進するとともに、昨年は飲食店に対する「飲酒運転ダメダメシール」の配布による二日酔い運転防止キャンペーン活動、米軍人等に対する飲酒運転に特化した交通安全教育など新たな施策を実施しております。

しかしながら、飲酒運転の根絶につきましては一朝一夕になし得るものではなく、県警察といたしましては今後とも飲酒運転の徹底した取り締まりはもちろんのこと、これまでの対策をさらに強化するほか、本年は運転免許取得年齢に達する高校生を対象とした飲酒運転に特化した交通安全教育を実施するなどあらゆる取り組みを行い、飲酒運転のない安全・安心な沖縄県の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 それでは順を追いまして再質問を行いたいと思います。

まず新たな沖縄振興法の政府への提言に関してでありますけれども、やはり私たちの未来を豊かで活力あふれる美ら島沖縄実現のためには、新たな振興法を勝ち取らなければいけないという気概はこれは執行部もそして私たち議員一同、同じであると思います。

国は新法制定の意向を表明し、そして法案策定に向けての国との調整作業を県は進めているんだというようなことであります。まさにこの振興法が県の主導のもとで決定されるようにというこれだけの制度を政府へ求めるわけですから、これはもう壁やハードルはまた高く、厚く、大きいものがあろうかと思うんですが、やはり21世紀ビジョン実現のためにも不退転の決意を持って臨まなければならないというふうに考えるわけですが、どういう姿勢で臨まれるのかその決意をまず伺いたいというふうに思います。

2番目の嘉手納基地の運用に関して2点ほどお聞きをいたしますけれども、グアム訓練移転をしてその後の注視をしたいというような公室長の答弁でございましたけれども、この嘉手納基地所属のF15戦闘機は訓練移転中にもかかわらずまた別の外来機が飛来をして、そして訓練名目でまた居座るとそういった状況、そういったぐあいで負担軽減の実態が見えないという

のが過去から今までの状況なわけでありますよ。周辺住民の生活破壊はもうこれは深刻な問題なんです、状況なんですよ。

そしてもう一つは、そのパラシュートの問題ですが、これはかつては読谷村の補助飛行場のほうに訓練地がございましたけれども、伊江村のほうに移ったという経緯をたどっているわけなんです。読谷村では御承知のとおり、トレーラーをパラシュートからつるして落として、当時小学校4年生の女の子が、お母さん、家に落ちるよと呼びかけながら叫びながら犠牲になったという事例が大きく取り上げられていますけれども、そのほかにも丸太ん棒、角材をつるした落下傘が落ちてきて屋根をぶち抜いて台所で夕食を準備している——幸いにして人命には至らなかったものの——こういったことが起こっているわけですね。演習前に風の方向を見るテストで4キロの鉛をつるしたパラシュートが風に流されて民家の庭先に落ちると、こういった被害が随分あるわけですね。そしてパラシュートが降下をしようとするその兵士のヘルメットが今度はお出勤途中の車の真ん前に落ちるとか、こういった事故をどんどん繰り返してきたわけなんです。やはり沖縄ではもうこのパラシュート降下演習をする場所はないんだと、狭いんだというようなことをぜひ認識をさせていただきたいんですよ。これは読谷村もしかり、そして伊江村でもしかりですよ。ターゲットから随分外れて農耕地のほうの施設外へ落ちてみたり、そういうふうなのが随分あるわけです。今回も海に落ちてはさあ大変というような意味で、天候の理由をつけてこの嘉手納飛行場のほうに移したというようなお話なんですけれども、本当に沖縄にはこのパラシュートを落とす場所はないんだと、演習地はほかにどうぞ本国に持って行っていただきたいというような強い要請といいたししょうか、迫る、そういう気概もほしいなというように思うわけです、この嘉手納基地の運用のあり方にはですね。ぜひ政府へ強く迫るべきだというふうに思いますが、この点お聞きしていかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

あと1点、3次の嘉手納爆音訴訟についてですけれども、33万人の周辺に暮らす方々、市民、村民、町民がいるわけですが、その中で2万2000人を超えたというこの原告の数に私は非常に全国の皆さんの注目が集まっているのではなかろうかと思うんです。せめて静かな夜を返してほしい、基地があるんですがせめて静かな夜を返してほしい。そして夜間・早朝の飛行を差しとめていただきたい。そういう願いで1982年には第1次が起こっていますが、その当時は906名です。第

2次は5541名が2000年に起こしておりますけれども、今回この4倍に当たる2万2000人です。前回5万5000人でマンモスと言われた訴訟でありますから、今回これをはるかに超えて、超がつくぐらいもう超マンモス訴訟であるわけです。最初の提訴から30年、その間に下級審では4度の違法判断が繰り返されながら、国は爆音問題を放置し続けてきたわけですね。そして今なお解決する姿勢を全く見せていないということで、そのために爆音被害は悪化の傾向であるんだと。あくまでも基地を押しつけようとするその構造的沖縄差別の憤り、あるいはこの怒りが行動を起こしたものだとは私は言えると思うんです。司法の場に訴えない限り、飛ばし放題、やりたい放題の基地運用から生活を守れないとする住民のこの広がった結果がこの2万2000人だというふうに思うんです。もちろん基地原告団はこの爆音に限らず基地のあり方を問い、そして基地問題の解決の一助になればという思いもあるわけですね。前回もそうだったと思うんですけれども、県の当局においてはこれまで騒音測定調査など資料提供を行っているわけなんですけれども、今回もその要請に応じ資料提供などの支援が可能かどうか、積極的にまたかかわっていただきたいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

3番目ですが、地域を支える産業の育成、創設に関してなんですけれども、販路開拓、物流対策の中国市場への仕掛けというのは非常にこれは戦略だと思えますし、アジアの人々にこの沖縄県の県産品は非常に嗜好に合っているものだと、受け入れやすいんだというふうに思うんですが、ただその商談会に訪れたバイヤーなどから沖縄産というのをまず知らない、県産品の認知度が弱いと、知名度がかなり低いといった声があるようであります。県産品の知名度を上げる工夫が大きな課題なのかなと思ったりもしております。そのことについてどうぞお答えをお願いしたいと思います。

あと病院の7対1看護なんですけれども、中部病院のほうではこれから行うわけなんですけれども、こども医療センターのほうでも離職者も減ったと、そして超勤も減ったというような成果が挙げられ、利用している患者からもナースコールがかかるのが早くなってきたというような評価の声もあるわけなんです、これからの中部病院の7対1、93名とおっしゃいましたが、その内訳についてぜひお願いしたいなというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後2時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 再質問にお答えします。

新たな法律策定に向けどのような姿勢で臨むのか、
気概を聞かせてほしいという趣旨の御質問にお答えし
ます。

これまでの沖縄振興計画に基づくさまざまな施策展
開により、社会資本の整備、それからまた観光・リ
ゾート、情報通信関連産業など一定の成果を上げてき
たというふうに理解をしております。しかしながら、
一方では高コスト構造、それからまた離島の島嶼間の
不利性というふうなものの課題も実際に残っておりま
す。

そういうふうな状況もありながらも一方ではまた本
県には魅力ある自然環境、それから独自の文化、東ア
ジアの中心に位置するという大きなポテンシャルも占
めているというふうな状況にあると認識をしております。
そしてまた、一方で復帰後38年が経過をいたしま
して、沖縄をめぐる情勢というものは国と地方の役割
の見直し、一括交付金化等の地方主権改革、グローバ
ル経済の進展など非常に節目の状況の中で、我々はこの2年間「沖縄21世紀ビジョン」というものを県民挙
げて策定をしてきたというふうに理解をしております。
今後、その「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向け
てぜひ議員各位のお力もかりながら、そしてまた県民
も一体となって新たな時代にふさわしい主体的な計
画・制度をつくり上げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 嘉手納基地をめぐる御
質問の中で、まず訓練移転の効果等につきましてお答
えをいたします。

今回、防衛省から示された訓練移転は、従前より機
数が増加するとともに、外来機への対応といたしまし
て従前、訓練移転の間に三沢基地等から飛来していた
戦闘機等をあわせてグアムに訓練を移転する、さらに
支援機材、輸送機等もあわせて移転するというような
説明がありました。

いずれにしてもこの訓練移転につきましては、
現在のところその効果等がはっきりしない状況でござ
いまして、しっかりその効果等を見きわめてまいりた
いと考えております。

次に、パラシュート訓練につきましてお答えをいた
します。

議員御指摘のとおり、過去にパラシュート訓練をめ
ぐっては悲惨な事故が起きているわけでもございまし
て、復帰後、読谷補助飛行場においては44件の事故が
発生したという記録がございます。

御承知のように、パラシュート訓練につきましては
平成8年のSACO合意に基づきまして読谷補助飛行
場で行われていたパラシュート訓練を伊江島補助飛行
場に移転するということが決められまして、そのとお
り実行されているわけですが、今回のように例
外的等との説明のもとに嘉手納飛行場あるいはその他
の演習場で行われるパラシュート降下訓練につきまし
ても、SACO合意の趣旨を踏まえて行われるべきだ
と考えておりまして、引き続き政府に対しては強くそ
の実施を求めてまいりたいと考えております。

次に、嘉手納爆音訴訟につきましてその資料提供に
県としてかかわるべきだという御質問がございまし
た。

これにつきましては、御承知のように第1次嘉手納
訴訟におきましては、原告が5540名、第2次嘉手納爆
音訴訟におきましては原告907名、そして今回は報道
によりますと2万2000人余りの原告が参加している
というふうに承知しております。これはとりもなおさ
ず、爆音被害に苦しむ住民の声のあらわれであると県
としては受けとめております。

訴訟に対する資料提供につきましては、来年度拡大
いたします嘉手納飛行場周辺の爆音状況の調査を踏ま
えまして、必要な資料は提供してまいりたいと考えて
おります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 県産品の中国市場拡
大に向けての再質問にお答えしたいと思います。

やはり中国市場における県産品の認知度不足や価格
等の課題から販路開拓は十分ではなく、市場ニーズを
反映させた商品開発やビジネスマッチングプロモー
ションが必要になっているところであります。

これまで県は香港を中心にいろいろ取り組んできた
ところでありますが、引き続き、今、県産品中国市場
拡大戦略構築事業というのを実施しておりまして、平
成22年度、23年度にかけて実施しているところです。
その内容については先ほど答弁したところなんですけ
れども、香港を拠点とした市場拡大、背後の広東省も
含めて、それから上海市場での新規開拓、具体的な

マーケティング調査とか広報宣伝のツール制作とか、販路開拓のプロモーション、こういうものを今やっているところですよ。23年度につきましては、これをもっと広げて広州とか北京とか成都、マカオを拡大するとともに、その内容をさらに検討してウェブサイトとか、見本市とか、フリーペーパー、こういうものをやりながらあわせて課題を整理して戦略を構築していこうという取り組みで今行っておりますので、こういう基本的な基礎的な調査及びマーケティング調査等を通して今後とも県産品の中国への市場拡大を続けていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） それでは中部病院の7対1看護導入による看護師の増の内訳についてお答えいたします。

中部病院では7対1看護体制を導入する一般病棟に配置する看護師を93名増員するとともに、事務執行体制の見直し等により事務職員等を8名削減する。増員分と削減の差し引きの結果により病院事業局の職員定数を85名増員するものでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 公明党県民会議を代表して代表質問をさせていただきますが、まず冒頭に、お昼のニュースを見ておましてニュージーランドにおける地震の被害が報道されておりました。死者75名、行方不明300名、亡くなった方には本当に御冥福をお祈り申し上げたいと思います。それと行方不明の皆さんには一刻も早い救援、そしてまた特に日本人あるいは沖縄の皆さん方の一日も早い生還を祈念したいと思います。

それでは質問いたします。

命ドゥ宝、ユイマール精神に象徴されるように、沖縄の平和を希求する心と万国津梁の精神は、国際交流、国際貢献を通し平和の発信地沖縄を世界に宣揚し、アジアのゲートウェイとしての役割を積極的に果たすことによりアジア・太平洋地域に信頼と友好を築くことができると考えます。また、アジアの中心地としての地理的条件と日本の各種技術を生かした災害救援、医療福祉等、山積する課題解決の拠点として貢献できるものと確信いたします。さらに、南米・北米などへの海外移住により世界のウチナーンチュのネットワークは36万人を超えていると言われております。これらの条件を生かした施策として、新たなウチナー振興の

ための制度の中心軸に国際交流、国際貢献を目指す国際交流貢献特区制度の創設を提案をいたします。

1、国際貢献・国際交流拠点形成について。

「新たな沖縄振興のための制度提言」（国際貢献）の中に、「アジア・太平洋地域における平和、人権拠点の形成による国際貢献」を提案し、知事の所見を伺う。加えて、同制度で提言されております「アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成による国際貢献」、また「健康危機管理体制の確立」についても御説明を求めます。

(1)、アジア・太平洋地域における平和、人権拠点の形成による国際貢献。

過度に米軍基地が集中する沖縄は、アジア周辺諸国から見れば一大軍事拠点のイメージが強い。悲惨な戦争を体験した沖縄を県民及び国民の平和を願う心を象徴する地域として、我が国のアジア・太平洋地域における平和外交の拠点とすることは国益にも大きく寄与することになる。また、多様な人権問題を抱えるアジア地域において先進国としての我が国の果たすべき役割は大きいことから、人権意識の普及啓発と人権問題に関する研究、解決促進のための国際的な拠点形成を図る。

ア、国連機関及び国際機関の誘致・集積。国による誘致プロジェクトチームの設置及び財政支援措置。

イ、人間の安全保障を目的とする「平和・人権問題研究所」の設置。

ウ、我が国のアジア外交の拠点形成（外務省アジア局の沖縄移設）等について御説明をいただきたいと思います。

(2)、来年5月実施予定の太平洋・島サミットについて、これまで過去2回の実施を検証して県としての取り組みを強化すべきと考えますが、いかがでしょうか。県の対応について伺います。

(3)、「アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成による国際貢献」についてどのような構想を想定しているか伺います。

ア、国際緊急援助隊の本部及び国際的な災害・救急医療拠点病院の誘致。

イ、国際的な防災教育施設及び災害研究施設の誘致。

(4)、健康危機管理体制の確立。

ア、危機管理情報センターに係る施設整備等に対する財政支援措置。

イ、国立感染症研究所、国立環境研究所等、国の機関のサテライトオフィスを設置。

ウ、亜熱帯性気候を有する東南アジア等、近隣諸国

の衛生担当者、研究者との交流制度等について御説明願います。

2、「新たな沖縄振興のための制度提言」の中で、(1)、国際交流貢献の推進をするためには何よりも人材の育成です。国際性に富む人材をどれだけ育成するか、語学のみならず外国の文化や歴史に精通した人材の育成には、実際にその国に住んであらゆる経験と勉強が必要であることは言うまでもありません。したがって、留学制度の拡充が望まれます。「100人規模の海外派遣を実施する」とありますが、その意図するところ、派遣する人材の基準等について伺います。

(2)、「スポーツ振興特別地区（スポーツアイランド特区）」の指定について伺います。

プロ野球10球団のキャンプを初め、プロ・アマ問わず多くのスポーツ選手が集う沖縄は、年間を通じてスポーツに親しむ環境にあることから、国内のみならず国際的なスポーツのメッカを形成するための支援を図る必要が求められます。

以下、施策を提言し県の見解を伺います。

ア、スポーツ訓練施設やスポーツ医療・リハビリ施設等の付随施設の整備促進。

イ、国内外のスポーツ大会やキャンプ誘致等の推進の強化。

(3)、「文化・芸能振興特別地区」の指定。

沖縄には、世界的にも貴重な独自の文化・芸能が息づいている。それらは日本の宝であり、世界に宣揚すべきである。沖縄の独自の文化・芸能を生かして沖縄振興に結びつけるためにも以下の提言をし、県の見解を求めます。

ア、組踊、琉球舞踊、沖縄芝居、民謡、エイサー、空手などの振興策の強化。

イ、文化・芸能を生かした国際交流拠点の形成。

(ア)、県立郷土劇場の建設についてはこれまで何度か取り上げてまいりましたが、いよいよ現実味を帯びてまいりました。自治体による誘致合戦も予想されますが、基本的な知事の考えについて伺います。

(イ)、空手道会館の建設についても、世界に発信する沖縄文化の一つとしてどのような考えで進めていかれるか伺います。

3、基地問題について。

基地問題を議論するとき、これまでは与党・野党、あるいは保守・革新、常に県内での対立した構図の中で議論を展開してきました。しかしながら、基地問題はもはや県民同士が対立した構図ではうまく時の権力に利用されるばかりで、県民の声が反映されてきたとは言えません。いわゆる基地問題は、沖縄県民が保革

やあるいは与野党という構図を乗り越えて県民が一つになって日米両政府に訴えなければならないと考えます。幸いにも去年の知事選挙におきましては、仲井真知事も相手候補も県外・国外移設を公約として選挙戦を戦われました。いわゆる県民の心は、県外移設に固まったと考えられます。今こそ日米両政府に県外・国外移設を訴える絶好の機会であると訴え、質問いたします。

(1)、県民世論は普天間飛行場の県外移設を求めている、仲井真知事が言われる「県民の心をひとつに」との文字どおり、県外移設への環境は整った状況にあります。あとは日米両政府及び両国民にどう訴えるかが大事です。知事の御決意と取り組みについて伺います。

(2)、普天間飛行場の県外移設、海兵隊のグアム移転、返還合意された米軍施設の返還等について、専門性を持った有識者も入れたプロジェクトチームを立ち上げ、調査研究及び実施計画の策定など県も主体的に取り組んでみてはどうかと提案をいたします。

(3)、在沖米軍用地が投資の対象として県外に売買されている実態に対し、地主会連合会は国に対し、跡地利用対策費などの名目で買い上げを求めています。軍用地を手放した地主の土地を国・県・市町村で買い上げる制度づくりはできないか伺います。

4、医療行政について。

がん対策について。

(1)、2006年に成立した「がん対策基本法」とそれを受けて2007年に閣議決定した「がん対策推進基本法」によって日本は「がん対策先進国」へと大きく転換していると言われますが、本県におけるがん対策について、がん対策推進基本計画に基づいて本県の状況を伺います。

ア、がんによる死亡率（75歳未満）10年間で20%減の基本目標に対し、本県の進捗状況と見通しについて伺います。

イ、放射線療法、外来化学療法について、本県の実施状況と目標達成への取り組みについて伺います。

ウ、がん検診、受診率の進捗状況について。

エ、未成年者の喫煙率の状況と対策について伺います。

(2)、がん対策条例の制定については、各県、国のがん対策基本法の制定に向けて取り組んでおり、本県においてもこれまで制定した先進地の例等も参考にしながら、最も進んだ画期的な条例の制定を期待し、現状と今後の取り組みについて伺います。

5、農業振興について。

政府は、関税撤廃の例外措置が許されない環太平洋経済連携協定いわゆるT P P交渉への参加を強めており、菅首相は今年6月を目途に交渉参加について結論を出すという踏み込んだ発言をしています。T P P参加なら地域崩壊、基幹産業の農業喪失、後戻りできぬ海外依存等々T P P参加への危機意識が連日報道されています。沖縄県内でも不安の声が上がっており、完全撤廃は基幹産業であるさとうきび農家を壊滅の状態へと追いやり、関連産業を含めると1000億を超える損失となるとの試算もあります。全国レベルよりも低い沖縄の食料自給率を考えると、食料の安全保障上深刻な結果をもたらすことは火を見るよりも明らかであります。したがって、T P P交渉参加議論による沖縄農業の展望について伺いをいたします。

ア、T P P参加交渉に対する県の考えと対策について。

イ、T P P参加した場合、沖縄農業に与える影響。

ウ、現在の食料自給率とT P P参加した場合の食料自給率について。

エ、T P P参加で離島農業はどうなるか等について伺います。

(2)、鳥インフルエンザが島根、宮崎、鹿児島、愛知県等で発生しており、養鶏農家に不安を与えております。渡り鳥などの野鳥からの感染もあり、沖縄県として安全地帯とは考えられません。県の対応策や取り組みについて伺います。

(3)、含みつ糖対策について。

ここでも小さな離島であるがゆえの苦難がうかがえます。分みつ糖と同程度の施策があってもいいのではないかとの思いでいつも考えております。含みつ糖の生産、流通、生産農家の現状説明及び県の対応について伺います。

6、土木建築行政について。

戦後沖縄の経済復興は、米軍基地の建設で始まりました。広大な米軍基地の建設は、建設業を初め沖縄の雇用や経済を支え、そして復帰後は大きくおくれた社会資本整備のために高率補助などの形で沖縄はインフラ整備に国費が投資され、建設業は年間2000億円を超す公共事業にシフトし、ピーク時の2000年には5600社の建設業ができる建設ブームが起きました。ところが、民主党政権は「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズで年々公共事業を削減してきた。また、米軍発注工事でも年間約170億円超の発注があるものの、従来の分割発注から一括発注へと変わり、1物件当たり100億円を超える契約額となり、県内建設業にとって参入の最大障壁となっている。ボンド制と呼ばれる

米国の発注制度によって入札参加すらできない状況に至っています。

結果として2004年以降、100億円を超えた工事は大手、準大手ゼネコンが受注をしております。県内業界からは、県や公的機関が保証を支援する仕組みができないとか、基地があって仕事もあるのに今のままでは沖縄の企業は小口か下請しか参入できない。県が主導して市町村や県内金融機関と連携して新たな基金創設も含めた制度が必要だとボンド制への対応を提言しております。

これらのことを踏まえて以下質問します。

(1)、民主党政権下で無駄の象徴のように扱われた公共事業だが、安易な不要論は国民生活に重大な影響を及ぼしかねない。とりわけ地方においては、公共事業が雇用創出、経済の下支えに大きな役割を果たしております。本県においても建設業の占める割合は高く、その影響が心配されております。

そこで伺いますが、本県における公共事業の推移とその影響について伺います。

(2)、リフォーム支援制度について。

地域産業の活性化と県民の生活向上を図るため、検査と保証がセットになったリフォーム瑕疵保険への加入を条件とした上で、省エネや耐震改修に限定しないリフォーム工事全般についての補助制度の導入を検討できないか伺います。

(3)、米軍発注工事への県内建設業者の参入支援制度について、先ほど申し上げました県や公的機関が保証を支援する仕組みができないか。新たな基金創設も含め制度の創設等について県の考えを伺います。

7、離島振興について。

離島であるがゆえの生活コストの高さ、不便さ等、離島苦の解消は県政の最重要課題であります。仲井真知事は常にユニバーサルサービスの必要性を訴えてこられました。水道、医療、福祉、教育等、どこでも同じサービス享受できなければならないと考え質問いたします。

(1)、「新たな沖縄振興のための制度提言」（中間報告）の中には多くの離島振興策が網羅されており、これらの実現に期待するものでありますが、知事の御所見を伺います。

(2)、「離島医療サービス確保支援制度」への追加として、離島に在住する妊婦の健診及び出産に伴う交通費、滞在費の支援を図ることを提言をし、知事の所見を伺います。

(3)、先日、多良間村山羊生産組合に対して、「沖縄ふるさと百選」の認定がなされましたが、課題は屠畜

場の建設であります、屠畜場建設についてどのようなになっているか県の考えと取り組みについて伺います。

(4)、多良間村の畜産農家の課題に母牛の高齢化があります。母牛の若返り対策について、例えば母牛貸付制度とか何らかの補助制度などはできないものか伺います。

(5)小規模離島の航空運賃を割引する社会実験と今後の振興計画への反映について、どのように考えておられるか伺います。

(6)、先島への貨客船航路の導入について、これはこれまででもたびたび取り上げてきましたが、やはり宮古・八重山という先島への貨客船航路の導入はぜひとも必要だとの視点で伺いますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に8番目、鉄軌道整備について。

沖縄本島南北縦貫鉄軌道と那覇と南部市町村を結ぶ次世代型路面電車、いわゆるLRT等新たな交通システムの導入によって、この沖縄県内の慢性的な交通渋滞、あるいはもっと経済的な交通システムの構築ができないものか、県の考えを伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 糸洲議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、「新たな沖縄振興のための制度提言」に係る御質問の中で、100人規模の海外派遣に係る御質問にお答えいたします。

世界に開かれた交流と共生の島を目指します沖縄県におきまして、世界を結ぶかけ橋となりますグローバルに活躍できる人材を育成することは極めて重要であると考えます。

沖縄県では、万国津梁の精神を持つ人材の育成を図るために、「国際性に富む人材育成留学制度」の創設に向けて取り組んでいるところでございます。この制度を活用して、高校生70人、大学生など約30人、計100名をアジアを初めとする諸外国へ派遣し、海外留学生の派遣を拡充してまいりたいと考えております。

派遣する人材につきましては、グローバルな視点を持った21世紀沖縄の振興、そして開発を担えるリーダーを育成するという観点から選考を行い、派遣に努めてまいり所存でございます。

次に、同じく新たな沖縄振興に係る御質問の中で、スポーツ振興特別地区についての御質問にお答えいたしますが、2の(2)のアとイが関連しておりますので、

恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

プロ野球キャンプやNAAHマラソン等でも明らかに、スポーツは県内各地に相当の経済効果をもたらしております。そのため、県におきましては、多様なスポーツの可能性が最大限発揮されるよう、今年度、スポーツ・ツーリズム推進事業を実施しているところであります。

新たな観光振興制度につきましては、競争力ある国際観光地の形成に向けた国際観光推進制度の創設を国に対して求めていくことといたしております。その中で、スポーツ観光の推進支援、そして伝統空手道会館やサッカー場等の施設整備に対する財政支援を位置づけたいと考えております。

県といたしましては、ソフト・ハード両面から総合的なスポーツの振興に取り組んでいく考えであります。

御提言につきましては、国際観光推進制度の中で実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく新たな沖縄振興に係る御質問の中で、組踊、琉球舞踊などの振興策の強化についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄の伝統芸能につきましては、組踊がユネスコの世界遺産に記載されるなど、沖縄の文化・芸能が内外の注目を集めており、多様で魅力ある伝統文化を貴重な地域資源として保存、そして継承しつつ振興につなげていきたいと考えております。このため、沖縄県といたしましては、新たな沖縄振興法の中で沖縄の伝統文化の振興や文化産業とでもいうべき産業の戦略的な創出に向けた制度などが盛り込めるよう取り組んでいるところでございます。

同じく新たな沖縄振興に係る御質問の中で、県立郷土劇場の御質問にお答えいたします。

沖縄の文化・伝統芸能の振興を図る上で、その発信拠点となります施設の整備は重要なものと認識いたしております。伝統芸能拠点の整備の取り組みといたしまして、平成23年度におきまして関係団体、そして専門家等の意見を聞きながら、伝統芸能の拠点となります施設整備に向けた調査検討を行い、基本的なコンセプト、そして運営計画などを含めました基本構想の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の県外移設に向けた取り組み内容についてという御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設の実現を強く求め

てまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。平成23年度には世論を喚起するための広報活動などを積極的に推進してまいります。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解をしてもらうためあらゆる方策を展開してまいりたいと考えているところでございます。

次に、医療行政に係る御質問の中で、がん対策条例制定の取り組みについての御質問にお答えいたします。

がんは、沖縄県の死因の1位になっており、がん対策を推進することは健康・長寿沖縄を維持する上で重要と考えております。このことから、沖縄県におきましては、がんの予防、早期発見、早期治療等のがん対策を県民全体で取り組んでいくため、がん対策条例を制定していきたいと考えております。同条例につきましては、平成23年度中を目途に策定する方向で関係団体等と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、農業振興に係る御質問の中で、県内の鳥インフルエンザ対策の御質問にお答えいたします。

高病原性鳥インフルエンザは、平成22年11月29日に鳥根県で確認されて以降、全国的に感染が拡大し、これまで7県で19例発生しております。そのため、沖縄県では、高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策として、第1に、防鳥ネットの整備、第2に、鶏舎などの消毒、第3に、異常家禽の早期通報などにつきまして新聞広告や各地域での説明会などにより周知徹底を図っているところでございます。また、すべての養鶏農家に消石灰を無償配布し、緊急消毒を実施するとともに、毎月20日を「消毒の日」と定め、家畜伝染病の侵入防止等の強化を図っているところでございます。さらに、平成23年1月28日に沖縄県危機管理対策本部会議を開催をし、高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策に係る危機管理体制を強化しているところでございます。

次に、離島振興に係る御質問の中で、新たな離島振興策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、地理的・自然的条件等の不利性を有し、若年者の流出や高齢化の進行等によります地域活力の低下が懸念されております。一方、豊かな自然や個性ある文化などさまざまな魅力を有しております。このため、本島と同じようなユニバーサルサービスとして、交通・生活コスト、そして生活環境基盤、教育、医療等の分野における定住条件の整備や

地域産業の振興など、総合的な離島振興策につきまして国に対し新たな制度の構築を要請しているところであります。これらの離島振興策を実現すべく、今後も沖縄政策協議会の場合などにおきまして離島振興の必要性を訴えるとともに、県議会との連携もぜひお願いしながら国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、同じく離島振興に係る御質問の中で、航空運賃低減の社会実験に係る御質問にお答えいたします。

県では、平成22年10月から中核病院や高校のない小規模離島を対象に航空運賃を低減する社会実験を実施いたしております。今回の実験の結果を踏まえ、次期振興計画の離島振興策の柱に位置づけ、移動コストの低減化を図る新たな仕組みづくりにつきまして検討していきたいと考えております。現在、国に対して新たな制度の構築を要請しているところでもございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 国際貢献・国際交流拠点形成についての御質問の中で、国連機関及び国際機関の誘致・集積についてお答えいたします。

「アジア・太平洋地域における平和、人権拠点の形成による国際貢献」は、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げた「アジア・太平洋「平和協力外交地域」形成」の観点からも貴重な御提言であると考えております。さらに、その中に盛り込まれました「国による誘致プロジェクトチームの設置」や「財政支援措置」については、これまでの国連機関等の誘致における課題を解決し、国連機関及び国際機関の誘致・集積を実現する一つの方向性を与えるものと考えております。

今後、国連機関を含む国際機関の誘致に向け関係部局との連携を図りながらその手法等について検討し、関係機関等に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、軍用地の買い上げ制度についてお答えいたします。

米軍基地返還後の跡地利用は地権者の理解と協力が不可欠であります。軍用地の売買により県外在住の地権者が増加した場合、跡地利用についての合意形成に時間がかかるなどの影響が考えられます。一方、今後の跡地利用においては、幹線道路、大規模公園、緑地保全などの計画により広大な公共用地を必要としております。そのため、県としては、今後の大規模返還跡地における公共用地の確保という観点から、跡地利

用に関する新たな法律において、国による用地の先行取得制度を求めているところであります。

次に、離島振興についての御質問の中で、先島航路の再開についてお答えいたします。

島嶼県沖縄においては、海上輸送航路の維持確保は県民生活の安定や産業振興の面から欠くことのできない重要な課題であると認識しております。しかしながら、先島航路の再開については、採算性や事業主体等の問題があり具体的な対応策を示すことが困難な状況にあります。そのような中、関係機関と調整を図ってきたところ、身体的理由により飛行機に搭乗できない住民等については、平成23年1月10日から琉球海運の先島航路の貨物船内にある船室の一部を活用し輸送できるようになったところです。

次に、鉄軌道整備についての御質問の中で、新たな公共交通システムの導入についてお答えします。

県民及び観光客の利便性向上、中南部都市圏の渋滞緩和、低炭素社会の実現、県土の均衡ある発展を支える観点から、沖縄本島を縦断し広域移動を支える新たな公共交通システムの導入が必要であると考えております。

県としては、鉄軌道を導入する場合には既存の公共交通手段との役割分担を踏まえ、効果的・体系的な公共交通ネットワークを構築する必要があると考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 国際貢献・国際交流拠点形成についての御質問の中で、「平和・人権問題研究所」の設置についてお答えいたします。

沖縄県民は、さきの大戦での悲惨な地上戦の体験を通して平和のとうとさ、人権の尊厳がいかに大切であるかを肌身で感じており、世界の恒久平和を心から望んでおります。このようなことから、県としましては、沖縄平和賞、平和の礎及び沖縄県平和祈念資料館を通して、平和を希求する沖縄県民の心を県内外へ発信しております。

また、平和祈念資料館においては、沖縄国際センターと連携して、カンボジア国立トゥール・スレン博物館との「平和博物館協力事業」なども実施しております。

御提言の「平和・人権問題研究所」の設置については、こうした事業も実施しながら、今後研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目 和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目 和夫君） 国際貢献・国際交流拠点形成についてのの中の、外務省アジア部局の沖縄移設についての御質問にお答えします。

外務省には、アジア担当部局としてアジア大洋州局がありますが、沖縄県内には現在、外務省沖縄事務所が設置されております。同沖縄事務所は沖縄担当特命全権大使を筆頭に現在7名が勤務し、沖縄に駐留するアメリカ合衆国軍隊にかかわる事項等についての沖縄県民の意見及び要望を聴取し、これを外務省本省に伝えるとともに、必要に応じ合衆国軍隊等との連絡・調整を行うなどの事務に従事しております。

御提案の外務省アジア部局の沖縄移設については、組織に係る国の判断が必要であると考えております。

同じく国際貢献・国際交流拠点形成についてのの中の、太平洋島サミットの対応についての御質問にお答えします。

沖縄県では、これまで平成15年の第3回及び平成18年の第4回のサミットが開催されております。県としては、知事主催昼食会、首脳夫人視察会、県民交流会などにおいて沖縄の伝統文化を楽しんでいただく地元プログラムを外務省との連携のもとに実施いたしました。

来年5月の第6回サミットについては、現時点で外務省から具体的な内容が示されておきませんが、沖縄県としましては、今後、支援組織体制を整備するとともに、外務省と連携を図りながらサミットを契機に参加国の問題解決への貢献とさらなる交流の拡大など、沖縄県の独自性を生かした地元プログラムを検討し、サミットが円滑に開催されるよう取り組んでまいります。

次に、新たな沖縄振興のための制度提言についてのの中の、「空手道会館」についての御質問にお答えします。

沖縄が誇る文化の一つであり、世界じゅうに愛好家を有する空手について、県としては有効な観光資源としてさらなる活用を図っていきたくと考えております。そのため、平成23年度において「空手道会館」建設に向けた調査を実施することとしており、観光資源としての活用のみならず、空手の持続的な発展基盤の構築に必要な機能やそれを実現する空間のあり方等について検討していきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 国際貢献・国際交流拠点形成についての御質問の中で、アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成についての御質問にお答えいたします。1の(1)のウの(ア)、1の(1)のウの(イ)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

県におきましては、新たな沖縄振興計画に盛り込む制度として、県内に国際的な災害援助拠点を形成できないか検討をしているところであります。その目的は、国内の防災・医療分野の人材、施設等を沖縄に一体的に集積し、アジア・太平洋地域の災害援助拠点を形成することにより、我が国の国際貢献に寄与することであります。そのため、国際緊急援助隊の本部や国際的な人材育成のための医療施設、防災教育・訓練施設、台風等の研究施設の誘致などを検討しているところであります。

次に、基地問題につきまして、米軍基地問題に関する調査研究等の取り組みについてお答えをいたします。

県は、平成23年度に総合安全保障研究推進事業を実施し、日米の国防・安全保障政策や今後の国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた方策について、有識者の御意見も伺いながら県としての考え方を取りまとめる予定であります。

議員御提言の内容につきましては、今後、県庁内に立ち上げる予定のプロジェクトチームにおいて組織のあり方も含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 国際貢献・国際交流拠点形成についての御質問の中の、健康危機管理体制の確立についてお答えします。1の(1)のエの(ア)から(ウ)までは関連しますので一括してお答えいたします。

健康危機管理情報センターは、国内外の健康危機管理情報を集約、一元管理し、健康危機に迅速に対応するための中核施設として位置づけております。また、沖縄県は南の国境に位置しており、東南アジア等から感染症等の侵入を防ぐことは国の危機管理上も重要であることから、同センターの設置に係る財政支援とともに国立感染症研究所及び国立環境研究所のサテライトオフィスの設置を国に要望しているものであります。

東南アジア諸国等との交流につきましては、沖縄県と相手国の衛生担当者や研究者の交流が相互の健康危機管理体制の構築につながることから、その実現を国に要望しているものであります。

次に、医療行政についての御質問の中の、がんによる死亡率の状況についてお答えします。

がんの年齢調整死亡率については、男性が平成17年の108.9から、平成21年には101.5となり、女性は62.4から、54.7となり減少しております。このままで推移していくと、「沖縄県がん対策推進計画」の目標値に近づいていくものと考えております。

県としては、目標達成に向けて引き続きがん予防対策等を推進していきます。

次に、放射線療法、外来化学療法についてお答えします。

「沖縄県がん対策推進計画」においては、「すべてのがん診療連携拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備・強化すること。」を目標に掲げております。これらの拠点病院においては、放射線療法、外来化学療法の実施体制が整備されております。また、放射線療法、外来化学療法に携わる医師の専門研修受講を推進し、専門医の養成も図ることとしております。

次に、がん検診受診率の進捗状況についてお答えします。

沖縄県のがん検診受診率は、平成19年の国民生活基礎調査によりますと、胃がん検診26.3%、大腸がん検診20.6%、乳がん検診27%、子宮がん検診25.9%、肺がん検診20.9%となっております。また、毎年把握が可能な市町村実施分のみのがん検診受診率も低く推移しており大きな改善が見られないことから、「沖縄県がん対策推進計画」の平成24年度目標値である50%を達成することは厳しい状況があります。

今後、さらに市町村等の受診率向上の取り組みに対する支援、助言及び県民への啓発活動の強化に努めてまいります。

次に、未成年者の喫煙率の状況と対策についてお答えします。

平成18年度の県民健康栄養調査によると、未成年者の喫煙率は男性3.7%、女性2.4%となっております。未成年者の喫煙対策としては、児童生徒、父母等を対象とした講習会や教育関係者に対する研修会及び学校の敷地内禁煙について、関係機関と連携した取り組みを行っているところです。また、未成年者の喫煙をなくすためには、一般県民に対する対策も重要であり、喫煙及び受動喫煙による健康被害等に関する講演会やパンフレットの配布及びパネル展等を実施するなど、普及啓発に努めているところであります。

次に、離島振興についての御質問の中の、離島医療サービス確保支援制度に妊婦への支援を追加すること

についてお答えします。

同制度においては、離島在住の妊婦についても支援の対象とする「離島での治療等が困難な者」に含めて国へ要望しているところであります。また、妊婦の中には子育てや家庭の事情で島を離れることが難しい方もおり、妊婦の負担軽減を図るため、県としては、今後、市町村の要望を踏まえ、助産師等による巡回妊婦健診、相談体制の整備等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業振興についての中で、TPP参加交渉に対する県の考えと対策、沖縄農業及び離島農業、食料自給率に与える影響について、関連しますので一括してお答えいたします。

TPPは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出ることが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出ることが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。特に、離島においてはさとうきびや肉用牛の占める割合が大きいことから、離島地域の農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。

また、食料自給率についても、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、カロリーベースで平成20年度の約40%から約2.4%まで低下するものと試算されます。そのため、県では、国民の食料安全保障の確保と国内農業への影響などの観点から、TPP交渉に参加しないよう適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について農業団体等と連携し国に対して強く要請したところでございます。

また、県内では去る1月29日に「TPP交渉への参加に反対する沖縄県民大会」が開催されたほか、JA沖縄中央会による「TPP交渉参加反対署名活動」などの取り組みも実施されているところであります。

今後とも、TPP交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいります。

次に、含みつ糖の生産・流通、生産農家の現状と県の対策についてお答えいたします。

平成21年産の含みつ糖生産状況は、農家数637戸、

収穫面積865ヘクタール、産糖量9717トンとなっております。含みつ糖の流通は、約9割がようかん、かりんとう、菓子等の加工用原料で、残り約1割が直接消費するかち割り等として流通しております。

しかしながら、県産含みつ糖を取り巻く環境は、近年の経済不況のもとで輸入含みつ糖や再製糖との競合により厳しい販売状況となっております。そのため、県といたしましては、含みつ糖対策として、町村やJA、黒砂糖工業会等で構成する「沖縄県含みつ糖対策協議会」で、毎年5月10日を「黒糖の日」として制定し、販売促進対策の強化などを図っているところであります。

具体的には、「機能性豊かな黒糖の可能性について」などの講演会やシンポジウムの開催、黒糖PR促進員を活用した沖縄黒糖の販売促進の実施、県外大手黒砂糖ユーザーとの情報交換・講演会の実施、沖縄産黒糖の海外販売展開や新製品開発、首都圏を対象としたトップセールスによる黒糖販売促進などに取り組んでいるところであります。

また、生産農家への原料代の早期支払いや製糖工場の整備等を行うとともに、平成23年度含みつ糖振興対策事業費の増額予算措置などに取り組んでいるところでございます。さらに、含みつ糖の品質表示基準等の明確化や、分みつ糖地域と同等な制度が適用できるよう、町村、JA、黒砂糖工業会等の関係機関と連携し国等に要請しているところでございます。

次に、離島振興についての中で、多良間村の屠畜場整備についてお答えします。

多良間村におけるヤギの飼養状況は、平成21年12月末現在で、飼養戸数99戸、飼養頭数948頭となっております。多良間村では、島おこしの一環としてヤギ肉を利用した特産品の開発・製造を行っておりますが、島内に屠畜場がないことから、簡易屠畜場の整備について検討しているところであります。

県といたしましては、地元の意向を踏まえ関係機関等と調整し、屠畜場の整備について検討していきたいと考えております。

次に、母牛を更新する補助制度についてお答えします。

高齢母牛等の更新を支援するため、平成21年度から優良繁殖雌牛更新促進事業を実施しております。

具体的には、農業団体等が肉質等の遺伝的能力にすぐれた繁殖雌牛を購入し、農家に5年以上貸し付ける場合に、1頭当たり20万円を上限として購入費の一部を助成しております。平成22年度は200頭を支援することとしております。

県といたしましては、今後とも事業の周知を図りながら、高齢牛や能力の低い牛の更新を進めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 土木建築行政についての御質問で、本県における公共事業の推移とその影響についてお答えいたします。

内閣府沖縄担当部局の公共事業関係費については、平成10年度の約4215億円をピークに、平成21年度には約2136億円で49%の減少となっております。公共事業関係費の減少により県内建設業は厳しい経営環境にあり、建設業の就業者数についても、平成10年の7万8000人から平成21年には1万1000人減少の6万7000人となっております。

同じく土木建築行政についての御質問で、住宅リフォーム支援制度についてお答えいたします。

全国の住宅リフォームなどに関する助成は、岐阜県がことし1月に実施した全都道府県に対する調査によりますと、1道2府36県で実施されております。特に経済対策としては、秋田県を初め3県が平成23年度の実施を予定しています。

県としましては、住宅リフォームなどに関する支援は地域住民の生活に密着した市町村において支援金の申請・受け取りの窓口業務等の連携を行うことが適切であることから、制度の導入に当たっては県内需要や市町村の意向を踏まえて対応していきたいと考えております。

平成23年度の社会資本整備総合交付金は、従来から実施しております公営住宅建てかえの継続事業等への予算配分を計画しており、住宅リフォーム支援制度については、沖縄振興自主戦略交付金（仮称）の活用など、実施に向けて検討していきたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問で、米軍発注工事への県内建設業者の参入支援制度についてお答えいたします。

米軍発注工事の受注につきましては、関係部局で構成する「米軍発注工事ワーキンググループ」において、米軍発注機関や保険会社、金融機関、建設業界などに対するヒアリングを実施するなど、現状把握や課題整理を行ってきました。

米軍発注工事の受注拡大のためには履行ボンドの確保、契約や工事に精通した人材の確保等の課題がありますが、最も大きな課題はボンド枠の確保と考えてお

ります。そのため、今回、新たな沖縄振興に向けてボンドの保証規模拡大を目的とした保証事業会社などによるボンド保証制度の創設を国に要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君登壇〕

○糸洲 朝則君 答弁まことにありがとうございました。

再質問というよりも要望でとどめておきたいと思います。

国際貢献・国際交流拠点、大変テーマが大きいだけに答弁を聞いておりましても、企画部長から知事公室、あるいは文化環境、あるいは福祉保健となかなか多岐にわたっております。いわゆるここで申し上げたいのは、やはり沖縄が国境の島、あるいは国境県としての地理的条件とこれまでの歴史を振り返ってみるに、日本が生きていくためには沖縄を外交の拠点として、交流拠点として生かさなくてはならないんだという、本当は国の発想の転換がなければこの構想はできないものだと思っております。したがって、今回のこの沖縄振興新法を新たにつくるに当たっては、沖縄の持っているこのポテンシャルというものを最大限に発揮する。それは国のためですよという意味合いからの働きかけをやっていただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたニュージーランドの地震につきましても、成田から政府専用機が救援に向かいました。これとて本来ならこの国際貢献、あるいはまた交流拠点が沖縄にあれば、那覇空港とか宮古島・石垣島空港から飛び立ってしかるべきだと、そういう災害救援等も含めた大きなスケールの今後の振興新法の制定に頑張っていただきたいということを要望して終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時37分休憩

午後4時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 皆さん、こんにちは。

糸洲朝則県議に引き続き、公明党県民会議を代表して質問を行います。

その前に所見を述べさせていただきたいと思います。

鳩山前総理の「抑止力は方便」との発言は、沖縄県民の一人として断じて許すことはできない。否、許されるものではないと考えます。これまで多くの総理大臣が沖縄問題とかかわってきたと思いますが、これほど県民の心を踏みにじり、愚弄した総理はいなかったものと思います。

普天間の移設先を「最低でも県外」と約束し、政権をとり、総理大臣として結局は辺野古に回帰する。その理由が「抑止力は必要」と県民を裏切り、あまつさえ9カ月たってあれば「方便」であったと。日経新聞では、「このような政治家が昨年6月まで首相を務めていたかと思うと、背筋が寒くなる。」と酷評していました。

しかし、今回の発言は、鳩山前総理という一人の政治家の資質を問う次元のものではありません。当時の副総理は辺野古を継承した現首相の菅直人総理大臣です。今にして思えば、鳩山前総理を初め首相を支えるべき立場の各閣僚のばらばらな発言、行動は、民主党政権そのものが沖縄県民の心を酌み取ることはおろか、見通しも根拠もない、場当たり的、その場しのぎの対応をしていたものと言わざるを得ません。また、民主党政権が安全保障政策への将来像、政策論が全くなかったことを示したものと考えます。

知事においては、これまでの民主党政権の迷走に惑わされることなく、今後の日米両政府との交渉には県民の心を我が心として一步も引かない毅然とした態度で臨んでいただきたいことを要望し、質問に入ります。

初めに、復帰後40年にわたる沖縄振興・産業経済面についてお尋ねします。

(1)、これまで約9兆9000億円投じられ、社会資本の整備が進み、観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積など一定の成果が見られる中で、建設業や観光・IT産業等に携わる従業員の給与は低く、観光客の県内消費額低迷、公共工事の発注や非正規雇用の実態、高い失業率の状況等、県民所得の向上にはつながっていないとの声があります。県はどう分析、検証したのか、新たな振興新法、計画にどう取り組むのか伺います。

(2)、第1次産業や製造業が減少した理由を伺います。市場の狭隘性や高い物流コストなど沖縄が持つ島嶼経済の不利性が大きな課題と言われているが、これらの問題解決にどう取り組んできたのか。今後の方針、対応も含めてお聞かせください。

(3)、認定企業ゼロの金融特区や土地利用率が低迷している特自貿等の取り組みが懸念されています。現

状、課題、対策及び今後の見通しを伺います。

次に、「新たな沖縄振興のための制度提言」についてお尋ねします。県が取りまとめた中間報告への提言を含め質問します。

(1)、産業振興について。

ア、金融特区及び特自貿等の税の特例について、法人税の実行税率を現制度より大幅に引き下げる必要があると思うが対応を伺います。具体的な数字で説明を求めます。

イ、国際観光推進制度の税の特例及び財政措置について、空港だけではなく港湾も対象にする必要はないか。

ウ、沖縄雇用対策基金制度の財政措置について、新卒者の就職活動支援として渡航費用（離島から離島、離島から本島等）の軽減を図れないか。

(2)、子育てについて。

ア、全国で最も出生率が高いことや、戦後27年間の米国統治による影響等特殊事情を考慮し、「子育て特別地域」として支援を図れないか伺います。

イ、認可外保育園の認可促進等、子育てインフラの整備及び運営に対する財政措置を求める考えはないか。

ウ、幼児教育の無償化や保育ママ制度の認可外保育施設への委託等、柔軟な運用を図れないか。

エ、新たな子育て支援制度の財政措置について、民立・民営の放課後児童クラブに対する家賃等賃借料の助成を認可外保育園も追加対象にできないか伺います。

(3)、教育について。

ア、子育てに続く教育の分野において、離島県であることや戦後の特殊事情を考慮し、「教育特別地域」として支援を図れないか伺います。

イ、小中学校の教材費及び給食費の無償化を図れないか。

ウ、小学校からの英語教育特区の全県的導入を図れないか伺います。

次に、経済・雇用対策についてお尋ねします。

(1)、国による緊急補償制度の打ち切りや貸金業法の改正等により、中小企業、自営業等の資金繰りが厳しくなると予想されます。経済振興には資金繰り支援は必要不可欠です。相談窓口の体制強化、県単融資制度の拡充・執行率の改善はどうなっているか。

(2)、中小企業振興条例に基づく関係機関及び関係者との協議（振興会議、地域部会）の充実が求められています。時には知事の参加も必要と思うが、現状及び成果を伺います。

(3)、国は、卒業後3年以内の既卒者が「新卒者」で採用されるよう推進しているが、県内の取り組みはどうか。

(4)、全国では、就職活動に奮闘する学生と、人材不足に悩む中小企業との出会いを提供する取り組みが注目されています。本県でも若者と中小企業の雇用のマッチングを支援する必要があると思うが、県の対応を伺います。

次に、福祉・医療行政についてお尋ねします。

全国では大雪や火山灰等の災害で、ひとり暮らしの高齢者や障害者への迅速かつ的確な支援対策が求められています。

そこで質問です。

(1)、県内の災害時要援護者の避難支援対策（計画の策定、名簿の整備、個別計画等）はどうなっているか。

(2)、那覇市が地震や台風などの災害時に自力避難が難しい高齢者や障害者の名簿を民生委員等、関係機関に提供できるよう県内で初めて要綱を策定すること、県の見解を伺います。全県に呼びかける必要はないか。

(3)、認可外保育園の給食費について、平成23年度から県は拡充すること、多くの関係者から感謝の声が寄せられ、一定の評価をするものです。しかしながら、現場からは土曜日の分（5日分）や質の向上等、さらなる拡充の要望があります。県の対応を伺います。

(4)、ワクチン接種緊急促進事業について伺います。

実施内容及び関係者への周知はどうなっているか。この事業は、公明党として、党員・支持者・地方議員・国会議員が連携し、実現を目指して取り組んできたわけですが、一人でも多くの方が接種できるよう担当部局には頑張っていただきたい。取り組みを伺います。

(5)、知事の公約にもある乳幼児医療費助成事業の拡充について、取り組みを伺います。

(6)、小児救急電話相談事業（＃8000）の取り組み及び時間の延長も必要と思うが対応を伺います。

(7)、障がい者権利条例について、知事は制定実現に取り組むと明言しているが、具体的なタイムスケジュール、対応を伺います。

(8)、7対1看護体制について、県は平成23年度から中部病院に導入を決定しました。多くの関係者から喜びの声が寄せられています。高く評価したいと思います。看護師の増加数、確保の見通し、その他の県立病院への導入計画を伺います。

(9)、うつ病対策について、県内にはうつ病で悩む方々、家族の方が多いと言われています。相談体制の取り組み強化が必要と思うが、対応を伺います。また、通院が困難な患者や、うつ病でありながら未治療の方へ、訪問支援することできめ細かな回復への医療・保健・福祉サービスができると考えます。取り組みを伺います。

次に、教育行政についてお尋ねします。

(1)、国は、平成23年度から教員をふやし、少人数学級を推進すること、県内の取り組みはどうなっているか。

(2)、沖縄県公立小中学校特別支援学級設置要綱にある学級編制「原則として5人を下限とする」の法的根拠、必要性を伺います。

次に、財政改革についてお尋ねします。

(1)、平成23年度予算編成で、80億円の収支不足が生じ、主要4基金を取り崩すとのこと、県の借金に当たる県債残高は7000億円台に迫り、県民に必要な行政サービスを提供するには、強い決意で財政改革に臨まなければならないと考えます。現状と取り組みを伺います。

(2)、自主財源比率について、全国が42.2%に対し本県は27.2%と15ポイントの開きがあります。自主財源確保は財政改革には不可欠です。そこで県有財産の有効活用として自販機の公募方式導入はできないか伺います。

最後に、ことし10月、第5回世界のウチナーンチュ大会が開催されるが、沖縄の移民の歴史や世界で活躍している県人会の姿を県民や次世代の子供たちに伝え残していくことは大変意義あるものと考えます。県の対応を伺います。

以上質問を終わりますが、答弁によっては再質問を行います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 上原章議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、沖縄振興・産業経済面についての御質問の中で、沖縄県産業経済の検証及び新たな沖縄振興についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

3次にわたる沖縄振興開発計画や沖縄振興計画により、基本的な社会資本整備は着実に進み、本土との格差は縮小し、県民の利便性は大きく向上しているところでございます。しかしながら、産業経済面では、県民所得や失業率など、解決すべき課題も多く残っております。

大きな隘路として、正面にとらえるべき課題の一つは、島嶼経済の不利性の克服であると考えております。島嶼経済の不利性につきましては、まず物流・交流コストが高いこと、域内市場規模が小さいために「規模の経済」が働きにくいこと、労働やその他の経営資源の規模が小さいことなどが列挙できます。他方、沖縄県は、全国が人口減少に向かう中での人口の増加、成長著しい東アジアの中心に位置するという地理的な特性など、さらなる経済発展を実現できる素地は整いつつあるとも考えられます。新たな沖縄振興においては、このような沖縄県の立ち位置を踏まえまして、発展可能性を生かし、今後の自立的発展を見据えた戦略的基盤整備を進めていきますとともに、島嶼経済の不利性を克服する道筋を示し、自立型経済の構築に邁進いたしたいと考えております。

次に、福祉・医療に係る御質問の中で、認可外保育施設の給食費支援のさらなる拡充についての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への給食費支援につきまして、入所児童の一層の処遇向上のために、平成23年度当初予算案におきまして新すこやか保育事業を拡充いたしております。その拡充内容は、新たにおかず及びおやつ代も対象にすることなどによりまして、児童1日当たりの助成単価40円を77円に拡充する予定であります。さらに、ゼロ歳児への離乳食についても新規に助成することなどによりまして、前年度に比べ約5600万円の増加となっております。

沖縄県といたしましては、今回の助成拡充の効果が児童の処遇向上につながることを期待いたしております。さらなる拡充につきましては、今回の実施状況を踏まえつつ、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、第5回世界のウチナーンチュ大会に係る御質問で、ウチナーンチュ大会において移民の歴史、県人会の姿を県民に伝えることについての御質問にお答えいたします。

第5回世界のウチナーンチュ大会は、世界24カ国3地域に広がるウチナーネットワーク、ウチナーアイデンティティーを次世代に継承することなど、これらを目的として本年10月12日から16日までの5日間開催する予定でございます。今大会では、移民学習などを通して県内の小・中・高校生ネットワークを担う次世代の育成を図る「レッツスタディー！ワールドウチナーンチュ事業」をプレ・イヤーイベントとして実施しております。大会期間中は、移民に関する資料展を実施し、世界各地の県人会の姿や移民の歴史を県民に伝え

たいと考えております。また、今大会は、沖縄セルラースタジアム那覇や沖縄コンベンションセンターなどでの開催を予定いたしており、これまで参加できなかった県民にも広く周知し、大会を盛り上げてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 復帰後40年にわたる沖縄振興・産業経済面についての中で、第1次産業の減少理由と課題解決の取り組み、今後の方針についてお答えします。

本県の農林水産業における生産の現状は、農業において総農家数が昭和48年の5万2090戸から平成22年は2万1603戸で3万487戸の減、農業生産額が昭和48年の451億円から平成21年は892億円で441億円の増、水産業において、漁業経営体数が昭和48年の4340経営体から平成20年は2801経営体で1539経営体の減、漁業生産額が昭和48年の150億円から平成20年は173億円で23億円の増などとなっております。

このように生産額は復帰時に対して増加しているものの、農林漁業者の高齢化、担い手の減少、景気低迷等による農林水産物価格の低下など、厳しい状況にあります。また、島嶼県であるため、農林水産物の輸送コストが割高となっております。そのため、県といたしましては、亜熱帯・島嶼性に適合した農林水産基盤の整備、おきなわブランドの確立と拠点産地の育成による生産供給体制の強化、亜熱帯地域の特性を生かしたオリジナル品種の育成や、高品質生産技術の開発、航空輸送から低コストな船舶輸送への移行などによる輸送コスト低減対策、経営感覚にすぐれた認定農業者や、多様な担い手の育成確保など各種施策・事業を総合的に実施し、農林水産業の振興を図っているところであります。今後の農林水産業の振興につきましては、生産基盤の整備に加えて、輸送コスト低減対策、担い手対策などを強化する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 復帰後40年にわたる沖縄振興・産業経済面についての中での、製造業が減少した理由及び課題解決に向けた取り組みについての御質問にお答えします。

本県の製造業の石油製品を除く出荷額は、近年、約

3900億円前後をほぼ横ばい状態で推移しております。本県製造業が伸び悩んでいる要因は、市場規模の狭隘さや物流コストの課題など構造的な課題があるとともに、長期化する景気低迷や公共工事の減少が大きく影響しております。また、県内企業の中小零細性を起因とする経営基盤の脆弱さ、研究開発や技術集積の不足なども課題であると考えております。

県としましては、このような課題に対応していくため、物産展等による国内外市場への販路開拓、製品開発支援、経営革新、金融支援などを実施しております。さらに、今後は、物づくり基盤技術の高度化や人材育成、那覇空港を拠点とする国際貨物ハブ事業の活用による県産品の販路拡大など、総合的かつ戦略的に取り組んでいく考えでございます。

同じく復帰後40年にわたる沖縄振興・産業経済面についての中、金融特区や特自貿の現状、課題、対策及び今後の見通しについての御質問にお答えします。

金融特区においては、平成23年1月末現在、金融関連業者10社が進出し、569名の雇用を創出しております。今後、さらに企業立地を促進するためには、レンタルオフィスや通信環境の整備、人材育成などが課題となっており、地元名護市と連携して解決に努めてまいります。また、現在、国に企業のニーズに合わせた制度の拡充を要望しており、引き続き金融関連企業の集積に取り組んでまいります。特別自由貿易地域については、平成23年の1月現在で27社が立地し439名の雇用があり、土地利用率においては22.5%となっております。沖縄県では、物流コストが割高なこと、関連産業の集積が乏しいことなどの課題を踏まえ、物流支援事業、金型関連産業用賃貸工場の建設などさまざまな取り組みを行っております。今後は、輸送コスト支援事業の拡充や、新たに国に要望している国際物流経済特区制度を活用し、企業の立地を促進してまいります。

「新たな沖縄振興のための制度提言」についての中、金融特区、特自貿等の法人税実効税率の大幅な引き下げについての御質問にお答えします。

金融特区、特自貿等の地域制度については、沖縄振興特別措置法にかわる新法の検討の中で、優遇措置の拡充等を要望しているところであります。各特区における現行の法人所得課税の実効税率は、当初5年間は25%、後期5年間は27.4%となっているところ、新たな要望では、事業認定後10年間、法人税の全額免除を要望しております。

同じく「新たな沖縄振興のための制度提言」についての中、国際観光推進制度について港湾を対象とす

ることについての御質問にお答えします。

沖縄県では、世界じゅうから観光客を呼び込むためのインフラ整備及び誘客の強化を目的に、「国際観光推進制度」を提案しているところでございます。港湾に関しては、クルーズ船による誘客を推進する観点から、ビザ制度の要件緩和と港湾施設等のインフラ整備に係る財政支援を要望しております。そのほか、沖縄型特定免税店制度において港での免税品の受け渡しについても提案しているところでございます。

同じく「新たな沖縄振興のための制度提言」の中、沖縄雇用対策基金による新卒者就職活動支援としての渡航費用の軽減についての御質問にお答えします。

沖縄県における新規学卒者の就職活動については、離島から本島などの渡航費用の負担軽減が課題の一つであると認識しております。「沖縄雇用対策基金」（仮称）においては、このような課題についても検討してまいりたいと考えております。

次に、経済・雇用対策の中、中小企業等の資金繰り支援についての御質問にお答えします。

中小企業者等の資金繰り支援のための相談窓口については、沖縄総合事務局や沖縄県信用保証協会等において引き続き設置されており、沖縄県においても関係機関と連携を図りながら、随時、中小企業者の相談に対応しております。国は、中小企業の資金繰りに悪影響が出ないように、景気対応緊急保証制度終了後の来年度以降もセーフティネット保証等による100%保証を実施するとしております。県としても、平成23年度当初予算において、当該保証等に対応した県融資制度である中小企業セーフティネット資金等の融資枠を確保するとともに、小規模企業対策資金や小口零細企業資金の融資期間の延長に向け、金融機関等との調整を進めているところでございます。また、中小企業者に対し、引き続き県融資制度各資金の周知を行うとともに、資金ニーズを踏まえ、融資条件の緩和を図るなど、県融資制度の利用促進・執行率の改善に努めてまいります。

同じく経済・雇用対策の中、中小企業振興条例に関する現状及び成果についての御質問にお答えします。

沖縄県では、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」に基づき、知事を会長とする「沖縄県中小企業振興会議」及び「地域部会」等を開催し、中小企業団体等との意見交換を行っております。その中で、資金調達の円滑化を図るとの要望に対しては、原油・原材料高騰対策支援資金や中小企業セーフティネット資金の

融資枠を拡充してきたほか、海外への販路開拓等の支援の要望に対しては、県の海外事務所スタッフを増員するなど支援強化を図っております。また、先月は先進地視察の要望を受け、振興会議において帯広市を訪問し、中小企業施策の意見交換を行ってまいりました。今年度は、さらに、求人企業や求職者等へ雇用相談窓口を提供する「ワンストップ型雇用相談窓口設置事業」を実施するなど、県内中小企業のための総合的な支援策を推進しております。

同じく経済・雇用対策についての、卒業後3年以内の既卒者に係る県内での取り組みについての御質問にお答えします。

全国的な景気の先行き不透明感から、新卒者及び既卒者の就職環境は依然厳しい状況にあります。このような状況を乗り切るため、県内の経済団体、行政機関等の関係機関で組織する沖縄新卒者就職応援本部会議などにおいて、卒業後3年以内の既卒者が新卒枠で応募できるようその普及に努めているところであります。また、国においては、これら既卒者の雇用拡大を図るため創設した「3年以内既卒者採用拡大奨励金」などの活用を推進しているところであります。沖縄県としては、このような動きを踏まえ、既卒者等を対象に、県外企業約100社を一堂に招聘した県外就職面接会、本日コンベンションセンターで開催するなど既卒者の就職支援に取り組んでいるところであります。

同じく経済・雇用対策について、若年者と中小企業の雇用のマッチングを支援する取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄県は、若年者と中小企業のマッチングを支援するために、地域ごとにきめ細かく求人開拓を行い、求職者と求人企業のマッチングを促進する合同企業説明会・面接会を県内各地で年20回程度実施しております。また、就職が決まっていない高校生などを対象に、ビジネスマナーなどの就職基礎研修と、求人開拓、合同就職面接会をセットにした事業を実施しております。若年者を対象にした平成23年度の新規事業として、座学と中小企業等で職場訓練を行った後、求人企業を集めた合同説明会を開催する就職支援事業を実施する予定であります。また、中小企業で働く魅力を伝え就職を促すために、大学生等を対象に、職場体験を行う事業を実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 「新たな沖縄振興のための制度提言」についての御質問の中の、子育て

特別地域としての支援についてお答えします。

県においては、新たな沖縄振興に向けての制度提言の中で「新たな子育て支援制度」を国へ提案しているところであります。同制度については、5歳児保育の特殊性など、本県独特の子育ての現状を踏まえ、沖縄県だけに特例的に適用される新たな制度の創設や既存の補助事業の要件緩和を提案する内容となっております。

次に、認可外保育施設に対する整備及び運営に対する支援策についてお答えします。

新たな子育て支援制度においては、待機児童対策特別事業基金を継続・拡充し、新たに一定の質が確保された認可外保育施設への支援を求めています。その内容としては、待機児童の適切な保護及びその解消を図るため、一定の質が確保された認可外保育施設に対し、運営費を助成するものであります。また、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設に対する固定資産税の減免措置を講じ、あわせて市町村への地方交付税による減収補てん措置を求めるものであります。県としましては、入所児童の処遇向上を図るため、同制度提案の実現に向け、今後も国と協議を続けてまいります。

次に、保育ママ制度の認可外保育施設への委託等についてお答えします。

国の平成23年度予算案では、国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消先取りプロジェクト事業において、新たに子育て支援交付金を創設することが示されております。同交付金を活用した事業の一つとして、複数の保育ママが同一の場所で保育を実施するグループ型小規模保育事業があり、実施施設として認可外保育施設が考えられます。なお、実施に当たっては、市町村の財源確保や研修体制の確立、施設側の事業実施に伴う採算性の確保などの課題がありますが、保育ママの実施が多様な保育ニーズへの対応や待機児童解消策にもなり得ることから、同事業の実施を市町村に働きかけてまいります。

次に、家賃等賃借料の助成を認可外保育施設も対象にすることについてお答えします。

認可外保育施設については、新たな子育て支援制度の提案の中で、一定の質を確保した認可外保育施設への支援措置や、固定資産税の軽減措置を国に求めているところであり、当面、これらの措置の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、福祉・医療行政についての御質問の中の、ワクチン接種緊急促進事業の実施内容、関係者への周知についてお答えします。

国は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて定期接種化に向けた検討を行うこととしております。その間、これらの予防接種を促進するため、補正予算で「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」が措置されたところであります。公費負担については、予防接種法の趣旨を踏まえ、接種費用の9割を助成することとなり、その負担割合は、国2分の1、市町村2分の1で、市町村負担分については地方交付税措置されることとなっております。県としては、同交付金により基金を設置し、基金が適切に執行できる体制づくりを図るとともに、新聞広告やポスター作成により普及啓発を行うこととしております。なお、市町村においても説明会の開催、広報誌への掲載等により対象者への周知を図っているところであります。

次に、乳幼児医療費助成事業の見直しについてお答えします。

乳幼児医療費助成事業については、現在、入院は就学前まで、通院は3歳児までを対象に、市町村が助成した医療費に係る自己負担分の2分の1を県が補助しております。同事業の拡充については、県財政や他の医療費助成制度とのバランス、市町村の意向等を踏まえ、対象年齢や給付方法、所得制限、一部負担金等、助成要件を総合的に検討してまいります。

次に、小児救急電話相談事業の取り組みについてお答えします。

小児救急電話相談事業は、平成22年7月5日から開始し、19時から23時の間で実施しております。12月31日までの相談件数は2559件で、1日当たり14件となっております。時間帯で見ると、19時から20時台が多く、時間がたつにつれて徐々に少なくなっております。時間延長については、今後の状況を見ながら、必要に応じて関係団体と協議していきいたいと考えております。

次に、障害者の権利条例の制定に向けた対応等についてお答えします。

障害者の権利条例の制定に当たっては、当事者団体等との意見交換、県庁内関係課連絡会議や、障害当事者及び民間事業者等が委員を構成する検討の場を設置し、条例に盛り込むべき内容等の検討を進めてまいります。県としましては、こうした検討作業や障害者権利条約批准に向けた国の法整備状況を踏まえ、条例制定を行うこととしております。

次に、うつ病対策についてお答えします。

うつ病などの精神保健福祉相談については、保健所や総合精神保健福祉センター、市町村等において電話

相談・来所相談を行っております。県においては、うつ病等の相談支援体制を強化するため、市町村などの関係機関の職員を対象にした研修や、かかりつけ医へのうつ病対応力向上研修等を実施しております。また、訪問指導につきましては、家族等の了解のもとに精神保健活動の一環として行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは新たな沖縄振興のための制度提言についての御質問で、幼児教育の無償化についてお答えいたします。

公立幼稚園の入園料や保育料については、設置者である市町村が定めております。現在、国においては、経済的に困窮している保護者に対し、幼稚園就園奨励費で保育料等の補助を行い、幼児の幼稚園への就園を支援しております。本県における幼児教育の無償化につきましては、3町村が入園料と保育料を無償としており、その他の市町村においては、有償となっております。

県教育委員会としましては、幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であると認識しており、現在、国が進めている幼保一体化や「こども園（仮称）」等の動向を注視しながら、市町村と連携し、幼児教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育特別地域としての支援についてお答えいたします。

すべての沖縄県民が、どこに居住していても公平に教育機会が享受できるような環境を整備するとともに、戦後の特殊事情を考慮した施策を推進することは大変重要なことだと考えております。島嶼県であることの不利益性を解消するため、新たな沖縄振興の制度提言の中で「教育振興総合対策」や「離島児童・生徒支援センター（仮称）」について要望しているところであります。

「教育振興総合対策」の内容としましては、まず、児童生徒が修学旅行や各種大会に参加するための交通費の軽減を図ること、2つ目に、光通信による双方向交流学习や社会教育施設の利活用を推進するインフラの整備充実を図ること、3つ目に、複式学級の解消を要望するものであります。さらに、同支援センターは、離島生徒の寄宿舎と各種大会における小・中・高校生の宿泊施設等をあわせ持つ総合的な複合施設を目指しているものであります。また、戦後の特殊事情を考慮し、「戦中・戦後の混乱期における義務教育未修

了者に対する支援制度」も要望しております。

今後とも沖縄県の地理的・歴史的事情を考慮し、教育特別地域として支援が図られるよう要望してまいりたいと思います。

次に、教材等の無償化についてお答えいたします。

小中学校の授業等で使われる教材の中で、教科書については教科書の無償措置に関する法律により、全児童生徒に無償で給与しておりますが、それ以外の教材については保護者負担となっております。また、学校給食については、学校給食法の規定により、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者である市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。なお、経済的に困窮している児童生徒については、市町村において学用品や学校給食等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、児童生徒が安心して教育を受けられるようにすることは、教育の機会均等を保障する上で重要であることから、今後とも全国都道府県教育長協議会等を通して、就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

次に、英語教育特区の導入についてお答えいたします。

本県では、国際性豊かな視野の広い人材の育成を目指して小学校から外国語教育を積極的に推進し、平成21年度には、すべての小学校で5・6年生を対象に外国語活動を全国に先がけて実施しております。また、那覇市や浦添市、宜野湾市、嘉手納町、南城市の教育課程特例校等においては、小学校1学年から6学年まで6年間を通して言語や文化について体験的に理解を図るとともに、外国語になれ親しみ、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標として外国語活動を実施しております。その成果として、外国語学習に関する興味・関心、意欲の高まりやリスニング力の向上などが報告されております。

県教育委員会としましては、地域の特性を生かし、特色ある学校づくりを推進する上で、各学校が教育課程特例校制度を活用することは大変重要であると考えております。これまでの那覇市等の教育課程特例校としての研究成果を他の市町村に紹介し、制度の導入について促進してまいりたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、少人数学級の取り組みについてお答えいたします。

文部科学省においては、平成23年度から小学校1年生において35人学級を制度化することとしております。また、小学校の2年生から6年生及び中学校については、学級編制の標準を順次に改定することについ

て検討を行うこととしております。現在、本県の小学校1・2年生で加配定数を活用し、30人学級を実施している少人数学級につきましては、平成23年度においても引き続き実施してまいりたいと思います。今後の小学校、中学校の少人数学級に関する計画については、国の35人学級の動向や全国の実施状況等を踏まえ取り組んでまいります。

次に、特別支援学級の設置についてお答えいたします。

特別支援学級等の学級編制の基準は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、都道府県が定めるものとなっております。本県においては、沖縄県公立小学校・中学校特別支援学級設置要綱を定め、集団活動による学び合いや社会的自立の観点から、新設の場合は原則として5人を下限としております。また、地域の特別支援学級の設置状況、市町村教育委員会の特別支援学級設置計画、就学前の障害児児童数等を勘案しながら5人未満での設置につきましても弾力的に対応することとしております。

県教育委員会としましては、教育上特別の支援を必要とする幼児・児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うことは重要であると認識しております。特別支援学級の新設時に5人を下限とすることなどの設置基準のあり方については、全国の実施状況等を踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 福祉・医療行政につきまして、災害時要援護者の避難支援対策についてお答えいたします。

県内の市町村における災害時要援護者の避難支援計画の策定状況は、平成22年3月末現在で13団体が策定済みであり、策定中の団体と合わせると33団体、80.4%となっております。

災害時要援護者名簿の整備につきましては、整備中が26団体、63.4%となっております。

個別計画につきましては、策定中が19団体、46.3%となっております。

次に、那覇市の災害時要援護者名簿についての御質問にお答えいたします。

災害時要援護者名簿につきましては、これまで各市町村において本人の申請に基づいて名簿登載をする方式を採用しておりましたが、那覇市は、要援護者本人

の同意にかかわらず市の把握している情報をもとに名簿登載をする方式を県内で初めて採用し、関係機関で情報を共有するとしております。この方式によりますと、より多くの名簿登載が可能になるとともに、情報共有によって関係機関の迅速な避難支援対応につながるとされております。同方式につきましては、各市町村の個人情報保護条例等の関係等について精査が必要とされております。

県としましては、これらも勘案し、できるだけ多くの要援護者が災害時要援護者名簿に登録されるよう市町村と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 福祉・医療行政についての御質問の中で、7対1看護体制導入による看護師の増員数、確保の見通し及びその他の県立病院の計画についてお答えいたします。

中部病院での7対1看護体制の実施については、93名の看護師の増員が必要になります。現在、看護師の確保に全力で取り組んでいるところであります。

病院事業局としては、次年度5月を目途に実施していきたいと考えております。

北部病院、宮古病院及び八重山病院での7対1看護体制の導入については、中部病院等での実施状況を踏まえ検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 財政改革に関する質問のうち、財政の現状と財政改革の取り組みについてお答えいたします。

本県の財政は、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどから多額の収支不足が生じるなど厳しい状況にあります。こうした状況を改善していくため、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき持続力ある財政基盤の確立に取り組んでいるところであります。

歳入面においては、県税の徴収強化や使用料・手数料の定期的な見直しなどに取り組むとともに、新税の創設、県有施設のネーミングライツの導入に向けた検討や産業振興による税源の涵養などを通して、引き続き自主財源の確保に取り組んでまいります。また、歳出面においては、県単補助金や事務事業の見直し、大型箱物整備の抑制等に取り組んでまいります。あわせて、全国知事会等と連携して地方交付税等の一般財源

確保について国に働きかけ、安定的な財政基盤の確立に向けて取り組んでまいります。

次に、自動販売機の公募方式導入についてお答えいたします。

自主財源の乏しい本県においては、自動販売機の公募制を導入するなど自主財源の増収を図る必要があります。このため、県においては、平成23年度から自動販売機の公募制を導入することとしており、現在、県のホームページを通して知事部局、教育委員会、公安委員会合わせて174台の自動販売機の設置者を公募しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上原 章君。

〔上原 章君登壇〕

○上原 章君 御答弁ありがとうございました。

何点か再質問をさせていただきたいと思います。

知事、今新たな振興新法を策定している中で、先ほど私が、特に子育て特区、教育特区という提案をいたしました。本当に今、今回の沖縄振興新法について多くの県民が期待をしているわけなんですけれども、民主党政権も沖縄を地域主権改革のモデルとまでおっしゃったとも聞いていますけれども、今、全国では地方から政治を変えろというぐらいの中で、これまでの振興新法のただ延長上で今回各担当部局が取り組んでいるのであれば、私は大きな見込み違いだと思っております。今後の沖縄県の21世紀ビジョンを本気で実現をしようとするならば、この子育て特区、教育特区というのはもう本当に執念を燃やして、私は政府と交渉していただきたいなと思っております。

我が国は今、格差、貧困で社会全体が子供を育てる力が弱まっているとも言われています。そんなときに、最も子供が多い沖縄県で安心して子育てができるという仕組みをつくることは、全国にも発信ができると思うんですね。意義があると思うんですよ。ぜひ私は、今回のこの幼児から義務教育までは、沖縄県は本当にあらゆる意味で無償化を目指す。また、医療についても無料化を目指してほしいなと思います。その点、ちょっと御意見をお聞かせください。

それから、私は幼児教育の無償化、特に小中学校の教材費・給食費の無償化、教育長、これはやっぱり多くの保護者の方々からも、いろんな助成の事業があるにせよ、今の社会状況の中で親が払えないから子供に給食等で本当につらい思いをさせるということ自体が、これはもう我々社会の大きな責任で、本来県が先頭を切って無償化を目指す、そういう意味では今回の振興新法の中に制度化していただきたいなと思いま

す。もう一回御意見をお伺いします。

それから英語教育、教育長、21世紀ビジョンの中に、「県民が望む将来の姿」に、「沖縄の学力や進学率など教育水準は高く、語学教育が充実している。」、20年後ですけれども、「高校卒業時までには2カ国語以上が話せるようなカリキュラムが組まれ、世界で活躍できる人材を輩出している。」と、この21世紀ビジョンにあるんですね。今の語学教育、沖縄の現状でそこまで本当に持っていけるのか、もう一度認識をお聞きます。

それから知事、乳幼児の医療費助成、これは知事の公約にも入っているんですけれども、先ほどから話していますように、子供の基本的な経済負担を社会全体がしっかり支えるという原則を考えると、知事は1期目のときにすぐ乳幼児医療費の拡充に着手しました。非常に多くの方々喜んでいただけていますが、ぜひ今回もう一步踏み込んで、この乳幼児医療費の助成事業に私は踏み込む必要があると思うんですが、見解をお聞かせください。

あと福祉保健部長、認可外保育園の給食処遇改善のための支援なんですけど、10日から20日分にして拡充し、またお米を、また今回の拡充と、大変評価します。ですけれども、この20日分、現場では土曜日も夕方まで子供たちを預かっているという現状があるんですね。そういうのを考えると、やっぱり25日分まで私は広げる必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

済みません、あと幾つかあります。

小児救急電話相談（＃8000）、これも非常に今現場の関係者が喜ばれているんですが、ぜひ夜間延長、これを検討していただきたいと。利用者の人たちからアンケートをとるなりして、その辺の必要性、先ほど関係機関と検討するということでありましたけれども、利用者からもぜひこの辺の必要性を確認していただきたいと思います。

あと教育長、特別支援学級について、皆さんのつくっている設置要綱に5人を下限とする、これは国の法律を見ると全くそういったことはないんですね。むしろ逆行しているんですね。国の法律では、都道府県が特別支援学級の学級編制の基準を決めるという中に8人、上限がですね。現場に応じてそれを下げていいという考え方なんですね。例えば、文部科学大臣が定める障害を2つ以上あわせ持つ児童生徒は3人だという、8人という一つの上限を国は法律で決めて、必要に応じて都道府県で下げていいんですね。極端に言えば2人でも1人でもそういった支援

の必要な子がいればクラスをつくっていいんですよ。それを沖縄県はなぜか原則として5人を下限とするという線を引いてしまっているんですね。おかしいんですね、この考え方が。現場では2人とか3人、ぜひこの支援が必要な子供たちのクラスをつくりたいんですが、県がこういった条例の中につくっているんでつくれません。さっき柔軟に対応していると言っていましたけれども、市町村ではそういった理由で推進されないんですね。この子供たちはどこに行くのかとそういうことを考えると、これはもう私は撤廃する必要があると思うが、いかがでしょうか。

あと自販機、ぜひ部長、頑張ってくださいたいと。全国には相当大きな事例が出ております。もう時間がないので……。群馬県では、114万円の収入が1億6000万円になったと。それから長野県では1億4000万円の収入があったと、そういう事例がありますので、よろしくお願いします。

最後に知事、移民の皆さんの件なんですが……。

ちょっとストップ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時5分休憩

午後5時5分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○上原 章君 先ほどウチナーンチュ大会で資料展を開催したいと、非常にいいことだと思いますが、移民の歴史はやっぱり海外雄飛の歴史でもあり、世界に飛躍する国際的な人材育成にもつながると思います。

ぜひ県内に普段からこういった移民の歴史や県人会の活躍をとどめる、移民会館とまでは言わなくても既存のそういった建物に、観光客を含め国内外からこういった方々がそういったものに触れる、専用できるような仕組みをつくれませんかお聞きします。

以上。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時7分休憩

午後5時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 上原議員から幾つか再質問いただきましたが、一番初めの教育特区とか子育て特区とでも呼ぶべき内容をしっかりとつくって、今度の新しい沖縄法の中できちっと取り組んでいくべきではないかという御趣旨の御提案等のお考えだと思いますが、ほとんどそういう方向、考え方に沿っているいろいろな特区制度について今我々も検討・研究している最中

でございますので、ひとつぜひこの中身以外にこれは詰めにくい部分がないわけではないんですが、この3月いっぱいいろいろな形でまとめていきたいと思いますので、ぜひ議員のまた具体的な御提案をもう少し詳しくいただければ、それを参考にしながら、そういう気持ちと意気込みでしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 再質問にお答えいたします。

乳幼児医療費助成事業の拡充につきましては、先ほども申し上げましたが、市町村の意向とか県財政の状況を踏まえながら、対象年齢をどういうふうにやっていくか、それから給付方法、所得制限や一部負担金をどんなふうにやっていくかというものを総合的に検討して、23年度（次年度）において検討を進めていきたいと思っております。

また、国に対しても、全国的にそういう県単事業として実施しておりますので、それにつきましても国の助成を拡充していただくような、国のほうとして助成していただくような形での要望をしていきたいというふうに考えております。

それから認可外保育施設への給食費のさらなる拡充につきましては、20日分を25日分まで拡充することができないかという趣旨の要望でございますが、今回の実施状況を踏まえて今後検討してまいりたいと考えております。

それから＃8000につきまして、時間延長につきまして、それに向けての利用者のアンケートの実施等の御質問でございますが、それにつきましても事業を委託している団体等と協議して、アンケートの実施等についても今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 上原議員から御質問がありました特別支援学級の設置についてお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、特別支援学級の学級編制の基準は、法律に基づきまして都道府県が1ないし8名の範囲で定めることになっております。本県においては、沖縄県公立小学校、中学校、特別支援学校設置要綱を定めまして、新設の場合は5人を下限としております。5人の法的根拠はございませんけれど

も、その定めについては各県の実情に応じて7名、6名、5名という形になっております。

沖縄県では、これまでの実施状況、それから加配教員の確保など総合的なことを勘案して、市町村との合意事項として定めております。ですから、決して5人を下限とするというこれだけではなくて、これに地域の特別支援学級の設置状況、それから市町村の教育委員会の特別支援学級の設置計画等々そういうものを弾力的に勘案して、5人未満での設置についても対応するとしております。

実質的に現状は、1人の学級も72名おります。2人の学級も128名おります。3人学級も216名、4人学級も364名で、4人以下の学級が全体の44%設置しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時17分休憩

午後5時18分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○教育長（金武正八郎君） ちょっと答弁が漏れました。

特別支援学級の新設時に5人を下限とすることなどの設置基準のあり方については、全国の実施状況等を踏まえまして今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 自動販売機の公募制の導入への再質問についてお答えいたします。

議員が御案内されましたように長野県、群馬県でかなりの実績が上がっているということは承知しております。私どもも九州各県を調査いたしました。九州各県でも実施しておりまして、私どもの調査では、九州平均で導入前の収入78万円が、導入後2794万円にアップするなど効果が出ている状況にあります。

23年度4月1日から174台実施しますので、実施結果を踏まえまして拡充についても検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 移民歴史資料展のような常設的な仕組みについての再質問にお答えしたいと思います。

やはり関係者から移民展の常設的なものの要望はあ

りまして、今回のウチナーンチュ大会等に合わせて検討・研究させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。
次会は、明24日定刻より会議を開きます。
議事日程は、追って通知いたします。
本日は、これをもって散会いたします。

午後5時21分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子

平成23年 2月24日

平成23年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成23年
第2回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成23年2月24日（木曜日）午前10時1分開議

議事日程第4号

平成23年2月24日（木曜日）

午前10時開議

第1 新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書

{	当銘 勝雄君	島袋 大君	}	
	照屋 守之君	翁長 政俊君		
	浦崎 唯昭君	仲村 未央さん		
	渡久地 修君	糸洲 朝則君		提出 議員提出議案第1号
	奥平 一夫君	赤嶺 昇君		
	上里 直司君	山内 末子さん		
	吉田 勝廣君			

第2 「新たな沖縄振興のための制度提言」の中に法制度を盛り込むことを求める決議

{	当銘 勝雄君	島袋 大君	}	
	照屋 守之君	翁長 政俊君		
	浦崎 唯昭君	仲村 未央さん		
	渡久地 修君	糸洲 朝則君		提出 議員提出議案第2号
	奥平 一夫君	赤嶺 昇君		
	上里 直司君	山内 末子さん		
	吉田 勝廣君			

第3 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書

{	渡嘉敷喜代子さん	桑江朝千夫君	}	
	吉元 義彦君	仲田 弘毅君		
	具志 孝助君	照屋 大河君		
	前田 政明君	上原 章君		提出 議員提出議案第3号
	新垣 清涼君	玉城 満君		
	玉城 義和君	吉田 勝廣君		
	上里 直司君			

第4 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議

{	渡嘉敷喜代子さん	桑江朝千夫君	}	
	吉元 義彦君	仲田 弘毅君		
	具志 孝助君	照屋 大河君		
	前田 政明君	上原 章君		提出 議員提出議案第4号
	新垣 清涼君	玉城 満君		
	玉城 義和君	吉田 勝廣君		
	上里 直司君			

第5 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書

- 日程第2 「新たな沖縄振興のための制度提言」の中に法制度を盛り込むことを求める決議
- 日程第3 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書
- 日程第4 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議
- 日程第5 代表質問

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 仲 君	24 番	前 島 明 男 君
副議長	玉 城 義 和 君	25 番	新 垣 良 俊 君
1 番	上 原 章 君	26 番	仲 田 弘 毅 君
2 番	島 袋 大 君	27 番	照 屋 守 之 君
3 番	中 川 京 貴 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん
4 番	桑 江 朝 千 夫 君	29 番	嶺 井 光 君
5 番	平 良 昭 一 君	30 番	赤 嶺 昇 君
6 番	仲 村 未 央 さん	31 番	当 銘 勝 雄 君
7 番	照 屋 大 河 君	32 番	渡嘉敷 喜代子 さん
8 番	渡久地 修 君	33 番	前 田 政 明 君
9 番	瑞慶覧 功 君	34 番	玉 城 ノブ子 さん
10 番	山 内 末 子 さん	35 番	奥 平 一 夫 君
11 番	上 里 直 司 君	36 番	比 嘉 京 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	當 山 眞 市 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	吉 元 義 彦 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	座喜味 一 幸 君	40 番	浦 崎 唯 昭 君
16 番	佐喜真 淳 君	41 番	池 間 淳 君
17 番	玉 城 満 君	42 番	新 垣 哲 司 君
18 番	仲宗根 悟 君	43 番	具 志 孝 助 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	44 番	當 間 盛 夫 君
20 番	西 銘 純 恵 さん	47 番	嘉 陽 宗 儀 君
21 番	新 垣 清 涼 君	48 番	大 城 一 馬 君
23 番	新 垣 安 弘 君		

欠席議員（1名）

46 番 新 里 米 吉 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	企 業 局 長	宮 城 嗣 三 君
副 知 事	上 原 良 幸 君	病院事業局長	伊 江 朝 次 君
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	会 計 管 理 者	米 蔵 博 美 さん
総 務 部 長	兼 島 規 君	知 事 公 室	饒平名 知 成 君
企 画 部 長	川 上 好 久 君	秘書広報統括監	
文化環境部長	下 地 寛 君	総 務 部 監	新 垣 郁 男 君
福祉保健部長	奥 村 啓 子 さん	財 政 統 括 監	
農林水産部長	比 嘉 俊 昭 君	教 育 委 員 会 長	中 野 吉三郎 君
観光商工部長	勝 目 和 夫 君	教 育 長	金 武 正八郎 君
土木建築部長	仲 田 文 昭 君	公安委員会委員	安 里 昌 利 君

警察本部長 村田 隆 君
労働委員会 平 良 宗 秀 君
事務局 長

人事委員会 岩 井 健 一 君
事務局 長
代表監査委員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長 龍 野 博 基 君
次 長 新 城 博 君
参事兼議事課長 嘉 陽 安 昭 君
副参事兼 平 田 善 則 君
課長補佐
主 査 佐久田 隆 君

主 査 仲宗根 章 君
政務調査課長 城 間 正 彦 君
副 参 事 知 念 正 治 君
主 幹 前 田 敦 君
主 幹 上 原 貴 志 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

2月22日、当銘勝雄君外12人から、議員提出議案第1号「新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書」、議員提出議案第2号「「新たな沖縄振興のための制度提言」の中に法制度を盛り込むことを求める決議」、渡嘉敷喜代子さん外12人から、議員提出議案第3号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書」及び議員提出議案第4号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議」の提出がありました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第1 議員提出議案第1号 新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書及び日程第2 議員提出議案第2号 「新たな沖縄振興のための制度提言」の中に法制度を盛り込むことを求める決議を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

当銘勝雄君。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 おはようございます。

代表質問の日程のさなかに、議員提出議案として大事な議案が整いましたので、お時間をかしていただきたいというふうに思います。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号の2件につきましては、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第1号につきましては、新たな沖縄振興のための法制度の創設について、議員提出議案第2号につきましては、「新たな沖縄振興のための制度提言」の中に法制度を盛り込むことについて、それぞれ関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書朗読〕

次に、議員提出議案第2号につきましては、内容の一部とあて先が意見書と異なりますので、内容の異なる部分とあて先だけを申し上げます。

〔「新たな沖縄振興のための制度提言」の中に法制度を盛り込むことを求める決議の「そのためには」から「要請する。」まで及びあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書につきましては、その趣旨を関係要路に要請するために、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「新たな沖縄振興のための法制度の創設を求める意見書」及び議員提出議案第2号「「新たな沖縄振興のための制度提言」の中に法制度を盛り込むことを求める決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第1号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号の趣旨を関係要路に要請するため、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員長及び委員5人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第3 議員提出議案第3号 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書及び日程第4 議員提出議案第4号 嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渡嘉敷喜代子さん。

〔議員提出議案第3号及び第4号 巻末に掲載〕

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第3号及び第4号の2件につきましては、2月22日に開催した米

軍基地関係特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号及び第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第3号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書」及び議員提出議案第4号「嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号及び第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 おはようございます。

ニュージーランドの地震、死者が75人、そして行方不明300人余、そして27人の邦人の安否が確認されていないと。きょうの新聞を読みますと、琉大生の安否が確認されていないという報道がございました。一刻も早い確認と救出を切望するものでございます。

それでは沖縄社会大衆党・結の会を代表いたしまして、質問をさせてもらいたいと思います。

最近の民主党の政権、混迷と混乱、一体どういう立場で国づくりをしようとしているのか、さっぱり見えてきません。そして党内での足の引っ張り合い、きのうも政務官が辞意を表明したと。一体どういう政権運営をやっていくのか、非常に心配をしております。自民党も悪かったが、民主党もますます悪くなっているという声がちまたに出ております。私も沖縄社会大衆党も民主党との距離がだんだんだんだん離れていく、非常に行く末を心配しております。

それでは質問に入ります。

これまた民主党批判になるのかなと思いながら質問をさせていただきますけれども、鳩山前総理の「抑止力は方便」発言についてでございます。

鳩山前総理がマスコミインタビューで、普天間飛行場の県外移設断念の理由とした在沖海兵隊の抑止力は辺野古しか残らなくなったときに理屈づけしなければならず、「方便」と言われれば「方便」だったと述べました。全く無責任の「方便」であり、一国の総理大臣が単なる思いつきで普天間飛行場の辺野古回帰の理由づけをするため抑止力を持ち出したことに心の底から怒りを禁じ得ません。これまでの県民の過重な基地負担の苦悩に思いをいたし、県民の未来に泥を塗る発言として二重の意味で許しがたく、議会としてまた沖縄県民として発言の真意を確かめる必要があるものと考えてるものです。

(1)、地元マスコミによりますと、知事は、「鳩山前総理の発言は回顧録のようなものであり、問題にすることすらはばかれる」と述べたと報道されていますが、「方便発言」に対する知事の率直な見解と対応をお伺いいたします。

(2)、上原副知事は、「あいた口がふさがらない」と不快感を示したと報道されているが、副知事にも率直な見解をお伺いしたいと思います。

(3)、我が会派は、余りにも県民を愚弄する無責任きわまる重い発言であることから、地方自治法、委員会条例に基づき鳩山前総理を沖縄県議会に参考人として招致し、発言の真意と米海兵隊は抑止力になっているも含め、ただす必要があるのではないかと強い抗議の意思を込めて提案するものでございます。議長初め議員諸氏の御理解と御協力を賜り、ぜひ実現していただきたいと思いますが、この提案につきまして沖縄県知事としての御見解を賜りたいと思っております。

次、2、平成23年度知事所信表明についてでございます。

仲井真知事は、2月定例会冒頭で、2期目就任後向こう1年間の県政運営の所信表明を行いました。社大・結会派の評価は2月16日のマスコミコメントのとおりであります。

それでは知事所信表明の中から質問いたします。

(1)、平成23年度政府案についてですが、所信表明の中で「効果的な諸施策」が盛り込まれていると述べています。その中で2点について質問いたします。

ア、「沖縄振興自主戦略交付金（仮称）」の意義と問題点の説明を求めます。

イ、「沖縄振興一括交付金（仮称）」について、「沖縄が求めるかたち」と述べていますが、どのような「かたち」で求めようとしていますか。

(2)、平成23年度の主要施策の展開について。

ア、「那覇空港・那覇港を中心とする国際物流経済特区の創設を国に求めてまいります。」と述べていますが、説明を求めます。

イ、県民所得全国中位は、さきの知事選挙において仲井真知事公約の最大の目玉だったはずですが、その割には再選後初の施策に具体的に反映されているとは思いません。知事の所見を問うものであります。

ウ、県民生活の向上や雇用対策の取り組みについて具体策を示していただきたいと思います。

エ、平成24年度に開催される「全国豊かな海づくり大会」の概要の説明を求めます。

オ、「金融特区への企業集積を図ります。」と述べていますが、2008年名護市の金融特区で税制優遇措置第1号で唯一の認定企業が現特区から撤退しています。問題点と今後の可能性について伺います。

カ、「環境保全と経済発展が両立する社会を実現するため、沖縄版ニューディールを推進します。」と述べていますが、具体的構想を示していただきたいと思います。

新沖縄振興計画について。

新たな振興計画は、県民参加のもとでつくられた

「沖縄21世紀ビジョン」を踏まえ、県民のための振興計画を県主導で実現しなければなりません。過去4次にわたる振興計画をしっかりと検証し、真に県民のための振興策を打ち立てなければなりません。その視点に立って質問します。

(1)、新しい振興計画は、沖縄の不利性の克服と優位性をどう生かすかという視点で計画をつくり上げてしていますが、あるべき沖縄の未来を示した「沖縄21世紀ビジョン」を実現可能な計画としてどのように落とし込んでいこうとしているのか。制度や根拠となる法律等についてどのように検討されているのか。また、政府と協議していると思いますが、進捗状況をお伺いします。

(2)、全国最低の県民所得、全国の2倍近い失業率問題は、沖縄の解決しなければならない大きな課題であります。中間報告によって稲嶺前知事の言う「釣り具」はそろそろとの認識ですか。

(3)、集中する米軍施設の返還はビジョン実現にとって不可避であります。どのように基地の返還計画を振興計画に具現化していくか。また、政府との交渉をどのように進めていくのですか。

(4)、カジノ導入については、県民の間に反対の声が強い。知事は新振計に盛り込む考えですか。

4、基地問題について。

(1)、知事訪米についてです。

ア、2010年度内訪米を見送りましたが、その根拠の説明を求めます。

イ、普天間飛行場を初め基地問題解決に向け、県民総ぐるみの運動の様相を呈しています。次期訪米では知事を先頭に県選出国會議員や県議会、市町村長会、市町村議長会、経済団体等オール沖縄で訪米要請をすべきと思いますが、知事の所見を伺います。

(2)、軍転協要請について。

ア、去る2月4日から9日にかけて軍転協は、日米共同発表の見直し、普天間飛行場の県外移設、嘉手納より南の施設返還を普天間問題と切り離すことを含む7項目の要請行動を行いました。政府や駐日大使などの反応について所見を伺います。

イ、軍転協としての要請項目の実現、改善に向けて今後の行動計画はどうなっていますか。

(3)、牧港補給基地のパッケージ切り離しについて。

ア、浦添市の面積の約14%を占める牧港補給基地をSACO合意のパッケージから切り離して早期返還を求めるため、浦添市議会が県と国に対して要請を行いました。国・県の対応についてお伺いいたします。

(4)、普天間飛行場問題について。

ア、知事は、さきの知事選挙、そして2011年第2回沖縄県議会の所信表明で、日米共同発表の見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組む姿勢を表明していますが、具体的な行動計画を示すべきと思います。知事の所見をお伺いします。

イ、同じく所信表明の中で、「県内移設は事実上不可能ではないかと考えており、」の表現について、あいまいさを禁じ得ません。明確に県内移設反対を表明すべきではないでしょうか。

ウ、玉城義和副議長を団長に糸数慶子参議院議員、社大・結会派の3人のメンバー等がグアム視察を行いました。結論として、2006年のロードマップの合意は極めて流動的であるとまとめています。

質問いたします。

2006年のロードマップ合意の実現性について政府から示されているのでしょうか。

エ、普天間飛行場の危険性の除去は最優先課題であります。沖縄県知事として具体的にどう取り組むのでしょうか。

(5)、米軍機による騒音被害について。

ア、嘉手納基地や普天間飛行場を発着する米軍機による騒音被害が激化しています。その実態を示してください。

イ、米軍基地周辺の騒音軽減のSACO合意と騒音防止協定の実効性が問われています。県の対策についてお伺いします。

ウ、爆音被害を訴える地域が拡大増加していますが、その実態と対策について伺います。

(6)、米軍普天間飛行場の移設に係る国による名護市への不服申し立てについて。

ア、普天間飛行場の移設を前提に名護市辺野古沿岸部で行う動植物の生息状況など、現況調査を名護市が拒否したことについて防衛省が異議申し立てをしました。名護市長は毅然と正当性を主張しています。県の認識を伺います。

イ、県は静観しているようですが、知事も県外移設を表明いたしました。名護市を後押しするのが当然であると思いますが、知事の決意を伺います。

(7)、米海軍が1月5日から15日にかけて訓練区域外の海域で米軍が日本政府に通知せず実施する計画を進めていたことが発覚いたしました。爆撃訓練によって漁業従事者及び県民への被害、不安ははかり知れないものがあります。

以下、質問します。

ア、政府は、国際法上沿岸国である我が国の権利と義務に妥当な考慮を払って行わなければならないとし

て、実施の可能性について否定しないとする閣議決定をしていますが、知事の見解を求めます。

イ、県は、訓練区域外での爆撃訓練を実施しないことを日米両政府に強く求めるべきと思いますが、所見を伺います。

ウ、訓練区域内・区域外で訓練が行われているかについて、政府の監視体制はとられていないとしていますが、知事は政府に監視体制の確立を求めるべきと思います。知事の決意を伺います。

(8)、高江区でのヘリパッド建設について。

ア、高江区でのヘリパッド建設は係争中の中で工事が行われました。県の認識を伺います。

イ、県としてヘリパッドの建設中止を求める考えはないでしょうか。

ウ、2010年、米軍ヘリによると思われるホバリングの真相究明について説明を求めます。

(9)、嘉手納基地での米軍のパラシュート降下訓練について。

ア、降下訓練強行の経緯の説明を求めます。

イ、県の日米両政府への今後の対応策をお伺いします。

5、T P P(環太平洋連携協定)について。

(1)、本県農林水産業等への影響について改めて説明を求めます。

(2)、T P P参加について、今後の対応策で知事の決意をお伺いします。

6、今議会に提案されています沖縄県暴力団排除条例について質問いたします。

(1)、暴力団による犯罪は巧妙化し激増が言われていますが、実態について説明を求めます。

(2)、暴力団排除条例制定によって取り締まりの効果を伺います。

(3)、暴力団犯罪壊滅に向けて県警本部長の決意を伺います。

7、沖縄県立郷土芸能会館（仮称）建設について。

(1)、郷土芸能会館（仮称）の建設の意義について伺います。

(2)、建設に向けての今後の計画構想を説明してください。

8、新たな公共交通システム導入について。

(1)、県は、新振計で本島縦貫鉄道整備を国に要望する方針を決めています。国の対応はどうか説明を求めます。

(2)、L R T（次世代型路面電車）導入について、各地域・団体からの導入の機運がわき起こっていますが、県の考え方と今後の取り組みを示していただきます

いと思います。

よろしく御答弁お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

大城一馬議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、鳩山前総理の発言に係る御質問にお答えいたします。

鳩山前総理の発言につきましては、直接お聞きしたわけではありませんが、報道のとおりとすれば、「方便」という言葉は、理解しがたい表現と言わざるを得ません。

県は、政府に対し、頭越しではなく、地元の理解と協力を得なければならないことや、県民の納得のいく説明や解決策を示すよう繰り返し申し上げてきましたが、今回の鳩山前総理の一連の発言は、県民の納得のいく説明とはとても言いがたく、まことに遺憾であると考えております。

次に、同じく鳩山前総理に係る御質問の中で、参考人招致をすることについての御質問にお答えいたします。

県議会における参考人招致につきましては、県議会の権限に属するものであり、知事として所見を申し上げることは差し控えさせていただきます。

次に、基地問題に係る御質問で、年度内訪米を見送った説明及びオール沖縄での訪米についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。なお、この4の(1)のイと4の(1)のイは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

今年度の訪米につきましては、議会日程や年度末の重要案件の業務調整等を踏まえまして実施を見送ることといたしました。いずれにいたしましても、アメリカ政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え、理解と協力を求めることは沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。来年度、効果的な訪米が実施できるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、オール沖縄での訪米につきましては、御提案として承っておきたいと思います。

次に、同じく基地問題の中で、普天間飛行場の県外移設に向けた取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通して普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合う

べきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。平成23年度には、世論を喚起するための広報活動などを積極的に展開してまいりたいと考えております。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうためのあらゆる方策を検討し、展開してまいりたいと考えております。

同じく基地問題の御質問の中で、明確に県内移設反対を表明することという御質問にお答えいたします。

これまでの県の求めにもかかわらず、政府から県民の納得のいく説明と解決策は依然としてまず示されておりません。このため、県内移設は事実上不可能と考え、日米共同発表の見直しを求めているものであり、その内容は県外移設を求めるということに尽きると考えております。

同じく基地問題に係る御質問の中で、危険性除去の具体的な取り組みについてという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、駐留部隊の移駐や訓練の縮小、そして分散移転など、普天間飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図ることを政府に求めてまいりました。また、去る1月に開催されました米軍基地負担軽減部会におきましても、政府に対し、危険性除去の具体的な取り組みについて地元の要望を聞いていただきたい旨求めたところでございます。

県といたしましては、引き続き軍転協とも連携をし、普天間飛行場の危険性の除去について具体的な方策の提案、そして実施に向け、さらに検討を加速させるよう政府に求めていきたいと考えております。

次に、TPP協定に係る御質問の中で、TPP交渉参加に関する今後の対応についてという御質問にお答えいたします。

農林水産業は、重要な産業という側面だけではなく、文化などの多面的な機能の保持という面でも極めて大切な産業であります。一方で、資源の乏しい我が国は、通商貿易国家として成り立っている面も否定できません。したがって、どちらか一方だけをとるということでは、我が国の持続的発展は困難であります。両立を図る道を探ることが極めて重要であると考えております。今般のTPPにつきましては、原則として全品目についての関税を撤廃することを目指すものであります。このため、我が国や沖縄県の農林水産業に深刻な影響を及ぼすことが懸念されておりますが、このことに対する対応策も打ち出されておられません。

このような状況において、沖縄県といたしましては、農業分野の懸念について、今後とも国に対して強く訴えるとともに、国民の合意が得られるまで拙速に判断することなく、丁寧に議論を尽くすことなどを求めていると考えております。

次に、沖縄県立郷土芸能会館（仮称）の建設についての質問の中で、郷土芸能会館（仮称）の建設の意義についてという御質問にお答えいたします。

組踊がユネスコの世界遺産に登録されるなど、沖縄の文化・芸能が内外の注目を集めている中、県民や来県者に伝統芸能などの鑑賞機会を提供するための拠点となる施設を整備することは重要なものと認識いたしております。

郷土芸能会館の整備は、伝統芸能の担い手、そして継承者の育成拠点として利活用が図られ、組踊、琉球舞踊等、伝統芸能の振興・発展に寄与するものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

〔副知事 上原良幸君登壇〕

○副知事（上原良幸君） 鳩山前総理の「抑止力」の発言についての率直な感想、見解ということでございますけれども、私の見解も先ほど知事が答弁した内容と同じでありまして、鳩山前総理の「方便」という言葉は理解しがたい表現と言わざるを得ません。

そもそも抑止力を維持しつつ沖縄の基地負担を軽減するというのがSACO以来、この間の日米合意の大前提であり目標であったはずだと認識いたしております。

鳩山前総理がどういう文脈の中で発言されたのか承知はしていませんが、県外移設から辺野古移設に戻ったその理由として、本来その目標であります抑止力の維持を「方便」として挙げられたと、その報道に接して、正直唖然としたというのが率直な感想であります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 平成23年度知事所信表明についての御質問の中で、「沖縄振興自主戦略交付金」の意義と問題点及び「沖縄県が求めるかたち」についてお答えいたします。関連いたしますので、2の(1)のアとイを一括してお答えいたします。

沖縄県では、昨年5月以降、高率補助により措置されている総額の確保及び予算の一括計上方式が継続さ

れ、かつ自由度の高い「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を政府に求めているところであります。このような中、先ごろ発表された平成23年度政府予算案において沖縄振興自主戦略交付金が創設され、全国とは別枠で321億円が内閣府沖縄担当部局予算に一括計上されました。このことは、沖縄県が求めている交付金の実現に向けて一定の前進をしたものと考えております。しかし、沖縄振興自主戦略交付金は沖縄振興開発事業費の補助金の一部を統合したものであり、その用途ももとの補助金の範囲内に限定されております。このため、同交付金については、沖縄県がより主体的な施策の展開が行えるよう、引き続き一層の自由度の拡大を求めてまいりたいと考えております。さらに、平成24年度以降の新たな沖縄振興に係る施策の展開に向けて必要な財源が確保される、より自由度の高い形の交付金が創設されるよう、引き続き政府に求めてまいりたいと考えております。

同じく平成23年度知事所信表明に関連をしまして、国際物流経済特区の概要についてお答えいたします。

本県の地理的優位性や那覇空港と那覇港の近接性等を生かして、国際物流拠点を形成することとしております。その実現に必要な環境整備として、県では、税制・財政・金融上の優遇措置及び規制の緩和措置など、航空及び海運ネットワークの拡充や企業の立地等を促進するための諸制度を一体として実施する「国際物流経済特区」の創設を要望しているところであります。

県が目指す国際物流拠点の形成は、貨物運送業や倉庫業等の運輸関連産業に加え、製造業や小売業等の保管・配送拠点、加工・組み立て拠点等、新たな臨空・臨港型産業の集積を図るものであります。また、物流ルートの拡充及び物流コスト低減等により、農林水産業、製造業等の地域産業の活性化にもつながり、新たな雇用の創出や産業の振興が図られるものと考えております。本特区制度により成長著しいアジアの活力を取り込み、県経済の発展を図ってまいりたいと考えております。

同じく平成23年度知事所信表明に関連をいたしまして、県民所得を全国中位にするための施策についてお答えいたします。

県民所得をおおむね全国中位とすることを目標に、平成23年度はリーディング産業である観光・リゾート産業や情報通信産業の振興に加え、農林水産業、商工業などのあらゆる産業の振興策を積極的に展開することとしております。

具体的には、「国際観光都市おきなわ」の形成に向

け、文化・芸能・スポーツ等を活用した付加価値の高い観光産業の確立を図るほか、IT津梁パークの整備の推進等により情報関連企業の集積を図ります。次に、第3、第4のリーディング産業として臨空・臨港型産業の集積に向けた取り組みや沖縄科学技術大学院大学を核とした知的・産業クラスターの形成に取り組んでまいります。次に、国内外を大きく視野に入れ、魅力ある投資環境づくりの強化により県内投資を呼び込む施策を展開し移出産業の創出を図ります。あわせて、農林水産業の振興のため、おきなわブランドの確立に向けた取り組みを強化するほか、県融資制度の拡充等により中小企業支援を推進し、県経済を支える域内産業の活性化を図ります。

このようにして、成長のエンジンである複数の移出産業と成長の翼である域内産業を活性化させ、民間主導の持続可能な自立型経済の構築に向け取り組み、県民所得の増加を図っていきたいと考えております。

同じく平成23年度知事所信表明に関連をして、県民生活の向上の取り組みについてお答えします。

平成23年度の主要施策の展開につきましては、観光や情報通信のほか、あらゆる産業分野で振興施策を推進し、就業の場の創出と雇用の拡大に努めるとともに、教育・医療・福祉の充実、離島の定住条件の整備等を図り、県民生活の向上に取り組んでまいります。

具体的な施策としましては、産業分野で那覇空港の国際物流ハブを活用する事業や、沖縄の文化・芸能等を観光資源として活用する事業、農産物の高付加価値化を推進する事業等を実施いたします。教育・医療・福祉の分野につきましては、学力向上対策や市町村が行う子宮頸がん・小児用肺炎球菌等ワクチン接種事業に対する支援、保育所整備による待機児童の解消等に取り組んでまいります。離島の振興につきましては、航空運賃の低減や医療従事者の確保等、定住条件の整備に努めるとともに、地域産業の振興等に取り組んでまいります。これらの県民生活の向上に資するさまざまな施策の展開につきましては、各部局が連携し取り組んでまいります。

次に、新沖縄振興計画についての御質問の中で、ビジョンを実現可能にするため計画をどうするか、また、法律等の検討及び政府との協議の進捗状況についてお答えいたします。

これまでの沖縄振興策により社会資本の整備が進展し、また、観光産業や情報通信関連産業など産業面においても一定の成果が上がっております。一方、県民所得や失業率の面でなお課題が残され、また、輸送コスト高など島嶼経済を起因とした構造的不利性を抱え

ております。今後は、こうした不利性を克服し、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向け、豊かな自然環境やアジアの中心に位置する沖縄の優位性を発揮する施策や、各種制度を最大限生かす施策を新たな計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

沖縄振興特別措置法にかわる新たな法律の進捗については、昨年12月に開催された沖縄政策協議会の振興部会において具体的な制度を提言しており、現在、法案策定に向け国との事務的な調整作業を進めているところであります。

同じく新沖縄振興計画に関連をして、制度提言中間報告によって「釣り具」はそろうとの認識かについてお答えします。

これまでの3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画における高率補助制度に基づく社会基盤の整備や各種地域指定制度等による産業施策の展開により、各面において一定の成果があらわれてきたと考えております。

本県経済は、島嶼経済特有の制約を抱えているものの、域内人口の増加、整備されてきた社会資本、魅力あふれる美しい自然、成長著しい中国を初めアジア諸国との距離的近接性、文化的な親和性など、交流を通してさらなる発展の素地が整いつつあると認識しております。

このようなことを踏まえ、沖縄県では新たな法律の制定を求めるに当たり、「沖縄21世紀ビジョン」で描いた将来像の実現に向けて、離島県ゆえの不利性を克服するとともに、優位性を最大限発揮するため、競争力の高い税制優遇による経済特区、離島定住支援、交通・物流コストの抜本軽減など必要な制度等の仕組みを整え、県民生活の向上につなげていきたいと考えております。

次に、新たな公共交通システム導入についての御質問の中で、県の要望に対する国の対応についてお答えいたします。

本県は、基幹的な公共交通として鉄道を有さない唯一の県となっております。鉄道を含む基幹的公共交通システムは、県民及び観光客の利便性向上、交通渋滞の緩和、低炭素社会の実現、北部圏域を含めた沖縄本島の均衡ある発展のためには必要であります。その整備には膨大な費用が発生することから、特例的な制度の提言要望を行っているところであります。

同じく新たな公共交通システムに関連をしまして、県の考え方と今後の取り組みについてお答えします。

LRTの導入を前提とした公共交通を中心としたまちづくりについては、県民や観光客の移動利便性の向

上、高齢者や障害者などのいわゆる交通弱者の移動の確保、低炭素社会の実現等の観点から議論されているものと考えております。

国においては、鉄軌道を初めとする新たな公共交通システム導入可能性の検討が開始されたところであり、県においても「沖縄県総合交通体系基本計画」の中で検討を進めているところであります。

今後とも、県土の均衡ある発展に資する新たな公共交通システムの導入が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 平成23年度知事所信表明についての中、具体的な雇用対策の取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄県では、厳しい雇用情勢に機敏に対応するため、平成23年度においても「緊急雇用創出事業臨時特例基金」及び「雇用再生特別事業基金」を活用し、511の事業を実施することにより延べ3132人の雇用創出を見込んでおります。また、新規学卒者等を含めた若年者への就職支援を強化するため、県外求人企業を一堂に集めた面接会の開催、就職支援の経験者を高校、大学へ配置し、未内定の生徒・学生が就職するまで個別に密着して支援する「沖縄新規学卒者等緊急就職支援事業」や、若年者の職場訓練を行う「若年者ジョブトレーニング事業」などを新たに実施することとしております。さらに、専門学校等を活用する委託訓練を大幅に拡充するとともに、地域ごとに求人企業と求職者のマッチング機会をきめ細かく提供する「地域巡回マッチングプログラム事業」を年20回県内各地で引き続き実施してまいります。

今後とも、「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして、本県の雇用情勢の改善に向け全力で取り組んでまいります。

同じく知事所信表明の中、金融特区の問題点と今後の可能性についての御質問にお答えします。

現在、金融特区の企業集積は、金融関連企業10社、569名の雇用となっております。そのうち事業認定を受けていた1社は、撤退ではなく業務の集約化等のため同特区内の親会社に雇用と業務をそのまま継続して吸収される形となっております。今後さらに企業立地を促進し金融関連企業の集積を図るためには、レンタルオフィスや通信環境の整備、人材育成などが課題となっており、地元名護市と連携して解決に努めてまいります。また、沖縄振興特別措置法にかわる新法の検

討の中で、企業のニーズに合わせた制度の拡充を要望するとともに、引き続き金融関連企業の集積に取り組んでまいります。

新沖縄振興計画についての中、カジノ導入を新たな計画に盛り込むことについての御質問にお答えします。

現在、国際観光の振興や地域経済の活性化を図る観点から、超党派の国会議員連盟においてカジノを合法化する法律の制定に向けて検討が進められております。また、大阪府、神奈川県、千葉県など多くの自治体においてもカジノ・エンターテインメント導入の検討が進められております。

沖縄県としましては、国のカジノを合法化する法律案の動向等を踏まえつつ、沖縄振興特別措置法にかわる新法において、カジノを含む統合リゾートについて法的な位置づけが可能かどうか、関係府省との調整も含め検討していきたいと考えております。

カジノを含む統合リゾートの導入については、最終的には県民のコンセンサスを前提として取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 平成23年度知事所信表明の中で、「全国豊かな海づくり大会」の開催についてお答えいたします。

「全国豊かな海づくり大会」は、水産資源の維持培養と海の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、水産業に対する認識を深めることを目的として開催される国民的行事であります。本大会は、平成24年度に沖縄県で開催されることが昨年11月22日付で全国組織の「豊かな海づくり大会推進委員会」により決定されております。

大会の主な行事といたしましては、先催県の事例によりますと、漁業功績団体に対する表彰等を行う式典行事、稚魚の放流や漁船パレード等を行う放流・歓迎行事があります。また、1000人程度の県外招待者や一般参加者を対象とした特産品販売などを行う関連行事があります。

県といたしましては、今後、関係機関等で構成する実行委員会を立ち上げ、具体的な行事内容等を策定する予定でございます。

次に、TPPについての中で、TPPが本県農林水産業に与える影響についてお答えいたします。

TPPは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大

きな影響が出ることが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出ることが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 知事の所信表明についての御質問の中で、「沖縄版グリーンニューディール」についてお答えいたします。

県では、環境対策を戦略的に推進することで環境保全と雇用の創出、経済成長を目指す「沖縄版グリーンニューディール」計画の策定に取り組んでいるところであります。同計画では、本県の特性を生かし、環境、開発、観光をキーワードとして検討を進め、ちゅら島の環境と開発の調和、環境共生型の観光の推進、環境に優しいまちづくり、新たな環境産業・リサイクルの推進を4本の柱として進めることとしております。

具体的には、河川・海岸などのインフラ整備を自然環境の保全・再生・創出する事業へ変革すること、観光関連施設の省エネ化に加え、レンタカーの電気自動車化やハイブリッドバスの導入を図ること、住宅の遮熱化や公共施設の省エネ改修などの建物のエコ化を図ること、太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの導入促進等を図ることとしております。

県としましては、本計画を推進することにより、豊かな自然環境を保全しつつ新たな経済活動、雇用の創出につなげていきたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、米軍機による騒音被害の実態についてお答えいたします。

平成21年度の航空機騒音測定結果では、嘉手納飛行場周辺測定局におきまして、環境基準の評価指標としているW値、いわゆるうるささ指数は、最高が北谷町砂辺局で87を示しており、15測定局中9局で環境基準を超過しております。また、1日当たりの騒音発生回数は前年度と比較して15局中9局で増加しております。普天間飛行場周辺測定局におきましては、W値は最高が上大謝名局で83を示すなど、9測定局中の3局で環境基準を超過しております。また、1日当たりの騒音発生回数は前年度と比較して9局中5局で増加しております。このようなことから、嘉手納飛行場及び普天間飛行場の航空機騒音に関しては、依然として周辺住民の生活環境に大きな影響を与えていると考え

ております。

同じく基地問題についての御質問の中で、爆音地域の増加の実態と対策についてお答えいたします。

嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺地域については、昭和63年に航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定を行っておりますが、近年、類型指定地域以外の市町村からも航空機騒音に関する苦情や防音工事拡大等の要請が行われております。平成22年度で申し上げますと、那覇市から35件、浦添市から5件のほか、西原町、与那原町などからも苦情が寄せられております。

こうしたことから、県としましては、うるま市、西原町、那覇市など地域を拡大して航空機騒音影響の実態を把握し、環境基準類型指定当てはめ地域の拡大・見直し、防音工事拡大要請に対応する基礎資料を得ることを目的に、「米軍基地航空機騒音実態調査」を実施する予定であります。

次に、県立郷土芸能会館建設についての御質問の中で、今後の計画構想についてお答えいたします。

沖縄の文化・伝統芸能の振興を図る上で、その発信拠点となる施設の整備は重要なものと認識しております。平成23年度において関係団体、専門家などの意見を聞きながら、伝統芸能の拠点となる施設の整備に向けた調査検討を行い、基本的なコンセプト、運営計画等を含めた基本構想の策定に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 新沖縄振興計画についての御質問の中で、基地の返還計画についてお答えいたします。

沖縄県には、戦後65年を経過した今なお広大な米軍基地が存在し、SACOや再編協議の合意に基づく大規模な基地の返還が実現した後も依然として過重な基地負担が続く状況にあります。

沖縄県としては、将来的に国際社会の相互依存関係が進展し、より安定した安全保障環境が構築されることを期待しつつ、過重な基地負担の軽減や米軍基地の整理縮小に向けた努力を積み重ねることで、基地のない平和で豊かな沖縄を目指していきたいと考えております。そのため、県の基本的な方針を示す必要があると考えており、今後、基地の整理縮小に向けた県としての考え方を取りまとめていくとともに、これらを基本として日米両政府に強く求めてまいりたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、軍転協の要請に対する反応及び今後の行動計画についての御質問は、4の(2)のアと4の(2)のイが関連いたしますので一括してお答えいたします。

軍転協においては、去る2月8日から9日にかけて、菅総理や枝野官房長官、北澤防衛大臣、前原外務大臣、ルース駐日米国大使等に対し、基地から派生する諸問題の解決に向け要請を行ったところであります。政府からは、昨年5月の日米共同発表で示された負担軽減策については、できるものからしっかり取り組んでいく旨の発言がありましたが、普天間飛行場の県外移設についてコメントはありませんでした。駐日米国大使からは、沖縄の振興に資するよう協力してまいりたい旨の発言がありました。軍転協の要請に対し、昨年5月に政府から初めて回答がありましたが、その内容は十分でなかったことから、今回の要請も踏まえ引き続き軍転協として日米両政府に対し基地問題の解決促進と具体的な回答を求めたところであります。

次に、牧港補給地区の返還についての御質問にお答えいたします。

県としましては、牧港補給地区を初め「再編実施のための日米のロードマップ」や日米共同発表で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、パッケージ論にとらわれることなく実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、日米両政府に強く求めているところであります。2月7日から9日にかけて軍転協としても浦添市と同様の要請を行いました。政府から明確な回答はありませんでした。

県としましては、今後も地元市町村と連携をとりながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ロードマップ合意の実現性についての御質問にお答えいたします。

いわゆる「再編実施のための日米のロードマップ」におきましては、普天間飛行場代替施設、在沖米海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等が示されております。現時点における状況を外務省へ照会しましたところ、普天間飛行場の移転については、昨年5月の日米合意を踏まえて取り組むと同時に、沖縄に集中している米軍施設・区域による負担の軽減にも全力を挙げて取り組む。在沖縄海兵隊のグアム移転については、2014年の移転完了の目標について、変更はないとの説明を受けているとの回答でありました。

県としましては、日米共同発表を見直し、普天間飛

行場の県外移設の実現を求めるとともに、在沖海兵隊のグラム移転と嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等については、パッケージ論にとらわれることなく実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、日米両政府に強く求めているところであります。

次に、航空機騒音に係る日米合意事項の実効性と県の対策についてお答えいたします。

県は、これまであらゆる機会を通じて日米両国政府に対し航空機騒音問題の解決を強く求めてきました。その結果、平成8年3月の日米合同委員会において、夜間飛行訓練の制限などを含む普天間飛行場及び嘉手納飛行場に係る航空機騒音規制措置が合意されました。しかしながら、同規制措置は米軍の任務に必要とされる場合は必ずしも拘束されない内容となっており、両飛行場周辺の住民の負担を軽減するためには、同規制措置の厳格な運用が必要であると考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、米軍及び日米両政府に対し航空機騒音規制措置の厳格な運用等による基地負担の軽減を粘り強く求めていきたいと考えております。

次に、防衛省の異議申し立てに対する認識及び名護市への後押しについての御質問は、4の(6)のアと4の(6)のイが関連いたしますので一括してお答えいたします。

今回の現況調査に係る異議申し立てについては、沖縄防衛局と名護市の両当事者間で行われている行政不服申し立て手続であり、県としてその適法性について見解を述べる立場にはありませんが、今後とも重大な関心を持ってその推移を注視してまいりたいと考えております。

いずれにしても、県としましては、県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、訓練区域外の訓練についての御質問にお答えいたします。4の(7)のア、4の(7)のイ、4の(7)のウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

県としましては、米軍の訓練は訓練区域内で行うべきであり、県民生活に影響を与えることがあってはならないと考えております。そのため、県は、従前より政府に対し日本の排他的経済水域における米軍の演習・訓練について、情報の入手及び速やかな情報提供並びに訓練区域外に影響を及ぼさないことを求めています。今般のような情報提供が訓練前日に行われたことや、訓練区域外に及ぶ爆撃訓練は、漁業者を初め関係者の対応を困難なものとし、混乱と不安を与え極

めて遺憾であります。

県としましては、二度とこのような事態が生じないよう、去る1月25日の米軍基地負担軽減部会及び2月7日から9日までの軍転協要請において、政府における連絡体制及び連携体制の見直しを日米両政府に対し強く求めたところであります。

次に、高江区ヘリパッドについての御質問は、4の(8)のア、4の(8)のイが関連いたしますので一括してお答えいたします。

昨年1月、沖縄防衛局が東村高江区のヘリパッド建設をめぐる通行妨害禁止を求める訴訟を提起したことは承知しております。県としましては、現在本件が係争中であることから、コメントについては差し控えさせていただきたいと思っております。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

県としましては、随時、現地に職員を派遣し状況の確認を行っておりますが、改めて去る2月14日、国は、市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮し、安全に万全を期すよう申し入れを行ったところであります。

今後とも、東村や高江区の意向を尊重し適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、米軍ヘリのホバリングについてお答えいたします。

報道によりますと、昨年12月23日午後7時45分ごろ、東村高江区において米軍ヘリコプターのホバリングによる風圧で付近に設置されたテント等が損壊する被害が発生したとのことであります。翌24日、県は、職員を派遣して現場確認や東村及び高江区から事情を聴取するなど状況の把握に努めたところであります。また、沖縄防衛局を通じて米軍に対して照会したところ、当日の夕方、米海兵隊のヘリコプター1機が通常訓練を行っていたが、テント上空でホバリングはしていないとの回答があり、現在のところ米軍ヘリコプターとテント損壊の因果関係は明らかになっておりません。

次に、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練につきまして、4の(9)のア、4の(9)のイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

県は、去る2月14日午後、在日米軍沖縄地域調整事務所から、2月16日に嘉手納飛行場においてパラ

シュート降下訓練を実施すると連絡を受け、翌15日に沖縄防衛局、在日米軍沖縄地域調整事務所、在沖米国総領事館、外務省沖縄事務所に対し、同訓練の中止を強く要請したところであります。それにもかかわらず米軍が同訓練を実施したことは、周辺住民を初め県民に多大な不安を与えるものでありまことに遺憾であります。

県としましては、パラシュート降下訓練はSA CO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後とも嘉手納飛行場において実施することがないよう、日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 沖縄県暴力団排除条例に関する御質問の中で、まず暴力団犯罪の実態についてお答えをいたします。

全国の暴力団は、平成22年6月末現在、暴力団対策法に基づく指定暴力団として山口組を初めとする22団体が指定されており、約7万7000人の活動が把握されております。

県内の暴力団につきましては、指定暴力団である4代目旭琉会及び沖縄旭琉会と、指定を受けていない東亜会2代目誼興業の合わせて3つの組織が存在しており、平成23年1月末現在749名を把握しております。また、平成22年中の全国の暴力団犯罪につきましては、暫定数ではありますが、検挙件数が5万523件で、対前年比では5332件の減少となっており、検挙人員は2万5681名で、対前年比822名の減少となっております。

県内の暴力団犯罪につきましては、平成22年中における検挙件数は、暫定値で207件でありまして、対前年比では18件の減少となっており、検挙人員は162名で、対前年比で6名の増加となっております。この検挙人員の中には、山口組等県外の暴力団34名も含まれております。

昨年の主な暴力団犯罪といたしましては、警察官に対する殺人未遂事件や交通トラブルに絡む恐喝事件があるほか、近年では沖縄自動車道南インター料金所駐車場における殺人事件、マンガー産地偽装販売事件、創業者支援事業に絡む多額詐欺事件等が挙げられます。

次に、暴力団排除条例制定による取り締まりの効果についてお答えいたします。

本条例では、県や事業者、県民等が連携して社会全

体で暴力団を排除するため、暴力団の資金源遮断と新規の暴力団事務所の開設・運営を規制すること等を重点として、次の3本の柱を掲げていることから、これらを根拠に取り締まりを徹底することで暴力団を弱体化させ壊滅させる上で強力な武器になると期待しております。

3本柱の1つ目は、青少年の健全な育成を図るための措置であります。

本条例では、青少年の健全育成に資する学校等保護対象施設の敷地の周囲200メートル区域内における暴力団事務所の開設・運営を禁止しており、違反した場合の罰則も設けております。これは、暴力団事務所の存在自体が青少年の健全育成に悪影響を与えるものであることから、暴力団事務所の開設・運営を禁止することにより青少年のための良好な環境を確保するものであります。

2つ目は、暴力団員等に利益の供与をすることの禁止等であります。

暴力団に対して積極的に利益の供与を行う事業者に対しては、現行法での規制がなされていない状況にあります。これらに的確に対応するために本条文を設けたものであり、暴力団に利益の供与を行う事業者に対し勧告を行い、これに従わなければ公表することによって社会的制裁を与え倒産の憂き目に遭うことで暴力団に対する資金源遮断の効果が期待できるのであります。また、利益供与を行う事業者への警鐘ともなり、この条例を武器に暴力団からの要求もきっぱりと断ることができるなどの相乗効果が期待できます。

3つ目は、不動産の譲渡等に関する措置であります。

不動産の譲渡または貸し付けをしようとする者は、契約の相手方に対して暴力団事務所に使用されるものではないことを確認することや、暴力団事務所として使用されることを知ったときには不動産の譲渡等に係る契約をしないよう努めなければならないこととしております。したがって、これらの規定を設けることにより、全県的に暴力団事務所を設置させない機運が高まり、新たな暴力団事務所を開設・運営させないという効果が期待できるものと考えております。そのことによりまして、全国展開を目指す山口組等県外暴力団の県内進出措置も図ることができるのであります。

次に、暴力団犯罪壊滅に向けた決意についてお答えいたします。

県警察におきましては、沖縄県から暴力団を排除し、安心・安全な県民生活を確保するため、あらゆる

法令を活用した取り締まりを徹底しておりますが、暴力団組織は組織実態を隠ぺい、活動を不透明化させながら県民生活に多大な不安と脅威をもたらす犯罪を敢行していることから、今後も引き続き軽微な犯罪についても看過することなく、徹底した取り締まりを継続すると同時に、暴力団の資金源を支えている関係企業や共生者についても取り締まりを徹底し、資金の流れを永続的に遮断していきたいと考えております。

一方、警察による取り締まりだけでは暴力団の壊滅はなし得ないのでありまして、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、地域・職域における暴力団排除の機運を高めていきたいと考えております。

また、今回上程しております沖縄県暴力団排除条例は、社会全体から暴力団を排除するための大変重要な条例であると位置づけており、条例制定後は県民を挙げての暴力団排除活動を行い、暴力団を社会から孤立化させるなどして地域社会に住みにくい環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

議員の皆様のご支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 大城一馬君。

〔大城一馬君登壇〕

○大城 一馬君 再質問いたします。

まず、参考人招致の件ですけれども、これは提案でありますから、実は私も会派、果たして可能かどうかいろいろと吟味いたしました、議論もいたしました。そして、議事課とも合議をいたしました。その結果、特別委員会で議長が申請すればできると。いわゆる国会議員や国家公務員、政府関係者できるということの結論が出たものですから、ぜひ参考人招致をと。そうすることによって、私はこれまで政権が辺野古回帰にもっていったこの経緯も説明もしっかりと聞けるというふうに思っております。

さらにまた、今沖縄の怒りというのが頂点に達しております。爆発寸前でございます。私はやはり大きな声を出す、政府にやいばを突きつける。そのためにもこの参考人招致はぜひしかるべき委員会で実現してもらいたい。そして、これはある意味では地方議会の改革の一環にもなるのではないかというふうに理解しております。とりわけ渡嘉敷喜代子軍特委員長、私も会派から正式に委員会で提案させていただきますので、その節はよろしくお願ひしたいと思っております。議長にもよろしくお願ひしたいと思います。

そして知事訪米についてでありますけれども、さて知事は効果的な訪米を考えなければならないと。そし

て戦術を練り直して訪米する必要があるというような発言表明をしております。やはり、私は今の沖縄問題、基地問題、普天間問題はまさに正念場。この1年、2年でしっかりと政府を動かす、アメリカを動かす、この行動をしなければならないと思っております。ですから、これまでも歴代知事も訪米しました。残念ながら、その成果があらわれないということで今議会で知事は戦術の練り直しを表明したはずでございます。やはりこれまでの知事要請だけではもう限界だと。ましてや、日本政府に幾ら言っても政府は全く動こうともしない、アメリカに物を言わない。むしろアメリカの恫喝、顔色をうかがっている。この際ですから、ぜひ私はオール沖縄、知事も県議会もそして市町村も経済団体もあらゆる団体を網羅して、ぜひ米国に要請行動を行って、連邦議会やあるいは米国のマスコミ、国民に訴える。そのことが大事ではないでしょうか。

最近、地元紙の通信員や記者がアメリカに行っているような情報を発信しております。昨日の新聞にもありました。米国民の48%が沖縄には基地は要らない、撤収すべきだと。米国民と沖縄県民の心は一つになっていると。在日米軍の撤収という報道がございました。そういたしますと、やはりしっかりとアメリカで我々が声を出せば、沖縄が声を出せば届くというふうに思っておりますので、ぜひ知事、このオール沖縄の要請行動、実現していただきたいということを重ねて質問、要請したいと思いますけれども、改めて知事の再度の考えをお聞かせください。ただ、承っただけではちょっとそっけないなという気がします。

さらにまた普天間飛行場問題でありますけれども、やはり所信表明の中での、「県内移設は事実上不可能ではないかと考えており、」という記述でございます。私はやはりここまで来ますと、知事があの知事選挙で「県民の心はひとつ」と。これは知事が県外移設を表明したその流れで「県民の心はひとつ」になったと。確かに近づいてきています。しかしもっともっと限りなく、「県民の心はひとつ」に近づけるためには、やはりしっかりと県内移設反対、これをぜひこの議会で表明していただければ、知事の言う「県民の心はひとつ」がしっかりと成り立っていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 大城一馬議員の再質問にお答えいたします。

まず第1に、訪米についてオール沖縄でやっていっ

たらどうかという御提案につきましては、先ほども申し上げましたように、きちっとこれはやりよう、内容をよく研究したいと思いますので、そういう意味で承らせてくださいと申し上げたんで、軽くあれしたわけではありません。きちっとこれは検討をしてみたいと思います。

それから2番目の県内ノーといいますか、県内反対というのをしっかり言えという話ですが、これはもう事実上不可能だという私の選挙期間中の表現でひとつ御容赦いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん おはようございます。

大城一馬議員に続きまして、社大・結を代表いたしまして質問をいたします。

先月、私たち文教厚生委員会は、フィンランド共和国へ教育、福祉、医療、図書館行政を視察に行っていました。御承知のとおり、高負担・高福祉国家でございます。税のあり方や制度を変えなければできないこともあります。現状の中で優先順位の組みかえ、理念や目指す方向性、考え方など生かせるヒントがあるのではないかと考えています。

本日は、教育について見聞したことを私見と一緒に述べさせていただきます、質疑に入りたいと思います。

フィンランドという国が我が国で一躍有名になったのは、経済協力開発機構（OECD）の国際学習到達度調査、いわゆるPISAの2000年から3年ごとの調査において、科学的・数学的リテラシー並びに総合読解力の3分野で常にトップクラスにいるということです。

我が国の教育が知識偏重ではないかということから、経験重視へのゆとり教育へと転換していったわけですが、PISAの結果を受けて2008年の新学習指導要領は、脱ゆとり教育とやゆされ転換したのです。小学校の全科目で25%増となり、全国学力調査を毎年しっかりするなど躍起になっております。一つの学力調査の結果で国の教育方針を変えるということはいかがなものでしょうか。「教育は百年の計」といいますが、この国の政治には通用いたしていません。

私が一番憂えていることは、我が国の子供たちと各国との比較で自己評価が低いこと、学習意欲が低いことです。子供が本来持っているはずのきらきらとした探求心や好奇心をだれが摘み取っているのでしょうか。目先の結果に一喜一憂する大人たち、短期間で効率よく効果を上げることを追い求める今の日本の教育で

は、学問に対する興味を持たせることはできません。考えてみてください。本県の高校球児が甲子園で優勝するのに何年かかったでしょうか。学問も同じではないでしょうか。じっくり構え、何十年後に開花することを見据えた教育をすべきだと考えます。

さて、フィンランドではPISAの学力調査の中で一番授業時間数が少なく、年間授業日数も190日と少ない。夏休みは2カ月半あり、一傍聴席に多くの子供たちがおりますが――フィンランドでは夏休みは2カ月半あります。そして宿題も一つもありません。そのほか、秋休みや冬休みを入れてあと1カ月ほど休みがあります。それなのになぜ成績がいいのでしょうか。その理由は、お母さんの体の中にいるいわゆる胎児期からそのスタートが行われています。小学校入学までの途切れのない保育や、そして親育て、そういうことが一貫して「ネオボラ」という保健センターで行われています。その続きにプレスクールと言われる幼稚園教育がありますけれども、人づくりの根っこであるこの幼稚園教育では、何と言っても遊びが大事。そして、子供でいる時間を一日でも長く続けさせたい。そういうような中で、言葉を大事にした人とかかわり、ですから文字や計算は教えません。そういうような教育を実施しているわけです。

では、このような幼児期から土台がしっかりした中で義務教育でなぜ成績がよいのでしょうか。

1番目に、落ちこぼれを出さないという仕組みがしっかりできていること。そして、これによって成績の格差が小さくなるであろうことは予測ができますし、学校間格差も少ない。2番目に、1クラスの人数が少ないこと。小学校では15から29人で担任は6年間持ち上がり。中学校では十三、四名の人数であります。3番目に、教師が社会から尊敬され、教師の資質が高いこと。大学院修了のレベルが要求され、教師への自由裁量が大きく、教科書を使わなくてもよいこと、そういうことが挙げられています。4番目に、学びを強制しないということ。自主性を重んじ、教師は一人一人の進度に応じて支援をしていく、競争とは全く無縁の環境でゆっくりと待つ教育であります。5番目に、大学までの学費が無料であること、もちろんのこと学校給食費も無料です。6番目に、図書館の利用率が高いこと。赤ちゃんから読み聞かせの習慣を備える環境である。7番目に、母親の学歴が高いこと。これはヘルシンキ市の国際部長がおっしゃっていました。

このようなことで、国家としての教育環境を保障し、すべての人に均等に機会を与えている国の教育の

様子でありました。

では、質問に入ります。

教育行政について。

知事は、去年の知事選挙で学力を全国中位へ上げると公約いたしました。そのための施策を伺います。

(2)番目に、これから数年で1000人の子供たちをアジアで勉強させたいと構想を述べられました。そのねらいと取り組みについて伺います。

(3)番目に、30人以下学級の今後の取り組みについて伺います。

(4)番目に、発達障害児童、生徒の実態と対応について伺います。

(5)番目に、国による幼保一体化政策が進められておりますが、本県の幼稚園教育の考え方を伺います。

(6)番目に、教職員の病休の実態と派生する経費について伺います。また、今後の対策についても伺います。

(7)番目に、教職員の多忙化解消に向けての取り組み状況を伺います。

2番目に、福祉行政について。

(1)、障害者権利条例の制定の見通しについて伺います。

(2)番目に、待機児童数は何名か、認可外保育園に入園している潜在的待機児童を加えると何名か、その解決に向けた取り組みを伺います。

(3)番目に、夜間保育のニーズの把握はできているのか、対応はどうか。

(4)番目に、児童相談所の状況について説明を求めます。離島の分室の現状と課題についても伺います。

3番目に、健康・医療行政について。

(1)、知事の公約である長寿県沖縄の復活に関する4年間の評価はどうか。今期の取り組み計画と決意を伺います。

(2)番目に、県庁職員の病気休暇の推移と派生する経費は幾らか。また対策について伺います。

(3)番目に、自殺対策について伺います。

(4)番目に、がん対策推進基本条例の制定について、考え方と見通しを伺います。

(5)番目に、中部病院の7対1看護体制に必要な看護師は何名か。産休等の実績は考慮されているのか伺います。

(6)番目に、病院事業の定数は行政職とは切り離して現場の裁量にゆだねるべきではないか伺います。

4番目に、観光振興について。

(1)、沖縄観光の将来像をどう描いているのか。各論が非常に先行しているようですが、どういう観光立県

を目指しているのかという総論をぜひ伺いたいと思います。

(2)番目に、沖縄の経済振興の中で観光振興をどう位置づけているのか伺います。

(3)、沖縄の観光の量と質の問題をどう考えておられるのか伺います。

(4)番目に、観光の発展に向けて推進体制をどう構築されるのか。新しい部設置とあわせて構想を伺います。

(5)番目に、LCC導入についての県の見解を求めます。

5番目に、離島振興について。

離島の発展のためには、人・物・輸送コストの低減が最大の課題であることは言うまでもありませんが、その取り組み状況と見通しについて伺います。

(2)番目に、知事は公約で「離島を結ぶ新たな航空会社の設立を検討します」としていますが、今後の計画について伺います。

(3)番目に、離島の格差解消に対するビジョンを伺います。

(4)番目に、海岸漂着ごみ問題の取り組み状況と課題について伺います。

答弁をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、健康・医療行政に係る御質問の中で、がん対策条例制定の考え方と見通しについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

がんは、沖縄県の死因の1位となっております。がん対策を推進することは、健康・長寿沖縄を維持する上で重要と考えております。このことから、沖縄県におきましては、がんの予防、早期発見・早期治療等のがん対策を県民全体で取り組んでいくため、がん対策条例を制定していきたいと考えているところでございます。同条例につきましては、平成23年度中を目途に策定する方向で関係団体等と意見交換を行っていきたいと考えております。

次に、観光振興に係る御質問の中で、沖縄観光の将来像についての御質問にお答えいたします。

私は、沖縄観光を自立経済の構築に向けました成長力のエンジンとしてさらに発展させ、沖縄観光ブランドを確立をし、世界じゅうから観光客が集まる国際観光都市沖縄の形成を実現してまいりたいと考えております。このため、空港や港湾などのインフラ整備を促

進いたしますとともに、自然や伝統文化など沖縄独自の魅力を世界じゅうに発信をし、観光客1000万人の目標達成に向けて取り組んでまいる所存でございます。また、環境と共生する観光地づくりを推進するとともに、農林水産業や製造業、そして情報通信産業など他産業との連携強化を図り、雇用の創出と安定に寄与する総合産業としてさらに発展を支援してまいりたいと考えております。

同じく観光振興に係る御質問の中で、沖縄観光の推進体制の構築に係る御質問にお答えいたします。

私は、沖縄観光の発展に向けましては、空港・港湾などの観光インフラ整備や国内外の航空路線の拡充、そして農林水産業や製造業、さらには情報通信産業などと他産業との連携、そして文化・芸能等の地域資源のさらなる活用など総合的に施策を推進することが重要であると考えております。このため、平成23年度に文化観光スポーツ部を設置し、文化やスポーツとの連携を図るとともに、部局横断的な沖縄県観光リゾートコンベンション推進本部の拡充を図り、全庁的な取り組みを強化してまいる所存でございます。また、沖縄観光コンベンションビューローの機能を強化し、観光人材の育成に取り組めますとともに、経済界全体との連携を深め、官民一体となって沖縄観光の安定的発展を図ってまいる考えでございます。

次に、離島振興に係る御質問の中で、離島に関する輸送コストの低減についての御質問にお答えいたします。

離島航空路線につきましては、航空機燃料税、そして着陸料及び航行援助施設利用料の軽減により運賃の低減化が図られております。さらに、離島住民につきましては県管理空港の着陸料の軽減措置によりまして、離島割引運賃制度が実施されているほか、中核病院や高校のない小規模離島を対象に航空運賃を低減する実証実験を平成22年10月から実施いたしているところでございます。また、物流コストにつきましては石油製品輸送費等補助によりまして、離島における石油製品の価格安定に努めているところでございます。

交通コスト及び生活コストの低減は離島における定住条件を改善し、振興を図る上で重要な課題であると認識いたしており、現在国に対して新たな制度の構築を要請しているところでございます。

次に、同じく離島振興に係る御質問の中で、離島の格差解消についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、地理的・自然的条件等の不利性を有し、依然として本島地域との格差が存在いたしております。そして、若年者の流出や高齢化の進行な

どによる地域活力の低下が懸念される一方、豊かな自然や個性ある文化などさまざまな魅力を有しております。このような離島地域の現状を踏まえ、本島と同じようなユニバーサルサービスとして交通・生活コスト、生活環境基盤、さらに教育、医療等の分野における定住条件の整備や地域産業の振興など、総合的な振興策につきまして現在国に対して新たな制度の構築を要望しているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中でありますが、比嘉京子さんの質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前の比嘉京子さんの質問に対する答弁を続行いたします。

教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、学力向上施策についてお答えいたします。

本県のすべての児童生徒に確かな学力などの「生きる力」をはぐくむことは県民の願いであり、本県の発展のためにも重要なことと考えております。

県教育委員会としましては、平成23年度に教育庁内に学力向上推進班を設置し組織の強化を図り、わかる授業を構築するための学校等の支援及び幼・小・中・高のより一層の円滑な接続など総合的な学力向上対策を推進することで、本県児童生徒の学力を全国平均に引き上げてまいりたいと考えております。このことについては、平成24年度からの第5期学力向上主要施策にも具体的に示してまいりたいと考えております。

なお、施策の基本的な考え方としましては、幼児・児童生徒一人一人の発達の段階に応じ、幼稚園から小学校、中学校、高等学校、大学、就職までを視野に入れた取り組みを柱とし、学校教育と家庭教育などの役割を明確にした上で、学校、家庭・地域社会、関係機関、企業等が一体となった県民総ぐるみによる学力向上対策を推進することとしております。

次に、アジアで勉強させたいねらいと取り組みについてお答えをいたします。

東アジアの中心に位置する優位性を生かし、アジアのゲートウェイとして国際的な交流拠点の形成を目指

す本県にとって、グローバルに活躍できる人材の育成は極めて重要だと考えております。

本県は、これまでに「沖縄県高校生文化交流派遣事業」、「高校生の国外留学派遣事業」、「専門高校生国外研修事業」等でアジア諸国等へ高校生を派遣し交流してまいりました。

県教育委員会としましては、万国津梁の精神を持つ人材の育成を図るため、「国際性に富む人材育成留学制度」の創設に向けて取り組んでいるところであり、アジアを初めとする諸外国との教育交流の拡充等に努力してまいりたいと考えております。

次に、今後の30人学級の取り組みについてお答えいたします。

文部科学省においては、平成23年度から小学校1年生について35人学級を制度化することとしております。また、小学校の2年生から6年生及び中学校については、学級編制の標準を順次改定することについて検討を行うこととしております。現在、本県の小学校1・2年生で加配定数を活用し30人学級を実施している少人数学級につきましては、平成23年度においても引き続き実施してまいりたいと思います。

今後の小学校、中学校の少人数学級に関する計画については、国の35人学級の動向や全国の実施状況等を踏まえ取り組んでまいります。

次に、発達障害児の実態と対応についてお答えいたします。

県教育委員会が平成20年1月に実施した実態調査によりますと、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は3.4%になっております。平成22年度、小中学校の通常学級及び通級指導教室等において支援を受けている発達障害の児童生徒は810名となっております。

各学校においては、特別支援教育コーディネーターが中心となり該当する児童生徒の実態把握を行うとともに、校内委員会を開催し、校内研修において全職員の共通理解を図り、個々の児童生徒に必要な教育的支援に取り組んでおります。また、市町村教育委員会及び各教育事務所では、特別支援教育支援員の配置や発達障害研修を行い、障害の多様化や個に応じた支援体制の充実に努めております。県教育委員会では、特別支援教育理解推進事業において巡回アドバイザーや専門家チームによる学校支援、小・中・高及び特別支援学校の管理職や教員対象の発達障害に関する研修を実施し、特別支援教育体制の整備を図っております。

県教育委員会としましては、今後とも障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実

に努めてまいります。

次に、本県の幼稚園教育の考え方についてお答えいたします。

国においては、幼稚園と保育所、認定こども園の垣根を取り払い、幼児教育と保育をともに提供する「こども園（仮称）」に一体化する構想で進められておりますが、保育所や幼稚園等の関係団体の合意が得られず、「こども園（仮称）」の実施については今のところ明確にされておられません。

本県の公立幼稚園は、歴史的背景から義務教育に準ずるものと位置づけられ、就学前の1年間は幼稚園に入園するという認識が県民に受け継がれており、その期待も大きいものがあります。特徴としましては、小学校に併設し、校長が園長を兼任していることから幼小連携が充実していることや、5歳児の就園率が全国一高く、約80%が幼稚園教育を受け、幼児の健やかな成長や人材育成に大きな役割を果たしております。

県教育委員会としましては、公立幼稚園がこれまで培ってきたよさや成果を引き継ぎ、平成21年度に策定した本県の幼児教育の方向性を示した「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」を踏まえ、幼児一人一人が持っている個性や可能性が伸ばせるよう国の動向を注視するとともに、市町村と連携しながら幼児教育の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、教職員の病休の実態、経費並びに今後の対策についてお答えいたします。

平成21年度、全公立学校において1カ月以上病気休暇を取得した教職員数は、精神的疾患による休暇が157名、身体的疾患による休暇が477名、計634名となっております。また、平成21年度における病気休職者数は、精神的疾患による休職が164名、身体的疾患による休職が224名、計388名となっております。これらの病気休暇、休職の代替補充教員の任用等に係る経費は約5億3000万円となっております。

県教育委員会としましては、教職員の健康の保持・増進を図るため、人間ドック受診の推奨、産業医やスクールカウンセラーの配置、医師による健康相談、教職員の悩み相談事業等を行っているところであります。また、職場の安全で快適な環境の充実に努めるため、学校においては衛生委員会を設置するなど労働安全衛生体制の確立を図るとともに、長時間勤務による健康障害防止対策に係る規程を定め、医師による面接指導体制を整えております。

今後とも教職員の健康の保持・増進を図り、信頼関係に満ちた明るい職場環境づくりに努めてまいります。

次に、教職員の多忙化解消についてお答えいたします。

教職員の多忙化解消につきましては、定時退校日やノー一部活動日等の設定、会議の精選、報告書の簡素化等を推進するとともに、働きやすい職場づくりを目指して全県立学校に負担軽減検討委員会等を設置し、業務の簡素化に向けて各学校の実情に応じた取り組みを行っているところであります。さらに、今年度から2年間で全県立学校に負担軽減推進員を配置し、教職員の多忙化解消に向けて負担軽減検討委員会等の活性化を図っているところであります。

各学校における具体的な取り組みとしましては、年休等の取得の奨励、勤務終了後の早期帰宅の奨励、情報のデータベース化による事務量の軽減、職員会議や職員朝会の効率化等を行っております。また、県教育委員会では、報告事項等の見直しや精選を行い、文書の簡素化や電子メールによる発送、指定研修の期間の縮減等を行っております。

今後とも教職員の多忙化解消に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中の、障害者権利条例についてお答えいたします。

沖縄県では、障害者が真に地域社会の一員として平等に暮らし、自立し安心して生活することができるように障害者の権利擁護を推進するため、第3次沖縄県障害者基本計画に基づき障害者施策に取り組んでおります。

障害者権利条例の制定につきましては、国における障害者基本法等の改正動向を踏まえ、当事者団体等との意見交換を行い取り組んでまいります。

次に、待機児童数とその解消策についてお答えいたします。

平成22年4月1日現在の待機児童数は1680人となっておりますが、平成20年度に実施した待機児童実態調査結果とその後の定員増等を踏まえると、潜在的なものを含む待機児童数は約4100人程度と考えられます。

待機児童の解消については、安心こども基金及び保育所入所待機児童対策特別事業基金を設置し、その解消に努めているところであります。平成22年度は、2つの基金を活用した保育所整備等で約1600人の定員増を図る予定であります。

県としましては、今後とも国及び市町村や関係団体

と連携し、両基金を活用し引き続き待機児童の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、夜間保育のニーズ等についてお答えいたします。

沖縄県が設置認可した夜間保育所は、那覇市、沖縄市、名護市に各1カ所、合わせて3カ所となっております。

市町村においては、次世代育成支援の後期計画を策定するに当たって、保育サービスを初めとする各種子育て支援事業のニーズ調査を実施しております。このニーズ調査の結果を踏まえ、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」においては、現在の3カ所を平成26年度までに5カ所とする目標を掲げております。

県としましては、当該目標の達成など、ニーズに応じた夜間保育の実施を市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、児童相談所及び離島分室の現状と課題についてお答えします。

児童相談所については、これまでも児童福祉司等専門職の増員など体制の強化を図ってきておりますが、虐待死亡事件の発生などをを受けて、虐待通告があった児童の安全確認の徹底が全国的な課題となっております。このため、平成23年度には虐待対応協力員を増員し安全確認の体制を強化するとともに、コザ児童相談所一時保護所の整備を進め、一時保護を迅速に行うための体制強化を図ってまいります。

また、八重山分室については、平成22年度から専任職員の増員、虐待対応協力員の配置を行い体制強化を図ったところであり、今後は八重山分室の状況も踏まえながら、宮古地域における相談支援体制のあり方を検討してまいります。

次に、健康・医療行政についての御質問の中の、長寿県沖縄の復活に関する4年間の評価及び今期の計画についてお答えいたします。

県では、平成20年に長寿県復活に向けて健康増進計画「健康おきなわ21」を策定し、県民一人一人の日常における食事等の行動変容を図るため、同計画や健康づくり行動指針の周知及び支援体制の構築に努めてきたところであります。その結果、県民の健康課題や生活習慣改善の必要性及び健康づくりの方法等について認識が広がってきたものと考えております。また、「チャーガンジューおきなわ応援団」など健康づくりを支援する団体によるさまざまな活動が行われ、支援体制も広がりつつあります。来年度には、県民健康栄養調査を実施し、その結果を踏まえた中間評価を平成24年度に行う予定です。

今後とも引き続き計画の推進を図り、県民一体の健康づくり運動を展開し、長寿県復活に向けた取り組みを継続していくこととしております。

次に、自殺対策についてお答えします。

県では、平成21年度から基金を活用した自殺対策緊急強化事業を実施しており、すべての県民に対し自殺予防のための行動「気づき、つながり、見守り」を促す普及啓発や専門家を活用した対面型相談支援の取り組み等を強化しております。また、市町村や民間団体を補助し、身近な地域における自殺対策体制を強化しております。

これらの事業を通して関係機関との連携強化、県民の自殺予防に対する意識の醸成及び地域の自殺対応力の強化が図られているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 健康・医療行政に関する質問のうち、県庁職員の病氣休職者の推移、派生する経費及び対策についてお答えいたします。

知事部局における病氣休職者は、平成17年度の44名から平成21年度は52名となっております。

派生する経費としては、業務代替のため臨時的に任用する職員の給与があり、平成21年度は総額約3400万円となっております。

職員の健康管理につきましては、定期健康診断を実施するとともに、職員健康管理センターにおいて日常的に健康相談、保健指導などを行っているところであります。さらにメンタルヘルス対策として、「沖縄県職員の心の健康づくり計画」に基づき職員教育、職場環境の改善、相談体制の充実、復職支援制度の活用促進などの対策に取り組んでおります。

次に、病院事業の定数についてお答えいたします。

職員の定数につきましては、同じ公営企業である企業局を含め、これまで一つの条例で規定してきたところであり、この間運用上の不都合はなく、また、病院事業の職員定数を単独の条例で規定する特別の理由もありませんでした。

このようなことから、引き続き沖縄県職員定数条例に一元化して運用してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 健康・医療行政についての御質問の中で、中部病院の7対1看護体制に必要な看護師数、産休等の考慮についてお答えいたしま

す。

中部病院での7対1看護体制の実施については、93名の看護師の増員が必要になります。

なお、育休・産休等の代替職員については、臨時的任用職員及び嘱託職員等で対応することとしており、その確保に努めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光振興についての、経済振興の中で観光振興をどう位置づけているかという御質問にお答えします。

沖縄県の平成19年度の県外受け取りに占める観光収入の割合は約18%で、産業としては最も高いシェアを占めており、雇用や税収面においても県経済にとって重要な位置を占めていることなどから、観光産業は本県のリーディング産業となっております。また、観光産業は、製造業や飲食業、農林水産業など沖縄県の産業全体に幅広い経済効果をもたらす総合産業であり、自立型経済の構築に向けてさらに強化していく必要があると考えております。

そのため、県としましては、新たな沖縄振興に関する制度として沖縄観光リゾート特区の創設を要望しており、足腰の強い沖縄観光の実現に努めてまいります。

同じく観光振興についての中、沖縄観光の量と質の問題についての御質問にお答えします。

沖縄観光の持続的な発展には、入域観光客数の増加と付加価値の高い旅行の促進や人材育成の強化などによる質の向上が重要と考えております。

今後とも、観光客1000万人達成に向けて新規市場を含む国内外のマーケットの開拓に積極的に取り組むとともに、MICE誘致の強化や医療・文化・スポーツなどを活用した付加価値の高い観光メニューの開発に取り組んでまいります。あわせて、貴重な自然の保全と活用のバランスを図り、環境と共生する観光地を形成し、持続可能な沖縄観光を目指してまいります。これらの施策の展開により量的な確保を図りつつ、質の高い観光地の形成に向けて取り組み、目標の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 観光振興についての御質問の中で、LCC導入についてお答えいたします。

LCCとは、低コストで運航し低価格でサービスが

簡素化された航空会社であります、特に海外において成長が著しく、日本国内への就航も増加しております。

県としましては、国内及び国際観光客の増加につながり観光産業の振興に資することが期待されることから、他の航空会社と同様、LCCに対しても誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、離島の振興についての御質問の中で、離島を結ぶ新たな航空会社の設立についてお答えいたします。

離島を結ぶ新たな航空会社の設立につきましては、離島における定住条件を改善し離島の振興を図る観点から、当該離島住民の意向、既存の航空会社の動向、今後の需要見込み及び運営コストなどを総合的に勘案しながら検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 離島振興についての御質問の中で、海岸漂着物対策の取り組み状況と課題についてお答えいたします。

県内の海岸には、国内外からの発泡スチロールや漁具、流木等が漂着し、自然環境や海岸景観の悪化を招き、その量は平成21年度の調査で約8600立方メートルとなっております。そのため、県では、国の地域グリーンニューディール基金を活用し、沖縄県海岸漂着物対策事業を実施しております。平成21年度には「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、県内のほぼ全域を回収事業の対象とする重点対策区域として指定しております。本年度は漂着状況の詳細調査などを実施するとともに、まず石垣市、宮古島市及び多良間村の海岸において回収を実施いたします。また、平成23年度には残る重点対策区域の回収処理等を早期に実施することとしております。

主な課題としては、漂着物の効率的な回収や処分、発生抑制などがあります。

県としましては、今後とも海岸漂着物処理推進法に基づき、国・市町村と連携を図りながら適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 御答弁ありがとうございました。

では再質問をさせていただきたいと思います。

まず教育行政の中において、幼稚園教育の考え方についてお伺いしたいと思います。

私は、この質問をするに当たって幼稚園の位置づけというのをありとあらゆる資料をひっくり返してみました。改めて余りにも弱いのか、ないのかがよくわからないということもありまして、再質問の1番目に幼稚園教育における県の役割というのをどういうふうに位置づけているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、学力テストが国内でトップということで秋田県と人事交流というんですか、人的交流を図っておられると思うんです。そこで、秋田県における幼児教育の取り組みと本県を比較するとどうのような違いがあるのか、どうすぐれているのか、そこら辺について2点お聞きしたいと思います。

次に、健康・医療行政について、自殺対策についてお伺いしたいと思います。3点ばかりあります。

部長、今、中身についてではなく取り組みについてお話をされておられましたけれども、私はもうちょっと個別的な、例えば「いのちの電話」はどうかとか、それからうつデイケアの状況はどうかとかというようなことをお聞きしたいわけでありまして、
「いのちの電話」というのは時間帯が限られているわけなんですね。それで、24時間体制は検討しておられるのかどうか、見通しがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

それからうつデイケア、これは県の総合精神福祉センターで取り組まれて、大変職場復帰率が高いということで全国的にも注目を集めている開発事業でございますけれども、そのことについての強化という考え方があるのか、それとも強化ではないのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

もう1点は、岩手県では、救命救急外来のほうに精神科医を2人専属で配置をして、自殺を図って運ばれてきた人たちを、その手当てだけではなく精神科につないでいくという手当てをしているようです。本県でもそういうことの導入について検討しているのかどうか伺いたいと思います。

もう1点、病院事業局についてお聞きいたします。

私は、7対1体制で、まず1点は、年度途中で――「産休等の」と書いてあるんですが――退職や休職をする人たちが、その85名の定数の中に加味されていて定数改正なのかどうかということでもあります。もしそれが加味されてないとしたら、なぜ加味をしなかったのかということが一つなんです、このことによって、私は、嘱託とか臨時で人が来るのかどうか、来なかった場合に病床閉鎖を進めていく必要に迫られないかどうか、そこを危惧しているわけでありまして、こ

の2点をお聞きしたいと思います。

それから、総務部長にお聞きいたします。

先ほどの御答弁によりますと、特別理由がないと、別にする理由がないと、そのために今一元化して運用しているんだというお話がございました。県の審議会の委員でもあられた伊関さんなどは、ここは離して自由裁量に任すことが必要ではないかという意見をお持ちのようであります。

私は、まず1点は総務部長に、行政職では人員増というのはコスト増につながるといった概念が一般的だと思いますが、病院事業部では違う、人員をふやすことで収益が上がるといふこの認識の違い、定数に関しての認識が違ふんだということをお持ちかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、観光行政について1点お聞きいたします。

私は、一番今、観光行政で地元業者が非常に大変な状況にあると共通に理解はいたしております。そのために、地元が潤う観光産業というのをどうやっていくのかという県の具体的な策についてお聞きしたいと思います。

最後に、離島振興について、輸送コストの低減についてお聞きいたします。

今、新振興計画において「沖縄離島住民移動交付金」の創設を検討されているようでありますが、県のその不転載の決意について伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後2時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 自殺対策についての再質問にお答えいたします。

まず、「いのちの電話」に対する24時間体制等含めての件ですが、現在、「いのちの電話」の周知のための広告等、それから支援者技術向上のための研修会・学習会など、そういう経費について支援しております。

それと、24時間体制につきましては何度か団体との相談というか意見交換をしておりますが、ただ相談員の確保が非常に困難な状況があるということで、現在実施の方向での検討はしていません。

それから2点目のうつデイケアの今後の取り組みと

いう趣旨の再質問ですが、このうつデイケアにつきましては、うつデイケア技術移転実行計画に基づき、より身近な地域でということで地域の医療機関への技術移転に向けた取り組みを推進しているところです。22年の6月現在、本島3圏域の8機関で認知行動療法、また、そのうちの3機関においては認知行動療法とデイケアをあわせて実施しているというふうに聞いております。

今後、やはり身近なところでそういうデイケアの実施というのが重要であるというふうに考えておまして、精神保健センターにおいて、その技術移転に向けて今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから救命救急センターへの精神科医の配置についてですが、外部機関の有識者を交えたそういう機関の中でその必要性については常時議論はしておりますが、体制の整備とか人員の確保等いろいろ課題がございまして実現には至っておりませんが、今後とも関係機関等と議論をして進めていきたいと思っています。

なお、救急救命センターの病院によっては、必要に応じて精神科の対応をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） それでは中部病院の7対1看護体制に必要な看護師数、産休等の考慮についての御質問の再質問についてお答えいたします。

中部病院でICU等の特殊病棟を除く一般病棟において7対1看護体制を導入するために、看護師の必要数に基づき93名をふやすこととしております。退職する看護師数を加味した増員数ではございません。

病院事業局では、看護師の年度途中の退職により病床の休床にならないよう、全力で人材確保に取り組んでいくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事部局の行政職と異なっていて、病院は看護師が増加すれば経営に資するという認識をお持ちかという御趣旨の質問にお答えいたします。

一概には経営に資するとは言えないと思います。経営のうまくいっている病院は人件費比率が50%台でございます。現在県立病院は60%台ということで推移し

てございます。

今回、中部病院の定数を増加させた要因として、中部病院に限っていいますと現在の診療報酬の改定等がございまして、経営に資すると判断して定数を増としたところでございます。

今後、人件費を抑制しないとかなかなか厳しい状況になると思っていますので、病院事業局にはその人件費の抑制について努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光振興の中で、地元が潤う観光振興についての具体的な策ということの再質問にお答えします。

観光は総合産業であり、経済波及効果の大きい産業であります。今後、さらに地元がかかわる具体策としてはやはり先ほど答弁しましたように、農林水産業や製造業、情報通信産業との連携強化を図ることが重要であると考えています。具体的には、宿泊施設や飲食店におけるまず地産地消をしっかりと広げていくこと、それから地域の特産物等を活用したお土産品の開発、それから観光情報の発信力を高める必要がありますので、現在やっているコールセンターなどの拡充や新たなコンテンツの発信などをやり、商品開発をどんどんふやしていく、仕事をふやしていくというようなことでみずから観光を拡大していくような関連産業を育てていくというようなことも具体的には大事じゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 比嘉京子議員の再質問の中で、輸送コスト低減に関する決意を述べてもらいたいというふうな御質問でございますので、答弁をさせていただきます。

本県の離島は、経済水域の確保、それからまた観光など本県振興にも大きな役割を果たす一方では、離島を結ぶ交通機関というものが飛行機または船に頼らざるを得ず、陸上交通に比較して割高な運賃というものが人的・物的な離島の大きな障害となっております。

本県の離島が今後とも重要な役割を果たしていくためには、離島の定住条件を改善し、離島地域の振興を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

本日、県議会からも新たな沖縄振興のための法制度を求める意見書・決議をいただいたところでございま

す。離島県である本県において、離島振興なくして本県全体の発展はないという決意でもって一体となって制度の実現を求めてまいりたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは比嘉議員の再質問にお答えいたします。

幼児教育の県の役割と市町村の役割についてお答えいたします。

県の幼児教育については、本県の幼児教育の方向性を示した、またあり方を示した施策を策定すること、そして家庭、地域、保育所、幼稚園、市町村と県の行政機関が連携をとりながら、施策の推進が図られるように進めていくこと、そしてそのことを通して幼児教育のさらなる充実を図っていくことでございます。市町村におかれましては、設置者でございまして、施設・設備の整備、そして職員の配置、そして県の施策に基づいたまた施策を新たに策定して幼児教育のより一層の充実に向けた取り組みを行います。

2つ目の秋田県の幼児教育の取り組みですが、1つ目は、研修の充実が図られていると、幼稚園教諭と保育士の合同研修が多く実施されているということ、それから2点目は、私立の割合が多いということ、高いということ、それから3点目は、すべて3年保育であるということ、4点目は、家庭教育が充実しているということでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 今の自殺のお話もそうですけれども、本当に命の最前線のところなんですよ。その総合センターのうつは、今、広げていっているからいいですというふうにおっしゃっておられたように思いますが、その人たちがまた戻ってきて研修をして、どんどん技術をアップさせていくという意味においても、私はここをもっと強化して充実していくことが重要ではないかなというふうに思います。そして必要に応じて対応ということが実態としてはほとんど見られておりません。ですから、どうぞ位置づけをもっとしっかりできるように自殺対策のほうをぜひお願いいたします。

それから、最後にもう1点だけ教育のほうでお聞きしたいと思います。

皆さんもお聞きになったことと思いますけれども、

私が前段で申し上げたことは、教育に対して先進地が
どうしているのか、いいことづくめばかりを
言ったように思われたかも知れませんが、
やはりある施設をしっかりとつなぎ合っている、
一貫している、そして親の不安感を除いている、そし
て親を育てている、さまざまなことが本当に合理的に
なされているというふうに思いました。

私は、特に沖縄における乳幼児の現状というのはや
はり戦後の児童福祉法の施行のおくれを含めて今非常
に厳しい状態にあると思います。せんだっての新聞に
も、泊の学童保育を求めて前日の2時から並んでいる
親たちの姿が載っておりました。そのように学童保育
を民間に依存しているということもさることながら、
今年度の保育を親たちが安心して働ける場所を求めて
大変な状況にまだまだ何十年たっても変わっていない
という実態はどうにかしなければならぬというふう
に思うわけです。

さて、多くの方が本当にこの幼児期、それから小学
校入学前のところに私は今回は視点を当ててみたんで
すけれども、何と言ってもこういうことが言われてい
ます。本当に人生のすべての学びが幼稚園の砂場に
あったというように言ったアメリカの哲学者がおりま
したけれども、まさにそうだと思いますね。「人生に
必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ」というよ
うなことがあるように、この幼児期をもっと強化して
いかなければいけないと。今のお話を伺ってありまし
ても大変危惧するところです。

最後に質問として、今度の小学校の採用人員が250
名にアップするというお話がありましたが、幼稚園教
諭が何名ここで採用されるのかどうか、それを最後
にお聞きしたいと思います。

知事にお訴えしたいんですけれども、私はやはり知
事の30人以下学級も含めて、財源の確保というのがほ
とんど自主財源でなされてないことも含めて、やはり
沖縄県の人材育成の本気度を今期はぜひ実行してい
ただきたいと要望して終わりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時17分休憩

午後2時18分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 比嘉議員の再々質問にお
答えいたします。

次年度（平成23年度）の公立幼稚園の職員の採用数
は38名でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん こんにちは。

私は、日本共産党を代表して代表質問を行います。

質問の前に所見を述べたいと思います。

今、多くの国民・県民は、何のための政権交代だっ
たのか、民主党への期待は幻滅から怒りへと変わって
います。多くの国民・県民の中に政治と社会への深い
閉塞感が広がっています。外交でも、経済でも、日本
の国際的地位の急激な地盤沈下が起き、前途への不安
が大きくなっています。どうしたらこの閉塞状況を打
開し、未来に希望ある政治をつくることができるの
か、多くの国民が真剣な模索を始めています。

政権交代後、わずか1年半で民主党政権は、自民政
権とური二つになってしまいました。後期高齢者医
療制度廃止などの公約を投げ捨てただけでなく、医
療、介護、年金など、社会保障を切り捨て、負担を押
しつける計画を次々に打ち出しています。大企業の内
部留保金は今や244兆円、使い道のない手元資金は62
兆円に上っています。しかし、民主党政権は財政難と
言いながら、財界言いなりに法人税減税で1兆5000億
円もばらまき、証券優遇税制を延長するなど、大企
業、大金持ち優遇の不公正税制を温存しさらに拡大し
ようとしています。消費税増税に政治生命をかけると
宣言し、食と農業、地域経済、国土と環境を壊すTP
P（環太平洋連携協定）への参加に突っ走ろうとして
います。

沖縄の普天間基地問題でも、自公政権がつくった辺
野古への新基地建設案の押しつけに固執し、暗礁に乗
り上げています。沖縄県民の総意を踏みにじった説得
や脅迫ではなく、アメリカ政府とのまともな交渉こそ
が問題解決の道でありながら、日米合意に縛られ、み
ずからその道を閉ざしています。

政治と社会の閉塞状況の根にあるものは何でしょ
う。国民・県民の暮らしの実情や願いよりも、財界・
大企業の要求やアメリカの意向を優先させるという長
年の古い枠組みがいよいよ行き詰まった、ここに根っ
こがあるのではないのでしょうか。異常な大企業中心の
政治のゆがみをただし、雇用、社会保障、農林漁業、
環境などあらゆる分野で国民の生活と権利を守るルー
ルある経済社会をつくる、この道に転換してこそ日本
経済を立て直していく大きな展望が開けます。

アメリカ言いなり、日米軍事同盟絶対という外交か
ら抜け出し、憲法9条を生かした平和・自主・独立の
新しい日本を目指してこそ沖縄の基地問題を解決し、

東アジアを平和な地域にするための展望が開けてきます。日本のアメリカ言いなり、財界中心という2つの大問題を改革し、政治と社会の閉塞状況を打ち破る新しい政治の流れをつくり出し、希望の持てる未来を御一緒に開きましょう。

今、地方政治はどうなっているのでしょうか。

民主党政権は、暮らし向きが苦しい、仕事がない、国保税が高くて払えないなど、切実さが増す住民の声にきちんと向き合うようになったのでしょうか。その中身は、住民の暮らしと福祉のための自治体の独自の仕事を切り捨て、保育所・障害者施設を初め社会保障や教育などの各分野で国が定めた最低基準さえ取り払い、住民福祉の機関としての自治体の機能と役割をさらに弱めています。「官から民へ」のかけ声で、保育所や学校給食、公立病院などの民営化や民間委託、各種施設の指定管理者制度への移行など国と地方自治体の公的責任、公共サービスを投げ捨て、民間任せにしよう。これらは自公政権が進めてきた地方分権という名での地方切り捨ての政治を丸ごと引き継ぎ、さらに加速させるものにほかなりません。それは住民の福祉と暮らしを守るという自治体の原点を壊し、自治体が自治体でなくなるという事態を一層深刻にしています。国が住民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかって住民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たす、これが本来の自治体の仕事です。

日本共産党は、沖縄県民の米軍基地のない平和で豊かな沖縄県の実現のために県民とともに奮闘するものであります。

日本共産党は、これまで沖縄県への鉄軌道導入を積極的に推進してきました。県議会に鉄軌道導入を促進する特別委員会の設置を提案したいと思います。

以下、発言通告に基づいて質問を行います。

最初に、知事の政治姿勢について、以下質問をいたします。

(1)、基地問題について

通告した後に、「沖縄に米軍基地を置くことを要求したのは、米国ではなく日本側であった」という外交文書が明らかになりました。このことについてお聞きをしたいと思います。質問の趣旨と対応については、議事課を通して当局にも御理解をいただいておりますので、御答弁をよろしく願います。

ア、鳩山由紀夫前首相は、海兵隊の「抑止力」は、辺野古に基地を押しつけるための「方便」だったと発言しています。絶対に許せない発言です。県民をだまして基地を押しつけようとしたことに抗議すべきでは

ないでしょうか。

イ、民主党菅政権は、「海兵隊は平和を守る抑止力」と日米合意を押しつけてきました。海兵隊は抑止力として存在するものでないことが明白になりました。日米合意の撤回を迫るべきであります。

ウ、沖縄の海兵隊は、イラク戦争やアフガン戦争に出撃し、ファルージャでも女性や子供を含む住民を虐殺し世界じゅうから非難を受けた「殴り込み部隊」であります。海兵隊の即時撤去を要求すべきです。

エ、北澤防衛大臣は知事との会談で、「県民の皆さんも目を見張るようなそういう振興策を提示でき、理解を深めさせてもらえばと思う」と基地とリンクした振興策をちらつかせています。知事はどう対応したのか。基地とリンクした振興策ではだめだと明確に言うべきではありませんか。

オ、政府は、名護市への「再編交付金」の支給を稲嶺市政になる前に内定していたものも含めて停止をしました。あめとむちで県民をおどし、力づくで基地の受け入れを迫るものであり、許せません。知事の御所見を伺います。

カ、新基地建設のための現況調査を名護市が拒否したことを理由に、政府・防衛局は名護市を相手に異議申し立てをしておりますが、住民の利益を守るための機関なのですか、国益を守るための機関なのですか。絶対に認められません。知事の御所見を伺います。

キ、政府は、辺野古新基地建設のために自治法を改悪して、国等にする違法確認訴訟制度を創設しようとしています。知事の埋立許認可権を奪い、政府の権限で埋め立てを推進しようとするものであります。絶対に容認できません。知事は反対を表明すべきではありませんか。知事の御所見を伺います。

ク、政府は、那覇軍港代替施設の環境影響評価を新年度から実施すると表明しています。復帰時の約束であった那覇軍港の返還はいまだに進んでおりません。負担軽減というのであれば、無条件返還を要求すべきではありませんか。軍港移設のための環境アセスはやめるべきであります。答弁ください。

ケ、政府は基地負担を軽減したと言っています。その実態は外来機が飛来し嘉手納基地の爆音は増大し、2万2000人余りの集団訴訟も起こっています。即刻、外来機の飛行禁止、戦闘機の撤退を要求すべきではありませんか。

コ、外来機の爆音で苦しんでいる県民の神経を逆なですするような降下訓練は絶対に許せません。今後はいかなる理由があっても降下訓練はやるべきではないと申し入れるべきであります。知事の御所見を伺いま

す。

サ、日米安保条約を平和友好条約へ改めるべきが大きな世論です。日米安保条約を廃棄し、対等・平等の平和友好条約への道に踏み出すことが求められています。知事の御所見を伺います。

2、高江のヘリパッド問題について。

(1)、ヘリパッド建設工事は、SACO合意に基づくものであり、辺野古の新基地建設計画を前提とする事業であります。新基地建設反対は、県民の総意であります。知事は、菅首相が来県したとき、「県内移設は全部パッド（だめ）だ」と言っていますが、辺野古新基地建設と一体である高江ヘリパッド建設について、「県内移設はパッド（だめ）だ」と明確に表明すべきではありませんか。

(2)、政府・防衛局は、東村高江でのヘリパッド工事の再開を強行しています。ヘリパッドに反対する住民を国が妨害行為禁止と那覇地裁で係争中です。裁判長は双方で話し合いを持つように求めている中で、工事再開は、法治国家であってはならないことであります。知事の御所見を伺いたい。

(3)、高江の住民が、これ以上の騒音に耐えられない、豊かな自然を壊すのはやめてほしい、平和な島にヘリパッドは要らないと抗議をしている中で、さらに反対している住民を暴力的に強行突破してけがを負わせるなど強権的に工事を再開することは許されません。沖縄防衛局は工事再開の根拠として、県の理解を得ていると強弁しているのですが、知事は了解しているのですか、やめるように言うべきではありませんか。

(4)、高江のヘリパッド工事は、北部訓練場を返還するかわりに6カ所にヘリパッドを移設する計画であります。現在15カ所もヘリパッドがあるのになぜもっと必要なのですか、ヘリパッドは何カ所使われていますか。キャンプ・ハンセンには何カ所ヘリパッドがありますか。どうしてそんなに必要ですか。もうこれ以上のヘリパッド建設はやめるべきではありませんか。

(5)、墜落事故も多く、騒音も大きな最新鋭輸送機のオスプレイがヘリパッドを使うことも大問題です。日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員の質問に対して北澤防衛大臣は、オスプレイのヘリパッド使用を可能と答弁しています。住民を苦しめるヘリパッドの建設はやめるべきであります。知事の御所見を伺います。

3、米軍の訓練水域外について。

(1)、昨年12月、米軍と自衛隊による日米共同統合演習が日米双方で約4万5000人の人員、船舶60隻、航空機400機が参加し、過去最大規模で実施をされまし

た。当初、米軍演習は大東島周辺のパヤオの集中する上空で行われる予定であったが、しかし事前通報で知った漁協が抗議し、パヤオから外されたところへ移動しています。米軍は、訓練水域外で模擬機雷の搜索、回収訓練を実施しているのです。漁民は、提供水域外でも自由自在に訓練ができることになると漁民の生命、安全は守れない、絶対に許せないと怒っております。知事は、訓練水域外での演習を認めるんですか。直ちに抗議して中止を求めていくべきではありませんか。

(2)、ことしの1月5日から15日に米軍は、日米政府に通知せず沖縄本島周辺の訓練区域外で原子力空母カールビンソンを中心とする第一空母打撃群による爆撃訓練を計画いたしました。15日前に通報すべきであったが、県漁連が訓練を知ったのは4日、糸満漁協に通知が届いたのは7日であった。訓練水域周辺は、ソデイカ、カツオ、マグロなどの好漁場であります。戦争さながらの実戦訓練が実施されるのに、周辺ではそれを知らない漁船が操業する。どうして漁民の生命、安全を守ることができますか。知事の御所見を伺います。

(3)、政策協議会で前原大臣は、水域内をしっかりと守るという基本を確認したと言っておりますが、外務省はやむを得ず水域外で訓練することもあるとの認識を示しております。漁民は、沿岸域での訓練はやめてほしいと訴えております。知事は、政策協議会で何を認めさせたのですか。

(4)、知事は、鳥島射爆撃場、久米島射爆撃場、ホテル・ホテルの訓練水域の返還について政府にどのような対策を求めてきたのか伺います。

(5)、訓練水域・空域の全面返還を要求していくべきではありませんか。返還させた場合にどれだけの経済効果があるのか調査する必要があると考えますが、調査したことはありますか伺います。

4、振興計画について。

次期沖縄振興計画の策定に当たっては、「基地のない平和で豊かな沖縄を」という日本本土復帰の願いが実現されたかどうかの原点に立ち返る必要があります。戦後65年余り、復帰40年近くなろうとしているのにいまだに広大な米軍基地が存在するという異常な状態は許されません。

(1)、次期振興計画では、基地のない沖縄を正面に掲げていくことが必要であります。知事の見解を伺います。

(2)、沖縄戦の悲劇、27年間の米軍占領、今なお全国の75%の米軍基地が押しつけられるなど、沖縄県民の

苦難は解消されておられません。「沖縄県民への償いの心をもって事にあたる」という復帰特別措置法の原点に返って沖縄振興に対する国の責務を明確にすることが必要であります。

(3)、次期振興計画では、第1次産業を初め地場産業育成、地元企業育成、福祉、教育の充実に力を入れるべきであります。御所見を伺います。

5、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について。

ＴＰＰは、例外なき関税撤廃で農水産物の輸入自由化を初め、医療、雇用、保険等の市場が開放され、農水産業や地域経済は壊滅的な打撃を受けることになります。

(1)、ＴＰＰへの参加で農水省は、日本の食料自給率は13%まで低下し、雇用は340万人減少すると試算しています。沖縄の農林水産業への影響はどうなりますか、沖縄の食料自給率は何%まで減少しますか。雇用への影響について伺います。

(2)、ＴＰＰは、医療、雇用、金融、保険、公共事業の入札、医師、看護師あるいは弁護士などの労働市場の開放まで含まれています。この分野でどれだけの影響が出ると考えておられるのかお答えください。

(3)、離島地域においては、人口の流出、産業や経済の疲弊と崩壊を招き、地域が成り立たなくなると言われておりますが、そのことに対する知事の認識を伺います。

(4)、地球的規模で食料不足が大問題になっているときに、ＴＰＰ参加で輸入依存を強め、日本と沖縄の農業をつぶし地域経済を破壊し、食料の安定供給を破壊するＴＰＰ参加に知事は明確に反対を表明すべきではありませんか。

6、地域経済の活性化について。

(1)、住宅リフォーム制度。

我が党が一貫して提案、要求し続けてきた住宅リフォーム制度は国による支援が強化されることになりました。県は、住宅リフォーム助成制度の実施について県内需要や他県の事例及び市町村の意向を踏まえて、市町村と連携しながら検討していきたいと答弁しております。日本共産党の市田書記局長に対する答弁で菅首相は、住宅市場を活性化させる観点から住宅リフォームの推進は極めて重要だ。住宅リフォーム助成制度については社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後とも支援していくと述べています。この事業の活用を盛り込んだ自治体が既に50以上に上っています。今年度から実施に踏み切るべきではありませんか伺います。

(2)、地産地消の推進について。

地元の地場産業や農水産物を全小中学校の給食や観光ホテル、旅館など関連産業の食材に積極的に活用促進を図っていくために、以下の点について質問をいたします。

ア、県内市場における県産農水産物の安定した質・量・価格の確保と直売所などの流通拠点の整備拡充など供給体制の整備にさらに一層の支援を図ることについて御所見をお伺いいたします。

イ、保冷库や急速冷蔵施設、農水産物加工工場をＪＡ、漁協などに設置するための施策を推進することについてお伺いいたします。

ウ、糸満漁協は、水産物加工施設の建設を計画しています。積極的に支援を図ることについて伺います。

エ、地産地消を具体的に推進するために各市町村との連携を図ることについて伺います。

オ、宮古島市では有機農法による生産物の拡大に積極的に取り組んでいく計画です。長寿県沖縄のウチナーブランドづくりとして、安全性の高い農産物の生産を県として推進することが求められております。現状と対策について伺います。

7、農水産業の振興について。

(1)、価格保障、所得補償など農業漁業の経営を守るとともに、食料自給率を当面50%まで回復させるための実効ある対策をとること。

(2)、多様な家族経営を維持発展させるための支援を強化すること。

(3)、新規就農者の参入・定着を支援するための就農者支援制度の創設と、定年後就農者支援制度を創設することについて伺います。

(4)、耕作放棄地の農地としての有効活用のための抜本的な対策をとること。

(5)、八重山漁協では、ヤイトハタ（アーラミーバイ）の養殖漁業に大きな成果を上げています。養殖漁業の振興について県の支援策を伺います。

8、雇用対策について。

(1)、官製ワーキングプアと言われている県・市町村や外郭団体等の臨時・非常勤の実態はどうなっておりますか。調査を行い、公表し待遇を改善することについて伺います。

例」を制定することについて伺います。

9、福祉問題について。

(1)、国保問題について。

政府は、国保加入世帯の全年齢を対象にした国保の広域化を進めるとしています。この「新医療制度」の第2段階実施までの期間は、都道府県が策定する「広域化等支援方針」を策定し、「国保の広域化」を図る計画です。

ア、政府は、国保広域化に向けて昨年5月、各市町村が保険料軽減のために国保会計を繰り入れるのはやめ、値上げに転嫁するように通達を出しています。全県市町村は、約51億7600万繰り入れを行っております。これをやめれば保険料年1人平均1万円、4人家族で4万円の値上げになります。高過ぎて払えないとの悲鳴の声が上がっている中で、国保税のさらなる引き上げには、県民の生命財産を脅かす事態になります。政府に通達の撤回を求め、広域化反対の声を上げるべきではありませんか。

イ、全国知事会は、昨年12月20日にこの案で最終取りまとめを行い、新制度に移行することについては反対であり、持続可能な国民健康保険制度の構築に向け国の財政責任を含めた本質的な検討を求めるという談話を発表しましたが、仲井真知事の見解を伺います。全国知事会の立場と同じ反対の立場なのか、それとも新制度に賛成し、国保の広域化を推進する立場なのか明確にお答えください。

ウ、県は、1月5日に「沖縄県国民健康保健広域化等支援方針」を発表し、国保の都道府県単位化を進めるために策定しているが、県内市町村の国保財政状況は、全保険者41のうち40%に当たる17保険者が差し引き収支赤字となっています。この17保険者の赤字をどのように解消するか伺います。

エ、「支援方針」で収納率目標を設定しているが、厚労省の「省令71号」は「収納率割合(%)」で言う「一般被保険者数10万人以上である市町村の収納率割合は87以上89未満」となっている。沖縄県の収納率目標と大きく差が出ているがなぜなのか伺いたします。

オ、また標準保険率が設定されているが、41保険者ごとに保険料が違う中で県全体が保険料を標準化すれば、低い保険料の市町村は保険料が引き上げられ大きな負担となります。この負担をどう考え、どのように対処されるのか伺いたします。

カ、厚労省は、この「支援方針」の策定に当たって、すべての市町村から支援方針案について意見を求めなければならないとしていますが、県はすべての市

町村から意見を求めたのか、求めたのであれば市町村ごとにどのような意見があったのかお伺いします。

キ、県は、新医療制度に反対し、国に国庫負担金をもとに戻すよう要求し、県独自の支援を実施し国保税の引き下げを実施すべきではありませんか、伺います。

(2)、後期高齢者医療制度について。

新制度の骨格は、75歳以上の約1400万人のうち86%に当たる1200万人を国民健康保険に加入させ、それ以外の会社で働く高齢者や会社員などの家族に扶養される高齢者約200万人は被用者保険に入ります。国保に入る1200万人の保険料は、現在の後期高齢者医療制度と同じように一般の加入者の保険料とは切り離して都道府県単位で保険料を決めるというものであります。保険料は、高齢化が進み、高齢者の医療費がふえるにつれて高齢者の医療費が自動的にふえる仕組みで2年ごとに上がっていきます。また、70歳から74歳の病院窓口負担は、現在の1割から2割に引き上げられる計画です。高齢者に重い負担を押しつける医療制度の改悪は到底認められません。反対を表明すべきであります。

ア、後期高齢者医療制度を廃止し、国保負担金をふやして老人保健制度に戻すことについて知事の御所見を伺います。

イ、県独自の保険料の軽減制度をつくり、高齢者の負担軽減を図るべきであります。

ウ、高齢者への肺炎球菌のワクチン接種を実施することについて伺います。

(3)、介護保険制度について。

ア、政府は、2012年度に介護保険制度の改正を目指し、ことしの通常国会に法案を提出する計画であります。しかし法案改定の内容は、要支援者1、要支援者2の人を保険サービスの対象外にし、給付者を削減できる仕組みをつくろうとするものであります。今でも多くの高齢者が重い保険料、利用料の負担に必要なサービスも受けられない中で、介護保険制度の改悪は高齢者に新たな苦しみ押しつけるものであります。許せません、反対すべきであります。知事の御所見を伺います。

イ、介護保険料、利用料の減額の免除制度を県として行うこと。

ウ、介護施設への入居待機者を解消するため、特別養護老人ホームを増設することについて伺います。

(4)、障がい者権利条例を早急に制定することについて知事の御所見を伺います。

(5)、子供の医療費の中学校卒業までの無料化につい

て。

ア、全国、県内で中学校卒業までの無料化の実施状況について、入院、通院それぞれについて伺います。

イ、中学校卒業まで無料化した場合の入院、通院に必要な財源は幾らになりますか。

ウ、子供の医療費無料化も対象年齢を計画的に拡大することについて伺います。

エ、現物給付制度の実現は県民の大きな願いになっています。実施について伺います。

オ、国に対して子供の医療費無料化制度の創設を要求することについて伺います。

10、県立病院について。

(1)、全県立病院で7対1看護を実施することについて伺います。

(2)、今年度から中部病院で7対1看護が実施されます。130人を新たに採用すべきです。御所見を伺います。

(3)、医師確保のために必要な条件整備を行うことについて知事の答弁を求めます。

(4)、独立行政法人化はやめて県立病院を存続させることについて知事の御所見を伺います。

11、教育行政について。

(1)、県は、1500人の臨時教員を5カ年間で正規採用にすると表明しています。直ちに本採用すべきであります。答弁を求めます。

(2)、30人以下学級を全学年で早急に実施すること、また、低学年で教室不足のために未実施の学校への特別な対策を講じることについて伺います。

12、ヤンバルの自然林皆伐について。

(1)、ことしに入って国頭村の宜名真林道沿いの国頭村有林において、県民の大きな批判的となっている皆伐方式による伐採が行われ、森は無残にもはげ山に変わり果てようとしています。その皆伐は国・県の補助を受けて造林することが大きな目的となっており、村有林だからといって県の責任を回避することは到底できないものであります。森林の皆伐は直ちに中止をすべきであります。

(2)、今、沖縄県が行うべきは、このようなヤンバルの森を破壊するような林道建設や皆伐などではなく、世界遺産登録を目指し貴重なヤンバルの森を保全することです。

13、カジノ問題について。

カジノは青少年の育成への悪影響、ギャンブル依存症の増加、暴力団の介入など社会的にも多くの問題があり、刑法で禁止されている賭博、ばくちであります。しかし、県は新たな沖縄振興計画にカジノを盛り

込むことについて検討していると言われているが、知事は県民の合意なしには導入しないと表明しています。カジノ導入は断念すべきであります。調査費も計上すべきではありません。知事の御所見を伺います。

14、鳥インフルエンザの防止等について伺います。

(1)、高病原性鳥インフルエンザへの感染が各地で相次ぎ、養鶏農家の経営を直撃するとともに、一部で鶏肉や鶏卵価格への影響も懸念されております。南下してきた渡り鳥が感染源になったと見られ、感染はどこでも起こり得るかつてない事態であります。万全の防疫体制の強化を求めます。御所見を伺います。

(2)、感染ルートの解明や感染を予防する技術の開発を含め、感染を防ぐ対策をアジアの国々とも連携して充実させていくことについて国に求めているべきであります。知事の御所見を伺います。

15、豊かな海づくり大会の糸満での開催について。

漁業の町糸満市で「豊かな海づくり大会」開催の機運が高まっております。知事の決意と具体的な取り組みについて伺います。

以上、明快で誠意ある答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、鳩山前総理の発言に係る御質問にお答えいたします。

鳩山前総理の発言につきましては直接お聞きしたものではありませんが、報道のとおりとすれば、「方便」という言葉は理解しがたい表現と言わざるを得ません。

県は、政府に対し、頭越しではなく、地元の理解・協力を得なければならないというようなことや、県民の納得のいく説明や解決策を示すよう繰り返し申し上げてまいりましたが、今回の鳩山前総理の一連の発言は、県民の納得のいく説明とはとても言いがたく、まことに遺憾であると言わざるを得ません。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、日米共同発表の撤回を求めることについての御質問にお答えいたします。

去る2月16日の予算委員会において菅総理大臣は、沖縄の海兵隊を含む在日米軍の存在は、日本の安全にとっても、アジア太平洋の安定にとっても必要だ、そういう認識のもとで、日米合意を踏まえて対応していくとの見解を示しています。

県といたしましては、これらの発言いかににかかわらず日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設

に取り組むよう政府に強く求める考えに変わりはありません。

次に、県立病院に係る御質問の中で、県立病院の経営形態についての御質問にお答えいたします。

県立病院の役割であります地域において必要とされる医療を持続的・安定的に提供していくためには、病院経営の自立性と健全化を高めることが重要であります。県立病院の経営形態につきましては、このことを踏まえまして検討を行う必要があります。

県におきましては、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、「経営再建計画」に沿った経営全般にわたる改革の取り組みを検証した上で最終的な判断を行うことといたしております。

次に、豊かな海づくり大会の糸満市での開催についての御質問にお答えいたします。

「全国豊かな海づくり大会」は、水産資源の維持培養と海の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、水産業に対する認識を深めることを目的として開催される国民的行事であります。本大会は、平成24年度に沖縄県で開催されることが昨年11月22日に全国組織の「豊かな海づくり大会推進委員会」において決定されております。

県といたしましては、今後、関係機関等で構成されます実行委員会を立ち上げ、具体的な行事内容等を策定する予定でございます。

なお、開催地につきましては、さきの9月議会におきまして――――――――――
――地元からの要請があること、そして県内唯一の第3種漁港があること、さらにウミンチュの町として長い歴史があることなどから、糸満市が適当であると考えております。しかし、なお正式には所要の手続を経て最終的に決定したいと考えているところでございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員への私の答弁の中で、全国海づくり大会の答弁の中で、――――――――――と発言した部分につきましては削除したいと思いますので、議長においてよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 答弁の途中でありますが、玉城ノブ子さんの質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の玉城ノブ子さんの質問に対する答弁を続行いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢につきまして、海兵隊の即時撤去の御質問にお答えいたします。

海兵隊を含む米軍は、日米安全保障条約に基づき駐留しているものであります。県は、これまで日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて海兵隊を含む在沖米軍兵力の削減等による本県の過重な基地負担の軽減を求めてきております。とりわけ海兵隊については構成員が最も多いことから、その削減に最優先に取り組む必要があると考えております。

米軍再編で示された海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小は、県民の要望している在沖米軍兵力の削減及び米軍基地の整理縮小につながるものであり、確実に実施される必要があると考えております。

次に、基地問題と振興策のリンク論についてお答えいたします。

県としましては、基本的に沖縄県の振興策は基地問題とは別であると考えており、振興策とは関係なく沖縄の過重な基地負担の軽減を求める県の考えに変わりはありません。

次に、名護市への再編交付金不交付についてお答えいたします。

今回、名護市に再編交付金を交付しないことが決定されたことについて、北澤防衛大臣は、米軍再編特別措置法の趣旨に基づいた判断であると説明しております。県としては、地域の振興は基地問題とリンクすべきでない認識しております。

政府においては、北部地域の振興について地元の意向を踏まえ、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、現況調査に係る異議申し立てについてお答えいたします。

今回の名護市に対する現況調査に係る異議申し立てについては、沖縄防衛局と名護市の両当事者間で行われている行政不服申し立て手続であり、県としてはその適法性について見解を述べる立場にはありませんが、今後とも重大な関心を持ってその推移を注視していきたいと考えております。

いずれにしても、県としては普天間飛行場の県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、国等による違法確認訴訟制度の創設についてお答えいたします。

政府は、「地方自治法の一部を改正する法律案」の中に「国等による違法確認訴訟制度」の創設を盛り込むことを検討しているとのことですが、具体的な内容については政府から示されておりません。県としては、引き続き普天間飛行場移設問題への影響等を含め、情報収集に努めるなど適切に対応したいと考えております。

次に、那覇港湾施設の無条件返還についてお答えいたします。

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設については、平成8年のSACO最終報告で合意され、平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」においても移設を条件に全面返還されることとなっております。また、平成13年11月には浦添市長が受け入れ表明を行い、平成15年1月の第4回那覇港湾施設移設に関する協議会では、浦添埠頭地区への移設を浦添市、那覇市とも了承しております。現在、移設協議会において、環境影響評価を含め、移設に関連した諸措置等について、国・県・地元自治体等で協議・調整が進められているところであり、県としましては、今後とも国・地元自治体等と連携して那覇港湾施設の移設に取り組んでいきたいと考えております。

次に、外来機の飛行禁止と戦闘機の撤退要求についてお答えいたします。

最近の嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されていますが、外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機が先月から約4カ月の予定で配備されるなど、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対しこれまで強く要請しております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を通じ、航

空機騒音の軽減を日米両政府に対し粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

嘉手納飛行場の航空機騒音については、常駐機に加え、外来機のたび重なる飛来等により、依然として目に見える形での負担軽減が図られておらず、地域住民の生活にさまざまな影響を与えております。こうした状況の中、パラシュート降下訓練が実施されたことは、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている周辺住民を初め、県民に多大な不安を与えるものであり、まことに遺憾であります。

県としましては、パラシュート降下訓練は、SACO最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後とも嘉手納飛行場において実施することがないように、日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に、日米安保条約と平和友好条約についてお答えいたします。

県としては、戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることなく経済が発展してきていることや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しております。しかしながら、在日米軍基地の大部分を占める沖縄の米軍基地が果たしている役割や必要性を初め、安全保障について国民全体で十分な議論がなされてきたとは言えないと認識しております。今後も日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的安定が必要であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて重要であると考えております。

次に、高江ヘリパッドの建設工事につきまして、質問の2(1)、2(2)、2(3)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

昨年1月、沖縄防衛局が東村高江区のヘリパッド建設をめぐる、通行妨害禁止を求める訴訟を提起したことは承知しております。県としましては、現在本件が係争中であることから、コメントについては差し控えさせていただきたいと思っております。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

県としましては、了解を求められる立場にはありませんが、随時、現地に職員を派遣し、状況の確認を行っております。改めて、去る2月14日には、国は市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮し、安全に万全を期すよう、申し入れを行ったところであります。今後とも東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、高江のヘリパッドについての御質問の中で、ヘリパッドの建設はとめるべきという御質問にお答えいたします。

現在、北部訓練場には22カ所のヘリパッドがあると承知しております。

御質問の返還後の北部訓練場残余部分に現在ある15カ所のヘリパッドにさらに追加する必要性について、沖縄防衛局は、北部訓練場の過半を返還することに伴う現有機能の移設整備と認識しているとのことであります。また、御質問の使用されているヘリパッドの数、キャンプ・ハンセンにあるヘリパッドの数、ヘリパッドが数多く必要な理由については再三にわたり米軍に照会しておりますが、明らかにされておられません。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。

次に、オスプレイと高江ヘリパッドについてお答えいたします。

県は、去る2月7日から9日までの軍転協の要請において、MV22オスプレイの配備の有無を含め、政府は県民に十分な説明を行うよう強く求めたところであります。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。今後とも東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応してまいります。

次に、米軍の訓練水域外についてとの御質問の中で、昨年の訓練区域外における訓練についてお答えいたします。

昨年11月29日に、沖縄防衛局から、日米統合演習の一環として、訓練区域外における機雷探索等の訓練に

ついて情報提供がありました。県としましては、米軍の訓練は訓練区域内で行われるべきと考えており、漁業関係者と連携し、沖縄防衛局に対し予定された訓練場所がパヤオの密集地であることを伝えるとともに、演習・訓練について訓練区域外に影響を及ぼさないことを求めたところであります。

次に、ことしの訓練区域外における訓練についてお答えいたします。3の(2)と3の(3)は関連いたしますので、一括してお答えいたします。

県としましては、米軍の訓練は訓練区域内で行うべきであり、県民生活に影響を与えることがあってはならないと考えております。そのため、県は、従前より政府に対し、日本の排他的経済水域における米軍の演習・訓練について、情報の入手及び速やかな情報提供並びに訓練区域外に影響を及ぼさないことを求めています。今般のような情報提供が訓練前日に行われたことや、訓練区域外に及ぶ爆撃訓練は、漁業者を初め関係者の対応を困難なものとし、混乱と不安を与え極めて遺憾であります。県としましては、二度とこのような事態が生じないよう、去る1月25日の沖縄政策協議会米軍基地負担軽減部会及び2月7日から9日までの軍転協要請において、政府における連絡体制及び連携体制の見直しを求めたところであります。

次に、訓練水域の返還についてお答えいたします。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の返還並びにホテル・ホテル訓練区域の一部解除については、これまで累次にわたり要請してまいりました。昨年5月の日米共同発表において示されたホテル・ホテル訓練区域の一部解除の決定について、軍転協の照会に対し、政府は、現在、日米間で調整中であり、その具体的な内容を答える段階にないと回答しております。

県としましては、引き続き当該空域・水域の一部解除や返還について、久米島町、漁業関係団体、軍転協とも連携しながら、あらゆる機会を通じ求めていきたいと考えております。

次に、訓練水域・空域の全面返還と経済効果についてお答えいたします。

漁業関係者によりますと、ホテル・ホテル訓練区域周辺のうち、沖縄本島に近接した海域は、カツオやマグロ、ソデイカの好漁場であり、また、漁場まで迂回せざるを得ないことから、漁場間の移動に大きな制約を受け、その分、燃料費等のコストに影響を与えているとのことであります。また、那覇－久米島間を運航する民間航空機は、制限空域を迂回して運航せざるを得ない状況にあり、コストや運航時間の面で影響を受けているとのことであります。

県としては、これらの影響について関係団体とも相談をしながら、その把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、ライシャワー発言に係る報道についての御質問の中で、沖縄に米軍基地が置かれた原因についてお答えいたします。

沖縄の米軍基地の形成については、日米両国の戦後の歴史や外交政策、軍事戦略及び国際情勢等、複雑な要素が絡んでおり、これらのことが復帰後も我が国の米軍基地の大部分が沖縄県に置かれている原因となっているものと考えております。

報道で伝えられた沖縄に米軍基地を置くことを要求したのは、米国ではなく日本側であったとの内容については、当時の国際情勢や日米関係を踏まえ、具体的に検証されるべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 振興計画についての御質問の中で、次期沖縄振興で基地のない沖縄を正面に掲げることについてお答えいたします。

県において初めて策定をいたしました「沖縄21世紀ビジョン」については、県民の多くの声を酌み上げるとともに、県振興審議会での審議や県議会において活発な議論をいただき、基地に関する意見等を含め多くの意見をビジョンに反映をしてきたところです。このため、このビジョンの実現に向けた新たな計画についても、県民の幅広い意見等を集約し、計画策定の中で議論を深めてまいりたいと考えております。

同じく振興計画に関連をして、沖縄振興に対する国の責務の明確化についてお答えいたします。

沖縄の振興は、本県が戦後約27年間の我が国の施政権の外にあったこと、過重な基地負担、広大な海域に散在する我が国でもまれな亜熱帯の島嶼地域であることなど、沖縄の置かれた特殊事情を総合的に踏まえ、国の責務として実施されてきました。このような沖縄の特殊事情は変わらず存在し、したがって依然として国は責務を有するものと考えております。このことから、国に対しては、県民とともに策定をいたしました「沖縄21世紀ビジョン」の実現を図る新たな法律等の制定を求めているところです。

同じく振興計画に関連をして、次期振計における地場産業・地元企業の育成、福祉、教育の充実を図ることについて。

民間主導の自立型経済の構築に当たっては、それぞれの地域や島々に深く根差している農林水産業や製造

業、建設業、小売業などの地元産業の振興や育成が重要だと考えております。また、子育て、医療や福祉、保健が充実し、子供から大人まで安全で安心して暮らせる沖縄らしい優しい社会の構築も重要であります。さらに、資源が少ない島嶼県沖縄が発展する最大のよりどころは人材であり、特に、若い人材が豊富な本県においては、若い世代の育成は、産業振興・医療福祉・地域づくりなどさまざまな分野において、今後の沖縄の大きな推進力となり得るものです。このため、県振興審議会を初め県民、民間企業、市町村、県議会の各界各層との議論を深めながら、これらの課題を解決し、県民福祉の向上を図っていくためのさまざまな施策等を検討していきたいと考えております。

次に、環太平洋戦略経済連携協定（TPP）についての御質問の中で、TPP参加による医療等各分野への影響についてお答えいたします。

TPP交渉においては、農業、工業、繊維・衣料品など24の作業部会が立ち上げられ議論が進められているところです。しかしながら、詳細についてはいまだ明らかではなく、御質問のありました医療等各分野への影響については、現時点で把握することは困難であります。

次に、雇用対策についての御質問の中で、市町村の非常勤職員の実態についてお答えします。

市町村における臨時・非常勤職員の数は、平成22年4月1日現在で約6900人、全職員に占める割合は約36%となっております。当該結果の公表については、各市町村において住民に対する説明責任の観点などを踏まえ、それぞれの判断においてなされているものと考えております。また、臨時・非常勤職員の給与は、各市町村の条例等に基づき、その職務内容や責任に応じて支給額が定められており、適切に対応されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 環太平洋戦略経済連携協定の中で、TPPによる農林水産業、食料自給率、雇用、離島地域への影響と対応について、関連しますので一括してお答えします。

TPPは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出るのが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響

額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。特に、離島においては、さとうきびや肉用牛の占める割合が大きいことから、離島地域の農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されます。また、雇用については、農林水産業関係で約2万3000人、関連産業も含めると約2万9000人に影響が出るものと試算されます。食料自給率についても農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、カロリーベースで、平成20年度の約40%から、約2.4%まで低下するものと試算されます。そのため、県では、国民の食料安全保障の確保と国内農業への影響などの観点から、T P P交渉に参加しないよう適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について、農業団体等と連携し、国に対し強く要請したところであります。また、県内では、去る1月29日に「T P P交渉への参加に反対する沖縄県民大会」が開催されたほか、J A沖縄中央会による「T P P交渉参加反対署名活動」などの取り組みも実施されているところであります。今後とも、T P P交渉等の動向や、国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し、適切に対応してまいります。

次に、地域経済の活性化についての中で、県産農水産物の供給体制の整備等について、関連しますので一括してお答えします。

県産農水産物を学校給食や観光関連産業に安定的に供給するためには、生産基盤や流通拠点の整備が重要と考えております。このため、県においては、市町村、農協、漁協などと連携し、経営構造対策事業等により、産地育成や直売所、加工施設等の整備を推進しているところであります。具体的には、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地の形成、ハウス、養殖場等生産施設、沖縄市のファーマーズマーケット、糸満市のおさかなセンター、今帰仁村のモズク加工処理施設、与那国町の長命草加工処理施設などの整備を実施しているところであります。また、平成22年度にはファーマーズマーケット2地区を新たに整備しているところであります。

次に、糸満漁協の水産物加工施設についてお答えいたします。

糸満漁協では、現在、ソデイカの加工について県漁連の加工施設を利用して行っております。この加工処理施設は、H A C C Pに対応していないため、新たな加工施設の整備について検討していると聞いております。

県といたしましては、既存施設の改善も含め、地元

と調整しながら対応を検討してまいります。

次に、地産地消の市町村連携についてお答えします。

県では、地産地消を推進するため、「沖縄県地産地消推進計画」に基づいて市町村等と連携し、地産地消推進強化事業等を実施しております。具体的には、市町村における地産地消推進計画の策定支援、地産地消コーディネーターを配置し、市町村学校給食への県産食材利用促進、市町村が開催する親子料理教室及び農業体験への支援、県産食材を利用推進する「おきなわ食材の店」登録における市町村との連携、「花と食のフェスティバル」における市町村の参加支援などを実施しております。さらに、読谷村産トウガンを使ったトウガンカレーや、西原町産シマナーを使ったお菓子など地域の特産物を活用した地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、安全性の高い農産物生産の現状と対策についてお答えします。

県では、安全・安心な農産物の生産・供給体制を強化するため、農薬の適正使用の普及啓発を行うとともに、農産物の出荷前自主検査やトレーサビリティの推進に取り組んでおります。また、環境保全型農業を推進するため、平成23年1月現在で、化学農薬や化学肥料の3割以上削減に取り組むエコファーマー459件の認定に加え、5割以上削減に取り組む特別栽培農産物160件を認証しております。さらに、化学農薬や化学肥料を使用しない有機農業につきましては、沖縄県有機物推進協議会の開催や沖縄県有機物推進計画の策定など、環境に優しい農業を推進しております。そのほか、天敵農薬や性フェロモンを活用した防除技術の確立に向けた技術開発に努めているところであります。今後とも、消費者に安全で安心な農産物を供給するため、農協や関係機関と連携し各種施策を推進してまいります。

次に、農水産業の振興についての中で、農林漁業者の経営安定対策と食料自給率向上対策についてお答えします。

農産物の価格安定対策としましては、野菜価格安定対策事業や肉用牛生産者補給金等を実施しております。

戸別所得方式については、国において平成22年度から米戸別所得補償モデル事業が実施されており、平成23年度から本格実施されることになっております。また、食料自給率の向上を図るため、農林水産業振興計画に基づき、亜熱帯島嶼性に適合した農林水産業の基盤整備、耕作放棄地の再生利用による生産の拡大、定

時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地の育成による生産供給体制の強化、ファーマーズマーケットなど農産物直売所の整備による販売促進、学校給食や観光関連施設における県産食材の利用促進などに取り組んでいるところでございます。

次に、多様な担い手の育成や新規就農者定着のための就農者支援制度の創設についてお答えします。関連しますので一括してお答えします。

県では、新たに農業に参入する就農希望者等、多様な担い手の育成確保を図るため、市町村、農業団体、農家代表等で構成する「沖縄県農でグジョブ推進会議」を平成22年6月に設立し、担い手の総合的な対策を講じているところであります。具体的には、新規就農相談センターでの就農相談、農業大学校における実践的な研修教育、就農希望者を対象としたサポート講座、耕作放棄地の再生利用による農地の確保やハウスの整備などに取り組んでおります。また、農業後継者育成基金事業による新規就農者の研修支援や就農支援資金の貸し付けなどを行っております。さらに、農業会議では「農の雇用事業」により、農業生産法人等が新たに雇用した就農希望者を対象に、生産技術等の習得のための研修を実施しております。今後とも、多様な担い手の育成を促進するため、関係機関と連携し、研修から就農定着までの支援体制を強化してまいります。

次に、耕作放棄地対策についてお答えします。

平成21年度における耕作放棄地面積は2693ヘクタールで、全耕地面積3万9100ヘクタールの6.9%となっております。県といたしましては、耕作放棄地の再生利用を図るため、平成22年11月までに沖縄県耕作放棄地対策協議会や28市町村で地域協議会を設置しております。平成20年度から耕作放棄地対策事業により、再生作業、土壌改良、営農定着等を推進し、平成21年度までに約73ヘクタールが再生されています。平成22年度は、地域協議会において耕作放棄地の出し手・受け手間の調整を図り、約110ヘクタールの再生作業のほか、土壌改良、営農定着等を支援する計画となっております。今後、平成23年度を目途に、農業上重要な地域を中心に、350ヘクタールの耕作放棄地の再生を行い、担い手への農地利用集積を進めていくこととしております。

次に、ヤイトハタなど養殖業の支援策についてお答えします。

ヤイトハタの養殖は、平成9年に八重山漁協で始まり、現在では県内各地で養殖が行われています。平成21年の生産量は71トン、生産額は8600万円となっております。

県では、ヤイトハタ養殖の振興を図るため低価格飼料の開発、ワクチン接種による防疫体制の強化、水なし活魚輸送による国内外への販路拡大などに取り組んでいるところであります。また、モズク、海ブドウ等の生産技術の改良や消費拡大などにより養殖業の振興に努めてまいります。

次に、ヤンバルの自然林皆伐についての中で、国頭村有林における皆伐の中止についてお答えします。

ヤンバルの森は、希少な動植物が生息・生育することから、重要であると認識しております。一方、林業は、地域の主要な産業となっており、雇用や定住化に重要な役割を果たすとともに、木材やキノコ等の林産物の供給を通して他産業の振興や県民生活にも寄与しております。このことから、ヤンバルの森林については、自然環境の保全と利活用との調和を図ることが必要であると考えております。

国頭村宜名真地内の森林伐採につきましては、国頭村が村有林の収穫のために行ったものでありますが、環境保全の観点から、国頭村及び伐採事業者に対し、収穫伐採方法や保全対策の実施など、適切に対応するよう指導しているところであります。また、収穫伐採方法等につきましては、さらなる環境保全対策の実施に向けて関係機関等と連携して検討していきたいと考えております。

次に、鳥インフルエンザの防止等の中で、県内の鳥インフルエンザ対策についてお答えします。

高病原性鳥インフルエンザは、平成22年11月29日に鳥根県で確認されて以降、全国的に感染が拡大し、これまで7県で19例発生しております。そのため、沖縄県では、高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策として、防鳥ネットの整備、鶏舎などの消毒、異常家禽の早期通報などについて、新聞広告や各地域での説明会等により周知徹底を図っているところであります。また、すべての養鶏農家に消石灰を無償配布し、緊急消毒を実施するとともに、毎月20日を「消毒の日」と定め、家畜伝染病の侵入防止等の強化を図っているところであります。さらに、平成23年1月28日に沖縄県危機管理対策本部会議を開催し、高病原性鳥インフルエンザ侵入防止対策に係る危機管理体制を強化しているところであります。

次に、アジアの国々との感染対策等の連携についてお答えいたします。

高病原性鳥インフルエンザは、渡り鳥等を通じ、国境を越えてアジア全体に感染が拡大しております。国は、感染拡大を防止するためにはアジア全体で発生を抑制することが重要であるとの観点から、平成20年度

より中国、韓国などアジア9カ国と香港との間で防疫体制等の強化について協議を進めているところであります。さらに平成22年5月の日中間サミットにおいても、鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対する協力強化に合意したとしております。

県としましては、国に対し必要に応じ防疫体制等の強化を図るよう要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 地域経済の活性化についての御質問で、住宅リフォーム支援制度の実施についてお答えいたします。

県としましては、住宅リフォーム等に関する支援は、地域住民の生活に密着した市町村と支援金の申請・受け取りの窓口業務等の連携を行うことが適切であり、制度の導入に当たっては、県内需要や市町村の意向を踏まえて対応していきたいと考えております。

平成23年度の社会資本整備総合交付金は、従来から実施している公営住宅建てかえの継続事業等への予算配分を計画しており、住宅リフォーム支援制度については、沖縄振興自主戦略交付金（仮称）の活用など、実施に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 雇用対策に関する質問のうち、非常勤職員の実態及び待遇の改善についてお答えいたします。

知事部局及び他任命権者を含めた沖縄県における臨任・非常勤職員の数は、平成22年6月1日現在で6775人、全職員に占める割合は約23%となっております。また、公社等外郭団体36法人においては、臨任・非常勤の職員が1360人、職員数に占める割合は約57%となっております。県における非常勤職員の業務は、文書受け付けや資料整理などの補助的・定型的な業務が主となっており、業務の難易度や複雑さ、責任の度合いなどにおいて常勤職員と違いがあります。県の行政事務を円滑に実施するため、常勤職員と非常勤職員がそれぞれの役割を分担しながら業務を推進しているところであります。

次に、必要な職員数の確保についてお答えいたします。

定員管理につきましては、これまで簡素で効率的な行政運営を目指し、事務事業を見直した上で、その適

正化に取り組んできたところであります。また、平成22年3月に策定した「新沖縄県行財政改革プラン」におきましても引き続き定員管理の適正化に取り組むこととなっております。

今後とも、多様化かつ複雑化する県民ニーズに迅速・的確に対応するため、選択と集中を基本にして必要な職員配置に努めてまいります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 雇用対策についての中、公契約条例の制定についての御質問にお答えします。

公契約条例については、他都道府県でも制定されていないことから、県としましては、国の「公契約に関する基本法」への取り組みや、他県の動向も見守りつつ対応してまいりたいと考えております。なお、ことし4月に施行される川崎市の公契約条例は、警備、施設維持管理、清掃などの業務委託契約や公共工事を対象とし、労働者の範囲に「一人親方」を含めるなどの内容となっていることから、契約のあり方や課題について、関係する担当部局において研究や取り組みがなされているものと認識しております。

次に、カジノ問題についての御質問で、カジノ導入は断念すべきとの意見についての御質問にお答えします。

現在、超党派の国会議員連盟において、国際観光の振興や地域経済の活性化を図るため、「カジノを合法化する法律」の制定に向けて検討が進められております。

カジノ導入については、県民からは賛成の意見がある一方、慎重にすべきとの意見や、反対する意見もあることは認識しております。現在、国のカジノを合法化する法律案の動向等を踏まえつつ、カジノ導入に伴う効果や課題について慎重に検討を行っているところであり、県民のコンセンサスを前提として取り組みを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉問題についての御質問の中、国保の広域化に係る国の通知に関する県の見解についてお答えします。

国から通知のありました「広域化等支援方針策定要領」の中で、市町村国保の赤字解消に関して、「一般会計繰入による赤字の補てん分については、保険料の

引上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めること。」とされております。このことは、一般会計繰り入れをやめるよう求めるものではなく、赤字の解消に向けては、総合的に検討するよう示したものと認識しております。

次に、国保の広域化に係る県の見解についてお答えします。

県としましては、国が国保の広域化について方向性を示していること、及び高齢化の進行等に伴いふえ続ける医療費について、市町村国保の安定的運営、特に小規模保険者の財政基盤の安定化を図る観点から、将来的な国保の広域化に対応する必要があると考え、市町村国保との意見調整を踏まえ、平成22年12月に「沖縄県国民健康保険広域化等支援方針」を策定したところであります。しかしながら、広域化により国保の問題が解決するわけではなく、全国知事会において指摘されているように、国の新たな高齢者医療制度に関する最終案では、財源を含めた国保の構造的問題の解決策が示されていないことから、国保の持続的運営を図っていくことは厳しいと考えております。

県としましては、今後とも、国に対し全国知事会等を通して、国保の構造的問題に関して抜本的な解決策を求めていると考えております。

次に、市町村国保の赤字解消についてお答えします。

市町村国保の赤字は、将来の国保の広域化に向けて解決しなければならない課題と考えております。

赤字の解消につきましては、保険税率の適切な設定や、保険税収納率の向上、医療費適正化の推進等、各保険者の状況に応じた対応について助言してまいりたいと考えております。また、国の財政支援機能の拡充強化につきましても引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、県の収納率目標が国に比べ高く設定されていることについてお答えします。

収納率目標につきましては、これまで国が定めてきた国調整交付金の減額措置を前提とした最低限クリアすべき基準として設定するのではなく、国民健康保険事業の安定的運営を目指す上で主要な財源となる保険税を収納するに当たり、目標とすべき値とすることを念頭に、本県市町村国保の収納実績を踏まえ設定したものであります。

収納率目標の設定に際しては、市町村国保で構成される各地区協議会の代表者との意見調整を踏まえ、41市町村国保に意見照会を行った上で決定したものであ

ります。

次に、標準保険税率の設定についてお答えします。

標準保険税率の設定につきましては、所得水準や医療費の動向など、各市町村国保における実情等を考慮しながら、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、支援方針の策定に係る市町村の意見についてお答えします。

広域化支援方針の策定に際しては、県内41市町村国保すべてに意見照会を行い、5市町村から意見の提出がなされております。市町村ごとの意見といたしましては、那覇市が、被保険者の所得に対する保険税の負担率を記述すること及び赤字解消については、医療制度改革の影響分を除くことを記述することなど、糸満市が、収納率目標を達成した市町村国保には、増額して県調整交付金を交付するよう算定方法を見直すこと、国頭村及び西原町が、これまでの国が定めた収納率に比べ、高い設定となっている収納率目標を見直すこと、南風原町が、収納率目標及び県調整交付金の基本交付額を見直すこととなっております。

なお、その他の市町村国保につきましては意見の提出がなかったことから、支援方針の内容について了承しているものと理解しております。

次に、新たな高齢者医療制度の最終案等についてお答えします。

新たな高齢者医療制度の最終案につきましては、財源を含めた国保の構造的問題の解決策が示されていないことから、今後、全国知事会等を通して本質的な議論を求めていると考えております。また、国民健康保険制度における公費負担につきましては、平成17年度より新たに都道府県調整交付金が設けられ、国・県合わせて50%の負担割合となっております。

国民健康保険制度は、制度に基づく国・県の公費負担及び被保険者の保険税等を財源として、保険者である市町村の責任により運営されるものであります。したがって、県独自の支援を行うことは困難であると考えております。なお、国保税には低所得者に対する軽減措置が設けられており、県内の平成21年度実績では、全世帯の60%に対し55億5581万円の軽減が図られており、このうち県は48億5065万3000円を負担しております。

次に、新たな高齢者医療制度の最終案について。

国の示した新たな高齢者医療制度の最終案については、高齢者間の保険料負担の公平が後退することや、多くの高齢者が加入することとなる市町村国民健康保険の構造的な課題の解決策が示されていないことなど

から、全国知事会を通し、新制度に拙速に移行することなく、持続可能な医療保険制度の構築に向け、財源を含む検討が行われるよう求めているところであります。

次に、後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すことについてお答えします。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度の課題であった加入する制度や市町村により保険料額に差があること、若人と高齢者の費用負担が不明確であることなどを改善するため、長年にわたる議論を経て創設されたものと理解しております。

次に、県独自の軽減策についてお答えします。

現在の後期高齢者医療保険料については、国の追加軽減策等により手厚い軽減が実施されており、県独自の軽減策を実施する予定はありません。なお、低所得者等に対する法に基づく保険料軽減に必要な財源は、都道府県が4分の3を負担することになっており、本県の平成21年度の負担実績は18億2203万2000円となっております。

次に、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の実施についてお答えします。

沖縄県後期高齢者医療広域連合では、平成23年度から、市町村が実施する後期高齢者等の肺炎球菌ワクチン接種に対し助成を行う予定となっております。県では、広域連合と連携し、市町村に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度の改正についてお答えします。

介護保険法の改正案において、介護予防・日常生活支援総合事業の創設があります。本事業は、市町村の判断により要支援者等に対する介護予防・日常生活支援のためのサービスやケアマネジメントを総合的に実施できるものであります。市町村は、事業運用に当たって要支援者の状況や意向を踏まえ、指定介護予防サービスと本事業を選択できることとなっており、サービスの低下を来すものではないと認識しております。

次に、介護保険料等の減額の免除制度についてお答えします。

介護保険は、介護を国民みんなで支え合う仕組みとして、高齢者も含めて40歳以上の全国民で保険料を負担している制度であります。その理念に基づき、介護費用は、保険料や国・県・市町村の公費負担も含めてそれぞれの負担割合が定められております。

このような制度運用においては、保険料等の減免を目的に県や市町村が独自に一般財源による財政支援等を行うことは適当でないとされております。

次に、特別養護老人ホームの増設についてお答えします。

県では、第4期沖縄県介護保険事業支援計画において広域型特別養護老人ホーム160床、小規模特別養護老人ホーム141床、合計301床を整備することとしております。平成23年度は、第5期沖縄県介護保険事業支援計画の策定年度となっており、適切なサービス量を見込むよう各保険者に働きかけてまいります。

次に、障害者の権利条例の制定についてお答えします。

沖縄県では、障害者が真に地域社会の一員として平等に暮らし、自立し、安心して生活することができるように障害者の権利擁護を推進するため、第3次沖縄県障害者基本計画に基づき障害者施策に取り組んでおります。

障害者の権利条例の制定につきましては、国における障害者基本法等の改正動向を踏まえ、当事者団体等との意見交換を行い取り組んでまいります。

次に、乳幼児医療費助成事業の県外・県内での実施状況についてお答えします。

全国における乳幼児医療費助成事業の中学校卒業までの実施状況は、入院は5都県、通院は2都県となっております。また、県内での乳幼児医療費助成事業の中学校卒業までの実施状況は、入院は11市町村、通院は3町村となっております。

乳幼児医療費を中学校卒業まで無料化した場合の必要な財源についてお答えします。

乳幼児医療費助成事業の対象年齢について、入院を中学校卒業まで拡大した場合、約1億4900万円の事業費の増加が見込まれ、同じく通院を中学校卒業まで拡大した場合、約7億6600万円の事業費の増加が見込まれます。これにより必要な事業費は約17億5400万円となり、本年度当初予算と比較して約9億1500万円の事業費の増加が見込まれます。

次に、乳幼児医療費助成事業の対象年齢の拡大についてお答えします。

乳幼児医療費助成事業については、現在、入院は就学前まで、通院は3歳児までを対象に、市町村が助成した医療費に係る自己負担分の2分の1を県が補助しております。同事業の対象年齢の拡大については、県財政や他の医療費助成制度とのバランス、市町村の意向等を踏まえ、対象年齢や給付方法、所得制限、一部負担金等の助成要件を総合的に検討してまいります。

乳幼児医療費助成事業の現物給付制度の導入についてお答えします。

県としては、乳幼児医療費助成事業が子育て支援の

観点からも必要な事業であると認識しておりますが、現物給付方式を導入した場合、国は、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の財政運営に与える影響が大きいことから現状では難しいと考えております。

次に、国による子供医療費無料化制度の創設についてお答えします。

乳幼児医療費助成事業は、国からの財政支援のない単独事業であります。現在、すべての都道府県で実施されておりますが、制度に対する考え方や財政状況等により制度内容には大きな違いがあります。一方で、より多くの子供が支援を受けられる環境を整備することも重要であることから、国に対して、乳幼児医療費の負担軽減についてさらなる措置を講じるよう全国知事会等を通して要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） それでは県立病院についての御質問の中で、全県立病院での7対1看護の実施についてお答えいたします。

7対1看護体制については、平成22年5月から南部医療センター・こども医療センターで実施し、次年度中部病院で導入を予定することとしております。北部病院、宮古病院及び八重山病院での7対1看護体制の導入については、中部病院等での実施状況を踏まえ検討していきたいと考えております。

次に、中部病院での7対1看護体制の実施による採用人数についてお答えいたします。

中部病院での7対1看護体制の実施については、93名の看護師の増員が必要になります。病院事業局では、その確保に全力で取り組んでいるところであります。

次に、医師確保のための条件整備についてお答えいたします。

県立病院は、地域の中核病院として、一般医療はもとより救急医療や高度・特殊医療への対応など重症患者も多いことから、医師の勤務環境には厳しいものがあると理解しております。病院事業局では、医師の勤務負担の軽減を図るため、医師クランクの配置などの取り組みを進めているところであります。医師のスキルアップを図る一助として海外研修等への派遣、学会参加費用の負担等を行っているところであります。また、県立の研修病院では臨床研修委員会を設置し、研修医の意向にも配慮しながら研修の充実を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、臨時教員の正規採用についてお答えいたします。

文部科学省が公表した公立小中学校の正規教員の割合については、全国平均が93.7%に対し沖縄県では83.1%と、全国平均と10%以上の差があります。臨時的任用教員の割合が高い要因につきましては、学級担任等の基本的な教職員定数とは別に、習熟度別指導等で特例的に措置されている加配定数について、沖縄県では臨時的任用教員で対応しているためと考えております。加配定数については、文部科学省の裁量によって決定されており、また、年度ごとに変動するため、臨時的任用教員で対応してきたところであります。今後は正式任用教員で対応できるよう努めていきたいと考えております。

採用者数については、小学校が平成22年度は109名、平成23年度は250名の予定で141名の増、中学校が平成22年度は41名、平成23年度は108名の予定で67名の増となっております。

今後については、児童生徒数の増減等に伴う教職員定数や退職者の数、定数改善計画などの国の動向、他県の状況等を踏まえながら、当分の間、平成23年度と同程度の採用数となるよう、臨時的任用教員の割合の改善に向けて年次的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、30人学級についてお答えいたします。

文部科学省においては、平成23年度から小学校1年生において35人学級を制度化することとしております。また、小学校の2年生から6年生及び中学校については、学級編制の標準を順次に改定することについて検討を行うこととしております。現在、本県の小学校1・2年生で加配定数を活用し30人学級を実施している少人数学級につきましては、平成23年度においても引き続き実施してまいりたいと思います。また、小学校低学年で教室不足のために未実施の学校の施設整備については、国庫補助事業の活用も含めて設置者である市町村と調整してまいりたいと考えております。

今後の小学校、中学校の少人数学級に関する計画については、国の35人学級の動向や全国の実施状況等を踏まえ取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） ヤンバルの自然林皆伐についての質問の中で、ヤンバルの森の世界自然遺産登録についてお答えいたします。

ヤンバル地域は、世界自然遺産の国内候補地の重要な地域の一つであり、世界自然遺産への登録は自然保護や地域振興の面から望ましいことと考えております。このため、県においては、世界自然遺産登録に向けて、環境省が実施しているヤンバル地域の国立公園化の取り組みや、ヤンバルクイナなど希少種の保護増殖事業等に連携して取り組んでおります。また、ヤンバル地域の貴重な生態系を保全していくため、外来種対策としてマングースの防除事業を強化するとともに、琉球弧自然フォーラムを開催するなど普及啓発活動を積極的に進め、世界自然遺産登録への機運醸成を図っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時45分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

次の再質問については、ぜひ知事が直接答弁をよろしくをお願いします。

最初にヘリパッドの問題ですけれども、今、東村の高江区では、連日防衛局が100名以上の作業員を動員して強権的に作業を始めています。皆さん方は、住民の皆さんの意向もよく聞いて、安全に万全を期してということを答弁しておりますけれども、しかし、高江区の今の状況というのは、住民の皆さんが話し合いをしたいということを言っているにもかかわらず、それを問答無用とばかりに100名以上の作業員を動員して強権的に作業を実施しているわけです。これは到底許されないというふうに思っています。防衛局は、これは知事の理解を得ているということを言っているわけです。知事はこれに対して理解を示したのかどうか、私はそういう作業のやり方というのは絶対にこれは認められないというふうに思っています。

住民の皆さんは、平穏な生活をしたいということで、そういう平穏な自然豊かなヤンバルの地域で、そしてこの平穏な中で子育てもしたい、生活したいということでそれを願っているわけですよ。それを強権的に、住民の皆さん方との話し合いもしないで作業を強行するということは絶対にこれは許されないというふ

うに思うんですが、この工事はすぐに中止をさせるべきじゃないかというふうに思いますが、知事、答弁を願います。

それとヘリパッド建設については、住民生活と環境に配慮して安全を確保するよう適切な対応を求めているということをおっしゃっていますけれども、この6つのヘリパッドは、高江区を取り囲むようにして建設をされるわけです。近いところでは住宅地からわずか400メートルのところに建設されようとしているわけですね。こんな近くでヘリが飛べば、もう耐えがたい爆音で住民生活は破壊されると住民は悲鳴を上げているわけです。今でもヘリは、夜10時を過ぎてからでもライトで地上を照らしながら飛行しているわけです。住民の平穏な生活が脅かされているという事態が今でも続いているんですよ。さらにその上に、住民の生活の近くでヘリパッドが建設されようとしている。これでどうして平穏な生活が保障されるのかと、これでは生活していけないということで住民の皆さん方は悲鳴を上げているわけですよ。県民は、平穏な生活の中で生活していく権利が保障されているはずですよ。憲法でも保障されているじゃないですか。それを、住民の近くまでヘリパッドをつくって住民生活を脅かす、こういうことでいいのかということであるわけです。このようなヘリパッドはやっぱり即中止をすべきだというふうに考えていますが、知事はどうでしょう。

それと、この在沖米海兵隊の各種ヘリは、普天間基地を拠点に運用されています。普天間基地を飛び立ったヘリは、訓練のために北部訓練場に向かって訓練をするわけです。高江のヘリパッドはSACO合意の中でも基地と訓練場として密接に結びついているわけです。これは辺野古新基地建設と切り離すことができない一体的な運用がなされているわけですよ。ですから、知事は、県内移設はバッドだということを言っているじゃありませんか。この辺野古新基地建設と一体的な運用がなされている高江ヘリパッドも当然バッドだということを言うべきではありませんか。もしそういうことが言えないということになれば、これは知事は県内移設を認めるということになるんですよ。知事、高江のヘリパッドについてはバッドだということを、だめだということを明確に言うべきではありませんか、答弁を求めます。

あとTPPの問題ですけれども、先ほども当局のほうから答弁がありました。TPPに参加することによって、県の試算でも沖縄県の基幹作物であるさとうきび、肉用牛、豚肉やパイナップル、水産関係だけでも580億円、関連産業も含めると1420億円も減少す

る。しかも食料自給率は2.4%まで低下をして、雇用に至っては2万3000人、関連する雇用は2万9000人も影響を受けるということが明らかになっているわけです。これは県経済に打撃を与えることになるわけです。JA中央会長もあの県民大会で、TPPに参加すれば沖縄のさとうきびは全滅すると言っているんですね。畜産も廃業に追い込まれて離島経済はもう破綻するというこの深刻な実態を訴えているわけです。しかもTPPへの参加は、日米の2カ国だけで参加国全体の国民総生産の91%を占めることになるわけなんです。実質的には米国主導の自由貿易協定になるわけです。食料主権をすべて米国にゆだねると、そういうことになっているわけです。

さらにTPPは、関税の撤廃だけではなくて、医療や保健や医師や看護師など労働分野と国民生活の多くの分野が自由化、規制緩和の対象になります。国内産業の空洞化が起こり雇用の喪失が起こることになるわけなんです。米国では、108のアメリカの業界団体が米国議会に対して、政府に対して米国製品の売り込みに支障を来すような妥協はするなと、米国から交渉を指導すべきだという要求書も提出をしているわけです。日本がTPPに参加するということになると、日本は食料自給権を失って地域経済を崩壊させて、国民生活、県民生活を破壊するということになるわけです。これは到底容認することができないんじゃないでしょうか。

私は大変気になるのは、知事が定例記者会見でも言っておりますけれども、先ほども答弁の中にもありましたけれども、農業関係には基本的には反対だと。しかし他の産業ではこれは必ずしも反対というわけではないという、非常に私はこの答弁が気になっているんですけれども、私はやっぱりこの沖縄の県経済に壊滅的な打撃を与える、農水産物だけではなく雇用の分野にも、地域経済をも崩壊に招きかねない、こういう事態が起こってくるわけです。これに対してやっぱり知事が明確にTPPへの参加は反対だという姿勢を示す、これが大事じゃないでしょうか。知事の所見を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時54分休憩

午後4時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 高江については、結局3種類ぐらいの御質問が再質問の中にあつたのではないかと

と理解して申し上げますが、まず1つは、工事を中止させよというお話だと思うんですが、工事の中止、それから建設計画の中止、これにつきましては、県としては、東村や高江区において移設を前提とした条件を提示し、沖縄防衛局と調整が行われていると承知しており、地元の意向を尊重してまいりたいと考えております。

そして次に、3番目の御質問につきましては、辺野古移設と関連しているはずであるから、辺野古移設をバッドと言う限り、この高江についてもバッドと、ないしは中止を申し入れよという御趣旨の御質問だったと思いますが、辺野古につきましては、いずれにしましても私は県外と言っております。そして、辺野古とここ高江との関連がはっきりしておりません。したがって、いずれにしましても私は普天間の辺野古移設について県外ということでやっておりますので、念のため申し添えます。

TPPについて申し上げますが、TPPにつきましては、農業関係が非常な打撃を受けるというのがかなりはっきりしておりますことから、農業団体のTPP反対集会に対しても私は出て反対だと申し上げましたし、そしてまた、農業の面からはTPP交渉に参加してはならないという趣旨のことを既に農水大臣、そして沖縄担当大臣等へ申し入れを済ませております。

そして、その他の分野についても確かに関連して影響を受ける分野などなどがあるかと思ひますし、余り影響を受けない分野もあるかもしれません。ですが、御存じのようにこれは22分野で、金融も含めいろんな形で今検討中ということになっておりまして、我々もまだはっきりとデータと考え方を手に入れておりません。我々は我々なりに沖縄の産業界、そして関連する団体、関連する業種からいろいろ情報ないしはその想定されるプラス面・マイナス面を描きながら、最終的にどういうふうの方針をつくるかということについては、まだしばらくお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 皆さん、こんにちは。

改革の会を代表しまして代表質問を行います。

傍聴に来ていただいた皆さん、本当にありがとうございます。3時から3時半ぐらいの間と言ったら、もうこんな時間になってしまいました。

質問する前に少しだけ所見を述べさせていただきたいと思っています。

実は、プロ野球キャンプが連日夜のスポーツニュース等で取り上げられて県内の各地が紹介されているということで、先日、読売巨人軍も来て、きょう翁長政俊議員の「記者のメモ」に非常に喜んでいてという声がありました。知事も巨人の試合にも行かれたということなんですけれども、実は先日、ベ이스ターズの関係者であったり、ほかの球団の関係者と少し食事をする機会がありました。そのときに出了た言葉が、できれば知事は私たちのところにも来ていただきたいというお言葉がありました。

私は、もちろん巨人も非常にありがたいですね。これだけの球団が来ているときに、実はなぜそれを言うかということ、去年の予算特別委員会で観光商工部長、農林水産部長の皆さんにも言ったのは、沖縄をアピールする最大のチャンスじゃないの。そのときに県知事が――忙しいと思うんですけども――むしろ1日しっかり時間をあけてプロ野球を全部回って見ると、そこにアグーの1匹ぐらいを持っていったらどうかというぐらい、これはアピールだけでなくて選手の皆さんに対して、まだ遅くはありませんから、知事、ぜひ回っていただきたい。そういう部分でお願いしたいなと思っております。

全国各地からいろんな方が来ておりますし、各球団が本当に頑張っていたでいる。先ほちょっと確認したら、日本ハムが1979年、昭和54年から始まっているんですよ。もう33回目、ありがたいじゃないですか、皆さん。33回も我々この沖縄のためにキャンプを張っていただいて、今でこそ10球団。あと、忘れてはならないのは韓国の球団なんですよ。これもなかなかニュースに出ないんですけども、もしかしたら我々県議会も行かないといけないんじゃないかなという気持ちもあります。ですから、知事、ぜひそういうこともやっていただきたい。

もう1点、話は変わりますけれども、実は文教厚生委員会でフィンランドの視察をしてまいりました。比嘉京子議員からもその話があって、きのう崎山嗣幸議員から本当にありがたいお言葉をいただきまして、本当に感謝申し上げます。

実は、県民の中にはいろんな声があるということも承知しております。ただ、我々が今回まず皆さんにお礼を申し上げたいのは、東南アジアという枠の撤廃に協力いただいて、予算の範囲内で参加した10名の議員、本当にいい視察ができて、帰ってきて時間もない中でそれぞれの議員がパワーポイントで資料をつくって――先日もあったんですけども――約300名近い県民の皆さんの前で報告をし、その報告もいいことで

はあるんですけども、報告がメインじゃないんですよ。そこに来ていただいた皆さんの意見が非常にたくさん来ているんですね。その意見にももちろん全部こたえられるかどうかわかりません。しかし、そういった県民の皆さんから意見をちょうだいするいい機会になったんじゃないかなと思っています。

もう1点、最後に、時間もない中で、実は文厚の有志のメンバーでブログも立ち上げたんですよ。まだたくさんは来てないんですけども、そこに我々あてにいろんな意見があったらどうぞ、我々またこれを参考にやっていきたいという話になっております。

いろんなフィンランドの話をする、高福祉・高負担、税金はどうかという意見もあります。私たちは、何も全部同じようにできるとは思っておりません。しかし、向こうは人口が520万人、沖縄が130万人なんですよ。何名かの委員からもあったんですけども、すべてが一緒にできないにしても、非常に参考になった事例がたくさんありました。ですから、それを今後の政治活動にしっかりと生かして、県民の皆さんに還元をしていきたいなと思っております。

私は、今、この文教厚生委員会の委員長なんですけれども、2番目に若い委員でございます。それを本当に支えてくれている先輩方に対して、この場をかりて改めて感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは代表質問に移りたいと思っております。

何点かもう既に答弁をいただいておりますので、今回私、予算特別委員会の委員になっております。予算特別委員会に回したいと思っておりますので、先に取り下げる項目を言います。大きい1番の(2)と(4)、知事の公約実現と日米地位協定、それから大きい3番の(2)、保育所待機児童、(5)、乳幼児医療費の現物支給、(7)、発達障害の課題、(8)、肺炎球菌の件、それから大きい5番の(4)、非正規教職員の現状、6番、(1)、観光産業の現状と課題、(3)、外国人観光客について、これらを取り下げて代表質問に移っていききたいと思っております。

大きい1番、知事の政治姿勢についてでございます。

(1)、名護市に対する政府の姿勢について知事の見解を伺う。

(3)、沖縄県にとって必要な一括交付金の総額を伺う。

(5)、普天間基地の危険除去の取り組みを伺う。

(6)、条件次第で知事は普天間基地の辺野古移設を容認する可能性があるかを伺う。

(7)、鳩山前総理の「方便」発言について知事の見解を伺う。

(8)、米軍のパラシュート降下訓練に対する知事の対応を伺う。

(9)、菅政権に対する知事の評価を伺う。

(10)、県内企業優先、県産品優先使用に対する知事の姿勢を伺う。

(11)、沖縄自動車道無料化に対する今後の対応を伺う。

(12)、浦添市が求めているキャンプ・キンザーの早期返還について知事の見解を伺う。

大きい2番、旧軍飛行場用地問題解決促進に向けての取り組みを伺う。

大きい3番、福祉行政について。

(1)、「子ども・子育て新システム」に対する県の対応を伺う。

(3)、認可外保育施設の課題と支援策を伺う。

(4)、待機児童対策特別事業基金の活用状況を伺う。

(6)、学童保育の課題と支援策を伺う。

(9)、市町村の発達健診に言語聴覚士が含まれているかを伺う。

(10)、言語聴覚士が対象とする失語症を初めとするコミュニケーション障害者が、病院を退院した後も継続したりハビリや社会的サポートが必要であるが、県の対応策を伺う。

(11)、聴覚障害者に対する沖縄県のサポート体制を伺う。

大きい4番、医療行政について。

(1)、県立病院の経営状況を伺う。

(2)、県立病院職員の過労の実態を伺う。

(3)、すべての県立病院を7対1看護体制にするべきではないか。

(4)、沖縄県職員（医療職）に言語聴覚士が含まれているかを伺う。

(5)、県立病院での医療ミスレポートの状況と対策を伺う。

大きい5番、教育行政について。

(1)、フィンランド共和国の教育制度を研究したことがあるのかを伺う。

(2)、30人学級の達成状況と今後の見通しを伺う。

(3)、小中学校において給食費の未納状況を伺う。

(5)、特別支援学校に言語聴覚士の採用枠があるかを伺う。

(6)、県立図書館や県内市町村図書館との連携状況を伺う。また、美術品等の有効活用について伺う。

(7)、教育委員長の決意をお伺いいたします。

大きい6番、観光行政について。

(2)、観光税導入の取り組みを伺う。

(4)、沖縄北部国際観光リゾート構想について県の取り組みを伺う。

大きい7番、土木建築行政について。

(1)、土木建築業界の経営状況と課題と対策を伺う。

(2)、総合評価方式の課題と対策を伺う。

(3)、経営難を理由に同業界において新卒の雇用が厳しい状況であります。最低制限価格を95%以上に引き上げて人材育成を図るべきではないかを伺う。

(4)、米軍工事の発注（ボンド）に対する県の対応策を伺う。

(5)、建設産業支援センター設置の進捗状況を伺う。

大きい8番、環境行政について。

(1)、エコカー、電気自動車の普及推進に向けた取り組みを伺う。

(2)、CO₂温室効果ガス削減目標に対する県の実績を伺う。

(3)、沖縄県全体をサイクリングロードにする施策を伺う。

9番、公安行政について。

(1)、新本部長の決意を伺う。

10番、次期沖縄振興計画について。

(1)、現在の取り組み状況を伺う。

(2)、全国一子供の多い沖縄県を「少子化対策モデル地区」に指定して、少子化対策に対応した施策を推進するとともに、認可外保育施設の認可化の促進や全園児に対する給食費の支給を求めているかどうか。

(3)、沖縄県を「医療特区地域」と指定して、医師、看護師不足が叫ばれる日本の医療体制の再構築に寄与するための施策を推進するとともに、県民の健康、生命を支えてきた公立及び民間病院のさらなる支援強化を求めているかどうか。

(4)、日本の学力低下が指摘される中であって、沖縄県は、全国学力調査において最下位となっていることから、沖縄全域を「教育特区」として指定して、すべての子供たちに等しく教育を受ける環境を整備することなどの施策を推進することにより学力向上を図ること。また、小中学校においてすべての児童生徒に給食を無料支給し、食育の面から学力向上を図ること。さらに、知事公約である小中学校の30人学級を実現するため教職員の増及び必要な財源を求めているかどうか。

(5)、消費税増税の議論がされておりますが、次期沖縄振興計画の期間中は消費税を据え置くように求めているかどうか。

以上。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁させていただきますが、先ほどのプロ野球キャンプめぐりにつきましては、まだ1カ所しかやっていませんが、時間の許す限りたくさん回りたいという考えを持っておりますので、よろしくお願いします。

さて、知事の政治姿勢についての中で、普天間飛行場の危険性除去の取り組みについての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、駐留部隊の移駐や訓練の縮小、そして分散移転など、普天間飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図ることを政府に求めてきました。また、去る1月に開催されました米軍基地負担軽減部会におきましても政府に対し、危険性除去の具体的な取り組みについて地元の要望を聞いていただきたい旨求めたところでございます。

県としましては、引き続き軍転協とも連携をし、普天間飛行場の危険性の除去につきまして具体的な方策の提案、実施に向け、さらに検討を加速させるよう政府に求めていきたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、普天間飛行場の辺野古移設を容認する可能性についての御質問にお答えいたします。

名護市長選挙や県議会の意見書議決、そして県民大会など県内の諸状況を踏まえますと、県内移設は事実上不可能と考えており、引き続き政府に対し日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むよう強く求めることが県の考えでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、鳩山前総理の発言についての御質問にお答えいたします。

鳩山前総理の発言につきましては、直接お聞きしたわけではありませんが、報道のとおりとすれば、「方便」という言葉は理解しがたい表現と言わざるを得ません。県は、政府に対し、頭越しではなく地元の理解、協力を得なければならないというようなことや、県民の納得のいく説明や解決策を示すよう繰り返し申し上げてきましたが、今回の鳩山前総理の一連の発言は、県民の納得のいく説明とは言いがたく、まことに遺憾であると言わざるを得ません。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、菅政権に対する評価いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

菅政権においては、「平成の開国」や「最小不幸社

会の実現」などの国づくりの理念を掲げ、政権運営に取り組まれておりますが、ねじれ国会や党内での政権運営をめぐる不一致により、平成23年度予算関連法案の成立が不透明感を増してきているとされております。平成23年度予算案及び予算関連法案は、「新成長戦略」の展開を図り、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるとしております。とりわけ平成23年度内閣府沖縄関係予算案は、新たな沖縄の創造に向けた礎となる重要な年であることから、自立型経済の構築に向け、効果的な諸施策が盛り込まれております。本県の振興に特段の配慮がなされたものと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、名護市に対する政府の姿勢についてお答えいたします。

今回、名護市に再編交付金を交付しないことが決定されたことについて、北澤防衛大臣は、米軍再編特別措置法の趣旨に基づいた判断であると説明しております。

県としましては、地域の振興は基地問題とリンクすべきではないと認識しております。政府においては、北部地域の振興について、地元の意向を踏まえ、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

また、今回の現況調査に係る異議申し立てについては、沖縄防衛局と名護市の両当事者間で行われている行政不服申し立て手続であり、県としてその適法性について見解を述べる立場にはありませんが、今後とも重大な関心を持ってその推移を注視していきたいと考えております。県としましては、県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練についてお答えいたします。

嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練について、県は2月14日午後、在日米軍沖縄地域調整事務所から実施の通報を受け、翌15日に沖縄防衛局、在日米軍沖縄地域事務所、在沖米国総領事館、外務省沖縄事務所に対し、同訓練の中止要請を行いました。それにもかかわらず米軍が同訓練を実施したことは、周辺住民を初め県民に多大な不安を与えるものであり、まことに遺憾であります。

県としましては、パラシュート降下訓練は、S A C

○最終報告の趣旨に沿って実施されるべきであると考えており、今後とも嘉手納飛行場において実施することがないよう、日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に、キャンプ・キンザーの返還についてお答えいたします。

県としましては、御質問のキャンプ・キンザーを初め、「再編実施のための日米のロードマップ」や日米共同発表で返還等が示されている嘉手納飛行場より南の施設・区域等については、パッケージ論にとらわれることなく、実現可能なものから一つ一つ確実に実施されるよう、日米両政府に強く求めているところであります。去る2月7日から9日にかけて軍転協としましても同様の要請を行いました。県としましては、今後地元市町村と連携をとりながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、旧軍飛行場用地問題解決促進に向けての取り組みについてお答えいたします。

県におきましては、県・市町村連絡調整会議において確認された取り組み方針及び解決指針を踏まえ、団体方式による地域振興事業として「特定地域特別振興事業」を実施することにより同問題の解決に取り組んでまいりました。平成21年度から那覇市の鏡水コミュニティセンター整備事業及び宮古島特定コミュニティ再構築活性化事業、平成22年度からは新たに読谷村産業連携地域活性化事業及び伊江島フェリー建造事業が実施されているところであり、同問題解決に向け大きく進展したものと考えております。いまだ事業化に至っていない残り5つの地主会についても振興計画の期間終了後3年間は事業実施できることとなっており、引き続き事業実施を呼びかけ、問題解決の促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、沖縄県にとって必要な一括交付金の総額についてお答えいたします。

沖縄県は、沖縄振興特別措置法等に基づく「高率補助制度により措置されている総額の確保」と「予算の一括計上方式」が継続され、かつ自由度の高い「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を政府に求めているところであります。

同交付金の総額については、新たな沖縄振興の施策の展開に必要な予算総額及び過去の実績を勘案し、政府に求めていくこととしております。

次に、次期沖縄振興計画についての御質問の中で、次期沖縄振興計画の現在の取り組み状況についてお答えいたします。

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン」を策定し、県民が望む20年後の将来像を示すとともに、沖縄振興計画等総点検において成果と課題を明らかにしたところであります。

新たな計画の策定に当たっては、島嶼経済の不利性など、総点検の課題への対応や、豊かな自然環境や独自の文化、アジアの中心に位置する沖縄の優位性など、沖縄の持つ特性を最大限発揮する施策や制度等を盛り込み、「沖縄21世紀ビジョン」の将来像実現につなげてまいりたいと考えております。現在、「新たな計画の基本的考え方（案）」について取りまとめているところであり、県民、民間企業、関係団体及び市町村など、各界各層の幅広い意見を聞き、ことし3月末を目途に作成したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢についての中、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用についての御質問にお答えします。

県では、需要の停滞、移輸入品との競争の激化など厳しい経営環境にある県内企業の育成を図るため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、各種の取り組みを行っております。

具体的には、産業まつりの開催や県産品奨励月間の実施による消費者意識の啓発、県公共工事における分離・分割発注や共同企業体方式による県内企業の受注機会の確保に努めているほか、国の出先機関、市町村、大手量販店等に対する要請等を実施しているところであります。県としましては、今後とも関係団体と連携して県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に取り組んでまいります。

次に、観光行政についての中、沖縄北部国際観光リゾート構想への取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄北部国際観光リゾート構想は、昨年開催された「本部港観光振興協議会」にて提案された北部地域のすぐれた観光資源を生かし、本部港への外航クルーズ船の誘致を目指す構想と認識しております。県では、外航クルーズ船社を招聘する際には、美ら海水族館や豊かなヤンバルの自然など、北部地域ならではの特色ある観光資源をPRし、本部港への外航クルーズ船の誘致活動を積極的に展開しております。また、受け入

れ体制充実を目指して設立された「本部港クルーズ促進連絡協議会」が行う寄港セレモニー実施費用の助成を一部行っております。県としては、北部地域のさらなる魅力づくりに向けて今後も地元自治体と協力し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 知事の政治姿勢についての御質問で、沖縄自動車道無料化に対する今後の対応についてお答えいたします。

沖縄自動車道における無料化社会実験の状況は、国の発表によれば、自動車道の交通量が約1.5倍にふえ、実験期間中の187日間のうち40%に当たる75日間で渋滞が発生しております。このような状況を踏まえて、国においてはことしの6月以降、休日は無料、平日は実験前の料金から5割引とする見直しを行うと発表しております。

見直し後の社会実験に際しても、国において実験データの収集・分析を行うとともに、広く県民意見の把握に努めるとのことであり、沖縄県としてはその結果を踏まえて今後の対応を総合的に検討してまいります。

同じく土木建築行政についての御質問で、土木建築業界の経営状況と課題と対応についてお答えいたします。

沖縄振興開発金融公庫の県内企業景況調査結果によると、建設業の10月から12月期は前年に比べ悪化しているとした企業の割合は縮小したものの、依然として悪化と景況判断した企業の割合が多いことから、経営状況は厳しいものがあると考えております。そのため、公共工事の地元企業の受注拡大、経営多角化や新分野進出による経営基盤の強化等を図る必要があると考えております。県では引き続き国等への働きかけを行うとともに、建設業相談窓口等を通して経営基盤の強化等の支援を行ってまいります。

同じく土木建築行政についての御質問で、総合評価方式の課題と対策についてお答えいたします。

土木建築部においては、公共工事の品質を確保するため、平成19年度から総合評価落札方式を導入し試行しているところであります。当該方式は、工事価格とあわせて入札参加企業の技術力を評価するため、発注工事に係る施工計画、施工実績や配置予定技術者の能力等の確認に必要な技術資料の提出を義務づけております。

課題としましては、提出資料の作成に時間を要する

こと、入札から落札決定までの期間が長いこと、配置予定技術者が拘束されること、工事实績の対象期間が短いことなどが挙げられております。そのため、特別簡易型の拡大による提出書類の簡略化、落札決定までの手続の簡素化による期間の短縮、工事实績対象期間の延長等による入札参加資格の緩和を図ってきたところであり、今後とも改善に努めてまいりたいと考えております。

同じく土木建築行政についての御質問で、最低制限価格を95%に引き上げることにについてお答えいたします。

県の基幹産業である建設産業が非常に厳しい経営環境にあることから、同業界において新卒の雇用が厳しい状況にあることは認識しております。そのため、沖縄県建設業審議会において「県の現状に適した最低制限価格」について審議し、昨年6月に答申を得て最低制限価格の範囲を予定価格の70%から90%とするともに、算定式を見直し、6月28日以降の発注工事から適用しております。その結果、ほとんどの工事において落札率が90%を超え、今年度上半期の平均落札率は93.3%となっており、建設業界からは一定の理解が得られているものと考えております。

同じく土木建築行政について、米軍発注工事に対する県の対応策についてお答えいたします。

米軍発注工事の受注につきましては、関係部局で構成する「米軍発注工事ワーキンググループ」において、米軍発注機関や保険会社、金融機関、建設業界等に対するヒアリングを実施するなど、現状把握や課題整理を行ってきました。米軍発注工事の受注拡大のためには、履行ボンドの確保、契約や工事に精通した人材の確保等の課題がありますが、最も大きな課題はボンド枠の確保と考えております。そのため、今回、新たな沖縄振興に向けてボンドの保証規模拡大を目的とした保証事業会社等によるボンド保証制度の創設を国に要望しているところであります。

同じく土木建築行政についての御質問で、建設産業支援センターの設置の進捗状況についてお答えいたします。

建設産業支援センターは、県内建設業界の自助努力を促進し、長期的展望に立って建設産業の活性化を図ることを目的として、建設関係団体が設立を検討しているところであります。同支援センターは、公共工事の建設発生土を有効活用するストックヤード事業による収益で運営する計画となっております。県では、対象土量の把握、収支見込み等の調査検討を行ったところであります。その結果を踏まえ、建設関係団体にお

いて事業の成否について慎重に検討しているとのこと
であります。

次に、環境行政についての御質問で、サイクリング
ロード施策についてお答えいたします。

県内における自転車が行き可能な道路としては、サイ
クリング専用道路と広い歩道幅員を利用した自転車
歩行者道があります。

サイクリング専用道路としては、現在、県道玉城那
覇自転車道の整備を推進しているところであり、自転
車歩行者道としては、国道58号や宜野湾南風原線等が
あります。また、自転車通行環境整備のモデル地区と
して、昨年度、那覇市の赤嶺・壺川地区において、
国、公安委員会と連携し、自転車通行帯の整備を行
いました。

今後とも、環境改善や観光振興、健康増進の観点か
ら、関係機関と連携し、安全で気軽にサイクリングが
できる道路づくりを進めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政について
の御質問の中の、「子ども・子育て新システム」に対
する県の対応についてお答えします。

国においては、幼保一体化を目指す「子ども・子育
て新システム」について、現在、現行の保育所、幼稚
園の一部を残す案を含め、さまざまな角度から制度設
計に向けて検討がなされております。

県としましては、「子ども・子育て新システム」の
制度設計に当たっては、保育の質が確保されることや
新システムの制度運用に必要な財源が確保されることが
重要であると考えております。本県にどのような影
響を及ぼすのか、今後とも国の動向を注視し、必要な
対応をしてまいりたいと考えております。

次に、認可外保育施設の課題と支援策についてお答
えします。

認可外保育施設については、入所児童の処遇向上等
が課題であります。このため、平成23年度当初予算案
において新すこやか保育事業を拡充しております。その
拡充内容は、新たにおかず及びおやつ代も対象とす
ることなどにより、児童1日当たりの助成単価40円を
77円に拡充する予定であります。

なお、新たな子育て支援制度の提案の中で、一定の
質を確保した認可外保育施設への支援措置や、固定資
産税の軽減措置を国に求めているところであります。

次に、待機児童対策特別事業基金の活用状況につい
てお答えします。

待機児童対策特別事業基金における認可化支援事業
につきましては、今年度、施設整備の補助限度額を
700万円から3000万円に引き上げたところでありま
す。平成22年度は市町村からの要望を受け、10施設の
認可化に向け、手続を進めているところであります。
認可外保育施設指導監督基準達成のための改修費支援
事業については、23施設となっております。

県としましては、認可外保育施設全体の質の向上を
図るために、今後、当該事業の補助要件の見直し等
を含め国と協議していきたいと考えております。

次に、学童保育の課題と支援策についてお答えしま
す。

放課後児童クラブに対するニーズは高まっており、
希望する子供すべてが利用できないなどの多くの課題
を抱えております。このため、「おきなわ子ども・子
育てプラン」の後期計画においては、平成21年度の放
課後児童クラブ194カ所を平成26年度までに238カ所
にまでふやす目標を掲げているところであり、希望す
る子供すべてがクラブを利用できるように市町村と連携
し、クラブの設置を促進してまいります。また、沖縄
県は全国と比べて私立民営のクラブが多いため、家賃
等の負担により経営が厳しいことや、保育料が高いこ
となどが課題であると考えております。そのため、民
立民営クラブへの家賃等の助成や税制優遇措置を初
め、ひとり親家庭等への保育料減免等の「新たな子育
て支援制度」を国へ提案しているところであります。

次に、市町村の健診時における言語聴覚士の配置に
ついてお答えします。

乳幼児健診に言語聴覚士を配置している市町村は、
現在のところありません。市町村の中には、乳幼児健
診のフォローアップ事業として親子教室や発達相談等
を実施しており、一部の市町村では、言語聴覚士や臨
床心理士を配置し、言語発達のみだけではなく、心理
面の発達も含めて乳幼児の発達をフォローしてしま
す。

次に、音声機能障害者等へのリハビリと社会的サ
ポートについてお答えします。

県では、音声機能障害者の社会復帰の促進を図るた
め、疾病等により音声機能を喪失した者に対して発声
訓練を行うとともに、この訓練に携わる指導者の養成
を行っているところであります。また、失語症等を伴
う高次脳機能障害者を支援する拠点病院の指定のほか、
言語聴覚士による言語訓練等を行う事業所に対する
市町村の訓練等給付費への負担金を支出してしま
す。

次に、聴覚障害者へのサポート体制についてお答え

します。

県では、聴覚障害者のコミュニケーションや社会参加の促進を図るため、手話通訳者の養成研修を行うとともに、福祉保健所など公的機関に手話通訳士等を派遣する事業を実施しております。また、市町村が実施する手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うコミュニケーション支援事業等への支援を行っているところであります。

次に、次期沖縄振興計画についての御質問の中の、少子化対策のモデル地区指定についてお答えします。

県においては、新たな沖縄振興に向けての制度提言の中で「新たな子育て支援制度」を国へ提案しているところであります。同制度については、5歳児保育の特殊性など、本県独特の子育ての現状を踏まえ、沖縄県だけに特例的に適用される新たな制度の創設や既存の補助事業の要件緩和を提案する内容となっております。また、提案では認可外保育施設の認可化促進については、待機児童対策特別事業基金の継続・拡充を盛り込んでおります。さらに、一定の質が確保された認可外保育施設への支援については、給食費だけをとらえた支援ではなく、施設の運営全体の支援を行うことを想定しております。

次に、医療特区地域指定についてお答えします。

新たな沖縄振興のための制度提言においては、離島における医療サービスの充実を目指す支援制度の拡充等を要望しております。具体的には、離島・過疎地域からの急患空輸の充実や医師派遣を推進する事業の拡充等であります。

医療特区地域の指定については、現状の医療制度においてどのような規制緩和等が必要であるのか検討していくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療行政についての御質問の中で、病院の経営状況についてお答えいたします。

病院事業において、平成21年度は収益・費用両面での改善への取り組みと繰入金増額で収支が大幅に改善し、31年ぶりに経常収支で約7億4000万円の黒字となっております。これにより、経営再建計画で掲げた3つの目標のうち、不良債務の解消と経常収支の黒字化の2つを達成しております。平成22年度も経営状況は順調に推移しており、残る資金不足の解消についても現時点で計画より大幅に削減が進んでおります。

次に、県立病院職員の勤務状況についてお答えいた

します。

県立病院は、地域の中核病院として一般医療はもとより救急医療や高度・特殊医療への対応など重症患者も多いことから、勤務環境は厳しいものと理解しております。このような勤務環境を改善するため、平成20年12月に策定した「業務改善及び時間外勤務の縮減プログラム」に基づき、諸施策を推進しております。具体的には、医療クラーク及び看護クラークの配置、7対1実施のための定数改正、看護師等確保のための受験年齢制限の撤廃、年複数回の採用試験の実施等により一定の成果があったものと理解しております。

今後とも勤務環境の改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、すべての県立病院の7対1看護体制についてお答えいたします。

7対1看護体制については、平成22年5月から南部医療センター・こども医療センターで実施しております。今回、中部病院に7対1看護体制を導入するため、93名の看護師を増員し配置することとしております。北部病院、宮古病院及び八重山病院での7対1看護体制の導入については、中部病院等での実施状況を踏まえ検討していきたいと考えております。

次に、沖縄県職員に言語聴覚士が含まれているかについてお答えいたします。

言語聴覚士については、臨時的任用職員として、南部医療センター・こども医療センターに2名、八重山病院に1名をそれぞれ配置しております。正職員としての採用については、現在の県立病院事業を取り巻く厳しい経営環境の中で、その緊急性・重要性など病院全体としての優先順位等を見きわめ、慎重に検討する必要があると考えております。

次に、県立病院の医療ミスレポートについてお答えいたします。

県立病院では、日常診療の現場で患者に被害が及ばないような「ヒヤリ・ハット」事例や医療事故等に関する「インシデントレポート」を医療安全管理委員会に提出することになっております。その後、インシデントの分析・評価を行い、さらに全体で情報を共有することで医療安全の推進に努めております。

県立病院全体の「インシデントレポート」の提出件数は、平成19年度4202件、平成20年度3813件、平成21年度3782件となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 中野吉三郎君登壇〕

○教育委員会委員長（中野吉三郎君） こんにちは。
赤嶺昇議員の御質問にお答えします。

それでは就任の決意について申し上げます。

このたび教育委員長に就任いたしました中野吉三郎でございます。どうぞよろしくお願いします。

「沖縄21世紀ビジョン」にもございますように、資源が少ない島嶼県沖縄が発展する最大のよりどころは人材であります。その人材を育成する教育こそ、最も力を入れるべき政策であると考えております。私は、教育委員長としてその責任の重大さを痛感しているところでございます。

本県の子供たちは、文化活動面やスポーツ面などで素晴らしい実績を上げ、県民に大きな感動と夢を与えております。一方、人々の価値観が多様化し、家庭における教育力の低下、地域の人間関係の希薄化、規範意識の低下といった極めて憂慮すべき教育環境にあります。子供たちの学力や問題行動などの面で課題もありますが、私は、本県の子供たちには無限の才能やメンタル面での底力があると考えており、その限りない可能性を伸ばし、やる気を引き出すための教育環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。その環境づくりには、「イチャリバチョーデー」、「ユイマール」、「命ドウ宝」といった忘れてはならない最も大事なウチナーのチムグクルの再構築が不可欠であると考えております。そのためには教育委員会だけではなく、関係機関や地域社会と手を取り合い、実効性のある県民総ぐるみで取り組むことが必要だと考えております。

沖縄県の子供たちが地域への誇りを持ち、大きな夢と目標を抱いて生き生きと学ぶことができるよう努めてまいりたいと思います。

以上、私の決意の一端を述べさせていただきましたが、県教育委員会の役割と使命について自覚を新たにし、委員長の職務に精励していく所存でございます。

これで終わろうと思ったんですが、1つだけどうしても感動を一緒に分けたいと思いまして、持ってきました。沖縄県にはこんな素晴らしい指導者がいるということを御紹介したいと思います。もう既に皆さんが知ってのとおり、あの我喜屋監督の教育力、これはもう本当に私も感動の連続です。そして新聞も毎日読んでいました。この資料を持ってくるとたくさんになりますので、これは述べませんが、その一番最後に、我喜屋監督が全国の球児へ一言というところでこういうことをおっしゃっていました。

全国の高校球児に贈る言葉として、野球の試合はその日で終わるが、人生のスコアボードは一生続く。一

生のスコアボードの勝者を目指して頑張りたい。大変素晴らしいことをおっしゃっている。

この監督をまた育てた人がおります。この方を紹介しながら、その方から檄を飛ばされたことを私だけが知ってもしようがないと思いまして、大変素晴らしい言葉ですから少しだけ読ませていただきたいと思います。

春の大会の壮行会、それから夏の大会の壮行会の言葉です。その檄を読み上げてみます。

春。「今、沖縄は諸君を必要としている。甲子園から春風を送ってくれ、沖縄は政治・経済・社会及び教育までが厚い暗雲に覆われている。諸君の甲子園での活躍によりこの暗雲に希望の光が差し込むように頑張ってくれ。沖縄県民は諸君の大活躍を祈っている。最善を尽くして沖縄の明日の扉を開けてくれ。」とお祈りが天に届くようにと、これは春でした。

夏。7月31日です。

「2010年夏、美ら島沖縄総体2010年が沖縄で開催されている。全国の諸君の仲間が日頃の練習の覇を競って記念の時を刻んでいる。今諸君は甲子園で覇を競うべく時を待っている。記念すべき歴史を作ってもらいたい。夏の甲子園大会は100年の歴史を有するが、春夏連覇を成し遂げたのは、これまで5高校のみである。諸君は第6番目の春夏連覇の高校となる資格を持っている。一世紀、100年に一度あるかないかのチャンスである。日頃の興南のグラウンドで培った技と心を甲子園で思う存分発揮してくれ。沖縄の明日を担い起こす気概で甲子園に駒を進めてもらいたい。甲子園では興南高校野球部総員130名一丸となって事に当たろう。そうすれば春夏連覇という偉業を成し遂げる事が出来る。沖縄県民は諸君がこの偉業を成し遂げ、沖縄の歴史にエポックを画くことを祈っている。」と。今回の興南高校野球部の春夏連覇の快挙は県民に支えられたものでありました。キャプテン我如古君の言葉を借りれば「沖縄県民で勝ち取った優勝です。」本当にその通りであります。沖縄県民が心を一つにして感動にチムドンドンした2週間でした。そして、沖縄県民の肝心の温もりを共有することが出来ました。ついに興南高校野球部130名は沖縄のあらゆる方面での歴史を変える快挙を成就した。この快挙は沖縄県民に汲めども尽きぬ知恵の泉を与えてくれた。

中野吉三郎様と書いてありますが、「2010年11月吉日 学校法人興南高校元理事長 知花孝弘」弁護士です。その弁護士は私が知る限りでは、30名以上の弁護士を育てております。そして教え子たちは福岡や神戸

や大阪でも弁護士をしております。そういう沖縄県のリーダー格の弁護士を育てたすばらしい教育者です。非常に敬意を表しています。

自分だけ感動してもしようがないので、御紹介だけで終えたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、フィンランド共和国の教育制度についてお答えいたします。

フィンランドの教育制度につきましては、一人一人を大切に平等な教育や子供がみずから学ぶことなどの特徴があり、子供たちに考える力を養う教育を行っていると感じております。

県教育委員会としては、フィンランドの教育制度のよさを参考にしながら授業改善等に取り組み、児童生徒一人一人に「生きる力」をはぐくむための教育活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、30人学級の達成状況と今後の見通しについてお答えいたします。

少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生で加配定数を活用し30人学級を実施しております。文部科学省においては、平成23年度から小学校1年生について35人学級を制度化することとしております。また、小学校の2年生から6年生及び中学校については、学級編制の標準を順次に改定することについて検討を行うこととしております。現在、本県の小学校1・2年生で加配定数を活用し30人学級を実施している少人数学級につきましては、平成23年度においても引き続き実施してまいりたいと思います。

今後の小学校、中学校の少人数学級に関する計画については、国の35人学級の動向や全国の実施状況等を踏まえ取り組んでまいります。

次に、給食費の未納状況についてお答えいたします。

平成21年度の沖縄県学校給食費徴収状況調査によると、公立小中学校における未納総額は約2億7000万円で4.2%となっております。また、未納者数は9686人で6.5%となっております。

次に、言語聴覚士の採用枠についてお答えいたします。

言語聴覚士等の専門職設置につきましては、学校教育法において明確な規定はなく、本県においては言語聴覚士の資格に基づく採用は実施しておりません。現在、特別支援学校においては、障害の重度・重複化、

多様化している幼児・児童生徒一人一人のニーズに応じた適切な指導を行うため、専門的資格を有した言語聴覚士や理学療法士、作業療法士等と日々の教育活動の中で積極的に連携しているところであります。

県教育委員会としては、今後とも言語聴覚士等の外部専門家と積極的に連携し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

次に、県立図書館と市町村立図書館との連携等についてお答えをいたします。

県内37の公立図書館では、約400万冊の図書や資料を有しております。現在、県立図書館と市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、県民がいつでも、どこでも、どの図書館からも図書館サービスを受けられるよう、図書情報の共有化、図書の相互貸借等の連携・協力に努めております。さらに、県立図書館では、県民の知的要求に対応できるよう資料の収集・整理・保存・奉仕等に関する研修や講演会等を通して市町村立図書館職員の資質向上に努めております。

美術品などの展示等については、主に県立博物館・美術館において対応しております。

県立図書館においては、「首里古地図」や「程順則の書」、「球陽」などの古文書を初め歴史的に貴重な資料があります。これらについては、保存・管理に配慮した上で毎年展示会を開催するとともに、貴重資料のデジタル化を行い、ホームページで公開できるよう取り組んでいるところであります。

県教育委員会としては、今後とも市町村立図書館と連携し県民への図書館サービスの充実を図ってまいります。

次に、次期沖縄振興計画についての御質問で、子供たちがひとしく教育を受ける環境整備についてお答えいたします。

本県のすべての児童生徒が、どこに居住していても公平に教育機会が享受できるような環境を整備することは重要なことと考えております。島嶼県であることの不利益性を解消するため、新たな沖縄振興の制度提言の中で「教育振興総合対策」や「離島児童・生徒支援センター（仮称）」について要望しているところであります。

「教育振興総合対策」の内容としては、まず、児童生徒が県内外への修学旅行や各種大会に参加するための交通費の軽減を図ること、2つ目に、光通信による双方向交流学习や社会教育施設の利活用を推進するインフラの整備・充実を図ること、3つ目に、複式学級の解消を要望するものであります。さらに、同支援センターは離島生徒の寄宿舎と各種大会における

小・中・高校生の宿泊施設等をあわせ持つ総合的な複合施設を目指しているものであります。

今後とも、沖縄県の地理的事情を考慮し、教育特別地域として支援が図られるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、給食の無料支給と食育についてお答えいたします。

学校給食については、学校給食法の規定により施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者である市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。なお、経済的に困窮している児童生徒については、市町村において学校給食費等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、食育が基本的生活習慣の形成や生活リズムの確立に資するもので、学力向上にもつながっていくものと考えられることから、今後とも全国都道府県教育長協議会等を通して就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

次に、30人学級に係る教職員等についてお答えいたします。

少人数学級に係る教職員定数や財源については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」や「義務教育費国庫負担法」などに基づいて措置されております。

県教育委員会としましては、少人数学級は一人一人の個性に応じたきめ細かな指導を行うことにより、基礎的・基本的事項の定着につながるものであることから、これまで小学校低学年で実施してまいりました。本県における小学校・中学校での少人数学級の実現については、国へ加配定数の増員や財源保障の要望を行い、国の動向や全国の実施状況等を踏まえその実現に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 観光行政に関する質問のうち、観光税導入の取り組みについてお答えいたします。

本県の厳しい財政状況の中、多様化する行政需要に対応するためには新たな税の導入が必要であると考えており、現在、観光関連税を中心に複数の案を検討しているところであります。

新税の創設に当たっては、受益と負担の関係、課税の公平性、県経済に与える影響などを十分に検討するとともに、県民及び関係者の意見を踏まえた上で取り

組んでまいります。

次に、次期沖縄振興計画に関する質問のうち、消費税率の据え置きについてお答えいたします。

消費税は、全国一律に生産、流通、販売などの全段階で課税されること、また、原則としてすべての財貨やサービスが課税対象となること、さらに、税の累積を排除するため仕入れ控除方式となっていること等の性質を有しております。そのため消費税が引き上げられ、沖縄県のみ税率を据え置くことは、流通等の各段階で複数税率を用いる必要があることや価格に転嫁できない場合がある等の課題があり、税制度上困難であると考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 環境行政についての御質問の中で、電気自動車等の普及促進に向けた取り組みについてお答えいたします。

エコカー、電気自動車等の普及については、地球温暖化対策を図る観点から重要であると考えております。そのため、県では、レンタカー及びタクシーに利用される電気自動車やホテル等における普通充電器の導入に対する支援を行い、観光関連事業者による電気自動車の導入や充電設備の設置などを促進しております。また、平成22年12月に国の「EV・PHVタウン」の指定を受け、カーシェアリング事業などを通して電気自動車等を広く県内へ普及させるため、関係機関や事業者などと連携して取り組んでいるところであります。

同じく環境行政についての御質問の中で、温室効果ガス削減目標に対する県の実績についてお答えいたします。

県では、平成15年度に「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガスの総排出量を2010年度までに2000年度比で8%削減することを目標に、県民への普及啓発や太陽光発電設備設置補助及びESCO事業の導入促進等に努めてきたところであります。しかしながら、県内における温室効果ガスの総排出量は、2007年度時点で基準年度である2000年度比で11%増加しており、目標達成は厳しい状況にあります。そのため、平成22年度においては現行計画の見直しを行い、新たに「沖縄県地球温暖化対策実行計画」を策定し、産業部門や運輸部門等における支援施策の充実強化や推進体制の整備などを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 公安行政に関する御質問の中で、新本部長の決意についてお答えいたします。

警察の使命は、140万県民はもちろんのこと、沖縄を訪れる年間600万人のゲストの皆さんにも安心して過ごしてもらえるような良好な治安環境を提供することであり、そのためには当県の治安上の課題に的確に対応することが必要であると考えております。

当県の治安上の課題の1点目は、飲酒運転の根絶であります。

人身事故に占める飲酒絡みの比率が21年連続全国ワーストワンであることなどを踏まえれば、飲酒運転根絶は一朝一夕には解決できないものであると考えており、今後も飲酒運転の取り締まりを基本として、飲酒運転根絶条例に基づく取り組みのさらなる浸透を図るとともに、飲酒運転常習者対策など工夫をしつつ行政、事業者、地域と連携し、飲酒運転の根絶に取り組んでいきたいと考えております。

2点目は、風俗環境の浄化と暴力団対策であります。

風俗環境の悪化や歓楽街等の周辺地域における事件・事故の発生が治安を不安定化させる要因になると考えております。また、風俗環境の悪化は暴力団など犯罪組織の資金源になることも考えられ、さらなる被害者を生むこととなります。このような状況を踏まえ、暴力団や暴力団関係企業など暴力団組織とつながるものに資金が流れないように、連鎖を断ち切る取り組みを進め、行政、事業者、地域など社会全体が一体となって歓楽街の健全化と暴力団排除のための機運を盛り上げていきたいと考えております。

3点目は、少年非行問題であります。

平成22年中に飲酒、喫煙、深夜徘徊などの不良行為で補導された少年は過去最多となったほか、刑法犯少年に占める中学生の比率や複数での犯行、再非行が全国一高いことなど、憂慮すべき状況にあります。一方で、刑法犯で検挙される少年は減少傾向にあることから、今後とも刑法犯に至らない早目の段階で補導し、将来の沖縄県を支えていく少年の健全育成にも貢献してまいりたいと考えております。

4点目は、米軍構成員等による事件・事故への対応であります。

米軍構成員等の事件・事故は社会的な反響が大きいことから、発生した場合は毅然とした態度で迅速かつ適切に対処しなければならないと考えております。ま

た、捜査に当たりましては、関係法令と証拠に基づいて適正に捜査することが基本であると考えております。これらの治安上の課題や実態を踏まえ、県民の期待にこたえられるよう全力で警察行政を進めていきたいと考えておりますので、引き続き県警察への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして私の決意とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中であります。時間の都合もありますので、赤嶺昇君の再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後6時17分休憩

午後6時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き赤嶺昇君の再質問を行います。

赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 再質問を行います。

中野委員長、初答弁ありがとうございました。

先ほどの決意の中で、教育が最大の資源という言葉が述べられておりました。我々も実はフィンランドに行ったときに向こうの担当、教育長の方、校長先生だったりとかが何と言っていたかということ、教育力は国力という言葉を使っていたんですね。私はそれに対して奥平議員もこれが一番印象に残った言葉であるということをおっしゃっていました。そのことを今まさに教育委員長が沖縄県の最大の資源は人材であり教育であるということを、非常にうれしくてぜひ頑張りたい、財源とかいろんな課題もあると思うんですけれども、今回の沖縄振興計画でいろいろ制度上も含めて知事と教育長も含めて、県議会もこういった子供たちに予算を投資して10年間でこの教育にこの沖縄振興計画でこれをやることによってむしろ日本の教育を引っ張るぐらいの気概が必要じゃないかなと思っております。

ですから、沖縄振興計画はただ単に本土に追いつけ追い越せじゃなくて、もう我々がその見本をつくるということをぜひ実践をしていただきたいなと思っております。

名護市の件について少し質問させてもらいますけれども、我々から見ると今名護市長が非常に厳しい状況の中で、陸にも海にも基地をつくらせない。その中で、今、日本政府のあからさまな対応というのはあれは名護市民だけでなく我々県民に対して非常に失礼な態度だなと私は思っております。基地問題と振興

策をリンクさせるべきではないという公室長の答弁なんですけれども、だれがどう見てもこれはリンクじゃないですか。だれがどう見てもこれがリンクじゃなければ一体何なのかということを、私はあの今の政府の対応の仕方を皆さんが客観的に見る立場なのか、あえて名護市長と仲井眞知事がすべての見解が一緒だとは私は思っておりません。それはそれでいいんです。しかし、沖縄県民に対してああいう対応をされるということが果たしていかがなものかと。だから私は、仲井眞知事がそれはリンクしてはいけないという話じゃなくて、この政府の名護市に対する対応に対してみずから抗議するべきじゃないかなと思いますが、これについてまず1点お聞かせください。

それから普天間基地の辺野古移設について、危険性の除去というのは大きな課題でございます。その中で、知事も含めていろんな施策を国にも提案をしているようなんですけれども、実は知事が1期目の知事選挙での3年以内の閉鎖状態、もうこの言葉が消えてしまって、3年は超えたんですが、あえて聞きたいんですけれども、この公約というのはまだ生きているのかというのをお聞かせください、3年以内の閉鎖状態。なかなか最近出ないものですから、どこに行ったのかなと思ってですね。

それからちょっと順不同で大変恐縮なんですけれども、鳩山前総理の「方便」発言に対しても理解できない、しがたい発言ということなんですけれども、このことも知事が政府の関係者だったりに会う機会も含めて、私はこの言葉もやはりきょう大城一馬さんから参考人招致の話もありました。そういう言葉で県民がまたさらに傷ついているんですね、心が。それも私は知事としてやっぱり強く抗議をするべきじゃないかなと思っておりますが、これについてお聞かせください。

それから米軍のパラシュート降下訓練についてでございます。

きょう渡嘉敷委員長のもとで抗議決議をやったんですけれども、知事にお聞きしたいのは今回例外に当たるかどうかということですね。知事もそれに抗議はしているんですけれども、改めて聞きたいんです。今回のパラシュート降下訓練は例外なのかどうかということ。当時の伊江島の天候もいろいろ新聞に出ているんですけれども、この例外の認識を知事自身どう思っているのか、今回の訓練についてお聞かせください。

それから県内企業優先について、勝目部長から大変すばらしい答弁をいただきました。実は、知事がこのグッドジョブ運動であったり、雇用対策に一生懸命頑張っている中ではあるんですけれども、まだ失業率が

高いというのはもう見てのとおりでございます。そこで12月議会にも取り上げさせてもらったんですけれども、いわゆるその土木建築工事においてこの下請、具体的な工事名を言うと推進工事について、県外下請がもう入っているんですよ、九州から。県外の会社が入って、県内業者がどうしても出せないような単価で入ってきているんですね。県内の業者はそれぞれ機材を持って非常に頑張っているんですよ。私が言っているのは、発注するときに特記仕様書、特記事項に県内業者を優先するということをなぜ明記できないのか。この間、部長はこれは要請はしているということと言っているんですけれども、それを明記したらいいんじゃないですか。それを明記して県内元請がさらに下請に行くという流れをつくらないと、我々が一生懸命県内企業優先、県産品優先と言っておきながら、元請も厳しいと思うんです。厳しいから多少安いところに、それにさらに下請に任せるかもしれないんですけれども、やっぱり雇用の観点から言うと、そこはもし法的根拠でそれが明記することはできないということがなければ、私はもう堂々と今この答弁をいただきたいと思っております。なぜかという、この推進工法そのものの工事があと2年でほぼ終わるということ。言われているものですから、皆さんが考えているスピードと業界は違うんですよ。皆さんがいろいろ調整をしている間にこの工事が終わってしまったら元も子もない。もっと言うと県がその動きをすることによって、実は市町村もこの工事を発注しているんですね。だからその市町村にも影響があるものですから、これは皆さんがそれをやらないということは、実質的に仲井眞知事の政策の足を引っ張っているということになるんですね。それでもやるのかということを私は担当部長にお聞きしたい。

それから教育長、県立高校の仮設の校舎、要するに校舎を建てかえるときにプレハブがありますね。このプレハブの仮設校舎というのは1億5000万ぐらいするんですよ。どうも聞いていると県外業者が入り込んでいる。それもあるかどうかも含めてその実態を聞きたい。県内にもちゃんとした県産品の資材を使ってそれなりに頑張っている企業があるんですね、そのあたりどうなっているのか。これはとても大事なことなんですけれども、皆さんはこの県立高校の卒業生、子供たちが土木であったり、建築で卒業した子供たちをなるべく採用してくれと皆さん業界に言うわけですよ。ところがもし万が一それが県外業者を使っているというのであれば、それは県外業者の体力もないのに、一方では採用してくれということは矛盾なんですよ。だから

ら私はそれも含めてこのプレハブの発注についてどうなっているのかということを教育長の方からお聞きしたいと思っております。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時51分休憩

午後6時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 沖縄自動車道の無料化についてなんですけれども、先ほど部長から6月以降はいわゆる休日はそのまま無料で平日が通常どおり、もとの半額という話なんですね。新聞紙上で見るとこれを要請するときも、今回またその決定をするときも県民に余り意見が諮られてないんじゃないかなという感じが私します。実は、その当時私もこれは無料化にして渋滞で大丈夫かという質問もしました。いざ無料化にしております。今度それになじんできたタイミングでこれがどうなのかということをやっぱ担当部署だけじゃなくて、もしそれが必ずしも6月までまだ猶予があるんだったら、私はこの6月以降に対してももう一回県民に丁寧にこの実態調査をして、それを国ともう一回かけ合ったほうがいいんじゃないかなと。どうしたほうがいいかということはいません。これを県民のどういう意向をとるのかということが大事じゃないかなと思っておりますので、その点についてお聞かせください。

12番のキャンプ・キンザーの早期返還についてなんですけれども、パッケージにこだわらないということで、これは儀間市長を初め市議会、皆さんが国に求めているわけですので、これは質問ではありません。仲井真知事も一緒になってこのパッケージを外すいいタイミングですので、儀間市長と余り仲よくないと思うんですけれども、それはちょっと置いておいてしっかり手を組んで、こういう部分から少しずつこのパッケージという部分を外すようにその第一歩になるようお願いをしたい。これは要望でございます。

それから福祉行政についてなんですが、「子ども・子育て新システム」については多くの議員が取り上げておりますので、これも皆さん質問ではありません。認可外保育団体が――これは一般質問でもあると思いますので――反対しているんですね。先日、2600名ぐらの皆さんが集まって猛烈に反対をしておりますので、そのあたりについてしっかり丁寧に、国の動向じゃなくて私もいわゆる担当の保育課長に会ってきました、去年。何を言われたかと言うと、このシステムは今つくられる準備をしているんですけれども、今回

の国会でも審議されているんですけども、実は問題があって財源がよくわからないというんですよ。財源が問題なんですよ、ここは。財源もわからない中でそれを進めること自体いかなものかなということをお私非常に憂慮しておりますので、そのあたり、国が決めたという部分じゃなくてもっとしっかりその動向を見守っていただきたいという、これは要望でございます。

認可外の保育施設に対しては、今回、仲井真知事が公約で2期目に当選して今回給食費を大変厳しい財政事情の中でおやつ代も上げたということは、本当に高く評価をしたいと思っております。財政も厳しい中でこれが一番最初に実現した公約じゃないかなと思っております。当然ながら、この認可の250円にはまだまだ足りない部分で、恐らく知事もできれば250円は支給したいという思いがあるのかなと思っておりますけれども、それをやったことは非常によかったんじゃないかなと思っております。引き続きまた頑張っていただきたいと思っております。

この認可外について少し指摘なんですけれども、待機児童対策特別事業基金が平成23年度で終わるんですけれども、そのメニューの中でいわゆるこの認可外保育施設支援事業、これですね、いわゆる証明書発行してもらおう、もうもらっている保育園はちょっと対象外になっているらしいんですけれども、1施設300万円の施設整備の予算があるんです。今6750万残っているんですけれども、これ1円もできていないんですね。このままだったらこれは国庫返還なんです。国庫返還をされると我々が認可外の給食費を沖縄振興で求めているのに、皆さんはこの予算を戻しているんじゃないと言われるんじゃないかなと非常に私は懸念をしております、あと1年しかありませんので、これをどうするかということですね、部長。いわゆるもう証明書を一度とった園も含めて今140カ園ぐらい証明書をもらっているんですよ。でも、そこはまだ十分じゃないものですから、例えば、園児のトイレとかそういった証明書をもらっているけれども、施設整備に活用できるというものがあればそれをぜひこの140カ園も中に入れて有効活用していただきたいと思いますが、これについては御答弁ください。

それからですね……。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時56分休憩

午後6時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○赤嶺 昇君 予算特別委員会にも出ますので、あと少しだけ絞っていきますと、県立病院なんですけれども、先ほど中部病院7対1看護ということで、様子を見てまたほかの病院、北部も見ていくということだったんですけれども、実際県立中部病院からどのぐらいの看護師が必要ということは、皆さん県のほうから、県立中部病院のほうから何人の看護師が必要なんだということは来ているはずなんです。それを教えてもらえませんか。

これは要望なんですけれども、県立病院職員の過労の実態調査をこれはもうぜひともやるべきだと思っております。実態調査をしてこの職員が本当に元気な体で気持ちで働けるような体制をつくっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。これは予算特別委員会で聞きます。

教育委員会についてなんですけれども、給食費の未納についてなんです。教育長、私は基本的に小中学校の子供たちの給食はもう無料でこの沖縄振興の予算を使うべきだと思っているんですね。それによって何が変わるのかということ国をのいゆるさきからモデル地域だったり教育特区と言っているのは、この給食を無料で支給することによって、10年間何が変わるのか、これは国の非常に大きなモデルになるんじゃないかなと実は思っていて、さらに沖縄の場合はひとり親世帯が非常に多い。所得が非常に厳しい。これ皆さんから表をもらって全体で4%ということだったんですけれども、市町村によっては10%も未納がいるんですよ。10%ということは、10人に1人は給食費払い切れない、払わないという人もいるかもしれないんですけれども、そういう実態があるということは非常に課題じゃないかなと思っておりますので、その子供たちにしっかり給食を支給して、我々フィンランドに行ってきた向こうの校長先生が言っていたのは、学力、小さなことかもしれないんですけれども、温かい給食を与えるというのは非常にいいことだということをおっしゃっていました。私はそのことをこの県の財政では厳しいですから、この沖縄振興計画の中でこの10年間、沖縄の子供たちこれ堂々と求めたらいいじゃないですか。これだけ基地を皆さん押しつけられて、恐らく各県の職員が政府に行くと、何で沖縄だけ特別かと言われているんですよ。とんでもありませんよ。我々沖縄はまだ基地の負担軽減をされておられません。まだ、今、要するにヘリコプターからの降下訓練があります。そういう現状を我々はもっと堂々と訴えないとだめなんです。

ですから、知事、これは担当職員が行って調整する

レベルじゃなくて、知事が先頭になってそこは政治的に制度と財源を勝ち取るぐらいの気持ちで頑張りたい。これは県議会も大きな役割だと思っておりますので、この給食費について改めてお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 赤嶺昇議員の再質問に答弁させていただきます。

まず第1に、名護市長さんへの政府の対応はこれはひど過ぎるんじゃないか、これは知事は抗議すべきだろうという御趣旨のお話だったと思います。

これは確かにそういうふうに言えればそういうふうに見えないこともありませんが、再編交付金についてはあれは出すルールというのがあって、そのところでの話になっていることだと思います。これは軍転協の要請で、この間、11市町村の首長さんと一緒になって防衛大臣のところへ要請に行ったときにも幾つかこれについてのやりとりがございました。ですから、これは今のところ事務的な解釈の内容になっていると思いますし、あえてこれは嫌がらせというふうにまだ受け取るかどうかは、受け取らなくてもいいのではないかと私のほうでは思っております。そして現に、北部振興策そのものはたしか補助率がちょっと変わっておりますが、23年度まで2年延長されて継続しておる例もあります。

次に、危険性の除去、3年めどの閉鎖状態の実現ということで、私、前の第1期目公約に上げてやってまいりましたが、基本的には政権交代などもあって1年以上のおくれもございましたが、今現在、実現されているかと言われるとおくれていると申し上げざるを得ませんが、ただこれを何とか今の普天間基地の危険性の除去という、しっかりこれに取り組もうという点は全く変わっておりませんで、現在は新しい政権になって政策協議会の中にできている負担軽減部会の中でこの議論はしっかり今やって防衛にいろんな対策を編み出し、実行するように今強く要求しているところでございます。

それから第3に、鳩山発言に対して政府に抗議すべきでないかということですが、現実には今鳩山さんは、政府の中にはおられませんし、言わばマスコミのインタビューに答えておられるわけでいろんな受け取り方があろうかと思えます。ですから、私は先ほど答弁させていただいた全く理解不能、理解しがたいということと、県民に納得できる説明を要求をずっとしてきた

わけで、9月には納得できる説明がない以上、これは県外だと。現実に辺野古は実現不可能に近いというようなことで、9月にそういう県外だと申し上げたわけで、鳩山さんのもとへ戻った理由ないしは納得のいく説明がますますこれ納得のいかない内容になってきているということだと思いますし、そういうことで私のほうでもこれは全くこの言葉そのものに理解はできないという趣旨のことを、理解しがたいということを申し上げて、今政府にこれを強く抗議するということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） パラシュート訓練について、例外的という認識についての御質問にお答えいたします。

外務省に確認したところによりますと、パラシュート降下訓練については、自然条件等の制約により、伊江島飛行場の使用がどうしても困難な例外的な場合には、定期的でない、小規模の降下訓練であれば、嘉手納飛行場も使用し得るというのが日米両政府の従来からの共通の理解であるということでありました。

県としましては、例外であるなしにかかわらず、パラシュート降下訓練は嘉手納飛行場で実施すべきではないと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 赤嶺議員の再質問にお答えいたします。

まず下請について、県内業者へ優先的に発注すべきじゃないかという趣旨の御質問にお答えいたします。

土木建築部においては、工事発注する際に当たりまして元請業者に対しまして工事施工に当たっての留意事項を配布しております。その中で、下請業者の選定に当たっては県内企業を活用するようお願い、要望しているところであります。これを特記仕様書への記載については、ほかの県の状況、それから県内の関係機関・団体の意見も参考にしながら、特記仕様書として記載する方向で検討していきたいと考えております。

それから学校の仮設プレハブ工事についての御質問でございますが、県内の学校校舎の建てかえ工事の際には、仮設工事の建設工事については、1社だけこれは元請は県内業者でありましたけれども、この元請が倒産したためにその下に下請としておりました下請業者――これは県外企業でございますが――これを契約

した事例が1例ありますけれども、それを除いてすべてほかの工事につきましては県内企業が受注しております。

それから自動車道の無料化実験についての件でありますけれども、これも先ほど答弁いたしましたけれども、これは社会実験を6月からケースを変えてやろうということでございまして、このケースを変えてやった結果につきましては、国のほうでデータを収集しまして分析をすることになっています。その際はいわゆる本格的運用については、広く県民意見を把握することになっておりますので、県としましてもその結果を踏まえまして総合的に今後の対応について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 待機児童対策特別事業基金の中の、認可外指導監督基準達成のための施設改善費補助の活用についての再質問にお答えいたします。

県としましては、当該事業の実施において支障となっている補助要件についての見直しや、既に証明書の交付を受けている施設からの活用要望が強くなることから、立入調査において指摘を受けた箇所の改修等を実施できるよう、今後国と協議していきたいと考えております。

当該基金につきましては、認可外保育施設の認可化促進、それから入所児童の処遇向上に資するものであり、今後基金を有効に活用できるよう、国と協議し、完全執行に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 赤嶺議員の再質問にお答えいたします。

中部病院の7対1看護を実施する上で現場からの要求は何人かの御質問でございますが、中部病院の7対1看護体制実施のための看護師数の増員数93名については、病院現場とも十分調整を行い、必要な看護師数を算出したものであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） 赤嶺議員の再質問にお答えします。

給食を無料支給することについてお答えいたしま

す。

学校給食については、学校給食法の規定により現行制度においては給食費の無料支給は困難であります。給食費の支援等につきましては、全国の都道府県教育委員会でも現在国に対して要望しているところであります。

御提案の給食の無償化について、次期沖縄振興計画に盛り込むことにつきましては、関係部局等と調整を図りながら可能性も含めて今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時20分休憩

午後7時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 再質問にお答えいたします。

93名については、病院現場と十分調整した上でございます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 仲田部長ありがとうございました。ぜひ特記事項を前向きに仕様書に県内下請を明記してもらうように頑張りたいと思っています。よろしくお願いします。

最後に知事に、沖縄振興についてどうしてもちょっとお聞きしておきたいなと思っているんですが、もう既に職員の皆さんが各省庁を回っているんですけども、どうも話を聞くとみんな厳しいという言葉が返ってくるものですから、最後に聞きたいのは、知事は今度の沖縄振興計画は、沖縄が主体となる計画に国の支援を求める考えなのか。それともこれまで同様の国による沖縄振興計画にしたいのか、そこだけははっきりさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 今の赤嶺議員の再々質問にお答えしますが、何度か申し上げていると思いますが、今度の振興法・振興計画のその考えは、基本的に沖縄が主体となる内容のものをつくって国が支援するという形でやってまいりたいということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明25日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子

平成23年 2月25日

平成23年
第 2 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成23年
第 2 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成 23 年 2 月 25 日（金曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 5 号

平成23年 2月25日（金曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第36号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第36号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第36号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第36号議案まで

- 甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計予算
- 甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 甲第 4 号議案 平成23年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 甲第 5 号議案 平成23年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 甲第 6 号議案 平成23年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 甲第 7 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計予算
- 甲第 8 号議案 平成23年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 甲第 9 号議案 平成23年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 甲第10号議案 平成23年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 甲第11号議案 平成23年度沖縄県林業改善資金特別会計予算
- 甲第12号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第13号議案 平成23年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 甲第14号議案 平成23年度沖縄県自由貿易地域特別会計予算
- 甲第15号議案 平成23年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 甲第16号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 甲第17号議案 平成23年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 甲第18号議案 平成23年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 甲第19号議案 平成23年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 甲第20号議案 平成23年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 甲第21号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計予算
- 甲第22号議案 平成23年度沖縄県水道事業会計予算
- 甲第23号議案 平成23年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 甲第24号議案 平成22年度沖縄県一般会計補正予算（第 5 号）
- 甲第25号議案 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第26号議案 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第27号議案 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第28号議案 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 甲第29号議案 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 甲第30号議案 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第31号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
甲第32号議案	平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第2号）
甲第33号議案	平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計補正予算（第1号）
甲第34号議案	平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
甲第35号議案	平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算（第2号）
甲第36号議案	平成22年度沖縄県水道事業会計補正予算（第2号）
乙第1号議案	沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第2号議案	沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
乙第3号議案	沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
乙第4号議案	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第5号議案	沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
乙第7号議案	沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
乙第9号議案	沖縄県新しい公共支援事業基金条例
乙第10号議案	沖縄県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第11号議案	沖縄県配偶者等暴力被害者支援基金条例
乙第12号議案	沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
乙第13号議案	沖縄県青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
乙第14号議案	沖縄県ワクチン接種促進基金条例
乙第15号議案	沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	沖縄県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例
乙第17号議案	沖縄県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例
乙第18号議案	沖縄県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例
乙第19号議案	沖縄県産業振興基金条例の一部を改正する条例
乙第20号議案	沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
乙第21号議案	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
乙第22号議案	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
乙第23号議案	沖縄県暴力団排除条例
乙第24号議案	沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
乙第25号議案	土地の処分について
乙第26号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第27号議案	交通事故に関する和解等について
乙第28号議案	交通事故に関する和解等について
乙第29号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第30号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第31号議案	配当異議請求事件の和解について
乙第32号議案	訴えの提起について
乙第33号議案	訴えの提起について
乙第34号議案	包括外部監査契約の締結について
乙第35号議案	副知事の選任について
乙第36号議案	沖縄県教育委員会委員の任命について

出席議員（47名）

議長	高	嶺	善	伸	君	24	番	前	島	明	男	君
副議長	玉	城	義	和	君	25	番	新	垣	良	俊	君
1 番	上	原		章	君	26	番	仲	田	弘	毅	君
2 番	島	袋		大	君	27	番	照	屋	守	之	君
3 番	中	川	京	貴	君	28	番	辻	野	ヒロ	子	さん
4 番	桑	江	朝	千夫	君	29	番	嶺	井		光	君
5 番	平	良	昭	一	君	30	番	赤	嶺		昇	君
6 番	仲	村	未	央	さん	31	番	当	銘	勝	雄	君
7 番	照	屋	大	河	君	32	番	渡	嘉敷	喜代	子	さん
8 番	渡	久地		修	君	33	番	前	田	政	明	君
9 番	瑞	慶		功	君	34	番	玉	城	ノブ	子	さん
10 番	山	内	末	子	さん	35	番	奥	平	一	夫	君
11 番	上	里	直	司	君	36	番	比	嘉	京	子	さん
12 番	吉	田	勝	廣	君	37	番	金	城		勉	君
13 番	當	山	眞	市	君	38	番	糸	洲	朝	則	君
14 番	吉	元	義	彦	君	39	番	翁	長	政	俊	君
15 番	座	喜味	一	幸	君	40	番	浦	崎	唯	昭	君
16 番	佐	喜真		淳	君	41	番	池	間		淳	君
17 番	玉	城		満	君	42	番	新	垣	哲	司	君
18 番	仲	宗根		悟	君	43	番	具	志	孝	助	君
19 番	崎	山	嗣	幸	君	44	番	當	間	盛	夫	君
20 番	西	銘	純	恵	さん	47	番	嘉	陽	宗	儀	君
21 番	新	垣	清	涼	君	48	番	大	城	一	馬	君
23 番	新	垣	安	弘	君							

欠席議員（1名）

46 番 新里米吉 君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞	弘	多	君	総務	務	部	新	垣	郁	男	君
副知事	上原吉	良	幸	君	財政	政	務	中	野	吉	三郎	君
知事公室長	又兼		進	君	教育	統	括	金	武	正	八郎	君
総務部長	川上	好	規	君	教委	員	員	翁	長	良	盛	君
企画部長	下地		久	君	公安	委員	員	村	田		隆	君
文化環境部長	奥村	啓	寛	君	警察	本	部長	平	良	宗	秀	君
福祉保健部長	奥比	嘉	子	さん	労働	委員	員	岩	井	健	一	君
農林水産部長	勝目	和	昭	君	事務	局	局長	又	吉	春	三	君
観光商工部長	仲田	文	昭	君	人事	局	局長					
土木建築部長	宮城	嗣	三	君	代表	監	査					
企業局長	伊江	朝	次	君								
病院事業局長	米蔵	博	美	さん								
会計管理者	饒平	名	知	成								
知事公室												
秘書広報統括												

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	龍 野 博 基 君	主 査	佐久田 隆 君
次 長	新 城 博 君	主 査	仲宗根 章 君
参事兼議事課長	嘉 陽 安 昭 君		
副 参 事 兼 課 長 補 佐	平 田 善 則 君		

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程第 1 及び日程第 2 を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第 1 号議案から甲第36号議案まで及び乙第 1 号議案から乙第36号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん おはようございます。

社民・護憲ネットの渡嘉敷喜代子です。

2月23日に起こりました嘉手納飛行場でのF15のパンクのことについて、これは質問通告後に発生した重大な問題であることから、議事課に連絡済みでありますので、先例を踏まえて質問をさせていただきます。

報道によりますと、F15がパンクをして、そしてなかなかとまらないのでチェーンでとめたと、滑走路の端でやっとなめたとという報道がありましたけれども、地元からの通報によりますと、チェーンに引っかけてとめる訓練をしていた。それがなかなかとまなくて操縦士が後ろのタイヤをパンクさせたというような状況もあるわけですから、そのあたりどういう訓練をしていたのか、県にそれを問い合わせたいと思います。

そして、普天間にダイバートをやった6機のF15が普天間でも同じような訓練をやろうとしたのか、あるいはやったのか、そのあたりの事実関係などについてもお尋ねしたいと思います。

このダイバート訓練について、私ども県議会でも抗議決議をしているにもかかわらず、このような状況に対して私たちは本当に憤りを感じてこのことを抗議しなければいけないと思います。お尋ねいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

知事の政治姿勢についてであります。 (1)、米国と対等の立場での外交交渉、脱官僚が民主党のマニフェストでした。多くの国民は民主党へ期待し、2009年政権交代が実現しました。「最低でも県外」と明言した鳩山前首相に県民は大きな期待をかけたものの、一方

では、辺野古の沖合だ、陸上だと外務大臣、防衛大臣それぞれはばらばらの言動があり、結局辺野古へ戻ってきた。「抑止力は方便」で、辺野古海域の理屈づけで合意した日米共同発表を踏襲する菅首相は、1月24日、施政方針演説で、本土復帰から40年、沖縄だけ負担軽減がおくれていることはざんきにたえない。だが、普天間飛行場移設は辺野古で進めていくというようなことを言っております。「ざんきにたえない」ということは、消え入るほど本当に恥ずかしい思いをするけれども、それでもなお辺野古に基地を持っていく。このような言動に対して、県民として大変な憤りを感じるわけですが、そのことに対して知事はどのようなお考えなのか、所見をお尋ねしたいと思います。

(2)、「海兵隊の抑止力は方便で辺野古回帰の理屈づけだった」との鳩山前首相の発言について知事の見解を伺います。

(3)、「米軍の圧力よりも官僚の壁が厚く崩せなかった」という鳩山発言を裏づけるように、官僚主導に立つ位置を変えた菅首相に、知事は県内移設断念をどんな手法で交渉していくつもりなのかお尋ねいたします。

(4)、国は、辺野古の現況調査を拒否した名護市長を告訴する報道がありました。知事の所見を伺います。

(5)、防衛省は、キャンプ・シュワブに「名護防衛事務所」を設置する動きがあります。北部地域における基地行政業務の体制整備としているが、辺野古新基地建設が前提であることは明らかであります。知事の所見を伺います。

(6)、さらに、辺野古の浜、キャンプ・シュワブ提供施設境界線に固定的フェンス建設についても、県外移設を主張する知事の立場から反対すべきではありませんか。また、海浜保全の観点からどうなのかお伺いいたします。

(7)は取り下げます。

(8)、新年度予算で計上されている総合的安全保障研究推進事業費の具体的な内容を伺います。

(9)、Jリーグサッカー場の建設が必要であるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

(10)、空手道会館についても同様であります、財政が厳しい状況の中で、なぜ箱物なのかという思いがしてなりません。Ｊリーグについては、那覇の奥武山にもできるのに、なぜ県は、沖縄市の運動公園にまたそれをつくらなければいけないのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

そして、空手道会館の建設について、武道館との関連はどうなるのか。そして、今は本当に目いっぱい使われているのかどうか、その稼働状況などもお尋ねしたいと思います。

(11)、知事選でカジノ導入断念の発言があったにもかかわらず、経済界からの要請でカジノ導入の意図の発言との整合性を伺います。一体、沖縄の将来像をどう考えているのか、総合的な展望を知事にお伺いいたします。

2、教育行政について。

(1)、知事は、今後の沖縄振興に向けた取り組みについて、各種施策を盛り込んだ基本計画の策定に取り組み、今後の振興の道筋を示したいと述べております。教育のありようについてはどのように考えているのか、知事と教育長にお伺いします。

(2)、新学習指導要領で、すべての教科で言語活動を重視しております。その背景は何なのか、教育長の見解をお尋ねします。

(3)、「学校の読書も、子供たちに差異があり、中には興味を持てずページをめくるだけの子もいる」、これは本土大手新聞社説の一節であります、読書指導法への工夫が必要と思われますが、教育長の見解をお伺いします。

(4)、学校司書の定数枠が確保されたと聞きますが、これまでの経緯などについてお伺いいたします。専門職としての採用試験の実施時期についてもお伺いいたします。

3、福祉行政について。

(1)、沖振法の新法制定のこの時期に、公的学童保育所の設置が見られません。学童保育所に来られない低所得者の子供たちへの対応が今問われているわけがあります。そして、このたび学童保育所に対しての家賃の補助とか予算は計上されているようでありますが、この時期だからこそ、本当に公的な学童保育所を設置するということまで踏み込んでやっていただきたいなという思いがします。そのことはどう考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

(2)については取り下げます。

(3)、県立病院全体の医師、看護師の体制はどうなっているのか。また、医師、看護師、その他職員との割

合はどうなっているのか伺います。

(4)、看護師離職者がふえる背景と今後の対策を伺います。

(5)、県立病院経営再建計画の最終年度を迎え、今後どう進めていく予定なのか。知事の所信表明で「運営の抜本的な改善」とはどんな取り組みを視野に入れているのか伺います。

(6)、待機児童ゼロにける次年度の予算計上額と施設数、児童数を伺います。さらに、認可外保育所の児童1人当たりにかかる見込み額を伺います。

4、我が会派の代表質問と関連してお尋ねいたします。

中部病院が7対1看護を今年度から行うことになっておりますが、その確保した増員の93名の看護職の内訳が事務職2名、そして現業が6名になっておりますが、その現業の内訳をお尋ねしたいと思います。実質的には看護師が85名の増になっているわけであり、そして、病院というのは看護師だけで行われているわけではなくて、いろいろな部署の人たちがいてこそ病院の運営がなされるわけでありますから、一方にしか寄せがいくということはいかなるものかというふうに思われてなりません。

そして、その93名の算出ですけれども、どこから出されたものなのか。これは最低基準でしかないという現場のほうからの声も聞こえてきます。最低130名から160名必要ではないのかということになるわけです。ということは、これまでの中部病院の超勤時間数とか年休取得、そういう状況がどうなっているのかもあわせてお尋ねしますが、超勤や休みがとれないということでの離職者がふえている傾向にあるという状況でもそのあたりのことをしっかりとお尋ねしたいと思います。

そして、公務員の看護師をやめて民間病院に移った人に話を聞いたときに、せっかくの公務員をやめて民間で待遇はよかったですかと聞きましたら、お金の問題ではありませんよと。県はもう超勤が多くて、県の看護師をしていたら子育てができませんというような状況にあるわけですから、本当に看護師を確保して、しっかりと休みもとれるような状況をつくっていかねければ、これからは看護師がどんどんやめていく傾向にあるのではないかと思います。

そして3番目ですが、南部医療センターの看護師の確保についてですが、7対1になったときの看護師の確保が、今の中部病院でやろうとしている現業のほうとか、あるいはほかの部署から減にして看護師をふやしていった状況がないのかどうか。そして、7

対1看護になって以後の超勤時間数とか年休の取得状況などもお尋ねしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） おはようございます。

渡嘉敷喜代子議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、鳩山前総理の発言についての御質問にお答えいたします。

鳩山前総理の発言につきましては、直接お聞きしたわけではありませんが、報道のとおりとすれば、「方便」という言葉は理解しがたい表現と言わざるを得ません。

県は、政府に対し、頭越しではなく、地元の理解・協力を得なければならないとか、県民の納得のいく説明や解決策を示すよう繰り返し申し上げてまいりましたが、今回の鳩山前総理の一連の発言は、県民の納得のいく説明とは言いがたく、まことに遺憾であると考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じ普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。平成23年度には、世論を喚起するための広報活動など積極的に推し進めてまいり所存でございます。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうため、あらゆる方策を検討し実施していきたいと考えております。

次に、教育行政に係る御質問の中で、沖縄振興のための基本計画における教育分野についての御質問にお答えいたします。

沖縄県のこれからの教育のあり方につきましては、「沖縄21世紀ビジョン」の中で「人権尊重と共生」、そして「グローバルな教育先進地域づくり」、さらには「海邦養秀」の拠点形成」の3つの推進戦略を示しております。その推進戦略を実現するための基本計画策定におきましては、沖縄らしい個性を持った人づくりの推進、そして国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築などの基本政策を掲げ、多様な能力を発揮し、未来を開く島を目指して取り組んでいくことといたしております。

資源が少ない島嶼圏沖縄におきましては、人材こそが最大の資源であります。「沖縄21世紀ビジョン」実現に向けて、沖縄の未来を担う心豊かで国際的な視野を持った多様な人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての中、菅総理の施政方針演説についてお答えいたします。

菅総理は、去る1月24日の施政方針演説において、「普天間飛行場の移設問題については、昨年5月の日米合意を踏まえ、沖縄の皆様に誠心誠意説明し、理解を求めながら、危険性の一刻も早い除去に向け、最優先で取り組みます。」と発言されています。

県としましては、普天間飛行場の一日も早い危険性除去に積極的に取り組むことは重要であると考えておりますが、県内移設は事実上不可能であり、政府においては日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組んでいただく必要があると考えております。

次に、国が名護市長を告訴するとの報道についてお答えいたします。

去る2月4日の衆議院予算委員会において片山総務大臣は、国は、一般私人としての立場もあり、行政不服審査法に基づいて、必要があれば不服申し立てをし、その後、訴訟をすることができるとの見解を示しておりますが、一般論として述べたものであり、直ちに国が名護市に対し訴訟を提起するとは理解しておりません。

いずれにしても、県としましては、今後とも重大な関心を持ってその推移を注視していきたいと考えておりますが、県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める県の考えに変わりはありません。

次に、名護防衛事務所についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、名護防衛事務所は、キャンプ・シュワブを含む北部地域における基地行政業務に適切に対応できる体制を整備するため設置を予定しているとのことであります。

政府は、普天間飛行場移設問題を日米共同発表に沿って解決するとしておりますが、名護防衛事務所との関連について具体的な説明は受けておりません。

次に、キャンプ・シュワブのフェンスについてお答

えいたします。

米軍によると、既存の有刺鉄線は悪天候の際は危険であり、固定されていないため境界線を特定することが困難としており、新しいフェンスは厳しい天候に耐え、境界線をよりよく示すものとなると説明しておりますが、普天間飛行場代替施設との関連については明らかにされておりません。また、フェンス設置による海岸など環境への影響について米軍に確認したところ、新設の金網フェンスは、これまでと同様に、海水、漁場及び海洋生物への影響は少ないと考えられるとの回答がありました。

沖縄防衛局からは、米軍に対し、境界線上の工事であるが、施設区域外に影響を及ぼすことがないよう申し入れているとのことでありました。

県としましては、フェンスの設置が住民生活や環境に影響を与えないよう求めているところであります。

次に、総合的安全保障研究推進事業費の内容についてお答えいたします。

総合的安全保障研究推進事業では、日米の国防・安全保障政策や今後の国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた方策について、県としての考え方を取りまとめる予定であります。

具体的な研究内容等については、今後県庁内に立ち上げる予定のプロジェクトチームにおいて検討してまいりたいと考えております。

次に、ダイバートに関する御質問ですけれども、通告では2問あったと承知しておりますので、2問を一括してお答えいたします。

去る2月23日午後4時ごろ、沖縄防衛局から、F15戦闘機が嘉手納飛行場の滑走路上でパンクし、滑走路が使用できなくなったことに伴い、同飛行場所属のF15戦闘機6機が普天間飛行場へダイバートしたとの連絡を受けました。

県は昨年9月、嘉手納飛行場から普天間飛行場及び那覇空港へダイバートすることがないよう安全管理の徹底と適切な運用を求めているところであります。

今回、普天間飛行場へ戦闘機のダイバートが発生し、周辺住民へ騒音等の負担を与えたことは極めて遺憾であり、県は、翌2月24日、嘉手納基地渉外部及び沖縄防衛局に対し改めて安全管理の徹底と適切な運用を求めたところであります。

なお、F15がパンクした際の詳しい状況及び原因については、現在沖縄防衛局に照会しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢についての中、Ｊリーグサッカー場建設の必要性についての御質問にお答えします。

プロ野球キャンプやNＡHＡマラソンなどでも明らかのように、スポーツは県内各地域に相当の経済効果をもたらしております。サッカーについては、今年度、県のスポーツ・ツーリズム推進事業で支援している「美ら島サッカーキャンプ」に国内外から７チームが参加しております。

県としましては、沖縄でＪリーグチームが誕生することによりサッカーキャンプのさらなる拡大が図られるとともに、公式戦の開催を通じたスポーツ・ツーリズムの推進やメディアを通じた沖縄のＰＲ機会の拡大、ひいてはスポーツの振興や地域の活性化に大きな効果をもたらすものと考えております。そのため、県内チームのＪリーグ参入を支援するため、プロサッカーの公式戦が開催可能なサッカー場の整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての中、空手道会館の建設と武道館との連携についての御質問にお答えします。

沖縄が誇る文化の一つであり、世界じゅうに愛好家を有する空手については、県としては有効な観光資源としてさらなる活用を図っていきたいと考えております。そのため、平成23年度において空手道会館建設に向けた調査を実施することとしており、観光資源としての活用のみならず、空手の持続的な発展基盤の構築に必要な機能やそれを実現する空間のあり方等について、武道館との役割分担も含めて検討していきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての中、カジノ導入の考え方と沖縄観光の将来像についての御質問にお答えします。

沖縄県では、国際観光客などの多様なニーズに対応し、夜間や雨天時及び季節を問わず楽しめるカジノ・エンターテインメントは、沖縄観光にとって国際観光地としての地位を確立するための有効な手段の一つであると考えており、調査研究を進めております。先日、沖縄県経済団体会議からカジノ誘致促進について要請を受けたところであり、現在、関係者との意見交換を行っております。

しかし、カジノ導入については賛否両論あることから、国のカジノを合法化する法律案の動向等を踏まえつつ、カジノ導入に伴う効果や課題について慎重に検討を行い、県民のコンセンサスを前提として取り組み

を進めていきたいと考えております。

沖縄観光の将来像については、沖縄観光を自立経済の構築に向けた成長のエンジンとしてさらに発展させ、世界じゅうから観光客が集まる「国際観光都市おきなわ」の形成を実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは知事の政治姿勢についての御質問で、武道館の稼働状況についてお答えいたします。

県立武道館は、本県における総合武道センターとして武道の普及・振興を図るとともに、青少年の健全育成と県民の健康・体力づくりの場として平成9年に建築されました。武道館は、空手道世界大会や全国高校総体の柔道、なぎなた、弓道の会場になるとともに、卓球やバドミントン等の競技大会や個人練習、さらに沖縄の産業まつりや沖縄県産業教育フェア、各種研修会等に活用されております。

なお、平成21年度の武道館の使用状況は、休館日を除いて年間306日開館し、稼働率は100%となっております。また、利用者数は約26万6000人であります。

次に、教育行政についての御質問で、沖縄振興のための基本計画における教育分野についてお答えいたします。

沖縄県の教育については、21世紀ビジョンに示された3つの推進戦略や4つの基本施策を踏まえ、沖縄に生活する子供たちが島嶼圏である不利益性を払拭し、時代を切り開き、日本のみならず世界で活躍するグローバルな人材となるよう育成することが教育の目指すところであります。

具体的な基本計画の策定においては、生命尊重の心、共生の心、地域を誇りに思う心等「沖縄らしい個性を持った人づくりの推進」、教育に係る負担の軽減等の「公平な教育機会の享受に向けた環境整備」、「生きる力」をはぐくみ社会の変化に柔軟に対応できるよう「自ら学ぶ意欲を育む教育の充実」、そして国際社会との交流と共生を図るため「国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築」等を掲げているところであります。

未来を担う宝物である子供たちが沖縄の心を大切にしながら国際的な視野を持ち、主体的に行動ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、言語活動重視の背景についてお答えいたします。

新学習指導要領で「言語活動の充実」が重視されている背景として3点あります。1つ目に、知識基盤社会の到来とグローバル化の進展で、子供たちには変化に対応する能力や幅広い知識と柔軟な思考に基づく判断力が求められていること、2つ目に、国際的な学力調査であるPISA調査や全国学力調査等の結果、我が国の子供たちの思考力・判断力・表現力等に課題があること、3つ目に、学校教育法の改正により、学力の要素が基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことと規定されたことなどが挙げられます。言語に関する能力を高めることは、コミュニケーション能力や豊かな心をはぐくむ上で重要なことであります。

県教育委員会としましては、国語の授業で培った論述や説明等の言語活動を行う能力を基本に、すべての教科等において「言語活動の充実」に努めてまいりたいと考えております。

次に、読書指導の工夫についてお答えいたします。

読書は、言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、感性を磨くなど人生をより深く生きるために欠くことのできない活動であると考えっております。学校においては、ブックトークや読書郵便など児童生徒の発達の段階に応じて本を読む楽しさを味わわせるとともに、意欲的に本を読み、知識を広げたり自分の考えを深めたりするなどの読書の質を高める読書活動を推進しております。また、保護者等による読み聞かせなども多くの学校で展開されております。

県教育委員会としましては、読書に親しむ環境の整備を促進するとともに、幼児・児童生徒一人一人が読書を生活の一部とし、本を通して生活を豊かにするよう指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、司書教諭の定数確保の経緯と採用試験の実施についてお答えいたします。

児童生徒の豊かな感性や情操をはぐくむ学校図書館教育の充実において、これまで学校司書が果たしてきた役割は大きなものがあると考えております。

県教育委員会としましては、学校図書館教育のさらなる充実に向けて学校司書の退職不補充を見直し、教職員定数の改善に努めました。平成23年度は定数を22名増員し、すべての高等学校60校と特別支援学校8校にそれぞれ1名、合計68名の常勤の学校司書を配置する予定であります。

なお、学校司書の採用試験につきましては、平成23年度実施に向けて関係機関等と協議してまいりたいと

考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 福祉行政についての御質問の中の、公的放課後児童クラブの設置についてお答えします。

放課後児童クラブの設置につきましては、公的施設を活用した場合、家賃の負担がなく、経営の安定が図られるなどのメリットがあることなどから、既存の国庫補助メニューを活用したクラブの設置や学校の余裕教室を活用したクラブの実施について市町村に働きかけているところであります。

なお、沖縄県は、全国に比べて国立民営のクラブが多い状況にあることから、「新たな子育て支援制度」の提案の中で家賃補助などの国立民営クラブへの支援を国に求めているところであります。

今後とも、「新たな子育て支援制度」の実現に向けて国と調整していくとともに、公的施設を活用したクラブの設置促進に努めてまいります。

次に、看護師の離職防止対策についてお答えします。

日本看護協会の調査によりますと、沖縄県の常勤看護職員の離職率は、平成17年度が14.2%、18年度が11.6%、19年度が15.3%、20年度が15.6%となっております。

平成21年に県が調査した離職の主な理由は、健康問題、転居、家族の介護、出産・育児で、新人看護師においては基礎教育終了時点と現場とのギャップが多い状況となっております。

離職防止対策としては、1年未満での離職者が多い新人看護師の臨床研修が効果的とされております。このことから、平成22年4月に改正された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」で、各医療機関において新人看護師の研修が努力義務とされたところであります。

県としては、今年度から医療機関が行う新人看護師研修事業に対して助成するとともに、潜在看護師の再就職支援事業にも助成するなど、医療機関の看護師確保の支援を行っているところであります。

次に、待機児童解消に係る次年度の予算の内容等についてお答えします。

待機児童の解消については、安心こども基金及び保育所入所待機児童対策特別事業基金を設置し、定員の増に努めております。

平成23年度当初予算案として安心こども基金事業の

保育所整備分で約48億円、待機児童対策特別事業として約4億6000万円を計上しております。平成23年度は2つの基金を活用し、25施設の保育所整備及び10施設の認可化で合わせて約1400人の定員増を図る計画となっております。

認可外保育施設への給食費支援につきましては、入所児童の一層の処遇向上のために、平成23年度当初予算案において新すこやか保育事業を拡充しております。その拡充内容は、新たにおかず及びおやつ代も対象とすることなどにより、児童1日当たりの助成単価40円を77円に拡充する予定であり、前年度と比べ約5600万円の増となります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） それでは福祉行政についての御質問の中で、医師、看護師の体制及びその他職員との割合についてお答えいたします。

病院事業局の現在の定数は2411名で、そのうち医師は311名、看護師は1566名、その他職種は534名となっており、それぞれの割合は、医師12.9%、看護師65%、その他職種22.1%となっております。

次に、経営再建計画最終年度の運営方針及び抜本的な改善への取り組みについてお答えいたします。

病院事業局では、病院長への権限移譲、病院専門職員の採用、材料費縮減プロジェクトの推進、民間コンサルタントの活用等により安定的な経営基盤の構築を図るなど、運営の抜本的な改善を進めているところであります。

平成23年度は、経営再建計画の最終年度として引き続きこれらの取り組みを強化するとともに、職員の意識改革を図り、地域に必要な医療提供体制の確保に努めていきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての中で、増員分93名の内訳と他部署への影響についてお答えいたします。4の(1)のアと4の(1)のイは関連しますので一括してお答えします。

中部病院でICU等の特殊病棟を除く一般病棟において、7対1看護体制を導入するために看護師の必要数に基づき93名をふやすこととしております。減員分については、事務執行体制の見直し等により事務職と現業職で8名を削減するものです。差し引きにより85名の増員となっております。なお、減員になる職種については、必要に応じて嘱託、委託などで対応することとしております。

次に、増員分93名は最低基準ではないかについてお

答えいたします。

増員分93名については、一般病棟の病床数に基づいて算出された7対1看護体制に必要な人数であります。

次に、7対1看護体制時の超勤時間と有給休暇取得状況についてお答えいたします。4の(1)の力と4の(1)のキは関連しますので一括してお答えします。

中部病院の看護師月1人当たりの超勤時間は、平成21年度6.3時間、有給休暇取得日数は7.7日であります。

南部医療センター・こども医療センターの7対1看護体制を実施している病棟の月1人当たりの超勤時間については、平成20年度は3.1時間、21年度は1.3時間、7対1看護体制実施後の平成22年は0.8時間あります。また、1人当たりの有給休暇取得日数は、平成20年は7.2日、21年は11.8日、22年は10日であります。

病院現場からは、超勤時間や夜勤回数が減った、有給休暇が取りやすくなったという評価をする声が上がっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 嘉手納での事故の件なんですけれども、通常、ワイヤーでそれをとめる訓練がやられているという状況もあるんですけれども、そのあたり県として把握していच्छいますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 私の承知しているところによりますと、F15戦闘機には拘束装置フックが装備されておりまして、着陸時にそのフックを利用してワイヤーに引っかけて制動するということがあるようでございます。ただ、その訓練がどの程度の頻度で行われているかについては今のところ把握しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 今回はパンクしてワイヤーでとめたという全く逆な報道になっているわけです。知事公室長もそういう答弁でしたけれども、ワイヤーに引っかけてとめるようなそういう訓練というのは、今回の事故で本当に危ないという状況ですよね。密集地でこういう訓練をすることに対して、やはりだめだということをしっかりと知事のほうから申し入れるなり、そういうことをやっていただきたいと思います。答弁は要りません。

それから知事、これまでの鳩山さんからの話の中で、情報ルートとして米側から官僚、そして鳩山首相

と、そういうルートでの情報があったということで、すべて官僚が主体になった運営になっていたという情報が出ています。知事も官僚であったわけですから、日本の官僚は、僕たちが背負っているんだというそういうおごりもあるかと思います。そういうことで、今、菅首相が官僚主体のそういう行政運営をやっているということも明らかなんですね。そういう中で、知事は、今回の県外移設はどういう糸口でやっていこうとするのか、戦略はあるのかお尋ねしたいと思います。

○知事（仲井眞弘多君） 休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時47分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の渡嘉敷議員の御質問ですが、今の日本のお役所といいますか、国の役所でお役人がどういうふうな仕事をしているかについてはいろんな見方があろうかと思いますが、私は別に、お役人はお役人のミッションをしっかりと果たせばいいし、果たしていると思っております。それは無論いろんな見方があって、批判されるべきところもいろいろあるかもしれませんが、それなりにきちっとした仕事もしていると私は思っております。

ですから、官僚といいますか、お役所におけるお役人が意味がないとか、かえっておかしいという見方を頭からすること自体には私は賛成はしませんが、ただ、それを乗り越えてしっかり政治主導でやっていこうという志を持った民主党政権でしたから、そういう方向の政治の仕方というのは当然のこととして私はあると思いますし、国民はそれを支持したと思いますから、菅首相にはその志をしっかりと持ってめげずにやっていただきたいと思いますし、私は、県外にというのは、そのお役所の機能というのはお役人がいないと機能は果たせませんから――無論そういうものも通じてですが――最後はやっぱりこれは政治的な決断だと思いますか判断が要ると思いますから、菅総理、防衛大臣を含む今の内閣には県外というのをしっかりと受けとめてやってもらうよう、私は仕事をしてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん どう見ても菅首相は、脱官僚と言いながら官僚主導でやっていっているというような状況が見えてならないわけですね。そして今回、その鳩山発言で「抑止力は方便」だということについて、

知事は「方便」のことだけをおっしゃっていますけれども、「方便」自体が問題ではないんですよ。一国の首相だった人が、沖縄に海兵隊がいることの意味はないんだよと、抑止力はなくなりましたということを私たちはとらえなければならぬんです。

そして、今、菅さんが官僚主導でやっている中で、鳩山さんの抑止力がないということに対して一生懸命隠そうと躍起になっているわけですよ。そこから見ても、今、知事は沖縄に海兵隊の抑止力がないということを盾に菅首相に迫っていくと、県外移設だよということが戦略として大変大切なことではないかと思えますけれども、そのあたりはどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今のアメリカの海兵隊が抑止力はないかという点では、私は議員とちょっと考えが違って、当然のこととして軍隊は抑止力を最もはっきり示すパワーだと思います。ですから、どれぐらいの大きさかというのは、私は専門家ではありませんから言えませんが、海兵隊というのはそもそも抑止力があるもんだというふうに私は思っております。ですから、今、菅さんが抑止力があるという議論でもってやっているから、抑止力のない海兵隊じゃないかということで対抗せよとおっしゃられても、そのところは議員とちょっと違います。ですが、いずれにしても一国の総理だった鳩山さんが「方便」という言葉でもってもとへ戻るといいますか、自公時代のものへ戻る理由に、今のその「方便」という言葉を使ったことにやっぱり理解できない部分があると私は思っているのですが。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 海兵隊については、沖縄返還の密約の中でも出てきています。沖縄の基地をすべてグアムに移すという状況の中で、6億5000万円の高額なお金を日本政府に要求しているわけですね。これは支払えないということで、どうぞ沖縄を自由に使ってくださいとやったのが日本政府ですよ。これが今の流れになっているわけです。

その後、海兵隊は過去の遺物であるとか無用論というのは米国内にも出てきているわけです。そして、この海兵隊の予算確保のために躍起となっているその海兵隊族というような状況もある中で、今、知事が、海兵隊は抑止力がないというスタンスに立って県外移設

を求めていくということは、菅さんに対しての大変なインパクトにつながるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりどうなんですか。やはりそれでも海兵隊を認める立場ですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今、認めますかという最後の御質問の形になっておりましたが、海兵隊自身に抑止力がある、ないの議論というのは、常識で考えても軍隊の一部を構成していますから最も端的な抑止力だと私は理解をしております。ですから、確かに日本復帰の前後からのいろんな内幕といえますか、いろいろ報道されてきております。いろんなことがあったのだなということを私も読みながら思いますけれども、今現在の海兵隊、要するに普天間の飛行場が県外にということは、海兵隊の抑止力がないものを置く理由がないじゃないかという理由というのは、なかなかこれは説得力を持ち得ないんじゃないでしょうか、と思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 知事、今、菅さんは官僚主導で動いていて、とにかく沖縄に辺野古を持ってくるんだと、それ以外のことは検証しようともしていませんよね。そういう中で、先ほどの答弁の中で、名護市の現況調査の拒否についても、それから名護防衛事務所についても、また辺野古とヘリパッドが一体化であるということも明らかであるにもかかわらず、その一つ一つをやはり県として反対していくこと、このことが県外移設を訴えるまた大きな力にもつながっていくんだと思うんですけれども、そのことを静観しています。だけど県外移設を求めますと、それはおかしいんじゃないありませんか。

社民党で辺野古に関連する予算すべてについて反対をしております。ですから、そういう立場に立って知事もしっかりと県外移設を求めるならば、辺野古に関連する予算、防衛局の事務所についても、それから名護の現況調査についてもしっかりと反対の表明をすべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 恐縮ですが、社民党の皆さんは安保をたしか認めておられないんじゃないか。その立場に立った物の考えに近くて、私にはちょっと理解できないところがありますので、今、議員の言った考えでもって県外へというのを展開しろというのは一つのお考えとしていただきますけれども、ただ、私は議員と同じ考えでもってやっていこうとは思いません。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 質問の方向を変えていきたいと思いますが、知事、今では日米両政府に対しても米国を訪問するとかと言っておりますけれども、今の日本政府に対してはもうどうやっても歯が立たない、どうしようもないという状況があるかと思います。そのため全国でシンポジウムを開くなど広報したいということなんですけれども、そのシンポジウムを開くという回数と予算というのをどれだけ組んでいらっしゃるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） シンポジウムを開くというのは一つの例でありまして、開くかどうか、どういう内容で開くかはこれからです。シンポジウムというのは一つの形でして、効果的であれば何回でも開きますし、何もシンポジウムということだけでやっていこうとは思っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 私は、シンポジウムを開いて積極的な広報活動をするんだと、もうやる気があるのかなと思いましたが、今、それを聞いて全く今までと変わらないような姿勢じゃありませんか。知事は県外移設を言ったときに、安保が大事であるならば全国民が等しくその負担を負いなさいということを言っていますよね。ですけれども、全国民というのは、これは沖縄に押し込んでいいというような考え方もあるわけですよね。ですから、その人たちにどう広報活動をしていかなければいけないのか、知らしめていかんといかぬのかということが大切なんです。だから、知事は本当にシンポジウムをやるつもりがあるんだというふうにして私は期待しましたが、そういうことではないということですか。

それでは、私のほうから提案します。

今回の知事選挙で仲井真知事に投票した数が33万でしたかね。そして、伊波洋一さんには29万幾らでしたね。合計で県内移設に反対する64万の人たちが投票しているわけですね。私からの提案ですが、この64万人が1人1000円のカンパをしたら6億4000万円のお金が募れるわけですよ。それで、県外移設にお願いしますという形で全国民に、大手新聞に広報を載せるとか、あるいは米国に対して米国の皆さんに訴えていくとか、そういうこともあり得るわけですが、その件についてどうお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） いいお考えですから、それはいただいて検討させてください。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 先ほどから知事の答弁は、これからは総理との面談をしていながら県外移設を求めていくという言い方をしていますが、これまでのやり方と全く変わっていない、そして抑止力もあるというそういう状況の中で、私は本気が見られないなという印象を受けました。そして、私と社民党との違いはあるでしょうと言いつつも、やっぱり本気で県外移設を訴えていく、あるいは国外移設を訴えていくならば、もう少し本気度があっていいのかなという思いがしてなりません。

教育長に質問いたします。

先ほどの学校司書の定数枠を広げてくださったということに対して大変感謝いたします。そして、本当に安心して定年を迎えられるということ、学校司書の皆さんは涙を流して喜んでおりました。やはり先ほど教育長がおっしゃっていましたように、今回の新学習指導要領の中で言語活動を重視しているという、そういう姿勢が見られるということもやっぱり学校の司書教育、読書教育が大切だということがはっきりしているわけですね。調べ学習というのは教育長御存じですか、調べ学習。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） お答えいたします。

調べ学習というのはいろいろ表現がございしますが、児童生徒があるテーマに基づいて新聞とか図書などを通じていろんな情報を集めて自分の考えを発表することだと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん そうですね。そういう調べ学習を学校司書の皆さんが中心になって学級担任の皆さんと一緒にやっているわけなんです。そこで、今回は県立学校についての司書の臨任という形ではあるけれども、定数が確保できたということはとても喜ばしいことで、この臨任を本務採用の形での試験採用をどんどん進めていってほしいと思います。

そして、それでは義務教育はどうなっているのかなということが気になるわけですね。義務教育の場合はどうなっているのか、今、教育長のほうで掌握なさっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 手元に資料がございせんけれども、司書がどれだけ配置されているかということについては把握をしております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 私のほうでは中頭地区だけの資

料なんです、かなり県よりはいいなという思いがします。といいますのは、県の予算で本務1人、臨任1人。市町村単位で本務が40名、そして臨時が27名、嘱託が24名ということで、合計93名が配置されているわけです。これは中部地区だけです。北部、南部についてはわかりませんので、そのあたり教育庁としてしっかりと調べていただきたいと思います。

そして、このアンケート調査の中で、先ほどの調べ学習のことなんです、読書指導、ページだけをめくっている、こういう指摘をしているんです。冊数をふやすために同じ本を何度も貸し出しをして返却をしていると、そして短時間で読めるような絵本やページ数の少ない本を読む傾向にある。そして、読書冊数の多さということで何の評価もできないというようなことが出てくるわけですね。そのあたりで、調べ学習でこの子にどういふ本が本当に必要なのかということを学校司書がしっかりと指導していくということがとても大切なことかと思えます。そして学校の担任の先生とか、そういう皆さんとともにいろいろと打ち合わせをしながら教科書を選んでいっているという状況にあるわけです。

フィンランドでは、PISA上位というものが、幼児のころからの読書力ということを挙げているわけです。そういうことで、しっかりとそのあたりも頑張りたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 一般質問を行います。

当局の簡潔明瞭な御答弁をお願い申し上げます。

知事の政治姿勢についてでございます。

国民の期待を担って登場した民主党政権でございましたが、結果は大いなる失望へと変わっております。まさに内憂外患、満身創痍、五里霧中、何か日本語の憂いと困難を帯びた言葉は、今日の民主党のために準備をしたのかと思うような状況になっていると思います。

私も個人的には、民主党の現閣僚の中にもあるいは国会議員の中にもたくさん旧知の友人がおりまして、できれば沖縄の基地問題も含めてこの政権でひとつの大きな方向のかじ取りをしてほしい、いつもそういうふうに思っておりますが、残念ながら現実的には非常に絶望的な状況にあるわけです。

そういう中央の民主とか自民党のこの政党の非力さが地域においていわばそのポピュリズムの迎合主義に乗っかって、喝采を浴びている政治家が地方にたくさ

ん出てきている。この存在が日本の政治の中でどういう役割を果たしているのか非常に私は憂うべき現状にあるのではないかというふうに思っております。このポピュリズムの持っている怖さというのは、これは過去の2次大戦の前にもあったわけで、この辺は私も本当に注意して見ていく必要があるのではないかと考えております。

知事の現民主党政権への評価をお聞かせください。できれば政治家仲井眞弘多として、今申し上げたようなことも含めて少し御意見を伺えればと思います。

2、基地問題についてであります。鳩山前首相の「抑止力は方便」という発言は、日米共同発表にどのような影響を与えていると考えるかということです。

(2)番目、普天間の県外移設を決定した理由は何かということです。

(3)番目、移設問題で県外移設に向けた行動計画の中身は何なのか。また、その安全保障を研究するということですが、どのような考えに基づくのかということです。

(4)番、県政運営方針の中で、普天間移設に関して日米共同発表を見直すとなっているが、どこをどのように見直すのか。

(5)番、(4)との関係で、この共同発表とロードマップの関係はどういうものだととらえておられるか。

(6)番、ロードマップは2014年までとなっております。既にこれは沖縄、グアムの事情で難しくなっておりますが、このロードマップの位置づけをどういうふうにお考えか。

それから(7)番目、名護市に対して基地交付金の打ち切りや不服審査法に基づいて異議申し立てをしておりますが、これは沖縄県知事としてどのように考えるか。

(8)番は、削除します。

3番、対米国対応についてであります。

(1)、鳩山前首相の発言にあるように、民主党政権は完全に基地問題で外務・防衛などの官僚群に包囲をされております。政府の思考がストップしている現状では、まさにアメリカへ働きかけるといことは重要だと思います。知事の現下の日米関係も含めてどのような御認識か伺います。

(2)番目、知事訪米の時期と基本的な考え方はどうでしょうか。

(3)番目、米国議会の知日派議員や大統領への県民・国民からの手紙郵送運動（在宅ロビー活動）の展開、また知日派議員やジャーナリストなどの招聘等多様な戦術を駆使すべきと思うがどうか。

(4)番、ワシントンDCにまさに沖縄県知事の権限を代理するようなそういう方を置いて、議員、メディア、シンクタンク等との日常的な接触を図ることが重要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

4番目、米軍基地関連事業について。

防衛省（庁）が行った物品調達はそれぞれ幾らか。内訳と県内業者分は幾らか、過去10年の平均でお答えください。

5番目、ポスト振計について。

(1)、(2)、(3)は削除します。

(4)番目の、南北縦断鉄道の導入について今年度から具体的に着手すべきと思うがどうかと、どう対応するかと。

(5)番目、沖縄愛楽園、宮古南静園の将来構想について、ポスト振計に入れるべきだと思うがどうかと。

6番目、観光振興についてです。

(1)番目、個人消費額が低迷しております。ずっと言われてきたことでありますが、なかなか有効な手だてが打てない。どのような政策で対応するのか、わかるように説明をしてください。

(2)番目、観光関連産業はそれぞれ大変厳しい状態にあります。代表質問でも指摘をされました。実態を把握しているのか。売上高、雇用者数等々でお示しをいただきたい。

(3)、コンベンションビューローの役割について、優秀な人もそろってきております。附帯決議でも出しました主体性、創造性を生かしてどういうふうに位置づけていくか、知事のお考えを聞かせてください。

7番目、県立北部病院の産婦人科についてであります。これはもうこの数年来ずっと同じ問題を引きずっております。抜本的な対策を打ちませんと振興策などあったものではありません。安心して子供が産めないところに振興策云々なども全く通用しないわけでありまして、県の対応をお示しいただきたい。

自動車道についてであります。

無料化実験の中で、県は6月から有料化を政府に申し出たところというふうに報じられております。特に北部病院からは大変な苦情が寄せられております。相談もなく、だれが決めたかもわからない、どういう理念かもわからない、突然そういうのが出てきて大変我々も戸惑っております。経過とねらいは何かをお知らせください。

それから料金のあり方について、県の基本的な考え方について明らかにしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 玉城義和議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、民主党政権への評価についての御質問にお答えいたします。

民主党政権は、「政権党が責任を持つ政治家主導の政治」などの理念を掲げ、政権運営に取り組まれておりますが、党内での政権運営をめぐる不一致など混迷を深めている感があります。

平成23年度予算案及び予算関連法案は、「新成長戦略」の展開を図り、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるとしております。とりわけ平成23年度内閣府沖縄関係予算案は、新たな沖縄の創造に向けた礎となる重要な年であることから、自立型経済の構築に向け、効果的な諸施策が盛り込まれております。本県の振興に特段の配慮がなされたものと理解いたしております。

基地問題に係る御質問の中で、鳩山前総理の発言が日米共同発表に与える影響いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る2月16日の予算委員会において、菅総理大臣は、沖縄の海兵隊を含む在日米軍の存在は、日本の安全にとってもアジア太平洋の安定にとっても必要だ、そういう認識のもとで日米合意を踏まえて対応していくとの見解を示しております。

鳩山前総理の発言が日米共同発表にどのような影響を与えるかは不明ですが、県としましては、これらの発言いかんにかかわらず日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設に取り組むよう政府に求める考えに変わりはありません。

次に、基地問題に係る御質問の中で、普天間飛行場の県外移設を求めるに至った理由についての御質問にお答えいたします。

名護市長選挙や県議会の意見書議決、県民大会など、県内の諸状況を踏まえると県内移設は事実上不可能と考え、政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求めることとしたものであります。

同じく基地問題の中で、普天間飛行場の県外移設に向けた取り組みについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。平成23年度には世論を喚

起するための広報活動などを積極的に推し進めてまいります。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうためのあらゆる方策を検討し展開してまいりたいと考えております。

次に、同じく基地問題の中で、日米共同発表の見直しについての御質問にお答えいたします。

これまでの県の求めにもかかわらず、政府からは県民の納得のいく説明と解決策は依然として示されておりません。このため、県内移設は事実上不可能と考え日米共同発表の見直しを求めているものであり、その内容は県外移設を求めるということに尽きると考えております。

次に、同じく基地問題での対米対応についての御質問の中で、アメリカへの働きかけについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、私が直接、米国政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であると考えております。

次に、同じく基地問題の対米対応に係る御質問の中で、訪米の時期と考え方についての御質問にお答えいたします。

私は、これまで2回の訪米を行い沖縄の実情を訴えてまいりましたが、平成21年9月以降の県内の諸状況、米軍基地負担軽減部会の開催、軍転協の要請等を踏まえ、改めて来年度、効果的な訪米が実施できるよう、時期及び活動内容等について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興に係る御質問の中で、沖縄観光コンベンションビューローの位置づけの明確化に係る御質問にお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローにつきましては、観光業界の意向を集約しリードする組織として、また、観光振興施策の実施機関として、沖縄県の観光振興に重要な役割を担っているものと考えております。これまでこの観光コンベンションビューローは、観光客誘致活動や受け入れ対策の実施、そしてMICEの推進など観光行政の補完的役割・機能を果たしております。現在、沖縄県におきましては、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき、ビューローの役割の明確化及び効率的な法人形態等を検討いたしているところであり、ビューローが積極的に観光業界をリードする組織体制を確立できるよう今後とも支援してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁

させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題等についての御質問の中で、県独自の安全保障研究についての御質問にお答えいたします。

米軍基地問題は、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要があります。県としましては、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた考え方や、効果的な方策等について取りまとめ問題提起をしていくことが重要だと認識しており、日米の国防・安全保障政策や国際情勢等を踏まえつつ、研究・検討してまいりたいと考えております。

次に、日米共同発表とロードマップの関係とその位置づけについての御質問にお答えいたします。2の(5)と2の(6)は関連いたしますので、一括してお答えいたします。

いわゆる「再編実施のための日米のロードマップ」におきましては、普天間飛行場代替施設、在沖海兵隊のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還等が示されております。政府は、昨年5月の日米共同発表において、2006年の「再編実施のための日米のロードマップ」に一部追加・補完をし、再編案を着実に実施していくことを再確認したとしております。現時点における状況を外務省へ照会したところ、「普天間飛行場の移転については、昨年5月の日米合意を踏まえて取り組むと同時に、沖縄に集中している米軍施設・区域による負担の軽減にも全力を挙げて取り組む。在沖海兵隊のグアム移転については、2014年の移転完了の目標について、変更はないとの説明を受けている。」との回答でありました。

いずれにしても、県としては普天間飛行場の県内移設は事実上不可能であり、引き続き政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むよう求めているところであります。

次に、基地問題等についての御質問の中で、政府の名護市への対応についてお答えいたします。

今回、名護市に再編交付金を交付しないことが決定されたことについて、北澤防衛大臣は、米軍再編特別措置法の趣旨に基づいた判断であると説明しております。県としましては、地域の振興は基地問題とリンクすべきでない認識しております。政府においては、北部地域の振興について、地元の意向を踏まえ、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと考えておりま

す。また、今回の現況調査に係る異議申し立てについては、沖縄防衛局と名護市の両当事者間で行われている行政不服申し立て手続であり、県としてその適法性について見解を述べる立場にはありませんが、今後とも重大な関心を持ってその推移を注視していきたいと考えております。

県としましては、県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、基地問題での対米国対応についての御質問の中で、対米国における戦術と沖縄県特命全権大使についての御質問にお答えいたします。3の(3)、3の(4)は関連しますので一括してお答えいたします。

米国政府や連邦議会等の関係機関に沖縄の基地問題の解決に向けた理解と協力を求めていくためには、これまで行ってきた知事訪米も含めさまざまな手法があるものと考えております。

御提案の件も含め、総合的安全保障研究推進事業の中で、沖縄県特命全権大使の件も含めまして検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、米軍基地関連事業についての御質問の中で、防衛省及び米軍の物品調達額と内訳及び県内業者分についての御質問にお答えいたします。

沖縄防衛局の物品調達総額について照会したところ、平成20年度は約4700万円、平成21年度は約8700万円とのことであります。なお、県内外の業者区分は行っていないとのことであり、平成19年度以前の物品調達額については、確認に時間を要するとのことで過去10年の平均は把握できませんでした。また、在沖米軍については、軍全体での集計はなされていないとのことであり、嘉手納基地に確認したところ、2010米会計年度の物品調達総額は約32億5000万円となっており、そのうち日本国内の業者から調達した額は約5億1000万円（15.7%）とのことですが、県内業者分については把握していないとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） ポスト振興計画に関連をして、南北縦断鉄道についてお答えいたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入につきましては、沖縄県総合交通体系基本計画を策定する中で、その位置づけなどについて検討を進めているところであります。

国は、鉄軌道を初めとする新たな公共交通システムの導入可能性について、今年度は需要予測モデルを構築し、平成23年度は交通システムの比較検討を行うこ

ととしております。しかしながら、鉄軌道等の整備には膨大な費用が発生することから、県としては次期振興計画への位置づけについて特例的な制度の提言、要望を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） ポスト振興計画に関連しての御質問の中の、沖縄愛楽園、宮古南静園の将来構想の実現についてお答えします。

両園の将来構想は、入所者の意向を反映することが前提となっており、入所者の良好な療養生活の維持向上を図ることなどを基本目標としているものと認識しております。

土地や施設等の利用に関しては、園長が入所者の意向を十分に反映した指針を策定し、この指針に基づき、国の責任において推進していくことになります。

将来構想の実現については、入所者の意向を最優先に考慮した上で、地域住民等の意向も反映されるよう、両園や名護市及び宮古島市等関係機関と連携し、具体的な取り組みを国に要請し推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光振興についての中で、観光客の個人消費額の低迷に対する政策についての御質問にお答えします。

観光客1人当たり消費額は、長引く景気低迷による個人消費の停滞や旅行商品価格の低下により、平成21年度は対前年度比8.4%減の約6万6000円となっております。

個人消費額を引き上げるためには、沖縄観光の付加価値の向上、サービスの質の向上や、消費単価の高い外国人観光客をターゲットとした誘客活動の強化等が重要であります。

沖縄県としましては、平成23年度の「ビジットおきなわ計画」の目標値である観光消費額7万円に向けて、MICE誘致や医療・スポーツ・文化など付加価値の高い観光商品の開発を促進してまいります。また、これらを支える高度な観光人材の育成に取り組むとともに、アジアの富裕層や、欧米・ロシアなど新たな海外市場での誘客活動を強化し、個人消費額の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく観光振興について、観光関連産業の売上額や雇用者数についての御質問にお答えします。

観光関連産業における売上額は、公表された資料がありませんが、沖縄県が平成21年度に実施した観光産業実態調査によると、回答事業者のうち、過去3年間の売上高について増加したと回答した事業者は約21%で、減少したとの回答が約68%となっております。雇用者数についても、観光関連産業全体としての数値は公表資料がありませんが、最新の平成22年11月の毎月勤労統計調査によると、宿泊業における一般労働者は約6700人となっており、パートタイム労働者は約4800人となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立北部病院の産婦人科の医師の確保についてお答えいたします。

北部病院産婦人科は、医師不足のため、ハイリスク妊婦の中部地区への搬送など診療制限を行っているところであります。現在の医師1名では、診療体制と勤務負担の面から大変厳しい状況にあると認識しております。そのため、病院事業局としては、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業による医師招聘など、あらゆる手段を講じて医師確保に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 沖縄自動車道の料金についての御質問で、無料化社会実験の見直しの経緯とねらいについてお答えいたします。

沖縄自動車道における無料化社会実験の状況は、国の発表によれば、自動車道の交通量が約1.5倍にふえ、実験期間中の187日間のうち40%に当たる75日で渋滞が発生しております。このような状況を踏まえて、国土交通省から厳しい渋滞が発生している沖縄自動車道の来年度における無料化実験の可否について、環境への影響、利便性の観点から意見を求められているものであります。

沖縄県としては、沖縄自動車道が県内唯一の高速交通施設であることや、県民から、高速性・定時性を望む多くの意見があることを踏まえて、平日に、実験前の5割以下の課金を行い交通量を抑制すること、また、地域経済の活性化の観点から休日を無料とする社会実験を行うことが望ましいと回答したものであります。これを受けて、国においては、ことしの6月以降、休日は無料、平日は実験前の料金から5割引とす

る見直しを行うと発表しております。

同じく沖縄自動車道の料金について、沖縄自動車道の料金のあり方についてお答えいたします。

国においては、高速道路の原則無料化の方針のもと、社会実験を通じて影響を確認しながら、段階的に無料化を実施するものとしております。沖縄県としても、県民の負担軽減の観点から、段階的に無料化を実現したいと考えますが、一方、高速道路として高速性・定時性の機能を維持することは重要であると考えております。

平成23年度の見直し後の社会実験に際しても、国において、実験データの収集・分析を行うとともに、広く県民意見の把握に努めるとのことであり、沖縄県としては、その結果を踏まえて今後の対応を総合的に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 知事、まず私の質問に対しては言及はなかったんですが、きのうの赤嶺議員への答弁の中で、名護市の基地交付金について、これはかなり法律に基づいて事務的な処理であるという話がありましたので、一言申し述べておきますが、実は、私、12月11日に東京で防衛省の高橋審議官にお目にかかって、その名護市のことについてお願いをしたんですね。そうしたら、審議官は――課長も一緒にみんな事務局そろっておりましたが――交付をしますと。申請が出そろい次第、これは申請については出次第いつでもやりますという話で、要するに防衛省の事務局はこの12月11日段階では、事務次官含めて全部やるつもりだったんです。ところが、最後にひっくり返ったのは沖縄防衛局の局長と大臣のルートでひっくり返ったんですね。これは極めて政治的判断だと思います。だから、はっきり日にちを覚えていませんが、恐らく12月の20何日に発表されましたね、不交付というのが。この11日からその間に恐らく現地からどういう働きかけがあったかもわかりませんが、いろんなことを含めてこれは政治判断で大臣と沖縄防衛局がやったということをはっきりここでさせておきたいと思っております。知事に聞く話ではありませんので、答弁は求めませんが、念のために申し上げておきたいと思っております。極めて稲嶺シフトで、名護市長の存在を意識した政治決定であったであろうと私は考えております。申し上げておきます。

それから民主党政権について、今度の予算で配慮してくれたということで、これは事務的な知事としての行政官としての感想であろうかと思いますが、恐らく

非常に厳しい政権運営が行われているということで、巷間、恐らく総辞職とかあるいは選挙があるであろうという話もあるわけでありますが、知事の県外移設の関係で、今議会では政権交代という項目は抜けて、名護市長と県議会と県民大会とこの3点に絞られております。政権交代が抜けているのはどういう意図かわかりませんが、改めてちょっと確認をしておきたいんですが、例えば今度の選挙で新しい政権になったとしても、政権が変わったとしても知事の県外移設という公約は変わらないと、このところはひとつ確認できますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 全く変わりません。政権というのは内閣のことですか。

○玉城 義和君 そうです。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 内閣というのは同一の党でかわることもありますから、私が今申し上げているのは、この内閣を構成する、要するに政権ということを申し上げているわけですね。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 変わりません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 これははっきりと確認をしておきたいと思いますし、同時に4年間この路線は踏襲をするということでよろしいでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 公約ですから、しっかり実現に向かってやってまいります。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 きょう2月25日、知事から4年間この政策は変えないと、政権がかわっても不変だと、こういうことをいただきました。このことをきちっと実現をしていただきたいと思います。

それから日米共同発表とロードマップの位置づけについてであります。私は鳩山前総理のこの抑止力発言は、一つ非常に重要な意味を持っていると思いますのは、つまりこの共同発表並びにロードマップのバックボーンというのは、海兵隊の一体的な運用のために沖縄の県内移設を必要とすると、こういう論理になっているわけですね。これが一つです。だから、そのことを時の総理がみずから否定をしたことによって、この論理が私は非常に壊れたというか流動化したんではないかというふうに思っているわけですね。2プラス2というのはもちろん総理のもとにあるわけですから、この日本の閣僚は。そういう意味でこの共同発表

のバックボーンが時の総理の発言によって壊れたというふうに見ています。

もう一つは、沖縄やグアムの事情を沖縄で県知事が誕生されて、そういうことによって沖縄の事情も変更されたと。グアムに行きましたら、グアムの知事も議会も商工会議所も全部14年はだめなんですね。つまり14年ではとてもじゃないができないというのがグアムの統一した私は世論だと思います。そしてNPOももちろんそうですが、知事に至っては何年までに完成ができますかということについて返答さえなかったんですね。要するに、見通しが立たないということですね。そういう意味で2014年もここに来て流動的になっているということ。それから抑止力についても非常に時の総理がそれを否定するという事態になっているということ。そういうことから見ればこの共同発表もロードマップもこれは当然に全面的な見直しが必要ではないかと思うんですね。そういう意味でぜひ正式に沖縄県からこのロードマップ、共同発表はこれ補完的文書ですから、ロードマップがそのもとですから、そこに含めて沖縄県からひとつ正式にその見直しの申し入れをすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の議員の御提案というか、御指示ですが、ロードマップまでさかのぼるのはちょっと無理があるかなという感じしますよ。これは岩国から始まっているいろんなものが入っていますし、それともう一つは、去年の5月28日の鳩山前総理のときに決められたものの中で、あれはいわば普天間の米軍ヘリの飛行場の辺野古地域への移設、我々は少なくともその部分はそれは県外に持っていくべきだと。ですから、見直しについてはそれだけで十分ではないかと今思っています。そしてそれ以外のものについては、いわゆるグアム協定、8000人の海兵隊の移転であるとか嘉手納より南の基地の返還などなどについては、別に我々もそれは積極的にやるべきだとこれまでも言ってきていますから、これはそのまま続けてもらうことにはむしろしっかりやってもらいたいと思っていますから、このコンバインされているものを切ったらどうかということを言っていますから、ロードマップまでちょっとさかのぼるのはいかがなと思いますね。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 共同発表はこれは補完的文書であるというふうに言っているわけですね。だから、ロードマップ自体が基本で、パッケージ論はそこから始まっているわけでありまして、当然そこまで私はいかないと事の解決に当たらんだろうと思っておりますが、これはひとつ県のほうでも研究をいただきたいというふうに思っております。

それから行動計画の中身ですね、それから安全保障の研究に対する問題、これは私は今議会の一つの大きな論点だと思っております。先ほどの答弁だと、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであると、広く国民に理解をいただく必要があるというのと同じようなことですが、基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決するとういう答弁でしたね。私は、こういう考え方でこの2つのことを立ち上げていくと、全国に分散をするという分かち合うという場合は、既に現実が示しているようにどこの地域も県知事も我が県でいいというところはないわけですね。そうしますと、この論は申しわけないが我々のところとはとれないんで沖縄で我慢してくれという、すぐそういう話になってくるわけですね。そういう意味で言って、本当に分かち合うべきということを目的化して論を組むなら、これはもうすぐ立ち往生するんじゃないかとういうふうに思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かに意外なほど日本国民、特に県知事さんとか都道府県のトップが余り受け付けないというのにはびっくりするわけですが、ただしこれは受け取りますか、受け取りませんかなどと聞けば、それはなるべくなら遠慮したいという答弁になるに決まっていますよ。いろんなマスコミさんのアンケートみたいなものもどちらかというと、そういうノーに近い返事をもらうようなアンケートの感がなきにしもあらずです。ですが、これはきちっと政府が担当する防衛なり、外務なり、総理がきちっと受けとめてしっかりと都道府県知事に責任あるところへ申し入れすればこれはわかりませんよと、私は思っています。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 そういう意味で言えば分かち合うというんではなくて政府の責任でと言ったほうがいいわけですね、ここはね。

○知事（仲井眞弘多君） 無論です。

○玉城 義和君 そういう意味で、私は例えばこうい

う論の危険性は安保条約を破棄して重武装しようとか、安保条約を破棄して核武装しようとか、安保条約を破棄して軽武装しようとか非武装しようとか、いろんな考え方あるわけですね、日本の中には。ところが、今のような論でいくと安保条約を前提にして全国で基地を分かち合うという一つの防衛論に踏み込んでしまうんですね、沖縄県が。そういう危険性が私はあると思うんです。だから、例えばこの中にもそういう論に対して半分ぐらい私は違和感があると思うんですね。

そういう意味で全国的な賛同が得られるかどうかというのは、沖縄県が特定の防衛論にはまり込んでしまうような論の立て方は、私はいかがなものかというふうに考えております。そういう意味で、これは非常にこれから立てていくときに注意をしませんと、どこかで必ずぶつかってしまって広がりを持てないという危険性を持っていると、こういうことだけはちょっと指摘をしておきたいと思いますし、同時に例えばこの全国分散論が意味を持つのは、どうせ受け取らないだろうということを前提にして論を立てることですね。例えば安保条約が必要で米軍が必要というならばとって下さいと申し上げる。ところがどこの県もとらないと、そこから問題を始めるということだと思えますよね。つまりそうであれば、じゃ、日米同盟はどうするのかということをはかして国民的な議論にのせるかという戦略を沖縄県が立ててやるのであれば、私は実効性があるだろうと思っているわけです。その辺はどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の今のお話の御質問の前半の部分というのは、確かにいろんな意見が防衛論だって、安全保障体制をどうやって我々確立していくか日本じゅうにいろんな議論があるし、私もその内容は専門家でもありませんで普通の知恵しかありません。ですから、その立て方、論の展開の仕方、何をベースにしてやっていくかを気をつけなさいというのは非常によくわかります。ですから、その気をつけるに当たって議員のいろいろお知恵も体験もぜひ御指導いただきたいと思います。

ですから、私はいずれにしてもそこからまず始めていったほうがよからうと思っておりますので、作業中であれ、作業の前であれ、ぜひいろいろなサジェスチョンをいただければと思っておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 21世紀ビジョンの中には、20年後には基地問題のない沖縄というのが明記されているわけ

ですね。基地問題のない沖縄というのは、多分嘉手納の基地も含めて想定をされているのだと思いますが、そういう意味で言えば今度のアクションプログラムとか、あるいは研究課題に当然20年後の沖縄のことを入れる必要があるし、そういう意味で例えば10年後、15年後、20年後の基地返還アクションプログラムみたいなものをつくっていく必要は当然あると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今の御指摘はズバリとついでおられます。ですから、沖縄の米軍基地を含むこの基地がこれから先5年、10年、15年、20年どういうふうになっていくかという見通しと、どういうふうにあってほしいかという我々の希望とそのビジョンを踏まえた返還アクションプログラムというんですか、我々自身のアクションで相手のある話ですから、あってほしいプランというのはぜひこれはつくってみたいと思っております。そして20年後に基地のない沖縄を目指すというのは、文字どおりいろんな微妙な各議員の皆さんのお考えもいろいろ入っていて、これは全く何もないというわけではない。そういう安全保障環境が創出されているであろう、ないしはそういうことにも沖縄県民がみずから貢献できる範囲で貢献するという環境情勢への貢献も含めての話でありまして、これから先20年、世の中の変化を我々も予測をしながら我々自身の防衛というか、安全を確保しながらやっていくというこの大きな空間がありますから、そういうものも入っております。ですから、これは恐らくいろんな方、いろんな政党によってお考えも少しずつ違うとは思いますが、あのときに議論した中身を踏まえて対応していきたいと思ひますし、アクションプログラムといいますか、我々自身の行動計画、ないしはあってほしい形というのをできる限り計画化できればやってみたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 基地がないというか基地問題のないというのは、大梓基地が撤去されているだろうということだとして想定されているわけですね。北アフリカなどの動きを見ても、要するに主体的にその地域が動かないことには動かないんですよ。だから、相手のあることでも当然ありますが、沖縄としてどうするかという主体性をきちっと示すことですね。それをやるこ

とによってやはり全国民が緊張しますからね、そのところが重要であって、まず我が決意をきちっと示すという意味で、これはこのプロジェクトでぜひとも入れていただいて、県民にひとつ行く方向を指し示すという仲井真県政であってほしいというふうに思っております。

訪米問題であります。私はずっと見ていて知事訪米の一番の問題点は、つまり西銘知事からずっと訪米をしてきたわけですが、蓄積がないんですよ。つまり継がれているものがないということだと思ひますね。その都度その都度行って、いろんな方々に会っていて、いろんな方々に会いましたという報告はありますが、それがその蓄積として沖縄県庁に積み重ねがないということが一番私は問題だろうと思ひます。そういう意味では、1つは対米交渉の仕方とかその構え方みたいな一つの大きなものをつくっていくということが重要です、そのためにはどうするかということがありますが、ひとつ私はそういう意味ではアメリカの議会だとか、あるいはいろんなシンクタンクのパイプづくりをどうするかというそういうことが非常に大きな問題だろうと思ひています。それは県政がかわっても引き続いていくというそういう蓄積をつくっていく必要があるだろうと思ひます。

そういう意味で知事訪米の大きな意義の一つもそういう組織づくり、パイプづくりをどうするかということを一公室長が先に行くようですが、私結構なことだと思いますね——そういうふうに行って段取りをつけて、そしてそういう組織づくりにその一番いい時期を見計らって行くということも重要であろうと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 200%賛成です。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 余りあっさり言われるとちょっと拍子抜けするわけですが、結構なことです。アメリカともどのようなスタンスで対米交渉をするかということだと思いますが、1つはどうして我々日本政府とやっているのに沖縄がここに出てくるのかというのが私はアメリカの普通の常識だと思ひますね。そういうときに我がほうとしてどういうスタンスで臨むか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） この防衛すぐれて外交問題については、いつの間にか国が専管となっていますけれども、どこにもこんなものは書いてはいません。ですから、我々ローカルガバメントといいますか、地方自治体でもやるべきことはやらないといけないし、その活動の範囲とかあるいは物すごく広いわけではいろんな分野があるわけです。

そういうことで、いわゆる公式の国対国のある決められた定義された範囲の中身については公式ルートたるべきだと私は思いますよ。しかしながら、そういう中で特にこの米軍基地の問題については、沖縄県の中に過重なだけあるという点から言って我々は当事者の一人であるということがまず第一ですね。これも本来なら、外務・防衛を通じてきちっとしたルートで行くべきもので、本来ならば大部分はやっているわけですが、それで消化されてない分というのがたくさんあるわけですね。ですから、これにつきましては幾ら日本国に申し上げてもなかなか取り上げてくれない、ないしは改善が進まないという長い歴史がありますから、この欠点については逆に日本政府もアメリカの担当者も正確なデータが政策決定者に届けられていないんじゃないかという感じも実はあります。ですから、これは例えば事件・事故の数一つとってもアメリカに行ってみせて、要するに違うデータをどうも持っている感じがあるわけですね。ですから、今さらと思われるかもしれませんが、そういうベーシックなところから突き合わせをしないと、違う理解でもって話をしていたら全部すれ違っている感じがあって、これはどうも東京も余り変わらない。意図的にデータが変わっているかどうかわかりませんが、どうもそういう感があります。ですから、ベーシックなポイントからまずきちっと当事者の一人である沖縄がリアルにそれを両政府に届ける、アメリカにも届けるということは私は極めて意味があると思いますし、議員も御存じのように、またアメリカは国防・防衛については物すごいシンクタンクというか実務家的研究者が山のようにおりますから、いろんな考えが彼らはあるし、そういう中でいろんな参考になる考えを持っている人たち、そういうのを歓迎する人たちのルートはやはり開拓すべきだろうと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 100%賛成であります、当事者であるということが重要だと思いますね。

私は1つは、この普天間について言えば、まず沖縄県は基本的に合意していないということがまず一つだと思いますね。そして同時に、その合意していない沖縄

に日米同盟の基軸をなす米軍基地が専用施設の75%もありますよということですね。そして75%のところが合意していないということは、当事者としてこれは非常に言うことがたくさんあるということであって、その辺のところをアメリカにいかにわからせるかと。その75%を負担している沖縄県が同意していなくて、その負担が軽減できなければ、皆さんが言っている金科玉条の日米同盟自体がおかしくなるということ。そしてそれを守ること自体がむしろアメリカの国益に合致するんだということをどのように展開できるかと。私は、必ずしも本意ではありませんが、知事の立場からすれば私はそれは言えると思うんですね。そういう意味でぜひ理屈もちゃんとつくっていただいて、きちっと意義ある訪米にさせていただきたいと思います。

それから先ほちょっと申し上げましたが、どうしてもワシントンにそういう沖縄関係の方を置いて、日常的にいろんなところのセクションと接触をして、やはり沖縄ファンをつくるというか、よき理解者をつくることは非常に私は重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 前に私が副知事を仰せつかったときの大田昌秀知事のもとでも似たような話があり、たしか似て似たる形の方がおられたと思います。

ですから、今議員の御提案につきましては、そのときのあれが今はなくなってしまっていますから、意味は非常にあると思いますし、またいろんな沖縄のマスコミの駐在員の方もおられます。意味はあると思いますが、しりすぼみになる傾向もあるものですから、ちょっとここは一回チェックさせてください。そして可能性をもう一度見出し切れたら、御提言ちゃんと受けとめたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 自動車道の軽減問題ですが、これはもう北部の地域住民からすれば大変な苦情が出ていて、いつの間にかだれが決めたかもわからないようなことをやって、込むから500円取ればいいという話になると、それは一般道も込むんだから一般道からも金を取れば減りますよ、車は。何のための半額徴収なのか、そのことが全くわからないんですよ。だから、フレックスタイムでみんなそれぞれ工夫を凝らしてやってきたんですよ、少し早くするとか、遅く出るとか。あるいは一つ手前のところでおりて戻るとかいろんな工夫をしてくているのに、そこでそういう工夫も出尽くしてしまって、いきなり金を取ればいいという

話になってしまう。金を取って何を調査するんですか、何を社会実験するんですか。多分減りますよ。減ったら何をあとそこで調査をしてやるんですか。なぜ50もある道路の中で沖縄県だけがわざわざ県民に負担をかけるようなことをみずから言い出すんですか、その辺をちょっと説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（仲田文昭君） これは先ほども答弁いたしましたとおり、無料化実験ということでまず無料化ということをやりました。その結果で非常にマイナス面も出ております。そしてそのマイナス面をいかにして減らすかということをやするために一応実験として金を取るということで、6月以降課金をしてその結果を見て最終的に無料化をやっているのかどうか。それから、ある程度またほかの方策をやらなければいけないのかということ判断するためにやっているわけでございます。最終的にはまだ決まったわけではございません。

○玉城 義和君 何を調査できるのかと聞いているんですよ。もう時間がありませんので終わります。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 皆さん、こんにちは。

お昼、1番目の質問になります。

この二、三日非常に暖かくて、それで私、おとといからかりゆしウエアをつけております。当然、宮古のかりゆしウエアは宮古織、そして宮古上布です。実は、今つけているやつは新調したやつなので、実は宮古上布——本物であるんですけども——古布で、多分数十年前につけていた方のお古を仕立てて、ちょうど絹タッチといいましてこう色つやがありますよね。このつやを出す技術が宮古上布にはあるんですね。そういうぐあいにして非常に貴重な織物として今、ブームを呼んではいるんですけども、ただなかなか高価なものでして、なかなか売れないというようなことで、きょうは議会冒頭からこのようなことで、ぜひ宮古上布をかりゆしウエアに、議場の皆さんも、特に知事、三役にはぜひ宮古上布を宣伝してもらえればなどということでお話をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

それでは本題に入りたいと思います。

知事の政治姿勢について。

まず、復帰40年を経てなお低所得に高失業率、戦後補償や復帰処理もまだまだ道筋が見えません。そのような中で沖縄県では、沖縄県民が望む沖縄の未来像をしっかりと示した長期の基本構想として「沖縄21世紀ビジョン」が策定をされました。その「沖縄21世紀ビジョン」を実現するべく新しい沖縄振興計画を県民みずから描き、そしてオール沖縄でしっかりと国に強く主張していかなければならない非常に大事な時期だと思います。

そこでお伺いをいたします。

(1)、ポスト沖縄振興計画について伺います。

ア、これまでの振興計画は中央主導で描かれ実施された振興策であると言われておりますが、新しい振興計画は沖縄みずから立案をし国へ要望することになります。そこで最も求められるのは沖縄の自治の主張であり、地方分権を盾にした強くて、そしてタフな交渉力であると思います。知事の決意を伺います。

イ、これまでの振興計画は基地との永続的共存を前提にした振興策でありました。しかし、もはや基地が沖縄の自立的発展の大きな阻害要因であることは沖縄県民の共通認識としてあるだろうと思います。その共通認識を今回の新しい振興計画にどう落とし込んでいくのか、沖縄の魂を吹き込んだかどうかの試金石になると考えます。知事の所見を伺います。

(2)、昨年、尖閣問題で反中国世論が沸き起こりました。沖縄においても石垣島で「尖閣の日」を制定するなど対中関係が危ぶまれる状況でもあります。さらに、昨年末「新防衛大綱」が閣議決定をされて、中国に対する脅威論が表面化し、宮古や八重山を含む南西諸島において米軍・自衛隊の防衛シフトが強化されることになりました。このことを踏まえて今後の中国との友好関係や東アジアにおける沖縄の立ち位置について知事の所見を伺いたいと思います。

(3)、離島振興について伺います。

ア、輸送・交通コストの低減化を図っていくと、新しい沖縄振興計画の中間報告では示しておりますけれども、どのようにこれを実現していくのか、その制度設計なりどういうことになるのか、その辺を詳しくお伺いをしたいと思います。

イ、宮古・八重山支庁の廃止で両圏域や県政にとってどのような効果があったのか。課や職員数、そして予算を含めてお伺いをいたします。

ウ、「新たな沖縄振興のための制度提言（中間報告）」で、「宮古島市にエコアイランド特区を創設

し、世界初の再生可能エネルギー 100%の島づくりを目指す」としております。制度や仕組み、島の暮らしや環境にどのような影響あるいは可能性をもたらすのか伺います。

2、下地島空港と残地問題について伺いたい。

(1)、昨年の12月議会で、新たな沖縄振興計画に盛り込む制度として、国際緊急援助隊や災害支援物資の備蓄基地を誘致し、災害援助の拠点形成の可能性を検討していると答弁をされております。どのような制度設計を検討しているのか伺います。

(2)、伊良部架橋完成まであと2年と迫っております。知事は、架橋と空港及び残地の利活用について強力に進めると答弁をされております。これまでの連絡会議における協議の進捗と今後の日程を含めた取り組みを伺います。

(3)、下地島空港における日本航空の実機訓練の無期限停止によってどのような影響が出ているのか。今後どのような展開が予想されるのか、県の対応も含めてお伺いいたします。

3番目、医療と福祉行政について。

(1)、新宮古病院について。

ア、離島におけるがん患者の支援に向けて「相談支援センター」と「患者図書館」設置について見解を伺います。

イ、緩和チームや緩和ケア病棟設置についても見解を伺う。

(2)、離島における医療従事者確保・定着に向けた抜本的施策を示してください。これまで確保・定着できない障壁は何であるのかお伺いをいたします。

(3)、特別保育事業の充実を公約に挙げてあります。延長保育や休日保育、夜間保育、病児・病後児保育の実態調査及び需給調査に基づく改善策や対応策について伺います。目標数値があれば示してください。

大きい4番目、教育行政について。

(1)、沖縄県教員候補者選考試験について伺います。

ア、受験年齢制限35歳の引き上げ、もしくは年齢制限撤廃について教育長の見解を求めます。

イ、公正・公平な視点から免除規定の改善や免除基準の公開をするべきではないのか、教育長の考え方をお聞きいたします。

5、県内における飲酒運転防止と啓発について、県警本部長にお伺いいたします。

(1)、飲酒運転防止に向けた啓発・運動への取り組みについて伺います。

(2)、飲酒運転による事故の推移について伺います。これは対前年比で結構でございます。

(3)、酒酔い及び酒気帯び運転での検挙者と罰金の総額について。また、この罰金はどこへ納入されるのか伺います。

6番目、土木行政について。

(1)、公共事業に伴う赤土流出防止及びサンゴ保全のためのガイドラインについて示してください。

(2)、宮古島市における県立公園建設はどこまで県の内部で検討されているのか伺います。

(3)、伊良部架橋建設に伴うと見られる砂浜の浸食の現状と復元への対応を伺います。

7番目、我が会派の代表質問に関連して質問いたします。

(1)番目、大城議員の質問に関連して4の(1)、訪米へ向けての知事の戦略を伺います。

それから(2)番目に、比嘉議員の質問に関連して3の(5)、(1)番目の質問は、現場からの要望は何名であったか。

(2)番目に、昨年の中部病院における中途退職、産休・育休等々の休職者は何名か。

(3)番目、休職者の代替については嘱託や臨時的任用職員で対応するとしているが、実現は可能か。

(4)番目に、7対1体制を実現するために別の機能をスクラップにすることで体裁を整えようとしているのではないのか。8人のカットで支障はないのかお伺いをいたします。

以上質問して、再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 奥平一夫議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、新しい振興計画を沖縄みずから立案する知事の決意についての御質問にお答えいたします。

我が国は、人口減少と少子・高齢化に直面し、国と地方の役割の見直し、そして一括交付金化などの地域主権改革の流れの中、グローバル経済の進展や世界規模での環境問題など、大きな時代の節目に差しかかっております。このような時代の転換期にあって、地域の主体性を生かした計画を策定し、時代潮流に合わせた各種施策を展開していくことが求められております。沖縄県は、昨年3月に県民とともに20年後のあるべき沖縄の姿を描く初めての長期構想であります「沖縄21世紀ビジョン」を策定いたしました。

今後、県民みずから描いた21世紀ビジョンの将来像実現のため、県民と力を合わせ一体となって計画の策定に取り組みますとともに、国に対し新たな法律に

より支援する仕組みを求めてまいる所存でございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、中国と東アジアにおける沖縄の立ち位置についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

尖閣諸島は我が国固有の領土であり、沖縄県の行政区域でございます。これまでと同様に県民の生命財産や漁業を初め諸権利が侵害されることのないよう、政府に対し適切な対応を強く求めています。

一方で、沖縄県と中国は長い交流の歴史があります。福建省との間には平成9年9月に姉妹提携が締結されており、友好関係が続いております。近年は東アジアから多くの観光客も訪れております。

沖縄県といたしましては、中国を含めた東アジア地域との平和的な友好関係の構築は極めて重要であると考えております。

今後とも、人、物、情報、文化、科学技術などなどの多元的な交流ネットワークをさらにつくり上げ、国際的な交流拠点の形成を図ってまいりたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、輸送・交通コストの低減に係る御質問にお答えいたします。

広大な海域に散在する沖縄県の離島は、我が国の領海及び排他的経済水域の保全等に重要な役割を担っております。離島の定住条件を改善し振興を図るためには、離島住民の輸送、そして交通コストの軽減は極めて重要な課題であると認識いたしております。現在、国に対しこれらのコスト低減のための新たな制度の構築を要求しているところであります。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、基地との共存を前提にしない新たな計画についてお答えします。

新たな計画は、「沖縄21世紀ビジョン」に込められた県民の想いを実現していく計画とすることが重要であると考えております。

県としては、力強い民間主導の自立型経済を構築するとともに、医療・福祉、文化、教育等の充実により県民福祉の向上を図っていく所存であります。このため、地域住民や企業、市町村等との協働のもと、県民一体となった計画の策定に取り組んでいるところであります。また、国に対して新たな法律を制定し、県が策定した計画に基づく事業を支援する仕組みを求めている

ところで。

次に、下地島空港と周辺残地問題についての御質問の中で、下地島空港残地有効利用連絡会議の進捗と今後の取り組みについてお答えします。

下地島空港残地有効利用連絡会議につきましては、農業的利用等専門部会等の4つの専門部会を設置し、宮古島市から提案のあった「下地島空港等利活用計画書」の具体的な土地利用計画やゾーニング面積等について検討を重ねてまいりました。本年度は、この2月に農業的利用等専門部会と観光・リゾート等専門部会の合同会議を開催し、農業的利用ゾーンから先行して取り組むことや、県の「下地島土地利用基本計画」でゾーニングされている農業的利用ゾーンの面積を拡大することについて意見が出されたところであります。

今後は、今回農業的利用等専門部会から提起された意見を他の専門部会でも協議し、下地島空港残地有効利用連絡会議としての検討意見を取りまとめ、早期に有効活用ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢に関する質問のうち、支庁の廃止による効果についてお答えいたします。

宮古・八重山支庁の組織見直しは、住民に最も近い基礎自治体である市町村が主役となり、地域完結の行政を行い、県は補完的役割を担うという地方分権社会の進展が背景にありました。支庁組織の見直しに伴い、地元市町村が主体となり、各種関係団体等地域全体が一体となって観光振興などに一層取り組むようになってきたものと考えております。また、支庁の各課と本庁各部が直結されたことにより、意思決定の迅速化や業務執行の専門性の向上が図られたものと考えております。支庁組織の見直しにより組織の数に増減はありませんが、人事などの総括事務を本庁で処理するようになったことから、職員定数を両支庁で17名減とし、年間約1億円の人件費を節減したところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 知事の政治姿勢についての、中、「エコアイランド特区」制度の仕組み及び暮らしや環境にもたらす可能性についての御質問にお答えします。

本県は、エネルギーのほとんどを化石燃料に依存していることから、再生可能エネルギーを積極的に導入し、化石燃料の依存度や環境への負荷を低減する必要があります。そのため、宮古島市など再生可能エネルギー導入に積極的な地域の取り組みを支援することを目的に、「エコアイランド特区」の創設を国に要望しているところでございます。

制度には、再生可能エネルギーの導入や実証試験を実施する事業者等への支援、電気自動車などの導入支援、バイオ燃料を普及させるための規制緩和などを盛り込んでおります。特区制度により環境関連産業が育成され、島嶼地域の先進的なモデル地域となることで観光や国内外からの視察・研修が増大し、地域の活性化につながるものと考えております。また、県では、来年度から実施する「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、宮古島でのEVタクシーの導入、省エネシステムの実証、来間島での太陽光発電導入による再生可能エネルギー100%の島を目指す実証事業に取り組み、モデル離島の構築を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 下地島空港と周辺残地問題についての御質問の中で、災害援助拠点形成の制度設計についてお答えいたします。

県におきましては、新たな沖縄振興計画に盛り込む制度として、沖縄に国際的な災害援助拠点を形成できないか検討しているところであります。そのため、国際緊急援助隊や援助物資の備蓄基地等の誘致について、平成23年度には所要の調査を行い、制度のあり方も含めて基本的な考え方をまとめたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連について、訪米に向けての戦略についてお答えいたします。

知事は、これまで2度の訪米を行い沖縄の基地問題の実情を訴えてまいりました。平成21年9月以降の県内の諸状況、そして米軍基地負担軽減部会の開催、さらに軍転協の要請等を踏まえ改めて訪米の時期及び活動内容等について検討することとしております。米政府や連邦議会等の関係機関に沖縄県の実情を伝え理解と協力を求めることは、沖縄の基地問題の解決を進める上で重要であり、来年度、効果的な訪米が実施できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 仲田文昭君登壇〕

○土木建築部長（仲田文昭君） 下地島空港と周辺残地問題についての御質問で、日本航空の実機訓練停止の影響についてお答えいたします。

日本航空が実機訓練を中断したことにより、平成23年1月現在の訓練回数は9305回となっており、前年同時期に比較して4768回の減少となっております。

実機訓練の中断に伴う空港の運用や地域雇用への影響は現時点では生じておりませんが、航空会社が負担している下地島空港の年間維持費の協議については、日本航空が会社更生法の適用を受けていることから、今後厳しくなることが予想されます。

県としましては、下地島空港の建設の経緯や訓練飛行場としての重要性などを踏まえ、航空会社の理解を得ていきたいと考えております。

土木行政についての御質問で、宮古島市の県立公園建設の検討状況についてお答えいたします。

宮古圏域における広域公園の整備については、沖縄振興計画及び宮古都市計画区域マスタープラン等にも位置づけられており、県としましてもその必要性は認識しているところであります。現在、新たな県立公園の建設については、県の財政状況が厳しいこと、伊良部架橋実現後の宮古島市の一体的な土地利用のあり方など社会情勢の動向も踏まえ慎重に検討していく考えであります。

同じく土木行政について、砂浜浸食の現状と復元についてお答えいたします。

伊良部架橋の海中道路や仮栈橋の施工に伴い南西側の砂浜が侵食され、仮栈橋付近に砂が堆積している状況にあります。そのため、県では、波浪流況調査、砂移動の追跡調査等を実施するとともに、応急対策として砂浜前面に大型土のうを設置しております。砂浜の保全については、学識経験者や専門家の意見などを踏まえ対策を検討しているところであり、平成23年度から砂浜の復元を図るための工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療と福祉行政についての質問の中で、新宮古病院における相談支援センターと患者図書館の設置についてお答えいたします。

宮古病院は、現在、地域連携室においてがん患者会の運営や患者及び家族からの療養上の相談に応じているところであります。新病院においても、引き続き地域連携室に相談窓口を設置し支援していきたいと考えております。

新病院において患者図書館の設置の予定はありませんが、がんに関する情報提供の方策について検討していきたいと考えております。

次に、新宮古病院における緩和チームや緩和ケア病棟設置についてお答えいたします。

宮古病院における緩和ケアチームについては、専任の職員等の配置が必要になることから、職員を専門研修に派遣し人材育成を図っていくことにしております。今後、その設置について検討していきたいと考えております。

なお、新病院においては緩和ケア病棟の設置は予定しておりませんが、現病院よりも個室が増加することによりがん患者の療養環境は改善していくものと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての質問の中で、現場からの要望数についてお答えいたします。

中部病院の7対1看護体制実施のための看護師の増員数93名については、病院現場とも十分調整を行い一般病棟の病床数に基づいて算出された必要看護師数であります。

次に、昨年の中部病院の普通退職者数、産休・育休についてお答えいたします。

中部病院の平成21年度の普通退職者は18名であります。平成21年4月1日時点における産休者は4名、育休者は17名となっております。

次に、休職者の代替についてお答えいたします。

休職者の補充については、臨時的任用職員及び嘱託職員等で対応することとしております。

病院事業局としては、県内外の就職説明会に積極的に参加するとともに、各病院では募集イベントを開催するなど看護師確保に努めているところであります。

次に、7対1看護体制実現とスクラップについてお答えいたします。

中部病院でICU等の特殊病棟を除く一般病棟において、7対1看護体制を導入するために看護師の必要数に基づき93名をふやすこととしております。減員分については、事務執行体制の見直し等により事務職と現業職で8名を削減するものであります。差し引きにより85名の増員となっております。

なお、減員になる職種については、必要に応じて嘱託・委託などで対応することとしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 医療と福祉行政に

ついでに御質問の中の、離島における医療従事者の確保・定着についてお答えします。

離島の県立病院等においては、同地域で医療従事者を確保することが厳しいことから、本島内の県立病院等からローテーションにより対応しているところがあります。これに加えて、医師については、琉球大学医局からの派遣や県立病院の後期臨床研修終了医を派遣しているところでもあります。これら派遣医においては、本島内の中核病院でキャリアアップを図りたいとする者が多く、長期間の定着が難しい状況となっております。

県としては、平成19年度から開始した医師修学資金等貸与事業において、琉球大学との連携によりキャリアアップを図りながら長期間派遣する仕組みを検討していきたいと考えております。

次に、特別保育事業の需給調査に基づく対応策や目標値等についてお答えします。

平成22年3月に策定した「おきなわ子ども・子育て応援プラン」の後期計画では、市町村において子育て支援事業に係るニーズ調査を実施しており、その結果を踏まえ目標数値を設定しております。平成26年度の目標数値として、延長保育事業は平成21年度290カ所を329カ所、休日保育事業4カ所を11カ所、夜間保育事業3カ所を5カ所、病児・病後児保育事業12カ所を17カ所とすることとしております。

特別保育事業につきましては、本県の増加する多様な保育需要に適切に対応するため、平成23年度当初予算案において、前年度に比べ約1億5700万円の大規模な増額を図っております。

県としましては、今後とも市町村と連携し、地域に合った子育て支援を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政についての御質問で、受験年齢制限の引き上げ及び免除規定の改善等についてお答えいたします。4の(1)のアと4の(1)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

教員候補者選考試験は、人間性豊かで教科等の専門的知識・技能を有し、実践的指導力のある教員を選考する視点で実施しております。今後、大幅な教員の採用が見込まれることから、教員候補者選考試験の受験年齢制限の撤廃に向けて取り組みます。

平成23年度実施の教員候補者選考試験においては、応募者数の大幅な増が見込まれることから、受験年齢

制限を45歳まで引き上げ、受験年齢の撤廃につきましては、平成23年度の実施状況を踏まえ早目に判断していきたいと思います。幅広い年齢の受験者を見込むことにより、量及び質の両面ですぐれた教員や多様な人材、他の職業等で豊富な経験と技量を持った優秀な社会人や職業人、これまで長期間臨任をしている指導力のある教員などの確保を目指していきたいと思います。それとともに、長期間にわたり臨任をしている指導力のある教員を確保するために設けられた「教職経験による選考」と、中学校の技術と高校の水産の科目に限定した「社会人を対象とした選考」についての一次試験免除は、平成23年度から廃止いたします。

「教職経験による選考」による一次試験免除の廃止については、推薦、選考基準が明確に示されていないと受験者や学校現場から不満があること、大幅な採用の増加で小学校において申請者全員合格するなど、教員の質の確保に問題があること、小学校・中学校・高等学校の校種間によって一次免除合格者数の差が大きくなり、制度自体に不公平感が出ること、臨任経験者から免除よりも年齢撤廃の要望が多いことなどがあります。

「社会人を対象とした選考」による一次試験免除の廃止については、中学校の技術と高校の水産の科目に限定した選考であるため、すべての校種や教科に拡大することが求められております。また、民間企業での豊富な経験等を有する幅広い人材の確保を目指すためであります。

県教育委員会としましては、教員候補者選考試験の受験年齢制限の撤廃に向けて取り組み、豊富な経験と技量を持った優秀な社会人や職業人を初め、臨時的任用の受験者などが選考試験を受験できる機会を拡大し、本県の教育を担う専門的知識や技能、実践的指導力のある優秀な教員の確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 県内における飲酒運転と啓発に関する御質問の中で、まず飲酒運転防止に向けた啓発・運動への取り組みについてお答えいたします。

県警察では、自治体やボランティア等の関係機関・団体と連携し、毎月1日の「飲酒運転の根絶運動の日」の取り組みにより、条例の普及啓発を図るとともに、事業所等に対する飲酒運転根絶活動マニュアルを活用した飲酒運転根絶対策や県民一人一人が飲酒運転

の問題をみずからの問題として考え行動するきっかけとなることを願って、被害者の悲しみと加害者の後悔のメッセージをつづった「一杯の代償」を発刊・配布しております。

そのほか、県民に飲酒運転の危険性を周知するため、飲酒擬似体験ゴーグルを活用した交通安全教育の実施や、二日酔い運転防止キャンペーン等の広報啓発活動を実施するとともに、自治体、事業所、飲食店等と連携し、仲間同士で飲酒する場合、あらかじめ飲まない人を決め、その人が仲間を安全に自宅まで送る「ハンドルキーパー運動」や、各家庭での「飲んだらむカエル運動」等の取り組みを実施しております。また、飲酒運転による交通事故の加害者、被害者及びアルコールの専門的な知識を有する方を飲酒運転根絶アドバイザーに委嘱して、県内各地において講演会を開催し、飲酒運転根絶の普及啓発活動を推進しております。

県警察では、これまでの取り組みをさらに強化するほか、本年は運転免許取得年齢に達する高校生を対象とした飲酒運転に特化した交通安全教育を実施するなど、あらゆる取り組みを推進していく所存であります。

次に、飲酒絡みの交通事故の発生状況についてお答えいたします。

平成22年中の飲酒絡みの人身事故の発生件数は154件で、前年に比べ29件、23.2%増加し、全人身事故に占める割合は2.37%で、平成2年から21年連続して全国ワーストワンとなっております。飲酒絡みの死亡事故の発生件数は8件で、前年に比べ5件、38.5%減少し、全死亡事故に占める割合は17.02%で、平成7年から15年続いていた全国ワーストワンを昨年は脱しております。

次に、飲酒及び酒気帯びでの検挙者数及び罰金の額並びに罰金はどこに納入されるのかについてお答えをいたします。

平成22年中、酒酔い運転で検挙された者は69名、酒気帯び運転で検挙された者は2200名で、合計2269名となっております。前年に比べ544名、31.5%の増加となっております。飲酒運転で検挙された者の罰金につきましては、道路交通法で酒酔い運転の最高額は100万円、酒気帯び運転の最高額は50万円と定められております。

なお、飲酒運転で検挙された者が納める罰金につきましては、国庫に納入されることになっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 土木行政についての御質問の中で、公共事業における赤土等流出防止及びサンゴ保全のためのガイドライン等についてお答えいたします。

赤土等の流出防止対策については、「沖縄県赤土等流出防止条例施行規則」で施設基準を規定しており、発生源対策、流出濁水対策、濁水最終処理対策装置の設置などを定めております。

具体的な赤土等流出防止対策については、土木建築部においては、「赤土等流出防止対策技術指針」などを作成して対応しております。

サンゴ礁保全については、平成21年3月に「沖縄県サンゴ移植マニュアル」を作成しておりますが、港湾など公共事業に特化したサンゴ礁保全の指針等については、各事業の事業特性や地域特性を勘案し、各事業者において独自に対応されているものと認識しております。

なお、県としては、「沖縄県環境基本計画」において、全体的なサンゴ保全の施策や各主体の役割等を示していることから、個々の事業に係る調整などがなされた際は適切な保全措置を講じるよう調整・指導しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは再質問をさせていただきます。

まず順序よくといいますか質問順に、通告順に再質問をしていきたいと思うんですが、今回の新しい振興計画というのは、いわゆる「沖縄21世紀ビジョン」の理念をどう実現するか。その中でもやはり基地のない沖縄というのを20年後につくり上げるという大きな目標もあるわけでありまして、いろいろこれまでの振興計画の成り立ちなどを見ましても、やはり相当手ごわい交渉が必要になるというふうに聞いております。そういう意味では本当に腹をくくって沖縄を主張していくということは非常に大事だと思うんですが、例えば今、この沖縄が抱える一番の懸案といえば戦後処理、そして戦後補償をどうするかというふうなことなどが大きな中心になってくると思います。当然、所得をどう上げていくか、失業率を大きく改善していくか、このことも含まれるわけですが、このようなことがしっかりと今回の制度に織り込んでいくということが大事だと思うんですが、この辺の考え方について知事の考え方を少しお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 新しい計画の中では、この間、「沖縄21世紀ビジョン」の中における議論、それからまた総点検におけるさまざまな課題の提起、そういうふうなものを踏まえて、おおむね今後の沖縄づくりというふうなものの課題としてまずどんなものがあるかというふうなことがございますけれども、今、議員が言われたような戦後処理もその一つでございます。戦後処理の中には、例えばなお存在している不発弾の処理を、これをやはり国の責務としてやるべきだという話だとか、あるいはまた、沖縄戦による所有者不明土地の解消の問題だとか、それから沖縄戦による遺骨収集の問題、それからまた、戦時において義務教育を修了できなかった方々への教育の保障とか、そういうふうなものを含めてその新しい制度の中では要求をしております。

それからまた、その大きな枠組みで申し上げますと、その議論の中で出てきていましたのは、やはり今後の県民所得の問題なり、あるいはまた雇用の問題、そしてまた離島振興の問題、そして基地跡地、交通体系、そういうふうなものを改善をしていく、そういう制度と計画というふうなものをこれからつくっていききたいというふうに考えてございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 前の稲嶺知事が、私は魚は要らないと、釣り具が欲しいというふうな表現もされておりました。ただ、非常に使い勝手のいい釣り具であったならよかったんですが、それがうまく絡め取られてなかなか伸び縮みのできない釣りざおであったり、あるいは短いリールであったりというふうなことでなかなかどこかしい感じでこの何十年来て、制度をうまく生かせなかったというふうなことをよく聞きます。そういう意味ではその制度設計も非常に大事だと思うわけですね。そういう意味で本当にこの制度設計を十分に練りながら、やはり当局を説得をさせていくという、国を説得・納得させていくというのは非常に大事だと思いますので、この辺についてはしっかりやっていただきたいということと、それからやっぱり何とんでも今回の新しい振計、これで最後という気持ちで知事は取り組んでいこうとしていらっしゃるのか。この今回の新しいいわゆる21世紀ビジョンをもとにした新しい振計で、もうこれで終わりだと、最後の振興

計画にしたいという思いがあるのか。もしそうだとすれば、例えばその制度もしっかりしたものにし、法律も恒久的な法律あるいは時限的な法律、それぞれ分けて考えていかなきゃならないと思うんですけども、この辺について知事のお考えを少しお聞かせいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 20年前の3次振計のときにも少しタッチしたことがございますが、特に今回の場合は日本に復帰して40年たち、いろんな見方はありますが、ほかの県に比べて恐ろしく立ちおくれているという部分というのを探し出すのは意外に難しくなっている面も多々あると実は思っております。ですから、これがむしろ国に対して何か特別な措置を要求する最後ぐらいの気持ちでやるべきだと思っております。ある意味でほかの県並みというような、せめてそれぐらいの扱いでみずからを律するところへ持って行って、ある意味で国と距離も置かないと、地域主権がなかなか発揮しにくいというのも逆にあります。ですからこれは当然のこととして要求すべきものとか国の責任においてやるべきだと思うものは、当然これはやらしてもらうにしても、ほかの県が少しジェラスするぐらいの感じのものを要求する時代は恐らく今回で終わりにしたほうが、そして恐らくこの10年、我々頑張れば、この今のアジアのほとんどいい位置を占め始めているということと、いろんな活動が展開されているということとを踏まえると、実は、例えば1人当たりの県民所得であれ、かなりいいところまで行けるのではないかと私は思っております。ですから、ある意味で国に本来、戦後処理であるとか当然やるべきものはやらしてもらうにしても、沖縄自身の飛躍のために特殊なものを要求する時代というのは恐らく今回で終わりにするぐらいの気持ちでやったほうが、ある種の自主性も持てるのではないかと思ったりもしておりますが、ただ、いずれにしても今の民主党政権を相手にやる場合は、どうしてもこの政治的な部分が沖縄県は、民主党の先生方もおられるのでかなりお強いと思いますが、ですからそういう政治的な力関係のところも議会と一緒にこれはやらないと、なかなか論理の世界だけでもブレイクするのが難しい感じがしないわけではありません。ですが、一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。

もう一つ課題は、その21世紀ビジョンに載せてある

ように、やっぱり基地のない沖縄をつくっていくという大きな目標もございます。そういう意味ではこれまでの振興計画がどうも基地とのリンクがあったと。制度設計に動き出すと基地の問題でひっくり返ったりというようなことなど、最近県紙にいろいろその経緯が書かれております。相当厳しい交渉になるかと思えますけれども、ぜひしっかり頑張っていたきたいと思っております。

それから、いわゆる対東アジアに向けて沖縄の立ち位置は非常に重要だと私は思っております。そういう意味でいろんな情勢があって非常に不安定な情勢もあるんですけども、この中でしっかり沖縄がいわゆる地理的あるいは歴史的な優位性を生かして、文字どおり日本における、いわゆる東アジアに向けた窓口としてしっかりと私はさまざまな自治外交といいますか、それを展開すべきだというふうに思っているわけです。そういう意味で今、中間報告を見ましてもすべてが東アジアを向いている。つまり、東アジアや中国というものを向いている。いわゆる沖縄の成長を東アジア、中国に託していこうという、それを生かしていこうということであるわけですから、そういう意味では本当に中国との関係、あるいは東アジアとの関係を有効に、いわゆるうまくしなければならぬと思いますね。そういう意味でぜひ知事もそのことを当然御存じだと思いますので、もう一度沖縄の立ち位置をこうしたい、こうありたい、こうすべきだと、こうしたいというふうな知事のもし御意見がありましたらお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは論理的に整理したものを今申し上げる準備はきちっとできておりませんけれども、ただ、文字どおり万国津梁の精神というのは我々も今持っていると思います。それでいきますと、例えば先日も中国のジャーナリストが十二、三人お見えになっておられました。彼らが、アメリカと中国とあなた方はどう考えるか。等距離だと申し上げましたが――これはちょっと思いつきに近いんですが――ただ、現実にはアメリカも中国も、そしてアジアも含めて私どもはすべてとある種の友好関係を結んでしか生きようがないという感じもありますし、私も外交の専門家ではありませんが、ぜひむしろ県議会の先生方の御指導を得て、この東シナ海、今のところいろんな意味で波高しと表現されている部分もありますから、この我々沖縄県の持つ東西1000キロ、南北400キロのこの空間のある種の安全――何も防衛上の安全のみならず、地震、大規模災害を含む、それから新型インフ

ルエンザだとか口蹄疫とかインターネットの内乱であるとか、要するに安全・安心に我々が生きていくためにはいろんなことを考えなければいけないと思います。ですから何も軍事的な防衛論のみならず、それも含めて先ほど来、知事公室長が答弁しておりますようなことをよく我々なりに考え、予測をし、そしゃくして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に質問いたします。

離島振興のいわゆる輸送・交通コストについて、聞きましたら、離島の交通コストを低減するためのさまざまな検討をされているんですけれども、基本的には鉄道輸送というものを中心に据えて考えるというふうにお聞きしております。この前、離島振興の集まりの中でちょっとお聞きしたんですけれども、例えば22円という鉄道1キロ当たりの輸送費を、例えば離島の宮古―那覇、あるいは那覇―石垣、那覇―南北大東、そういうものに落とし込んだときに、皆さんどれぐらいの料金を試算していいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 離島のみならず沖縄本島から本土、それからまたその周辺諸国を含めて離島県である沖縄における物流コスト、そのコストの低減というふうなものをいろんな形で実はどうすれば軽減できるのか、今検討しております。その中で、離島に関しては離島の定住条件の大きな手法の一つとしては、この物流コスト・交通コストをどうすれば下げられるのか。今、おおむね4つほどの切り口で検討しております。1つは、今、議員がおっしゃっていました「沖縄離島住民移動交付金」、これは鉄道運賃というふうなものをキロ当たりで計算して、それを県内の航路あるいはまた航空路線のキロ当たりの単価と比較したらどうなるのかというふうなところから、もし鉄道運賃並みまでにそれを補てんするような形とすればどうなるのかというふうな形で今検討を進めております。2つ目はまた、航空機燃料税、それから着陸料等々そういうものを総合的に組み合わせて離島の交通コストの低減を図っていこうと思っております。

これから後、どれだけの利用人員というふうなものが見込まれるのか、その辺のシミュレーションをしっかりやりながら、全体の数字というふうなものは固めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それでは、ちなみにいわゆる航空旅客運賃、宮古―那覇、那覇―石垣、試算をしてあると

思うんですけれども、幾らですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現行の那覇―宮古ですけれども、片道、現在1万1950円の航空運賃となっております。これを新幹線並みのキロ当たりの単価で計算しますと、おおむね8200円ぐらいになるというふうな試算が出ております。

それから那覇―石垣については、同様に1万5600円に対して1万1400円、そういうふうな試算結果が出ております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に総務部長にお伺いいたします。

宮古・八重山支庁が廃止をされました。メリットが相当あるというふうに、1億円ものメリットがあったということですが、これについてデメリットというのではないんですか。それから、各市町村からそれについての注文といいますかそういう問題はありますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 特に再編されて注文といいますかデメリットという点については、私どもはお伺いしておりません。ただ、八重山地区のほうからは名称の問題で、「総務課」という名称になっていますけれども、やはりもとの「総務観光」という言葉を入れてほしいというような要望がございます。それについては少し私どものほうも検討させていただきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 今、それぞれの庁舎はかなり空き室がありますね。今後どうなりますか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） これは庁舎の利用といいますか、利用の促進の関係で言いますと、宮古のほうは少し今検討に入っていますけれども、ほかの団体に貸すとかそういったことを今検討しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に、下地島空港について知事にちょっとお伺いをしたいんですけれども、知事はたしか4年前にもこの下地島空港のいわゆる残地の問題について、あそこは県経済のエンジンになるというふうな発言をされたのをずっと私は覚えております。そういう意味でこの4年間ずっと期待をしてまいりました

けれども、今、企画部長から報告がありましたように、なかなかこれが前に進んでいない。私、議員になって7年になりますけれども、なかなか前に進んでない。非常にやきもきしております。そういう意味で知事のエンジン発言については、私は相当期待もしておりましたし、そしてまた強力に進めたいという御意見も聞いたばかりでもありますから、知事、この下地島の問題、知事としてはどういうふうな根拠でエンジンになるというふうに発言をされたのか。また、何か構想があって、実はこの地域はこういうふうにしたいというふうなそういう思いがあって発言されたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 奥平議員に大変御期待していただいて、少しじくじたるものはあるんですが、基本的に今、宮古島市が計画をつくっていますよね。そして県も一緒になって次の展開を考えている状況にあります。それで、私自身、3000メートルになんなんとするあの空港と伊良部の架橋ができたときにはかなり使い勝手のいいすごい基盤になるだろうと今でも無論思っております。ですから、私自身の勉強が少し置いてけぼりになった点は謝りますが、私もこれから一緒になって、特にあの空港と橋をつないだ状態ではかなりあれは大きな航空機の出入りができますし、アジアとの関係が、アジアの発展が予想以上にこれだけ早くなってきましたと、あれぐらいの空港があれば物すごくいい対応ができるだろうと思っております。ですから少し勉強がおくれていることは謝りますが、また改めてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 大変ありがとうございます。非常に力強い御答弁をいただきました。

そういう意味で私は、いわゆるあと2年後に伊良部架橋がもう完成をします。ですからその間にきちんと基礎づくりをして、それに対応するようなことをしていかなければ、もうタイムリミットではないのかなというふうに、今度、思うんですね。そういう意味では知事のこういう御答弁をいただいて非常に力強く思っておりますので、以下、部長、ぜひスピードアップでこの問題、ぜひ仕上げていただければなと思っております。

さて、今、協議会の段階ですね。これから次のス

テップに移らなければならないと思うんですけども、この辺の日程的なものは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほど答弁でお答えしたとおり、この2月に農業的利用等専門部会と、それから観光・リゾート専門部会の合同会議を開催いたしました。その中で農業的利用ゾーンの面積を拡大するというふうな意見が出されておまして、実は農業的利用ゾーンと一緒に緑化関連ゾーンのゾーニングだとか、あるいはまた自然環境保全ゾーンも拡大するとか幾つかの考え方が示されております。それを受けて、次は関連する自然環境の専門部会等々を開催をして、それを少し議論をしながら全体の土地利用計画というふうなのを確定をさせていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に、酒酔い運転についてちょっと再質問をさせていただきますけれども、実は今、県警本部長から御答弁ありました数値等々勘案をして、いろいろ本当に大変だなと思います。そこで、酒酔い運転による罰金の上限が100万円です。そして酒気帯びが50万円、上限です。それをこの上限という金額で計算し、この数を当てはめてみますと、実は69名の酒酔いで100万円です。これはあくまでも上限ですから6900万円。酒気帯びが2200名、これは50万円ですね。トータルしますと11億6900万円、すごい数ですよ。そういう意味で、本当にこれは沖縄の社会に与える影響というのは物すごく大きいと思うんですね。知事、それを例えば半分としても5億近い。そういう沖縄の経済的な損害が出ているわけですけども、知事、そのことについてどう思われますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと私も議員のこの御質問に答えるだけの頭の整理ができておりませんが、ただ、今の議員の計算で11億円というのは確かに大きな実は社会的な損失に近いようなものだという気がしますし、大変な経済的にもまたいろんな面で沖縄にとってマイナスの大きさを改めて御指摘で感じたところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 続きまして、このような損失が出ま

すこの酒酔い運転について、県警本部長のさらなる決意をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 飲酒運転の根絶につきましては、一朝一夕にはなし得ないものであると考えております。県民一人一人が飲酒運転の悲惨さや危険性を自分自身の問題として受けとめるということがまず必要でありますし、飲酒運転をしない、させない、許さない、そういった社会規範を確立すると、そういったことに向けまして粘り強く取り組んでいくことが大事かと思えます。

県警察といたしましては、飲酒運転の根絶と交通事故の抑止、これを活動重点として掲げて取り組んでおりますけれども、交通事故につきましては第一当事者、第二当事者という事故を起こされた御本人だけではなく、その御家族や御親族にも大変深いダメージを与えます。その結果、仕事をされている方が就業できないということになれば、大きな社会的損失、コストを伴うものであるというふうに認識をしております。

とりわけ、飲酒をした状態で運転をするということは、正常な判断ができないばかりか、安全運転の措置がとれないということによりまして、いわば走る凶器と言える状態であります。そうしたことが結果的には悲惨な交通事故に結びついているということでございます。

かかる認識に立ちまして県警察といたしましては、飲酒運転の徹底した取り締まりはもちろんのことですけれども、県や市町村といった自治体やボランティアの方々といった関係機関・団体とも連携をいたしまして、これまでの取り組みをさらに強化をしまして飲酒運転のない安全・安心な沖縄県の実現に向けまして、県民の皆様と全力を挙げて取り組んでまいりたいと、かように考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 どうもありがとうございます。

最後に、比嘉議員の代表質問に関連して3の(5)について再質問したいと思いますが、臨時的任用で採用は大変厳しいというふうに私は聞いております。本当にそれは確保できますか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 昨今の各医療機関の7対1看護実施によりましてかなり厳しい状況にはなっております。しかしながら、県立病院では人材の確保に民間の人材派遣も含めた利用をして、現場での看護師不足を補うように全力を尽くしている状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 今回の7対1への移行というのは非常に評価はしているんですね。ただ、やっぱりきちきちで最低限の基準で採用しているものですから、遊びがないんです。車の運転でもハンドルに遊びがあるんですよ、緩やかにするように。ブレーキだってそうです。急にブレーキを踏んだら危険ですから。そういう意味で余裕を持った人材の配置、人材の確保というのが必要になるんです。ですからそういう意味で今回のきっちり93名というその採用については、私は非常に納得がいけない。もっと緩やかに確保して、本当に人材をしっかり回していく、環境改善をしていくということをぜひ強く訴えて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 こんにちは。

社民・護憲会派の当銘勝雄でございます。

所感を述べながら質問をいたします。

知事の政治姿勢であります。昨年から政府による県民を愚弄する発言が続いております。普天間の移設問題に対し、総理大臣としての言動が余りにも軽々しく、また沖縄の基地問題をこの程度しか考えていないのか、実に残念のきわみであります。普天間の移設先は、国外、「最低でも県外」と言ったあの発言は、単なる思いつきで県民だましであった。移設先を探さず、辺野古へ回帰するための「方便」として、海兵隊の抑止力を言い出したのであります。抑止力が「方便」だとすれば、菅総理の日米合意を踏襲した辺野古移設は根拠を失うことになります。

そこでお聞きします。

1、普天間飛行場の移設問題について。

ア、民主党政権の辺野古移設にどう対応するか。

イ、鳩山前首相は海兵隊の抑止力論を否定した。普天間の移設問題をどう構築していくか問います。

ウ、アメリカ政府への対応をどう変えていくか伺います。

エ、普天間飛行場の3年以内閉鎖状態の公約実現をどうするのか問います。

次に、ポスト沖縄振興計画についてであります。

本県は、これまで異民族支配により生じた本土との格差を是正するため、復帰後4次にわたる沖縄振興計画等により総合的な施策が講じられてきたが、道路、港湾等社会資本の整備が進んだものの、本土との所得格差は依然として縮まらず県民所得は他県の7割程度、最下位を脱出できない。さらに、人口の伸びに比

べ産業が進展せず、失業率は7%台と全国の約2倍近い状態が続いております。このため、昨年度は沖縄振興計画の総点検を行うとともに、「沖縄21世紀ビジョン」が策定されたところであります。今後は、この総点検結果や「沖縄21世紀ビジョン」のもとに基本計画を策定し、課題解決に取り組むことになります。そのためには、国における計画の実効性を確保するための法制度と支援策を明確にする必要があります。

そこで聞きます。

ア、「沖縄21世紀ビジョン」をどのように新振計につなぐか。

イ、計画の主体的取り組みは可能か。

ウ、財源確保をどうするか。これまでの高率補助の存続はどうなるか。

エ、一括交付金制度の導入は計画推進のかなめと考えるが、その推進は可能か。

オ、米軍基地返還後の跡地利用が大きな課題になるが、どう進めるか聞きます。

大きな2番、平成23年度内閣府の沖縄関係予算についてであります。

(1)、前年度とほぼ同額の2301億円は満足するものなのか聞きます。

(2)、沖縄振興自主戦略交付金321億円の自由度はあるのか聞きます。

大きな3番、豪州とのEPA連携協定締結についてであります。

政府は、特定の国・地域との間で貿易、投資などを自由化する二国間経済連携協定（EPA）を加速する方針で進めております。日本とインドの協定では、主要農産物である米や牛肉、豚肉、砂糖などが除外されているが、さきに問題となった農業大国のオーストラリアとのEPA協定が報じられております。

そこで聞きます。

(1)、オーストラリアとのEPA協定による農業への影響について聞きます。

(2)、どのような対策をとっていくのか聞きます。

大きな4番、TPP問題についてであります。

「平成の開国」と銘打って環太平洋諸国によるすべての関税を撤廃した貿易協定の締結に当たって、政府は特に影響の大きい農水産業との両立を図るとしているが、どのような対策・施策を講ずるのが見えません。これが推進されると、離島の多い本県においては、地域社会の崩壊まで心配されるものであります。

そこで聞きます。

(1)、TPP（環太平洋経済連携協定）は、本県社会経済にどう影響をするのか聞きます。

(2)、農水産業への影響と対策について。

ア、農水産業への影響をどう考えるか。

イ、政府の協定推進にどう対策を講じていくか聞きます。

ウ、「平成の開国」は農業問題と両立できると考えるか聞きます。

(3)、農地の流動化と規模拡大についてであります。

政府はTPP参加への対策として、農家の規模拡大により輸入農産物との競争強化策を提案しているが、これこそ農村社会の多面的機能を評価しない、単に土地利用型農業への変化を目指しているにすぎない危険な方向と言わなければなりません。

そこで聞きます。

ア、農地法の改正による流動化の方向は何か。

イ、1戸当たり40ヘクタールの農家づくりが一部提案されているが、本県農家は40分の1で済むということになるのか聞きます。

ウ、離島地域は島の存続問題につながる。どう対応するか。

次に、政府は我が国の食料自給率40%を50%に引き上げる目標を示しながら、一方においては、TPP締結を進めようとしております。逆に大幅な食料自給率の低下を招くものと危惧します。

そこで聞きます。

(4)、TPPの協定締結によって本県の食料自給率はどうなるのか聞きます。

5番、黒砂糖販売対策について聞きます。

経済労働委員会は、販売不振が続く黒砂糖の生産現場や工場などの視察調査を行いました。販売不振が続いており、窮地に立たされております。同じさとうきび原料を生産しながら、分みつ糖地域に比べ含みつ糖地域は助成制度の改善が必要であります。輸入加工糖との競合が問題ですが、どう対策を講じているか聞きます。

(1)、原産地表示の進捗状況。

(2)、表示確認及び指導体制の方法。

(3)、消費拡大推進の進め方。

(4)、糖価調整制度適用への取り組みはなされたのか、進捗状況について聞きます。

次に、試験研究機関をもとの専門部へ戻すことについて聞きます。

試験研究機関は、地域の産業や新たな物づくりの基礎研究や応用研究等、技術開発は大変重要なことあります。本県において限られた予算の中でそれぞれの分野で何が優先されるか。戦略的な視点で進めなければならないと考えます。研究機関は、専門の部署に置

くべきと認識しております。

そこで聞きます。

(1)、試験研究機関を企画部に配置した理由は何か。経過後のメリット・デメリットの比較はどうか。

(2)、試験研究機関をもとの専門部に配置する考えはないか問います。

7番、我が会派代表質問関連であります。崎山嗣幸議員関連の質問であります。

(1)、カジノ導入は犯罪の温床となり、青少年への影響も大きくやめるべきとの質問に対し、カジノは多くの国で導入され、多くのメリットがある。我が国においては、超党派による議員連盟で合法化に向けた検討がなされている。県内においては、賛否両論あるので、慎重に検討したい旨答弁しております。メリットだけを強調しておりますが、デメリットについては一切触れておりません。そのデメリットについては、ないのか問います。

(2)、普天間の県外移設を求めるためのアクションプログラム策定についての質問に対し、日本全体で基地の負担を分かち合うためには広く国民に知らしめる必要があり、広報活動を展開する旨の答弁をしております。大いに賛成です。これまで沖縄の米軍基地問題は全国的なニュースに報道されていない思いがあります。基地問題は、沖縄が引き受ければよいとする考えがあるのではないかと危惧するものであります。そのような意味では、鳩山総理は、全国知事会に普天間問題を取り上げ、クローズアップさせたことは評価に値するのではないかと思うものであります。しかしながら、知事会では依然として沖縄の基地負担を分かち合う知事がいないことは現実です。どう全国に訴えるか聞かせてください。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 当銘勝雄議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に関する民主党政権への対応及び米政府への対応についてという趣旨の御質問にお答えいたしますが、この1の(1)のアと1の(1)のウが関連していると思われるので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて、普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合

うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。平成23年度には、世論を喚起するための広報活動などを積極的に推し進めてまいります。また特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうためのあらゆる方策を検討し、実施してまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、鳩山前総理の発言を受け普天間移設をどう構想するかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

去る2月16日の予算委員会において、菅総理大臣は、沖縄の海兵隊を含む在日米軍の存在は、日本の安全にとってもアジア・太平洋の安定にとっても必要だ、そういう認識のもとで日米合意を踏まえて対応していくとの見解を示しております。県といたしましては、これらの発言いかんにかかわらず、日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設に取り組むよう政府に求める考えに変わりはありません。

次に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の危険性の除去の公約に係る御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、駐留部隊の移駐や訓練の縮小、そして分散移転など、普天間飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図ることを政府に求めてまいりました。また、去る1月に開催されました米軍基地負担軽減部会におきましても、政府に対し、危険性除去の具体的な取り組みについて地元の要望を聞いていただきたい旨、強く求めたところであります。

県としましては、引き続き軍転協とも連携をし、普天間飛行場の危険性の除去について、具体的な方策の提案、そして実施に向け、さらに検討を加速させるよう政府に求めていきたいと考えているところでございます。

次に、知事の政策に係る御質問の中で、ポスト沖縄振計について、この計画の主体性そして財源の問題、一括交付金などなど1の(2)のア、イ、ウ、エが直接関連しておりますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

新たな計画は、「沖縄21世紀ビジョン」において基本計画として位置づけ、県民が望んだ将来像の実現のための各種施策を盛り込んでまいりたいと考えております。また、この基本計画は、新たな時代にふさわしい、県民が主体性を発揮できる計画として策定することから、県計画と位置づけ、これに対し、国が支援する仕組みとする必要があると考えております。

基本計画に盛り込まれた各種施策を実施するための財源といたしましては、沖縄振興一括交付金（仮称）を創設し、自由度の高い現行の沖縄振興計画で措置された額と同等以上を確保する必要があると考えております。今後も引き続き、ビジョン実現に必要な沖縄振興一括交付金の創設、そして沖縄の不利性の克服や優位性を発揮する制度について政府に要請してまいり所存でございます。

次に、豪州とのEPAに係る御質問の中で、日豪EPAによる農業への影響と対策についての御質問にお答えいたしますが、3の(1)と(2)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

日豪EPA交渉の結果によっては、沖縄県の重要作物でありますさとうきび、肉用牛、酪農、パイナップルなど本県農業が壊滅的な打撃を受けることが懸念されております。このため、沖縄県といたしましては、日豪EPA交渉において、砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外するなどの例外措置の確保について、関係団体等と連携をし強く要請しているところであります。今後とも、日豪EPA交渉の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携をし適切に対応してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 平成23年度内閣府沖縄関係予算額は満足するものかという趣旨の質問にお答えいたします。

平成23年度の内閣府沖縄関係予算案は、国の厳しい財政状況の中、前年度比で0.1%増の2301億円が確保されたところであります。沖縄県の自立型経済の構築に向けて、「万国津梁」人材育成事業や沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業など、効果的な諸施策が盛り込まれたほか、内閣府沖縄関係予算の約8割を占める公共事業関係費等についても、本県の基盤整備の推進を図るための配慮がなされたものと考えております。

次に、試験研究機関の専門部帰属に関する質問のうち、試験研究機関を企画部に配置した理由についてお答えいたします。

地域特性を生かした産業の振興を図るためには、生産者や企業のニーズに合った研究を実施し技術移転を促進する必要があります。そのため、県では平成16年度から農業研究センターを初めとする試験研究機関の研究を専門家等が評価する「試験研究評価システム」

を導入いたしました。その評価結果を優先的に研究予算等に反映させるとともに、分野の異なる研究機関相互の連携を図るため、平成17年度から工業分野や農林水産業分野の試験研究機関を企画部に一元化したものであります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 平成23年度内閣府の沖縄関係予算についての御質問の中で、沖縄振興自主戦略交付金の自由度についてお答えいたします。

沖縄県では、昨年5月以降、高率補助制度にかわるより自由度の高い「沖縄振興一括交付金（仮称）」の創設を政府に要望してきたところ、平成23年度政府予算案において約321億円の「沖縄振興自主戦略交付金」が創設されました。

同交付金の使途は、今回統合の対象となった5種類の補助金の範囲内で事業を選択することが可能となっております。このことは、これまでの補助金と比べ一定の前進をしたものと考えております。しかしながら、沖縄県としては、一層の使途の自由度の拡大が必要と考えており、引き続きこの点を政府に要望しているところであります。

今後、さらに平成24年度以降の新たな沖縄振興に係る施策の円滑な実施に必要な財源が確保され、さらに自由度を高めた「沖縄振興一括交付金（仮称）」を実現すべく引き続き政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、TPP問題についての御質問の中で、TPPの本県社会経済への影響についてお答えします。

現在、政府において交渉参加が検討されているTPPは、原則としてすべての品目について関税を撤廃することが前提となっております。そのため、TPP締結によって海外から安価な農林水産物が輸入されることが予想され、適切な対策が打ち出されないままでは県内の農林水産業に深刻な影響を及ぼし、離島における地域経済への重大な影響も懸念されます。また、製造業等については、プラス・マイナス両面の影響はありますが、輸出主要産業の割合が小さい本県では、現状においてはメリットは限定的と見られます。一方、輸入業者にとっては、輸入品の価格低下による販売額の増加など一定のメリットがあると考えられます。

いずれにしてもTPP交渉においては農業や工業など24の作業部会が立ち上げられ議論が進められているところですが、詳細についてはいまだ明らかになっておらず、今後公表される情報を注視していく必要があると考えております。

次に、試験研究機関の専門部帰属についての御質問の中で、試験研究機関を企画部に管理一元化したことのメリット・デメリット及び所属の見直しについて、6の(1)のイと6の(2)を一括してお答えいたします。

試験研究機関を管理一元化したメリットは、分野横断的な課題における共同研究の実施、外部研究資金の獲得・増加、多様な研究人材の育成、研究施設の維持管理経費の効率的な執行など、試験研究が円滑に実施できるようになっております。また、試験研究評価システムの導入により、研究開発ニーズの把握、課題設定から成果の普及まで体系的な研究管理と重点的に取り組むべき研究課題については予算を重点的に配分しております。しかしながら、産業界からは、産業政策を担う部局、特に普及部門との連携が不十分なのではないかとの意見もあります。

県としましては、現在、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき、管理一元化の利点を生かしながらより効率的な試験研究の推進と普及部門との連携を軸とした試験研究機関のあり方を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） TPP問題の中で、TPPの農水産業への影響と対応、農業問題との両立、食料自給率への影響については、関連しますので一括してお答えいたします。

政府は、去る1月14日に「本年を平成の開国元年ととらえ、明治維新や戦後に続き、貿易自由化や若者が参加する農業の再生などにより日本人全体が世界に向かって活躍することを目指す。」とする政権運営の基本方針を閣議決定し、TPPを初めとする経済連携協定への参加等を検討しているところでございます。しかしながら、TPPは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出るのが懸念されております。

本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出るのが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。また、食料自給率についても農林水産省が示した考え方を踏まえ計算したところ、カロリーベースで、平成20年度の約40%から約2.4%まで低下するものと試算されます。そのため、県では、国民の食料安全保

障の確保と国内農業への影響などの観点からTPP交渉に参加しないよう適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について農業団体等と連携し、国に対して強く要請したところであります。また、県内では、去る1月29日に「TPP交渉への参加に反対する沖縄県民大会」が開催されたほか、JA沖縄中央会による「TPP交渉参加反対署名活動」などの取り組みも実施されているところであります。

今後ともTPP交渉等の動向や、国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいります。

次に、農地法の改正による農地流動化の方向についてお答えします。

改正農地法では、これまでの「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」ことから、「農地の効率的な利用を促進する」ことに目的が見直されております。

改正農地法の流動化に関する内容は、農地を取得する際の下限となる面積要件について、県知事から農業委員会に権限が移され、地域の実情に応じて面積要件を下げる事が可能となったこと、一般企業でも農地が借りられるように、貸借に限り、農地を適正に利用していない場合は貸借を解除するなどの条件つきで、株式会社等の参入規制が緩和されたこと、食品関連企業などの関連事業者から農業生産法人への出資制限が緩和され、これまで出資率が25%以下となっていたものが最大50%未満まで可能となったことなどとなっております。このことから、個人や一般企業が農業に参入しやすくなり、農地流動化が促進されるものとしております。

次に、40ヘクタールの農家づくり提案と離島地域の存続について、関連しますので一括してお答えします。

1戸当たり40ヘクタールの農家づくりの提案については、国が主催する「食と農林漁業の再生実現会議」において一部の委員から同様な意見があったと聞いております。仮に1戸当たり40ヘクタールの農家づくりを沖縄本島を除く離島地域に当てはめた場合、農家戸数が約9400戸から650戸程度にまで減少することが試算されます。さとうきびや畜産などの農業が基幹産業である離島地域では、ほかに就業する機会に乏しいことから、過疎化して島の存続にかかわるものと考えております。

県といたしましては、島の存続や国土保全の観点から、このようなことがないように関係機関・団体など

と連携して、国に対し要望してまいります。

次に、黒砂糖販売対策についての中で、黒糖の原産地表示、表示確認及び指導体制、消費拡大の推進、糖価調整制度への取り組み状況について一括してお答えします。

国は、含みつ糖の品質表示について、県や町村、J A等の要請を受けて「黒糖」と「加工黒糖」を定義しております。また、加工黒糖の原料原産地表示については、義務化する方向で検討しているところと聞いております。

黒糖表示の適正化に向けた県の指導体制については、J A S法食品講習会や食品表示110番を活用した相談等に取り組んでいるところであります。含みつ糖の消費拡大については、県や町村、J A等で構成する「沖縄県含みつ糖対策協議会」で、毎年5月10日を「黒糖の日」として制定し、シンポジウムの開催や黒糖PR促進員の配置、海外販売展開、トップセールスなどにより販売促進対策の強化を図っているところであります。

県としては、含みつ糖の品質表示基準の明確化や含みつ糖地域と同等な制度が適用できるよう、町村、J A、黒砂糖工業会等の関係機関と連携し、国等に対し要請しているところであります。また、「新たな沖縄振興のための制度提言」の中で、含みつ糖支援制度の提案を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 我が会派の代表質問との関連の中で、カジノのデメリットについての御質問にお答えします。

カジノ導入に伴い、ギャンブル依存症、犯罪の多発、青少年や地域に与える悪影響などの懸念事項などが指摘されております。こうした懸念事項については、アメリカやシンガポールなどに見られるように、公的機関等による厳格な管理体制を構築し十分な対策を講じれば抑制が可能であると認識しております。現在、超党派の国会議員連盟における「カジノを合法化する法律案」では、国の規制機関の設置やギャンブル依存症に関する対応策などが検討されており、県においても対応策などを検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 我が会派の代表質問との関連についての中で、普天間飛行場移設問題に關

る広報活動の内容についてお答えいたします。

普天間飛行場の県外移設を実現するための広報活動として、現在マスメディア等の活用を検討しておりますが、とりわけ今や国際情勢に影響を与えるメディアとなったインターネットに注目しております。これらを含め、さまざまな広報手段を用いて県の考えを内外に伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 公室長、私は質問の中でも代表質問関連で、全国民に知らせるための広報活動を展開したいと。きのうからずっと知事が答弁しているんですよね。非常に大きな仕掛けを持っているのかなと思いましたが、マスメディアを通じて、インターネットを中心に考えていくということですが、本当にインターネットで十分全国民に知らせることが可能というふうに思っているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） インターネットと申し上げたのは、その一つの手段ということで羅列をさせていただいたわけですが、もちろん昨日来知事が答弁しておりますように、その考え方、内容につきましては非常に詰めたものにしようと思っております。ただ、インターネットにつきましては昨今のエジプトの情勢でありますとかそういう形で大変影響があるということとも言えると思います。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 昨年の日米合意が出たときですか、私たちは、結局政府へあるいはまた海外記者クラブ、こういうところまで行きまして訴えをしたんですよね。ところが、全国紙はほとんど報じない。これが実態じゃないかと思うし、さっきまた紹介したように、鳩山前総理が全国知事会でどうぞ普天間問題をやろうじゃないかということでやっても、どの知事もノーでしょう。今、それが全国的な状況じゃないですか。そのためにはやはりもっと工夫を凝らした僕は全国的な訴えが必要じゃないかと思うんです。だからインターネットだけでなく何か方法を考えていくことは、今じゃなくてもいいですよ、それを答弁してください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御提案のとおり訪米等の成果も見据えながら、さまざまな手段を講じてまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 時間の配分があれですから先に試験

研究機関ですね。最後の質問です。試験研究機関の件について質問したいと思うんですが、皆さんが言っている例えば横断的なその仕組みをつくとか、円滑な試験研究をやるとかそれはわかりますよ、言い分はね。わかりますが、しかしながら、本当に例えば今企画部長が所管しているわけですね。企画部長が所管しているわけですが、今農業問題あるいは商工業の問題で何が今重要なのか、あるいはどういう形で今この産業を伸ばさないといかんか。そこら辺まで企画部長は全部目を通していくことができるのかと。試験研究テーマをまず決めることさえも企画部内でやるのかどうか。やっぱり僕は専門の部で、これをいろいろ議論しながらも考えていくと、これが大事じゃないかと思うんです。

今、試験研究テーマを決めるまでの過程、これはどういうふうになされているかちょっと説明してください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 企画部のほうに試験研究機関、今一元化しておりますけれども、一元化のメリットを生かすということで、県のほうでは沖縄県試験研究評価会議というふうなものを設置をしております。それぞれのこの試験研究機関のほうから、それぞれの現場の産業界からもさまざまなニーズを取り込んで、それをまず第1段階はそれぞれの機関での評価をしながら試験研究のテーマを絞り込んでいく。さらに、それを横断的な個別評価をする専門部会、そういうふうなものをつくってどんどんどんどん上のほうに持ち上がっていく。そして、県としてどういうふうなテーマが重要なのかというふうなものを総体として評価をしながら、そこに集中的に――集中的というよりは若干傾斜的にですね――試験研究の資源というふうなものを投下する。そういうふうな試みをやっております。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 予算は非常に限られているわけですから、どこの部でもやはり予算の分捕り合いですよ。ですから、例えば農業問題であっても今その中で何が重要か、今どういうものを伸ばさないといかんのか。これはやはりそのの主管部長がこの問題はこれが大事だという最終的な決定権を持つぐらいにならないと、企画部長がそれを何が重要かというのが本当にわかるのかと僕は疑問を持つんです。

例えば私が今、特に考えるのは薬草なんです、薬草。薬草というのは、沖縄、熱帯・亜熱帯の地域で、薬草というのはどっちかというと多年生植物が多いん

ですよ。ですから、北海道とかあるいは東北あたりでは雪で枯れてしまうからなかなかそういう薬草というのは広がらないんです。ただ沖縄みたいなところは、そういう意味で地の利を得て非常に薬草の宝庫と言われているんですね。その薬草類が当時沖縄には余りなかったんですよ、なかった。しかも、薬草についても環境保健部のほうで――今は環境保健部とは言わないですね――薬効を見るだけの課があったんです。しかし、これじゃ広がらないでしょうということで、私はやはりこれは生産する場へ移すべきだということで、この薬草についての所管課は農林水産部に移したんですよ、移した。そしてそこで生産もしましょう、試験研究もしましょうということになっていろんな項目が組み立てられました。その後、今、企画部にあるその試験場で薬草関係についてどんな研究がなされているのか、それをちょっと知らせてください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 専門的な知識というふうなものでは若干問題あるかもしれませんが、今議員が言われた薬草の薬用植物の研究、私も実はこれ覚えております。20年ほど前に財政課で予算担当にありまして、環境保健部それから農林水産部を見ましたけれども、その際たしか長崎大学と委託研究をしていたというふうな印象がございます。その時点では、農林水産部の中ではやはり食料生産に係るものを中心にしてやるというふうな考え方があって、なかなかそれがその中では実施されていなかったというふうなことが印象として残っているわけですが、今日、こういう薬用植物については最近の健康バイオの関連だとかさまざまなニーズが出てきております。現行この農業研究センターの中では、例えばミシマサイコとか、それからウコンとか長命草とかそういうふうなものの研究がされてありまして、それについての栽培指針が策定をされているというふうなことであります。また、農業研究センターの名護支所では、本土大手化粧品メーカーからの委託も受けて現在健康食品開発の共同研究をやっているというふうな状況であります。また、農業研究センター以外に工業技術センター、それから森林資源研究センターの中でもそれぞれ薬用作物の研究が行われているというふうな状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 沖縄の産業の中で、今までの農林水産物はこれからやはり土地利用型じゃないとなかなか難しい面があるわけですが、有機栽培という形でどんどんまたこれは安全・安心のものをつくっていくとい

う方向があるわけですが、もう一つは、沖縄の持つ新たな産業、僕はこれは葉草だと思うんです。葉草は、基本的にこれからの長寿志向の社会に向けて絶対必要だし、それから加工によって製造加工業の進展、あるいは雇用も大きい。これはまさしく知事が提案している1000万人観光客、観光産業とも非常に提携できるようなものなんです。こういうことこそ僕は絶対に沖縄が、沖縄は土地も小さいわけでありますから、しかしながらその利点を生かしながら進めていくと、こういうことが大事じゃないかというふうに思うんです。それで、やはり今ある制度というのは、総務部長もなかなかそれは今あるわけだからすぐはどうしようということとは言えないでしょう。言えないからまずこれは時間的経過を与えておきましょう。知事は来年度、組織編成とか何か言っておりますので、それに向けては絶対そこら辺を踏まえて、僕は6月にまたさらに構築して私もどんどん提言していきますので、これはひとつやってもらいたい、こういうふうに思います。

ちょっと休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時25分休憩

午後3時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○当銘 勝雄君 内閣府の沖縄関係予算ですが、総務部長は0.1%ふえたと。また、知事は沖縄の経済自立に向けていろんなものが仕組まれたということで評価するようなことがありました。しかしながら、私は沖縄関係予算を眺めてみますと、この10年間、実に半分以上に減っているんです。これは大変な問題です。ところが、今度国の予算はふえているんです。かつて70兆、80兆から今、92兆ですか93兆まで膨れ上がっているんです。そういうことで、沖縄関係予算が減ってきた理由というのはどういうふうに知事は認識しているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 沖縄関係予算に関しまして少し御説明いたします。

例えばですけども、国の一般会計予算、平成13年度当初が82兆円です。そのうちの公共事業費は9兆円ですね。平成23年次年度当初ですけども、国の一般会計予算92兆円に確かに増額しています。そのうち公共事業予算が5兆円に減じているわけですね。そういう関係でいいますと、公共事業費は約41.9%の減です。平成13年度、10年前に比べまして。ところが国の一般会計予算は11.8%増なんです。これを沖縄関係予算に比較してみますと、平成13年度の内閣府沖縄担当

予算は3490億円、そのうち公共事業費は2939億円、約8割が公共事業関係予算なんです。そして平成23年当初予算、内閣府の沖縄関係予算、おっしゃるとおり2301億円、約34.1%減です。公共事業費も35.1%の減で1906億円になります。

私が申し上げたいのは、その予算の構成比が違います。国の公共事業は国の予算に占める割合は約10%です。沖縄関係予算の中に占める公共事業費は約8割なんです。公共事業費の落ち込みがあるものですから、国も沖縄県もあるもんですからこれだけ落ち込んでいますけれども、国全体の予算は確かに伸びていますけれども、それは比率が違うからだという形で御理解いただけたと思います。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 総務部長、確かにそれはそうかもしれません。国の予算としては、例えば社会保障費が伸びていきますよ。そういうことでバランスは違ってくるんですが、私は、今沖縄が社会資本は一応何とかかなりましたとか言っているわけですが、沖縄全体の予算が、要するに私が持っている資料では、1998年というのは平成10年ですか、これでいうと4713億円。ところがことしの2011年、2301億円、実に半分以上なんですよね、それでいいのかと。さらにまたもう一つ見ると、実は農林水産予算もそうなんです。僕は、知事は農林水産を大事にしていらないんじゃないかと本当に言いたいところなんですけれども、これもまた現年度、平成22年度11.5%の削減でした。これは同意を求めませんから言いますが、ことしも若干、だから下がった。これも見ますと本当に沖縄というのは公共事業を含めて農林水産もどんどんどんどん減っている、これが事実じゃないかなというふうに思うんです。ですから、そこら辺に対してやはり全部今の国の予算編成に対して知事が評価するような言葉は僕はよくないんじゃないかということでこれを言ったわけです。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時29分休憩

午後3時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○当銘 勝雄君 再びカジノ問題ですけども、さっき観光商工部長はギャンブル依存症とかこういうのがあって、公的機関が管理すればさほど問題はないんじゃないかというような答弁だったと思うんですが、部長の最初の答弁でカジノは国際観光地として非常に有効であるというような答弁をしたんですね。知事の答弁

はそういう文言は一切ないんですよ。この国際観光地で有効というのはもう踏み込んだ発言じゃないかと思うんですが、そう思いませんか、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 世界の120カ国余りの国でやはりカジノに取り組んでおるということは、知事の発言と共通しているというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 120カ国で導入されているというのは知事も一緒ですよ。しかし、知事の答弁はそうじゃなくて、120カ国に導入されている。そういうことで多くのメリットがあると知事は言ったんです。あなたはカジノは国際観光地としても有効であると、委託研究のあれをそのまま受けてあなたが判断したのかどうかわかりませんが、私はデメリットを余り言わないでメリットばかりやっている部長の姿勢というのは僕は認められないと、こういうことで答弁は要りませんから、そこは指摘しておきます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後3時33分休憩

午後3時57分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 こんにちは。

社大・結の会、議席番号21番、新垣清涼、一般質問を行います。

まず、基地行政についてであります。先日の23日水曜日、この本会議が終わって家に帰ると、F15が普天間飛行場の上空を飛んでいます。物すごい音です。嘉手納基地周辺の皆さんの被害、嫌な思いはよくわかります。普天間は、さらに住宅地域に近いものですから、とてもじゃないけれどもこういう音を聞かされてしまったもんじゃないなという思いがしています。直線距離にすると300メートルはないんじゃないかなという距離で、物すごい爆音を響かせて2機編隊で何度も繰り返し飛んできておりました。こういう沖縄の現状を一日も早く解消できればいいなという思いで一般質問に入っていきます。

まず(1)番目に、普天間基地の危険性の除去についてどう取り組むか伺います。

(2)、爆音被害を受けながらも防音工事の対象外になっている県民がいます。救済措置を講ずるべきと考

えるかどうか伺います。

(3)、沖縄県に配置されている米軍の定数というのは決められているのでしょうか。県外への移転訓練が行われても、そのあきをねらってよその地域から沖縄へ訓練に来るようでは沖縄の負担は軽減どころか増加するばかりです。増加を認めず、確実に負担軽減に向けた取り組みを両政府に約束させるべきです。沖縄県民の基地負担軽減をどう求め実効性のあるものにしていくか伺います。

(4)、鳩山前総理の「抑止力は方便だった」との発言がありました。抑止力について知事の見解を伺います。

(5)、普天間飛行場の県外移設について政府にどう求めるか伺います。

2、観光行政について。

(1)、観光立県を標榜する県としては県道沿い——国道も含めてであります——の雑草が非常に気になります。対策はどうなっているか伺います。

(2)、沖縄観光はリピーターの割合が多いと聞いています。修学旅行生やリゾートウエディングを挙げられた皆さんに対する、またいらっしゃいというアプローチはどのように取り組まれているか伺います。

(3)、地域資源活用観光人材育成事業とはどのような取り組みなのか伺います。

3、環境行政について。

生物多様性地域戦略の策定に向けた調査の進捗状況、それから、これからの行動計画について伺います。

4番目に、雇用・労働行政について。

(1)、失業率の改善が依然として進まない状況について知事の見解を伺います。

(2)、新年度も新しく「みんなでグッジョブ運動」の予算が組み立てられておりますけれども、これまでの成果と、この新しくなったグッジョブ運動はどう違うのか、その取り組みやその課題について伺います。

5番目に、農業政策についてであります。

(1)、政府の環太平洋経済連携協定交渉への参加について。

沖縄県農業についてどのような影響が予想されるか伺います。

(2)、貿易自由化、こういう時代ですから、これからどんどんそういった貿易に対しては税金のかからない自由化時代に向かっていくと思うんですが、そういった時代に向けての取り組みが必要になってくると思いますが、その取り組みについてあれば伺います。

(3)、地産地消の取り組みについて伺います。

(4)、農林水産業振興計画についてお伺いします。

6、世界のウチナーンチュ大会について。

(1)、これまでの開催の趣旨とその成果について伺います。

(2)、これまで築き上げたそのネットワークを、今回あるいは今後どのように生かそうとしているのか伺います。

7、我が会派の代表質問に関連してお伺いします。

大城一馬議員の質問に関連してですが、米海軍の訓練区域内、区域外で訓練が行われていることについて政府の監視体制はとられていないとしているが、県民の安全性の確保、危険性の除去からして、知事は政府に監視体制の確立を求めるべきではありませんか伺います。

次に、昨年12月23日に東村高江区において、ヘリパッド建設に反対している地域住民のテント小屋が米軍ヘリのホバリングによるものと思われる被害について、沖縄防衛局は、米軍は通常の訓練は行ったが、ホバリングはしていないとの返事があったとのことですが、通常の訓練であるような被害が繰り返されるのなら決して許されるものではありません。真相を究明すべきだと思います。知事の見解を伺います。被害届は出されていますか。その処置はどうなっていますか伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、基地行政に係る御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去につきましては、駐留部隊の移駐や訓練の縮小、そして分散移転など普天間飛行場のヘリ等の運用を極力低減し、早期に危険性の除去及び騒音の軽減を図ることを政府に求めてまいりました。また、去る1月に開催されました米軍基地負担軽減部会におきましても、政府に対し危険性除去の具体的な取り組みについて地元の要望を聞いていただきたい旨求めたところであります。

県といたしましては、引き続き軍転協とも連携をし、普天間飛行場の危険性の除去について具体的な方策の提案、そして実施に向けさらに検討を加速させるよう政府に求めていきたいと考えております。

同じく基地行政に係る御質問の中で、普天間飛行場の県外移設に向けた取り組みについての御質問にお答

えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談などあらゆる機会を通じ普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えており、平成23年度には世論を喚起するため広報活動などを積極的に推し進めてまいり予定でございます。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうためのあらゆる対策を検討し実施してまいりたいと考えております。

次に、観光行政に係る御質問の中で、道路沿いの雑草対策についての御質問にお答えいたします。

県道の雑草につきましては、これまで道路構造の工夫や道路ボランティア団体の協力などのコスト縮減を図りつつ対策に努めてまいりましたが、管理が十分とは言えず、平成22年度は1億2000万円の補正を行い、雑草対策を実施いたしているところであります。

今後もコスト縮減を図りつつ必要な予算を確保して雑草対策に取り組み、観光立県にふさわしい道路管理に努めてまいり所存でございます。

次に、雇用・労働行政に係る御質問の中で、失業率の状況、そして「みんなでグッジョブ運動」の成果、今後の取り組み等の御質問にお答えいたします。ただ、この4の(1)と4の(2)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

「みんなでグッジョブ運動」を進めてきた結果、平成18年と平成22年の完全失業率を比較いたしますと、全国が4.1%から1.0ポイント悪化し5.1%となっている中、沖縄県は7.7%から7.6%と0.1ポイントではありますが改善をいたしております。また、就業者数は、同じく全国が126万人減少する中、沖縄県は2万5000人増加いたしております。

「みんなでグッジョブ運動」の成果として、就業者数は着実に増加いたしていることから、今後ともグッジョブ運動を継続して推進し、本県の課題である雇用の場の創出、そしてミスマッチ対策並びに若年者の就業意識の向上を図り、完全失業率の全国並みに向けて取り組んでまいり所存でございます。

次に、農業政策に係る御質問の中で、地産地消の取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、地産地消を推進するため「沖縄県地産地消推進計画」に基づき、関係機関と連携をし取り組んでおります。

具体的には、第1に、市町村における地産地消推進

計画の策定支援、第2に、35店舗の「おきなわ食材の店」を100店舗へ登録拡大すること、第3に、「花と食のフェスティバル」の開催、第4に、新たに2カ所のファーマーズマーケットの設置、第5に、親子料理教室及び農業体験の開催、第6に、フードアドバイザーや地産地消コーディネーターの配置などなど、量販店や学校給食等における県産食材の利用を促進いたしております。また、平成23年度は若い主婦層をターゲットといたしました新レシピの提案や地域特産品を活用しました加工品を開発し、県産食材の新たな魅力を創出するなど、引き続き地産地消の推進に取り組んでまいります。

次に、世界のウチナーンチュ大会に係る御質問の中で、ウチナーンチュ大会の開催の趣旨に係る御質問にお答えいたします。

世界のウチナーンチュ大会は、世界各地に在住している県系人、県人会等とのネットワークを構築し、ネットワークのさらなる拡充と発展を目的として、これまで4回の大会を実施してまいりました。その成果として、第1回大会では、ウチナー民間大使制度が発足し、第2回大会では、ビジネスネットワークとしてWUBが設立されております。そして第3回大会、第4回大会では、ウチナーネットワークを担う次世代の育成を目的に「ジュニアスタディーツアー」、そして「ホストファミリーバンク事業」が創設されております。以後、継続事業として毎年実施されております。

第5回大会は、新たに「沖縄21世紀ビジョン」にうたわれる「世界に開かれた交流と共生の島」の実現に資することなどを目的として、本年10月12日から16日までの5日間開催する予定でございます。今大会の開催により、ウチナーネットワークとウチナーアイデンティティーを次世代に継承し、世界に向けた新たなネットワークの展開を推進してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地行政についての御質問の中で、防音工事対象区域外における騒音調査と救済措置を講ずることについてお答えいたします。

県としましては、住宅防音工事の対象区域に入っていない地域においても騒音被害の実態があることを踏まえ、去る2月8日、軍転協を通じ住宅防音工事対象区域の拡大を含む騒音対策の強化・拡充について政府に対し求めたところであります。平成23年度は、県と

してうるま市から那覇市にかけて航空機騒音の調査対象地域を拡大し、航空機騒音の実態を把握していきたいと考えております。当該調査結果は、今後も国に対して住宅防音工事の対象区域拡大を求める際の客観的資料として活用することを考えております。

これらも踏まえ、県としては、今後ともあらゆる機会を通じ航空機騒音の軽減を日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、実効性のある基地負担軽減についてお答えいたします。

県は、これまで軍転協や渉外知事会等とも連携し、訪米を含むあらゆる機会を通じて事件・事故を初めとする基地負担の軽減を求めてきました。昨年9月には、沖縄政策協議会のもとに米軍基地負担軽減部会が設置され、沖縄の基地負担の軽減に向けた議論が行われているところであります。また、今後取り組む総合的安全保障の研究の中で、基地負担軽減に向けた効果的な方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、抑止力についてお答えいたします。

政府は、防衛白書において「わが国に対する武力攻撃に際しては、相手国が自衛隊に加えて米軍と直接対決する事態を覚悟する必要性が生じることとなり、在日米軍がわが国への侵略に対する抑止力になる。」としております。

県としましては、抑止力についてさまざまな意見があるものと承知しており、今後とも研究してまいりたいと考えております。

いずれにしても、県としては、抑止力の議論にかかわらず、沖縄の過重な米軍基地負担の軽減が日米両政府において着実に進められることが重要であると認識しております。

次に、我が会派の代表質問との関連についてのことで、訓練区域の監視体制についての御質問にお答えいたします。

県は、従前より政府に対し日本の排他的経済水域における米軍の演習・訓練について、情報の入手及び速やかな情報提供を求めております。今般のような情報提供が訓練前日に行われたことや、訓練区域外に及ぶ爆撃訓練は漁業者を初め関係者の対応を困難なものとし、混乱と不安を与え、極めて遺憾であります。

県としましては、二度とこのような事態が生じないように、去る1月25日の米軍基地負担軽減部会及び2月7日から9日までの軍転協要請において、政府における連絡体制及び連携体制の見直しを求めたところであります。

次に、ヘリのホバリングの真相究明についてお答えいたします。

報道によりますと、昨年12月23日午後7時45分ごろ、東村高江区において米軍ヘリコプターのホバリングによる風圧で付近に設置されたテント等が損壊する被害が発生したとのことであります。翌24日、県は、職員を派遣して現場確認や東村及び高江区から事情を聴取するなど状況の把握に努めたところであります。また、沖縄防衛局を通じて米軍に対し照会したところ、当日の夕方、米海兵隊のヘリコプター1機が通常訓練を行っていたが、テント上空でホバリングはしていないとの回答がありました。県としては、改めて沖縄防衛局に照会を行っているところでございます。

なお、本件について被害届が出されたことは承知しておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 観光行政についての中、修学旅行やリゾートウエディングの再来アプローチについての御質問にお答えします。

沖縄の修学旅行については、独自の歴史・文化、平和学習、自然環境等の体験プログラムが高く評価されており、修学旅行生のリピーター化が図られるようさまざまな体験メニューの拡充に取り組んでおります。その中でも、一般民家に宿泊し、地元の人々とじかに触れ合い交流する民泊は、修学旅行後に家族で再度民泊先を訪れるなど新たな交流を生み出しております。

リゾートウエディングにつきましては、夫婦や家族の記念日を祝う沖縄アニバーサリーウエディング等の誘致に取り組み、リピーター化の推進に取り組んでおります。

県としては、今後とも沖縄を訪れた観光客が沖縄の魅力に触れることができ、再び沖縄を訪れていただけるよう多様なメニューづくりや受け入れ体制の強化に取り組んでいきたいと考えております。

同じく観光行政について、地域資源活用観光人材育成事業についての御質問にお答えします。

地域資源活用観光人材育成事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、沖縄の観光資源についての知識の習得及び旅行の手配などの現場実習を通して新たに観光人材を育成し、就職支援を行うものであります。具体的には、沖縄の自然、歴史、伝統芸能等に関する知識の習得や旅行日程管理業務の実習などによりツアーコンダクター等の人材を育成し、観光関連業界への就職支援を行うものであります。

今年度は大卒の未就職者6名を対象に事業を実施しておりますが、来年度は事業規模を拡大して12名を対象に事業を実施する予定であります。

世界のウチナーンチュ大会についての中、ウチナーネットワークの活用についての御質問にお答えします。

現在、主なウチナーネットワークの拠点として、海外県人会や過去の大会を機に創設された新ウチナー民間大使、WUBなどがあります。

海外県人会につきましては、現在24カ国、3地域に80団体が存在しており、海外留学生、技術研修員受け入れ、ジュニアスタディーツアーやホームステイ事業など県事業への協力、知事・議会等出張等の際の連携、文化・伝統芸能などの民間交流、ウチナーンチュ大会の参加呼びかけなどに協力しております。

新ウチナー民間大使につきましては、現在28カ国、3地域に220名が任命され、海外における沖縄の魅力発信及び文化・伝統芸能、経済、観光、スポーツなど幅広い分野における交流の人的拠点として活躍しております。

WUBにつきましては、現在世界各地に21の支部が設置され、地元企業の国外進出等の連携窓口としての機能を持ち、国際ビジネスの促進、情報の交換、会員の研さん・交流・親睦などが図られております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 環境行政についての御質問の中で、地域戦略策定の調査の進捗状況と今後の計画について、3の(1)と3の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

生物多様性地域戦略の策定に向けた調査については、今年度、本県の沿岸域から陸域に至る自然特性と社会特性の状況を把握するため、既存文献資料の収集などの基礎的調査と体系的な取りまとめを行っております。また、生物多様性の地域への浸透を図るため、県外から有識者を招聘して「生物多様性地域戦略に関する講演会」を那覇市、宮古島市、石垣市において開催したところであります。

平成23年度からは、有識者、行政機関、事業者団体、NPOなどから成る検討委員会を設置し、生物多様性の保全と持続的な利用に係る方向性や目標、行動計画などについて本格的な検討を行うこととしております。また、地域の人々の意見を聞くワークショップや幅広い意見を交換するシンポジウムなどを開催するなどさまざまな主体の参画と協力を得ながら、沖縄の

自然特性や社会特性を踏まえた地域戦略を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業政策についての中で、ＴＰＰ参加による本県農業への影響についてお答えします。

ＴＰＰは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となることから、国内の農林水産物に大きな影響が出ることが懸念されております。本県においても、さとうきび、パイナップル、肉用牛、水産物などで影響が出ることが懸念されており、農林水産省が示した考え方を踏まえて計算したところ、直接影響額が約580億円、関連産業等への波及も含めると約1420億円の影響が出るものと試算されます。

そのため、県では、国民の食料安全保障の確保と国内農業への影響などの観点から、ＴＰＰ交渉に参加しないよう適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう万全の対策について、農業団体等と連携し国に対して強く要請したところであります。また、県内では、去る1月29日に「ＴＰＰ交渉への参加に反対する沖縄県民大会」が開催されたほか、ＪＡ沖縄中央会による「ＴＰＰ交渉参加反対署名活動」などの取り組みも実施されているところであります。

今後とも、ＴＰＰ交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し、適切に対応してまいります。

次に、貿易自由化時代に向けた農業の取り組みについてお答えします。

本県の農業の振興につきましては、亜熱帯の気候特性を生かして、市場競争力のある付加価値の高いおきなわブランドを確立する必要があると考えております。

そのため、県といたしましては、安全・安心な農産物の生産供給体制の強化を図るため、国際的に認められたＨＡＣＣＰに対応する食肉加工処理施設の整備や生産工程の正確な評価を行う農業の生産工程管理手法の導入などを推進しているところであります。また、機能性の高い県産農林水産物を利用した加工技術の開発や商品化などに取り組んでいるところであります。

具体的には、カテキンを多く含むお茶や紅茶の栽培普及・商品化、ノビレチンを豊富に含むシークワサーの加工品開発など、時代のニーズに対応したブランド化に取り組んでいるところでございます。

次に、農林水産業振興計画についてお答えいたしま

す。

農林水産業振興計画における主な指標の進捗状況は、平成23年度の目標値と比較しますと、ゴーヤー、菊、マンゴー等の戦略品目の拠点産地は、142地区に対して平成23年2月末現在で82地区を認定し、進捗率59%、農業産出額は、1300億円に対して平成21年は892億円で、進捗率69%、認定農業者数は、3000経営体に対して平成21年度2927経営体で、進捗率98%、圃場整備率は、72%に対して平成21年度までの整備率は53%で、進捗率74%、町と村の交流人口は、100万人に対して平成21年度の概算値で112万人で、進捗率112%などとなっております。

また、耕作放棄地の再生利用につきましては、耕作放棄地対策事業により平成21年度までに73ヘクタールが再生されており、平成22年度は110ヘクタールの再生作業により営農定着等を支援することとしております。今後、平成23年度を目途に350ヘクタールの再生を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それでは、ちょっと順番を変えていきたいと思います。

まず、世界のウチナーンチュ大会で、第1回にはウチナー民間大使、そして2回、3回といろいろな成果を上げておられるわけですが、今こういうふうにしてたくさんネットワークをつくられているわけですから、ここを沖縄でまとめている箇所はどこで扱っていらっしゃるのか、どこが担当していらっしゃるのか。そういった成果ですね、民間大使もいらっしゃるわけですから、これだけの皆さんをやはりもっと活用すべきだと思うんです。

沖縄のよさの発信もそうですが、それぞれの国のよさ、あるいはもちろん文化だとかもそうなんですが、今沖縄が抱えている問題について、例えば基地問題にしても、知事は、23年度は日本全国に発信をしておっしゃっているわけですから、そういう意味ではこの世界のウチナーンチュ、ウチナーンチュのアイデンティティーということもおっしゃっていますので、そういう意味では、私たちの母県としての非常に財産になると思うんです。だから、この人たちに、4年に1回とおっしゃらずに、できれば年に1回でも何人か沖縄に集まっていたら、そこでテーマを決めたサミットみたいな形のものがないのかなど。

それから、やはりこれからは武力でもって抑止力を持つのではなくて、そういう人的な交流が大切だと思います。そういう意味でも、それぞれの国の国民性だ

とか、物の考え方だとか、そういったことを情報入手し、あるいは研究することによって、沖縄の基地問題を解決するためにアメリカ政府にはどう訴えたほうがいいのか、政府なのか、議会なのか、国民なのか、そういったこともやはり出てくるのではないかなという気がします。

そして、世界に知らせることによって、私たち沖縄が抱えているこういった――私は差別的な扱いだと思っているんですが――扱いは解消されていくのではないかなと思います。

私は、先月、グアムに玉城議員なんかと一緒にやってきたんですが、向こうの皆さんは、やはりアメリカの準州という立場で、中央政府に対しては愛国心もあるわけですから基地の受け入れに対してノーとかという話は余りなさらないんです。ただ、やはり一時的に労働者が入ってきて人口が多くなると、いろいろインフラ整備の問題であるとか、そういう話があって、向こうの皆さんは、そういう意味ではなかなか言いにくいという話があったわけですね。

ですから、向こうにも沖縄の方がいらっしゃるわけですが、そういった皆さんの考え方だとか、そういった情報をここでいつもまとめて、キーになる部署があればそこに情報を集めて、そこでいろんな政策に転換できるんじゃないかなと思うんですが、世界のウチナーンチュ大会が4年ごとに開催されていてこれだけのネットワークができていますから、その窓口をしっかりとどこかに置かれて常にできるような体制づくりが必要ではないかなと思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今現在、窓口は観光商工部の中の交流推進課が窓口となって、今回の10月に行われる世界のウチナーンチュ大会の準備とかいろんなことをやっております。

議員御指摘のとおり、やはり4年に1回、5年に1回の大会だけじゃなくて、やはりこういうふうに世界に広がっているネットワークをうまく使うか、これはいろいろ議論されてきたところでございます。我々としては、これまでまず若い人、ジュニアスタディーアとかホストファミリーとかこういうのはもう毎年継続してやってきているところでございます。その中でまた新たに動いたのがWUB（ワールド・ウチナーンチュ・ビジネスネットワーク）で、こういう動きはいろんなところで起こっておりまして、これをまとめて情報発信するところ、こういうものも新たに必要じゃないかという内部では議論をしているところでし

て、今回の大会で移民史みたいなものの常設的な展示の話などもございまして、それさえもまだないということも含めて、こういう今まで集まった成果をまとめて展示するところやこれから引き続き今後の情報を発信する、こういう拠点みたいなものも今議論しておりまして、少し研究させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひそういう取り組みをやっていたきたいなと思うんですね。

ホストファミリーとかWUBにしても、例えば沖縄にいらして、たまたまここで商談が成立して結んで終わりということではなくて、やはりまた交流推進課のほうでしっかり把握されて、そしてこの仕事は別の民間あるいは外郭団体でもいいかと思うんですが、そこに移してもいいですから引き続きできるような形、そしてそのホストファミリーにしても、その方との関係だけではなくて、今度はそういった全体のネットワークづくりを広げることによって、さらに次世代の子供たちにもつながると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、観光行政についてであります。やはり沖縄に一度いらして、そしてある意味で沖縄のよさを感じ取って帰られるわけですね。例えば、修学旅行生にしてもそうですが、結婚式を挙げられる方にしても、その家族もいらっしゃるわけですから、先ほど部長がおっしゃっていたように、やはり記念日で訪れるような仕組みづくりが何かできないかなと思うんです。僕のこの貧弱な発想ではなかなかないんですが、例えば、記念木を県が提供してどこかに植えてもらうとか、あるいはこれは酒屋さんが取り組んでおられると思うんですが、酒屋さんで3本の一升瓶を買ってもらって、3年目になると連絡をして3年記念で1本送りましょうと、5年たったらまたもう1本送りますと、そのためにそのお酒代はいただきますけれども、預かり賃は県のほうで負担しますとか、あるいは割引券を発行するとか、そういった必ずまたいらっしゃる仕組み、そういう仕組みづくりもぜひ取り組んでいただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） リゾートウエディングにつきましては、先ほどアニバーサリーということで、そういう誘致に取り組んでおりまして、今やはり記念日を沖縄にというキャンペーンを張っていただいて、いろんな仕掛けをやっているところでございます。今後これをてこ入れしてさらに大きく発展させて

いきたいなというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 次に、環境行政についてですが、生物多様性地域戦略についてはもう策定をして次に取り組まれるということですのでけれども、たしか去年名古屋で生物多様性の会議があったと思うんですね。やはりそういった会議が行われて、その後にそういう戦略をつくっていくというのは、何か非常におくれているような気がするんです。というのは、今ヤンバルのほうでも、これは農水省の支援事業ですかね、高率補助があるからということで皆伐をして、また、これまでの沖縄のヤンバルの森にふさわしい樹種が皆伐されて、新しく違う木を植えられているようですけども、そういったことが毎年毎年行われていくわけですよ。そういうことに歯どめをかけるためにも、沖縄の自然をしっかりと残すためにも早目の取り組みが必要じゃないかなと思っています。

ぜひ今の計画を総力を挙げて取り組んでいただいて、沖縄のよさはやっぱり自然でもあります。沖縄観光の魅力というのは自然でもあります。だから、そういったのはぜひ大事にしていきたいなということを、あと一度決意をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

○文化環境部長（下地 寛君） おっしゃるとおりCOP10が開かれまして、全国的にも生物多様性に係る認識というのは強まっております。県でこの生物多様性の地域戦略をつくっているところはまだ7県ぐらいしかなくて、これから全国的に広まるという状況です。我々も先進県の調査などもしていますので、しっかり策定に向けて取り組んでいきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 全国でも少ない取り組みだからということで決して安心なさらずに、やっぱり全国でもトップになるんだという思いでやっていただきたいなと思います。

それから、先ほど失業率の件で、知事、全国が4.1%から5.1%に悪化していると、我が県は7.7%から7.6%で少しではあるけれども改善されている、これは非常に評価いたします。ところが、まだ絶対数として7.6%なんですね。そういう意味では、全国が今労働者の人口が少なくなっているわけです。沖縄のほうは少子化ではなくて、就労対象人口といいますか、こういうのがふえているわけですから、そういう意味ではやはりもっともっと工夫をしていろんな発想の転換というのもあると思います。ぜひ、若い皆さんが学

校を卒業しても仕事がないというような状況をつくらないように、そういう状況のままでいると、やはり若者たちの夢がなくなってくると、いろんなことにマイナスになっていきます。ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思います。決意をお願いします、どのぐらいまで落とされるか。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 議員がおっしゃっており、やはり人口が伸びておりまして、正直言いまして、それになかなか雇用の機会が追いついていかないというような状況が続いておりまして、一応我々としては、やはり若い人がどんどんこれから県外だけじゃなくて海外にも目を向けていただくというような仕掛けも今準備しているところでして、やはりその若い人たちのこれからのキャリア教育というのは非常に大事だと思いますので、この件は先ほちょっと議員からお話がありました「新みんなでグッジョブ運動」という話なんですけれども、「新」をつけたのは、やはり県民の一人一人、皆さんから提案を受けて、県が主導するのではなくて、地域も全部絡めてもう一度やろうという話などもありますので、やはり地域全体で取り組んでいきたいなというふうに思っております。あわせてこれから沖縄を担う若い人の人材育成及び就業機会の拡大、これは努力して取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひそういう取り組みをお願いします。

それから基地行政ですけども、先ほど関連質問の中でお尋ねしました監視体制を政府に求めていくべきではありませんかということに対して、知事公室長は、連携体制を求めているということなんです。海の上というのは陸上とは違って、やっぱり区域内なのか区域外なのかというのは非常にわかりにくいところもあると思うんですが、しかし、やはりそこは県ではなかなか厳しいかと思いますが、国のほうでもしっかりちゃんと安全にやられているかというような監視体制を求めるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ことし2月1日に、参議院議員の糸数慶子議員の質問主意書に対する答弁が出ておりました。御承知かもしれませんが、いわゆる水域外の訓練というのは国際法上認められているといった見解を示した上で、糸数議員が「お尋ねのような「監視態勢」はとっていない。」と政府は答弁して

おるわけです。しかしながら、県としましては、基本的にこれだけの訓練水域がある中で、訓練水域外の演習は行われるべきではないと、さらに先般の事例のようにそれが1日前に通報されるというようなことは、先ほど申し上げたように大変漁民、県民に不安を与えるということなので、監視態勢も含めてやはりしっかり危険を回避するような通報体制、連携体制をとってくれというのが県の主張でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 おっしゃるとおりなんです。だから、区域内であれば、ある意味でそれは国と国との約束ですから容認ということになるかもしれませんけれども、区域外についてもノーと言わないといけませんし、今おっしゃるように1日前ではとてもじゃないけれどもその周知も厳しいかなという思いがします。ですから県民の安全を守るためにも、ぜひそういったことは引き続き取り組んでいただきたいと思います。

仲井真知事は2期目の選挙に向けて、普天間基地は県外移設による返還を求めるとおっしゃり、そして就任のあいさつでも、政府が進める「当該移設案を受け入れることは極めて厳しい」と、そして「地元の理解が得られない移設案を実現することは極めて困難である」と。ことしの所信表明の中でも県内移設は事実上不可能ではないかとおっしゃって、さらにきょうの玉城議員の質問の中でも、その県外移設を求める姿勢は変わらないとおっしゃっているわけです。やはりそうであれば、私たちは、普天間基地についてはとにかくもう県内移設はだめですよと、そして県外を求めますということで一致できるわけですから、そういう意味では、ぜひ今度の訪米は知事も、議会も、そして軍転協、あるいは各市町村、あるいは民間も含めてもいいかと思います。大挙した要請団を送るか、あるいはまずは知事と議長が行くと、あるいは次に関係市町村の首長が行くと、あるいは次に県議会が行くと、とにかく波状攻撃にするのか大挙にするのかそういったことも含めて、次年度はそういった沖縄県民の願い、思いというのはこうなんだということをアメリカの議会に訴えることが必要じゃないかなと思っています。

といいますのは、日本政府に幾ら言っても、日本政府は沖縄県民にある意味で隠したり、あるいは聞いても、決議文、あるいは意見書を持っていてもなかなかそれにも返事もしてくれないし、誠実な対応がちょっと見えないという部分を私は感じています。

そういう意味では、世界で最も民主的な国家であると言われている、自負しているアメリカの皆さんに、あなた方は民主的な国家だと世界に言っていますね

と、その民主的な国家に私たちは、沖縄県はこういう状況で非常に県民が被害を受けて困っていますと、ぜひ改善をしてほしいという訴え方をすることも必要ではないかなと思っています。ぜひその辺の取り組みも考えていただきたいんですが、どうでしょうか知事。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 基本的には議員がおっしゃることとほとんど変わりはありません。アメリカの議会がどこまで民主的なルールを我々に対してアプライするかどうかちょっとわかりにくいところはありますけれども、ただ、おっしゃる方法はいずれ必要だとは思っておりますが、どんなタイミングでどんなふうにするというのは、もう少し研究させてください。

○議長（高嶺善伸君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 あと1点だけ、知事公室長、爆音の被害なんですけれども、今、普天間基地や嘉手納基地の周辺には測定機がついていますね、騒音測定機。その測定機の数値を国道沿いでもいいですし、県道沿いでもいいんですが、そこで電照看板にして表示して、例えば嘉手納ですね、ただいまのF15のうるささ指数は幾らであると、98であるとか、102であるとか、そういう数字を出せる電照看板。音というのは人によってうるさいという度合いが違うと思うんですね、表現も違うと思うんです。ところが、今飛んでいった飛行機の音というのは、ああいうふうにして画面で数字であらわされるとみんなが共通できるわけですね。そういったことを今度何かの予算でつけられないものか、嘉手納のその地域にぜひその辺も検討していただきたいと思いますんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御提案の件につきましては、いろいろ技術的なものとか課題があるのかなと思いますけれども、議員の御発言はやはり騒音に苦しめられている住民の声だと受けとめまして、しっかり検討してまいりたいと思います。

○新垣 清涼君 ありがとうございます。終わります。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 発言通告に基づいて、以下質問を行います。

1、知事の基本姿勢について。

(1)、鳩山前首相の「方便」発言について知事の見解を問うものです。

(2)、海兵隊は海外侵略の部隊である。海兵隊は抑止力とする日米合意の撤回、辺野古新基地建設断念、普

天間基地の撤去、海兵隊の撤去を日米両政府に求めるべきではないか。辺野古新基地建設反対、普天間基地の撤去に対するこの間の取り組みと今後の具体的な対応について知事の見解を問う。

(3)、沖縄の現状は、米軍基地建設や演習の激化、自衛隊と米軍の統合訓練一体化と与那国島への配備、航空自衛隊那覇基地の戦闘機部隊の増強、海上自衛隊、潜水艦の増隻など、米軍と自衛隊で沖縄を軍事要塞化とする状況となっている。基地のない沖縄に向けて知事の見解を問う。

(4)、高江ヘリパッド問題について。

ア、ヘリパッド建設工事は辺野古の新基地建設計画と一体であるSACO合意に基づくもの。工事はあくまで辺野古の新基地建設計画を前提とする事業である。知事は、知事選挙の公約で辺野古新基地建設計画に反対を明言した。高江のヘリパッド建設は辺野古の新基地建設と一体である。したがって、高江のヘリパッド建設反対を明確に表明すべきではないか。

イ、沖縄防衛局は工事強行理由として、県、東村、高江区の理解が得られていることを挙げているが、防衛局が言う理解は合理性がない。東村村長はヘリパッド反対を選挙の公約に掲げた。高江区の反対決議は現在も効力を持っている。防衛局に県も知事も理解をしていると口実を与えた知事の責任は重大である。

ウ、工事の強行は住民に対する重大な挑戦であり、工事をめぐる裁判が係争中であるにもかかわらず工事を強行することは司法の尊厳を冒瀆する許しがたい行為である。工事を強行する防衛局職員や作業員に住民、支援者が抗議する中、女性けがを負っている。知事は工事中止を求めるべきである。知事の見解を問う。

2、琉球諸島の世界自然遺産登録推進について。

(1)、世界自然遺産の登録基準に合致する可能性が高いと判断された点と、世界遺産に登録されるためにクリアすべき課題解決のための取り組み、事業計画と予算などについて、当局の対応と見解を問う。

(2)、世界に誇る固有種の宝庫ヤンバルの森を世界自然遺産に実現させることが沖縄の未来を切り開く、地域振興の発展にもなる。世界自然遺産登録を実現する全県民的な本格的な運動と取り組みを県が行うべきではないか。そのためにも北部訓練場の全面返還を早期に実現すべきではないか。

(3)、ヤンバルの森を破壊する林道建設や開発などを見直し、貴重なヤンバルの森を保全する事業計画を作成して推進すべきではないか。

3、教育行政について。

義務教育未修了者の学ぶ権利は保障されるべきです。

(1)、夜間中学・珊瑚舎スコーレへの支援についての当局の対応と見解を問う。

(2)、公立の夜間中学校を中部、北部、宮古・八重山地区に設立すべきではないか。

4、私学助成について。

(1)、インターナショナルスクール校舎の整備費補助と同様に、私学の校舎改築整備のための補助助成制度を実現すべきではないか。

(2)、私学高等学校での授業料の滞納等経済的理由での中途退学者の状況と公的な支援について、当局の見解と対応を問う。

5、国保行政について。

(1)、日本の皆保険制度のもとで国民は保険証があれば必要な医療を受けることができる。本来の社会保障制度の趣旨からして保険証をすべての家庭に届けるべきではないか。保険料の滞納世帯、短期証、資格証、未交付世帯、高校生や18歳未満の保険証の交付の状況と窓口とめ置きによる無保険状態について問う。

(2)、差し押さえなどの行き過ぎた強制徴収はやめるべき。差し押さえの現状と当局の対応を問う。

(3)、民医連「2010年国保など死亡事例調査」では、国保等の保険証がなくて、病院に行くのが手おくれになって死亡した事例が全国で45名、沖縄民医連の調査では県内で10名となっている。この件について当局の認識を聞く。そして県立病院での同様な事例について問う。

(4)、沖縄県国民健康保険広域化等支援方針について当局の見解と対応を問う。

6、高齢者福祉行政について。

(1)、高齢者の孤独死の現状と対策について当局の見解と対応を問う。

(2)、新100歳高齢者に対する祝い金（年度内100歳到達祝い金）を存続すべきではないか。

7、遺骨収集について。

(1)、与那原町町内壕戦没者遺骨収集の実施について、当局の対応と見解を問う。

8、地デジ問題について。

(1)、地上波放送、地上テレビ放送は、国民・県民にとって最も身近で必要不可欠な情報入手手段であり、災害時などにおけるライフライン・生命線としての性格を持っている。地デジ対応状況と今後の対応について問う。

9、県有地について。

那覇市民会館、那覇市教育委員会会館の県有地の跡

地利用について、当局の見解と対応を問う。

10、我が党の代表質問に関連して、知事の政治姿勢について。

国の辺野古新基地建設のための強権的な手段を選ばぬやり方、名護市への再編交付金停止問題、辺野古新基地建設のための現況調査の拒否に対する不当な不服申し立て、知事の埋立許認可権、市長の特別採捕の許認可権を奪う自治法改定等について実質的に容認、傍観する立場に立っているのはなぜか。

日米安保条約について。

日米安保条約のもとで米国の行った国際紛争、海外侵略戦争の出撃・補給・訓練基地となっているのが米軍基地ではないか。日米軍事同盟の強化として米軍への思いやり予算や、巨額な軍事費予算で国民の医療福祉予算が削られて現在の国民生活破壊と格差・貧困の要因となっているのではないか。日本の平和と経済の発展は、憲法9条があったからではないか。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田政明議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず知事の基本姿勢についてという御質問の中で、鳩山前総理の発言についての御質問にお答えいたします。

鳩山前総理の発言につきましては、直接お聞きしたわけではありませんが、報道のとおりとすれば「方便」という言葉は、理解しがたい表現と言わざるを得ません。

県は、政府に対し、頭越しではなく、地元の理解、協力を得なければならないというようなこととか、県民の納得のいく説明や解決策を示すようにというようなことを繰り返し申し上げてきましたが、今回の鳩山前総理の一連の発言は、県民の納得のいく説明とはいいがたく、まことに遺憾であるとしか言いようがありません。

次に、知事の基本姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に対する取り組みについての御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて、普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えており、平成23年度には世論を喚起するための広報活動などを積極的に推し進めてまいり

ます。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうため、あらゆる方策を検討し実施してまいりたいと考えております。

次に、知事の基本姿勢の中で、基地のない沖縄についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、これまで政府への要請や全国知事会、そして訪米などあらゆる機会をとらえて沖縄の過重な基地負担の軽減やさまざまな事件・事故の防止など、米軍基地問題の解決促進を訴えてまいりました。

沖縄県といたしましては、将来的に国際社会の相互依存関係が進展し、より安定した安全保障環境が構築されることを期待しつつ、過重な基地負担の軽減や米軍基地の整理縮小に向けた努力を積み重ねることで基地のない平和で豊かな沖縄を目指してまいりたいと考えております。

次に、国保行政についての御質問の中で、沖縄県国民健康保険広域化等支援方針についての御質問にお答えいたします。

県としましては、国が国保の広域化について方向性を示していること及び高齢化の進行等に伴いふえ続ける医療費について、市町村国保の安定的運営、特に小規模保険者の財政基盤の安定化を図る観点から、将来的な国保の広域化に対応する必要があると考え、市町村国保との意見調整を踏まえ、平成22年12月に「沖縄県国民健康保険広域化等支援方針」を策定したところであります。しかしながら、広域化により国保の問題が解決するわけではなく、全国知事会において指摘されているように、国の新たな高齢者医療制度に関する最終案では、財源を含めた国保の構造的問題の解決策が示されていないことから、国保の持続的運営を図っていくことは厳しいと考えております。

県といたしましては、今後とも国に対し、全国知事会等を通して国保の構造的問題に関して抜本的な解決策を求めていきたいと考えております。

次に、地デジ問題に係る御質問の中で、地デジ対応状況と今後の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

テレビ放送は、生活に最も身近な情報基盤であります。必要不可欠な情報手段と認識いたしております。平成22年9月の沖縄県の地上デジタル放送受信機の世帯普及率は78.9%であり、前回3月調査時に比べ13ポイントの伸びを示しております。

県といたしましては、住民税非課税世帯に対する受信機の購入支援を実施いたしており、地上デジタル放

送移行までにテレビ放送が視聴可能となるよう、国、放送事業者とさらに連携し取り組んでまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の基本姿勢の質問の中で、高江ヘリパッド建設についての御質問にお答えいたします。1の(4)のア、1の(4)のイ、1の(4)のウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

県としては、随時現地に職員を派遣し状況の確認を行っておりますが、改めて去る2月14日、国は市町村の意向等も踏まえ、地域住民の生活や当該地域の自然環境に十分配慮し、安全に万全を期すよう申し入れを行ったところであり、政府に対し無条件に理解を示したことはありません。今後とも東村や高江区の意向を尊重し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、我が党の代表質問に関連してとの御質問の中の、国の強権的なやり方についての御質問にお答えいたします。

今回、名護市に再編交付金を交付しないことが決定されたことについて、北澤防衛大臣は、米軍再編特別措置法の趣旨に基づいた判断であると説明しております。県としては、地域の振興は基地問題とリンクすべきではないと認識しております。政府においては、北部地域の振興について、地元の意向を踏まえ、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと考えております。また、今回の現況調査に係る異議申し立てについては、沖縄防衛局と名護市の両当事者間で行われている行政不服申し立て手続であり、県としてその適法性について見解を述べる立場にはありませんが、今後とも重大な関心を持ってその推移を注視していきたいと考えております。また、「地方自治法の一部を改正する法律案」については、国等による違法確認訴訟制度の創設を盛り込むことが検討されているとのことですが、具体的な内容については政府から示されておられません。

県としては、引き続き普天間飛行場移設問題へ

の影響等を含め情報収集に努めるなど、適切に対応したいと考えております。いずれにしましても、県としては普天間飛行場の県内移設は事実上不可能であり、県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、米軍基地予算、憲法9条に関連する御質問にお答えいたします。

日米安全保障条約は、我が国の安全保障上、重要な役割を担っていると認識しており、在沖米軍基地の運用は日米安保条約の枠内で行われていると理解しております。

我が国の防衛予算のあり方については、国政の場で十分に議論されているものと考えております。戦後の日本の平和と経済の発展は、憲法9条を含む日本国憲法のもとで構築されてきたものだとして理解しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化環境部長。

〔文化環境部長 下地 寛君登壇〕

○文化環境部長（下地 寛君） 琉球諸島の世界自然遺産登録推進についての御質問の中で、自然遺産の登録基準と課題解決の取り組みなどについてお答えいたします。

自然遺産の登録基準いわゆるクライテリアは、自然景観、地形地質、生態系、生物多様性などのすぐれていることなど4つがございます。

琉球諸島が世界自然遺産の登録基準に合致する可能性が高いと判断された点は、「大陸との関係において独特の地史を有し、極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系やサンゴ礁生態系を有している」こと、「優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている」ことであります。一方、絶滅危惧種が生息・生育する重要地域の保護担保措置や外来種対策など、貴重な自然を守る対策が十分ではないとの課題があります。このため、今後の世界自然遺産登録に向けた計画的な取り組みとして、環境省においては、国立国定公園総点検として今後10年間をめどにヤンバル地域を含む全国の国立国定公園の新規指定や大幅拡張を進めることとしております。

県においては、ヤンバル地域におけるマングース防除計画に基づく平成26年度までの根絶と琉球弧自然フォーラムの開催等を行っているところであり、これらに係る予算として、平成23年度は2億1527万8000円を計上しているところであります。これらの取り組みの進捗状況を踏まえつつ、できるだけ早く自然遺産に登録されるよう、今後とも環境省などと連携していきたいと考えております。

同じく琉球諸島の世界自然遺産登録推進についての質問の中で、自然遺産実現のための全県的な運動と北部訓練場の早期返還についてお答えいたします。

ヤンバルの森の世界自然遺産の登録に向けては、これまで有識者や地元自治体で構成される「やんばる地域の国立公園に関する検討会」や、地元の理解を得るための「やんばる地域の国立公園についての意見交換会」が開催されております。また、地元自治体やNPO、民間団体などから成る「やんばる国頭の森を守り活かす連絡協議会」では、ヤンバルの森の保全やエコツーリズムの推進などが行われております。県においては、環境省や鹿児島県と共同で琉球弧自然フォーラムを開催し、琉球弧の豊かな自然を引き継ぐことの重要性を広く県民に知らせているところであります。

今後とも、このような取り組みを進めていく中で、全県的な世界自然遺産登録に対する機運醸成を図っていきたいと考えております。また、北部訓練場については、自然度が高い地域であることから、返還予定地については早期に返還されることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 琉球諸島の世界自然遺産登録についての中で、林道建設や皆伐の見直しとヤンバルの森林保全についてお答えいたします。

ヤンバルの森は、希少な動植物が生息・生育することから、重要であると認識しております。一方、林業は地域の主要な産業となっており、雇用や定住化に重要な役割を果たすとともに、木材やキノコ等の林産物の供給を通して他産業の振興や県民生活にも寄与しているところでございます。このことから、森林の保全につきましては、自然環境の保全と利活用との調和を図る必要があると考えております。そのため、森林の保全につきましては保全する区域と、林業生産や自然体験活動として利活用する区域等にゾーニングを行うとともに、林道建設についても作業道や環境保全対策の検討など地元住民や県民、関係者等との合意形成を進めていきたいと考えております。また、収穫伐採につきましては、さらなる環境保全対策の実施に向けて関係機関と連携して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは教育行政につい

ての御質問で、珊瑚舎スコーレへの支援についてお答えいたします。

珊瑚舎スコーレは、戦中戦後の混乱期に義務教育を受けることができなかった方々に対し学びの場を提供しており、重要な役割を果たしていると考えております。

県教育委員会としましては、そのような方々へ学ぶ機会を提供することは、「教育を受ける権利」、「学習権の保障」という観点からも大切なことと認識しております。現在、沖縄特別振興対策調整費を活用した「戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業」として約1200万円を県の平成23年度当初予算に計上し、国への交付申請に向けて調整を行っているところであります。事業内容としましては、戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者の実態を把握し、対象者となる方々へ学習支援希望者調査を行うことと、現在学んでいる方々へ学習の機会を提供するものであります。

なお、学習機会の提供に係る支援につきましては、民間の関係機関を対象に公募し、委託する予定としております。

次に、公立夜間中学の設立についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成18年度に義務教育未修了者の調査について各市町村教育委員会に実態調査を依頼しました。その結果、41市町村中、2村は確認できましたが、残りの市町村につきましては、当時の資料が残っていないことや個人情報上の関係上、調査が難しいとの理由で実態把握は困難な状況でありました。公立夜間中学校の設立につきましては、対象者の把握ができなかったことと、各市町村教育委員会からの要望もなかったことから、現段階では設立の予定はないものと考えております。

県教育委員会としましては、「戦中戦後の混乱期における義務教育未修了者支援事業」の中で実態調査を行い、今後、どのような学習支援や学習機会の提供ができるのか市町村教育委員会との連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 私学助成に関する質問のうち、校舎改築整備のための補助助成制度の実現についてお答えいたします。

インターナショナルスクールの建設費に対する補助は、沖縄科学技術大学院大学の周辺整備事業の一環と

して行われるものであり、私学振興の立場からの補助ではありません。

私立学校は、私人の財産を投じ建学の精神に基づく特色ある教育を実践することを目的として設置されるものであることから、その施設及び設備に係る経費は、設置者である学校法人が負担することが基本であります。しかしながら、私立学校施設の老朽化や耐震化対策が進まない状況にあることから、児童生徒の安全な教育環境の確保が課題であります。

県としましては、現在、校舎改築のための支援策について私学団体と意見交換をするなど取り組んでいるところであります。

次に、私立高校での経済的理由による中途退学者の状況と授業料の公的な支援についてお答えいたします。

平成21年度の私立高等学校における経済的理由による中途退学者は、2名となっております。

授業料に対する公的な支援としては、今年度から1人当たり年額11万8800円の就学支援金を交付していますが、加えて保護者の所得の状況に応じて加算措置も講じており、最大23万7600円が交付されます。あわせて、私立高校を設置する学校法人が保護者の所得の状況により授業料を軽減した場合、当該学校法人に補助を行うなど、私立高校生の就学機会の確保に努めているところであります。

次に、県有地についての質問で、那覇市民会館等県有地の跡利用についてお答えいたします。

県においては、沖縄県公有財産管理運用方針に基づき、公有財産の適正な管理に努めているところであります。那覇市民会館用地は平成45年5月まで、那覇市教育委員会用地は平成25年3月までの貸し付けとなっており、現在、教育委員会建物については解体工事中であります。

当該用地については県としての跡地利用の計画はありませんが、那覇市からの利用希望がありましたら、管理運用方針に基づき適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 奥村啓子さん登壇〕

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 国保行政についての御質問の中の、保険税の滞納世帯等についてお答えします。

国民健康保険は、制度の維持運営に必要な保険税の収納確保を図る観点から、納付相談等の機会をふやすことを目的として、短期被保険者証と被保険者資格証

明書の交付制度を設けており、両証とも市町村は世帯の生活実態等を把握の上、交付することとなっております。平成22年6月1日現在における県内市町村国保の滞納世帯は4万9852世帯、短期被保険者証の交付世帯は2万6570世帯、被保険者資格証明書の交付世帯は96世帯となっております。また、被保険者証の未到達世帯につきましては、市町村より平成22年7月末現在で2万5556世帯、18歳以下の子供は6862人で、このうち4986人に短期被保険者証の郵送等を行っているとの報告を受けております。

次に、差し押さえの現状と県の対応についてお答えします。

平成21年度における差し押さえ件数は2578件、差し押さえ金額は約3億2800万円となっております。県としましては、滞納された保険税は、ひいては保険税を納める他の被保険者の負担ともなってしまいうことから、保険制度を維持し運営していくためには、滞納者に国民健康保険制度の趣旨や納税義務の周知を図るとともに、保険税の負担能力がありながら納付しない滞納者については、公平の観点から法に則した適切な対応が必要であると考えております。

次に、国保証がなく死亡した事例に係る県の見解についてお答えします。

県では、国保証が交付されていないことにより死亡した事例について把握しておりません。なお、国においては、医療費の一時払いが困難な場合の短期被保険者証の交付について、世帯主が保険税を納付できない特別な事情に準ずる状況にあるのかを把握し判断するよう示しております。県では市町村にこの旨周知しており、市町村においては、この方針に基づき適切に対応しているものと考えております。

次に、高齢者福祉行政についての御質問の中の、高齢者の孤独死の現状と対策についてお答えします。

高齢者の孤独死については、調査が困難なことから、実態を把握することはできておりません。市町村においては、ひとり暮らしの要支援高齢者を対象に、「福祉電話」の設置や「配食サービス」並びに「緊急通報体制整備事業」等を行い、安否確認や孤独感の解消に努めております。また、地域包括支援センターにおいては、高齢者本人や家族等からの相談に応じるとともに、見守りネットワークの構築などにより、高齢者と介護者を総合的・包括的に支援しております。

県としては、市町村と連携し、ひとり暮らし高齢者等への施策に対して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、新100歳高齢者に対する祝い金についてお答

えます。

高齢者祝金等支給事業は、県民視点による事業棚卸しにおいて「本事業については不要とし、長寿を祝う方策は別途検討すべき」として事業棚卸し委員会から「廃止」の評価を受けたところであります。これについて検討した結果、市町村等においても同様に記念品等の支給を行っていることなどから廃止することにしたしました。

県としては、社会の発展に長年尽力してこられた高齢者の長寿を祝うとともに、県民一人一人がこれから高齢社会を身近なものとして考える機会とするため、市町村や関係機関と連携し、新たなキャンペーンを実施していくこととしております。

次に、遺骨収集についての御質問の中の、与那原町町内壕の遺骨収集についてお答えします。

戦没者の遺骨収集業務は、厚生労働省設置法に基づき国が行う業務となっておりますが、県はその一部について、国からの委託事業として実施しております。

与那原町町内の壕については、地権者が把握できないことや、周辺地域一帯が地すべり危険地域であることから、壕の位置を特定するための調査が進んでいない状況にあります。県としましては、当該地区は地すべり地域であり、周辺の墳墓に被害を与える可能性があるため、掘削工法について検討を要する旨、国に対して報告しているところです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 高齢者の新100歳の祝い金について、実は新聞に投書がありまして、やはり長寿県としてこれは残すべきじゃないのかと。そういう面で長寿県の沖縄において、ぜひ県議会議員の皆さんに一縷の望みを託すものでありますというようなそういうのがありまして、やはりこれは長寿県としてこの祝い金をほとんど廃止してきた中で、私は少なくとも新100歳についてはこれは残すべきじゃないのかなと、それが県政としての思いじゃないかなと思いますけれども、知事はここはどうでしょうかね。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 事業棚卸しのほうで廃止して別の形で事業を実施するという事を言われまして、それについて検討を進めました。その検討の内容といたしましては、先ほど答弁で申し上げましたが、市町村ではすべて実施しているということと、また表敬の希望を毎年募っておりますがこれが年々希望も少なくなっておりますがこれが年々希望も少なくなっております、ここ数年はもう1けた台の状況でございました。そういう状況がありまし

て、また他県の状況も勘案しながらそういう高齢者への長寿を祝う機運を別の形で事業として実施していきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 悲しい限りですがけれども、私はやはり新100歳を迎えるというのはなかなかできないことで、本当に宝だと思うんですね。知事、そこはぜひ今後ひとつ検討していただきたいということを申し述べておきます。

あと地デジの問題で、これは沖縄の普及率が非常に低くて、特に皆さんから資料をいただきまして石垣・宮古それぞれ60%台、年収200万円未満がそれぞれ65歳以上の方も含めて60%というような状況になっていて、これは実質的には大変困難じゃないかなと。それから宜野湾の米軍基地により見られないところ、安波とかその他を含めて、この地デジが見られないところが現実にあるんですね、この調査でも。そういう面ではこれはライフラインで、やはり衛星で来るからといって衛星では中央の東京のものしかわからなくて、沖縄の情報が入らないと。そういう面で全国市長会もその辺よく考えて、やはりもしそういう状況だったら7月については延期することも含めて検討すべきじゃないのかということも出ておりますけれども、このところ本当に基本的人権の問題として大事なところなんで、今から間に合うのかなと。そういう面では新聞報道にもありますように、北部の近辺とか、基地あるがゆえにというふうになっておりますけれども、そういう面でやはりそのところを私はしっかり見届けてちゃんとした対応をすると。最悪の場合はこれは延期も含めて国に申し入れることも検討すべきじゃないかと思っておりますけれども、知事の御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員のほうからございましたとおり、本県の地デジの普及率が低いというふうなことは承知しております。国が実施をしている浸透度調査で、ただ世帯普及率は、前回のこの調査の中では全国に比べて沖縄県は非常に大きな伸びは示しております。そしてまた、昨年11月の家電エコポイントの駆け込み需要でさらに世帯普及率は改善されているというふうに考えております。そしてまた、沖縄県は独自の取り組みもやっております、民放3局による地デジ放送特番の実施だとか、それから広報活動、そしてそういうふうな活動を通じまして、ことし7月までに地デジ放送を見ることができない世帯が生じないように、国とかあるいはまた放送事業者、関係機関と連携をして広報活動の強化をしてまいりたいと

いうふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 国頭村を含めて見られないところがあるんで、私はぜひここは検討してちゃんと、いわゆる地デジ難民という、基本的なライフラインとして見ることができない世帯がないようにしていただきたいと思います。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時38分休憩

午後5時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 私学助成については、部長、今多くの都道府県でやはり独自に助成をしているところはかなりふえているんですね。年所得500万円以下とか、年所得300万円以下の家庭に対して随分全国的にはやはり私学の子供たちの家庭の状況を含めて今出ていると思うんですけれども、そこはどういうふうに認識されているか。大体全国でどのぐらいの県で独自の補助助成をしているのかということを含めて私は検討していくべきだと思いますけれども、お答えをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） ちょっと手元に全国の状況はございませんけれども、確かに全国的にもそういった困った私立高校の生徒の授業料の軽減の措置をいろいろされております。

私どものほうも交付金事業として国のほうから得られたものについてはしっかりやっていますけれども、もう一点はやはり独自に助成した法人に対して私どものほうからそれなりにまた補助金を出すというような方法でしっかりやってまいっておりますけれども、今後ともしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 あと基地問題全般的に、世界自然遺産登録については、知事ぜひ頑張っていただきたいと思います。

高江の問題もそうなんですけれども、皆さんはSACO合意を実践すると。それで知事は高江もそれから全般、辺野古の問題もそうですけれども、知事、改めて知事が県内移設反対と言わない理由ですね、これを改めて聞きたいなと思ひまして、ほかの議員に答えたかもしれませんけれども、簡単にお答えいただきたい。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時41分休憩

午後5時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 県外移設を求めるという言葉にすべてもう包含されていると思っております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 私は、知事は実質的に不可能であるというふうに言っておりますね。不可能というのは可能にできる。すなわち今知事が県内移設反対と言わないのを私ずっと考えているんですけれども、それは反対はオール・オア・ナッシング。しかし、不可能は可能にすると。そういう面で政府はこの辺野古の基地建設反対といういわゆる名護市長を徹底的にいじめると。そして高江はSACO合意なんだと。新聞によると北澤防衛大臣がSACOの実践なので辺野古をやりますよということを知事に言ったという記事がありますけれども、そういう面ではその象徴的なのが高江、このSACO合意で普天間の移設と、2番目にこの高江、ヤンバル北部訓練場ありますよね。そういう面で那覇軍港の推進、これについても移設推進だという、やりなさいと。そういう面で先ほどお手元にお配りいたしましたけれども、特にこの自治法改正において国等による違法確認制度、これを見るとその県の許認可ということで公有水面埋立許可とか、今の特別採捕、それから市町村の許認可の問題についてもいわゆる今の名護市がやっている公有財産の協議に関する現況調査の同意、こういう面でこれは自治法でいろいろ言われたけれども、結果的には特別措置法ではなくて、特別措置法でやるとこれは沖縄がねらい打ちだということがわかる。そういう面で、自治法改定の中に知事の権限、市長の権限を全部奪い取る、そういうことが出されているにもかかわらず、知事は傍観者的にまだ資料が入っていない、こう答えて、私はやはり知事は県内移設反対じゃないんだけれども、そういう形でどんどんSACO合意で県内移設をやっていくと、県内移設は県民同士対立させることなんですよ。それは私たちは1995年の県民大会を含めて、県内たらい回しはだめだ、たらい回しは県民同士対決させるものだ、ということは許されないということでこの間ずっと言ってきて、それで今県内移設はやめるべきだという大きな運動になってきていると思うんですね。

そういう面で知事は、私から見ていると県内不可能であるとは言いますけれども、その不可能のことを政府が徹底していわゆる北澤防衛大臣によれば県民がびっくりするような、いわゆる県民が目をはるような振興策を提示し理解を深めたいという形で、知事も

納得してそしてこの県外を言ったけれどもなかなか受け取るところがないというような形にならないかという危惧を、私はこの間の答弁を聞いていて、どうしてその県民の思いと知事の冷ややかな傍観者的な立場は何なのかと。だから県内移設反対と言ってしまったらオール・オア・ナッシングなんだけれども、要は不可能であるけれども不可能を可能にする。それは日米両政府があらゆる手段を通じてやるというのが今の現局面の政治の流れではないのか。そうでないとしたら知事は毅然とやはりこういう知事の権限を奪うような自治法改定をやめるべきだと。そしてまた、昨日の答弁では名護市長に対しては嫌がらせというほどではないんじゃないかと言っていましたけれども、これはほんでもない。他の議員も言いましたけれども、うちの赤嶺政賢議員も前の市長と約束したものはちゃんと払うべきじゃないかというような形で事務的にも話し合いが済んでいたんですよ。

そういうことからすると、私はあめとむちのやり方をこれは許さないと。だから、当然名護市長を激励し、そしてこの県民とともに頑張ると。そうしたら辺野古の基地はつくらせない。そうすると、辺野古の基地につくる前提で普天間のヘリ部隊が行くわけで、その演習場が高江なんですよ。

そういう面で私どもはそういう質問をしているんですけども、知事はなぜこの傍観者的な立場に立っているんですか。私はそういう面で知事はその辺のことをわかりながら、ひょっとしたら日米両政府とあうんの呼吸になっていないかと心配するんですけども、これは私の勘ぐりでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御質問が結局どこにあるかわからないんですが、あうんの呼吸にあるかと言われるとよくわかりません。ないと思いますけれどもね。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事は、米軍は瀬長さんが市長になったらみずから銀行も金を貸さないということやりましたね。私は、名護はちょうど同じようなやられ方になっているんじゃないかなと。そういう面で政府のやり方は余りにも自治体に対してひどいんじゃないかなと、私はこういうことをやめるべきだということを知事は沖縄県知事としてそういうことぐらいは言ってもいいと思うんですけども、どうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ですから、私は北部振興策はしっかりやってもらいたいというのは政府に申し上

げているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 また戻りますけれども、知事、そこはちゃんとやってほしいと。

それから普天間の基地、なくせということですよ。そうしたらそのヘリ部隊はなくなりますよね。ヘリ部隊が今訓練しているところが北部訓練場ですよ。そこに新たなオスプレイも含めてという想定で高江の基地をつくろうとしていますよね。これ結局普天間の基地を撤去して、ヘリ部隊がなくなるということであるならば、当然この基地は要らないんですよ、要らないんです。ましてやさっき言った世界自然遺産登録の貴重種の世界の宝なんですよ、ここは。そしてまた知事も言ったように、N-4、住宅地からすぐそばですよ。そういう面では知事、この理屈から言って普天間基地はだめだと、このヘリ部隊は出ていけと。そうしたら辺野古もだめだということになると、このヘリ部隊はほかに行くんですよ。

だから、今そういう面では、高江の皆さんが平和的生存権として静かに暮らしたいと。裁判もやっているんだけれども、防衛局は何の証明もしなくてずるずる延ばしているんですよ。とにかく反対すれば訴えられるよというふうな、米軍でもやらないようなやり方をやってきているんですけども、知事、この辺は極めて単純なんですよ。普天間がだめなら辺野古もだめ、辺野古がだめなら高江もだめ。それはなぜかと言ったら海兵隊、海外侵略の海兵隊の基地はだめだという知事、そういう立場に立てませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時49分休憩

午後5時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 辺野古代替施設の問題と高江ヘリパッドの問題を一体的にという御指摘だと思いますけれども、これはそれぞれ北部訓練場でいいますと過半を返還して、それが基地の整理縮小につながるものと県は認識しておりますし、辺野古の移設につきましては県外を求めるという立場に立っております、これを一体的にという考えには直接は立っておりません。それぞれしっかりと取り組むべきだと考えております。

また、北部訓練場につきましては、昨日知事が答弁申し上げたように、十分地元のお話も聞いておりまして、政府は地元の意向を踏まえしっかり対応すべきだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事、S A C O合意は県内移設なんです、県外じゃないんですよ。そういう面で高江はやはりこの辺野古ができなければだめだということじゃなくて高江だけでも強行するというのが今の防衛局の立場ですよ。そういう面では住民の立場に立って、私はそういう兼ね合いの中で普天間がだめだったら、辺野古もだめ、高江も要らないんですよ。改めて知事どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時53分休憩

午後5時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） どうも議員のは全部関連してお話しされているんで、少し考えがどうも一致しなくなるんですが、基本的にはまず北部訓練場の返還でしょう、約半分。その中でその中のヘリパッドをこっちに移しましょうと言っている案件であって、それをすべて連結してくるから話がよくわからなくなる。まずこれはこれで完結しているじゃないですか。東村も注文つけながら、区も注文つけながら防衛局と話をして物事を進めているんであって、我々はそれを見ながら地元の意向もちゃんと聞き、自然環境にも配慮して進めてもらいたいとずっと言っているわけです。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事、私が心配するのは、不可能を可能にするというような条件整備に手をかしてはいけないということを言っておきます。

ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時55分休憩

午後5時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○前田 政明君 あと国保について、新しい国の流れから含めて県の計画で、部長、赤字自治体がありますね。その赤字総額、それから今、一般会計から国保会計に繰り入れられている総額、これについてまずお答えをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 平成21年度でいきますと、県全体で76億7700万円の赤字となっております。それから法定外繰入金が75億5200万円となっております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 これがそのまま今の国保に上乘せさ

れたらどのぐらいの値上げになりますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 平成21年度末現在における世帯数で算出いたしますと、1世帯当たり6万円、1人当たり2万9000円の引き上げとなります。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 だから今度の新しい国の方針というのは、基本的に一般会計からの繰り入れは慎むべきだと。そういう面でそうなるとしたら、今言っている1世帯6万円、とんでもない。今でさえ払えない状況の中で国保手帳がなくて亡くなる状況がありますけれども、そういう面で代表質問で、この新たな通達是一般会計からの繰り入れをやるべきではないということではないというところは、もう一回確認したいんですけれども。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） この通知の中では、読み上げますと、一般会計繰り入れによる赤字の補てん分については、保険料の値上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進によりその解消に努めるということです、そういう総合的な取り組みの中で解消していくという趣旨の通知だと理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 そうすると、一般会計からの繰り入れは従来どおりやっていいということですね。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） それを禁止する通知ではないというふうに理解はしております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 一般会計から繰り入れたら、県はペナルティーとかその他を自治体に科さないということではないんですね。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時58分休憩

午後5時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 繰り入れに対するペナルティーはございません。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 これは先ほど言った6万円の負担金の国保の値上げになると大変なことになりますけれど

も、この事態を打開するために県はどういう対応をするんですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 赤字の解消につきましては、国の通知のとおりでございますけれども、本県の所得水準を考慮してやはり国に対して財政支援機能の拡充強化につきましても現在でも求めています。引き続き要望していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 だから国から助成がなければさっき言ったようなことになるんですかと。要するに税金の繰り入れは原則だめだというのが今の政権でしょう。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） これを禁止しているということではございません。

○前田 政明君 だから県としてどうするのかと。具体的にそれにかわる、6万円になったら大変だからどうするかということでしょう。それを聞いているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時0分休憩

午後6時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） その繰り入れをすぐにやめてそれを保険税で賄えという趣旨ではございません。将来的な広域化に向けての取り組みの中で、保険税率も適切な設定をしながら、それから収納率の向上、医療費適正化の推進等を図りながらその保険者の状況に応じた対応ということを今後議論していきたいと思っております。そしてまた、国に対しては財政支援機能の充実強化につきましても、引き続きその拡充について要望していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 130億円足りない分をこれどうするかということじゃないですか、どうするんですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（奥村啓子さん） 今、広域化に向けての国の議論の中でも、今言ったそういう国保の構造的な問題というのが解決されないんじゃないかということで、全国知事会を通して引き続きその財政負担のあり方等議論するようにということで知事会のほうからも要望しておりまして、これは全国的な課題でございまして、それは引き続ききちんとこの広域化に向け

ても、ただ赤字団体が市町村から国に移るとかそういうふうな状況では困るんだということで、そういうのも含めてきちんと財政のあり方を議論しようということとで全国知事会を通して国に要望しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事、今、民主党は9000億円を国保会計に繰り入れすると言ったんですよ。それ今はやらない。そのままですと、今、1世帯当たり6万円も国保が上がろうとする状況になるんですよ。これを何とかしてもやめさせないといけません。

そういう意味では沖縄県民の命を守る知事として、こここのところは政府にもちゃんと対応していただきたいと思っておりますけれども、決意をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、福祉保健部長が答弁していますように、知事会でも重大問題としてこれを受けとめて一緒になって国に当たっておりますから、議員の言う方向でいい結果が出るようにまた知事会でも頑張ってもらいたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣安弘君。

〔新垣安弘君登壇〕

○新垣 安弘君 皆さん、こんにちは。

本日最後です。知事、執行部の皆さんを初め、また議員の皆さん本当にお疲れさまです。もうしばらくです。よろしくお願いします。

今回、本定例会、鳩山前総理の発言のおかげで集中砲火を浴びておりますし、四面楚歌状態ではありますが、負けずに頑張ってもらいたいと思いますので、お願いいたします。

質問に入る前に少し所見を述べさせていただきます。

今回、鳩山前総理の「抑止力は方便」だったという発言への批判が大部分出されておりますが、もっともな御指摘だとも思いますし、同じ党の人間として胸の痛む思いでもあります。しかしながら、ここは同じ党の人間という党に属する者として免じていただいて、少し違う観点から所見を述べさせていただきたいと思えます。

我が国にとって抑止力とは、自衛隊もそうですが日米安全保障条約であり、それに基づいて置かれている

米軍基地だと思います。そういう意味では日米同盟のあかしとしての海兵隊の存在も何らかの意味で抑止力の役割を果たしているとは私は思います。ただ、問題は、海兵隊が我が国の中でどうして沖縄でなければならないのかということだと思います。そして、これだけ過重な基地負担にあえいでいる沖縄にこれからもずっとそれだけの負担を背負わせていく国民であり国家なのか。国家であっていいのかということこそが問われなければならないし、問題の本質ではないでしょうか。

鳩山前総理は、純粋に普天間の県外移設に取り組もうとしたとは思っております。しかし、その前に立ち上がったのが外務・防衛の官僚組織であり、また、アメリカが怒っているといって鳩山批判を繰り返した本土のメディアであり、国の安全保障のために沖縄に無理な負担をかけている状態を黙認する大多数の国民の存在です。鳩山前総理は、それらの問題と壁を突破するだけの力を持ち得なかったといえ、まさにそのとおりであり、そのことは御本人も正直に認めておられるところだと思います。だとすれば、私ども沖縄県民にとっては鳩山総理の個人的な問題よりも、鳩山政権を追い詰めた背後の本質的な問題への取り組みこそが今後の最大の課題ではないでしょうか。鳩山政権誕生の前と後では沖縄の政治状況がどう変わっていったかというのを見たときに、日米合意を交わしたことには問題がありますが、しかしこれもまた鳩山前総理のもたらした結果の一つではないでしょうか。

その一つ、それは鳩山前総理の「最低でも県外」という言葉が県民に大きな期待を抱かせました。その結果、盛り上がった県民世論を無視できずに自公の皆さんが方針を変えました。そして、知事も方針を変えざるを得なくなったわけです。今ではほぼオール沖縄で県外を求めることで一致して交渉に臨める体制が整ったわけです。これは沖縄にとって大きな前進です。県民の期待を裏切ったと言われればそうかもしれませんが、結果としてこのような状況をもたらしたと言ってもいいのではないのでしょうか。今後、知事を先頭に超党派で歴史的な交渉を成功させていこうではありませんか。

それでは通告に基づきまして質問に入らせていただきます。

まず初めに知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

(1)、普天間基地の移設問題や地位協定の改定に向けて、県民の先頭に立ち県民世論を一つにまとめてどのように政府や米国へ働きかけていかれるのかお伺い

いたします。

(2)、基地問題や災害対策などを含む総合安全保障についての調査研究を実施する体制整備について、現時点での構想や目標などをどのように考えておられるのでしょうか。

(3)、本県にとって、経済発展を遂げつつも軍事力を増強し続け、尖閣諸島の領有権をも主張する中国をどのようにとらえ、どのようにかわっていくべきと考えるか、知事の認識を伺います。

(4)、政府は出先機関改革に取り組んでおりますが、沖縄総合事務局もその歴史的役割を終えつつある中で、県はどのようなところから権限移譲に向けての県の体制の準備を進めていくのでしょうか。

(5)、自立経済の確立に向けて一国二制度的な法整備の取り組みが重要ですが、今後どのような分野において政府への要望を挙げ実現に向けて取り組んでいくのか伺います。

(6)、海洋立国を目指すべき我が国にとって本県の占める位置と価値ははかり知れないものがあります。そのような観点から交付税の算定における海洋面積の扱いや領土、領海保全のための定住政策等について知事の見解を伺います。

(7)、交通・物流コストの支援に関して、これまでの振興計画の中で不十分な点と今後必要とされる課題は何か。そして県が求める制度が実現されれば県経済及び離島振興にとってどのような効果をもたらすのでしょうか。

次に、農業の振興について伺います。

(1)、県内の農業生産法人の現状はどのようなになっているのでしょうか。

(2)、T P Pへの参加問題を契機に強い農業、競争力のある本県の農業を確立するための真剣な取り組みが必要だと思いますが、どのような目標を定めているのか伺います。

(3)、地産地消の観点から学校給食を十分に活用すべきと考えますが、その現状と今後の課題を伺います。

3番目に、離島の振興について伺います。

(1)、本島の児童生徒の修学旅行の行き先は何年前から変わっていないのか。また、宮古・八重山などの離島へ行く事業から修学旅行の費用に補てんすることはできないのでしょうか。

(2)、就学支援の一環として、本島の高校における寮の設置と自治体が共同で設置している共同の学生寮の現状はどうなっているのでしょうか。

4番目に、教育行政について伺います。

(1)、本県の学生の海外留学はどのような状況にある

のか伺います。

(2)、教育事務所の統廃合についての計画があるのか伺います。

(3)、公立幼稚園への低年齢児受け入れについてはどのように働きかけているのでしょうか。

5番目に、海洋政策について伺います。

(1)、我が国は、今後、海洋国家、海洋資源大国を目指して国策を推進していく方向にあります。そのことは本県にとっても大きな意味を持つと思われますが、本県の海洋資源とその価値についての認識を伺います。

(2)、佐賀大学の海洋エネルギー研究施設を久米島へ移設するか、それに近い施設を建設させるような計画を国に働きかけてはどうでしょうか。

(3)、海洋深層水施設の今後の運営方針と運営計画はどのようなになっているのでしょうか。

最後に、鉄軌道の導入について伺います。

(1)、鉄軌道導入の検討及びその推進のために地元で活動を展開するNPOなどとの連携や導入を希望する市町村との議論の場が必要なのではないでしょうか。

(2)、また、そのための予算は計上しておられるのか伺います。

以上、御答弁を求めます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣安弘議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に対する取り組みについてという御質問にお答えいたします。

県は、総理を初め各大臣との面談など、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設の実現を強く求めてまいりたいと考えております。また、その実現を図るためには、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うべきであるということを広く国民に理解してもらう必要があると考えております。平成23年度には、世論を喚起するための広報活動などを積極的に推し進めてまいります。特に、県内移設は事実上不可能であるという沖縄の状況を日米両政府と国民に理解してもらうためのあらゆる方策を検討し実行してまいりたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、中国とのかかわりについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

まず、尖閣諸島は我が国固有の領土であり、同諸島は沖縄県の行政区域であります。沖縄県としましては、これまでと同様に県民の生命財産や、漁業を初め

諸権利が侵害されることのないよう政府に対し適切な対応を強く求めてきているところでございます。一方、沖縄県と中国は長い交流の歴史があり、福建省との間には平成9年9月に姉妹提携が締結されており、友好関係が続いております。また、近年は中国から多くの観光客も訪れ交流が盛んになっております。

沖縄県としましては、中国との平和的な友好関係の構築は極めて重要であると考えております。今後とも、人、物、情報、文化、科学技術などの多面的な交流ネットワークをさらにつくり上げてまいりたいと考えておりますし、国際的な交流拠点の形成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、総合事務局の権限移譲に向けての体制準備に係る御質問にお答えいたします。

国の出先機関改革につきましては、昨年末に閣議決定されましたアクションプランに基づく推進委員会が去る2月17日に開催され、沖縄総合事務局の事務・権限の移譲に関する沖縄県の考えを述べたところでございます。

今後は、この閣議決定されたアクションプランに基づき出先機関単位ですべての事務・権限を移譲することを基本として、平成23年夏ごろまでに基本的枠組みや移譲対象機関が決定され、平成24年通常国会への法案提出に向けて作業が進められていくこととされております。

沖縄県としましても、市町村や関係団体の意見も踏まえながら、国の作業状況に的確に対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、知事の政治姿勢の中で、これは自立経済に係る御質問の中で、政府へ要望する分野と実現に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

これまでの沖縄振興の成果により社会資本の整備や産業振興の面で着実な進展が見られる一方で、沖縄は種々の特殊事情から、県民所得及び雇用の問題、そして離島振興、基地、交通体系などの重要課題を今なお抱えております。したがって、離島県ゆえの不利性を克服するとともに、魅力ある自然環境や独自の文化、豊富な若年労働力、そして東アジアの中心に位置する地理的優位性などを最大限発揮できる施策を展開するため、国の責務において全国一律とは異なる新たな法制度の構築が必要であります。

要望する分野の例としましては、沖縄県の基幹産業と言われております観光や情報通信産業に加えて、さらに国際物流関連産業、科学技術関連産業、そして環境関連産業等において新たに競争力の高い税制優遇制

度の創設を求めるとともに、既存の県内の中小企業や製造業、さらには農林水産業、建設業などを振興するための制度も求めてまいります。

沖縄県としましては、今後とも県議会、市町村、そして関係団体等の御協力を得ながら、沖縄政策協議会等の場も活用し、21世紀ビジョンで描かれた将来像の実現に資する新たな法律の実現に取り組む考えでございます。

なお、要望する分野につきましては産業を中心に申し上げましたけれども、教育分野、さらには子育てなどなど福祉分野、また離島特有の分野、交通体系などなどたくさんの分野がございますので、申し添えておきます。

その他の御質問につきましては、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての中で、地位協定改定に向けた日米両政府への働きかけについての御質問にお答えいたします。

日米地位協定は、一度も改正されないまま締結から50年以上が経過しており、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわなくなっていること等から、沖縄県においては11項目にわたる抜本的な見直しを要請してきたところであります。政府は、「日米地位協定の改定を提起する」としているものの、これまで改定の方針等が示されていないことから、去る2月8日、軍転協を通じ早急に見直し作業に着手し、実務的な対応を行うよう求めたところであります。

県としましては、軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、粘り強く地位協定の見直しを求めてまいりたいと考えております。

次に、総合的安全保障の構想や目標についてお答えいたします。

米軍基地問題は、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な課題であり、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要があります。そのため、日米の国防・安全保障政策や今後の国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた県としての考え方を取りまとめる予定であります。あわせて、大規模災害への対処等島嶼部における危機管理のあり方についても研究をしてまいりたいと考えております。

具体的な調査研究内容につきましては、今後県庁内に立ち上げる予定のプロジェクトチームにおいて検討

してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 知事の政治姿勢に関する質問のうち、地方交付税の算定における海洋面積の扱いについてお答えいたします。

本県を取り囲む海洋は、我が国の貴重な経済水域や海洋資源を確保する上で非常に重要な役割を果たしており、国において何らかの財政的な配慮が必要であると考えております。これらの海洋面積を新たに地方交付税の算定基準とするには、都道府県ごとの海洋面積の捕捉、当該面積を測定単位とするような財政需要があると認められること等の課題があります。

県としましては、国に対して、どのような形で海洋面積に関連する財政的な配慮を要望できるのか研究してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、離島の定住政策等についてお答えいたします。

沖縄県の離島地域は、我が国の領海及び排他的経済水域の確保や貴重な海洋資源の利用等に重要な役割を果たしている一方、地理的・自然的条件等の不利性を有し、若年者の流出や高齢化の進行等による地域活力の低下が懸念されております。このような離島地域の現状を踏まえ、本島と同じようなユニバーサルサービスとして、交通・生活コスト、生活環境基盤、教育・医療等の分野における定住条件整備や地域産業の振興等、総合的な振興策について現在国に対して新たな制度の構築を要望しているところです。

同じく知事の政治姿勢に関連をして、交通・物流コストの支援に係る課題と効果についてお答えいたします。

これまでの振興計画においては基盤整備に重点が置かれたこと、交通・物流におけるコスト構成が複雑で有効な対策が打ち出せなかったことなどから必ずしも十分ではなかったものと認識しております。島嶼県であるがゆえの条件不利性を克服し、産業振興並びに住民の交通・物流コストの軽減を図ることは重要な課題であると認識しており、国に対して新たな制度の構築を要望しているところであります。新たな制度が実現されれば、県民生活や産業振興の上で大きな負担となっている交通・物流コストが軽減され、産業の振興及び離島の活性化が図られるものと期待しております。

す。

次に、離島の振興についての御質問の中で、離島体験学習推進事業についてお答えいたします。

沖縄県においては、離島地域の住民負担を県民全体で支え合う仕組みを構築していくため、将来を担う児童生徒が離島の重要性、特殊性及び魅力に対する認識を深めるとともに、本島と離島との交流促進により、離島地域の活性化を図るため、本年度「離島体験学習促進事業」を実施しました。本事業は修学旅行とは異なる目的と内容のもと、内閣府からの国庫補助を活用して実施するものであり、その財源を修学旅行の経費に補てんすることはできないものと考えております。

次に、海洋政策についての御質問の中で、海洋深層水研究所の運営方針と計画についてお答えします。

海洋深層水研究所は、海洋深層水の総合利用の推進を図り本県の産業振興に寄与することを目的に、水産及び農業分野での研究開発を行うとともに、工業利用を促進するため企業に海洋深層水を分水しております。

県としましては、海洋深層水の水産及び農業分野における研究と技術開発、工業分野における利活用を積極的に推進するため、平成26年度を目標とした沖縄県海洋深層水研究所第3次中期事業計画を策定し、引き続き民間企業や研究機関と連携してまいりたいと考えております。

次に、鉄軌道の導入についての御質問の中で、NPO等や市町村との意見交換及び予算の計上について、これは6の(1)、6の(2)は関連いたしますので一括してお答えをしたいと思います。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムにつきましては、沖縄県総合交通体系基本計画においてその位置づけなどを検討することとしております。同計画は、有識者、関係団体及び市町村代表で構成する委員会において審議することとしており、平成23年度はそのための予算を計上しております。なお、鉄軌道については、県民やNPOなども含め、幅広い意見交換の場を設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業の振興についての中で、県内の農業生産法人の状況についてお答えします。

県内の農業生産法人の状況は、平成20年が318法人、平成21年が371法人、平成22年が394法人となり増加しております。平成22年の地区別の状況は、北部が

113法人、中部が39法人、南部が56法人、宮古が88法人、八重山が98法人となっております。また、品目別では、果樹が113法人、畜産が79法人、野菜・花卉が88法人、さとうきび等が132法人となっております。

県といたしましては、農業経営の効率化や安定化を図る観点から、農業生産法人を育成するため関係機関と連携し、法人化説明会の開催、相談窓口の設置等を行い農業経営体の法人化を推進しているところであります。また、農業生産法人を育成するため、農業用機械の導入やハウス等の生産施設、畜舎等の整備などを行っているところであります。

次に、農業の振興についてお答えします。

県では、亜熱帯の地域特性を生かして、競争力のある農業を確立するため、農林水産業振興計画に基づき、定時・定量・定品質の出荷が可能な拠点産地の育成によるおきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、輸送コストの低減や地産地消など、流通・販売・加工対策の強化、経営感覚にすぐれた担い手の育成や新規就農者の育成確保、省力化・低コスト化に向けた農林水産技術の開発・普及、農業用水源の確保やかんがい施設の整備など、亜熱帯・島嶼性に適合した農林水産業の基盤整備など、7つの柱を基本として各種施策・事業に取り組んでいるところであります。特に、他産業並みの農業所得の確保を目標とする認定農業者の育成や、亜熱帯地域の特性を生かしたオリジナル品種の育成、県産農林水産物の機能性を活用した付加価値の高い加工品開発など、競争力のある農業を推進しているところでございます。

次に、学校給食における県産食材活用の現状と課題についてお答えします。

平成20年度の学校給食における県産食材の利用状況は、重量ベースで約33%となっております。利用率の高い主な品目としては、ゴーヤー、トウガン、オクラ、モズクとなっており、90%以上が利用されております。

利用状況の課題といたしましては、数量、品質の品ぞろえの確保、天候等により安定した入荷が困難なこと、生産者と調整・検討する場の確保、購入価格などがあります。このため、県では、拠点産地の育成による安定供給の強化、市町村学校給食担当者連絡会議における需要・供給情報の共有化、学校給食と生産者、流通・加工業者のマッチングを行う「地産地消コーディネーター」の配置など、県産食材の利用拡大に取り組んでおります。さらに、平成23年度は「県産農産物付加価値向上推進事業」において、学校栄養士会と連携して加工品開発を行うなど、県産農林水産物の利

用促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 金武正八郎君登壇〕

○教育長（金武正八郎君） それでは離島の振興についての御質問で、修学旅行の行き先についてお答えいたします。

小中学校の修学旅行は、「公立小学校・中学校の修学旅行実施基準」によって実施されており、小学校が本県の範囲内で、中学校が九州の範囲内で実施されるようになってから30年余りが経過しております。なお、昭和61年の基準の一部改正により、旅行地については学校と所管の教育委員会の調整の上、変更も可能となっております。

次に、県立高校の学生寮の現状についてお答えいたします。

現在、沖縄本島には県立高等学校8校に寄宿舎が設置されており、定員648名に対して458名が入寮しております。また、名護市には北部12市町村で構成される北部合同寄宿舎運営協議会が運営する寄宿舎が設置されております。そこでは、定員60名に対して51名の名護市内3高校へ通う離島北部の生徒が入寮し生活しております。

県教育委員会としましては、今後とも離島出身の生徒の入寮を優先した配慮を行うとともに、生徒が安心して学習や生活ができるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、教育行政についての御質問で、本県学生の海外留学状況についてお答えいたします。

国際性に富んだ創造性豊かな人材の育成を図るために、昭和57年より平成21年までの27年間に「国外留学生派遣事業」や「高校生の国外留学派遣事業」等を通して1500名余の高校生や大学生等をアジア、米国、欧州等の海外へ派遣してまいりました。平成22年度は、海外へ留学生を100名派遣したところであります。現在、新たな沖縄振興のための制度提言の中で、万国津梁の精神を持つ人材の育成を目指し、「国際性に富む人材育成留学制度」の創設に向けて取り組んでいるところであり、今後もアジアを初めとする諸外国への留学生派遣の拡充を図ってまいります。

次に、教育事務所の見直しについてお答えいたします。

教育事務所の見直しについては、地方分権の進展等に伴う市町村合併の流れの中、市町村において主体的に地域の実情に応じた教育行政を推進していくことが期待されていることを踏まえ、これまでの教育事務所

のあり方を検討するものであります。教育事務所の見直し方針では、事務事業の見直しを進めながら各事務所の統廃合も含め検討することとしており、那覇教育事務所と島尻教育事務所については、管内市町村の数や推進体制の整備状況、地理的条件等を勘案し統合を検討することとしております。この見直し方針は、今後の方向性を示したものであり、具体的な見直しに当たっては、市町村教育委員会等との調整も図ってまいりたいと考えております。

次に、公立幼稚園への低年齢児受け入れについてお答えいたします。

公立幼稚園は、入園を希望する満3歳から幼児を受け入れることが学校教育法に示されております。そのため、満3歳から5歳までの幼児一人一人に応じた質の高い幼児教育を推進するため、「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」の中に3年保育の促進を位置づけております。また、設置主体である市町村に対し「幼児教育政策プログラム」の策定を依頼し、3年保育の実施について働きかけているところであり、現在、公立において3年保育実施園が240園中9園、2年保育実施園が84園、私立幼稚園の3年保育実施状況は、私立の35園すべてで実施しております

県教育委員会としましては、今後とも市町村と連携し3年保育の実施を促進するなど、幼児教育の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

〔観光商工部長 勝目和夫君登壇〕

○観光商工部長（勝目和夫君） 海洋政策についての中、本県の海洋資源とその価値の認識についての御質問にお答えします。

県では、平成15年から平成17年度まで学識経験者等で構成する検討委員会で海洋資源の開発及び利用等に関する基本調査を行いました。その結果、本県周辺海域には石油、天然ガス、熱水鉱床等の海洋資源賦存の可能性が大きいということが示されております。また、平成21年3月に国が策定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」では、海洋資源量の把握、海底熱水鉱床の発見調査、試掘調査や経済性評価等を平成30年度までに行うとする計画が示されております。

現在、同計画に基づき、本県周辺海域においても独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び独立行政法人海洋研究開発機構により詳細な調査が行われております。

沖縄県は、海洋資源は有望な資源であると認識しており、「沖縄21世紀ビジョン」においても、海洋資源

の開発・利用を促進し、関連する海洋産業を振興することとしており、今後関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

同じく海洋政策について、海洋エネルギー研究施設等の計画を国に働きかけることについての御質問にお答えします。

県は、沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力の一つとして、昨年11月17日に久米島町において海洋エネルギーに関するワークショップを開催いたしました。ワークショップでは、ハワイ州政府や日米の民間企業、大学等が参加し、海洋温度差発電に取り組む意義や課題等について活発な意見が交わされました。また、ことし3月下旬にはハワイ州において2回目のワークショップを開催し、関係機関と海洋温度差発電の実証事業の可能性について議論を交わす予定であります。

県としましては、このワークショップを通して日米両政府やハワイ州と情報を共有するとともに、ハワイ州との共同研究の実現を働きかけていきたいと考えております。

なお、具体的な施設の計画等については、ワークショップなどを通して検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 知事にお伺いします。

本来なら知事にお答えいただきたかったのが1つあるんですが、総合安全保障にかかわる調査研究の立ち上げですね。これは去年、私、沖縄のいわゆる県民の安全保障に対していろんな情報収集、そして分析、それをやる部門が必要じゃないかということを申し上げたことがあったんですが、それとの関連ですごく期待をいたしております。それで、これは今まで何度か出たんですけれども、今、知事の中で、構想の中で、もう一度どの程度のものとして今考えておられるのかお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 先ほど来、知事公室長が答弁いたしておりますが、沖縄をめぐる防衛問題に係る安全保障といいますか、これを県は県なりにいろんなデータを収集し予測をし、しっかり我々の安全保障に係る考えをもう一度取りまとめる必要があるというのが第一ですね。そしてそれをベースにしながら我々の21世紀ビジョンの方向、そしてまた、現実の基地問題がどちらかといえば基地の日々のオペレーションに伴う事件・事故もみずから言うのもなんですが、のれんに腕押し、馬耳東風のような世界がなかなか改善され

ない。そういうことも含めてもう一度きちっと我々が今抱えている基地問題を一步でも二歩でも改善するために、やはりもう一度きちっとした体制、データを含めやって、日米両政府とある意味で意味のあるテーブルづくりに貢献したいという、これは防衛絡みのものが一つ、米軍基地に絡むものが一つ、さらにまた最近では、島嶼防衛とかといって防衛白書、それから民主党が初めて出した防衛大綱などなどが出てきています。そういうものも踏まえるとダイナミックに動いていいますから、それをちゃんとフォローできる知識と経験と内容の集積をできる組織もつくりたい。恐らくこれは人材のアウトソーシング的なオープンな組織になるだろうと思っています、これが一つ。

あわせて、やっぱり最近、気候変動でしょうか、いろんな大型台風とか地震、津波、これは海の県としては東南アジアでこの何年か起こっている災害というのは他人事ではないと思います。ですから、あらゆる情報を集め、我々はそれを可能な限り予測し、被害を最小限にとどめる手は打てるだけ打つということをしっかりやる必要があるというこの大規模自然災害に対する対応、特に海洋的な観光県としてはこれはしっかりやっていかないとだめだと。さらに、まさしく世界をめぐるインターネット、金融危機、さらにはインフルエンザなどなど、いろんな面で我々を取り巻く情報というか、いろんな世界的な難しい部分のとりまえ方をしっかり我々は持ってないとだめだと。危機管理的な観点からも、そしてその対応の練習・訓練もしっかりやるためにもそういうものを集めておく必要がある。これは言い出せば切りがないほどいろんな側面が実はあります。食料の自給率、エネルギーの自給率も含めて総合安全保障といいますか、総合安全・安心システム、データ取り、そしてそれへの対応、いろんなことを考え実行していく組織をつくりたいということでございます。前に議員から伺ったものと相通ずる部分がかなりあるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 午前中、玉城議員からもそれに似たようなことがありましたが、アメリカに人材を送っていかないといけないんじゃないかと。それで、その安全保障にかかわる情報の収集、分析、判断、すごく重要だと思うんです。たまたまこれは21日にアメリカのワシントンで、太平洋軍司令官がアジア会議ということでスピーチをしているものをネットでちょっと私、拾ったんですけれども――地元の記事とか本土紙にも出てないんですが――これはどういうことを言っ

ているかという、中国の今回の尖閣諸島でのいろんな事件、あるいは南沙諸島での中国のさまざまな動き、それに対してアメリカは、海軍と空軍をしっかりと連携をさせて、そこに海兵隊も加えて体制を整えて、島嶼防衛に備えていくと。それを重大な一つの事項として発表しているんですね。ですから、海兵隊もそこに加えてやっていくと。特に西太平洋を中心にやっていくと。そういうことをたまたま拾ったわけなんです。

片や地元紙の北米在住の記者からは、いわゆる海兵隊無用論、不要論、撤退論が新聞にいろいろ出たりしています。そういう意味ではこれも相反する情報なんですね。ですから、そこはやはりこの安全保障にかかわる情報というのは、しっかりと県みずからがそういう機関を持って収集、分析、判断をしていかないといけないと思うんです。ですからそういう意味でぜひとも今回の知事の構想、プロジェクトをしっかりとしたものにつくり上げていただきたいと思います。要望いたします。

それともう1点、知事にお伺いいたします。

総合事務局の問題で、アクションプランの政府の会議ですか、公聴会に行かれて沖縄の考えを先ほど述べてこられたとおっしゃっていました。沖縄として総合事務局に関する知事の考え方を述べられたと思うんですが、具体的に例えばどのようなことを政府に述べられたのか、そこを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） これは地域主権大臣、担当大臣としての今の総務大臣がまとめ役もやっておられた小さい会合です。ただ、それに至るまでのこの一、二年、知事会でも地域主権とか、それから道州制とかいろいろな議論がこれまでなされてきた中で、やっぱり出先機関は無論役目が終わったものも、まだ続いているものもあり、終わったものもありいろいろあるでしょうと。しかし、やっぱり権限移譲というのはしっかりと国から県へ、県から市町村へといいますか、やるべきものはやって効率性、それから地域主権というものをしっかりと確立していく、とうとうたる流れが紆余曲折はあるんですがやっぱりあると思います。

そういう中で私は、総務大臣といいますか地域主権大臣に個別にお目にかかる時も、たまにそういう意見交換をしたりしてまして、この間の会合そのものは、九州の皆さんの考え、それから大阪府を中心とする関西連合の考えが主でして、私のほうは沖縄県単独ですから特にその場では新しいことは申し上げておりませんが、沖縄の中でも総合事務局はかなりしっかり

と仕事をしてきていただいたんですが、40年たつとやっぱり県と重なる部分がかかなり出ている。ある意味で時間の問題かもしれないんですが、役目は終わりつつあるという見方もかなりあるということなどは申し上げました。ただ、権限移譲というのはそればかり移譲されても、人、それから能力、それから組織、お金、いろいろありますので、ただ沖縄の場合はもう少しコンセンサスづくりが必要かもしれないということも加えました。ただ、この二、三年で法制化してきちっと前へ進めようという動きは特に九州地域が強く、先へ進んでいる印象を受けました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 総合事務局の件なんですけれども、24年に法制化で26年から実施という方向が、総合事務局じゃなくて出先機関の問題であると思うんですが、例えばこれもアクションプランのほうで移行していくに当たって、例えば人材を地方に移管するとか、そのときの要員・規模の決め方とかいろんな処遇のあり方とか、そういうこともろもろ出てくると思うんですが、そこら辺の具体的な受ける側の、県側の準備というのはいつごろからそういう準備を始めることになるのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 確かにこのスケジュールでいきますとかなり急ピッチに我がほうの受け入れ体制、そのほうは少し検討しなければいけません。4月以降、企画部、総務部を中心にそのプロジェクトチームを立ち上げたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 企画部長にお伺いいたします。

まず、鉄軌道の件なんです、企画部長、何度か何人かの議員の皆さんへの答弁の中で少し思ったんですが、企画部長の中にはもう鉄軌道をもしやるとするんだったら、次世代の路面型のLRTじゃなくて、いわゆる鉄軌道のほうがいいんだというか、そういうふうな思いになっていらっしゃるのでしょうか。少しそれを感じましたので。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 代表質問、一般質問の中で幾つか質問をいただきまして、その中でお答えした内容は、昨年県で実施をした中南部の基地跡地の利活用を踏まえた公共交通システム、その軌道系交通を含めた公共交通システムの調査結果について、那覇から沖縄市に至る路線についてはどれがいいかという比較の中で、長距離については鉄道だねという一つの見解

が得られたというふうなことはお話し申し上げました。

ただ、LRTとこの鉄軌道は、それぞれやはりその持ち味といいますか、それが異なるものだというふうに理解しております。今、いろんなところでLRTの導入について検討がされているわけでございますけれども、まちづくりとか公共交通の利便性の向上の面で見た場合に、やっぱり表定速度が少し低いというようにところで、その抜本的な渋滞緩和というよりは、やはりまちづくりというようにところでの使い方はLRTが向いているのかなというふうな一つの評価がございました。

ただ、その大量・定時・定速というふうな観点でいいますと、やはり鉄道にはなかなかかなわないと、そういうふうなのが一つの調査結果として出たということです。ただ、それでも莫大な投資額が必要になるというふうな課題もございます。そういうふうなものを列記をしてその調査結果をお示ししたというふうなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 部長、LRTは、市街地はいわゆる路面電車で走って、郊外に出るといわゆる鉄軌道になることが可能だということは御存じですよね。それは大丈夫ですね。

あと1点、政府も今年度も次年度も予算を4000万つけて調査をやると思うんですが、ある新聞の記事によると、内閣府は調査はあくまでも調査であって、実現に持っていくかどうかはわからないと。そういうことも書かれているわけです。そういう意味で、国は県よりも多額の予算をつけて調査をやるんですが、いわゆるこれを国の事情で、予算の事情で、いや、調査はしてみたけれどもこれはとても採算とれないと、沖縄には合わないよと、そういうことになりかねない部分もあるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺は部長はどうお思いでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 現在、国のほうで鉄軌道に関する調査を実施しております。22年度、23年度2カ年の調査の予定で、今、議員が言われるようなことは全く耳にしたことはないわけでございますけれども、国のほうが今やっている調査は、まず1年目は、まず基本的な前提となる将来人口だとか、土地利用の主導権の設定、それから県民や観光客のニーズというふうな形で需要予測モデルをつくるというのが今年度調査の目標です。

次年度は、これに基づいて交通システムの比較検討

を行う予定というふうなことになっておりまして、その調査を肅々と国のほうでもやられているというふうに理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 このLRTに関しては、民間のNPOの皆さんが長年かけてずっと情熱を持ってやってきているんですね。そこは彼らも蓄積がありますので、ぜひ県としても活用していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あともう1点部長にお伺いしたいんですが、先ほど離島への中学生の体験旅行ですか、あったと思うんですが、これの結果を感想を聞かせていただけますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これは今年度補正予算で実施をした事業でございましたけれども、事業内容としては、本島の小学生、本年度は試験的に160名、これを5島に小規模離島を中心にして選定をしまして、民泊、それから体験滞在事業を実施をする地域に派遣をしております。その中で、各離島で子供たちは参加をして、その子供たち、それからまた引率した先生、離島関係者からかなりいい評価をいただいております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 教育長にお伺いします。

修学旅行の件なんですが、今の部長の事業の結果、すごく子供たちは喜んでいるんですよ。それで、本島の子供がやはり沖縄の離島に行く方向に修学旅行も持っていくべきだと思うんですね。これはそれなりの価値があると思うんです。ただ、修学旅行の中身、内容というか計画が硬直化していて、なかなか末端の学校で動かせない。同じ状況でずっと来ていると。だから、そこは発想を柔軟にして、本島の子供たちが修学旅行で近隣の離島に行けるような方向に努力すべきだと思うんですが、それをやることによって離島がまた本土からの学生を呼び込めるような下地ができてくると思います。それに関して一言。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 修学旅行の行き先につきましては、小学校は沖縄本島内、それから中学校は九州の範囲で行うということですが、その目的地につきましては、学校とそれからその所管をしている教育委員会に変更することもできると。旅行は、基本的には学校がその目的、それから学習効果、子供たちの実態等を踏まえて目的地を自由に決めることができます。ですので、特に法令的に私たちがやらなくても

大丈夫ですけども、しかし、やはりおっしゃるように離島の豊かな自然やすばらしい文化に触れる機会を持つのは大事なことだと思いますので、そういうことは各校長会とかそういうところに呼びかけたり、そしてもう一つは、特にその縛りが大きいという点がございましたら、目的地については市町村教育委員会で決めると。県全体で決めないというそういう方向も検討してまいりたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 公立幼稚園の3年保育の件なんですが、先ほど秋田のお話であったんですが、秋田はほとんど幼稚園は3年保育になっているということがありました。それで、沖縄の公立の幼稚園もやはり前からいろんな皆さんが3年保育に持っていくべきだというふうには言っているんですが、そこら辺、これはずっと言われていますから、具体的にどういう働きかけを自治体に、あるいは国に県の教育庁がやったのか、そこをちょっと聞かせてもらえますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） 3年保育につきまして、設置者である市町村がこれは行うことでございますので、私たちとしては市町村に3年保育をぜひ促進していただきたいということはいろんな形お互いに連携をとりながら進めております。

ただ、御承知のとおり本県の幼稚園教育は戦後の歴史的背景から1年保育が主流であります。特にまた公立です。他府県は御承知のとおり全部私立で3年保育をやっています。沖縄県も私立は35園ありますけれども、すべて3年保育をやっています。そういういろんな状況がありますが、やっぱり根本的な原因は、3年保育の実施については施設・設備や人的配置等財政面で、そしてもう一つは沖縄の保育園、5歳以上は幼稚園ですけども、その前の2年間の幼稚園の競合等が考えられるものと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 もう1点、留学生についてなんですが、前、私、この問題を取り上げまして、中国への留学生が1人しかいないじゃないかとそれを申し上げました。今後の沖縄のことを考えたら、やはり沖縄の将来を背負って立つ青年、そこはそういうところに留学させていくことが沖縄のためになるんだというか、戦略的な発想が働いてもいいと思うんですね。その部分は教育長の中にそういう観点というのはあるのか。それともこういうのはなしでいいのか、留学に関しては。そこを教育長の考え方をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（金武正八郎君） これからやはり中国、そしてインドの目覚ましい経済的發展、それから東南アジア諸国のいろんな面での活躍等、やはりまた近隣でもありますし、沖縄県から東南アジアを初め中国の高校生が行って、そこで交流をしたり、その文化を学んだりすることは大変重要なことだと思っております。それで、国際性に富む人材育成留学制度というのを今回国の振計のほうにのせるように今取り組んでおりますけれども、その中でも特にアジアのほうに高校生が、また大学生・大学院生が行けるように重点的に取り組んでまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣安弘君。

○新垣 安弘君 観光商工部長、海洋温度差発電の件でちょっとお伺いします。

私も久米島のワークショップの翌日の全国大会に参加したんですが、そのときにハワイから来た方が一言話していたんですね。ロッキード社がすごくこれに関心を持っていると。ねらいは何かといたら、グアムとか米軍基地のあるところの電力の供給、そして水の供給、そういう意味でこの温度差発電がすごく適しているとそういうことを言っていました。ですから、そういう点で久米島も今度ハワイと姉妹交流もやりまし、この事業は動いていますから、ぜひ久米島の海洋深層水の施設、あるいは温度差発電に向けての意欲は持ち続けてもらいたいと思うんですよ。国のほうも温度差発電は、いわゆる沖縄以北のほうでは余り使いものにならないからということで消極的な部分もあるらしいんですが、ただこれは技術として日本が持つと、海外にも使えることですから、そういう意味でぜひ企画部長、そして観光商工部長、久米島にこの温度差発電の国の最初のプロジェクトを引っ張ってくるんだというか、それぐらいの情熱を、意欲を持ち続けてもらいたいし、それに関して一言決意をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 観光商工部長。

○観光商工部長（勝目和夫君） 今、議員おっしゃっておられましたとおりハワイとのワークショップを今やっております、久米島で一応開催しました。その中で、やはり久米島に設置されている海洋深層水の冷却施設などは施設内で賄っていたり、つまりそういう温度差発電、そういうものが非常に効果があるという意見交換等があり、これをやはり研究をどんどん協力してやっていこうという話などはやっております。

具体的な施設につきましては、佐賀大につきましては30キロワットで非常に小さ過ぎて、やはり新たな

ろんな施設が今後必要だということなどは話し合っていますけれども、具体的な施設の計画についてはさらにワークショップ等で研究して対応していきたいというふうに思っています。

○新垣 安弘君 関係あるんじゃないですか、一言。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 御指名ですので、今、観光商工部長からもございましたけれども、企画部のほうでも協力をしてやっていきたいと思います。久米島町のほうでは海洋深層水複合利用推進協議会というふうなものを設置をして、これにまた県の職員も派遣を

して、その辺の議論を進めておりますので、企画部としても協力できるところはまた協力したいと思えます。

○新垣 安弘君 どうもありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、28日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時37分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 比 嘉 京 子